官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○所得税法等の一部を改正する法律（一二）　二
○財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（一三）　三
〔政　令〕
○所得税法施行令の一部を改正する政令（九三）　三
○法人税法施行令及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（九四）　四
○地方法人税法施行令の一部を改正する政令（九五）　四
○消費税法施行令の一部を改正する政令（九六）　四
○国税徴収法施行令の一部を改正する政令（九七）　五
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（九八）　五
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（九九）　七
○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇〇）　八
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（一〇一）　八
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇二）　八
○復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（一〇三）　九
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇四）　九
○防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（一〇五）　九
○防衛特別所得税に関する政令（一〇六）　九
○所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置に関する政令（一〇七）　九
○消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（一〇八）　一〇
○国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇九）　一〇
〔府　令〕
○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三〇）　一六
○総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（同三一）　一八
〔府令・省令〕
○産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　二〇
〔復興庁令〕
○福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（復興庁二）　二四
○東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（同三）　二五
〔省　令〕
○東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（総務五二）　二五
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務三）　二五
○所得税法施行規則の一部を改正する省令（財務一七）　二五
○法人税法施行規則等の一部を改正する省令（同一八）　二六
○消費税法施行規則等の一部を改正する省令（同一九）　二七
○国税徴収法施行規則の一部を改正する省令（同二〇）　二七
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（同二一）　二七
○税理士法施行規則の一部を改正する省令（同二二）　二八
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二三）　二九
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二四）　三〇
○復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令（同二五）　三一
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二六）　三四
○防衛特別所得税に関する省令（同二七）　三五
○国税質問検査章規則の一部を改正する省令（同二八）　三一
○減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（同二九）　三六
○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（同三〇）　三三
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七〇）　三三
○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（同七一）　三六
○医療法施行規則の一部を改正する省令（同七二）　三九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**三三）　三三一

○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（**同**三四）　三三二

○国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令（**同**三五）　三三三

〔**法規的告示**〕

○非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準の一部を改正する件（**内閣府**二八）　三三五

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の三第一項第一号及び第十七条の三第一項第一号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区域の件等を廃止する告示（**復興庁**七）　三三六

○租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（**総務**一五三）　三三七

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示の一部を改正する告示（**総務・文部科学**一）　三三八

○所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（**財務**八八）　三三九

○法人税法第八十二条の三第七項の規定に基づき財務大臣が指定する国又は地域を指定する件（**同**八九）　三四〇

○法人税法施行規則第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（**同**九〇）　三四一

○消費税法施行令第二条の四第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**九一）　三四二

○消費税法施行令第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八条の二第三項、第五十八条の三第三項、第七十条の十三第二項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行規則第五条第三項、第十六条第三項及び第二十六条の七第四項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（**同**九二）　三四三

○事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（**財務・経済産業**三）　三四四

○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（**同**四）　三四五

○消費税法施行規則第五条第一項第一号の規定に基づき国税庁長官が指定する書類を定める件（**国税庁**一）　三四六

○消費税法施行令第四十九条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する者を定める件の一部を改正する件（**同**二）　三四七

○租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件（**同**三）　三四八

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項及び第三十八条の四十八第五項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び第七条の四第四項、消費税法施行規則第二十三条の四第五項並びに防衛特別法人税に関する省令第五条第六項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（**同**四）　三四九

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（**同**五）　三五〇

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件（**同**六）　三五一

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める場合を定める件の一部を改正する件（**同**七）　三五二

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件の一部を改正する件（**同**八）　三五三

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等及び国税庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件（**同**九）　三五四

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第五項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（**同**一〇）　三五五

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第四十二項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件（**同**一一）　三五六

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**一二）　三五七

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十六項に規定する国税庁長官の定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**同**一三）　三五八

○法人税法施行規則第五十九条第三項の表の第一号の上欄に掲げる書類を定める件の一部を改正する件（**同**一四）　三五九

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第七項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（**同**一五）　三六〇

○国税徴収法施行規則第一条の五第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件の一部を改正する件（**同**一六）　三六一

○国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（**同**一七）　三六二

○租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件
（**厚生労働**一七六）　三二六

○租税特別措置法施行令第四十二条の七第一項に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件（**同**一七七）　三二七

○法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準の一部を改正する件（**厚生労働・農林水産**一）　三二八

○事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示の一部を改正する告示
（**厚生労働・経済産業・国土交通**一）　三二八

○租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件
（**農林水産**四七四）　三二九

○中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示の一部を改正する告示
（**経済産業**四四）　三二九

○平成二十一年経済産業省告示第六十八号の一部を改正する件（**同**四五）　三二九

○事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示の一部を改正する告示
（**同**四六）　三二九

○租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の二第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示（**同**四七）　三三〇

○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（**同**四八）　三三〇

○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（**同**四九）　三三一

○国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示
（**同**五〇）　三三二

○平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号の一部を改正する件
（**経済産業・国土交通**四）　三三六

○平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号の一部を改正する件
（**同**五）　三三九

○租税特別措置法施行規則第十八条の四第六項第二号、第十八条の二十一第八項第一号ヌ、第十八条の二十五第十一項第一号及び第十九条の十一の四第三項第一号ハの規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を定める件
（**国土交通**四七五）　四〇〇

○租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項第十三号ハ、第十四号ニ及び第十五号ニ並びに第九項第一号ニ及び第二号ホ並びに第二十一条の十九第二項第十三号ハ、第十四号ニ及び第十五号ニ並びに第十項第一号ニ及び第二号ホの規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を定める件（**同**四七六）　四〇三

○租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項第一号リの規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を定める件
（**同**四七七）　四〇六

○令和四年国土交通省告示第四百二十二号の一部を改正する件（**同**四七八）　四〇六

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件
（**同**四七九）　四〇七

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十号の一部を改正する件
（**同**四八〇）　四〇七

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十一号の一部を改正する件
（**同**四八一）　四〇八

○令和四年国土交通省告示第四百二十三号の一部を改正する件（**同**四八二）　四〇八

○昭和五十四年建設省告示第七百六十八号の一部を改正する件（**同**四八三）　四〇八

○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件
（**同**四八四）　四〇八

○平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号の一部を改正する件
（**同**四八五）　四〇八

○平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を改正する件（**同**四八六）　四〇九

○平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号の一部を改正する件
（**同**四八七）　四〇九

○平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する件（**同**四八八）　四〇九

○平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号の一部を改正する件
（**同**四八九）　四〇九

○平成二十八年国土交通省告示第五百八十六号の一部を改正する件
（**同**四九〇）　四〇九

○平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号の一部を改正する件
（**同**四九一）　四〇九

○平成二十九年国土交通省告示第二百八十号の一部を改正する件
（**同**四九二）　四〇九

○令和四年国土交通省告示第四百五十六号の一部を改正する件（**同**四九三）　四一〇

○令和四年国土交通省告示第四百五十五号の一部を改正する件（**同**四九四）　四一〇

○平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を改正する件
（**同**四九五）　四一〇

○平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号の一部を改正する件
（**同**四九六）　四一〇

○平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件
（**同**四九七）　四一〇

○平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する件
（**同**四九八）　四一〇

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○令和六年国土交通省告示第三百五号の一部を改正する件（**同**四九）　四五
○令和六年国土交通省告示第三百四号の一部を改正する件（**同**五〇〇）　四五〇
○平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を改正する件（**同**五〇一）　四五〇
○平成十四年国土交通省告示第二百七十一号の一部を改正する件（**同**五〇二）
○平成二十六年国土交通省告示第千百八十三号の一部を改正する告示（**同**五〇三）

〔その他告示〕

○租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた告示等の一部を改正する件（**内閣府・国家公安委・総務・法務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　四五三
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**財務**九三）　四七一
○法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**同**九四）
○租税特別措置法施行規則第五条の七第二十一項第一号イ及び第二十条の二第二十一項第一号イに規定する指定大学等に係る経済産業大臣が定める要件（**経済産業**五一）　四七一
○平成二十八年国土交通省告示第千百七号等を廃止する告示（**国土交通**五〇四）　四七三

本号で公布された法令のあらまし

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第十二号）（財務省）

第１　所得税法の一部改正

１　基礎控除について、次の見直しを行う。（第八十六条、第二百三条の三、別表第二～別表第四、附則第十一条、第十二条関係）

⑴　合計所得金額が二千三百五十万円以下である個人の控除額を四万円引き上げる。

⑵　⑴の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行う。

⑶　公的年金等で一定のもの（以下「特定公的年金等」という。）の支払者が令和八年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする場合において、令和八年中の特定公的年金等に係る所得税等の額の合計額が⑵の金額の引上げ等の適用があるものとした場合におけるその特定公的年金等に係る税額の合計額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税等に充当すること等とする。

２　給与所得控除について、次の見直しを行う。（第二十八条、別表第二～別表第五関係）

⑴　最低保障額を六十九万円（改正前：六十五万円）に引き上げる。

⑵　⑴の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の見直しを行う。

３　扶養親族等の範囲について、次の措置を講ずる。（第二条関係）

⑴　勤労学生の合計所得金額要件を八十九万円以下（改正前：八十五万円以下）に引き上げる。

⑵　同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を六十二万円以下（改正前：五十八万円以下）に引き上げる。

４　ひとり親控除について、次の見直しを行う。（第八十一条、第二百三条の三関係）

⑴　控除額を三十八万円（改正前：三十五万円）に引き上げる。

⑵　⑴の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行う。

５　総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産について、次の措置を講ずる。（第二十二条、第三十三条、第六十九条関係）

⑴　五年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上二分の一とする措置を適用しない。

⑵　その暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しない。

⑶　その暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額について、他の総合課税の対象となる各種所得との損益通算を適用しない。

⑷　その他所要の措置を講ずる。

６　その年中の給与所得控除額とその年中の公的年金等控除額との合計額が二百八十万円を超える場合には、当該公的年金等控除額から当該超える部分の金額を控除する。（第三十五条関係）

７　小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける場合を加える。（第百二十条関係）

８　その他所要の規定の整備を行う。

第２　法人税法の一部改正

１　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行う。（第八十二条の三関係）

⑴　特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が次に掲げる要件その他の要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係るグループ国際最低課税額及びその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準を設ける。

イ　その国又は地域の租税に関する法令（令和十一年一月一日前に制定されたものに限る。ロにおいて同じ。）において、百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

ロ　その国又は地域の租税に関する法令において、他の会社等に持分を直接又は間接に有される会社等（以下「子会社等」という。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない場合その他の場合において、その子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であって、原則としてその子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること。

⑵　その他所要の措置を講ずる。

２　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税について、次の見直しを行う。（第八十二条の十一関係）

⑴　特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が、その国又は地域の租税に関する法令（令和八年一月一日において施行されていたものに限る。）において百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていることその他の要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額には、その最終親会社等の所在地国に係る部分の金額を含まないものとする適用免除基準を設ける。

⑵　その他所要の措置を講ずる。

第３　消費税法の一部改正

１　国境を越えた電子商取引に係る課税の対象について、次の見直しを行う。

⑴　資産の譲渡等のうち、通信販売の方法として一定の方法による国内以外の地域に所在する資産（一の資産について対価の額が一万円以下であり、かつ、国内以外の地域から国内に宛てて発送されるものに限る。）の譲渡（以下「特定少額資産の譲渡」という。）について、国内において行われたものとする。（第二条、第四条関係）

⑵　保税地域から引き取られる課税貨物のうち、３⑴イの登録を受けた事業者（以下「特定少額資産販売事業者」という。）が行う特定少額資産の譲渡に係る課税貨物（次に掲げる事項が当該課税貨物の輸入申告書等に付記されているものに限る。）については、消費税を免除する。（第八条の二関係）

イ　当該課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ　当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

⑶　簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものを除外する。（第三十七条関係）

⑷　事業者（免税事業者を除く。）が、特定少額資産の譲渡を行った場合において、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の保税地域からの引取りについて当該課税貨物に消費税が課されたときは、当該課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなった日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税貨物に係る特定少額資産の譲渡に係る消費税額の合計額を控除する。（第四十条関係）

２　資産の譲渡に係るプラットフォーム課税制度を次のとおり創設する。（第十五条の三関係）

⑴　次に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について⑵の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「第二種プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行ったものとみなす。

イ　国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。）

ロ　事業者が行う特定少額資産の譲渡

⑵　国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して行われる⑴イ及びロに掲げる資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が五十億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を第二種プラットフォーム事業者として指定をするものとする。

⑶　⑵の指定を受けるべき者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

⑷　国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、当該第二種プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等について速やかに公表しなければならないこととし、当該通知を受けた第二種プラットフォーム事業者は、⑴の適用対象となる事業者に対して、⑴が適用されることとなる旨及びその年月日を通知するものとする。

⑸　⑴の適用を受ける第二種プラットフォーム事業者は、⑴イの国外事業者が国内において行った課税仕入れ及び当該国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、⑴により第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる⑴イに掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめ当該国外事業者の承諾を得て、当該第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除の適用を受けることができる。

⑹　第二種プラットフォーム事業者は、確定申告書に⑴の対象となる金額等を記載した明細書を添付しなければならない。

⑺　その他所要の措置を講ずる。

３　特定少額資産販売事業者登録制度を次のとおり創設する。

⑴　特定少額資産販売事業者登録制度（第二条、第九条、第五十七条の七関係）

イ　特定少額資産の譲渡を行う事業者（免税事業者を除く。）であって、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について１⑵の適用を受けて他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出して税務署長の登録を受けることができる。

ロ　税務署長は、イの登録を受けた特定少額資産販売事業者の氏名又は名称及び登録番号等の一定の事項を登録後速やかに公表しなければならない。

ハ　特定少額資産販売事業者が登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該登録は、その効力を失う。

ニ　特定少額資産販売事業者については、事業者免税点制度を適用しない。

⑵　特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡を行った場合には、当該特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書等に次に掲げる事項を記載し、又は記録し、かつ、当該特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又はその者の輸入の申告を代理する通関業者に対し、当該事項を通知しなければならない。（第五十七条の八関係）

イ　当該特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ　当該資産が当該特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

⑶　特定少額資産販売事業者が行った特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、当該資産が特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等を輸入者等に交付し、若しくは提供し、又は⑵イに掲げる登録番号若しくは当該登録番号と誤認されるおそれのある番号及び⑵ロに掲げる事項を輸入者等に通知することを禁止する。（第五十七条の九関係）

⑷　罰則の適用対象に、⑶に違反して仕入書等の交付等をした者を加える。（第六十五条関係）

⑸　その他所要の措置を講ずる。

４　専修学校を設置する者が当該専修学校の専攻科における教育として行う役務の提供について、消費税を非課税とする。（別表第二関係）

５　その他所要の規定の整備を行う。

第４　国際観光旅客税法の一部改正

１　国際観光旅客税の税率を本邦からの出国一回につき三千円（改正前：千円）に引き上げる。（第十五条関係）

２　国税の犯則調査手続の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。（第二十七条関係）

第５　国税通則法の一部改正

１　特定少額資産販売事業者が行った特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産が特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等の輸入者等への交付等に関する税関職員による消費税の調査に係る質問検査権の規定を整備する。（第七十四条の二関係）

２　国税の犯則調査手続について、次の見直しを行う。

⑴　電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずる。

イ　当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法（電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（以下「電磁的記録提供命令」という。）をすることができる。また、その命令違反に対する罰則を設ける。（第百二十七条の二、第百三十条、第百三十二条関係）

㈠　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

㈡　電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

ロ　当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、その必要がなくなったときは、自ら又はその命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。また、その命令違反に対する罰則を設ける。（第百二十七条の二、第百三十条、第百三十二条関係）

ハ　当該職員は、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録について、その内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。（第百三十七条関係）

ニ　当該職員は、電磁的記録提供命令の許可状の提示をするため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居等に入ることができるとともに、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。（第百三十九条関係）

㈠　錠を外すこと。

㈡　何人に対しても、当該職員の許可を受けないでその提示をする場所に出入りすることを禁止すること。

㈢　㈡の処分に従わない者について、これを退去させ、又はその提示が終わるまでこれに看守者を付すること。

ホ　当該職員は、電磁的記録提供命令をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。（第百四十条関係）

ヘ　当該職員は、電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。（第百四十一条関係）

ト　当該職員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。（第百四十五条関係）

チ　当該職員は、電磁的記録提供命令（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）により提出させた記録媒体につき留置の必要がなくなった場合において、当該電磁的記録提供命令を受けた者と当該記録媒体の保管者等が異なるときは、当該電磁的記録提供命令を受けた者に対し、当該記録媒体の交付をし、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。（第百四十六条関係）

リ　当該職員は、電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。（第百四十六条の二関係）

ヌ　当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録についての鑑定を嘱託することができる。（第百四十七条関係）

ル　通告処分により納付すべき金額等の範囲に、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用を加える。（第百五十七条関係）

ヲ　国税局長等は、間接国税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合において、電磁的記録提供命令があるときは、その解除を命じなければならない。（第百六十条関係）

ワ　その他電磁的記録提供命令をする場合における通信履歴の電磁的記録の保全要請、目録の提供、夜間の許可状の提示の制限及び調書の作成について、所要の措置を講ずるほか、記録命令付差押えを廃止する。（第百三十二条、第百三十四条、第百四十三条、第百四十八条、第百五十二条関係）

⑵　許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができる。また、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならない。（第百三十二条、第百四十七条関係）

⑶　通信履歴の電磁的記録の保全要請について、書面により又は電磁的記録により求めることができる。（第百三十四条関係）

⑷　領置目録等について、書面又は電磁的記録をもって作成し、領置物件の所有者等に提供しなければならない。ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。（第百四十三条関係）

⑸　捜索証明書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成するものを提供することができる。ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。（第百五十一条関係）

⑹　質問等に係る調書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができる。また、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該職員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければならない。（第百五十二条関係）

⑺　検察官への引継ぎについて、次の整備を行う。（第百五十九条関係）

イ　犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行う。

ロ　電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならない。

ハ　ロの記録媒体又は電磁的記録が検察官に引き継がれたときは、当該記録媒体は検察官によって押収され、又は当該電磁的記録は検察官がする電磁的記録提供命令により提供されたものと、それぞれみなす。

３　その他所要の措置を講ずる。

第６　国税徴収法の一部改正

１　特定電子移転財産権の徴収手続について、次のとおり整備する。

⑴　特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができる。（第七十二条の二関係）

⑵　徴収職員は、特定電子移転財産権の差押えを解除したときは、滞納者の管理に移さなければならない。（第八十条関係）

⑶　税務署長は、換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならない。（第百二十二条の二関係）

⑷　⑴の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。（第百八十七条の二、第百九十条関係）

２　差押えに係る不動産が売却され、かつ、当該不動産の差押えの解除について滞納者から一定の申出があった場合において、次のいずれにも該当するときは、その差押えを解除することができる。（第七十九条関係）

⑴　当該不動産の売却価額（当該売却価額が当該申出があった時における当該不動産の時価に相当するものとして一定の価額を下回る場合にあっては、当該一定の価額）からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額の国税の納付があったとき。

⑵　国税の徴収上支障がないと認められるとき。

３　その他所要の措置を講ずる。

第７　租税特別措置法の一部改正

１　個人所得課税

⑴　利子所得の分離課税等について、同族会社の株主等がその同族会社以外の法人（以下「特定法人」という。）から支払を受ける社債の利子のうち実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を適用対象から除外し、総合課税の対象とする。（第三条関係）

⑵　上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、一定の投資信託（証券投資信託又は公募公社債等運用投資信託に該当するものを除く。）及びこれに類する外国投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募により行われたものを加える。（第九条の四の二関係）

⑶　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずる。（第九条の八、第三十七条の十四関係）

イ　非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃するとともに、その口座に設けようとする勘定がロ⑷イの未成年者特定累積投資勘定である場合の口座開設可能期間を令和九年一月一日以後の期間とする。

ロ　特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置を講ずる。

⑷イ　非課税口座には、未成年者特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、非課税口座を開設している居住者等がその年一月一日において十八歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられるものをいう。以下同じ。）を設けられる。

⑷ロ　未成年者特定累積投資勘定は、令和九年以後の各年においてのみ設けられることとし、その設けられるべき金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座以外の非課税口座に設けることはできない。また、特定非課税管理勘定は、未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられない。

⑷ハ　未成年者特定累積投資勘定には、株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものの受益権であって一定のもの（以下「特定累積投資上場株式等」という。）のうち次に掲げるもの（ａにあっては累積投資契約により取得したものに限る。）のみを受け入れる。

ａ　その居住者等の非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が六十万円を超えないもの（特定累積投資上場株式等を当該非課税口座に受け入れた場合に、当該合計額及び前年十二月三十一日に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている特定累積投資上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として一定の金額の合計額が六百万円を超えることとなるときにおけるその特定累積投資上場株式等を除く。）

ｂ　その他一定の特定累積投資上場株式等

⑷ニ　未成年者特定累積投資勘定で管理される特定累積投資上場株式等につき支払を受ける配当等及び当該特定累積投資上場株式等の譲渡の対価に係る金銭その他の資産については、非課税口座を開設した居住者等がその年三月三十一日において十八歳である年（以下「基準年」という。）の前年十二月三十一日までは、特定課税未成年者口座（当該居住者等が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所に開設した預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。以下同じ。）において管理しなければならない。

⑷ホ　未成年者特定累積投資勘定で管理される特定累積投資上場株式等は、非課税口座を開設した居住者等の基準年の前年十二月三十一日までは、当該特定累積投資上場株式等を当該非課税口座以外の口座に移管等をすることはできない。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

ａ　当該居住者等がその年三月三十一日において十二歳である年（以下「特定基準年」という。）の前年以前の各年　当該居住者等が、災害、疾病その他のやむを得ない事由（以下「災害等事由」という。）に基因して当該未成年者特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等及び特定課税未成年者口座内の金銭その他の資産の全てを払い出す場合

ｂ　当該居住者等の特定基準年以後の各年　ａに定める場合及び当該居住者等が、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に特定累積投資上場株式等の移管等を依頼する旨、当該移管等の基因となる事由（当該居住者等の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）その他の事項を記載した書類を提出して当該特定累積投資上場株式等の移管等をする場合

(ﾍ)　特定課税未成年者口座内の金銭その他の資産は、当該特定課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年十二月三十一日までは、当該特定課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

a　当該居住者等の特定基準年の前年以前の各年　当該金銭その他の資産を非課税口座における特定累積投資上場株式等の取得のために払い出す場合及び(ﾎ)ａに定める場合

b　当該居住者等の特定基準年以後の各年　ａに定める場合及び当該居住者等が、当該特定課税未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの基因となる事由（当該居住者等の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）その他の事項を記載した書類を提出して当該金銭その他の資産を払い出す場合

(ﾄ)　非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年十二月三十一日までに、当該非課税口座及び特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由（これらの口座内の特定累積投資上場株式等及び金銭その他の資産をこれらの口座から(ﾎ)及び(ﾍ)の取扱いに反する払出しをしたこと又はこれらの口座の廃止（災害等事由によるもの及び出国による非課税口座の廃止を除く。）をいう。以下同じ。）が生じた場合には、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止の際、特定累積投資上場株式等の譲渡又は特定累積投資上場株式等に係る配当等の支払があったものとして、次の金額に対して百分の十五の税率により源泉徴収を行う。

a　次に掲げる金額の合計額から、当該非課税口座を開設した日から当該非課税口座を廃止した日までの間に当該非課税口座において取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額等の合計額を控除した金額

(a)　当該開設の日から当該廃止の日までの間に、支払われた非課税口座内上場株式等の譲渡対価の額の合計額及び当該非課税口座から他の保管口座に移管等がされた特定累積投資上場株式等の当該移管等の時における価額の合計額

(b)　当該廃止の日において当該非課税口座において有する特定累積投資上場株式等の同日における価額の合計額

b　当該非課税口座を開設した日から契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座において支払を受けるべき特定累積投資上場株式等に係る配当等の額の合計額

(ﾁ)　(ﾄ)ａの譲渡所得等の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなす。また、(ﾄ)ｂの配当所得の金額から控除することもできない。

(ﾘ)　(ﾄ)により源泉徴収された非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できる。

(ﾇ)　(ﾄ)による源泉徴収を行う金融商品取引業者等は、非課税口座において処理された非課税口座内上場株式等の配当等の額及び譲渡の対価の額その他の事項を記載した報告書を作成し、これを(ﾄ)の契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、当該居住者等に交付しなければならない。

ハ　非課税累積投資契約に係る非課税措置及び特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、金融商品取引業者等が行う基準経過日における非課税口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置を廃止する。

ニ　その他所要の措置を講ずる。

⑷　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を三年延長する。（第二十五条、第六十七条の三関係）

⑸　青色申告特別控除について、次の見直しを行う。（第二十五条の二関係）

イ　十万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従って記録していないもののうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすものを除外する。

(ｲ)　その年において不動産所得を生ずべき事業を営む者　その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が千万円を超えること。

(ﾛ)　その年において事業所得を生ずべき事業を営む者　その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が千万円を超えること。

ロ　五十五万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を六十五万円に引き上げる。

ハ　六十五万円の青色申告特別控除について、対象者をロの見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る一定の帳簿書類につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録等の保存等を行っていること（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）との要件を満たすものとした上、控除額を七十五万円に引き上げる。

(ｲ)　当該帳簿書類に係る電磁的記録等の保存等が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合

(ﾛ)　その年において事業所得等の金額に係る電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録の保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすために必要な措置として一定のものを講じているとともに、その年において当該電子取引を行った場合には一定の方法により当該電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録を保存している場合

ニ　その他所要の措置を講ずる。

⑹　家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を六十九万円（改正前：六十五万円）に引き上げる。（第二十七条関係）

⑺　短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を三年延長する。（第二十八条の四関係）

⑻　給与所得控除の最低控除額等の特例を次のとおり創設する。（第二十九条の四関係）

イ　令和八年又は令和九年における給与等の収入金額が二百二十万円以下である場合の給与所得控除額は、七十四万円とする。

ロ　イの措置に伴い、給与所得の金額及び給与所得者の特定支出の控除の特例の適用がある場合における給与所得の金額の計算等につき所要の調整措置を講ずる。

⑼　山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を二年延長する。（第三十条の二関係）

⑽　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長する。（第三十一条の二関係）

イ　適用対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区の区域内における同法に規定する認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の同法に規定する認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものを除外する。

ロ　適用対象に承認地域経済牽引事業用地整備を行う承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。

ハ　適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。

(イ)　マンションの再生等の円滑化に関する法律の買取請求等に基づく一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する土地等（隣接施行敷地権に係るもの及び施行底地権に係るものを除く。）の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該マンション再生事業の用に供されるものを本特例の適用対象とする。

(ロ)　一定の延べ面積以上のマンションが建築される一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する隣接施行敷地権に係る土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該マンション再生事業の用に供されるものを本特例の適用対象とする。

ニ　適用対象となるマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、マンションの再生等の円滑化に関する法律の売渡し請求に基づくマンション等売却事業（当該マンション等売却事業に係る認定除却等計画等に、マンションを除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるものに限る。）を実施する者に対する土地等の譲渡等で当該譲渡等に係る土地等が当該マンション等売却事業の用に供されるものを適用対象とする。

ホ　次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時において地すべり防止区域等内にある場合には、本特例の適用ができない。

(イ)　都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

(ロ)　都市計画法の開発許可を要しない住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

(ハ)　都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

⑾　マンション再生事業が施行された場合において、その資産に係る権利変換により再生後マンションに関する権利を取得する権利又はその再生後マンションに係る敷地利用権を取得したときは、その権利変換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす等の措置を講ずる。（第三十三条の三、第六十五条関係）

⑿　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の千五百万円特別控除について、次の措置を講ずる。（第三十四条の二、第六十五条の四関係）

イ　適用対象となるやむを得ない事情により土地等がマンションの建替え等の円滑化に関する法律の買取請求等又は補償金の取得により当該マンション建替事業の施行者に買い取られる場合について、対象となる事業をマンション再生事業とする。

ロ　適用対象となるマンション敷地売却事業に係る措置について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当するマンションの敷地の用に供されている土地等が、マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業に伴う売渡し請求又は分配金取得により当該マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業を施行する者に一定の要件の下で買い取られる場合を適用対象とする。

⒀　低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の百万円特別控除の適用期限を三年延長する。（第三十五条の三関係）

⒁　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を二年延長する。（第三十六条の二、第三十六条の五関係）

⒂　一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、同族会社の株主等が特定法人から交付を受ける社債の償還金のうち実質的にその同族会社から交付を受けるものと認められる場合における当該償還金を適用対象から除外し、総合課税の対象とする。（第三十七条の十関係）

⒃　特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等を次のとおり創設する。（第三十八条の二、第三十八条の三関係）

イ　居住者等が、暗号資産取引業者に対して暗号資産（その名称が金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して百分の十五の税率により課税する。

ロ　居住者等との間で特定暗号資産についての売買等を行った暗号資産取引業者の国内にある主たる営業所等の長は、当該売買等を行った日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該居住者等の氏名、個人番号、当該特定暗号資産の名称等を記載した報告書を作成し、当該営業所等の所在地の税務署長に提出しなければならない。

ハ　特定暗号資産を暗号資産取引業者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額がある場合には、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後三年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。

ニ　その他所要の措置を講ずる。

⒄　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限を五年延長するとともに、次の措置を講ずる。（第四十一条～第四十一条の二の二関係）

イ　住宅の取得等をして令和八年から令和十二年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

(イ)　(ロ)及び(ハ)以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和八年～令和十二年	二千万円	○・七パーセント	十年

(ロ)　認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和八年～令和十二年	四千五百万円	○・七パーセント	十三年
特定エネルギー消費性能向上住宅		三千五百万円		
エネルギー消費性能向上住宅	令和八年・令和九年	二千万円		
エネルギー消費性能向上住宅（買取再販認定住宅等の取得に係るものに限る。）	令和十年～令和十二年			

(ハ)　既存認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和八年～令和十二年	三千五百万円	○・七パーセント	十三年
特定エネルギー消費性能向上住宅				
エネルギー消費性能向上住宅		二千万円		

ロ　特例対象個人が、認定住宅等の新築取得等をして令和八年から令和十二年までの間に居住の用に供した場合（ハの適用を受ける場合を除く。）の借入限度額を次のとおりとして本特例の適用ができる。

⑴　認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和八年～令和十二年	五千万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		四千五百万円
エネルギー消費性能向上住宅	令和八年・令和九年	三千万円
エネルギー消費性能向上住宅（買取再販認定住宅等の取得に係るものに限る。）	令和十年～令和十二年	

⑵　既存認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和八年～令和十二年	四千五百万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		
エネルギー消費性能向上住宅		三千万円

ハ　特例買取再販住宅の取得、特例既存住宅の取得、特例増改築等及び特例認定住宅等の新築取得等についても、本特例の適用ができる。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える年については、適用しない。

ニ　個人が対象外エネルギー消費性能向上住宅の新築又は対象外エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象外エネルギー消費性能向上住宅を令和十年一月一日以後にその居住の用に供した場合には、本特例の適用ができず、個人が対象エネルギー消費性能向上住宅の新築又は対象エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象エネルギー消費性能向上住宅を同日以後にその居住の用に供した場合には、認定住宅等の新築等に係る措置は適用できない。

ホ　個人が災害危険区域等内において、一定の居住用家屋等の新築（特定建替えを除く。）をし、又は当該居住用家屋等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合における当該居住用家屋等を令和十年一月一日以後にその居住の用に供したときは、本特例の適用ができない。ただし、当該居住用家屋等に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあった場合は、この限りでない。

ヘ　二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

⑱　特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を廃止する。（改正前第四十一条の三の二関係）

⑲　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長する。（第四十一条の五関係）

⑳　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長する。（第四十一条の五の二関係）

㉑　母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する高等職業訓練促進給付金の支給を受けていた者のうち一定の者に対して給付される一定の給付金については、所得税を課さない。（第四十一条の八関係）

㉒　先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、特定暗号資産に係るデリバティブ取引の差金等決済に係る雑所得等を加える。（第四十一条の十四関係）

㉓　公的年金等控除の最低控除額等の特例について、基礎控除の控除額の引上げに伴い、六十五歳以上である居住者が支払を受ける公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行う。（第四十一条の十五の三関係）

㉔　年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限を一年延長する。（第四十一条の十五の五関係）

㉕　令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十六の二関係）

イ　居住者のその年分の合計所得金額が六百五十五万円（令和十年分以後の各年分にあっては、百三十二万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑴　令和八年分及び令和九年分　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ａ　その居住者のその年分の合計所得金額が四百八十九万円以下である場合　四十二万円

ｂ　その居住者のその年分の合計所得金額が四百八十九万円を超える場合　五万円

⑵　令和十年分以後の各年分　三十七万円

ロ　イの措置に伴い、令和九年における公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げ等を行う。

㉖　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十七関係）

イ　本特例のうち、⑴に掲げる特定一般用医薬品等購入費に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、⑵に掲げる特定一般用医薬品等購入費に係る部分はその適用期限を五年延長する。

⑴　その製造販売の承認の申請に際して既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）として一定のものである一般用医薬品等（薬局製造販売医薬品を除く。）に係る特定一般用医薬品等購入費

⑵　⑴に掲げる特定一般用医薬品等購入費以外の特定一般用医薬品等購入費

ロ　本特例の対象となる医薬品の範囲に、次に掲げる医薬品を加える。

⑴　体外診断用医薬品のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のもの

⑵　次に掲げる医薬品である薬局製造販売医薬品

ａ　その製造販売の承認の申請に際して既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）として一定のもの

b　その製造販売の承認の申請に際してａに掲げる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品（ａに掲げる医薬品を除く。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のもの

⑵⑺　特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十八の四関係）

イ　適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を三年延長する。

ロ　適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を三年延長する。

⑵⑻　特定の基準所得金額の課税の特例について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十九関係）

イ　特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が一億六千五百万円（改正前：三億三千万円）を超えるものとするとともに、税率を百分の三十（改正前：百分の二十二・五）に引き上げる。

ロ　基準所得金額の計算について、その対象となる所得の範囲に特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を加える。

⑵⑼　既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限を三年延長する。（第四十一条の十九の二関係）

⑶⑽　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十九の三関係）

イ　改修工事をした家屋が一定の小規模居住用家屋に該当するものであること等の要件を満たす場合における当該改修工事についても、本特例の適用ができる。ただし、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、適用しない。

ロ　本特例の適用期限を三年延長する。

⑶⑴　認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十九の四関係）

イ　個人が災害危険区域等内において、一定の認定住宅等の新築（特定建替えを除く。）をし、又は当該認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合における当該認定住宅等を令和十年一月一日以後にその居住の用に供したときは、本特例の適用ができない。ただし、当該認定住宅等に係る建築確認を受けた時において、当該認定住宅等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあった場合は、この限りでない。

ロ　本特例の適用期限を三年延長する。

2　法人課税

⑴　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行う。（第十条、第十条の二、第四十二条の四、第四十二条の四の二関係）

イ　一般の試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、次のとおりとする。

㈠　その事業年度が設立事業年度である場合及び比較試験研究費の額が零である場合以外の場合の特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合とする。

ａ　増減試験研究費割合が百分の三を超える場合　百分の八・五に、その増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合（百分の十を上限とする。）

ｂ　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合　百分の八・五から、百分の三からその増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（零を下限とする。）

㈡　増減試験研究費割合に応じ特別税額控除割合を上乗せする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長する。

ａ　令和九年四月一日前に開始する事業年度の増減試験研究費割合が零に満たない場合（当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合を除く。）の特別税額控除割合を、百分の八・五から、その満たない部分の割合に三十分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（零を下限とする。）とする。

ｂ　令和九年四月一日以後に開始する事業年度の特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（百分の十四を上限とする。）とする。

(a)　増減試験研究費割合が百分の十五を超える場合　百分の十一・五に、その増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

(b)　増減試験研究費割合が百分の三を超え百分の十五以下である場合　百分の八・五に、その増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

(c)　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合　百分の八・五から、百分の三からその増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（零を下限とする。）

(d)　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

㈢　増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度又は増減試験研究費割合がマイナス百分の四を下回る事業年度の控除上限額の特例について、令和九年四月一日以後に開始する事業年度については、控除上限額に、当期の税額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（ａに掲げる事業年度及び試験研究費割合が百分の十を超える事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては、ａに定める割合と㈡の控除上限額を加算する措置により計算した割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額を加算する措置とした上、その適用期限を三年延長する。

ａ　増減試験研究費割合が百分の七を超える事業年度　その増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（百分の五を上限とする。）

ｂ　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える事業年度（試験研究費割合が百分の十を超える事業年度を除く。）　零から、その満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（百分の五を上限とする。）を減算した割合

㈣　試験研究費割合が百分の十を超える場合の特別税額控除割合を割り増す措置及び控除上限額を加算する措置の適用期限を三年延長する。

ロ　中小企業技術基盤強化税制について、次のとおりとする。

㈠　増減試験研究費割合が百分の十二を超える場合の特別税額控除割合及び控除上限額を加算する措置の適用期限を三年延長する。

㈡　試験研究費割合が百分の十を超える場合の特別税額控除割合を割り増す措置及び控除上限額を加算する措置の適用期限を三年延長する。

ハ　青色申告書を提出する事業者の各事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合において、前三年以内に開始した各事業年度における中小企業技術基盤強化税制による控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額の繰越控除ができる。ただし、繰越控除額については、中小企業技術基盤強化税制と合計して、当期の税額の百分の二十五相当額（ロ㈠又は㈡の措置により控除上限額を加算する措置の適用を受ける場合はその加算後の金額）を限度とする。

ニ　本制度による税額控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額を、それぞれ試験研究費の額又は特別試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

(イ)　国外委託試験研究に係る試験研究費の額又は特別試験研究費の額の百分の五十（令和九年四月一日前に開始する事業年度にあっては百分の七十とし、同日から令和十年三月三十一日までの期間内に開始する事業年度にあっては百分の六十とする。）相当額

(ロ)　国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額又は特別試験研究費の額

(2)　青色申告書を提出する事業者で産業技術力強化法の一部を改正する法律の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間内に産業技術力強化法に規定する重点研究開発計画について同法の認定を受けたもののその認定に係る適用事業年度において、重点産業技術試験研究費の額がある場合には、控除対象重点産業技術試験研究費の額の百分の四十（その控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となった重点産業技術試験研究費の額が特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものにあっては、百分の五十）相当額の特別税額控除ができる制度を創設する。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の百分の十相当額を限度とし、税額控除限度超過額については三年間の繰越しができる。（第十条の二の二、第四十二条の五関係）

(3)　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得等をした特定機械装置等（令和八年三月三十一日以前に受けた確認に係る事業実施計画に同日において記載されているものを除く。）につき次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。（第四十二条の十関係）

イ　機械装置及び開発研究用器具備品の償却割合を百分の四十（改正前：百分の四十五）に、建物等及び構築物の償却割合を百分の二十（改正前：百分の二十三）に、それぞれ引き下げる。

ロ　機械装置及び開発研究用器具備品の特別税額控除割合を百分の十二（改正前：百分の十四）に、建物等及び構築物の特別税額控除割合を百分の六（改正前：百分の七）に、それぞれ引き下げる。

(4)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる事業年度から(9)の確認を受けた事業者の(9)の特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日を含む各事業年度を除外する。（第十条の四、第四十二条の十一の二関係）

(5)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。（第十条の五、第四十二条の十二関係）

イ　対象に、その建設の後事業の用に供されたことのない特定建物等以外の特定建物等の取得及びその取得に伴って行う改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下同じ。）のための工事による取得又は建設を加えた上、償却割合及び特別税額控除割合を次のとおりとする。

(イ)　償却割合を百分の十（その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の十五）とする。

(ロ)　特別税額控除割合を百分の二（その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）とする。

ロ　取得をした特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないもの及び建設をした特定建物等（それぞれ改修のための工事により取得又は建設をしたものを除く。）のうち、これらの特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資する一定の要件を満たす場合には償却割合及び税額控除割合を次のとおりとする。

(イ)　償却割合を百分の二十（その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の二十五）とする。

(ロ)　特別税額控除割合を百分の五（その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の八）とする。

ハ　特定建物等に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた日から適用を受けようとする事業年度終了の日までの期間内において、事業主都合による離職者がいないことにつき証明がされた場合に限り適用可能とする。

(6)　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる事業年度から(9)の確認を受けた事業者の(9)の特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日を含む各事業年度を除外する。（第十条の五の三、第四十二条の十二の四関係）

(7)　給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、次の措置を講ずる。（第十条の五の四、第四十二条の十二の五関係）

イ　継続雇用者給与等支給額が増加した場合（特定法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合を除く。）に係る措置を廃止する。

ロ　特定法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しを行う。

(イ)　原則の特別税額控除割合の要件を継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上（改正前：百分の三以上）に引き上げる。

(ロ)　継続雇用者給与等支給増加割合に係る特別税額控除割合の上乗せ措置について、継続雇用者給与等支給増加割合が百分の五以上である場合に特別税額控除割合に百分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が百分の六以上である場合には、百分の十五）を上乗せ（改正前：継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上である場合に特別税額控除割合に百分の十五を上乗せ）する措置とする。

(ハ)　教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

ハ　中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

(8)　生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次の措置を講ずる。

イ　生産工程効率化等設備を取得した場合の措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。（第十条の五の五、第四十二条の十二の六関係）

(イ)　対象となる事業年度から(9)の確認を受けた事業者の(9)の特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日を含む各事業年度を除外する。

(ロ)　償却割合及び特別税額控除割合を次のとおり見直す。

a　償却割合を百分の三十（改正前：百分の五十）に引き下げる。

b　特別税額控除割合を次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

(a)　中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。以下同じ。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備　百分の五（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、百分の十）（改正前：百分の十（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、百分の十四））

(b)　中小企業者以外の事業者が事業の用に供した生産工程効率化等設備　百分の三（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資する一定のものについては、百分の八）（改正前：百分の五（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資する一定のものについては、百分の十））

ロ　産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の措置を不適用とする措置について、次の見直しを行う。（第四十二条の十二の六関係）

(イ)　継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上（改正前：百分の一以上）に引き上げる。

(ロ)　対象となる事業年度を、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しない事業年度（改正前：継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない事業年度）とする。

(9)　特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度を次のとおり創設する。（第十条の五の六、第四十二条の十二の七関係）

イ　青色申告書を提出する事業者が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウエアで、産業競争力強化法に規定する特定生産性向上設備等（その事業者が同法の改正法の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間内に産業競争力強化法の確認を受けたものに限る。）に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定機械装置等」という。）の取得等をする場合において、その確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、その特定機械装置等の取得等をして、国内にあるその事業者の事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の百分の七（建物、建物附属設備及び構築物については、百分の四）相当額の特別税額控除との選択適用ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の百分の二十相当額を限度とし、同法の認定に係る認定事業適応事業者であるものの税額控除限度超過額については三年間の繰越しができる。

ロ　本制度は、事業者（中小企業者等（中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く。）を除く。）の次に掲げる要件のいずれかに該当しない事業年度については、適用しない。ただし、その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって、その事業年度の所得の金額がその前事業年度の所得の金額以下である一定の場合におけるその事業年度については、この限りでない。

(イ)　継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一以上（その法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又はその事業者の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、百分の二以上）であること。

(ロ)　ａに掲げる金額がｂに掲げる金額の百分の三十（その法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又はその事業者の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十）相当額を超えること。

ａ　その事業者がその事業年度において取得等をした国内資産でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

ｂ　その事業者がその有する減価償却資産につきその事業年度においてその償却費として損金経理をした金額の合計額

(10)　法人税額等から控除される特別控除額の特例における特定税額控除規定を不適用とする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（第十条の六、第四十二条の十三関係）

イ　特定税額控除規定に、重点産業技術試験研究を行った場合の特別税額控除制度に係る規定を加える。

ロ　継続雇用者給与等支給額に係る要件を継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一以上（改正前：継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること）とし、その法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又はその事業者の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置を継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上（改正前：百分の一以上）とする。

ハ　次に掲げる特定税額控除規定については、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しない場合（改正前：継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない場合）に、不適用とする。

(イ)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の税額控除に係る規定

(ロ)　生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度のうち生産工程効率化等設備を取得した場合の措置の税額控除に係る規定

(11)　土地の譲渡等がある場合の特別税率及び短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率について、適用停止措置の期限を三年延長する。なお、土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）について、次の見直しを行った上、その期限を三年延長する。（第六十二条の三、第六十三条関係）

イ　適用対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区の区域内における同法に規定する認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の同法に規定する認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものを除外する。

ロ　適用対象に承認地域経済牽引事業用地整備を行う承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。

ハ　適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。

(イ)　マンションの再生等の円滑化に関する法律の買取請求等に基づく一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する土地等（隣接施行敷地権に係るもの及び施行底地権に係るものを除く。）の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該マンション再生事業の用に供されるものを適用対象とする。

(ロ)　一定の延べ面積以上のマンションが建築される一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する隣接施行敷地権に係る土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該マンション再生事業の用に供されるものを適用対象とする。

ニ　適用対象となるマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、マンションの再生等の円滑化に関する法律の売渡し請求に基づくマンション等売却事業（当該マンション等売却事業に係る認定除却等計画等に、マンションを除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるものに限る。）を実施する者に対する土地等の譲渡等で当該譲渡等に係る土地等が当該マンション等売却事業の用に供されるものを適用対象とする。

ホ　次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時において地すべり防止区域等内にある場合には、その土地等の譲渡を適用対象としない。

(イ)　都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

(ロ)　都市計画法の開発許可を要しない住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

(ハ)　都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

⑿　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産についてその譲渡の後にマンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション再生事業における権利変換があったことによりその譲渡損益調整資産の譲渡につき本特例の適用を受ける場合には、その譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しない。(第六十五条関係)

⒀　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年（ニの措置については、二年）延長する。(第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第六十五条の七～第六十五条の九関係)

イ　航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置を除外する。

ロ　既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換えについて、譲渡資産が既成市街地等内にある資産に該当し、かつ、買換資産が既成市街地等であって密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備方針に定められた同法に規定する防災再開発促進地区の区域等以外の区域内にある資産に該当する場合の課税の繰延べ割合を百分の六十（改正前：百分の八十）に引き下げる。

ハ　長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物を特定施設の用に供されるものに、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。

ニ　船舶の買換えのうち建設業その他の一定の事業の用に供される船舶に係る措置について、譲渡資産から、その船舶に設置されている原動機の定格出力の合計が千五百キロワット以下のものを除外する。

⒁　特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。(第六十六条の十三関係)

イ　対象となる特定株式に、購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から三年を経過する日までにその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれる場合におけるその株式であること等の要件を満たすもの（取得価額の上限を二百億円とする。）を加え、所得控除割合を百分の二十とする。

なお、この特定株式に係る特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。

ロ　前事業年度から繰り越された増資特定株式以外の特定株式に係る特別勘定のうちにその特別勘定を設けている法人を合併法人とする合併により解散したその特定株式を発行した法人に係るものがある場合（その合併の日を含む事業年度以前の各事業年度について、その特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき一定の方法により明らかにされた場合に限る。）には、その特定株式に係る特別勘定の金額については、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度から五年間でその合併の日を含む事業年度終了の日におけるその特定株式に係る特別勘定の金額の均等額を取り崩して、益金算入する。

⒂　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産を取得価額が四十万円未満（改正前：三十万円未満）である減価償却資産とした上、その適用期限を三年延長する。(第二十八条の二、第六十七条の五関係)

⒃　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長する。

イ　特定船舶の特別償却（第十一条、第四十三条関係)

ロ　特定都市再生建築物の割増償却（第十四条、第四十七条関係)

ハ　特定原子力施設炉心等除去準備金（第五十七条の四関係)

ニ　退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（第六十八条の五関係)

⒄　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長する。

イ　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（第四十二条の十一関係)

ロ　環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却（第十一条の四、第四十四条の四関係)

ハ　輸出事業用資産の割増償却（第十三条、第四十六条関係)

ニ　海外投資等損失準備金（第五十五条関係)

ホ　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（第六十一条関係)

ヘ　中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用（第六十六条の十二関係)

⒅　認定株式分配に係る課税の特例について、令和八年四月一日以後（改正前：令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで）に産業競争力強化法の認定を受けた法人の行う現物分配に関する措置とする。(第六十八条の二関係)

⒆　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

イ　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除（改正前第十条の五、第四十二条の十二関係)

ロ　倉庫用建物等の割増償却（改正前第十五条、第四十八条関係)

ハ　特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例（改正前第六十六条の十一の二関係)

3　国際課税

⑴　外国組合員に対する課税の特例について、次の措置を講ずる。(第四十一条の二十一、第六十七条の十六関係)

イ　本特例の適用要件について、次の見直しを行う。

(イ)　投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合が二十五パーセント未満であることとの要件について、投資組合契約において、その投資組合契約によって成立する投資組合の有限責任組合員等から構成される一定の合議体を設置する旨が定められている場合には、その投資組合の有限責任組合員のその投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合を五十パーセント未満に引き上げる。

(ロ)　投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとしたならば恒久的施設帰属所得を有しないこととなることとの要件を廃止する。

ロ　その他所要の措置を講ずる。

⑵　特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限を三年延長する。(第四十二条の二、第六十七条の十七関係)

⑶　内国法人等の外国関係会社に係る所得等の課税の特例について、次の見直しを行う。(第四十条の四、第四十条の七、第六十六条の六、第六十六条の九の二関係)

イ　外国関係会社が清算部分対象外国関係会社（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいう。以下同じ。）又は清算外国金融子会社等（解散した外国関

係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいう。以下同じ。）に該当する場合には、最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後三年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度（以下「特例清算事業年度」という。）については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、本特例を適用する。

ロ　国税当局の当該職員が内国法人等にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する。

ハ　改正前の解散した外国金融子会社等に係る特例を廃止する。

ニ　特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

4　資産課税

⑴　農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の適用を受ける農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限を五年延長する。（第七十条の八関係）

⑵　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。（第七十六条関係）

イ　適用対象にマンションの再生等の円滑化に関する法律に規定する施行者等がマンション再生事業に伴い受ける一定の登記を加える。

ロ　適用対象にマンション等売却組合がマンション等売却事業に伴い受ける一定の登記を加える。

ハ　適用対象にマンション除却組合がマンション除却事業に伴い受ける次の登記を加える。

㈠　売渡請求権の行使による区分所有権又は敷地利用権の取得の登記

㈡　補償金支払手続開始の登記

⑶　経営強化計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所要の措置を講じた上、その適用期限を五年延長する。（第八十条の二関係）

⑷　診療所の開設者又は管理者が、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に、重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域において当該診療所の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。（第八十一条の二関係）

イ　所有権の保存登記　千分の二

ロ　所有権の移転登記　千分の十

⑸　認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、認定事業者が特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築するまでの期間に係る要件を、国土交通大臣の認定の日から五年以内（特定都市再生緊急整備地域内における一定の特定民間都市再生事業については、七年以内）（改正前：三年以内（特定都市再生緊急整備地域内における一定の特定民間都市再生事業については、五年以内））とした上、その適用期限を三年延長する。（第八十三条関係）

⑹　特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置は、適用期限の到来をもって廃止する。（改正前第八十四条の二の二関係）

⑺　地盤の液状化により被害を受けた一定の土地について、国土調査法の規定により定められた事業計画に基づく地籍調査により作成された地図における当該土地の境界を当該土地の筆界とするために分筆の登記がされた場合において、当該分筆後の土地に隣接する他の土地の所有権の登記名義人が当該分筆後の土地の所有権を取得したときにおける当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。（第八十四条の五の二関係）

⑻　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長する。

イ　医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度等（第七十条の七の九～第七十条の七の十四関係）

ロ　土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（第七十二条関係）

ハ　居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（第八十三条の二関係）

⑼　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長する。

イ　農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（第七十七条関係）

ロ　農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（第七十七条の二関係）

ハ　医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（第八十一条関係）

ニ　都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（第八十二条の二関係）

5　消費課税

⑴　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長する。（第八十八条の二関係）

⑵　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長する。

イ　特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置（第九十条の三の三関係）

ロ　特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置（第九十条の三の四関係）

ハ　公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置（第九十条の十三関係）

⑶　自動車重量税の免税等の特例措置について、燃費性能に関する要件の見直し等を行った上、その適用期限を二年延長する。（第九十条の十二関係）

⑷　衝突被害軽減制動制御装置（改正前：側方衝突警報装置等）を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の適用期限を二年四月延長する。（第九十条の十四関係）

6　その他所要の税制の整備を行う。

第８　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律の一部改正

1　目的について、国税通則法、関税法又は地方税法等による電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下「電磁的記録提供命令」という。）の特例を設けることを加える。（第一条関係）

2　合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設及び区域内における電磁的記録提供命令は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は国税庁長官等から合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。また、国税庁の当該職員等は、合衆国軍隊の構成員、軍属若しくは家族の身体若しくは財産又は合衆国軍隊の財産について、電磁的記録提供命令をすることができる。（第三条関係）

3　その他所要の措置を講ずる。

第９　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正

１　特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る課税貨物を保税地域から引き取る場合の輸入免税について、当該課税貨物が郵便物であるときは、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書に、次に掲げる事項が付記されていることを輸入免税の適用を受けるための要件とする。（第七条関係）

⑴　当該課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号

⑵　当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

２　国税の犯則調査手続の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。（第二十六条関係）

第10　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正

１　租税条約等の相手国等から犯則事件の調査に必要な情報の提供要請があった場合における租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続について、国税の犯則調査手続の見直しに伴い、所要の見直しを行う。（第十条の三～第十条の四、第十三条関係）

２　その他所要の措置を講ずる。

第11　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正

１　個人所得課税

⑴　特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の二千万円特別控除について、対象区域を福島復興再生特別措置法に規定する避難解除区域等（改正前：特定住宅被災市町村の区域）に限定した上、その適用期限を三年延長する。（第十一条の五、第十八条の九関係）

⑵　東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用期限を五年延長するとともに、次の措置を講ずる。（第十三条の二関係）

イ　住宅の新築取得等をして令和八年から令和十二年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

(イ)　(ロ)及び(ハ)以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和八年～令和十二年	三千万円	○・九パーセント	十年

(ロ)　認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和八年～令和十二年	四千五百万円	○・九パーセント	十三年
特定エネルギー消費性能向上住宅				
エネルギー消費性能向上住宅	令和八年・令和九年			
エネルギー消費性能向上住宅（買取再販認定住宅等の取得に係るものに限る。）	令和十年～令和十二年	三千万円		

(ハ)　既存認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和八年～令和十二年	三千五百万円	○・九パーセント	十三年
特定エネルギー消費性能向上住宅				
エネルギー消費性能向上住宅		三千万円		

ロ　特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和八年から令和十二年までの間に居住の用に供した場合（第７の１の⑰ハの適用を受ける場合を除く。）の借入限度額を次のとおりとして本特例の適用ができる。

(イ)　認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和八年～令和十二年	五千万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		
エネルギー消費性能向上住宅	令和八年・令和九年	
エネルギー消費性能向上住宅（買取再販認定住宅等の取得に係るものに限る。）	令和十年～令和十二年	四千万円

(ロ)　既存認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和八年～令和十二年	四千五百万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		
エネルギー消費性能向上住宅		四千万円

ハ　第７の１の⑰ハからヘまでと同様の措置を講ずる。

２　法人課税

⑴　企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行う。（第十条、第十七条の二関係）

イ　特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限を三年延長する。

ロ　新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、福島復興再生特別措置法に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当する新産業創出等推進事業で当該分野に関する産業の集積に特に資する事業以外の新産業創出等推進事業の用に供する特定機械装置等の償却割合を百分の四十五（建物等及び構築物については、百分の二十三）とし、特別税額控除割合を百分の十四（建物等及び構築物については、百分の七）とした上で、その適用期限を三年延長する。

⑵　企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行う。（第十条の三、第十七条の三関係）

イ　特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限を三年延長する。

ロ　新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、福島復興再生特別措置法に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当する新産業創出等推進事業で当該分野に関する産業の集積に特に資する事業以外の新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する雇用者に対して支給する給与等の額の特別税額控除割合を百分の九とした上で、その適用期限を三年延長する。

⑶　新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却制度等の適用期限を三年延長する。（第十一条、第十八条関係）
⑷　次に掲げる措置は、所要の経過措置を講じた上、廃止する。
イ　特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（改正前第十条、第十七条の二関係）
ロ　特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除（改正前第十条の三、第十七条の三関係）
ハ　特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等（改正前第十条の五、第十七条の五関係）
ニ　被災代替船舶の特別償却（改正前第十一条の二、第十八条の二関係）
3　資産課税
⑴　東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置等について、次の措置を講ずる。（第三十九条、第四十条関係）
イ　適用期限を三年延長する。
ロ　東日本大震災により滅失等をした建物の範囲を福島県の区域内に所在していたものに限定する。
⑵　東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象を警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得をした農用地に限定する。（第四十条の二関係）
⑶　東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした漁船に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を一年延長する。（第四十一条関係）
⑷　次に掲げる措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
イ　被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（改正前第四十条の三関係）
ロ　経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（改正前第四十一条の二関係）
4　消費課税
⑴　東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を五年延長する。（第四十七条関係）
⑵　東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置について、次の措置を講ずる。（第四十九条関係）
イ　適用期限を三年延長する。
ロ　滅失等建物等の範囲を福島県の区域内に所在していたもの等に限定する。
⑶　東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置について、適用対象から被災農用地を譲渡する場合等において作成される契約書等を除外した上、その適用期限を撤廃する。（第五十条関係）
⑷　東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限を一年延長する。（第五十一条関係）
5　その他所要の規定の整備を行う。
第12　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正
1　復興特別所得税の課税期間を令和二十九年まで（改正前：令和十九年まで）の間とする。（第九条、第十三条の二、第十四条、第十六条、第二十八条、第三十三条関係）
2　復興特別所得税の税率を百分の一・一（改正前：百分の二・一）に引き下げる。（第十三条、第十八条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十三条関係）
3　復興債及びその借換国債の償還期間を令和二十九年度までに延長する。（第七十一条関係）
4　復興特別所得税の課税期間の延長に伴い、復興特別税の収入の使途等に関する規定について、復興特別税の収入を復興費用及び償還費用の財源に充てる期間を令和二十九年度までに延長する。（第七十二条関係）
5　その他所要の規定の整備を行う。
第13　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正
1　趣旨等について、次の整備を行う。（第一条関係）
⑴　令和五年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として、防衛特別所得税を創設する。
⑵　令和五年度以降の各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和四年度の当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額を上回る場合における当該上回る額に係る費用の財源に充てるため、3に定める防衛特別所得税の収入を確保する。
2　防衛特別所得税を次のとおり創設する。
⑴　納税義務者（第五条の四関係）
イ　所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。
ロ　所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。
⑵　課税の対象（第五条の五関係）
イ　居住者又は非居住者に対して課される令和九年分以後の各年分の所得税に係る基準所得税額について、当分の間、防衛特別所得税を課する。
ロ　内国法人又は外国法人に対して課される令和九年一月一日以後に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額について、当分の間、防衛特別所得税を課する。
⑶　基準所得税額
基準所得税額は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれ次に定める所得税の額とする。ただし、外国税額控除等を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。（第五条の六関係）
イ　非永住者以外の居住者　全ての所得に対する所得税の額
ロ　非永住者　国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたものに対する所得税の額
ハ　非居住者　国内源泉所得に対する所得税の額
ニ　内国法人　利子等及び配当等などに対する所得税の額
ホ　外国法人　国内源泉所得のうち利子等及び配当等などに対する所得税の額
⑷　個人に係る防衛特別所得税の課税標準
個人の基準所得税額を個人に対して課する防衛特別所得税の課税標準とする。（第五条の八関係）
⑸　個人に係る防衛特別所得税の額の計算
イ　個人に対して課する防衛特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。（第五条の九関係）
ロ　居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各年の分配時調整外国税相当額が所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を超える場合には、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。（第五条の十関係）
ハ　居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各年の控除対象外国所得税の額が所得税の控除限度額及び復興特別所得税の控除限度額の合計額を超える場合には、その超える金額を、その年の国外所得金額に対応する防衛特別所得税の額を限度として、その年分の防衛特別所得税の額から控除する。（第五条の十一関係）
ニ　防衛特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する防衛特別所得税の額は、予納特別税額及び源泉徴収特別税額の合計額による。（第五条の十二関係）

⑹　申告、納付及び還付等

イ　所得税の予定納税をする者は、予定納税額に係る防衛特別所得税を当該予定納税額に併せて国に納付しなければならない。（第五条の十三関係）

ロ　所得税の確定申告書を提出する者は、税務署長に対し、次に掲げる事項その他の事項を記載した防衛特別所得税申告書を当該確定申告書に併せて提出しなければならない。（第五条の十四関係）

㈠　その年分の確定申告書に係る基準所得税額

㈡　㈠に掲げる基準所得税額につき計算した防衛特別所得税の額

㈢　源泉徴収特別税額がある場合には、㈡に掲げる防衛特別所得税の額から当該源泉徴収特別税額を控除した金額

㈣　㈢に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

㈤　予納特別税額がある場合には、㈡に掲げる防衛特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、㈢に掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

㈥　㈤に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

ハ　防衛特別所得税申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき防衛特別所得税を所得税に併せて国に納付しなければならない。（第五条の十五関係）

ニ　防衛特別所得税申告書を提出した者について、防衛特別所得税額の計算上控除しきれない源泉徴収特別税額及び予納特別税額があるときは、その防衛特別所得税を所得税に併せて還付する。（第五条の十六関係）

⑺　法人に係る防衛特別所得税の課税標準

法人の基準所得税額を法人に対して課する防衛特別所得税の課税標準とする。（第五条の二十四関係）

⑻　法人に係る防衛特別所得税の額の計算

法人に対して課する防衛特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。（第五条の二十五関係）

⑼　源泉徴収等

イ　所得税の源泉徴収をすべき者は、源泉徴収税額に係る防衛特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限までに、これを当該源泉徴収税額に併せて国に納付しなければならない。（第五条の二十六関係）

ロ　所得税の年末調整をする者は、当該年末調整と併せて防衛特別所得税についても年末調整を行わなければならない。（第五条の二十八関係）

⑽　当該職員の質問検査権及び罰則

当該職員の質問検査権及び罰則について必要な規定を定める。（第五条の三十、第五条の三十二～第五条の三十七関係）

⑾　その他

更正の請求の特例、還付の手続等について所得税法の規定に準じて所要の規定を設けるほか、防衛特別所得税に関する規定の適用がある場合における所得税法その他の法律の適用につき必要な事項を定める。（第五条の三、第五条の七、第五条の十七～第五条の二十三、第五条の二十七、第五条の二十九、第五条の三十一関係）

3　令和八年度以降の各年度における防衛特別所得税の収入は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てる。（第五十八条関係）

4　その他所要の規定の整備を行う。

第14　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部改正

1　適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置について、当該経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告書の提出期限までに当該翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該翌課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。（附則第五十一条の二関係）

2　適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置を次のとおり講ずる。（附則第五十一条の三関係）

⑴　個人事業者である適格請求書発行事業者の令和九年及び令和十年に含まれる各課税期間（適格請求書発行事業者の登録、課税事業者選択届出書の提出等がなかったとしたならば事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間のうち一定の課税期間に限る。）については、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、当該課税期間の課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の七十相当額とすることができる。

⑵　⑴の適用を受けようとする適格請求書発行事業者は、確定申告書にその旨を付記するものとする。

⑶　⑴の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告書の提出期限までに当該翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該翌課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。

⑷　その他所要の措置を講ずる。

3　適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、その適用期限を二年延長した上、次の見直しを行う。（附則第五十二条、第五十三条関係）

⑴　本経過措置による控除対象課税仕入れについて、一の者からの課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が一億円（改正前：十億円）を超える場合における当該超える部分の課税仕入れを除外する。

⑵　本経過措置により課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象となる金額について、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に、次に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて算出した金額とする。

イ　令和八年十月一日から令和十年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の七十

ロ　令和十年十月一日から令和十二年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の五十

ハ　令和十二年十月一日から令和十三年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の三十

4　その他所要の規定の整備を行う。

第15　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部改正

1　非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税制度の適用期間を、令和十二年一月一日から令和十六年十二月三十一日まで（改正前：令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで）とする。（第十条、附則第一条関係）

2　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に係る令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準について、その適用期限を一年延長する。（附則第十四条関係）

3　その他所要の規定の整備を行う。

第16　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部改正

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に係る令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準について、その適用期限を一年延長するほか、所要の措置を講ずる。(附則第十八条関係)

第17　附則

1　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。(附則第一条関係)

2　物価上昇局面における基礎控除等の対応

令和十年分以後の所得税の基礎控除の額については、政府において、二年ごとに、直前の見直し後の所得税の基礎控除の額に当該見直し後二年間における総務省において作成する全国消費者物価指数の変化率を乗じて得た額を基準として見直しを行うことを基本とするものとし、給与所得控除の最低保障額についても、同様とする。(附則第百一条関係)

3　電磁的記録提供命令等における留意事項

電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件又は必要犯則情報と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。(附則第百二条関係)

◇財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第十三号）(財務省)

1　趣旨

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和八年度から令和十二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとする。(第一条関係)

2　特例公債の発行等

⑴　財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和八年度から令和十二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。(第三条関係)

⑵　特例公債を発行する場合においては、⑴に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めることとする。(第四条関係)

⑶　政府は、経済・財政一体改革を推進する中で、歳出及び歳入の改革、持続可能な社会保障制度を構築するための改革その他の行財政改革を徹底するものとし、その一環として、租税特別措置及び補助金等の適正化について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(第五条関係)

3　附則

⑴　この法律は、令和八年四月一日から施行する。(附則第一条関係)

⑵　所要の経過措置を定める。(附則第二条関係)

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第九十三号）(財務省)

1　減価償却資産の範囲に、無形固定資産として貯留権を加える。(第六条関係)

2　ひとり親が有することとされるその者と生計を一にする子及び雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等の要件を六十二万円以下（改正前：五十八万円以下）に引き上げる。(第十一条の二、第二百五条関係)

3　勤労学生について、専修学校の学生が履修する課程の範囲にその修業期間が一年以上であること等の要件を満たす専攻科の課程を加えるとともに、専修学校の専門課程に係る要件のうちその一年の授業時間数が八百時間以上であること等の要件を、その年平均の単位数が三十一単位以上であること等の要件に見直す。(第十一条の三関係)

4　交通用具使用者の通勤手当について、次の見直しを行う。(第二十条の二関係)

⑴　通勤距離が片道六十五キロメートル以上の者の一月当たりの非課税限度額を次のとおり引き上げる。

改正前		改正後	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道五十五キロメートル以上	三万八千七百円	片道五十五キロメートル以上六十五キロメートル未満	三万八千七百円
		片道六十五キロメートル以上七十五キロメートル未満	四万五千七百円
		片道七十五キロメートル以上八十五キロメートル未満	五万二千七百円
		片道八十五キロメートル以上九十五キロメートル未満	五万九千六百円
		片道九十五キロメートル以上	六万六千四百円

⑵　駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の一月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額と駐車場等料金相当額との合計額とする。

5　譲渡所得の金額に係る譲渡益の計算上不足額に相当する金額を控除する順序を定める。(第八十一条の二関係)

6　棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入について、対象となる暗号資産を事業所得の基因となるものに限る。(第八十七条関係)

7　資産の移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入の対象となるやむを得ない事由の範囲に、マンション再生事業による賃貸借の終了等を加える。(第九十三条関係)

8　平成十九年四月一日以後に取得された鉱業権及び貯留権の減価償却について、その償却の方法を定額法又は各年におけるこれらの資産の属する鉱区若しくは貯留区域の採掘数量若しくは注入数量に応じて償却を行う生産高等比例法とするほか、所要の措置を講ずる。(第百二十条の二、第百二十三条、第百二十五条、第百三十二条、第百三十四条関係)

9　完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の適用対象から除かれる内国法人の範囲に、マンション除却組合を加える。(第三百一条関係)

10　源泉徴収を要しない公的年金等の額を百二十二万円（改正前：百十八万円）に引き上げる。(第三百十九条の十二関係)

11　償還金等の支払調書制度について、交付を受ける償還金等が支払調書制度の対象となる内国法人の範囲に、マンション除却組合を加える。(第三百五十二条の二関係)

12　その他所要の規定の整備を行う。

13　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。(附則第一条関係)

◇法人税法施行令及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第九十四号）（財務省）

第１　法人税法施行令の一部改正

１　公益法人等の収益事業の範囲について、脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務として行う物品販売業を収益事業から除外する措置を講ずる。（第五条関係）

２　減価償却資産の範囲に、無形固定資産として貯留権を加える。（第十三条関係）

３　平成十九年四月一日以後に取得をされた鉱業権及び貯留権の減価償却について、その償却の方法を定額法又はその事業年度におけるこれらの資産の属する鉱区若しくは貯留区域の採掘数量若しくは注入数量に応じて償却を行う生産高等比例法とするほか、所要の措置を講ずる。（第四十八条の二、第五十一条、第五十三条、第五十九条、第六十一条関係）

４　次の資産につき次の償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は償却限度額の計算の基礎となる取得価額及び損金経理額に含まれないものとするほか、当該償却の額がある場合における国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等の適用を受けた減価償却資産の取得価額等の計算の見直しを行う。（第四十八条の三、第四十九条の二、第五十四条、第五十七条、第六十一条、第六十一条の二、第六十二条、第六十四条の二、第六十五条、第九十二条の三関係）

⑴　適格合併又は適格現物出資により移転を受けた収益事業以外の事業に属する資産であった減価償却資産及び繰延資産　当該移転前にした償却の額

⑵　７⑴の場合におけるその転用資産等に該当する減価償却資産及び繰延資産　７の収益事業に属することとなった時前にした償却の額

⑶　７⑵又は⑶の場合におけるその公益法人等移行時資産等又は普通法人等移行時資産等に該当する減価償却資産及び繰延資産　それぞれ７の該当することとなった時前にした償却の額

５　欠損金の繰越控除制度における控除限度額をその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とする措置について、更生手続開始の決定があったこと等に準ずる事実の範囲に、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（第百十三条の二関係）

６　内国法人の有する株式を発行した他の通算法人に通算終了事由が生じた場合のその株式の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例における資産調整勘定対応金額の合計額等を加算できる措置について、その合計額等から除外される金額の計算の基礎となる通算完全支配関係発生日以前の当該他の通算法人の株式の譲渡から、全部取得条項付種類株式の端数処理による譲渡のうち、その端数処理により当該他の通算法人が譲渡をした法人との間に完全支配関係を有することとなるものを除外する。（第百十九条の三関係）

７　次の⑴の場合には転用資産等の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額を基礎とし、次の⑵又は⑶の場合には公益法人等移行時資産等又は普通法人等移行時資産等の価額としてそれぞれその該当することとなった時において帳簿に記載されていた金額を基礎として、その収益事業に属することとなった時又はその該当することとなった時の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する。（改正前第百三十一条の六、第百三十九条の五の二関係）

⑴　公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となった場合

⑵　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合

⑶　公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合

８　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、国別調整後対象租税額に国別特別税額控除等相当額を含むものとして国別実効税率及び当期国別国際最低課税額等の計算を行うことができる措置を講ずる。（第百五十五条の四十二の二、第百五十五条の四十九の二関係）

９　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税について、グループ国際最低課税残余額に含まないものとされる特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国に係る部分の金額の計算の細目を定める。（第百五十五条の五十九関係）

10　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について、国内グループ調整後対象租税額に国内特別税額控除等相当額を含むものとして国内実効税率及び当期グループ国内最低課税額等の計算を行うことができる措置を講ずる。（第百五十五条の六十八の二、第百五十五条の七十六の二関係）

11　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例について、仮装経理法人税額の還付請求ができることとなる更生手続開始の決定があったこと等に準ずる事実の範囲に、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（第百七十五条関係）

12　その他所要の措置を講ずる。

第２　法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）の一部改正

第１の４⑴から⑶までの減価償却資産である経過リース資産につき第１の４⑴から⑶までの償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は経過リース期間定額法による償却限度額の計算の基礎となる取得価額に含まれないものとする。（附則第七条関係）

第３　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇地方法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第九十五号）（財務省）

１　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例について、仮装経理地方法人税額の還付請求ができることとなる更生手続開始の決定があったこと等に準ずる事実の範囲に、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（第十六条関係）

２　その他所要の規定の整備を行う。

３　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇消費税法施行令の一部を改正する政令（政令第九十六号）（財務省）

１　特定少額資産の譲渡に係る通信販売の方法を、関税法施行令に規定する通信販売の方法とする。（第二条の三関係）

２　貯留権を調整対象固定資産の範囲に加える等の見直しを行うとともに、漁業権（入漁権を含む。以下同じ。）の譲渡又は貸付けに係る消費税の内外判定について、漁業権に係る漁場の所在地（改正前：漁業権に係る事業を行う者の住所地）で判定する。（第五条、第六条関係）

３　暗号資産及び電子決済手段について、次の見直しを行う。（第九条、第十条、第四十八条関係）

⑴　暗号資産の譲渡について、有価証券に類するもの（改正前：支払手段に類するもの）の譲渡として引き続き消費税を非課税とするとともに、課税売上割合の計算において、その譲渡に係る対価の額の百分の五相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する（改正前：資産の譲渡等の対価の額に算入しない）。

⑵　消費税が非課税とされる資産の貸付けに類するものの範囲に、暗号資産及び電子決済手段の貸付けを加える。

４　消費税が免税とされる輸出類似取引の範囲から、次に掲げるものを除外する。（第十七条関係）

⑴　資産の譲渡又は貸付けに係る消費税の内外判定をその権利に係る場所の所在地で判定する鉱業権等の一定の無形固定資産の譲渡又は貸付けで非居住者に対して行われるもの

⑵　非居住者に対して行われる役務の提供であって、国内に所在する不動産（不動産の上に存する権利を含む。）の売買、交換又は貸借の代理又は媒介

⑶　非居住者に対して行われる役務の提供であって、⑵に準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの

5　第二種プラットフォーム事業者が合併等を行った場合の取扱い等について、次のとおり定める。（第三十条関係）

⑴　第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（第二種プラットフォーム事業者を除く。以下「合併法人等」という。）は、その合併若しくは分割又は譲受けがあった日に第二種プラットフォーム事業者としての指定を受けたものとみなす。

⑵　合併法人等は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく、一定の事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

⑶　第二種プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等の公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行う。

⑷　その他所要の措置を講ずる。

6　一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能とされる特例の対象の範囲に盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に規定する特定金属くず買受業を営む同法に基づき特定金属くず買受業の届出を行った事業者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける同法に規定する特定金属くずに係る課税仕入れを加えるとともに、当該特例の対象となる再生資源及び再生部品に係る課税仕入れから当該特定金属くずに係る課税仕入れを除外する。（第四十九条関係）

7　簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものを除外する。（第五十七条関係）

8　課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除の要件である書類の保存について、その保存期間を、課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなった日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間とする等の措置を講ずる。（第六十一条関係）

9　特定少額資産販売事業者登録制度について、次の細目を定める。（第七十条の十五、第七十条の十六関係）

⑴　特定少額資産販売事業者の登録を受けようとする特定国外事業者は、申請書に一定の書類を添付して提出するものとする。

⑵　特定少額資産販売事業者登録簿の登載事項は次のとおりとし、税務署長は、これらの登載事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表する。

イ　氏名又は名称及び登録番号

ロ　登録年月日

ハ　法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地

ニ　特定国外事業者以外の国外事業者にあっては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所等の所在地

⑶　特定少額資産販売事業者が課税期間の初日からその登録を取り消そうとする場合の届出書の提出期限を同日から起算して十五日前の日とする。

10　電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲について、所要の措置を講ずる。（第七十一条の二関係）

11　その他所要の規定の整備を行う。

12　この政令は、一部の規定を除き、令和八年十月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇国税徴収法施行令の一部を改正する政令（政令第九十七号）（財務省）

1　特定電子移転財産権の差押えに関する手続を定める。（第三十二条の二関係）

2　給料等の差押禁止の基礎となる金額を、滞納者の給料等に係る債権の支給の基礎となった期間一月ごとに十万七千円（改正前：十万円）（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万八千円（改正前：四万五千円）を加算した金額）に引き上げる。（第三十四条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第九十八号）（財務省）

1　個人所得課税

⑴　利子所得の分離課税等の適用対象から除かれる場合として、特定法人から支払を受ける社債の利子のうち実質的に同族会社から支払を受けるものと認められる場合等を定める。（第一条の四関係）

⑵　上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例について、適用対象となる一定の投資信託（証券投資信託又は公募公社債等運用投資信託に該当するものを除く。）及びこれに類する外国投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの要件を定める。（第四条の七の二関係）

⑶　給与所得控除の最低控除額等の特例について、給与所得の金額の計算に係る調整措置の適用がある場合における所得金額調整控除の給与所得控除後の給与等の金額の計算につき所要の調整措置を講ずる。（第十九条の四の二関係）

⑷　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、マンション再生事業が施行された場合のその資産に係る権利変換により再生後マンションに関する権利を取得する権利又はその再生後マンションに係る敷地利用権を取得したときにおけるその権利変換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす措置の適用対象となる資産の範囲等に、再建敷地の敷地共有持分等を加える。（第二十二条の三、第二十二条の六、第三十九条の二関係）

⑸　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産の範囲から、建築後使用されたことのない家屋を令和十年一月一日以後に個人の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合における災害危険区域等内において建築された一定の家屋を除外する。（第二十四条の二関係）

⑹　一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象から除かれる場合として、特定法人から交付を受ける社債の償還金のうち実質的に同族会社から交付を受けるものと認められる場合等を定める。（第二十五条の八関係）

⑺　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、非課税口座等からの移管等が契約不履行等事由に該当しないこととなる災害、疾病その他のやむを得ない事由の細目、非課税口座等廃止事由に該当しない非課税口座からの移管等の範囲、契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴い金融商品取引業者等が徴収する所得税の納付手続の細目等を定める。（第二十五条の十三、第二十五条の十三の六、第二十五条の十三の七関係）

⑻　特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定める。（第二十五条の十五の二関係）

⑼　特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除について、繰越控除の対象となる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の計算及び控除の方法等を定める。（第二十五条の十五の三関係）

⑽　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、特例既存住宅に該当する家屋、特例買取再販住宅の取得の対象となる特定増改築等をした家屋、特例増改築等及び特定建替えの細目その他必要な事項を定める。（第二十六条関係）

⑾　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度について、買換資産の範囲から、建築後使用されたことのない家屋を令和十年一月一日以後に個人の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合における災害危険区域等内において建築された一定の家屋を除外する。（第二十六条の七関係）

⑿　割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の対象となる内国法人の範囲に、マンション除却組合を加える。（第二十六条の十七関係）

⒀　六十五歳以上の居住者に係る源泉徴収を要しない公的年金等の額の特例について、特例に係る額を百七十二万円（一定の公的年金等については、九十五万円）（改正前：百六十八万円（一定の公的年金等については、九十万円））に引き上げる。（第二十六条の二十七関係）

⒁　令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例について、本特例による基礎控除の控除額の引上げに伴う源泉徴収を要しない公的年金等の額の引上げ等を行う。（第二十六条の二十七の二関係）

⑮　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用対象となる一般用医薬品等を定める。（第二十六条の二十七の三関係）

⑯　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる特例高齢者等居住改修工事等その他の改修工事の要件を定める。（第二十六条の二十八の五関係）

2　法人課税

(1)　中小企業者等の法人税率の特例について、対象となる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、マンション除却組合を加える。（第二十七条の三の二関係）

(2)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行う。（第五条の三、第五条の四、第二十七条の四、第二十七条の五関係）

イ　通算法人等の過去適用等事業年度における欠損金増加合計額がある場合の通算繰越控除上限額への加算措置について、欠損金増加合計額のうちその通算法人等に帰せられる各欠損金増加額の計算及びその各欠損金増加額を当該通算法人等の所得とみなして計算される法人税の額の細目を定める。

ロ　他の者に委託する試験研究のうち国外において行われる試験研究の範囲を定める。

ハ　税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置について、比較試験研究費の額が零である場合には試験研究費の額に係る要件を満たさないものとする。

ニ　特別試験研究費の額の対象となる高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しを行う。

(イ)　新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者のうちその授与された日から五年以内にその法人の役員又は使用人となったもので、その役員又は使用人となった日から五年を経過していないものを加える。

(ロ)　その試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件を、その試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する当該法人の使用人に募集されたこととの要件とする。

(ハ)　その試験研究の内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件を、その試験研究の内容がその試験研究に専ら従事するその法人の使用人から提案されたものであることとの要件とする。

(3)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定機械装置等のうち工具の取得価額の最低限度における一事業年度の取得価額の合計額で判定する部分につき、その中小企業者等がその事業年度において、取得等をして国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した四十万円以上（改正前：三十万円以上）の工具の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合のその工具とする。（第五条の五、第二十七条の六関係）

(4)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行う。（第五条の六、第二十七条の十二関係）

イ　中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の事業者の対象となる特定建物等の取得価額の最低限度を四千五百万円以上（改正前：三千五百万円以上）に引き上げる。

ロ　就業の機会の創出に著しく資する特定業務施設に係る償却割合及び特別税額控除割合の上乗せ措置について、その特定業務施設の要件を定めるほか、所要の措置を講ずる。

ハ　対象となる法人に事業主都合による離職者がいないこととの要件について、その証明の方法等を定める。

(5)　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定経営力向上設備等のうち工具及び器具備品の取得価額の最低限度を四十万円以上（改正前：三十万円以上）に引き上げる。（第五条の六の三、第二十七条の十二の四関係）

(6)　特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定機械装置等の取得価額の最低限度、その事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である一定の場合等を定める。（第五条の六の六、第二十七条の十二の七関係）

(7)　特定船舶の特別償却制度について、対象資産から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される外航船舶のうち海上運送法の認定事業基盤強化事業者が製造した先進船舶以外のものを除外する。（第五条の八、第二十八条関係）

(8)　特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象となる特定事業継続力強化設備等のうち器具備品の取得価額の最低限度を四十万円以上（改正前：三十万円以上）に引き上げる。（第六条の二、第二十八条の五関係）

(9)　特定都市再生建築物の割増償却制度について、対象となる特定都市再生緊急整備地域内において施行される都市再生事業の要件に、公共施設面積割合が百分の十以上であることを加える。（第七条、第二十九条の二関係）

⑩　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例におけるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の権利変換の時において当該権利変換により譲渡した資産（敷地利用権に係る部分に限る。）と施行再建マンションに係る敷地利用権の価額の概算額との差額がある場合における当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額の計算について、マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション再生事業における権利変換を当該特例の対象とすることに伴う所要の措置を講ずる。（第三十九条の二関係）

⑪　中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、不適用措置の対象から除かれる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲にマンション除却組合を加える。（第三十九条の二十四関係）

⑫　特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例について、対象となる特定株式のうちその取得の日から三年を経過する日までに百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれる場合における株式に該当するものの範囲及び特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合の三年経過特別勘定の金額の益金算入措置等の適用に関する事項を定める。（第三十九条の二十四の二関係）

⑬　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる事業者の範囲を特定法人以外の事業者については常時使用する従業員の数が四百人以下（改正前：五百人以下）の事業者とする。（第十八条の五、第三十九条の二十八関係）

⑭　投資法人に係る課税の特例における事業年度終了の時において有する特定の資産の総資産に対する割合が二分の一超であることとの要件について、その特定の資産の範囲に含めることができる再生可能エネルギー発電設備を太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に限定した上、その再生可能エネルギー発電設備の取得期限を五年延長する。（第三十九条の三十二の三関係）

⑮　認定株式分配に係る課税の特例について、適格株式分配に該当する要件のうち従業者継続要件につき、その割合を百分の八十以上とする等の見直しを行う。（第三十九条の三十四の二関係）

⑯　公益法人等の損益計算書等の提出について、損益計算書等の提出を要しない法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、マンション除却組合を加える。（第三十九条の三十七関係）

3　国際課税

(1)　外国組合員に対する課税の特例について、次の措置を講ずる。（第二十六条の三十、第三十九条の三十三関係）

イ　投資組合事業に係る業務の執行等を行わないこととの要件における投資組合事業に係る業務の執行の承認等から除外される行為の範囲を、その業務の執行を行う者等とその投資組合事業に係る投資組合の有限責任組合員との利益が相反する取引の承認等（改正前：その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等）とする。

ロ　投資組合財産持分割合に係る要件について、投資組合財産持分割合が五十パーセント未満とされる場合における合議体の範囲を定める。

ハ　その他所要の措置を講ずる。

⑵　内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例等について、次の見直しを行う。（第二十五条の十九の三、第二十五条の二十二～第二十五条の二十二の四、第二十五条の二十六、第二十五条の二十七、第三十九条の十四の三、第三十九条の十七～第三十九条の十七の四、第三十九条の二十の三、第三十九条の二十の四関係）

イ　一定の特定外国関係会社の範囲から除外する外国関係会社に係る資産割合要件について、その外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その事業年度における資産割合要件の判定を不要とする。

ロ　外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと等の事情により本特例を適用することが著しく不適当であると認められる場合には、本特例を適用できない。

ハ　清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等について、法令又は慣行その他やむを得ない理由により残余財産の確定の日が一定の日後である場合における特例清算事業年度の細目を定める。

ニ　部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額について、清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における異常所得の金額及び異常な水準にある資本に係る所得の金額の算定方法の細目を定める。

ホ　特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

4　資産課税

⑴　マンション再生事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、マンション再生事業により取得する土地に関する権利の価額のうち課税されるものの範囲の見直しを行う。（第四十二条の三関係）

⑵　診療所の用に供する建物を建築した場合の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象となる区域の範囲等を定める。（第四十二条の七関係）

⑶　認定民間都市再生事業計画に基づき特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象となる都市再生事業の要件に公共施設面積割合が百分の十以上であることを加える。（第四十三条の二関係）

⑷　地盤の液状化により被害を受けた土地に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、対象となる土地の範囲を定める。（第四十四条の四関係）

5　消費課税

自動車重量税率の特例措置の適用対象とならない免税対象車等の範囲に、一定の環境性能を有する軽油自動車を加える等の見直しを行う。（第五十一条の二関係）

6　その他所要の規定の整備を行う。

7　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九十九号）（財務省）

1　租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合における法人税の軽減額の計算に係る限度税率の整備を行う。（第四条関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百号）（財務省）

1　財産債務調書制度の提出義務の判定の基礎となる所得の金額について、特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等の創設に伴う所要の規定の整備を行う。（第十二条の二関係）

2　この政令は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。（附則関係）

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第百一号）（財務省）

第１　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行う。（第一条関係）

2　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行う。（第二条関係）

3　その他所要の規定の整備を行う。

第２　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百五十号）の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。（附則第一項関係）

第３　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百二号）（財務省）

1　企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、特定事業活動振興計画に係る措置及び新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の対象となる減価償却資産の範囲を定めるとともに、新産業創出等推進事業促進計画に係る措置につき、提出新産業創出等推進事業促進計画の変更により新たに計画区域となった区域における本措置の適用期限を三年延長する。（第十二条の二、第十七条の二関係）

2　企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の対象となる雇用者のうち新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者の範囲を、福島復興再生特別措置法に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当する新産業創出等推進事業で当該分野に関する産業の集積に特に資する事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限定する。（第十二条の三、第十七条の三関係）

3　新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却制度等について、提出新産業創出等推進事業促進計画の変更により新たに計画区域となった区域における本措置の適用期限を三年延長する。（第十三条、第十八条関係）

4　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の整備を行う。（第十五条の二関係）

5　特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置について、特別貸付けを行う公的貸付機関等の範囲から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を除外する。（第三十七条関係）

6　その他所要の規定の整備を行う。

7　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（政令第百三号）（財務省）

1　復興特別所得税に係る関係法令の適用の特例について、所要の規定の整備を行う。（第十三条関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百四号）（財務省）

1　租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。（第四条、第四条の二関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（政令第百五号）（財務省）

1　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例について、仮装経理防衛特別法人税額の還付請求ができることとなる更生手続開始の決定があったこと等に準ずる事実の範囲に、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（第十八条関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇防衛特別所得税に関する政令（政令第百六号）（財務省）

1　防衛特別所得税の額から控除する分配時調整外国税相当額の計算等の細目等を定める。（第三条関係）

2　防衛特別所得税に係る外国税額控除の控除限度額の計算の細目等を定める。（第四条関係）

3　予定納税に係る防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合等の計算の細目を定める。（第五条関係）

4　防衛特別所得税の課税標準及び税額の申告に関する手続の細目を定める。（第六条関係）

5　防衛特別所得税の納付に関する手続の細目を定める。（第七条関係）

6　防衛特別所得税の還付に関する手続の細目を定める。（第八条、第十条関係）

7　遺産分割等があった場合の修正申告の特例等について、遺産分割等の事由の細目を定める。（第九条関係）

8　源泉徴収に係る防衛特別所得税の徴収及び納付又は還付に関する手続の細目等を定める。（第十二条関係）

9　年末調整に関する手続の細目を定める。（第十三条関係）

10　納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例を定める。（第十四条関係）

11　防衛特別所得税に係る関係法令の適用につき必要な事項を定めるほか、所要の規定を設ける。（第二条、第十一条、第十五条関係）

12　この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

◇所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置に関する政令（政令第百七号）（財務省）

1　国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置を定める。（本則関係）

2　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）

◇消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第百八号）（財務省）

1　適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける課税期間について、所要の措置を講ずる。（附則第二十一条の三関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

◇国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百九号）（財務省）

1　過誤納金の還付金等に該当する支払金の指定について、その支払金の範囲に申告による源泉徴収特別税額に係る防衛特別所得税の還付金等を加える。（第二条関係）

2　国税収納金整理資金から歳入に組み入れる場合における所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税に係る受入金等の配賦割合を定める。（第四条の二関係）

3　その他所要の規定の整備を行う。

4　この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

法　律

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十二号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号中「第四十八条の二第一項」を「暗号資産（金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。第三十三条第三項（譲渡所得）、第四十八条の二」に、「に規定する暗号資産」を「及び第六十九条第二項（損益通算）において同じ。）」に改め、同項第二十五号中「（損益通算）」を削り、同項第三十二号中「八十五万円」を「八十九万円」に改め、同号ロ中「生徒」を「学生又は生徒」に改め、同項第三十三号及び第三十四号中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第九条第一項第五号中「費用」の下に「（自動車その他の交通用具の駐車のための施設の利用のために支出する費用を含む。）」を加える。

第二十二条第二項第一号中「第三十三条第三項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

第二十八条第三項第一号を次のように改める。

一　前項に規定する収入金額が三百六十万円以下である場合　八万円と当該収入金額の百分の三十に相当する金額との合計額（当該合計額が六十九万円に満たない場合には、六十九万円）

第二十八条第三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第三十三条第三項中「には」を「には、政令で定める順序により」に、「控除した金額。」を「順次控除した後の当該他の号に掲げる所得に係る金額の合計額。」に改め、同項第一号中「の譲渡」を「（暗号資産を除く。次号において同じ。）の譲渡」に、「次号」を「同号及び第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　暗号資産の譲渡による所得

第三十三条第四項中「五十万円（譲渡益が五十万円に満たない場合には、当該譲渡益）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げる場合以外の場合　五十万円

二　譲渡益のうち、前項第一号に掲げる所得に係る部分の金額と同項第二号に掲げる所得に係る部分の金額との合計額が五十万円に満たない場合　当該合計額

第三十三条第五項中「とする」を「とし、なお控除しきれない金額があるときは、当該譲渡益のうち同項第二号に掲げる所得に係る部分の金額から控除するものとする」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

5　その年中の第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等に係る同条第二項に規定する給与所得控除額とその年中の第三項に規定する公的年金等に係る前項に規定する公的年金等控除額との合計額が二百八十万円を超える場合には、第二項に規定する公的年金等控除額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額から当該超える部分の金額を控除した金額とする。

第四十八条の二第一項中「（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「事業所得の金額又は」を「事業所得の金額若しくは」に、「を算定する」を「又は第三十八条第一項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定によりその者の譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額を算定する」に改める。

第六十九条第二項中「規定する資産」の下に「又は暗号資産で譲渡所得の基因となるもの」を加える。

第八十一条第一項中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第八十六条第一項第一号中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第百二十条第三項第一号中「限る」の下に「。第六項において同じ」を加え、同条第六項中「よる申告書に」の下に「社会保険料控除、」を加え、同条第七項中「小規模企業共済等掛金控除等適用者」を「社会保険料控除等適用者」に改める。

第二百三条の三第一号イ中「十万円」を「十万五千円」に改め、同号ニ中「三万円」を「三万二千五百円」に改め、同条第四号中「十万円」を「十万五千円」に改める。

第二百二十四条の三第一項、第三項及び第四項中「（資金決済に関する法律」の下に「（平成二十一年法律第五十九号）」を加える。

別表第二から別表第五までを次のように改める。

別表第二　給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

（一）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			甲									乙
			扶養親族等の数									
以上	未満		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
			税額									税額
円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
111,000円未満			0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3％に相当する金額
111,000	113,000		140	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
113,000	115,000		240	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
115,000	117,000		340	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
117,000	119,000		440	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
119,000	121,000		540	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
121,000	123,000		640	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
123,000	125,000		740	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300
125,000	127,000		840	0	0	0	0	0	0	0	0	4,400
127,000	129,000		940	0	0	0	0	0	0	0	0	4,700
129,000	131,000		1,040	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
131,000	133,000		1,140	0	0	0	0	0	0	0	0	5,300
133,000	135,000		1,240	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600
135,000	137,000		1,340	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900
137,000	139,000		1,440	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
139,000	141,000		1,540	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
141,000	143,000		1,640	0	0	0	0	0	0	0	0	6,800
143,000	145,000		1,740	160	0	0	0	0	0	0	0	7,100
145,000	147,000		1,840	260	0	0	0	0	0	0	0	7,300
147,000	149,000		1,940	360	0	0	0	0	0	0	0	7,600
149,000	151,000		2,040	460	0	0	0	0	0	0	0	7,900
151,000	153,000		2,140	560	0	0	0	0	0	0	0	8,200
153,000	155,000		2,240	660	0	0	0	0	0	0	0	8,500
155,000	157,000		2,340	760	0	0	0	0	0	0	0	8,800
157,000	159,000		2,440	860	0	0	0	0	0	0	0	9,100
159,000	161,000		2,540	960	0	0	0	0	0	0	0	9,400
161,000	163,000		2,640	1,060	0	0	0	0	0	0	0	9,700
163,000	165,000		2,740	1,160	0	0	0	0	0	0	0	10,000
165,000	167,000		2,840	1,260	0	0	0	0	0	0	0	10,300
167,000	169,000		2,940	1,360	0	0	0	0	0	0	0	10,600
169,000	171,000		3,030	1,450	0	0	0	0	0	0	0	10,900
171,000	173,000		3,100	1,520	0	0	0	0	0	0	0	11,200
173,000	175,000		3,170	1,590	0	0	0	0	0	0	0	11,500
175,000	177,000		3,240	1,660	0	0	0	0	0	0	0	11,800
177,000	179,000		3,310	1,730	150	0	0	0	0	0	0	12,100
179,000	181,000		3,380	1,800	220	0	0	0	0	0	0	12,400
181,000	183,000		3,450	1,870	290	0	0	0	0	0	0	12,700
183,000	185,000		3,520	1,940	360	0	0	0	0	0	0	13,200
185,000	187,000		3,590	2,010	430	0	0	0	0	0	0	13,900
187,000	189,000		3,660	2,080	500	0	0	0	0	0	0	14,600
189,000	191,000		3,730	2,150	570	0	0	0	0	0	0	15,300
191,000	193,000		3,800	2,220	640	0	0	0	0	0	0	16,000
193,000	195,000		3,870	2,290	710	0	0	0	0	0	0	16,700
195,000	197,000		3,940	2,360	780	0	0	0	0	0	0	17,400
197,000	199,000		4,010	2,430	850	0	0	0	0	0	0	18,100
199,000	201,000		4,080	2,500	920	0	0	0	0	0	0	18,800

（二）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
201,000	203,000	4,150	2,570	990	0	0	0	0	0	19,500
203,000	205,000	4,220	2,640	1,060	0	0	0	0	0	20,100
205,000	207,000	4,290	2,710	1,130	0	0	0	0	0	20,800
207,000	209,000	4,360	2,780	1,200	0	0	0	0	0	21,500
209,000	211,000	4,430	2,850	1,270	0	0	0	0	0	22,200
211,000	213,000	4,500	2,920	1,340	0	0	0	0	0	22,700
213,000	215,000	4,570	2,990	1,410	0	0	0	0	0	23,300
215,000	217,000	4,640	3,060	1,480	0	0	0	0	0	23,900
217,000	219,000	4,710	3,130	1,550	0	0	0	0	0	24,400
219,000	221,000	4,780	3,200	1,620	0	0	0	0	0	25,000
221,000	224,000	4,870	3,290	1,700	120	0	0	0	0	25,600
224,000	227,000	4,980	3,390	1,810	230	0	0	0	0	26,600
227,000	230,000	5,080	3,500	1,910	330	0	0	0	0	27,600
230,000	233,000	5,190	3,600	2,020	440	0	0	0	0	28,600
233,000	236,000	5,290	3,710	2,120	540	0	0	0	0	29,600
236,000	239,000	5,400	3,810	2,230	650	0	0	0	0	30,500
239,000	242,000	5,500	3,920	2,330	750	0	0	0	0	31,500
242,000	245,000	5,610	4,020	2,440	860	0	0	0	0	32,500
245,000	248,000	5,710	4,130	2,540	960	0	0	0	0	33,500
248,000	251,000	5,820	4,230	2,650	1,070	0	0	0	0	34,500
251,000	254,000	5,920	4,340	2,750	1,170	0	0	0	0	35,500
254,000	257,000	6,030	4,440	2,860	1,280	0	0	0	0	36,500
257,000	260,000	6,130	4,550	2,960	1,380	0	0	0	0	37,500
260,000	263,000	6,240	4,650	3,070	1,490	0	0	0	0	38,500
263,000	266,000	6,340	4,760	3,170	1,590	0	0	0	0	39,500
266,000	269,000	6,450	4,860	3,280	1,700	110	0	0	0	40,400
269,000	272,000	6,550	4,970	3,380	1,800	220	0	0	0	41,400
272,000	275,000	6,660	5,070	3,490	1,910	320	0	0	0	42,400
275,000	278,000	6,760	5,180	3,590	2,010	430	0	0	0	43,400
278,000	281,000	6,870	5,280	3,700	2,120	530	0	0	0	44,400
281,000	284,000	6,970	5,390	3,800	2,220	640	0	0	0	45,400
284,000	287,000	7,080	5,490	3,910	2,330	740	0	0	0	46,400
287,000	290,000	7,180	5,600	4,010	2,430	850	0	0	0	47,600
290,000	293,000	7,290	5,700	4,120	2,540	950	0	0	0	48,700
293,000	296,000	7,390	5,810	4,220	2,640	1,060	0	0	0	49,800
296,000	299,000	7,500	5,910	4,330	2,750	1,160	0	0	0	51,000
299,000	302,000	7,600	6,020	4,440	2,850	1,270	0	0	0	52,100
302,000	305,000	7,720	6,140	4,560	2,970	1,390	0	0	0	53,300
305,000	308,000	7,840	6,260	4,680	3,090	1,510	0	0	0	54,100
308,000	311,000	7,960	6,380	4,800	3,210	1,630	0	0	0	54,900
311,000	314,000	8,080	6,500	4,920	3,330	1,750	170	0	0	55,700
314,000	317,000	8,280	6,620	5,040	3,450	1,870	290	0	0	56,500
317,000	320,000	8,520	6,740	5,160	3,570	1,990	410	0	0	57,300
320,000	323,000	8,760	6,860	5,280	3,690	2,110	530	0	0	58,200
323,000	326,000	9,000	6,980	5,400	3,810	2,230	650	0	0	59,200
326,000	329,000	9,240	7,100	5,520	3,930	2,350	770	0	0	60,200
329,000	332,000	9,480	7,220	5,640	4,050	2,470	890	0	0	61,200
332,000	335,000	9,720	7,340	5,760	4,170	2,590	1,010	0	0	62,300
335,000	338,000	9,960	7,460	5,880	4,290	2,710	1,130	0	0	63,300
338,000	341,000	10,200	7,580	6,000	4,410	2,830	1,250	0	0	64,300

（三）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
341,000	344,000	10,440	7,700	6,120	4,530	2,950	1,370	0	0	65,300
344,000	347,000	10,680	7,820	6,240	4,650	3,070	1,490	0	0	66,300
347,000	350,000	10,920	7,940	6,360	4,770	3,190	1,610	0	0	67,300
350,000	353,000	11,160	8,060	6,480	4,890	3,310	1,730	140	0	68,300
353,000	356,000	11,400	8,230	6,600	5,010	3,430	1,850	260	0	69,300
356,000	359,000	11,640	8,470	6,720	5,130	3,550	1,970	380	0	70,300
359,000	362,000	11,880	8,710	6,840	5,250	3,670	2,090	500	0	71,300
362,000	365,000	12,120	8,950	6,960	5,370	3,790	2,210	620	0	72,300
365,000	368,000	12,360	9,190	7,080	5,490	3,910	2,330	740	0	73,300
368,000	371,000	12,600	9,430	7,200	5,610	4,030	2,450	860	0	74,300
371,000	374,000	12,840	9,670	7,320	5,730	4,150	2,570	980	0	75,200
374,000	377,000	13,080	9,910	7,440	5,850	4,270	2,690	1,100	0	76,100
377,000	380,000	13,320	10,150	7,560	5,970	4,390	2,810	1,220	0	77,000
380,000	383,000	13,560	10,390	7,680	6,090	4,510	2,930	1,340	0	77,900
383,000	386,000	13,800	10,630	7,800	6,210	4,630	3,050	1,460	0	78,800
386,000	389,000	14,040	10,870	7,920	6,330	4,750	3,170	1,580	0	79,800
389,000	392,000	14,280	11,110	8,040	6,450	4,870	3,290	1,700	120	81,500
392,000	395,000	14,520	11,350	8,190	6,570	4,990	3,410	1,820	240	83,200
395,000	398,000	14,760	11,590	8,430	6,690	5,110	3,530	1,940	360	84,800
398,000	401,000	15,000	11,830	8,670	6,810	5,230	3,650	2,060	480	86,500
401,000	404,000	15,240	12,070	8,910	6,930	5,350	3,770	2,180	600	88,200
404,000	407,000	15,480	12,310	9,150	7,050	5,470	3,890	2,300	720	89,800
407,000	410,000	15,720	12,550	9,390	7,170	5,590	4,010	2,420	840	91,500
410,000	413,000	15,960	12,790	9,630	7,290	5,710	4,130	2,540	960	93,200
413,000	416,000	16,200	13,030	9,870	7,410	5,830	4,250	2,660	1,080	94,800
416,000	419,000	16,440	13,270	10,110	7,530	5,950	4,370	2,780	1,200	96,500
419,000	422,000	16,680	13,510	10,350	7,650	6,070	4,490	2,900	1,320	98,200
422,000	425,000	16,920	13,750	10,590	7,770	6,190	4,610	3,020	1,440	99,800
425,000	428,000	17,160	13,990	10,830	7,890	6,310	4,730	3,140	1,560	101,500
428,000	431,000	17,400	14,230	11,070	8,010	6,430	4,850	3,260	1,680	103,200
431,000	434,000	17,640	14,470	11,310	8,140	6,550	4,970	3,380	1,800	104,800
434,000	437,000	17,880	14,710	11,550	8,380	6,670	5,090	3,500	1,920	106,500
437,000	440,000	18,120	14,950	11,790	8,620	6,790	5,210	3,620	2,040	108,200
440,000	443,000	18,360	15,190	12,030	8,860	6,910	5,330	3,740	2,160	109,800
443,000	446,000	18,600	15,430	12,270	9,100	7,030	5,450	3,860	2,280	111,500
446,000	449,000	18,840	15,670	12,510	9,340	7,150	5,570	3,980	2,400	113,100
449,000	452,000	19,080	15,910	12,750	9,580	7,270	5,690	4,100	2,520	114,800
452,000	455,000	19,320	16,150	12,990	9,820	7,390	5,810	4,220	2,640	116,500
455,000	458,000	19,750	16,390	13,230	10,060	7,510	5,930	4,340	2,760	118,100
458,000	461,000	20,230	16,630	13,470	10,300	7,630	6,050	4,460	2,880	119,800
461,000	464,000	20,710	16,870	13,710	10,540	7,750	6,170	4,580	3,000	121,500
464,000	467,000	21,190	17,110	13,950	10,780	7,870	6,290	4,700	3,120	123,100
467,000	470,000	21,670	17,350	14,190	11,020	7,990	6,410	4,820	3,240	124,800
470,000	473,000	22,150	17,590	14,430	11,260	8,110	6,530	4,940	3,360	126,500
473,000	476,000	22,630	17,830	14,670	11,500	8,330	6,650	5,060	3,480	128,100
476,000	479,000	23,110	18,070	14,910	11,740	8,570	6,770	5,180	3,600	129,700
479,000	482,000	23,590	18,310	15,150	11,980	8,810	6,890	5,300	3,720	131,300
482,000	485,000	24,070	18,550	15,390	12,220	9,050	7,010	5,420	3,840	132,800
485,000	488,000	24,550	18,790	15,630	12,460	9,290	7,130	5,540	3,960	134,400
488,000	491,000	25,030	19,030	15,870	12,700	9,530	7,250	5,660	4,080	136,000

（四）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
491,000	494,000	25,510	19,270	16,110	12,940	9,770	7,370	5,780	4,200	137,600
494,000	497,000	25,990	19,650	16,350	13,180	10,010	7,490	5,900	4,320	139,100
497,000	500,000	26,470	20,130	16,590	13,420	10,250	7,610	6,020	4,440	140,700
500,000	503,000	26,950	20,610	16,830	13,660	10,490	7,730	6,140	4,560	142,300
503,000	506,000	27,430	21,090	17,070	13,900	10,730	7,850	6,260	4,680	143,900
506,000	509,000	27,910	21,570	17,310	14,140	10,970	7,970	6,380	4,800	145,400
509,000	512,000	28,390	22,050	17,550	14,380	11,210	8,090	6,500	4,920	147,000
512,000	515,000	28,870	22,530	17,790	14,620	11,450	8,290	6,620	5,040	148,600
515,000	518,000	29,350	23,010	18,030	14,860	11,690	8,530	6,740	5,160	150,200
518,000	521,000	29,830	23,490	18,270	15,100	11,930	8,770	6,860	5,280	151,700
521,000	524,000	30,310	23,970	18,510	15,340	12,170	9,010	6,980	5,400	153,300
524,000	527,000	30,790	24,450	18,750	15,580	12,410	9,250	7,100	5,520	154,900
527,000	530,000	31,270	24,930	18,990	15,820	12,650	9,490	7,220	5,640	156,500
530,000	533,000	31,750	25,410	19,230	16,060	12,890	9,730	7,340	5,760	158,000
533,000	536,000	32,230	25,890	19,560	16,300	13,130	9,970	7,460	5,880	159,400
536,000	539,000	32,710	26,370	20,040	16,540	13,370	10,210	7,580	6,000	160,900
539,000	542,000	33,190	26,850	20,520	16,780	13,610	10,450	7,700	6,120	162,300
542,000	545,000	33,670	27,330	21,000	17,020	13,850	10,690	7,820	6,240	163,700
545,000	548,000	34,150	27,810	21,480	17,260	14,090	10,930	7,940	6,360	165,200
548,000	551,000	34,630	28,290	21,960	17,500	14,330	11,170	8,060	6,480	166,600
551,000	554,000	35,160	28,820	22,490	17,770	14,600	11,430	8,270	6,610	168,100
554,000	557,000	35,700	29,360	23,030	18,040	14,870	11,700	8,540	6,750	169,500
557,000	560,000	36,240	29,900	23,570	18,310	15,140	11,970	8,810	6,880	170,900
560,000	563,000	36,780	30,440	24,110	18,580	15,410	12,240	9,080	7,020	172,400
563,000	566,000	37,320	30,980	24,650	18,850	15,680	12,510	9,350	7,150	173,800
566,000	569,000	37,860	31,520	25,190	19,120	15,950	12,780	9,620	7,290	175,300
569,000	572,000	38,400	32,060	25,730	19,400	16,220	13,050	9,890	7,420	176,700
572,000	575,000	38,940	32,600	26,270	19,940	16,490	13,320	10,160	7,560	178,100
575,000	578,000	39,480	33,140	26,810	20,480	16,760	13,590	10,430	7,690	179,600
578,000	581,000	40,020	33,680	27,350	21,020	17,030	13,860	10,700	7,830	181,000
581,000	584,000	40,560	34,220	27,890	21,560	17,300	14,130	10,970	7,960	182,500
584,000	587,000	41,100	34,760	28,430	22,100	17,570	14,400	11,240	8,100	183,900
587,000	590,000	41,640	35,300	28,970	22,640	17,840	14,670	11,510	8,340	185,300
590,000	593,000	42,180	35,840	29,510	23,180	18,110	14,940	11,780	8,610	186,800
593,000	596,000	42,720	36,380	30,050	23,720	18,380	15,210	12,050	8,880	188,200
596,000	599,000	43,260	36,920	30,590	24,260	18,650	15,480	12,320	9,150	189,700
599,000	602,000	43,800	37,460	31,130	24,800	18,920	15,750	12,590	9,420	191,100
602,000	605,000	44,340	38,000	31,670	25,340	19,190	16,020	12,860	9,690	192,500
605,000	608,000	44,880	38,540	32,210	25,880	19,540	16,290	13,130	9,960	194,000
608,000	611,000	45,420	39,080	32,750	26,420	20,080	16,560	13,400	10,230	195,400
611,000	614,000	45,960	39,620	33,290	26,960	20,620	16,830	13,670	10,500	196,900
614,000	617,000	46,500	40,160	33,830	27,500	21,160	17,100	13,940	10,770	198,300
617,000	620,000	47,040	40,700	34,370	28,040	21,700	17,370	14,210	11,040	199,700
620,000	623,000	47,580	41,240	34,910	28,580	22,240	17,640	14,480	11,310	201,200
623,000	626,000	48,120	41,780	35,450	29,120	22,780	17,910	14,750	11,580	202,600
626,000	629,000	48,660	42,320	35,990	29,660	23,320	18,180	15,020	11,850	204,100
629,000	632,000	49,200	42,860	36,530	30,200	23,860	18,450	15,290	12,120	205,500
632,000	635,000	49,740	43,400	37,070	30,740	24,400	18,720	15,560	12,390	206,900
635,000	638,000	50,280	43,940	37,610	31,280	24,940	18,990	15,830	12,660	208,400
638,000	641,000	50,820	44,480	38,150	31,820	25,480	19,260	16,100	12,930	209,800

（五）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
641,000	644,000	51,360	45,020	38,690	32,360	26,020	19,690	16,370	13,200	211,300	
644,000	647,000	51,900	45,560	39,230	32,900	26,560	20,230	16,640	13,470	212,500	
647,000	650,000	52,440	46,100	39,770	33,440	27,100	20,770	16,910	13,740	213,500	
650,000	653,000	52,980	46,640	40,310	33,980	27,640	21,310	17,180	14,010	214,500	
653,000	656,000	53,520	47,180	40,850	34,520	28,180	21,850	17,450	14,280	215,500	
656,000	659,000	54,060	47,720	41,390	35,060	28,720	22,390	17,720	14,550	216,500	
659,000	662,000	54,600	48,260	41,930	35,600	29,260	22,930	17,990	14,820	217,500	
662,000	665,000	55,140	48,800	42,470	36,140	29,800	23,470	18,260	15,090	218,500	
665,000	668,000	55,680	49,340	43,010	36,680	30,340	24,010	18,530	15,360	219,500	
668,000	671,000	56,220	49,880	43,550	37,220	30,880	24,550	18,800	15,630	220,400	
671,000	674,000	56,760	50,420	44,090	37,760	31,420	25,090	19,070	15,900	221,400	
674,000	677,000	57,300	50,960	44,630	38,300	31,960	25,630	19,340	16,170	222,400	
677,000	680,000	57,840	51,500	45,170	38,840	32,500	26,170	19,840	16,440	223,400	
680,000	683,000	58,380	52,040	45,710	39,380	33,040	26,710	20,380	16,710	224,400	
683,000	686,000	58,920	52,580	46,250	39,920	33,580	27,250	20,920	16,980	225,400	
686,000	689,000	59,460	53,120	46,790	40,460	34,120	27,790	21,460	17,250	226,400	
689,000	692,000	60,000	53,660	47,330	41,000	34,660	28,330	22,000	17,520	228,000	
692,000	695,000	60,540	54,200	47,870	41,540	35,200	28,870	22,540	17,790	229,500	
695,000	698,000	61,080	54,740	48,410	42,080	35,740	29,410	23,080	18,060	231,000	
698,000	701,000	61,620	55,280	48,950	42,620	36,280	29,950	23,620	18,330	232,500	
701,000	704,000	62,160	55,820	49,490	43,160	36,820	30,490	24,160	18,600	234,000	
704,000	707,000	62,700	56,360	50,030	43,700	37,360	31,030	24,700	18,870	235,500	
707,000	710,000	63,240	56,910	50,570	44,240	37,910	31,570	25,240	19,140	237,000	
710,000	713,000	63,840	57,510	51,170	44,840	38,510	32,170	25,840	19,510	238,600	
713,000	716,000	64,440	58,110	51,770	45,440	39,110	32,770	26,440	20,110	240,100	
716,000	719,000	65,040	58,710	52,370	46,040	39,710	33,370	27,040	20,710	241,600	
719,000	722,000	65,640	59,310	52,970	46,640	40,310	33,970	27,640	21,310	243,100	
722,000	725,000	66,240	59,910	53,570	47,240	40,910	34,570	28,240	21,910	244,600	
725,000	728,000	66,840	60,510	54,170	47,840	41,510	35,170	28,840	22,510	246,100	
728,000	731,000	67,440	61,110	54,770	48,440	42,110	35,770	29,440	23,110	247,600	
731,000	734,000	68,040	61,710	55,370	49,040	42,710	36,370	30,040	23,710	249,200	
734,000	737,000	68,640	62,310	55,970	49,640	43,310	36,970	30,640	24,310	250,700	
737,000	740,000	69,240	62,910	56,570	50,240	43,910	37,570	31,240	24,910	252,200	
740,000円		69,540	63,210	56,870	50,540	44,210	37,870	31,540	25,210	253,700	
740,000円を超え790,000円に満たない金額		740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の20％に相当する金額を加算した金額								253,700円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額	
790,000円		円 79,540	円 73,210	円 66,870	円 60,540	円 54,210	円 47,870	円 41,540	円 35,210		
790,000円を超え960,000円に満たない金額		790,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち790,000円を超える金額の23％に相当する金額を加算した金額									

（六）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
960,000円		円 118,640	円 112,310	円 105,970	円 99,640	円 93,310	円 86,970	円 80,640	円 74,310	
960,000円を超え1,720,000円に満たない金額		960,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち960,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								
1,720,000円		円 369,440	円 363,110	円 356,770	円 350,440	円 344,110	円 337,770	円 331,440	円 325,110	円 645,700
1,720,000円を超え2,130,000円に満たない金額		1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								645,700円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額
2,130,000円		円 538,110	円 531,780	円 525,440	円 519,110	円 512,780	円 506,440	円 500,110	円 493,780	
2,130,000円を超え2,170,000円に満たない金額		2,130,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,130,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								
2,170,000円		円 559,440	円 553,110	円 546,770	円 540,440	円 534,110	円 527,770	円 521,440	円 515,110	
2,170,000円を超え2,210,000円に満たない金額		2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,170,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								
2,210,000円		円 580,770	円 574,440	円 568,100	円 561,770	円 555,440	円 549,100	円 542,770	円 536,440	
2,210,000円を超え2,250,000円に満たない金額		2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,210,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								
2,250,000円		円 602,100	円 595,770	円 589,430	円 583,100	円 576,770	円 570,430	円 564,100	円 557,770	
2,250,000円を超え3,500,000円に満たない金額		2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								

（七）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
3,500,000円		円 1,102,100	円 1,095,770	円 1,089,430	円 1,083,100	円 1,076,770	円 1,070,430	円 1,064,100	円 1,057,770	
3,500,000円を超える金額		3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三（源泉控除対象親族に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（⑷において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この㈠において同じ。）の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十五条第五項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三　給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

（一）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,700円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の３％に相当する金額	0
3,700	3,800	5	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	10	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	15	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	20	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	25	0	0	0	0	0	0	0	150	0
4,200	4,300	30	0	0	0	0	0	0	0	150	0
4,300	4,400	35	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,400	4,500	40	0	0	0	0	0	0	0	180	0
4,500	4,600	45	0	0	0	0	0	0	0	200	0
4,600	4,700	50	0	0	0	0	0	0	0	210	0
4,700	4,800	55	0	0	0	0	0	0	0	230	0
4,800	4,900	60	5	0	0	0	0	0	0	240	0
4,900	5,000	65	10	0	0	0	0	0	0	260	0
5,000	5,100	70	15	0	0	0	0	0	0	270	0
5,100	5,200	75	20	0	0	0	0	0	0	280	0
5,200	5,300	80	25	0	0	0	0	0	0	300	0
5,300	5,400	85	30	0	0	0	0	0	0	310	0
5,400	5,500	90	35	0	0	0	0	0	0	330	0
5,500	5,600	95	40	0	0	0	0	0	0	340	0
5,600	5,700	100	45	0	0	0	0	0	0	360	0
5,700	5,800	105	50	0	0	0	0	0	0	370	0
5,800	5,900	105	55	0	0	0	0	0	0	390	0
5,900	6,000	110	60	5	0	0	0	0	0	400	0
6,000	6,100	115	60	10	0	0	0	0	0	420	0
6,100	6,200	115	65	10	0	0	0	0	0	440	0
6,200	6,300	120	70	15	0	0	0	0	0	470	0
6,300	6,400	125	70	20	0	0	0	0	0	510	0
6,400	6,500	130	75	20	0	0	0	0	0	540	0
6,500	6,600	130	80	25	0	0	0	0	0	580	0
6,600	6,700	135	80	30	0	0	0	0	0	610	0
6,700	6,800	140	85	35	0	0	0	0	0	650	0
6,800	6,900	140	90	35	0	0	0	0	0	680	0
6,900	7,000	145	95	40	0	0	0	0	0	720	0
7,000	7,100	150	95	45	0	0	0	0	0	750	0
7,100	7,200	150	100	45	0	0	0	0	0	780	0
7,200	7,300	155	105	50	0	0	0	0	0	800	0
7,300	7,400	160	105	55	0	0	0	0	0	830	0
7,400	7,500	165	110	55	5	0	0	0	0	860	0
7,500	7,600	165	115	60	10	0	0	0	0	900	0
7,600	7,700	170	115	65	10	0	0	0	0	930	0
7,700	7,800	175	120	70	15	0	0	0	0	960	0
7,800	7,900	175	125	70	20	0	0	0	0	1,000	0
7,900	8,000	180	130	75	20	0	0	0	0	1,030	0
8,000	8,100	185	130	80	25	0	0	0	0	1,060	0
8,100	8,200	185	135	80	30	0	0	0	0	1,100	0

（二）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,200	8,300	190	140	85	35	0	0	0	0	1,130	0
8,300	8,400	195	140	90	35	0	0	0	0	1,160	0
8,400	8,500	200	145	90	40	0	0	0	0	1,190	0
8,500	8,600	200	150	95	45	0	0	0	0	1,230	0
8,600	8,700	205	150	100	45	0	0	0	0	1,260	0
8,700	8,800	210	155	105	50	0	0	0	0	1,290	0
8,800	8,900	210	160	105	55	0	0	0	0	1,330	0
8,900	9,000	215	165	110	55	5	0	0	0	1,360	0
9,000	9,100	220	165	115	60	10	0	0	0	1,390	0
9,100	9,200	220	170	115	65	10	0	0	0	1,430	0
9,200	9,300	225	175	120	70	15	0	0	0	1,460	0
9,300	9,400	230	175	125	70	20	0	0	0	1,490	0
9,400	9,500	235	180	125	75	20	0	0	0	1,520	0
9,500	9,600	235	185	130	80	25	0	0	0	1,560	0
9,600	9,700	240	185	135	80	30	0	0	0	1,600	0
9,700	9,800	245	190	140	85	30	0	0	0	1,640	0
9,800	9,900	245	195	140	90	35	0	0	0	1,670	0
9,900	10,000	250	200	145	90	40	0	0	0	1,710	0
10,000	10,100	255	200	150	95	45	0	0	0	1,750	1
10,100	10,200	260	205	155	100	45	0	0	0	1,790	4
10,200	10,300	260	210	155	105	50	0	0	0	1,810	8
10,300	10,400	265	215	160	110	55	0	0	0	1,840	11
10,400	10,500	270	215	165	110	60	5	0	0	1,870	15
10,500	10,600	280	220	170	115	65	10	0	0	1,890	18
10,600	10,700	285	225	175	120	65	15	0	0	1,920	22
10,700	10,800	295	230	175	125	70	20	0	0	1,950	25
10,800	10,900	300	235	180	130	75	20	0	0	1,990	29
10,900	11,000	310	235	185	130	80	25	0	0	2,020	32
11,000	11,100	320	240	190	135	85	30	0	0	2,050	36
11,100	11,200	325	245	195	140	85	35	0	0	2,090	39
11,200	11,300	335	250	195	145	90	40	0	0	2,120	43
11,300	11,400	340	255	200	150	95	40	0	0	2,150	46
11,400	11,500	350	255	205	150	100	45	0	0	2,190	50
11,500	11,600	360	260	210	155	105	50	0	0	2,220	53
11,600	11,700	365	265	215	160	105	55	0	0	2,250	57
11,700	11,800	375	270	215	165	110	60	5	0	2,290	60
11,800	11,900	380	275	220	170	115	60	10	0	2,320	64
11,900	12,000	390	285	225	170	120	65	15	0	2,360	67
12,000	12,100	400	290	230	175	125	70	15	0	2,390	71
12,100	12,200	405	300	235	180	125	75	20	0	2,420	74
12,200	12,300	415	310	235	185	130	80	25	0	2,460	78
12,300	12,400	420	315	240	190	135	80	30	0	2,490	81
12,400	12,500	430	325	245	190	140	85	35	0	2,520	85
12,500	12,600	440	330	250	195	145	90	35	0	2,550	88
12,600	12,700	445	340	255	200	145	95	40	0	2,580	92
12,700	12,800	455	350	255	205	150	100	45	0	2,610	95
12,800	12,900	460	355	260	210	155	100	50	0	2,640	99
12,900	13,000	470	365	265	210	160	105	55	0	2,680	102
13,000	13,100	480	370	270	215	165	110	55	5	2,740	106
13,100	13,200	485	380	275	220	165	115	60	10	2,790	109

（三）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
13,200	13,300	495	390	285	225	170	120	65	15	2,850	113
13,300	13,400	500	395	290	230	175	120	70	15	2,900	116
13,400	13,500	510	405	300	230	180	125	75	20	2,960	120
13,500	13,600	520	410	305	235	185	130	75	25	3,010	123
13,600	13,700	525	420	315	240	185	135	80	30	3,070	127
13,700	13,800	535	430	325	245	190	140	85	35	3,120	131
13,800	13,900	540	435	330	250	195	140	90	35	3,180	135
13,900	14,000	550	445	340	250	200	145	95	40	3,240	139
14,000	14,100	560	450	345	255	205	150	95	45	3,290	143
14,100	14,200	565	460	355	260	205	155	100	50	3,350	147
14,200	14,300	575	470	365	265	210	160	105	55	3,400	151
14,300	14,400	580	475	370	270	215	160	110	55	3,460	155
14,400	14,500	590	485	380	275	220	165	115	60	3,510	159
14,500	14,600	600	490	385	280	225	170	115	65	3,570	163
14,600	14,700	605	500	395	290	225	175	120	70	3,620	167
14,700	14,800	615	510	405	295	230	180	125	75	3,680	171
14,800	14,900	620	515	410	305	235	180	130	75	3,730	175
14,900	15,000	630	525	420	315	240	185	135	80	3,790	179
15,000	15,100	640	530	425	320	245	190	135	85	3,850	183
15,100	15,200	645	540	435	330	245	195	140	90	3,900	187
15,200	15,300	660	550	445	335	250	200	145	95	3,960	191
15,300	15,400	680	555	450	345	255	200	150	95	4,010	195
15,400	15,500	695	565	460	355	260	205	155	100	4,070	199
15,500	15,600	710	570	465	360	265	210	155	105	4,120	203
15,600	15,700	725	580	475	370	265	215	160	110	4,180	207
15,700	15,800	740	590	485	375	270	220	165	115	4,230	211
15,800	15,900	760	595	490	385	280	220	170	115	4,290	215
15,900	16,000	775	605	500	395	290	225	175	120	4,340	219
16,000	16,100	790	610	505	400	295	230	175	125	4,390	223
16,100	16,200	805	620	515	410	305	235	180	130	4,450	227
16,200	16,300	820	630	525	415	310	240	185	135	4,500	231
16,300	16,400	840	635	530	425	320	240	190	135	4,550	235
16,400	16,500	855	645	540	435	330	245	195	140	4,600	239
16,500	16,600	870	660	545	440	335	250	195	145	4,660	243
16,600	16,700	885	675	555	450	345	255	200	150	4,710	247
16,700	16,800	900	690	565	455	350	260	205	155	4,760	251
16,800	16,900	920	705	570	465	360	260	210	155	4,810	255
16,900	17,000	935	725	580	475	370	265	215	160	4,870	259
17,000	17,100	950	740	585	480	375	270	215	165	4,920	263
17,100	17,200	965	755	595	490	385	280	220	170	4,970	267
17,200	17,300	980	770	605	495	390	285	225	175	5,020	271
17,300	17,400	1,000	785	610	505	400	295	230	175	5,080	275
17,400	17,500	1,015	805	620	515	410	300	235	180	5,130	279
17,500	17,600	1,030	820	625	520	415	310	235	185	5,180	283
17,600	17,700	1,045	835	635	530	425	320	240	190	5,230	287
17,700	17,800	1,060	850	645	535	430	325	245	195	5,280	291
17,800	17,900	1,080	865	655	545	440	335	250	195	5,330	295
17,900	18,000	1,095	885	670	555	450	340	255	200	5,380	299
18,000	18,100	1,110	900	690	560	455	350	255	205	5,430	303
18,100	18,200	1,125	915	705	570	465	360	260	210	5,470	307

（四）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
18,200	18,300	1,140	930	720	575	470	365	265	215	5,520	311
18,300	18,400	1,160	950	735	585	480	375	270	215	5,570	315
18,400	18,500	1,175	965	755	595	490	385	280	220	5,620	319
18,500	18,600	1,195	985	770	605	500	390	285	225	5,670	323
18,600	18,700	1,215	1,000	790	610	505	400	295	230	5,710	327
18,700	18,800	1,230	1,020	810	620	515	410	305	235	5,760	331
18,800	18,900	1,250	1,040	825	630	525	420	315	240	5,810	335
18,900	19,000	1,265	1,055	845	640	535	430	325	245	5,860	339
19,000	19,100	1,285	1,075	860	650	545	435	330	250	5,910	343
19,100	19,200	1,305	1,090	880	670	550	445	340	255	5,950	347
19,200	19,300	1,320	1,110	900	685	560	455	350	255	6,000	351
19,300	19,400	1,340	1,130	915	705	570	465	360	260	6,050	355
19,400	19,500	1,355	1,145	935	725	580	475	370	265	6,100	359
19,500	19,600	1,375	1,165	950	740	590	480	375	270	6,150	363
19,600	19,700	1,395	1,180	970	760	595	490	385	280	6,190	367
19,700	19,800	1,410	1,200	990	775	605	500	395	290	6,240	372
19,800	19,900	1,430	1,220	1,005	795	615	510	405	300	6,290	380
19,900	20,000	1,445	1,235	1,025	815	625	520	415	305	6,340	388
20,000	20,100	1,465	1,255	1,040	830	635	525	420	315	6,390	396
20,100	20,200	1,485	1,270	1,060	850	640	535	430	325	6,430	404
20,200	20,300	1,500	1,290	1,080	865	655	545	440	335	6,480	412
20,300	20,400	1,520	1,310	1,095	885	675	555	450	345	6,530	420
20,400	20,500	1,535	1,325	1,115	905	690	565	460	350	6,580	428
20,500	20,600	1,555	1,345	1,130	920	710	570	465	360	6,630	436
20,600	20,700	1,575	1,360	1,150	940	730	580	475	370	6,670	444
20,700	20,800	1,590	1,380	1,170	955	745	590	485	380	6,720	452
20,800	20,900	1,610	1,400	1,185	975	765	600	495	390	6,770	460
20,900	21,000	1,625	1,415	1,205	995	780	610	505	395	6,820	468
21,000	21,100	1,645	1,435	1,220	1,010	800	615	510	405	6,870	476
21,100	21,200	1,665	1,450	1,240	1,030	820	625	520	415	6,910	484
21,200	21,300	1,680	1,470	1,260	1,045	835	635	530	425	6,960	492
21,300	21,400	1,700	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	7,010	500
21,400	21,500	1,715	1,505	1,295	1,085	870	660	550	440	7,060	508
21,500	21,600	1,735	1,525	1,310	1,100	890	680	555	450	7,100	516
21,600	21,700	1,755	1,540	1,330	1,120	910	695	565	460	7,130	524
21,700	21,800	1,770	1,560	1,350	1,135	925	715	575	470	7,160	532
21,800	21,900	1,790	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	7,190	540
21,900	22,000	1,805	1,595	1,385	1,175	960	750	595	485	7,230	548
22,000	22,100	1,825	1,615	1,400	1,190	980	770	600	495	7,260	556
22,100	22,200	1,845	1,630	1,420	1,210	1,000	785	610	505	7,290	564
22,200	22,300	1,860	1,650	1,440	1,225	1,015	805	620	515	7,330	572
22,300	22,400	1,880	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	7,360	580
22,400	22,500	1,895	1,685	1,475	1,265	1,050	840	640	530	7,390	588
22,500	22,600	1,915	1,705	1,490	1,280	1,070	860	650	540	7,430	596
22,600	22,700	1,935	1,720	1,510	1,300	1,090	875	665	550	7,460	604
22,700	22,800	1,950	1,740	1,530	1,315	1,105	895	685	560	7,490	612
22,800	22,900	1,970	1,760	1,545	1,335	1,125	915	700	570	7,520	620
22,900	23,000	1,985	1,775	1,565	1,355	1,140	930	720	575	7,570	628
23,000	23,100	2,005	1,795	1,580	1,370	1,160	950	740	585	7,620	636
23,100	23,200	2,025	1,810	1,600	1,390	1,180	965	755	595	7,670	644

（五）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数								乙	丙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,200	23,300	2,040	1,830	1,620	1,405	1,195	985	775	605	7,720	652
23,300	23,400	2,060	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	790	615	7,770	660
23,400	23,500	2,075	1,865	1,655	1,445	1,230	1,020	810	620	7,820	668
23,500	23,600	2,095	1,885	1,670	1,460	1,250	1,040	830	630	7,870	676
23,600	23,700	2,115	1,900	1,690	1,480	1,270	1,060	845	640	7,920	684
23,700	23,800	2,135	1,920	1,710	1,500	1,290	1,080	865	655	7,970	692
23,800	23,900	2,155	1,940	1,730	1,520	1,310	1,100	885	675	8,020	700
23,900	24,000	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,120	905	695	8,070	708
24,000円		2,185	1,970	1,760	1,550	1,340	1,130	915	705	8,120	716
24,000円を超え26,500円に満たない金額		24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額								8,120円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	716円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の10%に相当する金額を加算した金額
26,500円		2,685	2,470	2,260	2,050	1,840	1,630	1,415	1,205		966
26,500円を超え32,500円に満たない金額		26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額									966円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額
32,500円		4,065	3,850	3,640	3,430	3,220	3,010	2,795	2,585		2,166
32,500円を超え58,000円に満たない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									2,166円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額

（六）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数								乙	丙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
58,000円		円 12,480	円 12,265	円 12,055	円 11,845	円 11,635	円 11,425	円 11,210	円 11,000	円 21,720	円 8,541
58,000円を超え71,000円に満たない金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								21,720円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	8,541円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額
71,000円		17,835	17,620	17,410	17,200	16,990	16,780	16,565	16,355		
71,000円を超え72,500円に満たない金額		71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
72,500円		18,615	18,400	18,190	17,980	17,770	17,560	17,345	17,135		
72,500円を超え73,500円に満たない金額		72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
73,500円		19,195	18,980	18,770	18,560	18,350	18,140	17,925	17,715		
73,500円を超え75,000円に満たない金額		73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
75,000円		19,975	19,760	19,550	19,340	19,130	18,920	18,705	18,495		
75,000円を超え116,500円に満たない金額		75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
116,500円		円 36,575	円 36,360	円 36,150	円 35,940	円 35,730	円 35,520	円 35,305	円 35,095		円 27,846
116,500円を超える金額		116,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額									27,846円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	―

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三（源泉控除対象親族に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（⑷において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この㈠において同じ。）の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十五条第五項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等１人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　その給与等が第百八十五条第一項第三号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲																乙	
	扶養親族等の数																	
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人以上			
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	87千円未満		112千円未満		147千円未満		185千円未満		222千円未満		255千円未満		287千円未満		320千円未満			
2	87	100	112	253	147	279	185	300	222	300	255	308	287	347	320	387		
4	100	263	253	292	279	325	300	357	300	390	308	415	347	440	387	466		
6	263	313	292	349	325	380	357	408	390	434	415	460	440	486	466	510		
8	313	346	349	376	380	402	408	427	434	455	460	482	486	508	510	532		
10	346	375	376	404	402	429	427	454	455	480	482	505	508	530	532	555	224千円未満	
12	375	405	404	432	429	460	454	487	480	511	505	533	530	555	555	580		
14	405	436	432	466	460	495	487	519	511	542	533	567	555	592	580	617		
16	436	520	466	520	495	528	519	553	542	580	567	607	592	633	617	660		
18	520	607	520	622	528	637	553	653	580	668	607	683	633	698	660	710		
20	607	686	622	707	637	730	653	753	668	777	683	800	698	824	710	847	224	296
22	686	717	707	742	730	766	753	791	777	816	800	840	824	865	847	889		
24	717	755	742	781	766	807	791	832	816	858	840	884	865	910	889	936		
26	755	797	781	824	807	851	832	878	858	906	884	933	910	960	936	988		
28	797	857	824	885	851	913	878	941	906	969	933	997	960	1,025	988	1,054		
30	857	925	885	956	913	986	941	1,016	969	1,047	997	1,077	1,025	1,108	1,054	1,138	296	528
32	925	1,321	956	1,345	986	1,369	1,016	1,394	1,047	1,418	1,077	1,443	1,108	1,467	1,138	1,491		
35	1,321	1,521	1,345	1,526	1,369	1,526	1,394	1,538	1,418	1,555	1,443	1,555	1,467	1,555	1,491	1,583		
38	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693	1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788	528	1,118
41	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590	2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717		
45	3,495千円以上		3,527千円以上		3,559千円以上		3,590千円以上		3,622千円以上		3,654千円以上		3,685千円以上		3,717千円以上		1,118千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除した金額を求める。

⑵　次に、当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三（源泉控除対象親族に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族㈡において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。㈡において同じ。）の数と⑴により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　⑴により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第五　年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（第二十八条、第百九十条関係）

（一）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
691,000円	未満	0	2,184,000	2,188,000	1,448,800	2,384,000	2,388,000	1,588,800
			2,188,000	2,192,000	1,451,600	2,388,000	2,392,000	1,591,600
			2,192,000	2,196,000	1,454,400	2,392,000	2,396,000	1,594,400
			2,196,000	2,200,000	1,457,200	2,396,000	2,400,000	1,597,200
			2,200,000	2,204,000	1,460,000	2,400,000	2,404,000	1,600,000
691,000	2,026,000	給与等の金額から690,000円を控除した金額	2,204,000	2,208,000	1,462,800	2,404,000	2,408,000	1,602,800
			2,208,000	2,212,000	1,465,600	2,408,000	2,412,000	1,605,600
			2,212,000	2,216,000	1,468,400	2,412,000	2,416,000	1,608,400
			2,216,000	2,220,000	1,471,200	2,416,000	2,420,000	1,611,200
			2,220,000	2,224,000	1,474,000	2,420,000	2,424,000	1,614,000
2,026,000	2,028,000	1,336,000	2,224,000	2,228,000	1,476,800	2,424,000	2,428,000	1,616,800
2,028,000	2,032,000	1,338,000	2,228,000	2,232,000	1,479,600	2,428,000	2,432,000	1,619,600
2,032,000	2,036,000	1,342,000	2,232,000	2,236,000	1,482,400	2,432,000	2,436,000	1,622,400
2,036,000	2,040,000	1,345,200	2,236,000	2,240,000	1,485,200	2,436,000	2,440,000	1,625,200
2,040,000	2,044,000	1,348,000	2,240,000	2,244,000	1,488,000	2,440,000	2,444,000	1,628,000
2,044,000	2,048,000	1,350,800	2,244,000	2,248,000	1,490,800	2,444,000	2,448,000	1,630,800
2,048,000	2,052,000	1,353,600	2,248,000	2,252,000	1,493,600	2,448,000	2,452,000	1,633,600
2,052,000	2,056,000	1,356,400	2,252,000	2,256,000	1,496,400	2,452,000	2,456,000	1,636,400
2,056,000	2,060,000	1,359,200	2,256,000	2,260,000	1,499,200	2,456,000	2,460,000	1,639,200
2,060,000	2,064,000	1,362,000	2,260,000	2,264,000	1,502,000	2,460,000	2,464,000	1,642,000
2,064,000	2,068,000	1,364,800	2,264,000	2,268,000	1,504,800	2,464,000	2,468,000	1,644,800
2,068,000	2,072,000	1,367,600	2,268,000	2,272,000	1,507,600	2,468,000	2,472,000	1,647,600
2,072,000	2,076,000	1,370,400	2,272,000	2,276,000	1,510,400	2,472,000	2,476,000	1,650,400
2,076,000	2,080,000	1,373,200	2,276,000	2,280,000	1,513,200	2,476,000	2,480,000	1,653,200
2,080,000	2,084,000	1,376,000	2,280,000	2,284,000	1,516,000	2,480,000	2,484,000	1,656,000
2,084,000	2,088,000	1,378,800	2,284,000	2,288,000	1,518,800	2,484,000	2,488,000	1,658,800
2,088,000	2,092,000	1,381,600	2,288,000	2,292,000	1,521,600	2,488,000	2,492,000	1,661,600
2,092,000	2,096,000	1,384,400	2,292,000	2,296,000	1,524,400	2,492,000	2,496,000	1,664,400
2,096,000	2,100,000	1,387,200	2,296,000	2,300,000	1,527,200	2,496,000	2,500,000	1,667,200
2,100,000	2,104,000	1,390,000	2,300,000	2,304,000	1,530,000	2,500,000	2,504,000	1,670,000
2,104,000	2,108,000	1,392,800	2,304,000	2,308,000	1,532,800	2,504,000	2,508,000	1,672,800
2,108,000	2,112,000	1,395,600	2,308,000	2,312,000	1,535,600	2,508,000	2,512,000	1,675,600
2,112,000	2,116,000	1,398,400	2,312,000	2,316,000	1,538,400	2,512,000	2,516,000	1,678,400
2,116,000	2,120,000	1,401,200	2,316,000	2,320,000	1,541,200	2,516,000	2,520,000	1,681,200
2,120,000	2,124,000	1,404,000	2,320,000	2,324,000	1,544,000	2,520,000	2,524,000	1,684,000
2,124,000	2,128,000	1,406,800	2,324,000	2,328,000	1,546,800	2,524,000	2,528,000	1,686,800
2,128,000	2,132,000	1,409,600	2,328,000	2,332,000	1,549,600	2,528,000	2,532,000	1,689,600
2,132,000	2,136,000	1,412,400	2,332,000	2,336,000	1,552,400	2,532,000	2,536,000	1,692,400
2,136,000	2,140,000	1,415,200	2,336,000	2,340,000	1,555,200	2,536,000	2,540,000	1,695,200
2,140,000	2,144,000	1,418,000	2,340,000	2,344,000	1,558,000	2,540,000	2,544,000	1,698,000
2,144,000	2,148,000	1,420,800	2,344,000	2,348,000	1,560,800	2,544,000	2,548,000	1,700,800
2,148,000	2,152,000	1,423,600	2,348,000	2,352,000	1,563,600	2,548,000	2,552,000	1,703,600
2,152,000	2,156,000	1,426,400	2,352,000	2,356,000	1,566,400	2,552,000	2,556,000	1,706,400
2,156,000	2,160,000	1,429,200	2,356,000	2,360,000	1,569,200	2,556,000	2,560,000	1,709,200
2,160,000	2,164,000	1,432,000	2,360,000	2,364,000	1,572,000	2,560,000	2,564,000	1,712,000
2,164,000	2,168,000	1,434,800	2,364,000	2,368,000	1,574,800	2,564,000	2,568,000	1,714,800
2,168,000	2,172,000	1,437,600	2,368,000	2,372,000	1,577,600	2,568,000	2,572,000	1,717,600
2,172,000	2,176,000	1,440,400	2,372,000	2,376,000	1,580,400	2,572,000	2,576,000	1,720,400
2,176,000	2,180,000	1,443,200	2,376,000	2,380,000	1,583,200	2,576,000	2,580,000	1,723,200
2,180,000	2,184,000	1,446,000	2,380,000	2,384,000	1,586,000	2,580,000	2,584,000	1,726,000

（二）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,584,000	2,588,000	1,728,800	2,784,000	2,788,000	1,868,800	2,984,000	2,988,000	2,008,800
2,588,000	2,592,000	1,731,600	2,788,000	2,792,000	1,871,600	2,988,000	2,992,000	2,011,600
2,592,000	2,596,000	1,734,400	2,792,000	2,796,000	1,874,400	2,992,000	2,996,000	2,014,400
2,596,000	2,600,000	1,737,200	2,796,000	2,800,000	1,877,200	2,996,000	3,000,000	2,017,200
2,600,000	2,604,000	1,740,000	2,800,000	2,804,000	1,880,000	3,000,000	3,004,000	2,020,000
2,604,000	2,608,000	1,742,800	2,804,000	2,808,000	1,882,800	3,004,000	3,008,000	2,022,800
2,608,000	2,612,000	1,745,600	2,808,000	2,812,000	1,885,600	3,008,000	3,012,000	2,025,600
2,612,000	2,616,000	1,748,400	2,812,000	2,816,000	1,888,400	3,012,000	3,016,000	2,028,400
2,616,000	2,620,000	1,751,200	2,816,000	2,820,000	1,891,200	3,016,000	3,020,000	2,031,200
2,620,000	2,624,000	1,754,000	2,820,000	2,824,000	1,894,000	3,020,000	3,024,000	2,034,000
2,624,000	2,628,000	1,756,800	2,824,000	2,828,000	1,896,800	3,024,000	3,028,000	2,036,800
2,628,000	2,632,000	1,759,600	2,828,000	2,832,000	1,899,600	3,028,000	3,032,000	2,039,600
2,632,000	2,636,000	1,762,400	2,832,000	2,836,000	1,902,400	3,032,000	3,036,000	2,042,400
2,636,000	2,640,000	1,765,200	2,836,000	2,840,000	1,905,200	3,036,000	3,040,000	2,045,200
2,640,000	2,644,000	1,768,000	2,840,000	2,844,000	1,908,000	3,040,000	3,044,000	2,048,000
2,644,000	2,648,000	1,770,800	2,844,000	2,848,000	1,910,800	3,044,000	3,048,000	2,050,800
2,648,000	2,652,000	1,773,600	2,848,000	2,852,000	1,913,600	3,048,000	3,052,000	2,053,600
2,652,000	2,656,000	1,776,400	2,852,000	2,856,000	1,916,400	3,052,000	3,056,000	2,056,400
2,656,000	2,660,000	1,779,200	2,856,000	2,860,000	1,919,200	3,056,000	3,060,000	2,059,200
2,660,000	2,664,000	1,782,000	2,860,000	2,864,000	1,922,000	3,060,000	3,064,000	2,062,000
2,664,000	2,668,000	1,784,800	2,864,000	2,868,000	1,924,800	3,064,000	3,068,000	2,064,800
2,668,000	2,672,000	1,787,600	2,868,000	2,872,000	1,927,600	3,068,000	3,072,000	2,067,600
2,672,000	2,676,000	1,790,400	2,872,000	2,876,000	1,930,400	3,072,000	3,076,000	2,070,400
2,676,000	2,680,000	1,793,200	2,876,000	2,880,000	1,933,200	3,076,000	3,080,000	2,073,200
2,680,000	2,684,000	1,796,000	2,880,000	2,884,000	1,936,000	3,080,000	3,084,000	2,076,000
2,684,000	2,688,000	1,798,800	2,884,000	2,888,000	1,938,800	3,084,000	3,088,000	2,078,800
2,688,000	2,692,000	1,801,600	2,888,000	2,892,000	1,941,600	3,088,000	3,092,000	2,081,600
2,692,000	2,696,000	1,804,400	2,892,000	2,896,000	1,944,400	3,092,000	3,096,000	2,084,400
2,696,000	2,700,000	1,807,200	2,896,000	2,900,000	1,947,200	3,096,000	3,100,000	2,087,200
2,700,000	2,704,000	1,810,000	2,900,000	2,904,000	1,950,000	3,100,000	3,104,000	2,090,000
2,704,000	2,708,000	1,812,800	2,904,000	2,908,000	1,952,800	3,104,000	3,108,000	2,092,800
2,708,000	2,712,000	1,815,600	2,908,000	2,912,000	1,955,600	3,108,000	3,112,000	2,095,600
2,712,000	2,716,000	1,818,400	2,912,000	2,916,000	1,958,400	3,112,000	3,116,000	2,098,400
2,716,000	2,720,000	1,821,200	2,916,000	2,920,000	1,961,200	3,116,000	3,120,000	2,101,200
2,720,000	2,724,000	1,824,000	2,920,000	2,924,000	1,964,000	3,120,000	3,124,000	2,104,000
2,724,000	2,728,000	1,826,800	2,924,000	2,928,000	1,966,800	3,124,000	3,128,000	2,106,800
2,728,000	2,732,000	1,829,600	2,928,000	2,932,000	1,969,600	3,128,000	3,132,000	2,109,600
2,732,000	2,736,000	1,832,400	2,932,000	2,936,000	1,972,400	3,132,000	3,136,000	2,112,400
2,736,000	2,740,000	1,835,200	2,936,000	2,940,000	1,975,200	3,136,000	3,140,000	2,115,200
2,740,000	2,744,000	1,838,000	2,940,000	2,944,000	1,978,000	3,140,000	3,144,000	2,118,000
2,744,000	2,748,000	1,840,800	2,944,000	2,948,000	1,980,800	3,144,000	3,148,000	2,120,800
2,748,000	2,752,000	1,843,600	2,948,000	2,952,000	1,983,600	3,148,000	3,152,000	2,123,600
2,752,000	2,756,000	1,846,400	2,952,000	2,956,000	1,986,400	3,152,000	3,156,000	2,126,400
2,756,000	2,760,000	1,849,200	2,956,000	2,960,000	1,989,200	3,156,000	3,160,000	2,129,200
2,760,000	2,764,000	1,852,000	2,960,000	2,964,000	1,992,000	3,160,000	3,164,000	2,132,000
2,764,000	2,768,000	1,854,800	2,964,000	2,968,000	1,994,800	3,164,000	3,168,000	2,134,800
2,768,000	2,772,000	1,857,600	2,968,000	2,972,000	1,997,600	3,168,000	3,172,000	2,137,600
2,772,000	2,776,000	1,860,400	2,972,000	2,976,000	2,000,400	3,172,000	3,176,000	2,140,400
2,776,000	2,780,000	1,863,200	2,976,000	2,980,000	2,003,200	3,176,000	3,180,000	2,143,200
2,780,000	2,784,000	1,866,000	2,980,000	2,984,000	2,006,000	3,180,000	3,184,000	2,146,000

（三）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,184,000	3,188,000	2,148,800	3,384,000	3,388,000	2,288,800	3,584,000	3,588,000	2,428,800
3,188,000	3,192,000	2,151,600	3,388,000	3,392,000	2,291,600	3,588,000	3,592,000	2,431,600
3,192,000	3,196,000	2,154,400	3,392,000	3,396,000	2,294,400	3,592,000	3,596,000	2,434,400
3,196,000	3,200,000	2,157,200	3,396,000	3,400,000	2,297,200	3,596,000	3,600,000	2,437,200
3,200,000	3,204,000	2,160,000	3,400,000	3,404,000	2,300,000	3,600,000	3,604,000	2,440,000
3,204,000	3,208,000	2,162,800	3,404,000	3,408,000	2,302,800	3,604,000	3,608,000	2,443,200
3,208,000	3,212,000	2,165,600	3,408,000	3,412,000	2,305,600	3,608,000	3,612,000	2,446,400
3,212,000	3,216,000	2,168,400	3,412,000	3,416,000	2,308,400	3,612,000	3,616,000	2,449,600
3,216,000	3,220,000	2,171,200	3,416,000	3,420,000	2,311,200	3,616,000	3,620,000	2,452,800
3,220,000	3,224,000	2,174,000	3,420,000	3,424,000	2,314,000	3,620,000	3,624,000	2,456,000
3,224,000	3,228,000	2,176,800	3,424,000	3,428,000	2,316,800	3,624,000	3,628,000	2,459,200
3,228,000	3,232,000	2,179,600	3,428,000	3,432,000	2,319,600	3,628,000	3,632,000	2,462,400
3,232,000	3,236,000	2,182,400	3,432,000	3,436,000	2,322,400	3,632,000	3,636,000	2,465,600
3,236,000	3,240,000	2,185,200	3,436,000	3,440,000	2,325,200	3,636,000	3,640,000	2,468,800
3,240,000	3,244,000	2,188,000	3,440,000	3,444,000	2,328,000	3,640,000	3,644,000	2,472,000
3,244,000	3,248,000	2,190,800	3,444,000	3,448,000	2,330,800	3,644,000	3,648,000	2,475,200
3,248,000	3,252,000	2,193,600	3,448,000	3,452,000	2,333,600	3,648,000	3,652,000	2,478,400
3,252,000	3,256,000	2,196,400	3,452,000	3,456,000	2,336,400	3,652,000	3,656,000	2,481,600
3,256,000	3,260,000	2,199,200	3,456,000	3,460,000	2,339,200	3,656,000	3,660,000	2,484,800
3,260,000	3,264,000	2,202,000	3,460,000	3,464,000	2,342,000	3,660,000	3,664,000	2,488,000
3,264,000	3,268,000	2,204,800	3,464,000	3,468,000	2,344,800	3,664,000	3,668,000	2,491,200
3,268,000	3,272,000	2,207,600	3,468,000	3,472,000	2,347,600	3,668,000	3,672,000	2,494,400
3,272,000	3,276,000	2,210,400	3,472,000	3,476,000	2,350,400	3,672,000	3,676,000	2,497,600
3,276,000	3,280,000	2,213,200	3,476,000	3,480,000	2,353,200	3,676,000	3,680,000	2,500,800
3,280,000	3,284,000	2,216,000	3,480,000	3,484,000	2,356,000	3,680,000	3,684,000	2,504,000
3,284,000	3,288,000	2,218,800	3,484,000	3,488,000	2,358,800	3,684,000	3,688,000	2,507,200
3,288,000	3,292,000	2,221,600	3,488,000	3,492,000	2,361,600	3,688,000	3,692,000	2,510,400
3,292,000	3,296,000	2,224,400	3,492,000	3,496,000	2,364,400	3,692,000	3,696,000	2,513,600
3,296,000	3,300,000	2,227,200	3,496,000	3,500,000	2,367,200	3,696,000	3,700,000	2,516,800
3,300,000	3,304,000	2,230,000	3,500,000	3,504,000	2,370,000	3,700,000	3,704,000	2,520,000
3,304,000	3,308,000	2,232,800	3,504,000	3,508,000	2,372,800	3,704,000	3,708,000	2,523,200
3,308,000	3,312,000	2,235,600	3,508,000	3,512,000	2,375,600	3,708,000	3,712,000	2,526,400
3,312,000	3,316,000	2,238,400	3,512,000	3,516,000	2,378,400	3,712,000	3,716,000	2,529,600
3,316,000	3,320,000	2,241,200	3,516,000	3,520,000	2,381,200	3,716,000	3,720,000	2,532,800
3,320,000	3,324,000	2,244,000	3,520,000	3,524,000	2,384,000	3,720,000	3,724,000	2,536,000
3,324,000	3,328,000	2,246,800	3,524,000	3,528,000	2,386,800	3,724,000	3,728,000	2,539,200
3,328,000	3,332,000	2,249,600	3,528,000	3,532,000	2,389,600	3,728,000	3,732,000	2,542,400
3,332,000	3,336,000	2,252,400	3,532,000	3,536,000	2,392,400	3,732,000	3,736,000	2,545,600
3,336,000	3,340,000	2,255,200	3,536,000	3,540,000	2,395,200	3,736,000	3,740,000	2,548,800
3,340,000	3,344,000	2,258,000	3,540,000	3,544,000	2,398,000	3,740,000	3,744,000	2,552,000
3,344,000	3,348,000	2,260,800	3,544,000	3,548,000	2,400,800	3,744,000	3,748,000	2,555,200
3,348,000	3,352,000	2,263,600	3,548,000	3,552,000	2,403,600	3,748,000	3,752,000	2,558,400
3,352,000	3,356,000	2,266,400	3,552,000	3,556,000	2,406,400	3,752,000	3,756,000	2,561,600
3,356,000	3,360,000	2,269,200	3,556,000	3,560,000	2,409,200	3,756,000	3,760,000	2,564,800
3,360,000	3,364,000	2,272,000	3,560,000	3,564,000	2,412,000	3,760,000	3,764,000	2,568,000
3,364,000	3,368,000	2,274,800	3,564,000	3,568,000	2,414,800	3,764,000	3,768,000	2,571,200
3,368,000	3,372,000	2,277,600	3,568,000	3,572,000	2,417,600	3,768,000	3,772,000	2,574,400
3,372,000	3,376,000	2,280,400	3,572,000	3,576,000	2,420,400	3,772,000	3,776,000	2,577,600
3,376,000	3,380,000	2,283,200	3,576,000	3,580,000	2,423,200	3,776,000	3,780,000	2,580,800
3,380,000	3,384,000	2,286,000	3,580,000	3,584,000	2,426,000	3,780,000	3,784,000	2,584,000

（四）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,784,000	3,788,000	2,587,200	3,984,000	3,988,000	2,747,200	4,184,000	4,188,000	2,907,200
3,788,000	3,792,000	2,590,400	3,988,000	3,992,000	2,750,400	4,188,000	4,192,000	2,910,400
3,792,000	3,796,000	2,593,600	3,992,000	3,996,000	2,753,600	4,192,000	4,196,000	2,913,600
3,796,000	3,800,000	2,596,800	3,996,000	4,000,000	2,756,800	4,196,000	4,200,000	2,916,800
3,800,000	3,804,000	2,600,000	4,000,000	4,004,000	2,760,000	4,200,000	4,204,000	2,920,000
3,804,000	3,808,000	2,603,200	4,004,000	4,008,000	2,763,200	4,204,000	4,208,000	2,923,200
3,808,000	3,812,000	2,606,400	4,008,000	4,012,000	2,766,400	4,208,000	4,212,000	2,926,400
3,812,000	3,816,000	2,609,600	4,012,000	4,016,000	2,769,600	4,212,000	4,216,000	2,929,600
3,816,000	3,820,000	2,612,800	4,016,000	4,020,000	2,772,800	4,216,000	4,220,000	2,932,800
3,820,000	3,824,000	2,616,000	4,020,000	4,024,000	2,776,000	4,220,000	4,224,000	2,936,000
3,824,000	3,828,000	2,619,200	4,024,000	4,028,000	2,779,200	4,224,000	4,228,000	2,939,200
3,828,000	3,832,000	2,622,400	4,028,000	4,032,000	2,782,400	4,228,000	4,232,000	2,942,400
3,832,000	3,836,000	2,625,600	4,032,000	4,036,000	2,785,600	4,232,000	4,236,000	2,945,600
3,836,000	3,840,000	2,628,800	4,036,000	4,040,000	2,788,800	4,236,000	4,240,000	2,948,800
3,840,000	3,844,000	2,632,000	4,040,000	4,044,000	2,792,000	4,240,000	4,244,000	2,952,000
3,844,000	3,848,000	2,635,200	4,044,000	4,048,000	2,795,200	4,244,000	4,248,000	2,955,200
3,848,000	3,852,000	2,638,400	4,048,000	4,052,000	2,798,400	4,248,000	4,252,000	2,958,400
3,852,000	3,856,000	2,641,600	4,052,000	4,056,000	2,801,600	4,252,000	4,256,000	2,961,600
3,856,000	3,860,000	2,644,800	4,056,000	4,060,000	2,804,800	4,256,000	4,260,000	2,964,800
3,860,000	3,864,000	2,648,000	4,060,000	4,064,000	2,808,000	4,260,000	4,264,000	2,968,000
3,864,000	3,868,000	2,651,200	4,064,000	4,068,000	2,811,200	4,264,000	4,268,000	2,971,200
3,868,000	3,872,000	2,654,400	4,068,000	4,072,000	2,814,400	4,268,000	4,272,000	2,974,400
3,872,000	3,876,000	2,657,600	4,072,000	4,076,000	2,817,600	4,272,000	4,276,000	2,977,600
3,876,000	3,880,000	2,660,800	4,076,000	4,080,000	2,820,800	4,276,000	4,280,000	2,980,800
3,880,000	3,884,000	2,664,000	4,080,000	4,084,000	2,824,000	4,280,000	4,284,000	2,984,000
3,884,000	3,888,000	2,667,200	4,084,000	4,088,000	2,827,200	4,284,000	4,288,000	2,987,200
3,888,000	3,892,000	2,670,400	4,088,000	4,092,000	2,830,400	4,288,000	4,292,000	2,990,400
3,892,000	3,896,000	2,673,600	4,092,000	4,096,000	2,833,600	4,292,000	4,296,000	2,993,600
3,896,000	3,900,000	2,676,800	4,096,000	4,100,000	2,836,800	4,296,000	4,300,000	2,996,800
3,900,000	3,904,000	2,680,000	4,100,000	4,104,000	2,840,000	4,300,000	4,304,000	3,000,000
3,904,000	3,908,000	2,683,200	4,104,000	4,108,000	2,843,200	4,304,000	4,308,000	3,003,200
3,908,000	3,912,000	2,686,400	4,108,000	4,112,000	2,846,400	4,308,000	4,312,000	3,006,400
3,912,000	3,916,000	2,689,600	4,112,000	4,116,000	2,849,600	4,312,000	4,316,000	3,009,600
3,916,000	3,920,000	2,692,800	4,116,000	4,120,000	2,852,800	4,316,000	4,320,000	3,012,800
3,920,000	3,924,000	2,696,000	4,120,000	4,124,000	2,856,000	4,320,000	4,324,000	3,016,000
3,924,000	3,928,000	2,699,200	4,124,000	4,128,000	2,859,200	4,324,000	4,328,000	3,019,200
3,928,000	3,932,000	2,702,400	4,128,000	4,132,000	2,862,400	4,328,000	4,332,000	3,022,400
3,932,000	3,936,000	2,705,600	4,132,000	4,136,000	2,865,600	4,332,000	4,336,000	3,025,600
3,936,000	3,940,000	2,708,800	4,136,000	4,140,000	2,868,800	4,336,000	4,340,000	3,028,800
3,940,000	3,944,000	2,712,000	4,140,000	4,144,000	2,872,000	4,340,000	4,344,000	3,032,000
3,944,000	3,948,000	2,715,200	4,144,000	4,148,000	2,875,200	4,344,000	4,348,000	3,035,200
3,948,000	3,952,000	2,718,400	4,148,000	4,152,000	2,878,400	4,348,000	4,352,000	3,038,400
3,952,000	3,956,000	2,721,600	4,152,000	4,156,000	2,881,600	4,352,000	4,356,000	3,041,600
3,956,000	3,960,000	2,724,800	4,156,000	4,160,000	2,884,800	4,356,000	4,360,000	3,044,800
3,960,000	3,964,000	2,728,000	4,160,000	4,164,000	2,888,000	4,360,000	4,364,000	3,048,000
3,964,000	3,968,000	2,731,200	4,164,000	4,168,000	2,891,200	4,364,000	4,368,000	3,051,200
3,968,000	3,972,000	2,734,400	4,168,000	4,172,000	2,894,400	4,368,000	4,372,000	3,054,400
3,972,000	3,976,000	2,737,600	4,172,000	4,176,000	2,897,600	4,372,000	4,376,000	3,057,600
3,976,000	3,980,000	2,740,800	4,176,000	4,180,000	2,900,800	4,376,000	4,380,000	3,060,800
3,980,000	3,984,000	2,744,000	4,180,000	4,184,000	2,904,000	4,380,000	4,384,000	3,064,000

（五）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,384,000	4,388,000	3,067,200	4,584,000	4,588,000	3,227,200	4,784,000	4,788,000	3,387,200
4,388,000	4,392,000	3,070,400	4,588,000	4,592,000	3,230,400	4,788,000	4,792,000	3,390,400
4,392,000	4,396,000	3,073,600	4,592,000	4,596,000	3,233,600	4,792,000	4,796,000	3,393,600
4,396,000	4,400,000	3,076,800	4,596,000	4,600,000	3,236,800	4,796,000	4,800,000	3,396,800
4,400,000	4,404,000	3,080,000	4,600,000	4,604,000	3,240,000	4,800,000	4,804,000	3,400,000
4,404,000	4,408,000	3,083,200	4,604,000	4,608,000	3,243,200	4,804,000	4,808,000	3,403,200
4,408,000	4,412,000	3,086,400	4,608,000	4,612,000	3,246,400	4,808,000	4,812,000	3,406,400
4,412,000	4,416,000	3,089,600	4,612,000	4,616,000	3,249,600	4,812,000	4,816,000	3,409,600
4,416,000	4,420,000	3,092,800	4,616,000	4,620,000	3,252,800	4,816,000	4,820,000	3,412,800
4,420,000	4,424,000	3,096,000	4,620,000	4,624,000	3,256,000	4,820,000	4,824,000	3,416,000
4,424,000	4,428,000	3,099,200	4,624,000	4,628,000	3,259,200	4,824,000	4,828,000	3,419,200
4,428,000	4,432,000	3,102,400	4,628,000	4,632,000	3,262,400	4,828,000	4,832,000	3,422,400
4,432,000	4,436,000	3,105,600	4,632,000	4,636,000	3,265,600	4,832,000	4,836,000	3,425,600
4,436,000	4,440,000	3,108,800	4,636,000	4,640,000	3,268,800	4,836,000	4,840,000	3,428,800
4,440,000	4,444,000	3,112,000	4,640,000	4,644,000	3,272,000	4,840,000	4,844,000	3,432,000
4,444,000	4,448,000	3,115,200	4,644,000	4,648,000	3,275,200	4,844,000	4,848,000	3,435,200
4,448,000	4,452,000	3,118,400	4,648,000	4,652,000	3,278,400	4,848,000	4,852,000	3,438,400
4,452,000	4,456,000	3,121,600	4,652,000	4,656,000	3,281,600	4,852,000	4,856,000	3,441,600
4,456,000	4,460,000	3,124,800	4,656,000	4,660,000	3,284,800	4,856,000	4,860,000	3,444,800
4,460,000	4,464,000	3,128,000	4,660,000	4,664,000	3,288,000	4,860,000	4,864,000	3,448,000
4,464,000	4,468,000	3,131,200	4,664,000	4,668,000	3,291,200	4,864,000	4,868,000	3,451,200
4,468,000	4,472,000	3,134,400	4,668,000	4,672,000	3,294,400	4,868,000	4,872,000	3,454,400
4,472,000	4,476,000	3,137,600	4,672,000	4,676,000	3,297,600	4,872,000	4,876,000	3,457,600
4,476,000	4,480,000	3,140,800	4,676,000	4,680,000	3,300,800	4,876,000	4,880,000	3,460,800
4,480,000	4,484,000	3,144,000	4,680,000	4,684,000	3,304,000	4,880,000	4,884,000	3,464,000
4,484,000	4,488,000	3,147,200	4,684,000	4,688,000	3,307,200	4,884,000	4,888,000	3,467,200
4,488,000	4,492,000	3,150,400	4,688,000	4,692,000	3,310,400	4,888,000	4,892,000	3,470,400
4,492,000	4,496,000	3,153,600	4,692,000	4,696,000	3,313,600	4,892,000	4,896,000	3,473,600
4,496,000	4,500,000	3,156,800	4,696,000	4,700,000	3,316,800	4,896,000	4,900,000	3,476,800
4,500,000	4,504,000	3,160,000	4,700,000	4,704,000	3,320,000	4,900,000	4,904,000	3,480,000
4,504,000	4,508,000	3,163,200	4,704,000	4,708,000	3,323,200	4,904,000	4,908,000	3,483,200
4,508,000	4,512,000	3,166,400	4,708,000	4,712,000	3,326,400	4,908,000	4,912,000	3,486,400
4,512,000	4,516,000	3,169,600	4,712,000	4,716,000	3,329,600	4,912,000	4,916,000	3,489,600
4,516,000	4,520,000	3,172,800	4,716,000	4,720,000	3,332,800	4,916,000	4,920,000	3,492,800
4,520,000	4,524,000	3,176,000	4,720,000	4,724,000	3,336,000	4,920,000	4,924,000	3,496,000
4,524,000	4,528,000	3,179,200	4,724,000	4,728,000	3,339,200	4,924,000	4,928,000	3,499,200
4,528,000	4,532,000	3,182,400	4,728,000	4,732,000	3,342,400	4,928,000	4,932,000	3,502,400
4,532,000	4,536,000	3,185,600	4,732,000	4,736,000	3,345,600	4,932,000	4,936,000	3,505,600
4,536,000	4,540,000	3,188,800	4,736,000	4,740,000	3,348,800	4,936,000	4,940,000	3,508,800
4,540,000	4,544,000	3,192,000	4,740,000	4,744,000	3,352,000	4,940,000	4,944,000	3,512,000
4,544,000	4,548,000	3,195,200	4,744,000	4,748,000	3,355,200	4,944,000	4,948,000	3,515,200
4,548,000	4,552,000	3,198,400	4,748,000	4,752,000	3,358,400	4,948,000	4,952,000	3,518,400
4,552,000	4,556,000	3,201,600	4,752,000	4,756,000	3,361,600	4,952,000	4,956,000	3,521,600
4,556,000	4,560,000	3,204,800	4,756,000	4,760,000	3,364,800	4,956,000	4,960,000	3,524,800
4,560,000	4,564,000	3,208,000	4,760,000	4,764,000	3,368,000	4,960,000	4,964,000	3,528,000
4,564,000	4,568,000	3,211,200	4,764,000	4,768,000	3,371,200	4,964,000	4,968,000	3,531,200
4,568,000	4,572,000	3,214,400	4,768,000	4,772,000	3,374,400	4,968,000	4,972,000	3,534,400
4,572,000	4,576,000	3,217,600	4,772,000	4,776,000	3,377,600	4,972,000	4,976,000	3,537,600
4,576,000	4,580,000	3,220,800	4,776,000	4,780,000	3,380,800	4,976,000	4,980,000	3,540,800
4,580,000	4,584,000	3,224,000	4,780,000	4,784,000	3,384,000	4,980,000	4,984,000	3,544,000

（六）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,984,000	4,988,000	3,547,200	5,184,000	5,188,000	3,707,200	5,384,000	5,388,000	3,867,200
4,988,000	4,992,000	3,550,400	5,188,000	5,192,000	3,710,400	5,388,000	5,392,000	3,870,400
4,992,000	4,996,000	3,553,600	5,192,000	5,196,000	3,713,600	5,392,000	5,396,000	3,873,600
4,996,000	5,000,000	3,556,800	5,196,000	5,200,000	3,716,800	5,396,000	5,400,000	3,876,800
5,000,000	5,004,000	3,560,000	5,200,000	5,204,000	3,720,000	5,400,000	5,404,000	3,880,000
5,004,000	5,008,000	3,563,200	5,204,000	5,208,000	3,723,200	5,404,000	5,408,000	3,883,200
5,008,000	5,012,000	3,566,400	5,208,000	5,212,000	3,726,400	5,408,000	5,412,000	3,886,400
5,012,000	5,016,000	3,569,600	5,212,000	5,216,000	3,729,600	5,412,000	5,416,000	3,889,600
5,016,000	5,020,000	3,572,800	5,216,000	5,220,000	3,732,800	5,416,000	5,420,000	3,892,800
5,020,000	5,024,000	3,576,000	5,220,000	5,224,000	3,736,000	5,420,000	5,424,000	3,896,000
5,024,000	5,028,000	3,579,200	5,224,000	5,228,000	3,739,200	5,424,000	5,428,000	3,899,200
5,028,000	5,032,000	3,582,400	5,228,000	5,232,000	3,742,400	5,428,000	5,432,000	3,902,400
5,032,000	5,036,000	3,585,600	5,232,000	5,236,000	3,745,600	5,432,000	5,436,000	3,905,600
5,036,000	5,040,000	3,588,800	5,236,000	5,240,000	3,748,800	5,436,000	5,440,000	3,908,800
5,040,000	5,044,000	3,592,000	5,240,000	5,244,000	3,752,000	5,440,000	5,444,000	3,912,000
5,044,000	5,048,000	3,595,200	5,244,000	5,248,000	3,755,200	5,444,000	5,448,000	3,915,200
5,048,000	5,052,000	3,598,400	5,248,000	5,252,000	3,758,400	5,448,000	5,452,000	3,918,400
5,052,000	5,056,000	3,601,600	5,252,000	5,256,000	3,761,600	5,452,000	5,456,000	3,921,600
5,056,000	5,060,000	3,604,800	5,256,000	5,260,000	3,764,800	5,456,000	5,460,000	3,924,800
5,060,000	5,064,000	3,608,000	5,260,000	5,264,000	3,768,000	5,460,000	5,464,000	3,928,000
5,064,000	5,068,000	3,611,200	5,264,000	5,268,000	3,771,200	5,464,000	5,468,000	3,931,200
5,068,000	5,072,000	3,614,400	5,268,000	5,272,000	3,774,400	5,468,000	5,472,000	3,934,400
5,072,000	5,076,000	3,617,600	5,272,000	5,276,000	3,777,600	5,472,000	5,476,000	3,937,600
5,076,000	5,080,000	3,620,800	5,276,000	5,280,000	3,780,800	5,476,000	5,480,000	3,940,800
5,080,000	5,084,000	3,624,000	5,280,000	5,284,000	3,784,000	5,480,000	5,484,000	3,944,000
5,084,000	5,088,000	3,627,200	5,284,000	5,288,000	3,787,200	5,484,000	5,488,000	3,947,200
5,088,000	5,092,000	3,630,400	5,288,000	5,292,000	3,790,400	5,488,000	5,492,000	3,950,400
5,092,000	5,096,000	3,633,600	5,292,000	5,296,000	3,793,600	5,492,000	5,496,000	3,953,600
5,096,000	5,100,000	3,636,800	5,296,000	5,300,000	3,796,800	5,496,000	5,500,000	3,956,800
5,100,000	5,104,000	3,640,000	5,300,000	5,304,000	3,800,000	5,500,000	5,504,000	3,960,000
5,104,000	5,108,000	3,643,200	5,304,000	5,308,000	3,803,200	5,504,000	5,508,000	3,963,200
5,108,000	5,112,000	3,646,400	5,308,000	5,312,000	3,806,400	5,508,000	5,512,000	3,966,400
5,112,000	5,116,000	3,649,600	5,312,000	5,316,000	3,809,600	5,512,000	5,516,000	3,969,600
5,116,000	5,120,000	3,652,800	5,316,000	5,320,000	3,812,800	5,516,000	5,520,000	3,972,800
5,120,000	5,124,000	3,656,000	5,320,000	5,324,000	3,816,000	5,520,000	5,524,000	3,976,000
5,124,000	5,128,000	3,659,200	5,324,000	5,328,000	3,819,200	5,524,000	5,528,000	3,979,200
5,128,000	5,132,000	3,662,400	5,328,000	5,332,000	3,822,400	5,528,000	5,532,000	3,982,400
5,132,000	5,136,000	3,665,600	5,332,000	5,336,000	3,825,600	5,532,000	5,536,000	3,985,600
5,136,000	5,140,000	3,668,800	5,336,000	5,340,000	3,828,800	5,536,000	5,540,000	3,988,800
5,140,000	5,144,000	3,672,000	5,340,000	5,344,000	3,832,000	5,540,000	5,544,000	3,992,000
5,144,000	5,148,000	3,675,200	5,344,000	5,348,000	3,835,200	5,544,000	5,548,000	3,995,200
5,148,000	5,152,000	3,678,400	5,348,000	5,352,000	3,838,400	5,548,000	5,552,000	3,998,400
5,152,000	5,156,000	3,681,600	5,352,000	5,356,000	3,841,600	5,552,000	5,556,000	4,001,600
5,156,000	5,160,000	3,684,800	5,356,000	5,360,000	3,844,800	5,556,000	5,560,000	4,004,800
5,160,000	5,164,000	3,688,000	5,360,000	5,364,000	3,848,000	5,560,000	5,564,000	4,008,000
5,164,000	5,168,000	3,691,200	5,364,000	5,368,000	3,851,200	5,564,000	5,568,000	4,011,200
5,168,000	5,172,000	3,694,400	5,368,000	5,372,000	3,854,400	5,568,000	5,572,000	4,014,400
5,172,000	5,176,000	3,697,600	5,372,000	5,376,000	3,857,600	5,572,000	5,576,000	4,017,600
5,176,000	5,180,000	3,700,800	5,376,000	5,380,000	3,860,800	5,576,000	5,580,000	4,020,800
5,180,000	5,184,000	3,704,000	5,380,000	5,384,000	3,864,000	5,580,000	5,584,000	4,024,000

（七）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,584,000	5,588,000	4,027,200	5,784,000	5,788,000	4,187,200	5,984,000	5,988,000	4,347,200
5,588,000	5,592,000	4,030,400	5,788,000	5,792,000	4,190,400	5,988,000	5,992,000	4,350,400
5,592,000	5,596,000	4,033,600	5,792,000	5,796,000	4,193,600	5,992,000	5,996,000	4,353,600
5,596,000	5,600,000	4,036,800	5,796,000	5,800,000	4,196,800	5,996,000	6,000,000	4,356,800
5,600,000	5,604,000	4,040,000	5,800,000	5,804,000	4,200,000	6,000,000	6,004,000	4,360,000
5,604,000	5,608,000	4,043,200	5,804,000	5,808,000	4,203,200	6,004,000	6,008,000	4,363,200
5,608,000	5,612,000	4,046,400	5,808,000	5,812,000	4,206,400	6,008,000	6,012,000	4,366,400
5,612,000	5,616,000	4,049,600	5,812,000	5,816,000	4,209,600	6,012,000	6,016,000	4,369,600
5,616,000	5,620,000	4,052,800	5,816,000	5,820,000	4,212,800	6,016,000	6,020,000	4,372,800
5,620,000	5,624,000	4,056,000	5,820,000	5,824,000	4,216,000	6,020,000	6,024,000	4,376,000
5,624,000	5,628,000	4,059,200	5,824,000	5,828,000	4,219,200	6,024,000	6,028,000	4,379,200
5,628,000	5,632,000	4,062,400	5,828,000	5,832,000	4,222,400	6,028,000	6,032,000	4,382,400
5,632,000	5,636,000	4,065,600	5,832,000	5,836,000	4,225,600	6,032,000	6,036,000	4,385,600
5,636,000	5,640,000	4,068,800	5,836,000	5,840,000	4,228,800	6,036,000	6,040,000	4,388,800
5,640,000	5,644,000	4,072,000	5,840,000	5,844,000	4,232,000	6,040,000	6,044,000	4,392,000
5,644,000	5,648,000	4,075,200	5,844,000	5,848,000	4,235,200	6,044,000	6,048,000	4,395,200
5,648,000	5,652,000	4,078,400	5,848,000	5,852,000	4,238,400	6,048,000	6,052,000	4,398,400
5,652,000	5,656,000	4,081,600	5,852,000	5,856,000	4,241,600	6,052,000	6,056,000	4,401,600
5,656,000	5,660,000	4,084,800	5,856,000	5,860,000	4,244,800	6,056,000	6,060,000	4,404,800
5,660,000	5,664,000	4,088,000	5,860,000	5,864,000	4,248,000	6,060,000	6,064,000	4,408,000
5,664,000	5,668,000	4,091,200	5,864,000	5,868,000	4,251,200	6,064,000	6,068,000	4,411,200
5,668,000	5,672,000	4,094,400	5,868,000	5,872,000	4,254,400	6,068,000	6,072,000	4,414,400
5,672,000	5,676,000	4,097,600	5,872,000	5,876,000	4,257,600	6,072,000	6,076,000	4,417,600
5,676,000	5,680,000	4,100,800	5,876,000	5,880,000	4,260,800	6,076,000	6,080,000	4,420,800
5,680,000	5,684,000	4,104,000	5,880,000	5,884,000	4,264,000	6,080,000	6,084,000	4,424,000
5,684,000	5,688,000	4,107,200	5,884,000	5,888,000	4,267,200	6,084,000	6,088,000	4,427,200
5,688,000	5,692,000	4,110,400	5,888,000	5,892,000	4,270,400	6,088,000	6,092,000	4,430,400
5,692,000	5,696,000	4,113,600	5,892,000	5,896,000	4,273,600	6,092,000	6,096,000	4,433,600
5,696,000	5,700,000	4,116,800	5,896,000	5,900,000	4,276,800	6,096,000	6,100,000	4,436,800
5,700,000	5,704,000	4,120,000	5,900,000	5,904,000	4,280,000	6,100,000	6,104,000	4,440,000
5,704,000	5,708,000	4,123,200	5,904,000	5,908,000	4,283,200	6,104,000	6,108,000	4,443,200
5,708,000	5,712,000	4,126,400	5,908,000	5,912,000	4,286,400	6,108,000	6,112,000	4,446,400
5,712,000	5,716,000	4,129,600	5,912,000	5,916,000	4,289,600	6,112,000	6,116,000	4,449,600
5,716,000	5,720,000	4,132,800	5,916,000	5,920,000	4,292,800	6,116,000	6,120,000	4,452,800
5,720,000	5,724,000	4,136,000	5,920,000	5,924,000	4,296,000	6,120,000	6,124,000	4,456,000
5,724,000	5,728,000	4,139,200	5,924,000	5,928,000	4,299,200	6,124,000	6,128,000	4,459,200
5,728,000	5,732,000	4,142,400	5,928,000	5,932,000	4,302,400	6,128,000	6,132,000	4,462,400
5,732,000	5,736,000	4,145,600	5,932,000	5,936,000	4,305,600	6,132,000	6,136,000	4,465,600
5,736,000	5,740,000	4,148,800	5,936,000	5,940,000	4,308,800	6,136,000	6,140,000	4,468,800
5,740,000	5,744,000	4,152,000	5,940,000	5,944,000	4,312,000	6,140,000	6,144,000	4,472,000
5,744,000	5,748,000	4,155,200	5,944,000	5,948,000	4,315,200	6,144,000	6,148,000	4,475,200
5,748,000	5,752,000	4,158,400	5,948,000	5,952,000	4,318,400	6,148,000	6,152,000	4,478,400
5,752,000	5,756,000	4,161,600	5,952,000	5,956,000	4,321,600	6,152,000	6,156,000	4,481,600
5,756,000	5,760,000	4,164,800	5,956,000	5,960,000	4,324,800	6,156,000	6,160,000	4,484,800
5,760,000	5,764,000	4,168,000	5,960,000	5,964,000	4,328,000	6,160,000	6,164,000	4,488,000
5,764,000	5,768,000	4,171,200	5,964,000	5,968,000	4,331,200	6,164,000	6,168,000	4,491,200
5,768,000	5,772,000	4,174,400	5,968,000	5,972,000	4,334,400	6,168,000	6,172,000	4,494,400
5,772,000	5,776,000	4,177,600	5,972,000	5,976,000	4,337,600	6,172,000	6,176,000	4,497,600
5,776,000	5,780,000	4,180,800	5,976,000	5,980,000	4,340,800	6,176,000	6,180,000	4,500,800
5,780,000	5,784,000	4,184,000	5,980,000	5,984,000	4,344,000	6,180,000	6,184,000	4,504,000

（八）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,184,000	6,188,000	4,507,200	6,344,000	6,348,000	4,635,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200
6,188,000	6,192,000	4,510,400	6,348,000	6,352,000	4,638,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400
6,192,000	6,196,000	4,513,600	6,352,000	6,356,000	4,641,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600
6,196,000	6,200,000	4,516,800	6,356,000	6,360,000	4,644,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800
6,200,000	6,204,000	4,520,000	6,360,000	6,364,000	4,648,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000
6,204,000	6,208,000	4,523,200	6,364,000	6,368,000	4,651,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200
6,208,000	6,212,000	4,526,400	6,368,000	6,372,000	4,654,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400
6,212,000	6,216,000	4,529,600	6,372,000	6,376,000	4,657,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600
6,216,000	6,220,000	4,532,800	6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800
6,220,000	6,224,000	4,536,000	6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000
6,224,000	6,228,000	4,539,200	6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200
6,228,000	6,232,000	4,542,400	6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400
6,232,000	6,236,000	4,545,600	6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,552,000	6,556,000	4,801,600
6,236,000	6,240,000	4,548,800	6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,556,000	6,560,000	4,804,800
6,240,000	6,244,000	4,552,000	6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,560,000	6,564,000	4,808,000
6,244,000	6,248,000	4,555,200	6,404,000	6,408,000	4,683,200	6,564,000	6,568,000	4,811,200
6,248,000	6,252,000	4,558,400	6,408,000	6,412,000	4,686,400	6,568,000	6,572,000	4,814,400
6,252,000	6,256,000	4,561,600	6,412,000	6,416,000	4,689,600	6,572,000	6,576,000	4,817,600
6,256,000	6,260,000	4,564,800	6,416,000	6,420,000	4,692,800	6,576,000	6,580,000	4,820,800
6,260,000	6,264,000	4,568,000	6,420,000	6,424,000	4,696,000	6,580,000	6,584,000	4,824,000
6,264,000	6,268,000	4,571,200	6,424,000	6,428,000	4,699,200	6,584,000	6,588,000	4,827,200
6,268,000	6,272,000	4,574,400	6,428,000	6,432,000	4,702,400	6,588,000	6,592,000	4,830,400
6,272,000	6,276,000	4,577,600	6,432,000	6,436,000	4,705,600	6,592,000	6,596,000	4,833,600
6,276,000	6,280,000	4,580,800	6,436,000	6,440,000	4,708,800	6,596,000	6,600,000	4,836,800
6,280,000	6,284,000	4,584,000	6,440,000	6,444,000	4,712,000			
6,284,000	6,288,000	4,587,200	6,444,000	6,448,000	4,715,200	6,600,000	8,500,000	給与等の金額に90％を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
6,288,000	6,292,000	4,590,400	6,448,000	6,452,000	4,718,400			
6,292,000	6,296,000	4,593,600	6,452,000	6,456,000	4,721,600			
6,296,000	6,300,000	4,596,800	6,456,000	6,460,000	4,724,800			
6,300,000	6,304,000	4,600,000	6,460,000	6,464,000	4,728,000			
6,304,000	6,308,000	4,603,200	6,464,000	6,468,000	4,731,200	8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
6,308,000	6,312,000	4,606,400	6,468,000	6,472,000	4,734,400			
6,312,000	6,316,000	4,609,600	6,472,000	6,476,000	4,737,600			
6,316,000	6,320,000	4,612,800	6,476,000	6,480,000	4,740,800			
6,320,000	6,324,000	4,616,000	6,480,000	6,484,000	4,744,000			
6,324,000	6,328,000	4,619,200	6,484,000	6,488,000	4,747,200	20,000,000円		18,050,000円
6,328,000	6,332,000	4,622,400	6,488,000	6,492,000	4,750,400			
6,332,000	6,336,000	4,625,600	6,492,000	6,496,000	4,753,600			
6,336,000	6,340,000	4,628,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800			
6,340,000	6,344,000	4,632,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000			

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の三第六項第一号中「おける」の下に「当期純損益金額（」を、「当期純損益金額」の下に「をいう。次項第二号において同じ。）」を加え、同条第十五項中「前項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　財務大臣は、第七項（第十四項において準用する場合を含む。）の規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

第八十二条の三第十三項中「第六項、第七項」を「第六項から第八項まで」に、「第六項中」を「第六項及び第七項中」に、「第七項中」を「第八項中」に、「第十項」を「第十一項」に、「第八項」を「第九項」に、「及び第七項の規定」と、「」を「から第八項までの規定」と、「ついて」に、「のいずれか」と」を「」と」に、「第十三項」を「ついて第十四項」に、「又は第七項」を「から第八項まで」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第八項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が各対象会計年度において次に掲げる要件その他の財務省令で定める要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、当該対象会計年度の当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る第二項第一号から第三号までに定める金額（当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合にあつては、当該構成会社等の同項第四号から第六号までに定める金額）は、零とする。

一　その国又は地域の租税に関する法令（令和十一年一月一日前に制定されたものに限る。次号及び第三号において同じ。）において、百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

二　その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額に照らして過少であると認められる場合において租税の適正な負担を求めるため当該会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して百分の十五以上の税率により租税（自国内最低課税額に係る税を除く。）を課することとされていること。

三　その国又は地域の租税に関する法令において、他の会社等に持分を直接又は間接に有される会社等（以下この号において「子会社等」という。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つていない場合その他の場合において、当該子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であつて、原則として当該子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること。

四　その国又は地域の租税に関する法令において、会社等の所得に対する租税の額からその国又は地域以外の国又は地域の租税に関する法令により当該会社等の所得に対して課される租税の額を控除することができる規定（自国内最低課税額に係る税の額を控除することができるものに限る。）が設けられていること。

第八十二条の十一第五項中「前二項」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「（定義）」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　財務大臣は、第四項の規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

4　特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が各対象会計年度において次に掲げる要件その他の財務省令で定める要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の第二項に規定する国際最低課税残余額のうち当該最終親会社等の所在地国に係る部分の金額として政令で定める金額を含まないものとする。

一　その国又は地域の租税に関する法令（令和八年一月一日において施行されていたものに限る。次号において同じ。）において、百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

二　その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額（第八十二条第二十六号（定義）に規定する当期純損益金額をいう。以下この号において同じ。）に照らして過少であると認められる場合において租税の適正な負担を求めるため当該会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して百分の十五以上の税率により租税（自国内最低課税額に係る税を除く。）を課することとされていること。

5　前項の規定は、同項の特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該特定多国籍企業グループ等の第二項に規定するグループ国際最低課税残余額の計算につき前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）に限り、適用する。

第百五十条の三第一項第二号中「又は」を「、」に、「第八項まで、第十一項若しくは第十二項」を「第九項まで、第十二項若しくは第十三項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「の」を「又は第八十二条の十一第四項（国際最低課税残余額）の」に改める。

（消費税法の一部改正）

第三条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　特定少額資産販売事業者　第五十七条の七第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。

第二条第一項第八号の五の次に次の一号を加える。

八の六　特定少額資産の譲渡　資産の譲渡等のうち、通信販売の方法として政令で定める方法による国内以外の地域に所在する資産（一の資産について対価の額（対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該資産の譲渡につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。）が一万円以下であり、かつ、国内以外の地域から国内に宛てて発送されるものに限る。）の譲渡をいう。

第四条第三項ただし書中「ただし」の下に「、特定少額資産の譲渡である場合には当該資産の譲渡等は国内において行われたものとし」を加え、「、同号」を「同号」に、「、当該」を「当該」に改める。

第八条第七項中「次条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定少額資産の譲渡に係る輸入免税）

第八条の二　保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。次項において同じ。）に係るものについては、消費税を免除する。

2　前項の規定は、その課税貨物が特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものに該当するものであることにつき、当該課税貨物の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書（同法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告貨物にあつては、同条第一項に規定する特例申告書）に次に掲げる事項を付記することにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

一　当該課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行つた特定少額資産販売事業者の第五十七条の七第四項の登録番号

二　当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

第九条第一項中「を除く」を「及び特定少額資産販売事業者を除く」に改める。

第十五条第六項中「適格請求書発行事業者」の下に「若しくは特定少額資産販売事業者」を加え、同条第十一項中「及び第五十七条」を「、第五十七条」に、「までの」を「まで及び第五十七条の七の」に改める。

第十五条の二の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条第一項中「が電気通信利用役務の提供」を「が資産の譲渡等」に、「当該電気通信利用役務の提供に」を「当該資産の譲渡等に」に改め、「いう。以下この条」の下に「及び次条」を、「次項」の下に「及び同条」を加え、「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条第二項中「当該電気通信利用役務の提供」を「資産の譲渡等」に改め、「第七項」の下に「及び次条」を、「同項」の下に「及び同条」を加え、同条第三項中「特定プラットフォーム事業者として」を「第一種プラットフォーム事業者として」に、「は、その」を「は、同項の」に改め、同項ただし書、同条第四項から第七項まで及び第九項から第十三項までの規定中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条第十四項中「特定プラットフォーム事業者の」を「第一種プラットフォーム事業者の」に、「を除く」とあるのは「」を「及び特定少額資産販売事業者」とあるのは「、特定少額資産販売事業者」に、「特定プラットフォーム事業者を除く」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「特定プラットフォーム事業者」に改め、同条第十五項中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、「含む」の下に「。次条第十六項において同じ」を加え、同条第十六項中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの法律の適用）

第十五条の三　次に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について当該デジタルプラットフォームを提供するプラットフォーム事業者のうち次項の規定により国税庁長官の指定を受けた者（以下この条において「第二種プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この法律の規定を適用する。

一　国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。）

二　事業者が行う特定少額資産の譲渡

2　国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して行われる前項各号に掲げる資産の譲渡に係る対価の額のうち当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）が五十億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を、同項の規定により同項各号に掲げる資産の譲渡を行つたとみなされる事業者として指定をするものとする。この場合において、当該指定は、次項の届出書の提出期限（その提出期限までに当該届出書の提出がない場合にあつては、当該指定に係る第四項の通知を発した日）から六月を経過する日の属する月の翌月の初日に、その効力を生ずる。

3　前項の規定により第二種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、同項の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。ただし、当該課税期間の末日において第二種プラットフォーム事業者である者については、この限りでない。

4　国税庁長官は、第二項の規定により第二種プラットフォーム事業者を指定したときは、当該第二種プラットフォーム事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該第二種プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称その他の政令で定める事項を速やかに公表しなければならない。

5　前項の通知を受けた第二種プラットフォーム事業者は、第一項の規定が適用されることとなる同項各号に掲げる資産の譲渡に係る事業者に対し、同項の規定が適用されることとなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。

6　第二種プラットフォーム事業者は、第四項の規定により公表された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、変更があつた事項を速やかに公表しなければならない。

7　第二種プラットフォーム事業者は、その課税期間から当該課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間（以下この項において「第三年度の課税期間」という。）までのいずれの課税期間においても第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額（これらの課税期間のうち一年に満たない課税期間がある場合には、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）が五十億円以下である場合には、当該第三年度の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した書面をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出して、第二項の指定の解除を申請することができる。

8　国税庁長官は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る指定の解除をし、又は同項の場合に該当しないと認めるときは、その申請を却下する。

9　前項の規定により第二種プラットフォーム事業者の指定が解除された事業者は、国税庁長官が第十二項の通知を発した日の翌日から同日以後六月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き第二種プラットフォーム事業者とみなして、第一項の規定を適用する。

10　第二種プラットフォーム事業者は、第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合には、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

11　国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者が次の各号に掲げるいずれかの事実に該当すると認めるときは、第二項の規定による第二種プラットフォーム事業者の指定の解除をすることができる。

一　第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められること。

二　消費税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。

三　現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収の確保に支障があると認められること。

四　前三号に掲げるもののほか、消費税の徴収の確保に支障があると認められること。

12　国税庁長官は、第八項若しくは前項の規定により第二種プラットフォーム事業者の指定を解除したとき、又は第八項の規定により申請を却下したときは、これらの処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、指定の解除に係る通知をしたときは、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該指定が解除された旨及び第一項の規定が適用されないこととなる年月日を速やかに公表しなければならない。

13　第二種プラットフォーム事業者の指定の解除に係る前項の通知を受けた事業者は、第一項の規定が適用されないこととなる同項各号に掲げる資産の譲渡に係る事業者に対し、同項の規定が適用されないこととなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。

14　第一項の規定の適用を受ける第二種プラットフォーム事業者の第九条第一項及び第三十七条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「及び特定少額資産販売事業者」とあるのは「、特定少額資産販売事業者及び第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する第二種プラットフォーム事業者」と、第三十七条第一項中「及びその」とあるのは「、その」と、「国外事業者」とあるのは「国外事業者及び第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する第二種プラットフォーム事業者」とする。

15　第一項の規定の適用を受ける第二種プラットフォーム事業者は、同項第一号の国外事業者が国内において行つた課税仕入れ及び当該国外事業者が行つた課税貨物の保税地域からの引取りのうち、同項の規定により第二種プラットフォーム事業者が行つたものとみなされる同号に掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめ当該国外事業者の承諾を得て、当該第二種プラットフォーム事業者が行つたものとみなして、第三十条の規定の適用を受けることができる。

16　第二種プラットフォーム事業者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書に第一項の規定の適用を受ける金額その他の財務省令で定める事項を記載した明細書を添付しなければならない。

17　前各項に定めるもののほか、事業者が第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合の手続その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条第一項中「（他の」を「（第八条の二第一項その他の」に改める。

第三十七条第一項第一号中「課税資産の譲渡等（」の下に「特定少額資産の譲渡に該当するもの及び」を、「金額に係る消費税額」の下に「（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）」を加える。

第四十条を次のように改める。

（特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除）

第四十条　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、特定少額資産の譲渡（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。以下この条において同じ。）を行つた場合において、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の保税地域からの引取りについて当該課税貨物に消費税が課されたとき（以下この条において「課税貨物に消費税が課された場合」という。）は、当該課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税貨物に係る特定少額資産の譲渡に係る消費税額（当該特定少額資産の譲渡の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）に百分の七・八（当該特定少額資産の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、百分の六・二四）を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2　前項の規定は、事業者が当該課税貨物に係る第三十条第九項第五号に掲げる書類の保存をしない場合には、当該保存のない特定少額資産の譲渡に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、第一項の規定の適用を受けた特定少額資産の譲渡に係る課税仕入れを行つた場合におけるその課税仕入れに係る消費税額については、第三十条第一項の規定は、適用しない。

4　相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた特定少額資産の譲渡につき課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつたときは、その相続人が行つた特定少額資産の譲渡につき課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5　前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた特定少額資産の譲渡につき課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつたとき又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた特定少額資産の譲渡につき課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつたときについて準用する。

6　前三項に定めるもののほか、第二項に規定する書類の保存に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項第三号中「ニまで」を「ホまで」に改める。

第四十五条第一項第三号に次のように加える。

ホ　第四十条第一項に規定する課税貨物に係る特定少額資産の譲渡に係る消費税額

第四十七条第一項及び第二項中「者は、」の下に「第八条の二第一項その」を加える。

第五十七条の二第五項第一号中「次号及び次項」を「以下この条及び第五十七条の七」に改め、同項第二号イ中「次項第二号ハ」の下に「及び第五十七条の七第五項第二号イ」を加え、同号ニ中「により第一項の登録を取り消され」を「による第一項の登録の取消し」に改め、「に掲げる事実」を削り、「該当した場合」を「係るもの」に、「その取消しの」を「をされた」に改め、同条第六項第二号ハ中「いう」の下に「。第五十七条の七第六項第二号ニにおいて同じ」を加える。

第五十七条の四第五項中「第五十七条の六」を「第五十七条の九」に改める。

第五十七条の六の次に次の三条を加える。

（特定少額資産販売事業者の登録等）

第五十七条の七　特定少額資産の譲渡（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。以下この項において同じ。）を行い、又は行おうとする事業者であつて、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について第八条の二第一項の規定の適用を受けて他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、税務署長の登録を受けることができる。

2　前項の登録を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

4　第一項の登録は、特定少額資産販売事業者登録簿に氏名又は名称、登録番号その他の政令で定める事項を登載してするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該特定少額資産販売事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

5　税務署長は、第一項の登録を受けようとする事業者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事実に該当すると認めるときは、当該登録を拒否することができる。

一　当該事業者が特定国外事業者以外の事業者である場合　次に掲げるいずれかの事実

イ　当該事業者（国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ロ　当該事業者が、次項の規定による第一項の登録の取消し（次項第一号ヘに係るものに限る。）をされた日から一年を経過しない者であること。

ハ　当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

二　当該事業者が特定国外事業者である場合　次に掲げるいずれかの事実

イ　消費税に関する税務代理の権限を有する国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人がないこと。

ロ　当該事業者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ハ　現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

ニ　当該事業者が、次項の規定による第一項の登録の取消し（次項第二号ヘからチまでのいずれかに係るものに限る。）をされた日から一年を経過しない者であること。

ホ　当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

6　税務署長は、次の各号に掲げる特定少額資産販売事業者が当該各号に定める事実に該当すると認めるときは、当該特定少額資産販売事業者に係る第一項の登録を取り消すことができる。

一　特定国外事業者以外の事業者である特定少額資産販売事業者　次に掲げるいずれかの事実

イ　当該特定少額資産販売事業者が一年以上所在不明であること。

ロ　当該特定少額資産販売事業者が事業を廃止したと認められること。

ハ　当該特定少額資産販売事業者（個人事業者に限る。）が死亡したと認められること。

ニ　当該特定少額資産販売事業者（法人に限る。）が合併により消滅したと認められること。

ホ　当該特定少額資産販売事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ヘ　当該特定少額資産販売事業者が、特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、第五十七条の九に規定する仕入書等を同条に規定する輸入者等に交付し、若しくは提供し、又は第四項の登録番号及び同条に規定する事項を同条に規定する輸入者等に通知したと認められること。

ト　当該特定少額資産販売事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

チ　前項第一号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。

二　特定国外事業者である特定少額資産販売事業者　次に掲げるいずれかの事実

イ　当該特定少額資産販売事業者が事業を廃止したと認められること。

ロ　当該特定少額資産販売事業者（個人事業者に限る。）が死亡したと認められること。

ハ　当該特定少額資産販売事業者（法人に限る。）が合併により消滅したと認められること。

ニ　当該特定少額資産販売事業者の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面が提出されていないこと。

ホ　当該特定少額資産販売事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ヘ　当該特定少額資産販売事業者が、特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、第五十七条の九に規定する仕入書等を同条に規定する輸入者等に交付し、若しくは提供し、又は第四項の登録番号及び同条に規定する事項を同条に規定する輸入者等に通知したと認められること。

ト　消費税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること。

チ　現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

リ　当該特定少額資産販売事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

ヌ　前項第二号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。

7　税務署長は、第一項の登録又は前二項の処分をするときは、その登録又は処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

8　特定少額資産販売事業者は、第四項に規定する特定少額資産販売事業者登録簿に登載された事項に変更があったときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

9　税務署長は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を特定少額資産販売事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該変更後の特定少額資産販売事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

10　特定少額資産販売事業者が、次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める日に、第一項の登録は、その効力を失う。

一　当該特定少額資産販売事業者が第一項の登録の取消しを求める旨の届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合　その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日（その提出が政令で定める日の翌日から当該課税期間の末日までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日）

二　当該特定少額資産販売事業者が事業を廃止した場合（第五十七条第一項の規定により同項第三号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を提出した場合に限る。）　事業を廃止した日の翌日

三　当該特定少額資産販売事業者である個人事業者が死亡した場合（第五十七条第一項の規定により同項第四号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を提出した場合に限る。）　当該個人事業者が死亡した日の翌日

四　当該特定少額資産販売事業者である法人が合併により消滅した場合（第五十七条第一項の規定により同項第五号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を提出した場合に限る。）　当該法人が合併により消滅した日

11　税務署長は、第六項の規定による登録の取消しを行つたとき、又は前項の規定により第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該登録が取り消された又はその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

12　前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定少額資産販売事業者の義務）

第五十七条の八　特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。以下この条において同じ。）を行つた場合には、当該特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書その他の書類（電磁的記録を含む。次条において「仕入書等」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録し、かつ、当該特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又はその者の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者（通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二条第三号（定義）に規定する通関業者をいう。次条において同じ。）に対し、当該事項を通知しなければならない。

一　当該特定少額資産販売事業者の前条第四項の登録番号

二　当該資産が当該特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

（特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係る資産であると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等の交付等の禁止）

第五十七条の九　特定少額資産販売事業者が行つた特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、当該資産を譲渡する者、当該資産を国内以外の地域から国内に宛てて発送する者、当該資産の輸入の委託者その他の関係者は、当該資産が特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）をした仕入書等を当該資産を輸入しようとする者及びその者の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者（以下この条において「輸入者等」という。）に交付し、若しくは提供し、又は前条第一号に掲げる登録番号若しくは当該登録番号と誤認されるおそれのある番号及び同条第二号に掲げる事項を輸入者等に通知してはならない。

第五十八条中「他の」を「第八条の二第一項その他の」に改める。

第六十条第六項中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第六十五条に次の一号を加える。

五　第五十七条の九の規定に違反して同条に規定する仕入書等を交付し、若しくは提供し、又は同条に規定する登録番号若しくは登録番号と誤認されるおそれのある番号及び事項を通知したとき。

別表第二第十一号ロ中「又は一般課程」を「若しくは一般課程又は同法第百二十五条の二第一項（専攻科）に規定する専攻科」に改める。

（国際観光旅客税法の一部改正）

第四条　国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「千円」を「三千円」に改める。

第二十七条第一項中「第十一章の規定（同法）を「第十一章（」に、「の規定を除く」を「を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第五条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の六第三項中「その他の」を「その他」に改める。

第七十四条の二第一項第四号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　特定少額資産販売事業者（消費税法第二条第一項第七号の三に規定する特定少額資産販売事業者をいう。ロにおいて同じ。）が行つた特定少額資産の譲渡（同項第八号の六に規定する特定少額資産の譲渡をいう。ロにおいて同じ。）に係る資産以外の資産について、当該資産が特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）をした同法第五十七条の八（特定少額資産販売事業者の義務）に規定する仕入書等を輸入者等（同法第五十七条の九（特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係る資産であると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等の交付等の禁止）に規定する輸入者等をいう。ロにおいて同じ。）に交付し、若しくは提供し、又は同法第五十七条の八第一号に掲げる登録番号若しくは当該登録番号と誤認されるおそれのある番号若しくは同条第二号に掲げる事項を輸入者等に通知したと認められる者

第七十四条の二第三項中「第四号ロ」を「第四号ハ」に改める。

第百二十七条の次に次の一条を加える。

第百二十七条の二　正当な理由がなく、第百三十二条第一項（臨検、捜索又は差押え等）の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第百三十条第一項中「前二条」を「前三条」に改める。

第百三十一条第一項中「まで及び」を「まで、」に、「告発」を「告発）及び第百五十九条第二項（検察官への引継ぎ）」に改める。

第百三十二条第一項中「記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること」を「電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電磁的記録を保管する者　次のイ又はロに掲げる方法

イ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ　電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二　電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）　同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

第百三十二条第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

11　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならない。

第百三十二条第五項中「前項」を「第五項」に、「においては」を「おいて」に、「裁判官」を「裁判官が許可状を発するときは、当該裁判官」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付」に、「裁判所名」を「裁判所名その他最高裁判所規則で定める事項」に、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該許可状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨

二　当該許可状が電磁的記録による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず当該職員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨

第百三十二条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7　当該職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

第百三十二条第三項中「前二項」を「前三項」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

第百三十三条第一項及び第二項中「交付」を「発付」に改める。

第百三十四条第一項中「又は記録命令付差押えをするため」を「をし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため」に、「書面で」を「書面により又は電磁的記録により」に、「当該電磁的記録」を「当該求めに係る電磁的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要」を「をし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。

第百三十五条中「交付」を「発付」に改める。

第百三十七条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「はずし」を「外し」に改め、同条第二項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第百三十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。

3　当該職員は、電磁的記録提供命令（第百三十二条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。

第百三十九条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「は、」を「については、」に、「提示しなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一　許可状が書面である場合　許可状を示すこと。

二　許可状が電磁的記録である場合　財務省令で定めるところにより、許可状に記録された事項及び第百三十二条第十項（第二号に係る部分に限る。）（臨検、捜索又は差押え等）の規定による措置に係る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第百三十九条に次の三項を加える。

2　当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、前項の規定による措置をとるため必要があるときは、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

3　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の許可をするときは、許可状に立ち入るべき場所を記載し、又は記録しなければならない。

4　当該職員が電磁的記録提供命令をする場合（第二項の許可を受けた場合に限る。）における第一項の規定による措置をとるについては、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。

一　錠を外すこと。

二　何人に対しても、当該職員の許可を受けないで当該措置をとる場所に出入りすることを禁止すること。

三　この項（前号に係る部分に限る。）の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は当該措置をとり終わるまでこれに看守者を付すること。

第百四十条及び第百四十一条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第百四十二条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第百四十三条中「、差押え又は記録命令付差押え」を「若しくは差押え」に、「ときは、」を「とき又は電磁的記録提供命令（第百三十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により記録媒体を提出させたときは、書面又は電磁的記録をもつて」に、「、差押物件若しくは記録命令付差押物件」を「若しくは差押物件」に、「。）」を「。）若しくは当該電磁的記録提供命令を受けた者」に、「その謄本を交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2　電磁的記録提供命令（第百三十二条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作成し、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百四十四条第一項中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改める。

第百四十五条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第百三十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第二項及び第三項中「記録命令付差押物件」を「記録媒体」に改める。

第百四十六条第一項中「第百三十六条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体　差押えを受けた者

二　電磁的記録提供命令（第百三十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により提出させた記録媒体　電磁的記録提供命令を受けた者

第百四十六条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写）

第百四十六条の二　当該職員は、電磁的記録提供命令（第百三十二条第一項第一号ロ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2　第百四十五条第二項（領置物件等の還付等）の規定は、前項の規定による複写について準用する。

3　前項において準用する第百四十五条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しない。

第百四十七条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録（次項及び第六項において「物件」という。）」に改め、同条第二項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第五項中「前項の許可状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四項の許可状が書面である場合　同項の許可状を示すこと。

二　第四項の許可状が電磁的記録である場合　財務省令で定めるところにより、同項の許可状に記録された事項及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る当該裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第百四十七条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは」を「第四項の許可状には」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「発付」に、「を記載し、自己の記名押印した許可状を当該職員に交付しなければ」を「その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第四項の許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第百四十七条第三項の次に次の二項を加える。

4　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、許可状を当該職員に発しなければならない。

5　前項の許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第百四十八条の見出しを「（臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限等）」に改め、同条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「記載」を「記載又は記録」に改め、同項ただし書中「国税」を「国税（第三項において「課税貨物に課される消費税等」という。）」に改め、同条第二項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第百三十九条第二項（許可状の提示等）の規定にかかわらず、日没から日出までの間には、許可状（同条第三項の規定により立ち入るべき場所が記載され、又は記録されたものに限る。）に夜間でも許可状の提示をすることができる旨の記載又は記録がなければ、電磁的記録提供命令をする場合における同条第一項の規定による措置をとるため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。ただし、課税貨物に課される消費税等について旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内に入る場合は、この限りでない。

第百四十九条及び第百五十条中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第百五十一条の見出し中「交付」を「提供」に改め、同条中「を交付しなければ」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百五十二条第一項中「を作成し、」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。）を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に、「質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

第百五十二条第三項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを立会人に示さなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

第百五十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は領置」を「、領置又は電磁的記録提供命令」に、「これに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第百五十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の調書には、当該職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、質問を受けた者とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、質問を受けた者が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第百五十二条に次の一項を加える。

5　前項の調書には、当該職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、立会人とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、立会人が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第百五十七条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第百三十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改める。

第百五十九条第二項中「をもつて」を「により又は財務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察官の使用に係る電子計算機と当該職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により」に、「第百五十二条各項」を「第百五十二条第一項、第三項又は第四項」に、「添付し」を「添えて」に、「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に、「記録命令付差押目録」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録」に改め、同条第三項中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改め、同条第四項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第百三十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定により電磁的記録提供命令（第百三十二条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検察官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第百二条の二第一項（電磁的記録提供命令）に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供されたものとみなす。

第百六十条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第六条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号中「差押え」の下に「の手続及び効力発生時期」を加え、同条第三号中「第七十三条（電話加入権等の差押え）又は第七十三条の二（振替社債等の差押え）」を「第七十二条の二から第七十三条の二まで（特定電子移転財産権等の差押えの手続及び効力発生時期）」に改める。

第七十二条第一項中「がない財産」の下に「（当該財産に係る権利（権利の移転について登記を要するものを除く。）であつて電子情報処理組織を用いて移転するもの（以下「特定電子移転財産権」という。）を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定電子移転財産権の差押えの手続及び効力発生時期）

第七十二条の二　特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）であつてこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができる。

2　前項の差押えの効力は、同項本文の規定により特定電子移転財産権が徴収職員の管理に移され、又は同項ただし書の規定による命令の告知がされた時に生ずる。

第七十三条第二項中「差押の」を「差押えの」に改め、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「第七十二条第三項及び第四項（特許権等の差押えの手続及び効力発生時期）」に、「差押に」を「差押えに」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「第七十二条第五項」に改め、同条第五項中「差し押えた債権の取立」を「差し押さえた債権の取立て」に改める。

第七十九条第一項第一号中「取消」を「取消し」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項に次の一号を加える。

四　差押えに係る不動産が売却され、かつ、当該不動産の差押えの解除について滞納者から財務省令で定めるところにより申出があつた場合において、次のいずれにも該当するとき。

イ　当該不動産の売却価額（当該売却価額が当該申出があつた時における当該不動産の時価に相当するものとして財務省令で定める価額を下回る場合にあつては、当該財務省令で定める価額）からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額（ロ当該相当する額が当該差押えに係る国税の額を超える場合にあつては、当該差押えに係る国税の額）の国税の納付があつたとき。

ロ　国税の徴収上支障がないと認められるとき。

第八十条第一項中「差押」を「差押え」に改め、同条第二項中「の差押」を「の差押え」に、「掲げる手続」を「定める手続」に改め、同項第一号中「引渡」を「引渡し」に、「差押」を「差押え」に改め、同項に次の一号を加える。

三　特定電子移転財産権　滞納者の管理に移すこと。

第八十条第三項中「差押」を「差押え」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第四項中「の引渡」を「の引渡し」に、「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同項ただし書中「差押」を「差押え」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同項第一号中「取消」を「取消し」に、「責に」を「責めに」に、「差押」を「差押え」に改め、同項第二号中「差押」を「差押え」に改め、同条第五項中「権利証書の取上げ」の規定により」を「電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期）において」に、「差し押さえた自動車等の占有」を「自動車、建設機械又は小型船舶の差押え」に改める。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

（特定電子移転財産権の権利移転の手続）

第百二十二条の二　税務署長は、換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならない。

第百五十九条第一項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第百二条の二第一項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める。

第百八十七条の次に次の一条を加える。

第百八十七条の二　正当な理由がなく、第七十二条の二第一項ただし書（特定電子移転財産権の差押えの手続及び効力発生時期）の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十条第一項中「又は第百八十八条」を「から第百八十八条まで」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に、「第十款　その他の特例（第三十九条―第四十条の三の二）」を「第九款の二　特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例等（第三十八条の二・第三十八条の三）　第十款　その他の特例（第三十九条―第四十条の三の二）」に改める。

第三条第一項第一号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五　特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子については、その支払をした日）においてその者（以下この号において「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなる法人（以下この号において「同族会社」という。）以外の法人（以下この号において「特定法人」という。）から支払を受けるもののうち、実質的に当該同族会社から支払を受けるものと認められる場合として政令で定める場合における当該対象者その他の政令で定める者が当該特定法人から支払を受けるもの

第九条の四の二第一項第一号中「募集が」の下に「公募（」を、「公募」の下に「をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法人税法第二条第二十九号ロ(2)に掲げる投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託（証券投資信託又は公募公社債等運用投資信託に該当するものを除く。）及びこれに類する同条第二十四項に規定する外国投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募により行われたもの

第九条の八中「第三十七条の十四第三十五項及び第三十六項」を「以下この条並びに第三十七条の十四第四十一項及び第四十五項」に改め、同条に次の三項を加える。

2　非課税口座及び第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第一号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び次項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき前項第三号に掲げる非課税口座内上場株式等の配当等については同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

3　前項の規定の適用があつた非課税口座内上場株式等の配当等についての第八条の五第一項の規定の適用については、同条第四項の規定にかかわらず、前項の契約不履行等事由が生じた時に支払があつたものとみなされた当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額ごとに行うものとする。

4　前項に定めるもののほか、第二項の規定により第一項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等につき同項の金融商品取引業者等が徴収した所得税の納付に関する事項その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条の九第一項中「前条第一号イ」を「前条第一項第一号イ」に、「同条」を「同項」に改める。

第十条第一項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　増減試験研究費割合が百分の三を超える場合（第三号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

二　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第十条第二項中「令和八年」を「令和十一年」に改め、同項第一号中「次号に掲げる年分以外の年分」を「令和九年以前の年分（第三号に掲げる年分を除く。）」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「（ハに」を「（ニに」に改め、同号ロ中「が百分の十二」を「が零以上であり百分の十二」に、「（ハに」を「（ニに」に改め、「（当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　増減試験研究費割合が零に満たない場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、その満たない部分の割合に三十分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第十条第二項第二号中「試験研究費の額」を「控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「八まで」を「ニまで」に改め、「割合」の下に「（当該年分が令和九年以前の年分である場合には、第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める割合）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十年以後の年分（次号に掲げる年分を除く。）　当該年分の控除対象試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の十五を超える場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の十一・五に、当該増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

ロ　増減試験研究費割合が百分の三を超え百分の十五以下である場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

ハ　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

ニ　その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

第十条第三項中「令和八年」を「令和十一年」に、「第一号及び」を「第一号に掲げる年分が同号イ及び」に、「年分にあつては、第一号に」を「場合には第一号イに」に、「割合」を「割合とし、第二号に掲げる年分が同号イ及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する場合には第二号イに定める割合と第三号に定める割合とのうちいずれか高い割合とする。）」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　令和九年以前の年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。）　次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　増減試験研究費割合が百分の四を超える年分　当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

ロ　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える年分（第三号に掲げる年分を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

二　令和十年以後の年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。）　次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　増減試験研究費割合が百分の七を超える年分　当該増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

ロ　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える年分（次号に掲げる年分を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

第十条第四項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第五項中「令和八年」を「令和十一年」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第六項中「令和八年」を「令和十一年」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　青色申告書を提出する個人のその年分（第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）において当該個人の試験研究費の額がその比較試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年分における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額（その年において第四項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の同項に規定する中小事業者控除上限額から、同項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第十条第八項中「この条に」を「この条及び次条に」に改め、同項第一号中「含む」の下に「。第九号において同じ」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二　控除対象試験研究費の額　試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ　国外委託試験研究に係る試験研究費の額の百分の五十（令和九年以前の年分にあつては百分の七十とし、令和十年分にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

ロ　国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額

第十条第八項第二号中「及び第十一項」を削り、同項第三号中「適用年前三年以内の各年分」を「対象年（第一項、第四項又は前項の規定の適用を受けようとする年をいう。以下この号及び第十二項において同じ。）前三年以内の各年分」に、「当該適用年」を「当該対象年」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　繰越税額控除限度超過額　個人のその年の前年以前三年内の各年（その年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。）における第四項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前二年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第十条第八項に次の一号を加える。

九　国外委託試験研究　他の者に委託する試験研究のうち国外において行われる試験研究として政令で定めるものをいう。

第十条第十項中「、第四項及び第七項」を「及び第四項」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額」を「控除対象試験研究費の額、試験研究費の額」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額は」を「控除対象試験研究費の額は」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額を」を「控除対象試験研究費の額を」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「前三項」を「第八項から前項まで」に、「又は第四項」を「、第四項又は第七項」に、「適用年」を「対象年」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第七項の規定は、第四項の規定の適用を受けた年以後の各年分の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第七項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十条の二を次のように改める。

（特別試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条の二　青色申告書を提出する個人のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）において、特別試験研究費の額（その年において前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。）がある場合には、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　その年分の控除対象特別試験研究費の額（その年において前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた控除対象特別試験研究費の額を除く。次号及び第三号において同じ。）のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二　その年分の控除対象特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なもの又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

三　その年分の控除対象特別試験研究費の額のうち前二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特別試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学その他の者に委託する試験研究、中小企業者（第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者をいう。）からその有する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究、高度専門知識等（専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。）を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

二　控除対象特別試験研究費の額　特別試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ　国外委託試験研究に係る特別試験研究費の額の百分の五十（令和九年以前の年分にあつては百分の七十とし、令和十年分にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

ロ　国外委託試験研究以外の試験研究に係る特別試験研究費の額

3　第一項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる控除対象特別試験研究費の額、特別試験研究費の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる控除対象特別試験研究費の額は、確定申告書に添付された書類に記載された控除対象特別試験研究費の額を限度とする。

4　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の二第一項（特別試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（重点産業技術試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条の二の二　青色申告書を提出する個人で産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二十二条第一項に規定する重点研究開発計画（次項及び第四項第一号において「重点研究開発計画」という。）について同条第一項の認定（次項及び第四項において「認定」という。）を受けたものの当該認定に係る適用年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、重点産業技術試験研究費の額（当該適用年において第十条第一項若しくは第四項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額を除く。）がある場合には、当該適用年の年分の控除対象重点産業技術試験研究費の額（当該適用年において第十条第一項若しくは第四項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた控除対象重点産業技術試験研究費の額を除く。）の百分の四十（当該適用年の年分の控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額が特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものにあつては、百分の五十）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

2　青色申告書を提出する個人で指定期間内に重点研究開発計画について認定を受けたものの当該認定に係る適用年（事業を廃止した日の属する年を除く。）の試験研究費の額（第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）が当該適用年の前年の試験研究費の額（当該個人が当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該適用年の前年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人の当該適用年にお

る繰越税額控除限度超過額が当該個人の当該適用年の年分の同項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年　重点研究開発計画について認定を受けた個人の適用期間（その認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（同日までにその認定が取り消された場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）をいう。）内の日の属する年をいう。

二　重点産業技術試験研究費の額　試験研究費の額のうち認定を受けた個人がその認定に係る産業技術力強化法第二十三条第二項に規定する認定重点研究開発計画（第四号において「認定重点研究開発計画」という。）に従つて実施した研究及び開発（同法第二十七条第一項に規定する研究及び開発をいう。同号において同じ。）に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

三　控除対象重点産業技術試験研究費の額　重点産業技術試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ　第十条第八項第九号に規定する国外委託試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額の百分の五十（令和九年以前の年分にあつては百分の七十とし、令和十年分にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

ロ　第十条第八項第九号に規定する国外委託試験研究以外の試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額

四　特別重点産業技術試験研究費の額　重点産業技術試験研究費の額のうち認定を受けた個人がその認定に係る認定重点研究開発計画に従つて実施した産業技術力強化法第二十九条第四項に規定する重点産業技術共同研究開発機関（以下この号において「重点産業技術共同研究開発機関」という。）と共同して行う研究及び開発又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する研究及び開発に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

五　繰越税額控除限度超過額　個人の当該適用年の前年以前三年内の各年（当該適用年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。）における第一項に規定する税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第二項の規定により当該適用年の前年以前二年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　第一項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる控除対象重点産業技術試験研究費の額、重点産業技術試験研究費の額及び特別重点産業技術試験研究費の額、控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる控除対象重点産業技術試験研究費の額は、確定申告書に添付された書類に記載された控除対象重点産業技術試験研究費の額を限度とする。

6　第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた適用年以後の各年分の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第二項の規定の適用を受けようとする適用年の年分の確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定の適用を受けようとする個人が事業所得を生ずべき事業を相続又は包括遺贈により承継した者である場合における適用年の前年分の試験研究費の額の計算その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の二の二第一項及び第二項（重点産業技術試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の四第一項中「属する年を」を「属する年及び第十条の五の六第一項に規定する確認を受けた個人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日の属する年を」に改め、同項第一号中「第七項」を「第八項」に改める。

第十条の五を削る。

第十条の四の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「この項及び第三項」を「この条」に、「同条第三項」を「同法第十七条の二第三項」に、「第三項において「拡充型計画」を「第一号及び第三項において「拡充型計画」に、「、同号」を「、同条第一項第二号」に、「含む。以下この項」を「含む。以下この項及び第三項第一号」に、「でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「の取得等（取得又は建設をいい、取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。）に伴つて行う改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。第一号において同じ。）のための工事による取得又は建設を含む。第三項において同じ。）をして」に、「の百分の十五（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項ただし書中「所得税法第四十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる特定建物等（改修のための工事により取得又は建設をしたものを除く。）　百分の十五（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資するものとして政令で定める要件を満たす場合には百分の二十とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次号及び第三項各号において「移転型計画」という。）である場合には百分の二十五とする。）

イ　取得をした特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないもの

ロ　建設をした特定建物等

二　前号に掲げる特定建物等以外の特定建物等　百分の十（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の十五）

第十条の四の二第三項中「でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「の取得等をして」に、「の百分の四（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第一号に掲げる特定建物等　百分の四（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が同号に規定する政令で定める要件を満たす場合には百分の五とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には百分の七（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の八）とする。）

二　第一項第二号に掲げる特定建物等　百分の二（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）

第十条の四の二第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第十条の四の二第三項」を「第十条の五第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項及び第三項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする特定建物等に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日から第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする年の十二月三十一日までの期間内において、これらの規定に規定する個人に離職者（当該個人の雇用者（次に掲げるものをいう。）であつた者で当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第二項に規定する離職をしたものをいう。）がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

一　個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。次号において同じ。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するもの

二　個人の使用人のうち高年齢被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者をいう。）に該当するもの

第十条の四の二を第十条の五とする。

第十条の五の三第一項中「属する年を」を「属する年及び第十条の五の六第一項に規定する確認を受けた個人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日の属する年を」に改める。

第十条の五の四第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける年、」を削り、「百分の二」を「百分の四」に改め、「（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）」を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号」を「当該各号」に、「特定税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、「調整前事業所得税額」の下に「（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同項第一号中「百分の四」を「百分の五」に、「百分の十五」を「百分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が百分の六以上である場合には、百分の十五）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号イ中「次世代育成支援対策推進法」の下に「（平成十五年法律第百二十号）」を加え、同号ロ中「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の下に「（平成二十七年法律第六十四号）」を加え、同号を同項第二号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）」を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号」を「当該各号」に、「第五項第十一号」を「第四項第九号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「他の者」の下に「（その個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定個人　常時使用する従業員の数が二千人以下の個人をいう。

第十条の五の四第五項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同項第十号を同項第八号とし、同項第十一号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前項」を「前項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、「又は第二項」を削り、「、第一項から第三項まで」を「、第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、「比較教育訓練費の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同項を同条第九項とする。

第十条の五第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「属する年を」を「属する年及び次条第一項に規定する確認を受けた個人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日の属する年を」に、「百分の五十」を「百分の三十」に改め、同条第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の十四」を「生産工程効率化等設備　次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の十

ロ　イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備　百分の五

第十条の五の五第三項第二号を次のように改める。

二　中小事業者以外の個人が事業の用に供した生産工程効率化等設備　次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の八

ロ　イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備　百分の三

第十条の五の五第三項第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の六　青色申告書を提出する個人が、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウエアで、産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定生産性向上設備等（その個人が経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に同条第二十項の確認を受けたものに限る。第四項及び第五項において「特定生産性向上設備等」という。）に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定機械装置等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び第三項において同じ。）をする場合において、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、当該特定機械装置等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）は、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第十項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　青色申告書を提出する個人が、特定機械装置等の取得等をする場合において、当該特定機械装置等についての第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、当該特定機械装置等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供したときは、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の七（建物、建物附属設備及び構築物については、百分の四）に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の調整前事業所得税額（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　青色申告書を提出する個人で指定期間内にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定に係る同法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応事業者（その同条第二項に規定する認定事業適応計画（同法第二十一条の二十第二項第三号に規定する国際経済事情激変事業適応に関するものに限る。以下この項及び次項において「認定国際経済事情激変事業適応計画」という。）に当該認定国際経済事情激変事業適応計画に従つて行う同号に規定する国際経済事情激変事業適応のための措置として特定生産性向上設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）であるものが、その年（事業を廃止した日の属する年を除くものとし、当該認定国際経済事情激変事業適応計画に係る同法第二十一条の二十二第三項第二号に規定する実施時期の初日の属する年からこの項の規定の適用を受けようとする年まで連続して当該認定国際経済事情激変事業適応計画に従つて同法第二十一条の二十第二項第三号に規定する国際経済事情激変事業適応を確実に実施していることその他の事項につき財務省令で定めるところにより証明がされた場合の各年に限る。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前三年内の各年（その年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額（同項の認定事業適応事業者の認定国際経済事情激変事業適応計画に記載された特定生産性向上設備等である特定機械装置等に係るものに限る。）のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前二年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書（第九項各号に掲げる要件のいずれにも該当することにより同項の規定の適用がない場合には、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当することを明らかにする書類を含む。）の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類（次項各号に掲げる要件のいずれにも該当することにより同項の規定の適用がない場合には、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当することを明らかにする書類を含む。）の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第三項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。

9　第一項及び第三項の規定は、個人（第十条第八項第六号に規定する中小事業者を除く。第一号及び第二号において同じ。）の次に掲げる要件のいずれかに該当しない年分（その年が事業を開始した日の属する年、相続又は包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡又は譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であつて、その年分の事業所得の金額がその年の前年分の事業所得の金額以下である場合として政令で定める場合におけるその年分を除く。）については、適用しない。

一　当該個人の第十条の五の四第四項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額（第十二項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第四項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この号及び第十二項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の二）以上であること。

イ　その年の十二月三十一日において、当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

ロ　その年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であつてその年の前年分の事業所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又はその年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年若しくは事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年に該当する場合

二　イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の三十（前号イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十）に相当する金額を超えること。

イ　当該個人がその年において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該個人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）でその年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額

ロ　当該個人がその有する減価償却資産につきその年分の事業所得の金額の計算上、その償却費として必要経費に算入した金額の合計額

10　第四項の規定は、供用年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11　その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五の六第三項及び第四項（特定生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

12　第六項から前項までに定めるもののほか、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における第九項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六第一項第二号中「の規定　同項」を「又は第七項の規定　それぞれ同条第四項」に改め、「控除した金額」の下に「又は同条第七項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同項第三号中「第十条第七項」を「第十条の二第一項」に、「特別研究税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　第十条の二の二第一項又は第二項の規定　それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第六号中「第十条の四の二第三項」を「第十条の五第三項」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中「から第四項」を「から第三項」に改め、「に規定する特定税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第三項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「前条第三項」を「第十条の五第三項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

九の二　前条第三項又は第四項の規定　それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「適用される」の下に「第十条第七項、第十条の二の二第二項、」を加え、「又は第十条の五の四第四項」を「、第十条の五の四第三項又は前条第四項」に改め、同条第三項中「して、」の下に「第十条第八項第七号、第十条の二の二第四項第五号、」を加え、「又は第十条の五の四第五項第十一号」を「、第十条の五の四第四項第九号又は前条第五項」に改め、同条第五項中「令和九年」を「令和十一年」に、「、第三号」を「、第三号、第三号の二（第十条の二の二第一項に係る部分に限る。）」に、「第十号」を「第九号」に改め、「とき（」の下に「第一項第五号及び第九号に掲げる規定にあつては当該要件のいずれかに該当しない場合とし、」を加え、「あつて、」を「あつて」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該個人の第十条の五の四第四項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額（第七項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第四項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この号及び第七項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の二）以上であること。

イ　当該対象年の十二月三十一日において、当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

ロ　当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であつて当該対象年の前年分の事業所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年若しくは事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年に該当する場合

第十条の六第五項第二号中「前号イ⑴及び⑵」を「前号イ及びロ」に改め、同条第六項中「こと」の下に「（特定税額控除規定のうち第一項第五号及び第九号に掲げる規定にあつては、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当すること）」を加え、「同項の」を「前項の」に改め、「第十条第十項」の下に「、第十条の二第三項、第十条の二の二第五項」を加え、「前条第七項」を「第十条の五の五第七項」に改める。

第十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第十一条の四第一項及び第二項並びに第十三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第十五条から第十八条までを次のように改める。

第十五条から第十八条まで　削除

第十九条第一項第一号中「第十条の四の二」を「第十条の五」に、「又は」を「、第十条の五の六又は」に、「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二項中「、第四項又は第七項」を「若しくは第四項、第十条の二第一項又は第十条の二の二第一項」に改める。

第二十五条第一項中「令和八年」を「令和十一年」に改める。

第二十五条の二第一項中「（第三項」を「（第四項」に改め、同項第二号中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「次に掲げる要件のいずれかを満たすものであるとき」を「その年における同項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものについて、財務省令で定めるところにより、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項に規定する財務省令で定めるところに従い、当該帳簿書類に係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録（以下この項において「電磁的記録」という。）の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の同条第六号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つているとき（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）」に、「同項第一号」を「前項第一号」に、「五十五万円」を「六十五万円」に、「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該帳簿書類に係る当該電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八条第四項に規定する財務省令で定める要件を満たしている場合

二　次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ　その年において前項に規定する不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第五号に規定する電子取引（ロにおいて「電子取引」という。）の同号に規定する取引情報（ロにおいて「取引情報」という。）に係る同法第八条第五項に規定する特定電磁的記録（ロにおいて「特定電磁的記録」という。）の保存が同項に規定する財務省令で定める要件を満たすために必要な措置として財務省令で定めるものを講じていること。

ロ　その年においてイの電子取引を行つた場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録を保存していること。

第二十五条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「五十五万円」を「六十五万円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、同項に規定する個人でその年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの（所得税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける者を除くものとし、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものに限る。）が、第四項に規定する場合に該当しない場合には、適用しない。

一　その年において不動産所得を生ずべき事業を営む者　その年の前々年分の不動産所得に係る総収入金額が千万円を超えること。

二　その年において事業所得を生ずべき事業を営む者　その年の前々年分の事業所得に係る総収入金額が千万円を超えること。

第二十五条の二に次の一項を加える。

7　第四項の規定は、その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、財務省令で定めるところにより、当該確定申告書に記載すべき事項（第四項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項を含む。）及び第四項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信した場合に限り、適用する。

第二十七条中「六十五万円」を「六十九万円」に改める。

第二十八条の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十八条の四第六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第二章第三節中第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（給与所得控除の最低控除額等の特例）

第二十九条の四　令和八年又は令和九年において、その年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が二百二十万円以下である場合には、当該給与等に係る同条第三項に規定する給与所得控除額は、同項第一号の規定にかかわらず、七十四万円（当該収入金額が七十四万円に満たない場合には、当該収入金額に相当する金額）とする。

2　令和八年又は令和九年において、その年中の給与等の収入金額が六十九万千円以上二百二十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額については、前項及び所得税法第二十八条第二項から第四項までの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一　その年中の給与等の収入金額が六十九万千円以上七十四万千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、ないものとする。

二　その年中の給与等の収入金額が七十四万千円以上二百十九万千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、当該収入金額から七十四万円を控除した残額とする。

三　その年中の給与等の収入金額が二百十九万千円以上二百十九万三千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、百四十五万千円とする。

四　その年中の給与等の収入金額が二百十九万三千円以上二百十九万六千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、百四十五万三千円とする。

五　その年中の給与等の収入金額が二百十九万六千円以上二百二十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、百四十五万六千円とする。

3　前項の規定の適用がある場合における所得税法第五十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「同条第四項」とあるのは「同条第四項並びに租税特別措置法第二十九条の四第二項（給与所得控除の最低控除額等の特例）」と、「同条第二項の残額」とあるのは「同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額」とする。

4　令和八年又は令和九年において、所得税法第百九十条に規定する居住者に対しその年中に支払うべきことが確定した給与等（同条第一号に規定する給与等をいう。）の金額が六十九万千円以上二百二十万円未満である場合には、当該給与等に係る同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、同号の規定（同法別表第五を含む。）にかかわらず、当該支払うべきことが確定した給与等の金額を第二項の給与等の収入金額とみなして同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とする。

5　前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条の二第一項中「令和八年」を「令和十年」に改める。

第三十一条の二第一項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第二項第六号を削り、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二を同項第三号とし、同項第九号中「第二号の二」を「第三号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備を行う同条に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるもの（第五号、第六号、第八号又は前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第二項第十号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業（同法第二条第一項第四号）を「マンション再生事業（同法第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業を」を「マンション再生事業を」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第十号」に改め、「）に対する土地等」の下に「（同法第五十五条第一項第二号に規定する隣接施行敷地権（以下この号において「隣接施行敷地権」という。）に係るもの及び同項第三号に規定する施行底地権に係るものを除く。）」を加え、「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第十一号」に、「施行マンションが」を「建替前マンション若しくは滅失したマンション（同項第一号に規定するマンションをいう。以下この号及び次号において同じ。）で同項第十三号に規定する再建敷地の上に存していたものが」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行マンションの」を「建替前マンション若しくは当該滅失したマンションの」に、「であるマンション建替事業」を「であるマンション再生事業」に、「同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地」を「隣接施行敷地権」に、「のマンション建替事業」を「のマンション再生事業」に、「（第六号」を「（第七号」に、「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二十四条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第百二十一条第一項」に、「第二条第一項第九号」を「第四条第二項第六号」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「第百十三条」を「第百七条」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画その他財務省令で定める計画」に、「同法第百九条第一項に規定する決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に改め、「の土地」の下に「又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地」を加え、「同法第二条第一項第一号に規定する」を削り、「、当該」を「、これらの」に改め、同項第十二号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第十三号及び第十四号中「第五項」を「第六項」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第十五号中「第五項」を「第六項」に、「第六号」を「第七号」に、「第

十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第十六号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同条第三項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第五項」を「第六項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第十項中「第八項の規定による修正申告書及び」を「第九項の規定による修正申告書及び」に改め、同項第一号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第二号中「で第八項」を「で第九項」に、「第三十一条の二第八項」を「第三十一条の二第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項（第三項において準用する場合を含む。）の場合において、個人が、第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第三項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第三十三条第一項第三号の二中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「同項」を「同法第七十九条第三項」に改める。

第三十三条の三第二項中「第百十八条の二十五の三第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に改め、同条第三項中「第百十八条の二十五の三第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に、「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改め、同条第六項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同項第十九号」を「同項第三十五号」に改め、同条第七項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条第八項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第二十八号」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百五条」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二百五条」に改める。

第三十三条の六第一項中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第三十四条の二第二項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「同条第二項第四号ロ」を「同条第二項第四号ハ」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項第二十二号の二中「決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百九条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第一号」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十八号」に、「第百十三条」を「第百七条」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、「）」を「）又は同項第十九号に規定するマンション除却敷地売却事業（当該マンション除却敷地売却事業に係る財務省令で定める計画に、マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が」に、「第百二十四条第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第三十五条の三第一項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改める。

第三十六条の二第一項及び第二項並びに第三十六条の五中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「、同年三月三十一日」を「同年三月三十一日とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。」に、「第一号の」を「第二号の」に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。）」を削り、「同号の下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。）」を加え、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同項の表の第一号の上欄中「イ又はロに掲げる区域にあつては、」、「平成二十六年四月一日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同欄のハを削り、同号の下欄中「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同表の第二号の下欄中「既成市街地等」を「次に掲げる区域」に改め、同欄に次のように加える。

イ　既成市街地等であつて、次に掲げる区域（当該区域が都市再開発法第二条の三第一項に規定する大都市の区域に該当する場合にあつては、当該大都市の区域に係る同項に規定する都市再開発の方針に定められた同項第二号に規定する地区の区域に該当するものに限る。）

(1)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項に規定する防災街区整備方針に定められた同項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域

(2)　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内の区域

(3)　都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域

ロ　既成市街地等であつて、被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

ハ　既成市街地等であつて、イ及びロに掲げる区域以外の区域

第三十七条第一項の表の第三号の下欄中「、建物又は構築物」を「、建物（特定施設の用に供されるものに限る。）又は構築物（特定施設に係る事業の遂行上必要なものに限る。）」に改め、同表の第四号の上欄中「あつては、」の下に「その船舶に設置されている原動機の定格出力の合計が千五百キロワット以下のもの及び」を加え、同条第三項及び第四項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「同年三月三十一日」を「同年三月三十一日とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。」に改め、同条第三項中「の第一号」を「の第二号」に改め、「上欄に掲げる資産」の下に「に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産」を加え、「に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産」を削り、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同条第十二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項中「第一号」を「第二号」に、「百分の三十」を「百分の四十」に改める。

第三十七条の四中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「、同年三月三十一日」を「同年三月三十一日とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。」に改める。

第三十七条の十第三項第八号中「償還により交付を受ける」の下に「次に掲げる」を加え、「でその償還の日においてその者（以下この号において「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該対象者その他の政令で定める者が交付を受けるもの」を削り、同号に次のように加える。

イ　その償還の日においてその者（イにおいて「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該対象者その他の政令で定める者が交付を受ける金銭又は金銭以外の資産

ロ　その償還の日においてその者（ロにおいて「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなる法人（ロにおいて「同族会社」という。）以外の法人（ロにおいて「特定法人」という。）から交付を受ける当該金銭又は金銭以外の資産のうち、実質的に当該同族会社から交付を受けるものと認められる場合として政令で定める場合における当該対象者その他の政令で定める者が当該特定法人から交付を受けるもの

第三十七条の十三第三項及び第九項第二号中「）又は」を「）、第三十八条の三第五項又は」に改める。

第三十七条の十四第一項中「次項から第四項まで」を「以下この条」に改め、同項第一号イ中「第四項」の下に「、第六項」を加え、同条第四項中「この項に」を「この項及び第六項第四号に」に、「この項及び次項」を「この条」に、「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同項第一号中「次項第二号及び第四号」を「以下第六項まで及び第八項第一号ロ」に改め、「廃止」の下に「（これらの事由により払出しがあつた非課税口座内上場株式等が未成年者特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十八歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられるものをいう。以下この条において同じ。）に係るものである場合には、当該他の保管口座への移管又は当該返還にあつては特定非課税累積投資契約に従つて行うものに限るものとし、当該廃止にあつては当該廃止に係る非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年三月三十一日において十八歳である年（以下この条において「基準年」という。）の一月一日以後に生じたもの及び当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに生じた第三十三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定により第二十二項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をしたものとみなして第二十三項の規定を適用する場合における同項の非課税口座の廃止（第六項において「出国による非課税口座の廃止」という。）に限る。）」を加え、同項第二号中「遺贈」の下に「（これらの事由により払出しがあつた非課税口座内上場株式等が未成年者特定累積投資勘定に係るものである場合には、当該贈与にあつては、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の一月一日以後に生じたものに限る。）」を加え、同項第三号中「以外の譲渡」の下に「（当該譲渡により払出しがあつた非課税口座内上場株式等が未成年者特定累積投資勘定に係るものである場合には、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の一月一日以後に生じたものに限る。）」を加え、同条第五項第一号中「その年一月一日において十八歳以上である者に限る。）」を削り、「配当等」の下に「（第六号ホ(3)において「配当等」という。）」を、「方法をいう。）の下に「第四十三項を除き、」を加え、「次項から第十二項まで」を「第十二項から第十八項まで」に、「第三十二項から第三十四項まで」を「第三十八項から第四十項まで」に改め、同号ハ中「令和六年一月一日」の下に「（その口座に設けようとする勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、令和九年一月一日）」を加え、同項第二号中「第九条の八（第一項」を「第九条の八（第一項第一号」に、「第二十三項」を「第二十九項」に、「第四号及び第六号」を「第四号並びに第六号ロ及びハ」に、「いう。第四号及び第六号」を「いう。第四号並びに第六号ロ及びハ」に、「第二十五項」を「第三十一項」に改め、同号イ中「第六号イ及びハ」を「第六号イ及びハ(1)」を「第六号ロ(1)及びハ(1)」に、「第二十八項」を「第三十四項」に、「並びに第六号イ及びハ」を「、第六号ロ(1)及びハ(1)並びに第八項第二号」に改め、同号イ(1)中「及び第六号」を「並びに第六号ロ及びハ(1)」に改め、同号イ(2)中「第三十二項及び第三十三項」を「第三十八項及び第三十九項」に改め、同項第三号ロ中「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同項第四号中「第九条の八（第一項第二号」に改め、「当該金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより基準経過日（当該口座に初めて累積投資勘定を設けた日から十年を経過した日及び同日の翌日以後五年を経過した日ごとの日をいう。）における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の住所その他の政令で定める事項を確認することとされていること」を削り、同項第五号ロ中「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　特定非課税累積投資契約　第九条の八（第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定並びに第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び前三項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

イ　上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと。

ロ　当該特定累積投資勘定においては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の第一項第三号に掲げる上場株式等（累積投資上場株式等に限り、継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて(1)に掲げるものを除く。以下この項及び第八項において「特定累積投資上場株式等」という。）のうち、累積投資契約（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、一定額の第一項第二号イ又はロに掲げる上場株式等（当該上場株式等が同号イに掲げる上場株式等である場合には、一定額又は当該一定額の範囲内で取得することができる最も多い口数の同号イに掲げる上場株式等）につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託をし、当該金融商品取引業者等から取得し、又は当該金融商品取引業者等が行う募集により取得することを約する契約で、あらかじめその買付けの委託又は取得をする上場株式等の銘柄が定められているものをいう。）により取得した(1)に掲げるもの及び(2)に掲げるもののみを受け入れること。

(1)　当該口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間（(1)において「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした特定累積投資上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした特定累積投資上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う特定累積投資上場株式等の募集により取得をした特定累積投資上場株式等のうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額が百二十万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、六十万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に定める特定累積投資上場株式等を除く。）

(i)　未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定　特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該合計額、当該属する年において当該口座に受け入れているハ(1)の上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（同年の前年

十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。ハ(1)(ii)及び第三十六項において同じ。）の合計額が千八百万円を超えることとなるときにおけるその特定累積投資上場株式等

(ii)　未成年者特定累積投資勘定　特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が未成年者特定累積投資勘定に受け入れている特定累積投資上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額の合計額が六百万円を超えることとなるときにおけるその特定累積投資上場株式等

(1)に掲げるもののほか政令で定める特定累積投資上場株式等

ハ　(2)　当該特定非課税管理勘定においては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の第一項第四号に掲げる上場株式等（継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をしたもの、第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたもの、その上場株式等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他の政令で定めるものを除く。）のうち次に掲げるもののみを受け入れること。

(1)　当該口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間（(1)において「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等又は当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該口座に保管の委託がされている上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得をした上場株式等その他の政令で定めるもののうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が二百四十万円を超えないもの（上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおけるその上場株式等を除く。）

(i)　当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（当該属する年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。第三十六項において同じ。）の合計額が千二百万円を超える場合

(ii)　当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れているロ(1)の特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が千八百万円を超える場合

(1)に掲げるもののほか政令で定める上場株式等

(2)　当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること。

ホ　未成年者特定累積投資勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる特定累積投資上場株式等は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までは、次に定めるところによること。

(1)　当該特定累積投資上場株式等の当該口座から他の保管口座への移管又は当該特定累積投資上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める移管又は返還を除く。）をしないこと。

(i)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年三月三十一日において十二歳である年（(ii)及び第十号ロにおいて「特定基準年」という。）の前年以前の各年　災害、疾病その他の政令で定めるやむを得ない事由による当該移管又は返還で当該口座及び当該口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている特定累積投資上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（ヘ、第十号ロ(1)及び次項において「災害等による返還等」という。）その他政令で定める事由による当該移管又は返還

(ii)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定基準年以後の各年　(i)に定める移管又は返還及び当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に当該特定累積投資上場株式等の当該口座から他の保管口座への移管又は当該特定累積投資上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還を依頼する旨、当該移管又は返還の基因となる事由（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合における当該移管又は返還

(2)　当該特定累積投資上場株式等のニに規定する方法以外の方法による譲渡で政令で定めるもの又は贈与をしないこと。

(3)　当該特定累積投資上場株式等の譲渡の対価（その額が第三十七条の十一第四項の規定により同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含む。第八項において同じ。）又は当該特定累積投資上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（政令で定めるものを除く。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託をすること。

ヘ　当該口座につきホに掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由（第三十三項第一号において「非課税口座等廃止事由」という。）が生じた時に当該口座及び当該口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止すること。

トイからヘまでに掲げるもののほか政令で定める事項

第三十七条の十四第五項第七号イ中「令和六年」の下に「（当該勘定が、当該特定非課税累積投資契約を締結した居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十八歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられるものである場合には、令和九年）」を加え、同号ロ中「第九号」を「第十一号」に、「第十号」を「第十二号」に、「次項及び第七項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同号ハ中「第二十項」を「第二十六項」に、「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該勘定（当該特定非課税累積投資契約を締結した居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十八歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられるものに限る。）は、第十九項に規定する他の非課税口座に設けられないこと。

第三十七条の十四第五項第八号中「特定累積投資勘定」の下に「（未成年者特定累積投資勘定を除く。第十一号において同じ。）」を加え、同項第十号中「第十六項から第十八項まで」を「第二十二項から第二十四項まで」に、「第十六項に」を「第二十二項に」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第十三項から第十五項まで」を「第十九項から第二十一項まで」に、「第十三項に」を「第十九項に」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九　特定課税未成年者口座　非課税口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者（その年一月一日において十八歳未満である者又はその年中に出生した者に限る。）が、当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等と政令で定める

関係にある法人の営業所に開設している口座で、預金口座、貯金口座又は顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（これらの口座において特定課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）により構成されるもののうち、当該非課税口座と同時に設けられるものをいう。

十　特定課税未成年者口座管理契約　第九条の八（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定並びに第一項（第三号に係る部分に限る。）及び前三項の規定の適用を受ける第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、前号の預金口座、貯金口座又は顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成される口座を開設する際に非課税口座を開設する金融商品取引業者等と締結した契約（特定非課税累積投資契約と同時に締結されるものに限る。）で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

イ　金銭その他の資産の預入れ又は預託は、当該預入れ又は預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（特定課税未成年者口座管理契約に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと。

ロ　当該口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までは、当該金銭その他の資産の当該口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除く。）をしないこと。

(1)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定基準年の前年以前の各年　非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる特定累積投資上場株式等の取得のためにする払出し及び災害等による払出し（非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされている特定累積投資上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいう。ハにおいて同じ。）

(2)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定基準年以後の各年　(1)に定める払出し及び当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの基因となる事由（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合における当該払出し

ハ　当該口座につきロに掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由（第三十三項第一号において「特定課税未成年者口座等廃止事由」という。）が生じた時に当該口座及び当該口座と同時に設けられた非課税口座を廃止すること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか政令で定める事項

第三十七条の十四第四十一項中「第三十八項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十項中「第三十七項及び第三十八項」を「第四十六項及び第四十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十九項中「第三十七項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十八項中「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十六項中「前項」を「第四十一項から第四十三項まで」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十五項を同条第四十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

42　第八項の場合において、同項の金融商品取引業者等は、同項の契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までに同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に前項に規定する報告書を交付しなければならない。

43　金融商品取引業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を第三十七条の十一の三第九項に規定する電磁的方法により提供することができる。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をその者に交付しなければならない。

44　前項本文の場合において、同項の金融商品取引業者等は、第四十二項の報告書を交付したものとみなす。

第三十七条の十四第三十四項中「第八項」を「第十四項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十三項中「以後」を「から令和九年まで」に、「第六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十二項中「第六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十一項中「第六項、第十五項、第十八項、第二十項、第二十八項」を「第十二項、第二十一項、第二十四項、第二十六項、第三十四項」に、「第二十八項の」を「第三十四項の」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「基準年」を「提供基準年」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「基準年」を「提供基準年」に改め、「特定累積投資勘定」の下に「（未成年者特定累積投資勘定を除く。次項において同じ。）」を加え、「が同項」を「が前項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「ある場合」の下に「（当該上場株式等が未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等である場合には、当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が基準日の属する年（以下第三十六項までにおいて「提供基準年」という。）の一月一日において十八歳以上である場合に限る。）」を加え、「基準日の属する年（同項及び第三十項において「基準年」という。）」を「提供基準年」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項を削り、同条第二十六項中「第八項及び第九項」を「第十四項及び第十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

33　次の各号に掲げる場合における第二十三項及び第二十四項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　特定非課税累積投資契約若しくは特定課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行につき非課税口座等廃止事由又は特定課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより非課税口座が廃止された場合　当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、これらの事由が生じた時に当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第二十二項に規定する提出をしたものとみなす。

二　非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合　その者は、当該出国の時に当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第二十二項に規定する提出をしたものとみなす。

三　第二十九項の規定による継続適用届出書の提出をした者が当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに第三十一項の規定による帰国届出書の提出をしなかつた場合　その者は、同日に当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第二十二項に規定する提出をしたものとみなす。

第三十七条の十四第二十五項中「第二十三項」を「第二十九項」に、「第二十七項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第六項から第十五項まで、第十九項」を「第十二項から第二十一項まで、第二十五項」に、「第三十二項及び第三十三項」を「第三十八項及び第三十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「第二十五項に」を「第三十一項に」に改め、同項第一号中「第二十五項に」を「第三十一項に」に改め、「命令」

の下に「当該出国の日の属する年の一月一日において十八歳未満である者又はその年中に出生した者にあつては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者を扶養する親族に係る当該転任の命令を含む。）」を加え、「第二十五項及び第二十七項」を「第三十一項及び第三十三項第三号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第二十五項」に、「第二十項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「第十五項又は第十八項」を「第二十一項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第十項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項を同条第二十五項とし、同条第十八項中「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第十八項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項第二号ただし書中「第十九項」を「第二十五項」に、「第二十一項第一号」を「第二十七項第一号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を当該」を「特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除く。以下第二十一項まで及び第二十五項から第二十八項までにおいて同じ。）又は特定非課税管理勘定を当該」に、「第十五項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項第一号中「第九項」を「第十五項」に改め、同項第二号中「第二十項」を「第二十六項」に、「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項中「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項各号中「第九項」を「第十五項」に、「第十一項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「前項第一号」を「第五項第一号」に、「第八項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項の次に次の六項を加える。

6　非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由（特定非課税累積投資契約若しくは特定課税未成年者口座管理契約若しくはこれらの履行につき前項第六号ホ若しくは第十号ロに掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は非課税口座若しくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除く。）をしたことをいう。以下この項、第八項及び第四十二項において同じ。）が生じた場合には、次に定めるところにより、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一　当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については第一項及び第二項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二　当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還（前項第六号ホ(1)(i)に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については第四項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三　契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四　第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五　第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（前項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

7　前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

8　非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等は、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止の際、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一　次に掲げる金額の合計額

イ　当該非課税口座を開設した日から当該廃止の日までの間に支払われた当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の譲渡の対価の額の合計額（当該譲渡の対価のうち、その金銭その他の資産を当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかつたものの額を除く。）

ロ　当該非課税口座を開設した日から当該廃止の日までの間に当該非課税口座から他の保管口座への第六項第二号に規定する移管又は特定累積投資上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への同号に規定する返還がされた特定累積投資上場株式等の当該移管又は返還があつた時における払出し時の金額の合計額

ハ　当該非課税口座を廃止した日において当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている特定累積投資上場株式等の同日における払出し時の金額の合計額

二　当該非課税口座を開設した日から当該非課税口座を廃止した日までの間において当該非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされた第五項第六号ロ(1)に掲げる特定累積投資上場株式等の取得対価の額及びその取得に要した費用の額並びにその譲渡に要した費用の額の合計額（その譲渡の対価に係る金銭その他の資産を、当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかつた非課税口座内上場株式等の取得対価の額及びその取得に要した費用の額並びにその譲渡に要した費用の額その他の政令で定める金額を除く。）

9　前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

10　その年分の所得税に係る非課税口座を有していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の譲渡につき第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項若しくは第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第百二十一条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第百二十一条第三項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の計算上当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を除外したところにより、同法第百二十条から第百二十七条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

11　前項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

第二章第四節第九款の次に次の一款を加える。

第九款の二　特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例等

（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十八条の二　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産（その名称が同法第二十九条の二第一項第十一号イに掲げる事項として同法第二十九条の三第一項に規定する金融商品取引業者登録簿に登録されているもの（その取引の状況その他の事情を勘案して財務省令で定めるものを除く。）その他の財務省令で定めるものに限る。以下この項、第四項及び第五項並びに次条第二項において「特定暗号資産」という。）の譲渡（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業を行う者に限る。以下この項及び第四項において「暗号資産取引業者」という。）への売委託により行うもの又は暗号資産取引業者に対するものに限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定暗号資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）」とする。

二　所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額（事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡による事業所得及び譲渡所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を除く。）」とする。

三　所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

四　所得税法第九十二条、第九十五条及び第百六十五条の六の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条及び第百六十五条の六中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五　前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で特定暗号資産についての金融商品取引法第二条第八項第十八号又は第十九号に掲げる行為を行つた暗号資産取引業者の営業所（国内にある主たる営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。）の長は、当該行為を行つた日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、個人番号、当該特定暗号資産の名称その他の財務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の同項の特定暗号資産についての同項に規定する行為に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

6　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第四項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

7　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第五項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8　第五項及び第六項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9　前項に定めるもののほか、第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第三十八条の三　確定申告書（第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、前条第一項後段の規定にかかわらず、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2　前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、特定暗号資産の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　第一項の規定は、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第一項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　第一項の規定の適用がある場合における前条（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

5　所得税法第百二十三条第一項（第二号を除く。）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以後において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、その年の年分の所得税につき同法第百二十条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべき場合及び同法第百二十二条第一項又は第百二十三条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同項中「第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）若しくは第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）の規定の適用を受け、又は第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付の手続等）の規定による還付を受けようとするときは、第三期において」とあるのは「租税特別措置法第三十八条の三第一項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用を受けようとするときは」と、「次項各号に掲げる」とあるのは「その年において生じた同条第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」という。）、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額その他の政令で定める」と、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは「特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、同項第三号中「純損失の金額及び雑損失の金額（第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（租税特別措置法第三十八条の三第一項」と、「及び第百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。同号において同じ」とある のは「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「同法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十八条の三第二項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7　その年の翌年以後又はその年において第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書の記載事項の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の四第一項第一号イ及び第二項第二号イ(2)中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に改め、同号イ(4)中「第六項」を「第八項」に改め、同号ロ中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「総資産額に対する第八項第一号」を「、総資産額に対する第十項第一号」に改め、「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を削り、「。同項」を「。第八項」に改め、同項に次の三号を加える。

八　清算部分対象外国関係会社　解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいう。

九　清算外国金融子会社等　解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいう。

十　特例清算事業年度　清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等が最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなつた事業年度終了の日から同日以後三年を経過した日（当該清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過した日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過した日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度をいう。

第四十条の四第十五項を同条第十八項とし、同条第十二項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「前項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　第一項各号に掲げる居住者に係る外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当することとなつた場合における当該清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等の特例清算事業年度については、当該清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、当該清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、この款の規定を適用する。

第四十条の四第九項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「第六項第八号」を「第八項第八号」に改め、同項第三号中「第六項第九号」を「第八項第九号」に改め、同項第四号中「第六項第十号」を「第八項第十号」に改め、同項第五号中「第六項第十一号」を「第八項第十一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」、「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げ

る金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、「」とする。」及び「当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社（以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（次項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額（次項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等のいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項（第八号又は第九号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当しないものと推定する。

6　国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係会社の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該各事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項（第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定する。

第四十条の五第一項各号並びに第二項第一号並びに第二号イ及びロ中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第四十条の七第一項及び第二項第三号イ⑵中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に改め、同号イ⑷中「第六項」を「第八項」に改め、同号ロ中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「総資産額に対する第八項第一号」を「、総資産額に対する第十項第一号」に改め、「とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を削り、「。同項」を「。第八項」に改め、同項に次の三号を加える。

九　清算部分対象外国関係法人　解散した外国関係法人のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係法人に該当していたものをいう。

十　清算外国金融関係法人　解散した外国関係法人のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融関係法人に該当していたものをいう。

十一　特例清算事業年度　清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人が最初に部分対象外国関係法人又は外国金融関係法人に該当しないこととなつた事業年度終了の日から同日以後三年を経過した日（当該清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過した日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過した日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度をいう。

第四十条の七第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第六項、第八項及び前二項」を「第八項、第十項及び前三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項第一号中「前項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当することとなつた場合における当該清算部分対象外国関係法人と、当該清算外国金融関係法人の特例清算事業年度については、当該清算部分対象外国関係法人は部分対象外国関係法人とそれぞれみなして、この款の規定を適用する。

第四十条の七第九項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「第六項第八号」を「第八項第十号」に改め、同項第三号中「第六項第九号」を「第八項第九号」に改め、同項第四号中「第六項第十号」を「第八項第十号」に改め、同項第五号中「第六項第十一号」を「第八項第十一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」、「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、「」とする。」及び「当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人（以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（同項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額（同項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人のいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項（第九号又は第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外国関係法人は清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当しないものと推定する。

6　国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係法人の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該各事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項（第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定する。

第四十条の八第一項各号並びに第二項第一号並びに第二号イ及びロ中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第四十一条第一項中「以下この項、第十項、第二十項、第二十一項、第二十七項及び第三十五項」を「第十九項を除き、以下この条」に、「次条第三項第四号」を「次条第三項第三号」に、「。第三十五項」を「。第十七項及び第三十五項」に改め、「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が」を削り、「当該宅地建物取引業者」を「当該特定増改築等をした宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）」に、「この項、第三項、第五項、第六項、第九項から第十一項まで、第十五項から第十七項まで及び第三十一項、次条並びに第四十一条の二の二」を「同条まで」に改め、「、第六項及び第九項」を削り、「平成十九年一月一日から令和七年十二月三十一日まで」を「平成二十九年一月一日から令和十二年十二月三十一日まで」に、「次項から第十項まで、第十五項、第十八項、第二十三項及び第三十四項並びに」を「以下この条及び」に、「各年」を「適用年」に、「第十項、第十五項及び第十八項」を「第十一項及び第十四項」に、「年に限る。第四項第一号において「適用年」と」を「各年を」に改め、「合計所得金額」の下に「（以下この条において「合計所得金額」という。）」を加え、同項第二号中「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する」を削り、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「平成二十三年又は平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、「居住年が平成二十六年から令和三年までの各年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「平成二十四年、」及び「居住年が令和四年又は令和五年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「平成二十年又は平成二十五年から令和七年まで」を「平成二十九年から令和十二年まで」に、「平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「平成二十一年」を「平成二十九年」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「令和七年」を「令和十二年」に改め、同号を同項第二号とし、同条第五項中「第十六項及び第四十一条の三の二第十八項」を「第十二項」に改め、「（第四十一条の三の二第十八項において「新消費税法」という。）」を削り、同条第六項から第九項までを削り、同条第十項中「第十三項、第二十四項から第二十六項まで」を「第九項、第二十一項から第二十三項まで、第二十六項」に、「第十三項、第十八項及び第十九項」を「第九項、第十四項及び第十五項」に改め、「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が第一項の」を削り、「の当該」の下に「特定増改築等をした」を加え、「第十三項並びに」を「第九項並びに」に改め、「又は」の下に「既存認定住宅等の取得（」を加え、「（以下この項及び」を「をいう。次項及び第九項第二号ロ(2)において同じ。）(以下この項、第九項及び」に、「平成二十一年六月四日（第二号に掲げる家屋にあつては都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日とし、」を「平成二十九年一月一日（に、「とする。）から令和七年十二月三十一日」を「）から令和十二年十二月三十一日」に、「、第十二項及び第十四項」を「から第十項まで」に、「認定住宅等の新築等又は」を「認定住宅等の新築等若しくは」に改め、「ある場合」の下に「又は同日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年である場合」を加え、「第二十四項中」を「第二十一項中」に、「第十項に」を「第六項に」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「の第十項」を「の第六項」に、「第二十六項中」を「第二十三項中」に、「第二十八項中」を「第二十五項中「の同項」とあるのは「の第六項」と、「同項の規定は適用せず」とあるのは「第一項の規定は適用せず」と、第二十六項中「の同項」とあるのは「の第六項」と、「同項の」とあるのは「第一項の」と、第二十八項中「、「（第十項」を「（第六項」に改め、同項第三号中「第十三項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第四号中「及び第十三項第三号」を「、第九項第三号及び第四号並びに第二十五項」に改め、同項第六項とし、同条第十一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　居住年が平成二十九年から令和五年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　五千万円

イ　平成二十九年から令和三年までの各年　その居住に係る住宅の取得等が特定取得（第五項に規定する特定取得をいう。第五号イにおいて同じ。）に該当するものである場合

ロ　令和四年又は令和五年　その居住に係る家屋が認定住宅（前項第一号又は第二号に掲げる家屋をいう。以下この項並びに第九項第一号及び第二号ロ(2)において同じ。）であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

二　居住年が令和四年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　四千五百万円

イ　令和四年又は令和五年　その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ　令和六年から令和十二年までの各年　その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

第四十一条第十一項第三号中「平成二十四年、」及び「居住年が令和四年又は令和五年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四　居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　三千五百万円

イ　令和六年又は令和七年　その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ　令和八年から令和十二年までの各年　次に掲げる場合

(1)　その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

(2)　その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

五　居住年が平成二十九年から令和七年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　三千万円

イ　平成二十九年から令和三年までの各年　その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものである場合

ロ　令和四年又は令和五年　その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

ハ　令和六年又は令和七年　次に掲げる場合

(1)　その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合

(2)　その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

第四十一条第十一項に次の一号を加える。

六　居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合に限る。）　二千万円

第四十一条第十一項を同条第七項とし、同条第十二項中「第十項」を「第六項」に改め、「、居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年である場合には一・二パーセントとし」を削り、「平成二十四年」を「平成二十九年」に、「令和七年」を「令和十二年」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第十項」を「第六項」に、「又は買取再販認定住宅等の取得」を「若しくは買取再販認定住宅等の取得」に、「第二十一項」を「第十八項」に改め、「供した場合」の下に「又は認定住宅等の新築取得等をした認定住宅等（第十八項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を除く。）を令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところにより当該特例対象個人の居住の用に供した場合」を加え、「第十一項」を「第七項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合に限る。）　五千万円

二　居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　四千五百万円

イ　令和六年又は令和七年　その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ　令和八年から令和十二年までの各年　次に掲げる場合

(1)　その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

(2)　その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

三　居住年が令和六年又は令和七年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合に限る。）　四千万円

四　居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合に限る。）　三千万円

第四十一条第十三項を同条第九項とし、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項中「当該増改築等に係る第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき、同条第一項、第五項又は第八項の規定によりこの条の規定の適用を受けた場合を除く。」を削り、「第十八項」を「第十四項」に、「第二十四項」を「第二十一項」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「第二十六項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十一項」に、「第十九項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項中「第十項」を「第六項」に、「第十五項」を「第十一項」に、「第二十四項」を「第二十一項」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「第二十六項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項を同条第十五項とし、同条第二十項中「から第十九項まで」を加え、「（次項」を「（第二十五項及び第二十六項」に改め、同項ただし書中「所得税法第二条第一項第三十号の」を削り、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　個人が、国内において、特例買取再販住宅の取得（建築後使用されたことのある小規模居住用家屋で耐震基準に適合するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特例既存住宅」という。）のうち特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該特定増改築等をした宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項において同じ。）、特例既存住宅の取得（特例買取再販住宅の取得を除く。以下この項において同じ。）又は第一項に規定するその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの特例増改築等をした場合には、当該特例買取再販住宅の取得は同項に規定する買取再販住宅の取得に該当するものと、当該特例既存住宅の取得は同項に規定する既存住宅の取得に該当するものと、当該特例増改築等は同項に規定する増改築等に該当するものと、当該特例既存住宅は同項に規定する既存住宅と、当該特例増改築等をした家屋（当該特例増改築等に係る部分に限る。）は同項に規定する増改築等をした家屋とそれぞれみなして、同項、第三十一項及び第三十四項の規定を適用することができる。ただし、第一項に規定する適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

第四十一条第二十一項中「のうち令和七年十二月三十一日以前に建築確認を受けているもの」を削り、「新築又は」を「新築若しくは」に、「（以下この項において「特例認定住宅等の新築等」という。）」を「、特例買取再販認定住宅等の取得（特例認定住宅等である特例既存住宅のうち特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該特定増改築等をした宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項において同じ。）又は特例既存認定住宅等の取得（特例認定住宅等である特例既存住宅の取得で特例買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものをいう。）（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）」に、「特例認定住宅等の新築等は第十項」を「特例認定住宅等の新築取得等は第六項」に、「認定住宅等の新築等に」を「認定住宅等の新築取得等に」に、「第十一項第一号」を「第七項第一号ロ」に、「第十項第三号」を「第六項第三号」に改め、同項ただし書中「第十項」を「第六項」に改め、「所得税法第二条第一項第三十号の」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「第一項に」を「第一項、第六項、第十七項及び前項に」に、「は、同項に規定する」を「は、」に、「同項の」を「第一項の」に、「含む。）で当該工事」を「含む。以下この項において「増改築等工事」という。）であつて、当該増改築等工事」に、「工事の」を「増改築等工事の」に、「は、当該工事」を「は、当該増改築等工事」に改め、「ものであること」の下に「、当該増改築等工事をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を、「除く。）を」の下に「いい、第十七項に規定する特例増改築等とは、当該個人が所有している家屋につき行う増改築等工事であつて、当該増改築等工事に要した費用の額（当該増改築等工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該増改築等工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が百万円を超えるものであること、当該増改築等工事をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（同条第一項から第八項までの規定の適用を受けるものを除く。）を」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項を同条第二十四項とし、同項の次に次の三項を加える。

25　個人が、国内において、対象外エネルギー消費性能向上住宅（エネルギー消費性能向上住宅のうち、令和九年十二月三十一日以前に建築確認を受けたもの又は令和十年六月三十日以前に建築されたもの（以下この項において「対象エネルギー消費性能向上住宅」という。）以外のものをいう。以下この項において同じ。）の新築又は対象外エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象外エネルギー消費性能向上住宅を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については同項の規定は適用せず、個人が、国内において、対象エネ

ルギー消費性能向上住宅の新築又は対象エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象エネルギー消費性能向上住宅を同日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の第六項に規定する十年間の各年分の所得税については同項の規定は適用しない。

26　個人が、災害危険区域等（建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域（以下この項において「災害危険区域」という。）、地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域（以下この項において「地すべり防止区域」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域（以下この項において「急傾斜地崩壊危険区域」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域（以下この項において「土砂災害特別警戒区域」という。）又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域（以下この項において「浸水被害防止区域」という。）をいう。以下この項において同じ。）内において、第一項の居住用家屋若しくは第六項の認定住宅等の新築（特定建替えを除く。）をし、又はこれらの家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合におけるこれらの家屋（これらの家屋の一部が災害危険区域等内にある場合におけるこれらの家屋を含み、災害危険区域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。）内にあるこれらの家屋にあつては、これらの家屋の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をしたこれらの家屋に限る。以下この項において「居住用家屋等」という。）を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。ただし、当該居住用家屋等に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合は、この限りでない。

27　前項に規定する特定建替えとは、個人、当該個人の配偶者又は当該個人の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた家屋でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるもののうち政令で定めるものの建替えをいう。

第四十一条第二十八項中「第十項」を「第六項」に改め、同条第三十四項第一号中「第二十二項」を「第十九項」に改め、同条第三十五項中「第十五項」を「第十一項」に改める。

第四十一条の二第一項中「適用年（特例適用年。」を「適用年（」に、「、第十項、第十五項及び第十八項」を「、第十一項及び第十四項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「前条第十項」を「前条第六項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前条第十五項」を「前条第十一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前条第十八項」を「前条第十四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前条第十一項又は第十三項」を「前条第七項又は第九項」に、「同条第十二項」を「同条第八項」に、「同条第十一項又は第十三項」を「同条第七項又は第九項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第三項中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「平成二十六年から平成三十年までの各年」を「平成二十九年、平成三十年」に改め、同号を同項第一号とし、同項第二号を同項第二号とし、同項第三号を同項第三号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四　当該居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、認定住宅等借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるとき　認定住宅等借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

第四十一条の二第一項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、」を削り、「又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内」に改め、「当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十四年内とし、」を削り、「又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十二年内とする。」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十二年内」に改め、同条第二項中「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に、「又は同条第二十一項」を「（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等に」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等に」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第四項及び第七項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、」を削り、「又は同条第十五項若しくは第十八項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に、「には十一年内とする。」を「には、十一年内」に改め、同条第八項中「令和七年まで」を「令和十二年まで」に、「又は第四十一条第十五項若しくは第十八項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十二項」に改める。

第四十一条の三の二を次のように改める。

第四十一条の三の二　削除

第四十一条の三の十一第四項第六号中「掲げる金額」の下に「（同条第五項の規定の適用がある場合には、その適用がないものとして計算した金額）」を加える。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の八第一項に次の一号を加える。

五　低所得であるひとり親への就業の支援等の観点から給付される母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条第二号（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）に掲げる給付金の支給を受けていた者のうち財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金

第四十一条の十四第一項第二号中「同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は」を「第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産以外の同法第二条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は当該暗号等資産に係る」に改める。

第四十一条の十五の三第二項第一号中「十万円」を「十万五千円」に、「十四万円」を「十四万五千円」に改める。

第四十一条の十五の五第一項中「令和八年分」の下に「又は令和九年分」を、「令和八年」の下に「又は令和九年」を加え、同条第二項中「令和八年十二月三十一日」を「その年十二月三十一日」に、「年の」を「その年の」に改める。

第四十一条の十六の二の見出し中「令和七年分」を「令和八年分」に改め、同条第一項中「令和七年分以後」を「令和八年分以後」に、「(令和九年分」を「(令和十年分」に改め、同項第一号中「令和七年分及び令和八年分」を「令和八年分及び令和九年分」に改め、同号イ及びロを削り、同号ハ中「三百三十六万円を超え」を削り、「十万円」を「四十二万円」に改め、同号ハを同号イとし、同号ニを同号ロとし、同項第二号中「令和九年分」を「令和十年分」に改め、同条第二項中「令和七年分」を「令和八年分」に改め、同条第三項中「令和八年以後の各年」を「令和九年」に改め、「以下この項及び」及び「において、その年中に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額以下であるとき」を削り、「十万五千円」を「十一万円」に、「十万円」を「十万五千円」に、「十三万円」を「十四万円」に、「十四万五千円」に、「十七万五千円」を「十八万円」に改め、同条第四項中「令和八年」を「令和十年以後の各年」に改め、「前項に規定する」を削り、「を超える」を「以下である」に、「十万円」と、「十万円」を「十一万円」と、「十万五千円」に、「十二万五千円」を「十三万五千円」に、「所得税法」と、「十万円」を「所得税法」と、「十万五千円」に、「十四万円」を「十四万五千円」に、「十六万五千円」を「十七万五千円」に改める。

第四十一条の十七第一項中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「、同項第四号」に、「一般用医薬品を」を「一般用医薬品及び薬局製造販売医薬品（同法第二条第十七項第三号に掲げる医薬品をいう。第一号において同じ。）を」に、「第三項まで」を「この項及び次項」に、「平成二十九年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間」を「次の各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内」に、「平成二十九年から令和八年まで」を「租税特別措置法第四十一条の十七第一項各号（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に掲げる同項に規定する特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内」に、「租税特別措置法第四十一条の十七第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次項第一号に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいう。次項において同じ。）である一般用医薬品等（薬局製造販売医薬品を除く。）に係る特定一般用医薬品等購入費　平成二十九年一月一日以後の期間

二　前号に掲げる特定一般用医薬品等購入費以外の特定一般用医薬品等購入費　平成二十九年一月一日から令和十三年十二月三十一日までの期間

第四十一条の十七第二項中「（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項に次の一号を加える。

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして政令で定めるもの

第四十一条の十七第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十一条の十八の三第一項第二号中「学生等」を「学生」に改める。

第四十一条の十八の四第一項第四号及び第五号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十九第一項中「三億三千万円」を「一億六千五百万円」に、「百分の二十二・五」を「百分の三十」に改め、同条第二項第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第七号中「の規定」を「及び第三十七条の十四第十項の規定」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

第四十一条の十九第四項中「金額」の下に「若しくは第三十七条の十四第十項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額」を加え、「第二項並びに」を「第二項、」に、「第二項の」を「第二項並びに第三十七条の十四第十項及び第十一項の」に改める。

第四十一条の十九の二第一項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「次条第四項及び第八項」を「次条第四項、第八項及び第十三項」に、「第六項及び第八項」を「第六項、第八項及び第十三項」に、「同項」を「同条第八項」に改める。

第四十一条の十九の三第一項中「第四十一条の三の二第一項に規定する特定個人」を「個人で、年齢五十歳以上である者、介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定（以下この項において「要介護認定」という。）を受けている者、同条第二項に規定する要支援認定（以下この項において「要支援認定」という。）を受けている者、所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者（以下この項において「障害者」という。）に該当する者又は当該個人の親族（当該親族が、年齢六十五歳以上である者、要介護認定を受けている者、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者（第十七項及び第十八項において「高齢者等」という。）である場合に限る。）と同居を常況としている者」に、「同項に規定する居住用の家屋」を「居住の用に供する家屋で政令で定めるもの」に、「及び第八項」を「、第八項及び第十項」に改め、「こと」の下に「、当該高齢者等居住改修工事等をした家屋が居住用家屋（第四十一条第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）に該当するものであること」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「金額。以下この項及び第五項から第八項まで」を「金額。以下この項、第五項から第八項まで及び第十一項」に改め、「こと」の下に「、当該一般断熱改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「限る。以下この項及び第五項から第八項まで」を「限る。以下この項、第五項から第八項まで、第十一項、第十四項及び第十五項」に、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第十一項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同条第三項中「及び第八項」を「、第八項及び第十二項」に改め、「こと」の下に「、当該多世帯同居改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること」の下に「、当該住宅耐震改修をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「及び第八項」を「、第八項、第十三項及び第十五項」に改め、「金額。以下第八項まで」の下に「及び第十三項を、」が五十万円を超えるものであること」の下に「、当該耐久性向上改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を、「限る。以下第八項まで」の下に「及び第十三項から第十五項まで」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第五項及び第六項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第十一項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同条第七項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第九項」に、「及び次項」を「、次項及び第十六項」に改め、「こと」の下に「、当該子育て対応改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同項第一号ハ、第三号イ及び第四号イ中「第十一項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同条第九項中「合計所得金額」の下に「(以下この条において「合計所得金額」という。)」を加え、同条第二十三項を同条第三十一項とし、同条第

を八項ずつ繰り下げ、同条第十九項中「次条第五項」を「次条第六項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十八項中「の前年分」を「の前年以前三年内の各年分」に改め、同項ただし書中「前年分」を「各年分」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項を同条第二十五項とし、同条第十六項を同条第二十四項とし、同条第十五項を同条第二十三項とし、同条第十四項中「第七項」の下に「及び第十六項」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十三項中「第四項」の下に「及び第十三項」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十二項中「第三項」の下に「及び第十二項」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十一項中「第二項」の下に「及び第十一項」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十項中「に規定する高齢者等居住改修工事等」を「及び第十項に規定する高齢者等居住改修工事等」に改め、「第四十一条の三の二第一項に規定する」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第九項の次に次の八項を加える。

10　特定個人が、当該特定個人の所有する居住用の家屋について特例対象高齢者等居住改修工事等（高齢者等居住改修工事等のうち、標準的費用額が五十万円を超えるものであること、高齢者等居住改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋（第四十一条第十六項に規定する小規模居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。）をした場合には、当該特例対象高齢者等居住改修工事等は対象高齢者等居住改修工事等とみなして、第一項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該特定個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

11　個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について特例対象一般断熱改修工事等（一般断熱改修工事等のうち、断熱改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、一般断熱改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項、第十四項及び第十五項において同じ。）をした場合には、当該特例対象一般断熱改修工事等は対象一般断熱改修工事等とみなして、第二項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

12　個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について特例対象多世帯同居改修工事等（多世帯同居改修工事等のうち、多世帯同居改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、多世帯同居改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。）をした場合には、当該特例対象多世帯同居改修工事等は対象多世帯同居改修工事等とみなして、第三項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

13　個人が、特例対象住宅耐震改修（住宅耐震改修のうち、耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、住宅耐震改修をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項及び第十五項において同じ。）と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について特例対象耐久性向上改修工事等（耐久性向上改修工事等のうち、耐久性向上改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、耐久性向上改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下同項までにおいて同じ。）をした場合には、当該特例対象住宅耐震改修は対象住宅耐震改修と、当該特例対象耐久性向上改修工事等は対象耐久性向上改修工事等とそれぞれみなして、第四項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

14　個人が、特例対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について特例対象耐久性向上改修工事等をした場合には、当該特例対象一般断熱改修工事等は対象一般断熱改修工事等と、当該特例対象耐久性向上改修工事等は対象耐久性向上改修工事等とそれぞれみなして、第五項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

15　個人が、特例対象住宅耐震改修及び特例対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について特例対象耐久性向上改修工事等をした場合には、当該特例対象住宅耐震改修は対象住宅耐震改修と、当該特例対象一般断熱改修工事等は対象一般断熱改修工事等と、当該特例対象耐久性向上改修工事等は対象耐久性向上改修工事等とそれぞれみなして、第六項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

16　特例対象個人が、当該特例対象個人の所有する居住用の家屋について特例対象子育て対応改修工事等（子育て対応改修工事等のうち、子育て対応改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、子育て対応改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。）をした場合には、当該特例対象子育て対応改修工事等は対象子育て対応改修工事等とみなして、第七項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該特例対象個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

17　第一項の個人の年齢が五十歳以上であるかどうか又は同項の個人の親族の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定は、当該個人の居住の用に供した日の属する年の十二月三十一日（これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下この項において同じ。）の年齢によるものとし、第一項の個人が高齢者等と同居を常況としているかどうかの判定は、当該個人の居住の用に供した日の属する年の十二月三十一日の現況によるものとする。

第四十一条の十九の四第一項中「第四十一条第十項第一号」を「第四十一条第六項第一号」に、「この項及び第五項に」を「この項及び第五項に」に、「第五項」を「第五項及び第六項」に、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項の規定による修正申告書及び」を「第十四項の規定による修正申告書及び」に改め、同項第一号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第二号中「で第十三項」を「で第十四項」に、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第九項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　個人が、災害危険区域等（建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域（以下この項において「災害危険区域」という。）、地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域（以下この項において「地すべり防止区域」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域（以下この項において「急傾斜地崩壊危険区域」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域（以下この項において「土砂災害特別警戒区域」という。）又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域（以下この項において「浸水被害防止区域」という。）をいう。以下この項において同じ。）内において、認定住宅等の新築（第四十一条第二十七項に規定する特定建替えを除く。）をし、又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合に

おける当該認定住宅等（当該認定住宅等の一部が災害危険区域等内にある場合における当該認定住宅等を含み、災害危険区域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。）内にある認定住宅等にあつては、当該認定住宅等の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をした認定住宅等に限る。以下この項において同じ。）を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同項及び第二項の規定は、適用しない。ただし、当該認定住宅等に係る建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けた時において、当該認定住宅等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合は、この限りでない。

第四十一条の二十一第一項第三号中「が百分の二十五」を「（第五項及び第九項において「投資組合財産持分割合」という。）が百分の二十五（当該投資組合契約において、当該投資組合契約によつて成立する投資組合にその有限責任組合員若しくは無限責任組合員又はこれらの者が指名する者から構成される合議体のうち政令で定めるものを設置する旨が定められている場合には、百分の五十）」に改め、同項第五号を削り、同条第五項中「名称及び」を「名称、」に改め、「同じ。」の下に「及び投資組合財産持分割合」を加え、同条第九項中「内容の変更」の下に「又は投資組合財産持分割合の変更（第一項第三号に規定する政令で定める合議体を設置する旨の投資組合契約の内容の変更をした場合における当該変更後最初に投資組合財産持分割合を百分の二十五以上とするものに限る。）」を、「おける当該」の下に「投資組合契約の内容の変更又は投資組合財産持分割合の」を加え、同項各号中「及び住所」を「、住所及び投資組合財産持分割合」に改め、同条第十四項各号を次のように改める。

一　所得税法第百六十六条の規定の適用については、同条中「内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十一第二項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）に該当するものを含む。第百四十八条第一項」とする。

二　所得税法第百六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十一第二項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

第四十二条の二第二項第二号中「第四十条の四第五項」を「第四十条の四第七項」に、「第十項」を「第十二項」に、「第六十六条の六第五項」を「第六十六条の六第七項」に改め、同条第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第一項及び第三項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に、「又は」を「、第三十八条の二第四項又は」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、「第三十七条の十四の二第二十七項」の下に「、第三十七条の十四第四項」を加え、「第三十七条の十四第四十一項」を「第三十七条の十四第四十項から第五十項まで」に改め、「第三十六項まで」の下に「、第三十八条の二第五項から第九項まで」を加える。

第四十二条の三第三項及び第五項中「第三十一条の二第八項」を「第三十一条の二第九項」に、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同条第六項第二号中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、「第三十七条の十四の二第二十七項に規定する報告書」の下に「、第三十八条の二第四項に規定する報告書」を加え、同項第三号中「報告書」を「報告書、第三十七条の十四第四十三項に規定する報告書」に改め、「第三十七条の十一の三第九項」の下に「、第三十七条の十四第四十三項」を加え、同項第四号中「、同条第九項ただし書」の下に「、第三十七条の十四第四十三項ただし書」を加え、「報告書」を「報告書、第三十七条の十四第四十三項ただし書に規定する報告書」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第三十七項」を「第三十七条の十四第四十六項」に改め、「第三十七条の十四の二第三十二項」の下に「、第三十八条の二第五項」を加える。

第四十二条の四第一項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　増減試験研究費割合が百分の三を超える場合（第三号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

二　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第四十二条の四第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次号に掲げる事業年度以外の事業年度」を「令和九年四月一日前に開始する事業年度（第三号に掲げる事業年度を除く。）」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「（ハに」を「（ニに」に改め、同号ロ中「が百分の十二」を「が零以上であり百分の十二に」、「（八に」を「（ニに」に改め、「当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　増減試験研究費割合が零に満たない場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、その満たない部分の割合に三十分の八・五を乗じて計算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第四十二条の四第二項第二号中「試験研究費の額」を「控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「ハまで」を「ニまで」に改め、「割合」の下に「（当該事業年度が令和九年四月一日前に開始する事業年度である場合には、第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める割合）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和九年四月一日以後に開始する事業年度（次号に掲げる事業年度を除く。）　当該事業年度の控除対象試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の十五を超える場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の十一・五に、当該増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

ロ　増減試験研究費割合が百分の三を超え百分の十五以下である場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

ハ　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

ニ　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

第四十二条の四第三項第二号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「イ及び」を「イに掲げる事業年度がイ(1)及び」に、「事業年度にあつては、イに」を「場合にはイ(1)に」に、「割合」を「割合とし、ロに掲げる事業年度がロ(1)及びハに掲げる事業年度のいずれにも該当する場合にはロ(1)に定める割合とハに定める割合とのうちいずれか高い割合とする。）」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　令和九年四月一日前に開始する事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(1)　増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度　当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

(2)　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度（ハに掲げる事業年度を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

ロ　令和九年四月一日以後に開始する事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(1)　増減試験研究費割合が百分の七を超える事業年度　当該増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

(2)　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える事業年度（ハに掲げる事業年度を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

第四十二条の四第四項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において当該法人の試験研究費の額がその比較試験研究費の額を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額（当該事業年度において第四項の規定の適用を受ける場合には、当該法人の同項に規定する中小企業者等控除上限額から、同項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第四十二条の四第八項中「又は第四項の規定の」を「、第四項又は前項の規定の」に改め、同項第一号中「又は第四項」を「、第四項又は前項」に、「第四項中」を「第四項及び前項中」に改め、同項第二号中「通算法人（」の下に「第十二号及び第十六号を除き、」を加え、「第十項」を「第十一項」に改め、同項第三号中「第十三項及び第十四項」を「以下この条」に改め、同号イ中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　合算増減試験研究費割合が百分の三を超える場合（(3)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

(2)　合算増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（(3)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第四十二条の四第八項第四号中「の他の事業年度の」の下に「控除対象試験研究費の額若しくは」を、「当初申告試験研究費の額又は」の下に「当初申告控除対象試験研究費の額若しくは」を、「又は当該他の事業年度の」の下に「控除対象試験研究費の額若しくは」を加え、同項第六号ロ中「第十八項」を「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項第七号中「第十一項」を「第十二項」に、「第十八項」を「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項第八号イ(1)中「(2)に掲げる事業年度以外の事業年度」を「令和九年四月一日前に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度とし、(3)に掲げる事業年度を除く。）」に改め、同号イ(1)(i)中「(iii)に」を「(iv)に」に改め、同号イ(1)(ii)中「が百分の十二」を「が零以上であり百分の十二」に、「(iii)に」を「(iv)に」に改め、「（当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）」を削り、同号イ(1)(iii)を同号イ(1)(iv)とし、同号イ(1)(ii)の次に次のように加える。

(iii)　合算増減試験研究費割合が零に満たない場合（(iv)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、その満たない部分の割合に三十分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第四十二条の四第八項第八号イ(2)(i)中「(1)(i)から(iii)まで」を「(2)(i)から(iv)まで」に改め、「割合」の下に「（当該事業年度が令和九年四月一日前に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）である場合には、(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める割合）」を加え、同号イ(2)を同号イ(3)とし、同号イ(1)の次に次のように加える。

(2)　令和九年四月一日以後に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には当該通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度とし、(3)に掲げる事業年度を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(i)　合算増減試験研究費割合が百分の十五を超える場合（(iv)に掲げる場合を除く。）　百分の十一・五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

(ii)　合算増減試験研究費割合が百分の三を超え百分の十五以下である場合（(iv)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

(iii)　合算増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（(iv)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

(iv)　当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である場合　百分の八・五

第四十二条の四第八項第九号イ(2)中「及び(iii)」を「及び(v)」に、「あつては、」を「あつては」に、「と(iii)」を「と(v)」に、「割合）」を「割合とし、(iii)及び(v)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(iii)に定める割合と(v)に定める割合とのうちいずれか高い割合とする。）」に改め、同号イ(2)(i)中「合算増減試験研究費割合が」を「令和九年四月一日前に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち合算増減試験研究費割合が」に改め、同号イ(2)(ii)中「合算増減試験研究費割合が」

場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち合算増減試験研究費割合が」に、「(iii)に」を「(v)に」に改め、同号イ(2)(iii)を同号イ(2)(v)とし、同号イ(2)(ii)の次に次のように加える。

(iii)　令和九年四月一日以後に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち合算増減試験研究費割合が百分の七を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。）　当該合算増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

(iv)　令和九年四月一日以後に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち合算増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに(v)に掲げる事業年度を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

第四十二条の四第八項に次の六号を加える。

十二　前項に規定する各事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合は、通算法人の繰越適用対象事業年度（当該通算法人の同項に規定する各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）をいう。以下この項及び第十項において同じ。）の試験研究費の額及び当該繰越適用対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この号及び第十項において「他の繰越通算法人」という。）の同日に終了する事業年度（第十項において「他の繰越適用対象事業年度」という。）の試験研究費の額の合計額が当該通算法人及び他の繰越通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額を超える場合とする。

十三　前号の通算法人の繰越適用対象事業年度における前項の繰越税額控除限度超過額は、イに掲げる金額（既に同項の規定により当該繰越適用対象事業年度前の各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）とロに掲げる金額との合計額とする。

イ　当該通算法人の当該繰越適用対象事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（第四項の規定の適用に係る適用対象事業年度に該当する事業年度に限る。以下この項において「超過額発生事業年度」という。）の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額（以下この項及び第十項において「通算繰越控除限度超過額」という。）に当該超過額発生事業年度に係る控除分配割合を乗じて計算した金額

(1)　第四項の規定の適用に係る第三号イに掲げる金額

(2)　第四項の規定の適用に係る第三号ロに掲げる金額

ロ　当該通算法人の第十九項第十号に規定する合計額

十四　前号の場合において、同号の通算法人の超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額が当初申告通算繰越控除限度超過額（当該超過額発生事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額として記載された金額をいう。）以上であるとき（当該超過額発生事業年度の同号イに掲げる金額（以下この項及び第十項において「通算繰越控除限度超過帰属額」という。）が当初申告通算繰越控除限度超過帰属額（当該確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。）と異なる場合に限る。）は、当初申告通算繰越控除限度超過帰属額を当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額とみなす。

十五　第十三号の場合において、同号の通算法人の超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額が当初申告通算繰越控除限度超過額（当該超過額発生事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額として記載された金額をいう。）に満たないとき（その満たない部分の金額が当初申告通算繰越控除限度超過帰属額（当該確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。）以下である場合に限る。）は、当初申告通算繰越控除限度超過帰属額からその満たない部分の金額を控除した金額を当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額とみなす。

十六　第十三号の場合において、同号の通算法人の超過額発生事業年度の当初申告通算繰越控除限度超過額（当該超過額発生事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額として記載された金額をいう。）（前号の規定により当該超過額発生事業年度又は当該超過額発生事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度（以下この号において「超過額発生事業年度等」という。）の通算繰越控除限度超過帰属額とみなされる金額がある場合には、前号の満たない部分の金額の合計額を控除した金額）が、第四号から第六号まで及び前二号の規定を適用しないものとして計算した場合における当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額を超えるときは、第十三号の規定の適用に係る通算繰越控除限度超過帰属額の計算については、第四号から第六号まで及び前二号の規定は、適用しない。この場合において、超過額発生事業年度等についてこの号の規定を適用して修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正がされた後における第十三号の規定の適用に係る通算繰越控除限度超過帰属額の計算に係る前二号の規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に記載された金額を確定申告書等に添付された書類に記載された金額とみなす。

十七　第十二号の通算法人の繰越適用対象事業年度の前項に規定する百分の二十五に相当する金額は、通算繰越控除上限額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。）とする。

イ　当該通算法人の当該繰越適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額（第九号ロに掲げる場合に該当する場合には、当該調整前法人税額に同号ロ(1)又は(2)に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める割合を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ　当該通算法人の当該繰越適用対象事業年度において第四項の規定により当該繰越適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額

第四十二条の四第九項中「試験研究費の額は」を「控除対象試験研究費の額は」に、「試験研究費の額を」を「控除対象試験研究費の額を」に改め、同条第十八項を削り、同条第十七項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第十二項又は第十四項」を「第十三項又は第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七号まで」の下に「及び第十四号から第十六号まで」を加え、「適用対象事業年度について」を「適用対象事業年度及び当該適用対象事業年度を同項第十三号イに規定する超過額発生事業年度とする同項第十二号に規定する繰越適用対象事業年度について」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十六項」に、「第十八項」を「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「税額控除可能額」の下に「又は同項第十七号に規定する通算繰越控除上限額」を加え、「同号ロに掲げる」を「同項第三号ロに掲げる金額又は

同項第十七号イに掲げる」に改め、「欠損金増加合計額」の下に「（同号に規定する通算繰越控除上限額の計算にあつては、当該欠損金増加合計額のうち当該通算法人等に帰せられる各欠損金増加額として政令で定めるところにより計算した金額）」を加え、同項第二号中「第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「試験研究費の額、当該適用対象事業年度の」の下に「控除対象試験研究費の額若しくは」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第八項の通算法人の繰越適用対象事業年度又は他の繰越通算法人の他の繰越適用対象事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額がある場合における当該通算法人の繰越適用対象事業年度に係る第七項の規定は、第二十二項の規定にかかわらず、当該通算法人及び当該他の繰越通算法人の全てにつき、それぞれ当該通算繰越控除限度超過帰属額が生じた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に通算繰越控除限度超過帰属額の明細書の添付がある場合で、かつ、当該通算法人の繰越適用対象事業年度の確定申告書等に同項に規定する書類並びに通算繰越控除限度超過額及び通算繰越控除限度超過帰属額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の四第十九項中「この条に」を「この条及び次条に」に改め、同項第一号中「含む」の下に「。第十四号において同じ」を加え、同項第二号イ中「この条」の下に「から第四十二条の五まで」を加え、「第四十二条の十一の三第二項、第四十二条の十二」を「第四十二条の十二第二項」に、「並びに」を「、第四十二条の十二の七第二項及び第三項並びに」に改め、同号ハ中「第九項」を「第十項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　控除対象試験研究費の額　試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ　国外委託試験研究に係る試験研究費の額の百分の五十（令和九年四月一日前に開始する事業年度（第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度）にあつては百分の七十とし、同月一日から令和十年三月三十一日までの期間内に開始する事業年度（同号の通算法人の適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の当該期間内に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度）にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

ロ　国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額

第四十二条の四第十九項第五号中「適用年度（」を「対象事業年度（第一項、第四項又は第七項に規定する事業年度（」に、「適用年度）」を「対象事業年度）をいう。以下この号において同じ。）」に、「から適用年度」を「から対象事業年度」に、「当該適用年度」を「当該対象事業年度」に、「同号」を「第八項第三号」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　繰越税額控除限度超過額　法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における第四項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第七項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第四十二条の四第十九項に次の一号を加える。

十四　国外委託試験研究　他の者に委託する試験研究のうち国外において行われる試験研究として政令で定めるものをいう。

第四十二条の四第二十一項中「、第四項及び第七項」を「及び第四項」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額、」を「控除対象試験研究費の額、試験研究費の額、」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額は」を「控除対象試験研究費の額又は特別試験研究費の額は」に、「試験研究費の額を」を「控除対象試験研究費の額を」に改め、同条第二十六項中「又は第四項」を「、第四項又は第七項」に改め、「（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）」及び「（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　第七項の規定は、第四項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第七項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の四の次に次の一条を加える。

（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の四の二　青色申告書を提出する法人の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、特別試験研究費の額（当該事業年度において前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。）がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該事業年度の控除対象特別試験研究費の額（当該事業年度において前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた控除対象特別試験研究費の額を除く。次号及び第三号において同じ。）のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二　当該事業年度の控除対象特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なもの又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

三　当該事業年度の控除対象特別試験研究費の額のうち前二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

2　前条第八項（第八号から第十号まで及び第十二号から第十七号までを除く。）、第九項及び第十一項から第十八項までの規定は、通算法人に係る前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第八項第一号	第一項、第四項又は前項	次条第一項
第一項中		同項中

| | | |

同日前に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同号に規定する適用対象事業年度）にあつては百分の七十とし、同月一日から令和十年三月三十一日までの期間内に開始する事業年度（前項において準用する同条第八項第三号の通算法人の前項において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の当該期間内に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同号に規定する適用対象事業年度）にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

ロ　国外委託試験研究以外の試験研究に係る特別試験研究費の額

4　第一項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる控除対象特別試験研究費の額、特別試験研究費の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる控除対象特別試験研究費の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象特別試験研究費の額を限度とする。

5　前条第二十三項及び第二十四項の規定は、第一項の規定又は第二項において準用する同条第十四項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第一項、第四項、第七項及び第十四項」とあるのは、「次条第一項及び同条第二項において準用する第十四項」と読み替えるものとする。

6　前条第二十五項及び第二十六項の規定は、第二項において準用する同条第八項第六号ロ又は第七号の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十五項中「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（一）とあるのは「第四十二条の四の二第二項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（一）と、「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号」とあるのは「第四十二条の四の二第二項において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号」と、同条第二十六項中「並びに」とあるのは「並びに次条第二項において準用する」と読み替えるものとする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第二項において準用する前条第八項第六号ロ又は第七号の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の五を次のように改める。

（重点産業技術試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の五　青色申告書を提出する法人で産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間（次項及び第三項第一号において「指定期間」という。）内に産業技術力強化法第二十二条第一項に規定する重点研究開発計画（以下この条において「重点研究開発計画」という。）について同項の認定（次項及び第五項において「認定」という。）を受けたものの当該認定に係る適用事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、重点産業技術試験研究費の額（当該適用事業年度において第四十二条の四第一項若しくは第四項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から控除する金額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額を除く。）がある場合には、当該法人の当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該適用事業年度の控除対象重点産業技術試験研究費の額（当該適用事業年度において第四十二条の四第一項若しくは第四項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた控除対象重点産業技術試験研究費の額を除く。）の百分の四十（当該適用事業年度の控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額が特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものにあつては、百分の五十）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

2　青色申告書を提出する法人で指定期間内に重点研究開発計画について認定を受けたものの当該認定に係る適用事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の試験研究費の額（第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）が当該適用事業年度開始の日の前日を含む事業年度（以下この項において「前事業年度」という。）の試験研究費の額（当該前事業年度の月数と当該適用事業年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用事業年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額）を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該適用事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十に相当する金額（当該適用事業年度において前項の規定により当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3　通算法人に係る前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　通算法人の前二項に規定する認定には当該通算法人の当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が指定期間内に重点研究開発計画について受けた第一項に規定する認定を含むものとし、当該通算法人の適用事業年度には当該通算法人の各事業年度のうち当該他の通算法人の第五項第一号に規定する適用期間内の日を含む事業年度を含むものとする。

二　第四十二条の四第八項（第八号から第十号までを除く。）及び第九項から第十八項までの規定は、通算法人に係る前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十二条の四第八項第一号	第一項、第四項又は前項に規定する事業年度	第四十二条の五第一項又は第二項に規定する適用事業年度
	第一項中「事業年度	同条第一項及び第二項中「適用事業年度
	「事業年度」と、第四項及び前項中「、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く	、「適用事業年度
第四十二条の四第八項第二号	第一項に規定する事業年度	第四十二条の五第一項に規定する適用事業年度
	事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る	適用事業年度終了の日に終了する事業年度に限る

試験研究費の額が	重点産業技術試験研究費の額（第四十二条の五第一項に規定する重点産業技術試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）が
第一項又は第四項の試験研究費の額	同項の重点産業技術試験研究費の額
第四十二条の四第八項第三号	第四十二条の五第一項の税額控除限度額
第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額	第四十二条の五第一項の税額控除限度額
第四十二条の四第八項第三号イ	控除対象試験研究費の額の
控除対象試験研究費の額の	控除対象重点産業技術試験研究費の額（第四十二条の五第一項に規定する控除対象重点産業技術試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）の
に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には、	重点産業技術試験研究費の額（当該控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額が第四十二条の五第四項第一号に規定する特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものを除く。）の百分の四十に相当する金額並びに
の百分の十二に相当する金額）	のうち当該控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額が同号に規定する特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものの百分の五十に相当する金額を合計した金額
第四十二条の四第八項第三号ロ	第四十二条の五第一項後段
百分の二十五	百分の十
第四十二条の四第八項第四号	第四十二条の五第一項後段
の試験研究費の額	の重点産業技術試験研究費の額
の控除対象試験研究費の額	の控除対象重点産業技術試験研究費の額
第四十二条の四第八項第七号	第四十二条の五第一項後段
百分の二十五	百分の十
第四十二条の四第八項第十一号	第四十二条の五第二項に規定する適用事業年度の試験研究費の額が同項に規定する前事業年度の試験研究費の額
第一項後段及び第四項後段	同項に規定する適用事業年度
第四十二条の四第八項第十二号	（以下この号及び第十項に
前項に規定する各事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額	
同項に規定する各事業年度	
（第十項に	

通算法人及び他の繰越通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額	通算法人の繰越適用対象事業年度開始の日の前日を含む事業年度の試験研究費の額（当該前日を含む事業年度の月数と当該繰越適用対象事業年度の月数とが異なる場合には、当該繰越適用対象事業年度の月数を乗じてこれを当該繰越適用対象事業年度の月数で除して計算した金額）の合計額
第四十二条の四第八項第十三号イ	第四十二条の五第一項
前項	第四十二条の五第二項
第四十二条の四第八項第十三号ロ	第四十二条の五第五項第五号
第十九項第十号	第四十二条の五第二項に規定する百分の二十五に相当する金額
第四十二条の四第八項第十七号イ	百分の二十五に相当する金額（第九号ロに掲げる場合に該当する場合には、当該調整前法人税額に同号ロ(1)又は(2)に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める割合を乗じて計算した金額を加算した金額）
第四十二条の四第八項第十七号ロ	第四十二条の五第一項
第四項	第四十二条の五第二項に規定する百分の十に相当する金額
第四十二条の四第九項	第四十二条の五第一項
の試験研究費の額	の重点産業技術試験研究費の額
係る第一項又は第四項	係る第四十二条の五第一項
第二十一項	同条第六項
、第一項又は第四項	、同条第一項
控除対象試験研究費の額	控除対象重点産業技術試験研究費の額

第四十二条の四第十項	第七項	第四十二条の五第二項	
第二十二項		同条第七項	
第四十二条の四第十一項	の試験研究費の額	の重点産業技術試験研究費の額	
	控除対象試験研究費の額	控除対象重点産業技術試験研究費の額	
第四十二条の四第十二項	）が第一項又は第四項	）が第四十二条の五第一項	
	これらの規定に規定する事業年度	同項に規定する適用事業年度	
	第一項又は第四項に規定する事業年度	同条第一項に規定する適用事業年度	
	第一項又は第四項の規定の適用を受けた	同条第一項の規定の適用を受けた	
第四十二条の四第十二項第一号	百分の二十五に相当する金額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）	百分の十に相当する金額	
第四十二条の四第十二項第二号	第一項の控除上限額又は第四項若しくは第七項の中小企業者等控除上限額	第四十二条の五第一項又は第二項に規定する百分の十に相当する金額	
第四十二条の四第十四項	の第一項又は第四項	の第四十二条の五第一項	
	これらの規定に規定する事業年度	同項に規定する適用事業年度	
	おける第一項又は第四項	おける同条第一項	
	（次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から	から	

前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　適用事業年度　重点研究開発計画について認定を受けた法人の適用期間（その認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（同日までにその認定が取り消された場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）をいう。）内の日を含む各事業年度をいう。

二　重点産業技術試験研究費の額　試験研究費の額のうち認定を受けた法人がその認定に係る産業技術力強化法第二十三条第二項に規定する認定重点研究開発計画（第四号において「認定重点研究開発計画」という。）に従つて実施した研究及び開発（同法第二十七条第一項に規定する研究及び開発をいう。同号において同じ。）に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

三　控除対象重点産業技術試験研究費の額　重点産業技術試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ　第四十二条の四第十九項第十四号に規定する国外委託試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額の百分の五十（令和九年四月一日前に開始する事業年度（第三項第二号において準用する同条第八項第三号の通算法人の第三項第二号において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同号に規定する適用対象事業年度（第三項第二号において準用する同条第八項第三号の通算法人の第三項第二号において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の当該期間内に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同号に規定する適用対象事業年度）にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

ロ　第四十二条の四第十九項第十四号に規定する国外委託試験研究以外の試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額

四　特別重点産業技術試験研究費の額　重点産業技術試験研究費の額のうち認定を受けた法人がその認定に係る認定重点研究開発計画に従つて実施した産業技術力強化法第二十九条第四項に規定する重点産業技術共同研究開発機関（以下この号において「重点産業技術共同研究開発機関」という。）と共同して行う研究及び開発又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する研究及び開発に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

五　繰越税額控除限度超過額　法人の当該適用事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該適用事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における第一項に規定する税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第二項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第一項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

7　第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた適用事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第二項の規定の適用を受けようとする適用事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

8　第四十二条の四第二十三項及び第二十四項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第三項第二号において準用する同条第十四項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第一項、第四項、第七項及び第十四項」とあるのは、「第四十二条の五第一項及び第二項並びに同条第三項第二号において準用する第十四項」と読み替えるものとする。

9　第四十二条の四第二十五項及び第二十六項の規定は、第三項第二号において準用する同条第八項第六号ロ又は第七号の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十五項中「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（一）とあるのは「第四十二条の五第三項第二号（重点産業技術試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（一）と、「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号二」とあるのは「第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号二」と、同条第二十六項中「並びに」とあるのは「並びに第四十二条の五第三項第二号において準用する」と読み替えるものとする。

10　第四項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における同項に規定する前事業年度の試験研究費の額の計算、第三項第二号において準用する第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第九項及び第四十二条の九第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十第一項中「令和八年三月三十一日までの期間」を「令和十年三月三十一日までの期間」に改め、同項第一号中「平成三十一年四月一日」を「令和八年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「平成三十一年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十五」に、「百分の二十五」を「百分の二十三」に改め、同条第二項第一号中「百分の十四」を「百分の十二」に、「百分の七」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十一第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十一の二第一項中「各事業年度」の下に「並びに第四十二条の十二の七第一項に規定する確認を受けた法人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日を含む各事業年度」を加え、同項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十二を削る。

第四十二条の十一の三第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「この項及び次項」を「この条」に、「同条第三項」を「同法第十七条の二第三項」に、「次項において「拡充型計画」を「第一号及び次項において「拡充型計画」に、「、同号」を「、同条第一項第二号」に、「含む。以下この項」を「含む。以下この項及び次項第一号」に、「でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「の取得等（取得又は建設をいい、取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。）に伴って行う改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。第一号において同じ。）のための工事による取得又は建設を含む。次項において同じ。）をして」に、「の百分の十五（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる特定建物等（改修のための工事により取得又は建設をしたものを除く。）　百分の十五（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資するものとして政令で定める要件を満たす場合には百分の二十とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次号及び次項各号において「移転型計画」という。）である場合には百分の二十五とする。）

イ　取得をした特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないもの

ロ　建設をした特定建物等

二　前号に掲げる特定建物等以外の特定建物等　百分の十（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の十五）

第四十二条の十一の三第二項中「でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「の取得等をして」に、「の百分の四（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる特定建物等　百分の四（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が同号に規定する政令で定める要件を満たす場合には百分の五とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には百分の七（当該特定建物等に係る特定業務施設が同号に規定する政令で定める要件を満たす場合には、百分の八）とする。）

二　前項第二号に掲げる特定建物等　百分の二（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）

第四十二条の十一の三第七項中「ほか、」の下に「第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人である場合における第四項に規定する離職者がいないかどうかの判定その他」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に、「第四十二条の十一の三第二項」を「第四十二条の十二第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする特定建物等に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日から第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日までの期間内において、これらの規定に規定する法人に離職者（当該法人の雇用者（次に掲げるものをいう。）であつた者で当該法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて雇用保険法第四条第二項に規定する離職をしたものをいう。）がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

一　法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。次号において同じ。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するもの

二　法人の使用人のうち高年齢被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者をいう。）に該当するもの

第四十二条の十一の三を第四十二条の十二とする。

第四十二条の十二の二第三項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「各事業年度」の下に「並びに第四十二条の十二の七第一項に規定する確認を受けた法人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日を含む各事業年度」を加え、同条第九項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十二の五第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける事業年度」を削り、「百分の三」を「百分の四」に、「同項に規定する」を「給与等の支給額の引上げの方針、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として」に、「から」を「（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から」に改め、「（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）」を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号」を「当該各号」に、「特定税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、同項第一号中「百分の四」を「百分の五」に、「百分の十五」を「百分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が百分の六以上である場合には、百分の十五）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）」を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号」を「当該各号」に、「第五項第十二号」を「第四項第十号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第七号を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第十一号」を「第九号」に改め、「他の者」の下に「（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　特定法人　常時使用する従業員の数が二千人以下の法人（当該法人及び当該法人との間に当該法人による法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が一万人を超えるものを除く。）をいう。

第四十二条の十二の五第五項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前項」を「前項第九号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、「又は第二項」を削り、「、第一項から第三項まで」を「、第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、「比較教育訓練費の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「第四項まで」を「第三項まで」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とする。

第四十二条の十二の六第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「並びに次条第一項に規定する確認を受けた法人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日を含む各事業年度」を加え、「百分の五十」を「百分の三十」に改め、同条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の十四」を「生産工程効率化等設備　次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の十

ロ　イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備　百分の五

第四十二条の十二の六第二項第二号を次のように改める。

二　中小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備　次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の八

ロ　イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備　百分の三

第四十二条の十二の六第二項第三号を削り、同条第十三項中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同条第十四項中「要件のいずれにも」を「要件のいずれかに」に、「前条第五項第一号」を「前条第四項第一号」に改め、同項第一号中「前条第五項第四号」を「前条第四項第五号」に、「同条第五項第五号」を「同条第四項第六号」に、「百分の一」を「百分の二」に改め、同条第十七項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の七　青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウエアで、産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定生産性向上設備等（その法人が経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に同条第二十項の確認を受けたものに限る。第三項及び第四項において「特定生産性向上設備等」という。）に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定機械装置等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合において、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、当該特定機械装置等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人が、特定機械装置等の取得等をする場合において、当該特定機械装置等についての前項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、当該特定機械装置等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供したときは、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の七（建物、建物附属設備及び構築物については、百分の四）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　青色申告書を提出する法人で指定期間内にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定に係る同法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応事業者（その同条第二項に規定する認定事業適応計画（同法第二十一条の二十第二項第三号に規定する国際経済事情激変事業適応に関するものに限る。以下この項及び次項において「認定国際経済事情激変事業適応計画」という。）に当該認定国際経済事情激変事業適応計画に従つて行う同号に規定する国際経済事情激変事業適応のための措置として特定生産性向上設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）であるものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くものとし、当該認定国際経済事情激変事業適応計画に係る同法第二十一条の二十二第三項第二号に規定する実施時期の初日を含む事業年度からこの項の規定の適用を受けようとする事業年度まで連続して当該認定国際経済事情激変事業適応計画に従つて同法第二十一条の二十第二項第三号に規定する国際経済事情激変事業適応を確実に実施していることその他の事項につき財務省令で定めるところにより証明がされた場合の各事業年度に限る。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額（同項の認定事業適応事業者の認定国際経済事情激変事業適応計画に記載された特定生産性向上設備等である特定機械装置等に係るものに限る。）のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6　第一項の規定は、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書（第八項各号に掲げる要件のいずれにも該当することにより同項の規定の適用がない場合には、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当することを明らかにする書類を含む。）の添付がある場合に限り、適用する。

7　第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類（次項各号に掲げる要件のいずれにも該当することにより同項の規定の適用がない場合には、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当することを明らかにする書類を含む。）の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第二項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。

8　第一項及び第二項の規定は、法人（第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等を除く。第一号及び第二号において同じ。）の次に掲げる要件のいずれかに該当しない事業年度（当該事業年度が第四十二条の十二の五第四項第一号に規定する設立事業年度（第一号ロ及び次項において「設立事業年度」という。）及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて、当該事業年度の所得の金額が当該事業年度の前事業年度の所得の金額以下である場合として政令で定める場合における当該事業年度を除く。）については、適用しない。

一　当該法人の第四十二条の十二の五第四項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額（第十二項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第四項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この号及び第十二項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の二）以上であること。

イ　当該事業年度終了の時において、当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該事業年度終了の時において当該法人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

ロ　当該事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて当該事業年度の前事業年度の所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該事業年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

二　イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の三十（前号イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十）に相当する金額を超えること。

イ　当該法人が当該事業年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

ロ　当該法人がその有する減価償却資産につき当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法人税法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額

9　前項に規定する合併等事業年度とは、同項に規定する法人が、合併、分割若しくは現物出資（分割又は現物出資にあつては、事業を移転するものに限る。以下この項において「合併等」という。）に係る合併法人、分割法人若しくは分割承継法人若しくは現物出資法人若しくは被現物出資法人であり、事業の譲渡若しくは譲受け（以下この項において「譲渡等」という。）に係る当該事業の移転をした法人若しくは当該事業の譲受けをした法人であり、又は特別の法律に基づく承継に係る被承継法人若しくは承継法人である場合その他政令で定める場合における当該合併等の日、当該譲渡等の日又は当該承継の日を含む事業年度その他政令で定める日を含む事業年度（当該法人の設立事業年度を除く。）をいう。

10　第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11　第四十二条の四第二十三項及び第二十四項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第一項、第四項、第七項及び第十四項」とあるのは、「第四十二条の十二の七第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

12　第五項から前項までに定めるもののほか、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における第八項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十三第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号中「の規定　同項」を「又は第七項の規定　それぞれ同条第四項」に改め、「控除した金額」の下に「又は同条第七項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同項第三号中「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第十四項（第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「同項に」を「第四十二条の四第十四項に」に、「特別研究税額控除限度額」を「計算した金額に相当する金額」に改め、同項第四号中「第四十二条の四第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を「第四十二条の四の二第一項」に、「同条第十三項」を「同項」に、「計算した金額に相当する金額」を「税額控除限度額」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　第四十二条の五第一項又は第二項の規定　それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第十号中「第四十二条の十一の三第二項」を「第四十二条の十二第二項」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号中「から第四項」を「から第三項」に改め、「に規定する特定税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第三項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「前条第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「前条第三項」を「第四十二条の十二の六第三項」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五の二　前条第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第十七号を同項第十六号とし、同条第二項中「適用される」の下に「第四十二条の四第七項、第四十二条の五第二項」を加え、「第四十二条の十二の五第四項又は前条第四項若しくは第七項」を「第四十二条の十二の五第三項、第四十二条の十二の六第四項若しくは第七項又は前条第三項」に改め、同条第三項中「して、」の下に「第四十二条の四第十九項第十号、第四十二条の五第五項第五号、」を加え、「第四十二条の十二の五第五項第十二号又は前条第五項若しくは第八項又は前条第四項」に改め、同条第五項中「令和九年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「、第三号」を「、第四号、第四号の二（第四十二条の五第一項に係る部分に限る。）」に、「第十五号」を「第十四号」に改め、「とき（」の下に「第一項第九号及び第十四号に掲げる規定にあつては当該要件のいずれかに該当しない場合とし、」を加え、「第四十二条の十二の五第五項第一号」を「第四十二条の十二の五第四項第一号」に、「第一号イ⑵」を「第一号ロ」に、「あつて、」を「あつて」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該法人の第四十二条の十二の五第四項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額（第七項第三号及び第九項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第四項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この条において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の二）以上であること。

イ　当該対象年度終了の時において、当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該対象年度終了の時において当該法人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

ロ　当該対象年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて当該対象年度の前事業年度の所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該対象年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

第四十二条の十三第五項第二号中「前号イ⑴及び⑵」を「前号イ及びロ」に改め、同条第七項中「の通算法人が同項第二号（同条第十八項」を「（第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号において準用する場合を含む。）の通算法人が第四十二条の四第八項第二号（第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「又は第三号」を「、第四号又は第四号の二（第四十二条の五第一項に係る部分に限る。）」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第五項第一号に掲げる要件は、当該通算法人及び当該通算法人の対象年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この号及び次号において「他の通算法人」という。）の継続雇用者給与等支給額の合計額から当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該合計額に対する割合が百分の一（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の二）以上であることとする。

イ　当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、当該対象年度終了の時において、資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、当該対象年度終了の時において常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

ロ　当該通算法人の対象年度が合併等事業年度（当該通算法人又は他の通算法人のいずれかが、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合におけるそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。ロ及び第五号において同じ。）に該当しない場合であつて当該対象年度の前事業年度及び当該対象年度終了の日に終了する他の通算法人の対象年度（同号において「他の対象年度」という。）の前事業年度の所得の金額の合計額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当する場合

⑴　分割又は現物出資（事業を移転するものに限る。⑴及び⑵において「分割等」という。）に係る分割法人又は現物出資法人である場合（当該分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該分割等の日

⑵　合併又は分割等に係る合併法人又は分割承継法人若しくは被現物出資法人である場合（当該分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該合併又は分割等の日

(3)　事業の譲渡をした法人である場合（当該事業の譲受けをした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該譲渡の日

(4)　事業の譲受けをした法人である場合（当該事業の移転をした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該譲受けの日

(5)　特別の法律に基づく承継に係る被承継法人である場合（当該承継に係る承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該承継の日

(6)　特別の法律に基づく承継に係る承継法人である場合（当該承継に係る被承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該承継の日

(7)　他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合（当該他の法人の設立の日に当該通算完全支配関係を有することとなつた場合を除く。）　その有することとなつた日

(8)　他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなつた場合　その有しないこととなつた日

第四十二条の十三第七項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「同項第一号イ(1)及び(2)」を「前号イ及びロ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同条第八項中「こと」の下に「（特定税額控除規定のうち第一項第九号及び第十四号に掲げる規定にあつては、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当すること）」を加え、「同項の」を「第五項の」に、「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、「第二十一項」の下に「、第四十二条の四の二第四項、第四十二条の五第六項」を加え、「前条第十二項」を「第四十二条の十二の六第十二項」に改め、同条第九項中「第七項第五号及び第六号に規定する」を「第七項第三号に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額の」に改める。

第四十二条の十四第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項の表の第六号を次のように改める。

六　第四十二条の十二第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額

第四十二条の十四第一項の表の第八号の上欄中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号の下欄中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同表に次の一号を加える。

十一　第四十二条の十二の七第二項の規定又は同条第三項の規定	百分の二十	同条第二項に規定する百分の二十に相当する金額

第四十二条の十四第四項中「除く」の下に「。以下この項において「五年内事業年度」という」を、「特別税額控除規定（」の下に「第四十二条の四第四項、第七項若しくは第十四項（同条第四項の規定の適用に係る部分に限る。）、第四十二条の五第一項若しくは第二項若しくは同条第三項第二号において準用する第四十二条の四第十四項」を加え、「第四十二条の十二の五第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二の六第三項」を「第四十二条の十二の五第二項若しくは第三項、第四十二条の十二の六第三項」に改め、「第七項」の下に「又は第四十二条の十二の七第二項若しくは第三項」を加え、「（以下この項において「失効事業年度」という。）」を削り、「当該各事業年度の」を「五年内事業年度の」に、「当該失効事業年度前の各事業年度において第一項の規定の適用があつた」を「次の各号に掲げる」に、「当該各事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額」を「当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　五年内事業年度における特別税額控除規定の適用について第一項の規定の適用があつた場合　当該五年内事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額

二　五年内事業年度又は当該五年内事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における第四十二条の四第四項又は第四十二条の五第一項の規定の適用について第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第四十二条の五第三項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用があつた場合　第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

第四十三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十四条の四第一項及び第二項並びに第四十六条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十八条から第五十二条までを次のように改める。

第四十八条から第五十二条まで　削除

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十一の三第一項」を「第四十二条の十二第一項」に、「若しくは」を「、第四十二条の十二の七第一項若しくは」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十一の三」を「第四十二条の十二」に、「又は」を「、第四十二条の十二の七又は」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改め、同条第二項中「、第四項又は第七項」を「若しくは第四項、第四十二条の四の二第一項又は第四十二条の五第一項」に改める。

第五十五条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第五十七条の四第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第六十二条の三第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第九項」を「第十項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二を同項第三号とし、同項第九号中「第二号の二」を「第三号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備を行う同条に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるもの（第五号、第六号、第八号又は前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十二条の三第四項第十号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業（同法第二条第一項第四号」を「マンション再生事業（同法第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業を」を「マンション再生事業を」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第十号」に改め、「）に対する土地等」の下に「（同法第五十五条第一項第二号に規定する隣接施行敷地権（以下この号において「隣接施行敷地権」という。）に係るもの及び同項第三号に規定する施行底地権に係るものを除く。）」を加え、「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第十一号」に、「施行マンションが」を「建替前マンション若しくは滅失したマンション（同項第一号に規定するマンションをいう。以下この号及び次号において同じ。）で同項第十三号に規定する再建敷地の上に存していたものが」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行マンションの」を「建替前マンション若しくは当該滅失したマンションの」に、「であるマンション建替事業」を「であるマンション再生事業」に、「同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地」を「隣接施行敷地権」に、「のマンション建替事業」を「のマンション再生事業」に、「（第六号」を「（第七号」に、「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二十四条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第百二十一条第一項第九号」を「第四条第二項第六号」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「第百十三条」を「第百七条」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画その他財務省令で定める計画」に、「同法第百九条第一項に規定する決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に改め、「の土地」の下に「又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地」を加え、「同法第二条第一項第一号に規定する」を削り、「、当該」を「、これらの」に改め、同項第十二号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第十三号及び第十四号中「第七項」を「第八項」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第十五号中「第七項」を「第八項」に、「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第十六号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同条第五項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第六項中「この項及び第十項」を「この条」に改め、同条第十五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第四項の場合において、法人が、同項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第四項の規定に該当する土地等の譲渡に該当しないものとみなす。

第六十三条第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号の二中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「同項」を「同法第七十九条第三項」に改める。

第六十五条第一項第四号中「第百十八条の二十五の三第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に改め、同項第六号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同項第十九号」を「同項第三十五号」に改め、同項第七号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第二十八号」に改め、同条第七項中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に、「第百十八条の二十五の二第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に改め、同条第九項、第十項及び第十四項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第六十五条の四第一項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「同条第二項第四号ロ」を「同条第二項第四号ハ」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項第二十二号の二中「決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第一号」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十八号」に、「第百十三条」を「第百七条」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画その他財務省令で定める計画」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、「）が」を「）又は同項第十九号に規定するマンション除却敷地売却事業（当該マンション除却敷地売却事業に係る財務省令で定める計画に、マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が」に、「第百二十四条第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第六十五条の七第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日（次の表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、令和十年三月三十一日）」に、「次の表」を「同表」に、「第一号」を「第二号」に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を削り、「同号の下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を加え、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同項の表の第一号の上欄中「イ又はロに掲げる区域にあつては、」、「平成二十六年四月一日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同欄のハを削り、同号の下欄中「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同表の第二号の下欄中「既成市街地等」を「次に掲げる区域」に改め、同欄に次のように加える。

イ　既成市街地等であつて、次に掲げる区域（当該区域が都市再開発法第二条の三第一項に規定する大都市の区域に該当する場合にあつては、当該大都市の区域に係る同項に規定する都市再開発の方針に定められた同項第二号に規定する地区の区域に該当するものに限る。）

(1)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項に規定する防災街区整備方針に定められた同項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域

(2)　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内の区域

(3)　都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域

ロ　既成市街地等であつて、被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

ハ　既成市街地等であつて、イ及びロに掲げる区域以外の区域

第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄中「、建物又は構築物」を「、建物（特定施設の用に供されるものに限る。）又は構築物（特定施設に係る事業の遂行上必要なものに限る。）」に改め、同表の第四号の上欄中「あつては、」の下に「その船舶に設置されている原動機の定格出力の合計が千五百キロワット以下のもの及び」を加える。

第六十五条の八第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日（前条第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、令和十年三月三十一日）」に、「前条第一項の表」を「第一号」を「第二号」に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を削り、「同号の下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を加え、「百分の七十」を「百分の六十」に改める。

第六十五条の九中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日（第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、令和十年三月三十一日）」に、「第六十五条の七第一項の表」を「同表」に改める。

第六十六条の五の二第七項及び第六十六条の五の三第二項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第六十六条の六第一項第一号イ及び第二項第二号イ(2)中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に改め、同号イ(4)中「第六項」を「第八項」に改め、同号ロ中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「総資産額に対する第八項第一号」を「、総資産額に対する第十項第一号」に改め、「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を削り、「。同項」を「。第八項」に改め、同項に次の三号を加える。

八　清算部分対象外国関係会社　解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいう。

九　清算外国金融子会社等　解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいう。

十　特例清算事業年度　清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等が最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなつた事業年度終了の日から同日以後三年を経過した日（当該清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過した日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過した日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度をいう。

第六十六条の六第十五項を同条第十八項とし、同条第十二項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「前項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　第一項各号に掲げる内国法人に係る外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当することとなつた場合における当該清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等の特例清算事業年度については、当該清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、当該清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、この款の規定を適用する。

第六十六条の六第九項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「第六項第八号」を「第八項第八号」に改め、同項第三号中「第六項第九号」を「第八項第九号」に改め、同項第四号中「第六項第十号」を「第八項第十号」に改め、同項第五号中「第六項第十一号」を「第八項第十一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」、「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、ロ）とする。」及び「（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社（以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（次項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額（次項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係会社の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該各事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項（第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定する。

第六十六条の七第一項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第二項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第四項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同条第六項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第九項中「第四十二条の四の二第五項、第四十二条の五第八項、第四十二条の六第九項」に、「第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項」を「第四十二条の十二第七項」に、「第四十二条の十二の五第十項又は」を「第四十二条の十二の五第九項」に、「において」を「又は第四十二条の十二の七第十一項において」に、「含む」を「含む。以下この項において同じ」に改める。

第六十六条の八第四項各号並びに第十項第一号並びに第二号イ及びロ中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第六十六条の九の二第一項及び第二項第三号イ⑵中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に改め、同号イ⑷中「第六項」を「第八項」に改め、同号ロ中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「総資産額に対する第八項第一号」を「、総資産額に対する第十項第一号」に改め、「とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を削り、「。同項」を「。第八項」に改め、同項に次の三号を加える。

九　清算部分対象外国関係法人　解散した外国関係法人のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係法人に該当していたものをいう。

十　清算外国金融関係法人　解散した外国関係法人のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融関係法人に該当していたものをいう。

十一　特例清算事業年度　清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人が最初に部分対象外国関係法人又は外国金融関係法人に該当しないこととなつた事業年度終了の日から同日以後三年を経過した日（当該清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過した日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過した日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度をいう。

第六十六条の九の二第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第六項、第八項及び前二項」を「第八項、第十項及び前三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項第一号中「前項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当することとなつた場合における当該清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人の特例清算事業年度については、当該清算部分対象外国関係法人は部分対象外国関係法人と、当該清算外国金融関係法人はそれぞれみなして、この款の規定を適用する。

第六十六条の九の二第九項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「第六項第八号」を「第八項第九号」に改め、同項第三号中「第六項第九号」を「第八項第十号」に改め、同項第四号中「第六項第十号」を「第八項第十一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、「）とする。」及び「（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人（以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（同項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額（同項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人のいずれかに該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項（第九号又は第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外国関係法人は清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当しないものと推定する。

6　国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係法人の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該各事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項（第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定する。

第六十六条の九の三第一項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第二項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第三項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第五項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第八項中「第四十二条の四第二十二項」を「第四十二条の四第二十三項」に、「第四十二条の六第九項」を「第四十二条の四の二第五項、第四十二条の五第八項、第四十二条の六第九項」に、「第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項」を「第四十二条の十二第七項」に、「第四十二条の十二の五第十項又は」を「第四十二条の十二の五第九項」に、「において」を「又は第四十二条の十二の七第十一項において」に、「含む」を「含む。以下この項において同じ」に改める。

第六十六条の九の四第四項各号並びに第九項第一号並びに第二号イ及びロ中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第六十六条の十一の二を次のように改める。

第六十六条の十一の二　削除

第六十六条の十二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十三第一項中「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「第十三項」を「以下この項及び第十五項」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること又はその取得（購入による取得に限る。）により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるもの」を「次に掲げる株式のいずれかに該当するもの」に、「次の各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額」を「二百億円（当該特定株式が第一号に掲げる株式に該当する場合に

は、五十億円）」に、「当該金額」を「二百億円（当該特定株式が同号に掲げる株式に該当する場合には、五十億円）とする。」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該特定株式が第三号に掲げる株式に該当する場合には、百分の二十）」を加え、「特定株式の種類別」を「株式の種類別」に改め、同項各号を次のように改める。

一　資本金の額の増加に伴う払込みにより交付される株式

二　その取得（購入による取得に限る。次号において同じ。）により対象法人が当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる場合における当該株式

三　その取得の日から起算して三年を経過する日までに対象法人が当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれる場合における当該株式（前号に掲げる株式を除く。）

第六十六条の十三第二項第二号中「増資特定株式」を「同項第一号に掲げる株式に該当するもの（以下この条において「増資特定株式」という。）」に改め、同条第六項中「、第十一項及び第十五項」を「から第十三項まで及び第十七項」に改め、同条第九項中「及び第十五項」を「、第十一項及び第十七項」に改め、同条第十項中「当該特定株式の取得の日から起算して五年を経過した日を含む当該特定株式を発行した法人の法人税法第十三条第一項に規定する会計期間の末日が到来した」を「次の各号に掲げる事実が生じた」に、「五年経過特別勘定の金額」を「五年経過等特別勘定の金額」に、「当該末日」を「当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該特別勘定の金額に係る特定株式の取得の日から起算して五年を経過した日を含む当該特定株式を発行した法人の法人税法第十三条第一項に規定する会計期間の末日が到来したこと　当該末日

二　当該特別勘定の金額に係る特定株式の取得の日から起算して五年を経過する日以前に設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散したこと　その解散の日

第六十六条の十三第二十一項中「第十一項又は第十五項」を「第十三項又は第十七項」に、「第十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第十一項又は第十五項」を「第十三項又は第十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「前二項」を「同項及び前項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「前項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「次項」を「第十九項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　第十二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十六条の十三第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「、分割承継法人」を「（適格合併により当該特別勘定に係る特定株式の移転を受けるものに限る。）、分割承継法人」に改め、同項第一号中「（増資特定株式に限る。）」を削り、同項第二号中「合併により合併法人に前号に規定する特定株式を移転した」を「当該設定法人を被合併法人とする合併が行われた」に改め、「当該特定株式に係る」を削り、同項第三号中「前項」を「第十項」に改め、同項第四号中「増資特定株式に限る。）」を削り、同項第五号中「前項」を「第十項」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該特定株式が第一項第三号に掲げる株式に該当する場合には、百分の二十）」を加え、同項第八号中「増資特定株式を除く」を「次に掲げるものに限る」に、「場合を」を「場合及び当該設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を」に改め、同号に次のように加える。

イ　第一項第二号に掲げる株式に該当する特定株式

ロ　第一項第三号に掲げる株式に該当する特定株式（その取得の日から起算して三年を経過する日までに当該設定法人が当該特定株式を発行した法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなつた場合における当該特定株式に限る。）

第六十六条の十三第十一項第九号中「前二項」を「第九項から前項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人（以下この項において「設定法人」という。）の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定株式（第一項第三号に掲げる株式に該当するものに限る。）に係る特別勘定の金額のうちにその取得の日から起算して三年を経過する日が到来した特定株式に係るもの（以下この項において「三年経過特別勘定の金額」という。）がある場合（同日までに当該特定株式を発行した法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなつたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合を除く。）には、当該三年経過特別勘定の金額は、同日を含む当該設定法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第七項、第八項及び第十七項の規定は、適用しない。

12　第一項の特別勘定を設けている法人（以下この項において「設定法人」という。）の各事業年度（以下この項において「特定事業年度」という。）終了の日において、前事業年度から繰り越された特定株式（増資特定株式を除く。）に係る特別勘定の金額のうちに当該特定事業年度前に行われた当該設定法人を合併法人とする合併により解散した当該特定株式を発行した法人に係るものがある場合（当該合併の日を含む当該設定法人の事業年度（以下この項において「合併事業年度」という。）以前の各事業年度について、当該特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に限る。）には、当該特別勘定の金額については、当該合併事業年度終了の日における当該特別勘定の金額に当該特定事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該特定事業年度終了の日における当該特別勘定の金額を超える場合には、当該特別勘定の金額）に相当する金額を、当該特定事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項及び前三項の規定は、適用しない。

第六十七条の三第一項中「令和九年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「三十万円」を「四十万円」に改める。

第六十七条の十六第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条第二項、第百四十六条の二第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同法第百四十六条第二項の表第百二十三条第二号（青色申告の承認申請の却下）の項、第百四十六条の二第二項及び第百五十条の二第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六第一項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

第六十七条の十七第九項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二第一項中「令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの間」を「令和八年四月一日以後」に改める。

第六十八条の三の四第二項及び第四項中「及び第四項」を「、第四項及び第七項」に、「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の五第二項、第四十二条の六第三項」に改め、「第四十二条の十二」を削り、「並びに」を「、第四十二条の十二の七第三項及び第八項並びに」に改める。

第六十八条の五中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第七十条の二第二項第六号イ⑵中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

第七十条の二の二第四項中「おいて、」の下に「第一項に規定する期間内に、」を加え、「ついて第一項本文」を「ついて同項本文」に改める。

第七十条の六の八第二項第一号及び第七十条の六の十第二項第一号中「第二十五条の二第三項」を「第二十五条の二第四項」に改める。

第七十条の七の九第一項、第七十条の七の十第一項、第七十条の七の十一第二項、第七十条の七の十二第一項、第七十条の七の十三第一項及び第七十条の七の十四第一項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に改める。

第七十条の八第一項及び第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

第七十二条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第七十六条の見出し中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下この条において「円滑化法」という。）第二条第一項第十号」に、「施行者、同法」を「施行者、円滑化法」に、「の施行再建マンション」を「、第五号若しくは第八号の再生後マンション」に、「同項第五号」を「同項第十一号」に、「同法の」を「円滑化法の」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「同法第二条第一項第四号」を「円滑化法第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項ただし書中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「若しくは」を「又は」に、「同法第八十五条の差額又は同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地の価額に相当する金額」を「当該マンション再生事業が行われる前に当該土地について有していた権利の価額を超える部分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　円滑化法第五十五条第一項に規定する権利変換手続開始の登記

二　円滑化法第五条第一項に規定する組合が円滑化法第十五条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定により取得する円滑化法第七条第二号に規定する再生前マンションの円滑化法第二条第一項第三十号に規定する区分所有権（次項第一号及び第三項第一号において「区分所有権」という。）若しくは同条第一項第三十五号に規定する敷地利用権（次項第一号及び第三項第一号において「敷地利用権」という。）又は同条第一項第十三号に規定する再建敷地の円滑化法第五条第二項第二号に規定する敷地共有持分等（次項第一号において「敷地共有持分等」という。）の取得の登記

第七十六条第一項第三号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」及び「同法」を「円滑化法」に改め、同条第二項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百十六条に規定する組合が、」を「円滑化法第百九条に規定する組合が、」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号」を「円滑化法第四条第二項第七号に規定する売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は円滑化法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地の敷地共有持分等の取得の登記

二　円滑化法第百四十条第一項に規定する分配金取得手続開始の登記

三　円滑化法第百五十条第一項に規定する売却等マンション及びその敷地又は売却敷地に関する権利について必要な登記

第七十六条第三項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百六十四条」を「円滑化法第百六十四条」に、「、同法」を「、円滑化法」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号」を「円滑化法第二条第一項第二十八号」に改め、同項ただし書中「同法」を「円滑化法」に改め、同項各号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「円滑化法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　円滑化法第百六十三条の二に規定する組合が、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に、円滑化法第二条第一項第二十五号に規定するマンション除却事業に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一　円滑化法第百六十三条の二に規定する組合が円滑化法第百六十三条の十四第一項の規定により取得する円滑化法第二条第一項第二十六号に規定する除却マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記

二　円滑化法第百六十三条の三十三第一項に規定する補償金支払手続開始の登記

第七十七条及び第七十七条の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第八十条の二中「附則第八条第三項又は第二十六条第三項」を「第三十四条の九の二第三項」に、「附則第九条第三項又は第二十七条第三項」を「第三十四条の九の三第三項」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「規定する資金交付契約に関する」を「掲げる」に改め、同条ただし書を削る。

第八十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（診療所の用に供する建物を建築した場合の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第八十一条の二　診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者又は管理者が、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に同法第三十条の四第二項第九号イ⑵に掲げる区域のうち政令で定める区域において当該診療所の用に供する建物で政令で定めるものの建築又は取得をした場合には、当該建物の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

2　前項に規定する者が、同項に規定する期間内に同項の規定の適用を受ける建物の敷地の用に供する土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

第八十二条の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第八十三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に、「五年」を「七年」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の二を削り、第八十四条の二の三を第八十四条の二の二とする。

第八十四条の五の次に次の一条を加える。

（地盤の液状化により被害を受けた土地に係る所有権の移転登記の免税）

第八十四条の五の二　地盤の液状化により被害を受けた土地として政令で定めるものについて、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項（国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により定められた事業計画に基づく国土調査法第二条第五項に規定する地籍調査により作成された地図における当該土地の境界を当該土地の筆界（不動産登記法第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。）とするために国土調査法第二十条第三項の規定により分筆の登記がされた場合において、当該分筆後の土地に隣接する他の土地の所有権の登記名義人が当該分筆後の土地の所有権を取得したときは、当該分筆後の土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該分筆後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十六条の五第十三項中「を除く。）」とあるのは「である者（」に、「の初日において適格請求書発行事業者である場合又は当該課税期間における」とあるのは「における」と、「若しくは」とあるのは「又は」を「おいて適格請求書発行事業者若しくは」とあるのは「おいて」に改める。

第八十八条第一項中「この項に」を「この項及び次条に」に改める。

第八十八条の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「同法第二条第二項第一号イに掲げる」を削り、「同法第十一条第二項」を「同項」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削る。

第九十条の三の三第一項及び第九十条の三の四第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項中「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日まで」に改め、同項第四号イ(2)中「以上（令和七年四月三十日までの間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上）」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上（令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ハを削り、同号ニ(2)中「以上（」を「に百分の百五（」に、「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「百分の百十五）」に、「以上」を「以上」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第五号ロ及び第六号イ(2)中「以上（令和七年四月三十日までの間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上）」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ハ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニ(1)中「以下この条」を「第三項第三号ニ(1)」に改め、同号ニ(2)中「第三項第三号ハ(2)」を「第三項第三号ニ(2)」に、「以上（令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（同号ハ(2)及び第四項第三号ロ(2)において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上）」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同条第二項中「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日まで」に改め、同項第一号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ(2)中「に百分の九十五を乗じて得た数値」を削り、「以上」を「に百分の百十を乗じて得た数値以上）」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第二項第二号ロ(2)中「に百分の九十五を乗じて得た数値」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第三項中「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の九十（令和七年四月三十日までの間は、「百分の八十」）を「百分の九十五」に改め、同号ニ(2)中「に百分の九十五を乗じて得た数値」を削り、同号ニを同号ホとし、同号ハ(2)中「百分の九十（」を「百分の九十五（」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第二項第二号ロ(2)中「に百分の九十五を乗じて得た数値」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第三項中「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の九十（令和七年四月三十日までの間は、「百分の八十」）を「百分の九十五」に改め、同号ニ(2)中「に百分の九十五を乗じて得た数値」を削り、同号ニを同号ホとし、同号ハ(2)中「百分の九十（」を「百分の九十五（」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第三項中「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の九十（令和七年四月三十日までの間は、「百分の八十」）を「百分の九十五」に改め、同号ニ(2)中「に百分の九十五を乗じて得た数値」を削り、同号ニを同号ホとし、同号ハ(2)中「百分の九十（」を「百分の九十五（」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第二項第二号ロ(2)中「に百分の九十五を乗じて得た数値」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ

第九十条の十二第四項中「又は第九十条の十四第一項」を削り、「令和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間（第三号ロに掲げる検査自動車にあつては、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間）」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日までの間」に改め、同項第一号イ⑵中「百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十」を「百分の八十五（令和九年四月三十日までの間は、百分の八十」に改め、同号ハを削り、同号ロ⑵中「に百分の九十を乗じて得た数値」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

⑴　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

⑵　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号ロ中「百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十」を「百分の八十五（令和九年四月三十日までの間は、百分の八十」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　軽油自動車（乗用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

ロ　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五（令和九年四月三十日までの間は、百分の八十）を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第五項中「次の各号」を「同項第四号イ、第五号又は第六号イ」に、「当該各号に定める」を「エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上である」に改め、同項各号を削る。

第九十条の十三中「令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同条第一号イ及び第二号イ中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

第九十条の十四の見出し中「側方衝突警報装置等」を「衝突被害軽減制動制御装置」に、「貨物自動車」を「乗合自動車」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「貨物自動車」の下に「（被牽引自動車を除く。）」を加え、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの」に、「第一項又は第九十条の十二第二項若しくは」を「第九十条の十二第二項又は」に、「令和八年四月三十日」を「令和十年八月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十一条の三第二項中「学生等」を「学生」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三条第一項において同じ。）を提供させることを含む。）」に改める。

第三条第一項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。次項及び第三項において単に「電磁的記録提供命令」という。）」に改め、同条第二項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同条第三項中「よつてする」を「よる」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第九条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

11　第一項の郵便物を輸入する場合における消費税法第八条の二（特定少額資産の譲渡に係る輸入免税）の規定の適用については、同条第二項中「当該課税貨物の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書（同法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告貨物にあつては、同条第一項に規定する特例申告書）」とあるのは、「郵便に関する条約に基づき、差出人が当該課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書」とする。

第二十六条第一項中「」の規定（同法）を「」に、「の規定を除く」を「を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む）」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の二第一項中「、及び」を「及び」に、「とする」を「と、同条第六項中「社会保険料控除」とあるのは「社会保険料控除（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二の二第一項に規定する保険料に係るものを除く。）」とする」に改める。

第九条第一項中「第十条の三」の下に「から第十条の三の三まで」を加え、「第十三条第四項第二号」を「第十三条第五項第二号」に改める。

第十条の三第一項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、「記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項」を「電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。）をいう。以下この条、第十条の三の三」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電磁的記録を保管する者　次のイ又はロに掲げる方法

イ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ　電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二　電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）　同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

第十条の三第五項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「前項」を「第四項」に、「おいては」を「おいて」に、「裁判官」を「裁判官が許可状を発するときは、当該裁判官」に、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付」に、「裁判所名」を「裁判所名その他最高裁判所規則で定める事項」に、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該許可状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨

二　当該許可状が電磁的記録による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず国税庁、国税局又は税務署の当該職員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨

第十条の三第四項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

9　地方裁判所の裁判官は、第二項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならない。

第十条の三第三項中「の書面」を「に規定する相手国等の書面又は電磁的記録」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

6　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

第十条の三第二項中「前項」を「前二項」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき者」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

第十条の三の二第一項中「の書面」を「に規定する相手国等の書面又は電磁的記録」に、「交付」を「発付」に改め、同条第二項中「交付」を「発付」に改める。

第十条の三の三中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に改める。

第十条の四中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第十条の五第九項中「第十三条第四項第三号」を「第十三条第五項第三号」に改める。

第十一条第四項の表国税徴収法の項中

第七十九条第一項第一号	納付、充当、更正の取消	
第七十九条第二項第一号	納付、充当、更正の一部の取消	全額

を

第七十九条第一項第一号	納付、充当、更正の取消	
第七十九条第二項第一号	納付、充当、更正の一部の取消	全額
第七十九条第二項第四号イ	納付	

に、

租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付	滞納処分費の全額	
租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付	滞納処分費の全額	任意提供（租税条約等実施特例法第十一条第六項の規定による金銭又は証券の提供をいう。第四号イ及び第八十九条の三第二項第一号（換価執行決定の取消し）において同じ。）
租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付	滞納処分費の全額	任意提供（租税条約等実施特例法第十一条第六項の規定による金銭又は証券の提供をいう。第四号イ及び第八十九条の三第二項第一号（換価執行決定の取消し）において同じ。）
租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付	滞納処分費の全額	任意提供

」

「、領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第百二条の二第一項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める。

第十三条第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　共助対象者（第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同じ。）が、同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは国の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたとき。

二　正当な理由がなく、第十一条第四項において準用する国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定による命令に違反したとき。

第十三条第二項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項第一号又は前項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　正当な理由がなく、第十条の三第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十一条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の二」を「第四十一条」に改める。

第二条第三項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　減価償却資産　法人税法第二条第二十三号に規定する減価償却資産をいう。

第二条第三項第十四号中「第九号」を「第十号」に改める。

第十条を削る。

第十条の二第一項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）で」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（同表の第二号又は第三号の第一欄に掲げる個人にあっては機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるものとし、同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「特定機械装置等」という。）で」に、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を」を「特定機械装置等を」に、「の当該各号の第四欄に掲げる」を「第三項及び第九項に」に、「減価償却資産の償却費」を「特定機械装置等の償却費」に、「減価償却資産に」を「特定機械装置等に」に、「当該減価償却資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）」を「当該各号の第五欄に掲げる金額」に改め、同項の表中「資　産」を「特別償却限度額」に改め、同表の第一号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）」に改め、同表の第二号の第二欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「次に掲げる特定機械装置等の区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同欄に次のように加える。

イ　当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業（第三項第一号において「特定事業」という。）の用に供した特定機械装置等　その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）

ロ　イに掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額

第十条の二第二項中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第三項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」を「特定機械装置等」に、「の当該各号の第四欄に掲げる」を「の当該」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額」を「に次の各号に掲げる当該特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項の表の第一号若しくは第二号の第四欄に掲げる事業又は特定事業の用に供した特定機械装置等　百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

第十条の二第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下第十一条までにおいて同じ。）」を加え、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該特定機械装置等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された当該特定機械装置等の取得価額を限度とする。

第十条の二第九項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10　税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前三項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び第七項の明細書又は前二項の明細を記載した書類の提出があった場合に限り、第一項から第四項までの規定を適用することができる。

第十条の二を第十条とする。

第十条の二の二第七項中「前二条の」を「前条の規定その他これに類する減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める」に改め、同条第八項中「第十条第七項」を「前条第七項」に改め、同条第九項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同条を第十条の二とする。

第十条の三を削る。

第十条の三の二第一項中「いう。以下この項」の下に「及び第四項」を、「第十条」の下に「から第十条の二の二まで」を加え、同項の表の第二号の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同表の第三号の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第四欄中「百分の十五」を「次に掲げる当該給与等の額の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同欄に次のように加える。

イ　当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業を行う事業所に勤務する雇用者に対して支給する給与等の額　百分の十五

ロ　イに掲げる給与等の額以外の給与等の額　百分の九

第十条の三の二第三項中「第十条から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二条の規定

二　租税特別措置法第十条の五の四の規定

三　前二号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十条の三の二第四項を次のように改める。

4　第一項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が控除対象雇用者（同項の表の各号の第三欄に掲げる雇用者をいう。）に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる給与等の額は、確定申告書に添付された書類に記載された給与等の額を限度とする。

第十条の三の二第五項中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合、前項の明細を記載した書類の添付がない確定申告書の提出があった場合又は同項の控除対象雇用者に該当することを明らかにする書類の保存がない場合においても、その提出、添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十条の三を第十条の三の三とする。

第十条の三の三第二項中「第十条から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前三条の規定

二　租税特別措置法第十条の五の四の規定

三　前二号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十条の三の三第三項中「第十条の三第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「第十条の三の三第一項」を「第十条の三の二第一項」に改め、同条を第十条の三の二とする。

第十条の四第一項中「、第十条の二の二第三項及び第四項」を削り、「前三条の規定」を「前二条の規定その他所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の」を削り、「第十条の三の三第一項の規定を」を「第十条の四第一項に規定する政令で定める規定を」に改め、「とし、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあってはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を削り、「震災特例法第十条の三の三第一項の規定にあっては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を「当該政令で定める規定にあっては当該各号に定める金額に類する金額として政令で定める金額」に、「震災特例法第十条第三項又は第四項の規定の」を「当該政令で定める規定の」に、「同条第三項に規定する事業所得等に係る所得税額」を「調整前事業所得税額に類する金額として政令で定める金額」に、「、第十条の二第四項又は第十条の二の二第四項」を「又は第十条の二第四項」に、「に限り」を「該当するものその他これ」に、「又は」を「該当するもの、」に、「、第十条の二第五項若しくは第十条の二の二第五項」を「又は第十条の二第五項」に、「ものに限り」を「ものその他これらの金額」に改める。

第十条の五を削る。

第十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「第三項まで」を「この条」に改め、「合計額」の下に「（次項において「合計償却限度額」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該開発研究用資産を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

第十一条第三項中「第十条第八項第七号」を「第十条の二第二項第一号」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究用資産の償却費の額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十一条に次の一項を加える。

5　税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書その他財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第十一条の二　削除

第十一条の三中「第十条から第十条の二の二まで若しくは第十条の五から前条まで」及び「第十条から第十条の二の二まで若しくは第十条の五から第十一条の二まで」を「第十条、第十条の二若しくは第十一条」に改める。

第十一条の三の二第三項第一号中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に、「同表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産」を「同項に規定する特定機械装置等」に改め、同項第二号中「第十条の二第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第十一項中「第十条の二」を「第十条」に改める。

第十一条の五第一項第二号中「以下この条」を「第五項第二号」に改め、同条第二項中「特定住宅被災市町村の区域内」を「福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める」を「当該土地等が所在する市町村又は福島県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された」に、「同項第一号」を「租税特別措置法第三十四条第二項第一号」に改め、同項各号を削る。

第十三条第一項中「及び次条」を削り、同条第五項第一号中「。次条において同じ」を削る。

第十三条の二第一項中「住宅の新築取得等（租税特別措置法第四十一条第二十項」を「租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（同条第十六項」に、「同条第二十項」を「同条第十六項」に、「特例居住用家屋の新築等、同条第二十一項」を「特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得（同条第一項に規定する買取再販住宅の取得をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものとみなされる同条第十七項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得及び同項の規定により増改築等（同条第十九項に規定する増改築等をいう。以下この条において同じ。）に該当するものとみなされる同法第四十一条第十七項に規定する特例増改築等を含む。）、同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等（同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等（同条第十項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「同条第二十一項に」を「同条第十八項に」に、「特例認定住宅等の新築等及び」を「特例認定住宅等の新築取得等を含む。第三項において同じ。）又は」に、「既存住宅の取得とみなされる同項」を「同条第一項に規定する既存住宅の取得とみなされる同条第三十五項」に、「要耐震改修住宅の取得（以下この条において「住宅の新築取得等」という」を「要耐震改修住宅の取得（以下この条において「住宅の新築取得等」という」に改め、「既存住宅（」の下に「同条第十七項の規定により既存住宅とみなされる同項に規定する特例既存住宅及び」を、「した家屋（」の下に「同法第四十一条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、」を加え、「認定住宅等（同法第四十一条第二十一項」を「認定住宅等（同法第四十一条第六項に規定する認定住宅等をいい、同条第十八項」に、「令和七年十二月三十一日」を「令和十二年十二月三十一日」に改め、「若しくは既存住宅の取得」の下に「（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「この項、次項」を「第三項まで」に、「及び次項において「」を「において「」に、「住宅の取得等（同条第一項に規定する住宅の取得等をいう。次項及び第九項第三号において同じ。）」を「住宅の新築取得等」に、「、買取再販住宅の取得（同条第一項に規定する買取再販住宅の取得をいう。次項において同じ。）、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得（同条第十項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。次項及び第三項において同じ。）」を「若しくは買取再販住宅の取得」に改め、「ものである場合」の下に「、当該居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等（同法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合又は当該居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合」を加え、「及び第十項」を「及び第六項」に、「令和七年までの各年である」を「令和十二年までの各年である」に、「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十四項」に改め、「の」と、「この下に「同条第二十五項中「同項に」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項に」と、「同項の規定は適用せず」とあるのは「第一項の規定は適用せず」と、「第六項に」とあるのは「同条第一項に」と、「同項の規定は適用しない」とあるのは「第六項の規定は適用しない」と、同条第二十六項中「同項に」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項に」と、「同項の」とあるのは「第一項の」と、」を加え、同条第二項第一号中「平成二十六年から」を「平成二十九年から」に改め、「居住年が平成二十六年である場合にはその居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間（第八項第一号及び第十一項において「平成二十六年後期」という。）内の日である場合に限り、」を削り、「住宅の取得等」を「住宅の新築取得等」に、「、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得」を「又は買取再販住宅の取得」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二　居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　四千五百万円

イ　令和六年又は令和七年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合

ロ　令和八年又は令和九年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販認定住宅等の取得（租税特別措置法第四十一条第六項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものである場合

ハ　令和十年から令和十二年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販認定住宅等の取得（エネルギー消費性能向上住宅（租税特別措置法第四十一条第六項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅をいう。次項第三号において同じ。）に係るものを除く。）に該当するものである場合　三千五百万円

三　居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得（租税特別措置法第四十一条第六項に規定する既存認定住宅等の取得をいう。次号ロ及びハ並びに次項第二号及び第三号において同じ。）で次に掲げる家屋に係るものに該当するものである場合に限る。）　三千五百万円

イ　認定住宅（租税特別措置法第四十一条第七項第一号ロに規定する認定住宅をいう。次号ロ及びハ並びに次項第一号ロ及び第二号において同じ。）

ロ　特定エネルギー消費性能向上住宅（租税特別措置法第四十一条第六項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅をいう。次号ロ及びハ並びに次項第一号ロ及び第二号において同じ。）

四　居住年が令和四年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　三千万円

イ　令和四年から令和七年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものである場合

ロ　令和八年又は令和九年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等、買取再販認定住宅等の取得又は既存認定住宅等の取得（認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。ハにおいて同じ。）に該当するもの以外のものである場合

ハ　令和十年から令和十二年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等、買取再販認定住宅等の取得（認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）又は既存認定住宅等の取得に該当するもの以外のものである場合

第十三条の二第三項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第九項」に、「認定住宅等の新築又は」を「認定住宅等の新築等（同条第六項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項において同じ。）若しくは」に、「認定住宅等又は」を「認定住宅等若しくは」に改め、「供した場合」の下に「又は認定住宅等の新築取得等をした認定住宅等（同条第十八項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を除く。）を令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合」を加え、「五千万円」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　五千万円

イ　令和六年から令和九年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ　令和十年から令和十二年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等（認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）又は買取再販認定住宅等の取得（認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）に該当するものである場合

二　居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得（認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）に該当するものである場合に限る。）　四千五百万円

三　居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　四千万円

イ　令和八年又は令和九年　その居住に係る住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得（エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）に該当するものである場合

ロ　令和十年から令和十二年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が買取再販認定住宅等の取得（エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）に該当するものである場合

第十三条の二第四項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十二項」に改め、「当該増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額につき、同法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により同法第四十一条の規定の適用を受けた場合を除くものとし、」を削り、「第四十一条第十五項及び第十八項」を「第四十一条第十一項及び第十四項」に、「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十三項」に改め、同条第八項第一号中「（当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）」を削り、「令和七年」を「令和十二年」に改め、同条第九項中「若しくは同条第六項に規定する特例適用年」を削り、「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十五項」を「同条第十一項」に、「同条第十八項」を「同条第十四項」に改め、「又は特定増改築等（以下この項において「他の増改築等」という。）に係る増改築等住宅借入金等（当該他の増改築等をした家屋に係る同法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の増改築等住宅借入金等」という。）の金額」を削り、「には、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項」を「には、当該再建特例適用年における同条第一項」に、「第十項、第十五項及び第十八項」を「第十一項及び第十四項」に改め、「並びに第四十一条の三の二第一項、第五項、第八項、第十三項及び第十五項」、「又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額」及び「又は他の増改築等住宅借入金等の金額」を削り、同項第三号中「定める区分をした」の下に「同法第四十一条第一項に規定する」を加え、同号イを削り、同号ロ中「第四十一条第十項に」を「第四十一条第六項前段」に改め、同号ロを同号イとし、同号八中「第四十一条第十五項」を「第四十一条第十一項」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第十四項」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「ニまで」を「ハまで」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第四号を削り、同条第十項第三号中「第四十一条の二第二項第二号」を「第四十一条の二第二項第一号」に改め、同項第四号中「前項第三号ホ」を「前項第三号ニ」に、「第四十一条の二第二項第五号」を「第四十一条の二第二項第四号」に改め、同条第十一項中「当該居住日の属する年が平成二十六年である場合において、当該二以上の住宅の再取得等のうちに、当該住宅の再取得等に係る居住日が平成二十六年前期内の日であるものと平成二十六年後期内の日であるものとがあるときは、居住日が平成二十六年前期内の日である住宅の再取得等と居住日が平成二十六年後期内の日である住宅の再取得等とに区分をした住宅の再取得等」を削る。

第十七条の二を削る。

第十七条の二の二第一項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）で」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（同表の第二号又は第三号の第一欄に掲げる法人にあっては機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるものとし、同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「特定機械装置等」という。）で」に、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を」を「特定機械装置等を」に、「の当該各号の第四欄に掲げる」を「の当該」に改め、「次項」の下に「及び第九項」を加え、「減価償却資産の償却限度額」を「特定機械装置等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下第十八条までにおいて「償却限度額」という。）」に、「減価償却資産の普通償却限度額」を「特定機械装置等の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第十八条までにおいて同じ。）」に、「当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）を「当該各号の第五欄に掲げる金額」に改め、同項の表中

資　産	特別償却限度額

に改め、同表の第一号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）」に改め、同表の第二号の第二欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）」に改め、同表の第三号の第二欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「次に掲げる特定機械装置等の区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同欄に次のように加える。

イ　当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業（次項第一号において「特定事業」という。）の用に供した特定機械装置等　その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）

ロ　イに掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額

第十七条の二の二第二項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」を「特定機械装置等」に、「の当該各号の第四欄に掲げる」を「の当該」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、「税額計算特例規定」の下に「（租税特別措置法第四十二条の十四第四項の規定その他これに類する法人税の額への加算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定及び同法第四十二条の四第十九項第二号イからニまでに掲げる規定をいう。以下第十七条の三の二までにおいて同じ。）」を加え、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額」を「に次の各号に掲げる当該特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項の表の第一号若しくは第二号の第四欄に掲げる事業又は特定事業の用に供した特定機械装置等　百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

第十七条の二の二第五項中「所有権移転外リース取引」の下に「（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下第十八条までにおいて同じ。）」を加え、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第六項から第八項までを次のように改める。

6　第一項の規定は、確定申告書等（中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。以下第十八条までにおいて同じ。）に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があったときは、この限りでない。

7　第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該特定機械装置等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された当該特定機械装置等の取得価額を限度とする。

8　税務署長は、前項の添付がない確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の明細を記載した書類の提出があった場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

第十七条の二の二第十項を同条第十五項とし、同条第九項中「おける税額控除特例規定」の下に「（租税特別措置法第四十二条の四から第四十二条の五まで、第四十二条の六第二項及び第三項、第四十二条の九第一項及び第二項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十一の二第二項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四第二項及び第三項、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の十二の七第二項及び第三項並びに第四十二条の十三の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第十七条の三の二までにおいて同じ。）」を加え、「租税特別措置法」を「同法」に、「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二第二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項の次に次の五項を加える。

9　第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度（次項において「繰越年度」という。）の確定申告書に第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度（次項において「控除年度」という。）の確定申告書等（第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10　税務署長は、第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない繰越年度の確定申告書の提出があった場合又は前項の明細を記載した書類の添付がない控除年度の確定申告書等の提出があった場合においても、これらの添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該明細書及び当該明細を記載した書類の提出があった場合に限り、第三項の規定を適用することができる。

11　第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款又は第三編第二章第二節（第百四十三条を除く。）の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

12　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第六十七条第三項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二　法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間（通算子法人にあっては、同条第五項第一号に規定する期間）を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三　法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

四　法人税法第百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節（第百四十四条（同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

五　法人税法第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

13　租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第三項の規定の適用がある場合における第十一項の規定の適用については、同項中「又は第三編第二章第二節（第百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第六項並びに法人税法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とする。

第十七条の二の二を第十七条の二とする。

第十七条の二の三第六項各号中「前二条」を「前条」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十七条の二の三第七項中「第十七条の二第六項」を「前条第六項」に、「第十七条の二の三第一項」を「次条第一項」に改め、同条第八項中「第十七条の二第十一項」を「前条第十一項」に、「第十七条の二の三第二項」を「次条第二項」に改め、同条第九項中「第十七条の二の三第二項」を「第十七条の二の二第二項」に改め、同条を第十七条の二の二とする。

第十七条の三を削る。

第十七条の三の二第一項中「いう。以下この項」の下に「及び第四項」を、「第四十二条の四」の下に「から第四十二条の五まで」を加え、同項の表の第二号の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同表の第三号の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第四欄中「百分の十五」を「次に掲げる当該給与等の額の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同欄に次のように加える。

イ　当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業を行う事業所に勤務する雇用者に対して支給する給与等の額　百分の十五

ロ　イに掲げる給与等の額以外の給与等の額　百分の九

第十七条の三の二第三項第一号から第三号までの規定中「第十七条の二から第十七条の二の三まで」を「前二条」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第四十二条の十二又は」を削り、同号を同項第四号とし、同項に次の一号を加える。

五　前各号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十七条の三の二第四項を次のように改める。

4　第一項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が控除対象雇用者（同項の表の各号の第三欄に掲げる雇用者をいう。）に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる給与等の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を限度とする。

第十七条の三の二第七項を同条第八項とし、同条第六項中「おける税額控除特例規定」の下に「（租税特別措置法第四十二条の十二の五の規定を除く。以下この項及び次条第五項において同じ。）」を加え、「租税特別措置法」を「同法」に、「第十七条の三の二」を「第十七条の三」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　税務署長は、前項の明細を記載した書類の添付がない確定申告書等の提出があった場合又は同項の控除対象雇用者に該当することを明らかにする書類の保存がない場合においても、その添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十七条の三の二を第十七条の三とする。

第十七条の三の三第二項第一号から第三号までの規定中「第十七条の二から第十七条の二の三まで」を「第十七条の二及び第十七条の二の二」に改め、同項第四号中「前二条」を「前条」に改め、同項第五号中「第四十二条の十二又は」を削り、同項に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十七条の三の三第三項中「第十七条の三第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に、「同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「第十七条の三の三第一項」を「同条第四項中「同項の各号の第三欄に掲げる雇用者」とあるのは「次条第一項」に改め、「同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と」を削り、同条第四項中「第十七条の三の三第一項」を「第十七条の三の二第一項」に改め、同条第五項中「第十七条の三の三」を「第十七条の三の二」に改め、同条を第十七条の三の二とする。

第十七条の四第一項中「、第十七条の二の三第二項及び第三項」を削り、「前三条の規定」を「前二条の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「規定、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の」を削り、「第十七条の三の三第一項の規定を」を「第十七条の四第一項に規定する政令で定める規定を」に改め、「とし、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を削り、「震災特例法第十七条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を「当該政令で定める規定にあつては当該各号に定める金額に類する金額として政令で定める金額」に、「第十七条の二の二第三項又は第十七条の二の三第三項」を「又は第十七条の二の二第三項」に、「第十七条の二の二第四項又は第十七条の二の三第四項」を「又は第十七条の二の二第四項」に改める。

第十七条の五を削る。

第十七条の四の二第一項中「、震災特例法第十七条の二の三第二項の規定又は同条第三項の規定」を削り、「震災特例法第十七条の三の三第一項の規定」を「震災特例法第十七条の五第一項第五号に掲げる規定」に改め、「百分の二十」の下に「（震災特例法第十七条の五第一項第五号に掲げる規定にあつては、政令で定める割合）とする。」を加え、「、震災特例法第十七条の二の三第二項に規定する百分の二十に相当する金額」を削り、「第十七条の三の二第一項に規定する百分の二十に相当する金額又は震災特例法第十七条の三の三第一項後段」を「第十七条の三の二第一項後段」に、「金額」を「金額又は震災特例法第十七条の五第一項第五号に掲げる規定に係るこれらの金額に類する金額として政令で定める金額」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

第十七条の四の二第一項第六号を削り、同条第二項中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同条を第十七条の五とする。

第十八条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「この項及び次項において「開発研究用資産」を「この条において「開発研究用資産」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第十九項第十号」を「第四十二条の四の二第三項第一号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定は、確定申告書等に開発研究用資産の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書その他財務省令で定める書類の提出があったときは、この限りでない。

第十八条の二から第十八条の四までを次のように改める。

第十八条の二から第十八条の四まで　削除

第十八条の五第一項中「、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、」を「若しくは」に改め、「若しくは第十八条の二第一項」を削り、「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

第十八条の六第一項中「、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、」を「若しくは」に改め、「若しくは第十八条の二第一項」を削る。

第十八条の七第一項中「第十七条の二から第十七条の二の三まで若しくは第十七条の五から第十八条の二まで」を「第十七条の二、第十七条の二の二若しくは第十八条」に改める。

第十八条の八第三項第一号中「第十七条の二の二第一項」を「第十七条の二第一項」に、「同号の第五欄に掲げる減価償却資産」を「同項に規定する特定機械装置等」に改め、同項第二号及び第三号中「第十七条の二の二第一項」を「第十七条の二第一項」に改め、同条第十七項中「第十七条の二の二」を「第十七条の二」に改める。

第十八条の九第一項第二号中「次項及び」を削り、同条第二項中「特定住宅被災市町村の区域内」を「福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める」を「当該土地等が所在する市町村又は福島県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された」に、「同項第一号」を「租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号」に改め、同項各号を削る。

第三十八条の二第二項第六号イ⑵中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

第三十九条第一項中「滅失した建物」を「滅失し、」に、「建物又は」を「建物（福島県の区域内に所在していたものに限る。）又は」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「求償権を含む。以下第四十一条」を「求償権を含む。以下同条」に改める。

第四十条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十条の二第一項を次のように改める。

東日本大震災の被災者（農業を営む者に限る。）であって政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者が被災農用地（警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）に代わるものとして同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間に取得をした農用地（当該被災農用地の状況その他の事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限る。）の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該農用地の取得後一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第四十条の三を削り、第四十条の二の二を第四十条の三とする。

第四十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四十一条の二を削る。

第四十七条中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「滅失した建物」を「滅失し、」に、「建物（以下この項」を「建物（福島県の区域内に所在していたものに限る。以下この号及び第三号」に、「。以下この項」を「。同号及び第三号」に改め、同項第二号中「建物（」を「建物（福島県の区域内に所在するものに限る。」に改め、同項第三号中「以下この項」を「次号及び第五号」に改める。

第五十条の見出し中「被災農用地」を「対象区域内農用地」に改め、同条第一項中「、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日まで（第一号に規定する対象区域内農用地に係るものであって当該各号のいずれかに該当する場合に作成するものについては」を削り、「と同年三月三十一日とのいずれか早い日まで）」を「まで」に改め、同項第一号中「東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項において同じ。）として政令で定めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）又は」を削り、「被災農用地を除く。以下この項」を「農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。次号において同じ。）（同号」に改め、同項第二号中「被災農用地又は」を削る。

第五十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十二条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「又は」を「、第三十八条の三第五項又は」に改める。

第九条第一項中「令和十九年」を「令和二十九年」に改め、同条第二項中「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に改める。

第十三条中「百分の二・一」を「百分の一・一」に改める。

第十三条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項中「令和十九年」を「令和二十九年」に改める。

第十六条第一項中「令和十九年」を「令和二十九年」に改め、同条第二項中「所得税法第二編第五章第一節（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、」を削り、「について準用する。この場合において」を「がある場合においては、所得税法第二編第五章第一節（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については」に、「の規定及び」を「及び」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第十七条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、第三項中「確定申告書、修正申告書又は」とあるのは、「所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは同法第百七十三条第一項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは」と読み替えるものとする。

第十八条第四項中「において準用する」を「の規定により読み替えて適用される」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同法第百三十一条第二項及び第三項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

第十八条第五項中「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同条第六項中「所得税法第百三十一条第二項及び第三項」を「前項の規定による復興特別所得税の延納の許可をする場合においては、所得税法」に、「並びに」を「及び」に、「規定は、前二項の規定による復興特別所得税の納付の延期又は延納の許可について準用する。この場合において、同法第百三十二条第二項」を「規定の適用については、同項」に、「「所得税に」を「同項ただし書中「所得税」に、「に」と読み替えるもの」を「」と、同法第百三十三条第一項中「所得税の額及び」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額の合計額並びに」と、同条第二項中「所得税の額」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる復興特別所得税の額の合計額」と、同法第百三十四条第一項中「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と、同項第一号及び第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同法第百三十七条中「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と、「所得税の額」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額の合計額」」に改め、同条第十四項に後段として次のように加える。

この場合において、第三項中「同項」とあるのは、「第十三項」と読み替えるものとする。

第十九条第七項中「から第五項までの」を「、第三項及び第四項の」に改め、同条第十一項に後段として次のように加える。

この場合において、第六項中「同項」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

第十九条第十二項中「から第十項まで」を削る。

第二十一条第六項中「第百五十一条の五第一項」を「第百五十一条の六第一項」に改める。

第二十三条第七項中「から第五項までの」を「、第三項及び第四項の」に改める。

第二十七条中「百分の二・一」を「百分の一・一」に改める。

第二十八条第一項中「第三十七条の十四の二第八項」を「第三十七条の十四第八項」に、「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「、第四十一条の三の七第一項若しくは第二項又は第四十一条の三の九第一項若しくは第二項」を削り、「これら」を「同項」に、「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同条第五項中「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同項各号及び同条第六項中「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に改め、同条第九項中「百二・一分の二・一」を「百一・一分の一・一」に、「百二・一分の百」を「百一・一分の百」に改める。

第二十九条第一項各号中「所得税の額及び」の下に「当該所得税に係る」を加える。

第三十条第一項第二号中「又は第四十一条の三の八第一項」を削り、「これら」を「同項」に、「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同条第二項中「所得税法第百九十一条から第百九十三条までの規定は、」を削り、「ついて準用する。この場合において」を「おいては、所得税法第百九十一条から第百九十三条までの規定の適用については」に改め、「平成二十三年法律第百十七号。」及び「と読み替えるもの」を削り、同条第三項中「準用する所得税法」を「適用される所得税法」に改める。

第三十二条第一項中「限る」の下に「。次項において同じ」を加える。

第三十三条第一項の表所得税法の項中「（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第六項」を「第十八条第四項」に改め、「準用する場合」の下に「並びに同条第六項の規定により適用する場合」を加え、同表租税特別措置法の項中

第九条の六第一項	所得税の額	所得税及び計額
第九条の六第三項	所得税の額	所得税及び計額
	同法の	同法及び東財源の確保
	ついては、同法	ついては、
第九条の六第四項及び第九条の六の二第一項	所得税の額	所得税及び計額
第九条の六の二第三項	所得税の額	所得税及び計額
	同法の	同法及び東財源の確保
	ついては、同法	ついては、
第九条の六の二第四項及び第九条の六の三第一項	所得税の額	所得税及び計額
第九条の六の三第三項	所得税の額	所得税及び計額
	同法の	同法及び東財源の確保
	ついては、同法	ついては、
第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第一項	所得税の額	所得税及び計額
第九条の六の四第三項	所得税の額	所得税及び計額
	同法の	同法及び東財源の確保
	ついては、同法	ついては、
第九条の六の四第四項	所得税の額	所得税及び計額

」に改める。

復興特別所得税の額の合
復興特別所得税の額の合
日本大震災からの復興のを実施するために必要なに関する特別措置法の
所得税法
復興特別所得税の額の合
復興特別所得税の額の合
日本大震災からの復興のを実施するために必要なに関する特別措置法の
所得税法
復興特別所得税の額の合
復興特別所得税の額の合
日本大震災からの復興のを実施するために必要なに関する特別措置法の
所得税法
復興特別所得税の額の合
復興特別所得税の額の合
日本大震災からの復興のを実施するために必要なに関する特別措置法の
所得税法
復興特別所得税の額の合
特別所得税の額の合

を

第九条の六第一項、第三項及び第四項、第九条の六の二第一項、第三項及び第四項、第九条の六の三第一項、第三項及び第四項並びに第九条の六の四第一項、第三項及び第四項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額

に、「第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法」を「（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法」に、「第四十条の三の三第二十二項第一号及び第二号、第二十三項並びに」を「第四十条の三の三第二十二項各号、第二十三項及び」に、「及び第四号、第六項並びに」を「から第五号まで、第六項及び」に改め、同条の次の表の第四十一条の三の四の項、第四十一条の三の四第一号の項、第四十一条の三の四第二号の項、第四十一条の三の五第一項の項及び第四十一条の三の五第二項の項の各欄中同表の第四十一条の三の四の項、第四十一条の三の四第一号の項、第四十一条の三の四第二号の項、第四十一条の三の五第一項の項及び第四十一条の三の五第二項の項の各欄を次のように改める。

第四十一条の三の四	所得税に係る	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に係る	予定納税額を	予定納税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額を
第四十一条の三の四第一号	第百四条	第百四条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）		
	同条第一項	所得税法第百四条第一項		
第四十一条の三の四第二号	第百十一条	第百十一条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）		
	同条第一項	所得税法第百十一条第一項		
第四十一条の三の五第一項	所得税に	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に		
	前条第一号	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項、次項及び第四項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される前条第一号		
	同法第百四条第一項の規定	所得税法第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定		
	同項	同号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項		
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額		
第四十一条の三の五第二項	第百七条第一項各号	第百七条第一項各号（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）		
	所得税に	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に		
	同項の規定	所得税法第百七条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定		

に、

第四十一条の三の五第四項	所得税法第百四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）第四項において同じ。）
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第百四条第一項の規定	第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
同法第百七条第一項の規定	所得税法第百七条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
第四十一条の三の六第一項	
所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
第四十一条の三の六第二項	
第四十一条の三の四第二号	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号
第百十三条	第百十三条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
同条第一項	所得税法第百十三条第一項
第四十一条の三の六第三項	
所得税につき第四十一条の三の四第二号	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号
第百十四条第一項の	第百十四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の
第四十一条の三の六第四項	
所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
第百十一条第二項	第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）
同項第一号	所得税法第百十一条第二項第一号
第百十四条第二項の規定	第百十四条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の規定
第四十一条の三の四第一号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第一号

を

第百四条第一項の規定	第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
同法	所得税法
所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
第四十一条の三の六第五項	
同項に	所得税法第百十四条第三項に
第百十四条第三項	第百十四条第三項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
第四十一条の三の六第六項	
第四十一条の三の四第二号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号
第四十一条の三の七第一項	
規定に	規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定に
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四十一条の三の七第二項	
第四編第二章第一節の規定	第四編第二章第一節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
同節の規定	同節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定
第四十一条の三の七第四項	
規定により	規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定により
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四十一条の三の九第一項	
規定に	規定及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定に
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額

第四十一条の三の九第二項	第四編第三章の二の規定	第四編第三章の二の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	同章の規定	同章の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定
第四十一条の三の九第四項	規定により	規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定により
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四十一条の十九第三項	所得税の額	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額
	所得税の額	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額

に、「及びこれらの規定を」を「並びに」に、「第十八条第六項」を「第十八条第四項」に改め、同項において準用する場合」の下に「並びに同条第六項の規定により適用する場合」を加え、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の項中「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に、「その他」を「その他総務省令」に、「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に改め、同表国税通則法の項中「平成二十三年法律第百十七号。」を削り、

第三十七条第一項	所得税に	所得税等に
第三十七条第一項	予定納税に係る所得税	予定納税に係る所得税等
第四十六条第一項第三号及び第六十条第一項第四号	所得税	所得税等
第四十六条第一項第三号及び第六十条第一項第四号	予定納税に係る所得税	予定納税に係る所得税等
第七十条第五項第三号	所得税（当該所得税	所得税及び当該所得税に係る別所得税（これらの税
第七十三条第三項	所得税」	所得税等」
第七十三条第三項	所得税	所得税等
第七十条第五項第三号	所得税（当該所得税	所得税及び当該所得税に係る別所得税（これらの税
第七十三条第三項	所得税」	所得税等」
第七十三条第三項	所得税	所得税等
第七十条第五項第三号	所得税（当該所得税	所得税及び当該所得税に係る別所得税（これらの税
	国外転出等特例の適用がある場合の所得税	国外転出等特例の適用がある所得税等
	国外転出等特例の適用がある場合の所得税	国外転出等特例の適用がある所得税等
第七十三条第三項	国外転出等特例の適用がある場合の所得税	国外転出等特例の適用がある所得税等

を、

復興特		
場合の		
場合の		

に改め、同条第四項中「の規定の適用がある場合」を「（以下この条において「外国居住者等所得相互免除法」という。）の規定の適用がある場合」に改め、同項第一号イからハまでの規定中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同号ニ及びホ中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同項第二号中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十四項中「第十三項」とあるのは、「第三十三条第四項第二号において準用する第十三項」と読み替えるものとする。

第三十三条第四項第三号中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同条第五項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同条第六項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同条第七項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項」を「外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項」に、「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に、「又は」を「、又はその更正に係る年分の翌年分以後の各年分の」に、「所得税法第百五十三条の項及び」とあるのは、「」を「第七条第四項（同項の表所得税法第百五十三条の項に係る部分に限る。）」と、「同条第四項の表」に、「中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項又は」を「及び法人税法第八十一条の項」とあるのは「同表所得税法第百五十三条の項」と、「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）」とあるのは「」に、「第三十三条第七項」を「第三十三条第六項」に改め、「において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と、「同表」を削り、同条第八項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同条第九項第二号に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十四項中「第十三項」とあるのは、「第三十三条第九項第二号において準用する第十三項」と読み替えるものとする。

第三十三条第十一項中「の規定は」を「（同項の表所得税法第百五十三条の項に係る部分に限る。）の規定は」に、「又は」を「、又はその更正に係る年分の翌年分以後の各年分の」に、「租税条約等実施特例法第七条第四項の表」を「同表」に改め、「（平成二十三年法律第百十七号）」を削る。

第七十一条及び第七十二条第一項中「令和十九年度」を「令和二十九年度」に改める。

第七十三条第一項中「令和十九年度」を「令和二十九年度」に改め、同条第二項中「令和十八年度」を「令和二十八年度」に改める。

（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十三条　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　防衛特別法人税」を「第三章の二　防衛特別所得税
第一節　総則（第五条の二―第五条の七）
第二節　個人の納税義務（第五条の八―第五条の二十四・第五条の二十六―第五条の三十・第五条の三十一）
第三節　法人の納税義務（第五条の二十五・第五条の三十二―第五条の三十七）
第四節　源泉徴収（第五条の三十八―第五条の四十）
第五節　雑則（第五条の四十一―第五条の四十三）
第六節　罰則（第五条の四十四―第五条の四十六）
第四章　防衛特別法人税」に、

第一条第一項中「防衛特別法人税」を「防衛特別所得税及び防衛特別法人税（以下「防衛特別税」という。）」に、「、及び」を「、並びに」に改め、同条第二項中「防衛特別法人税」を「防衛特別税」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　防衛特別所得税

第一節　総則

（定義）

第五条の二　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　居住者　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二　非永住者　所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。

三　非居住者　所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。

四　内国法人　所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人をいう。

五　外国法人　所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人をいう。

六　人格のない社団等　所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。

七　確定申告書　所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。）、第三十八条の三第五項又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。

八　防衛特別所得税申告書　第五条の十四第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は同条第二項の規定による申告書をいう。

九　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十一　更正の請求　国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

十二　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十三　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十四　決定　第五条の二十一の場合を除き、国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

十五　源泉徴収　第四節の規定により防衛特別所得税を徴収して納付することをいう。

十六　附帯税　国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十七　充当　第五条の二十八の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

十八　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

（法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用）

第五条の三　人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2　所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第五条の七及び第六節を除く。）の規定を適用する。

3　所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（納税義務者及び源泉徴収義務者）

第五条の四　所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得税額につき、この法律により、防衛特別所得税を納める義務がある。

2　所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

（課税の対象）

第五条の五　居住者又は非居住者に対して課される令和九年分以後の各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。

2　内国法人又は外国法人に対して課される令和九年一月一日以後に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。

（基準所得税額）

第五条の六　この章（第五条の十第二項第二号を除く。）において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（附帯税の額を除く。）をいう。

一　非永住者以外の居住者　所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所得税の額

二　非永住者　所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三　非居住者　所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の五及び第百六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十条の規定を除く。）により計算した所得税の額

四　内国法人　次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十五条の規定を除く。）により計算した所得税の額

イ　所得税法第七条第一項第四号に定める所得

ロ　租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同条第十三項に規定する外貨債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

五　外国法人　次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十九条の規定を除く。）により計算した所得税の額

イ　所得税法第七条第一項第五号に定める所得

ロ　租税特別措置法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

（納税地）

第五条の七　防衛特別所得税（源泉徴収に係るものを除く。）の納税地は、防衛特別所得税を納める義務がある者の所得税法第十五条又は第十六条の規定による所得税の納税地（同法第十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地）とする。

2　源泉徴収に係る防衛特別所得税の納税地は、源泉徴収をする義務がある者の所得税法第十七条の規定による所得税の納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地）とする。

3　所得税法第十九条の規定は、所得税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合における防衛特別所得税について準用する。

第二節　個人の納税義務

（個人に係る防衛特別所得税の課税標準）

第五条の八　個人に対して課する防衛特別所得税の課税標準は、その個人のその年分の基準所得税額とする。

（個人に係る防衛特別所得税の税率）

第五条の九　個人に対して課する防衛特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第五条の十　防衛特別所得税申告書を提出する居住者が令和九年以後の各年において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この章において「復興財確法」という。）第十三条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額がその年分の所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

2　防衛特別所得税申告書を提出する非居住者が令和九年以後の各年において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百六十五条の五の三第一項及び復興財確法第十三条の二第二項の規定の適用を受ける場合において、その年の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額の合計額を超えるときは、その年の所得税法第百六十五条の五の三第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税額計算規定（同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条及び同法第百六十五条の六の規定を除く。）をいう。第一号において同じ。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

一　その年の所得税法第百六十五条の五の三第一項に規定する控除限度額とその年分の同法第百六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき所得税額計算規定により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）とのうちいずれか少ない金額

二　その年の復興財確法第十三条の二第二項に規定する政令で定める金額と前号に規定する所得税の額のみをその年分の復興財確法第十条に規定する基準所得税額として復興財確法第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額とのうちいずれか少ない金額

3　前二項の規定は、防衛特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額（第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される同法第百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国税額の控除）

第五条の十一　防衛特別所得税申告書を提出する居住者が令和九年以後の各年において所得税法第九十五条第一項及び復興財確法第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額がその年の同項に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の防衛特別所得税の額のうち、その年において生じた所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

2　防衛特別所得税申告書を提出する非居住者が令和九年以後の各年において所得税法第百六十五条の六第一項及び復興財確法第十四条第二項の規定の適用を受ける場合において、その年の所得税法第百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額がその年の同項に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を超えるときは、所得税法第百六十五条の六第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

3　前二項の規定は、防衛特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象外国所得税等の額（所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（防衛特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例）

第五条の十二　防衛特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する防衛特別所得税の額は、第五条の八から前条までの規定により計算した防衛特別所得税の額によらず、その者のその年分の第五条の十四第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額の合計額による。

（予定納税）

第五条の十三　令和九年分以後の各年分の所得税法第百四条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第百七条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税に係る防衛特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2　前項の規定により納付すべき防衛特別所得税及び復興財確法第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税がある場合においては、同条第二項の規定は適用せず、所得税法第二編第五章第一節（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第百四条第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を」と、同法第百七条第一項中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同法第百十一条第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第百十四条第一項から第三項まで及び第百十五条中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」とする。

3　第一項の規定及び復興財確法第十六条第一項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の納付があった場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、その納付額を第一項の規定及び同条第一項の規定により併せて納付すべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分（あん）した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の納付があったものとする。

4　前項の規定により納付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税標準及び税額の申告）

第五条の十四　所得税法第百二十条第一項、第百二十四条第一項（同法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項又は第百二十七条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一　その年分の確定申告書に係る基準所得税額

二　前号に掲げる基準所得税額につき第五条の九から第五条の十一までの規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

三　その年分の所得税法第百二十条第一項第四号に規定する源泉徴収税額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額（当該防衛特別所得税の額のうちに、出国申告書（同法第百二十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出する防衛特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を提出したことにより、又は出国申告書に係る防衛特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額その他政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この号及び次号並びに次項第一号において「源泉徴収特別税額」という。）がある場合には、前号に掲げる防衛特別所得税の額からその源泉徴収特別税額を控除した金額

四　その年分の予納特別税額がある場合には、第二号に掲げる防衛特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、前号に掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

五　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　確定申告書（前項に規定する確定申告書を除く。）を提出する者は、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一　前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

二　前項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

3　その年分の防衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書は、当該防衛特別所得税と年分が同一である所得税に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に併せて提出しなければならない。

4　第一項第四号及び第二項第二号に規定する予納特別税額とは、次に掲げる税額の合計額（当該税額のうちに、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る防衛特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

一　前条第一項の規定により納付すべき防衛特別所得税の額

二　その年において出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る防衛特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより、次条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した、又は納付すべき防衛特別所得税の額

5　所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書（以下この項において「非居住者給与等申告書」という。）を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、当該非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一　所得税法第百七十二条第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

二　所得税法第百七十二条第一項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

三　第一号に掲げる防衛特別所得税の額から前号に掲げる防衛特別所得税の額を控除した金額

四　その者が所得税法第百七十一条に規定する退職手当等について同条の選択をする場合には、次に掲げる事項

イ　所得税法第百七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

ロ　所得税法第百七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額（当該所得税の額のうちに同法第百七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額を含む。）

ハ　イに掲げる防衛特別所得税の額からロに掲げる防衛特別所得税の額を控除した金額

五　第一号及び前号イに掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

6　所得税法第百七十三条第一項の規定による申告書を提出する者は、その年分の当該申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一　所得税法第百七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

二　所得税法第百七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額（当該所得税の額のうちに同法第百七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額を含む。）

三　前号に掲げる防衛特別所得税の額から第一号に掲げる防衛特別所得税の額を控除した金額

四　第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

7　第三項の規定は、その年分の防衛特別所得税に係る第五項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは前項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは更正請求書について準用する。この場合において、第三項中「確定申告書、修正申告書又は」とあるのは、「所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは同法第百七十三条第一項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは」と読み替えるものとする。

（申告による納付等）

第五条の十五　前条第一項の規定による防衛特別所得税申告書を提出した者は、当該防衛特別所得税申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第三号に規定する源泉徴収特別税額があり、かつ、同項第四号に規定する予納特別税額がない場合には、同項第三号に掲げる金額とし、同項第四号に規定する予納特別税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。）があるときは、当該金額に相当する防衛特別所得税を当該防衛特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

2　前項の規定により防衛特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定により防衛特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第百二十八条から第百三十条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該防衛特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

3　前項の規定及び復興財確法第十八条第二項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の納付があった場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、その納付額を前項の規定及び同条第二項の規定により併せて納付すべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の納付があったものとする。

4　前条第一項の規定による防衛特別所得税申告書を提出した者が第一項の規定により納付すべき防衛特別所得税の額（第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第百三十三条第一項の申請書を提出する場合には、当該防衛特別所得税の額からその申請書に記載した次項の規定による延納を求めようとする防衛特別所得税の額を控除した額）の二分の一に相当する金額以上の防衛特別所得税を第一項の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができる。この場合においては、同法第百三十一条第二項及び第三項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

5　税務署長は、所得税法第百三十二条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の延納の許可をする場合には、当該延納に係る所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の延納を併せて許可するものとする。

6　前項の規定による防衛特別所得税の延納の許可及び復興財確法第十八条第五項の規定による復興特別所得税の延納の許可をする場合においては、同条第六項の規定は適用せず、所得税法第百三十二条第二項及び第百三十三条から第百三十七条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項ただし書中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同法第百三十三条第一項中「所得税の額及び」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額並びに」と、同条第二項中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同条第四項中「所得税の額及び」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額並びに」と、同条第五項及び同法第百三十五条第一項第一号中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の十四第一項第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる防衛特別所得税の額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる復興特別所得税の額の合計額」と、同法第百三十六条第一項中「所得税に」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に」と、同項第一号及び第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同法第百三十七条中「所得税に」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に」と、「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」とする。

7　所得税法第百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する防衛特別所得税については、同項に規定する国外転出の時までに国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をし、かつ、政令で定めるところにより当該防衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書の提出期限までに当該防衛特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該国外転出の日から満了基準日（当該国外転出の日から五年を経過する日又は所得税法第百三十七条の二第一項に規定する帰国等の場合に該当することとなった日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第百三十七条の二（第一項及び第二項を除く。）の規定を準用する。

8　前項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第百三十七条の二第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

9　所得税法第百三十七条の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、政令で定めるところにより当該防衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書の提出期限までに当該防衛特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する贈与の日から贈与満了基準日（当該贈与の日から五年を経過する日又は同項に規定する受贈者帰国等の場合に該当することとなった日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、同条（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

10　所得税法第百三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、政令で定めるところにより当該防衛特別所得税の額に相当する担保を供し、かつ、当該防衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書の提出期限までに同項に定めるところにより国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をした場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その相続の開始の日から相続等満了基準日（当該相続の開始の日から五年を経過する日又は所得税法第百三十七条の三第二項に規定する相続人帰国等の場合に該当することとなった日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第百三十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

11　前二項に規定する贈与納税猶予分の所得税額又は相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第百三十七条の三第三項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは、「十年」とする。

12　前条第五項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる金額（同項第四号ハに掲げる金額がある場合には、同項第三号に掲げる金額と同項第四号ハに掲げる金額との合計額）に相当する防衛特別所得税を当該申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

13　前項の規定により防衛特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定により防衛特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第百七十二条第三項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該防衛特別所得税に併せて納付しなければならない。

14　第三項の規定は、前項の規定及び復興財確法第十八条第十三項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の納付があった場合について準用する。この場合において、第三項中「同条第三項」とあるのは「同条第十四項において準用する同条第三項」と、「前項の規定及び同条第二項」とあるのは「第十三項の規定及び同条第十三項」と読み替えるものとする。

15　第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により納付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第五条の十六　防衛特別所得税申告書の提出があった場合において、当該防衛特別所得税申告書に第五条の十四第二項第一号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該防衛特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する防衛特別所得税を還付する。

2　前項の場合において、同項の防衛特別所得税申告書に記載された第五条の十四第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3　防衛特別所得税申告書の提出があった場合において、当該防衛特別所得税申告書に第五条の十四第二項第二号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該防衛特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）を還付する。

4　税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の防衛特別所得税申告書に係る年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

5　前各項（第二項を除く。）の規定により還付する防衛特別所得税は、所得税法第百三十八条又は第百三十九条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

6　前項の規定及び復興財確法第十九条第五項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があった場合においては、同条第六項の規定にかかわらず、その還付額を前項の規定及び同条第五項の規定により併せて還付する防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の還付があったものとする。

7　所得税法第百三十八条第三項及び第四項並びに第百三十九条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項、第三項及び第四項の規定により還付する防衛特別所得税について準用する。

8　第五条の十四第六項の規定による申告書の提出があった場合には、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、同項第三号に掲げる金額に相当する防衛特別所得税を還付する。

9　前項の場合において、同項の申告書に記載された第五条の十四第六項第二号に掲げる防衛特別所得税の額（第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収されるべきものに限る。）のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

10　第八項の規定により還付する防衛特別所得税は、所得税法第百七十三条第二項の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

11　第六項の規定は、前項の規定及び復興財確法第十九条第十項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があった場合について準用する。この場合において、第六項中「同条第六項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第六項」と、「前項の規定及び同条第五項」とあるのは「第十項の規定及び同条第十項」と読み替えるものとする。

12　所得税法第百七十三条第四項の規定は、第八項の規定により還付する防衛特別所得税について準用する。

13　第六項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（青色申告）

第五条の十七　所得税法第百四十三条（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の承認を受けている者は、防衛特別所得税申告書及び防衛特別所得税申告書に係る修正申告書（次項において「防衛特別所得税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

2　個人が所得税法第百五十条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第百四十三条の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同項各号に定める年分以後の各年分の防衛特別所得税につきその個人が前項の規定により青色の申告書により提出した防衛特別所得税申告書等は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によって提出する防衛特別所得税申告書等をいう。）以外の申告書とみなす。

（期限後申告及び修正申告等の特例）

第五条の十八　所得税法第百五十一条の二（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十一条の二第一項に規定する総所得金額のうちに同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていることにより、当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

２　所得税法第百五十一条の三（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十一条の三第一項に規定する総所得金額のうちに同項に規定する有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれていることにより、当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

３　所得税法第百五十一条の四（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十一条の四第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなったことにより、当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

４　所得税法第百五十一条の五第一項、第四項及び第五項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第五条の十四第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第百五十一条の五第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者が、第五条の十四第一項の規定による申告書を提出すべき場合について準用する。

５　所得税法第百五十一条の五第六項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十一条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続人が提出すべき防衛特別所得税申告書について準用する。

６　所得税法第百五十一条の六（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第百五十一条の六第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が増加し、又は減少したことに基因して、当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

（更正の請求の特例）

第五条の十九　所得税法第百五十二条（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十二条に規定する各種所得の金額につき同条に規定する事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

２　所得税法第百五十三条（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、個人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第五条の十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

一　確定申告書に記載すべき所得税法第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第五号まで、第百二十二条第一項第一号から第三号まで又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に掲げる金額

二　防衛特別所得税申告書に記載すべき第五条の十四第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額

３　所得税法第百五十三条の二（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の二第一項に規定する国外転出の日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額につき同法第六十条の二第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定の適用があることにより、当該年分の防衛特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

一　第五条の十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二　第五条の十四第二項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

４　所得税法第百五十三条の三（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該年分の防衛特別所得税につき前項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

５　所得税法第百五十三条の四（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の四第一項に規定する有価証券等の譲渡又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をした日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同条第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなったことにより、当該年分の防衛特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

６　所得税法第百五十三条の五（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、相続の開始の日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第百五十一条の六第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該年分の防衛特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

７　所得税法第百五十三条の六の規定は、同条に規定する国外転出の日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該防衛特別所得税申告書に係る第五条の十四第一項第二号に掲げる防衛特別所得税の額の計算において第五条の十一第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定の適用があることにより、当該年分の防衛特別所得税につき第三項第一号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

（更正及び決定）

第五条の二十　防衛特別所得税及び所得税に係る更正又は決定は、年分が同一であるこれらの税に係る更正又は決定に併せて行わなければならない。

2　所得税法第百五十五条第二項（同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、同項の規定により更正通知書（同項に規定する更正通知書をいう。）にその理由を付記して行う所得税の更正と併せて行う防衛特別所得税の更正について準用する。

（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第五条の二十一　個人の各年分の防衛特別所得税につき更正（当該防衛特別所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第三項において「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第五条の十四第二項第一号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する防衛特別所得税を還付する。

2　前項の場合において、同項の規定による還付金の額の計算の基礎となった第五条の十四第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3　個人の各年分の防衛特別所得税につき更正等があった場合において、その更正等により第五条の十四第二項第二号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）を還付する。

4　税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

5　前各項（第二項を除く。）の規定により防衛特別所得税を還付する場合において、所得税法第百五十九条又は第百六十条（これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該防衛特別所得税に併せて還付するものとする。

6　前項の規定及び復興財確法第二十三条第五項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があった場合においては、同条第六項の規定にかかわらず、その還付額を前項の規定及び同条第五項の規定により併せて還付する防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の還付があったものとする。

7　所得税法第百五十九条第三項及び第四項並びに第百六十条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項、第三項及び第四項の規定により還付する防衛特別所得税について準用する。

8　第六項の規定により還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税標準の端数計算等）

第五条の二十二　この節の規定により課する防衛特別所得税（附帯税を除く。次項及び第三項において同じ。）の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八条の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2　この節の規定により納付すべき防衛特別所得税の確定金額の端数計算、復興財確法第四章第二節の規定により納付すべき復興特別所得税（附帯税を除く。次項において同じ。）の確定金額の端数計算並びに当該防衛特別所得税及び復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く。同項において同じ。）の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条及び復興財確法第二十四条第二項の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　この節の規定及び復興財確法第四章第二節の規定により還付すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税に係る還付金等（国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等をいう。次条第一項及び第五条の二十九第三項において同じ。）の額の端数計算については、復興財確法第二十四条第三項の規定にかかわらず、防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

4　この節の規定及び復興財確法第四章第二節の規定により納付すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税に係る附帯税並びにこれらの附帯税の免除に係る金額（以下この条及び第五条の二十九第三項において「附帯税等」という。）の計算については、復興財確法第二十四条第四項の規定にかかわらず、その計算の基礎となるべきその年分の防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の合計額によって行い、算出された附帯税等をその計算の基礎となった防衛特別所得税、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する金額を防衛特別所得税、復興特別所得税又は所得税に係る附帯税等の額とする。

5　この節の規定及び復興財確法第四章第二節の規定により還付すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税に係る還付加算金の計算については、復興財確法第二十四条第五項の規定にかかわらず、その年分の防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額又は防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額に相当する金額を防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の合計額によって行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となった防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額又は防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額を防衛特別所得税、復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額とする。

6　前二項の規定により防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

7　第四項又は第五項の規定により按分された額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（充当の特例）

第五条の二十三　還付金等又は還付加算金を未納の防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に充当するときは、復興財確法第二十五条第一項の規定にかかわらず、これらの税に併せて充当しなければならない。

2　前項の規定による充当があった場合においては、その充当に係る金額を納付すべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の充当があったものとする。

3　前項の規定により充当があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節　法人の納税義務

（法人に係る防衛特別所得税の課税標準）

第五条の二十四　法人に対して課する防衛特別所得税の課税標準は、その法人の基準所得税額とする。

（法人に係る防衛特別所得税の税率）

第五条の二十五　法人に対して課する防衛特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節　源泉徴収

（源泉徴収義務等）

第五条の二十六　所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第三十七条の十四第八項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十一条の二十二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（令和九年一月一日以後に行うべきものに限る。）の際、防衛特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第五条の二十八第一項において同じ。）までに、当該防衛特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2　前項の規定により徴収すべき防衛特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額（第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額）に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

3　前二項並びに復興財確法第二十八条第一項及び第二項の場合において、第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項各号に定める金額のうち同条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、復興財確法第二十八条第三項の規定にかかわらず、当該金額は、第一項の規定及び同条第一項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を限度として当該合計額から控除するものとする。

4　前項の規定の適用がある場合における第五条の九、第五条の十四及び前条の規定の適用については、第五条の九中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（所得税法第百七十条の規定及び第五条の二十六第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」と、第五条の十四第一項第三号中「金額。」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（同法第八条の五第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る第五条の二十六第三項の規定により控除された金額に相当する金額及び第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち防衛特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」とする。

5　第三項の規定の適用がある場合における復興財確法第十三条、第十七条及び第二十七条の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「、第五条の九」とあるのは「、復興財確法第十三条」と、「及び第五条の二十六第三項」とあるのは「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第三項」と、「第五条の十四第一項第三号」とあるのは「復興財確法第十七条第一項第三号」と、「係る」とあるのは「係る我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」と、「第五条の三十一第一項」とあるのは「同法第五条の三十一第一項」と、「適用される同法」とあるのは「適用される租税特別措置法」と、「防衛特別所得税」とあるのは「復興特別所得税」と、「、前条」とあるのは「、復興財確法第二十七条」と、「次条第三項」とあるのは「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十六第三項」と読み替えるものとする。

6　次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。）の際、当該還付をする所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

一　租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項又は第三十七条の十一の六第七項の規定　これらの規定により令和九年一月一日以後に行うべき還付

二　租税特別措置法第四十一条の十二第五項又は第六項の規定　これらの規定により令和九年一月一日以後に発行された同条第七項に規定する割引債について行うべき還付

7　租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定並びに復興財確法第二十八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、その還付（租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により令和九年一月一日以後に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額が、租税特別措置法第三十七条の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の二第一項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する防衛特別所得税及び復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

8　所得税法第二百十五条（租税特別措置法第四十一条の二十二第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第一項の規定による防衛特別所得税の徴収が行われたものとみなす。

9　所得税法第四編第七章の規定は、第一項の規定により徴収して納付すべき防衛特別所得税について準用する。

10　前各項の規定並びに復興財確法第二十八条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の徴収及び納付又は還付があった場合においては、同条第九項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百二・一分の一に相当する額の防衛特別所得税、百二・一分の一・一に相当する額の復興特別所得税及び百二・一分の百に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

11　第一項の規定若しくは復興財確法第二十八条第一項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の徴収及び納付があった場合（当該所得税について第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定の適用があった場合に限る。）又は第七項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があった場合においては、前項の規定及び復興財確法第二十八条第十項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第一項若しくは第七項の規定又は同条第一項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

12　第六項及び第七項の規定による還付の手続、前二項の規定により徴収及び納付又は還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第五条の二十七　居住者に対して支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（次条第一項において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。この場合において、復興財確法第二十九条第一項の規定は、適用しない。

一　所得税法第百八十五条第一項又は第百八十六条第一項の規定による所得税の額並びに当該所得税に係る前条第二項に規定する防衛特別所得税の額及び復興財確法第二十八条第二項に規定する復興特別所得税の額　所得税法別表第二から別表第四までに定める金額並びにこの法律に定める防衛特別所得税の額及び復興財確法に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

二　所得税法第百八十九条第一項の規定により計算した所得税の額並びに当該所得税に係る前条第二項に規定する防衛特別所得税の額及び復興財確法第二十八条第二項に規定する復興特別所得税の額　所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法並びにこの法律に定める防衛特別所得税の額及び復興財確法に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額

2　前条第十項及び第十二項の規定は、前項に規定する金額による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合について準用する。

3　第一項に規定する金額による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付が行われる場合においては、復興財確法第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、復興財確法第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「から第三十条まで」とあるのは、「若しくは第三十条又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十七」とする。

4　財務大臣は、第一項第一号の表又は同項第二号の方法を定めたときは、これを告示する。

（年末調整）

第五条の二十八　所得税法第百九十条に規定する給与等の支払者が、同条に規定する居住者に対してその年最後に支払う給与等につき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を徴収する場合において、第一号に掲げる合計額が第二号に掲げる合計額に比し過不足があるときは、復興財確法第三十条第一項の規定にかかわらず、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収して当該所得税の法定納期限までに国に納付しなければならない。

一　所得税法第百八十三条第一項の規定、第五条の二十六第一項の規定及び復興財確法第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額

二　所得税法第百九十条第二号に掲げる税額（租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した後の税額。以下この号において「対象額」という。）、対象額に百分の一を乗じて計算した防衛特別所得税の額及び対象額に百分の一・一を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

2　前項の規定による充当又は納付が行われる場合においては、所得税法第百九十一条から第百九十三条までの規定並びに復興財確法第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、所得税法第百九十一条中「前条の場合」とあるのは「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（次条において「特別措置法」という。）第五条の二十八第一項（年末調整）の場合」と、「同条」とあるのは「同項」と、「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同法第百九十二条第一項中「第百九十条」とあるのは「第百九十条（年末調整）に規定する」と、同条第二項中「第百九十条に」とあるのは「特別措置法第五条の二十八第一項に」と、「同条の居住者」とあるのは「第百九十条に規定する居住者」と、「、第百九十条」とあるのは「、特別措置法第五条の二十八第一項」と、同項第一号中「及び第百九十条」とあるのは「の規定、特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）及び第五条の二十八第一項の規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「復興財確法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）」と、「の額」とあるのは「、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「の規定」とあるのは「の規定、特別措置法第五条の二十六第一項の規定及び復興財確法第二十八条第一項の規定」と、「の額」とあるのは「、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額」と、復興財確法第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「から第三十条まで」とあるのは「若しくは第二十九条又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十八」とする。

3　第五条の二十六第十項及び第十二項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて適用される所得税法第百九十一条若しくは第百九十二条の規定による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があった場合について準用する。

（源泉徴収に係る防衛特別所得税の課税標準の端数計算等）

第五条の二十九　源泉徴収に係る防衛特別所得税（附帯税を除く。次項において同じ。）の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八条の規定は、適用しない。

2　源泉徴収に係る防衛特別所得税の確定金額の端数計算、源泉徴収に係る復興特別所得税（附帯税を除く。）の確定金額の端数計算並びに当該防衛特別所得税及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く。）の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条及び復興財確法第三十一条第二項の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　第五条の二十二第三項から第七項までの規定は源泉徴収に係る防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の還付金等、附帯税等又は還付加算金の計算について、第五条の二十三の規定は還付金等又は還付加算金を未納の源泉徴収に係る防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に充当する場合について、それぞれ準用する。

第五節　雑則

（当該職員の質問検査権等）

第五条の三十　国税通則法第七十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）及び第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、防衛特別所得税に関する調査を行う場合について準用する。

2　国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による防衛特別所得税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第五条の三十一　この章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

所得税法第四十五条第一項	額は、
	額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（第二号において「復興財確法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、

| | | |

その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定にかかわらず、その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法								
同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第三項	租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第三項								
特定調整外国税相当額（」	特定調整外国税相当額（」と「控除限度額」とあるのは「東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される」								
租税特別措置法第九条の三の二第三項	、当該	同項	第一項	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、当該	租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第三項	特定調整外国税相当額及び特定防衛調整対象外国税相当額（」と「控除限度額」とあるのは「東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、控除限度額」	租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第三項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法	
租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号の額	、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	第一項	所得税法及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する	所得税法	並びに当該上場株式等の配当等に係る我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第六項	及び当該上場株式等の配当等に係る同法	に相当する	株式等の配当等に係る同法	租税特別措置法第九条の三の二第七項
租税特別措置法（租税特別措置法	租税特別措置法（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項において「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
のうち所得税の額）	のうち所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	政令	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	政令	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法第九条の三の二第六項	租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号	租税特別措置法第九条の三の二第三項	租税特別措置法第九条の三の二第七項	租税特別措置法第九条の六第三項及び第四項	租税特別措置法第九条の六の二第一項	租税特別措置法第九条の六の二第三項及び第四項	租税特別措置法第九条の六の三第一項	租税特別措置法第九条の六の三第三項及び第四項	租税特別措置法第九条の六の四第一項

租税特別措置法第九条の六の四第三項及び第四項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法第三十九条第四項	所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第五条の十九第三項各号
租税特別措置法第三十九条第四項第二号	第百五十一条の三第一項	第百五十一条の三第一項（特別措置法第五条の十八第二項において準用する場合を含む。）
	同法第百五十三条の三第一項	所得税法第百五十三条の三第一項（特別措置法第五条の十九第四項において準用する場合を含む。）
租税特別措置法第三十九条第四項第三号	同項	同項（特別措置法第五条の十八第六項において準用する場合を含む。）
	同法第百五十三条の五	所得税法第百五十三条の五（特別措置法第五条の十九第六項において準用する場合を含む。）
租税特別措置法第四十条第三項	所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税
租税特別措置法第四十条第四項第一号	及び	並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた
	所得税（当該所得税	所得税及び防衛特別所得税（これらの税
	当該所得税を	これらの税を
租税特別措置法第四十条第四項第三号	所得税が	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税が
	その他	、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三章の二（第五条の四、第五条の七及び第六節を除く。）その他
租税特別措置法第四十条第四項第四号	所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税
租税特別措置法第四十条第四項第五号	所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税
	租税特別措置法	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法
租税特別措置法第四十条第二十項	の額	の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額
	、同項の	、同項の規定及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の

租税特別措置法第四十条第二十二項	所得税の	所得税及び防衛特別所得税の
租税特別措置法第四十条の三の二第二十二項各号、第二十三項及び第二十五項	所得税	所得税及び防衛特別所得税
租税特別措置法第四十条の三の三第二十六項	ときは	ときは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず
	同項	第一項
	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税
租税特別措置法第四十条の三第四十一項	には	には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず
	所得税の額（	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額（
	及び当該所得税の額に係る	並びに当該所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額に係る国税通則法
	所得税の額以外	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額以外
租税特別措置法第四十条の三の四第五項第三号から第五号まで、第六項及び第七項	所得税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
租税特別措置法第四十一条の十九第三項	次の	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、次の
	所得税の額	所得税並びに当該所得税に係る防衛特別所得税及び復興特別所得税の額
租税特別措置法第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の三第三項第九号	、法人税	、防衛特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税

| | | |

	外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項	外国居住者等所得相互免除法第二十二条第一項	外国居住者等所得相互免除法第二十二条第二項	外国居住者等所得相互免除法第二十二条第三項
	の全部又は一部を還付する	同法第四編第五章	を還付する	同項
		係る所得税	申告書を	
条第一項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による同項に規定する復興特別所得税の額の二十分の一に相当する金額を控除した残額とする。	（以下この項において「所得税相当額」という。）の全部又は一部と当該徴収された所得税の額（第二十四条第一項の規定により還付される同項に規定する還付加算金に相当する部分の金額を除く。）とを相殺した場合において、なお当該相殺をした金額に不足があるときは、その不足する金額（以下この項において「租税特別措置法等」という。）に規定する還付加算金に相当する部分の金額を除く。）に係る国税			

外国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項					外国居住者等所得相互免除法第三十七条第二項				租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十六年法律第四号。以下この条において「特例法」という。）第三条の二第一項（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第一項に規定する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律をいう。）第三条第一項	租税条約等実施特例法第三条第二項	
第六十七条の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十七条第一項において準用するこの条の規定は適用せず」と、「同法					前条第一項中「ときは、」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず」と、						
「租税特別措置法第四十条の三の三第一項					所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は						
第六十七条の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず」と、「同法	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税の額	所得税又は	所得税の額	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税の額	所得税又は	所得税を	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税を
「租税特別措置法第四十条の三の三第一項	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	とする	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税を
第六十七条の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十七条第一項において準用するこの条の規定は適用せず」と、「同法	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	前条第一項中「ときは、」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず」と、	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税の額	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	とし、当該免税対象の役務提供対価につきこれらの規定により徴収して納付すべき所得税の額について、我が国が国の防衛力の抜本的な強化等に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第一項の規定の適用があるものとする	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税を
「租税特別措置法第四十条の三の三第一項	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税を	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税を
第六十七条の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十七条第一項において準用するこの条の規定は適用せず」と、「同法	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	前条第一項中「ときは、」とあるのは「ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず」と、	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	所得税の額	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は	と	

租税条約等実施特例法第六条	同法	同法、特別措置法
復興財確法第十三条の二第一項	第三十三条第一項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項
復興財確法第十三条の二第二項	第三十三条第一項	特別措置法第五条の三十一第一項
復興財確法第十三条の二第三項	第三十三条第一項	特別措置法第五条の三十一第一項
	同法	所得税法
復興財確法第二十八条第二項	第三十三条第一項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項
国税通則法第二条第二号	及び	及び防衛特別所得税並びに
国税通則法第二条第八号	所得税法	所得税法、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）
国税通則法第十五条第二項第一号及び第二号	所得税	所得税及び防衛特別所得税
国税通則法第十五条第三項第一号	（以下「予定納税に係る所得税」	及び特別措置法第五条の十三（予定納税）の規定により納付すべき防衛特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」
国税通則法第二十一条第二項、第三十条第二項及び第三十三条第二項	所得税	所得税、防衛特別所得税
国税通則法第三十七条第一項	予定納税に係る所得税	予定納税に係る所得税等
国税通則法第四十三条第二項	所得税	所得税、防衛特別所得税
国税通則法第六十五条第三項第二号	加算した金額	加算した金額（特別措置法第五条の十一（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第五条の十四第一項第三号

（課税標準及び税額の申告）に相当する金額又は同条第四項に規定する源泉徴収特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）	所得税、	所得税、防衛特別所得税、
国税通則法第七十条第五項第三号	所得税（当該所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税（これらの税
	国外転出等特例の適用がある場合の所得税	国外転出等特例の適用がある場合の所得税等
国税通則法第七十三条第三項	国外転出等特例の適用がある場合の所得税	国外転出等特例の適用がある場合の所得税等
国税通則法第八十六条第一項及び第一項	所得税	所得税、防衛特別所得税
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第六条第一項	所得税（	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税（
	国外財産に係る所得税	国外財産に係る所得税等
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第二項第一号	所得税	所得税及び防衛特別所得税
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第三項	国外財産に係る所得税	国外財産に係る所得税等
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第四項第一号	所得税	所得税及び防衛特別所得税

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第七項	国外財産に係る所得税		
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の三第一項	所得税（財産債務に係る所得税等	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税（財産債務に係る所得税等	
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の三第二項	財産債務に係る所得税等	財産債務に係る所得税等	
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十一条の二	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
法人税法第六十九条の二第一項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令
法人税法第百四十二条の六の二	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額	
法人税法第百四十四条の二の二第一項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	、復興財確法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令
地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条の二第一項	法人税法	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この条において「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	ときは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。次項において「復興財確法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの

地方法人税法第十二条の二第二項	法人税法	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法		
	つき同法	ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず		
地方法人税法第十二条の二第四項	法人税法	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法		
	同法	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法		
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十四条第二項	所得税	所得税、防衛特別所得税		
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の三	及び同法	、同法		
	の合計額	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この条において「復興財確法」という。）第十四条第一項の政令で定めるところにより計算した金額、同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の十一第一項の政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額の合計額		
	ときは	ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの条の規定にかかわらず		
地方税法第三百十四条の八	及び同法	、同法		
	控除限度額並びに	控除限度額、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「復興財確法」という。）第十四条第一項の政令で定めるところにより計算した金額、同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の十一第一項の政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額並びに		
	ときは	ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの条の規定にかかわらず		
地方税法第七百三十四条第三項	第二款	第二款（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）		
	同項第二号	前項第二号		
地方税法第七百三十六条第三項	第三章第一節（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含み、			

2　法人の各事業年度（第六条第十二号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第五条の六第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあっては、法人税法第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあっては、同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあっては、同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で第五条の六第五号イ及びロに掲げる所得とする。）につきこの章の規定により課される防衛特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度における当該防衛特別所得税の額は、当該各事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項（同法第百四十四条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該防衛特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　第一項に定めるもののほか、所得税及び防衛特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　国税通則法第七十一条第一項第一号及び第百二十三条第一項の規定の適用については、所得税及び防衛特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二　所得税又は防衛特別所得税に係る国税通則法第九十条第一項に規定する更正決定等（以下この号において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該所得税又は防衛特別所得税と同法第二条第五号に規定する納税者及び年分（源泉徴収に係るこれらの税にあっては、第五条の二十六第一項に規定する法定納期限）が同一である他の防衛特別所得税又は所得税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第百四条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の防衛特別所得税又は所得税についてされた更正決定等は、当該所得税又は防衛特別所得税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

4　第一項に定めるもののほか、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　次に掲げる所得については、第五条の五及び第五条の二十四から第五条の二十六までの規定（二に掲げる所得及び居住者が支払を受けるホに掲げる所得については、同条の規定）は、適用しない。

イ　外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ロ　外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ハ　外国居住者等所得相互免除法第十五条第五項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ニ　外国居住者等所得相互免除法第七条第五項に規定する第三国団体対象事業所得、外国居住者等所得相互免除法第十一条第四項に規定する第三国団体対象国際運輸業所得、外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項の規定の適用がある同項に規定する第三国団体対象配当等、同条第八項の規定の適用がある同項に規定する非課税対象利子又は外国居住者等所得相互免除法第十九条第五項に規定する第三国団体対象譲渡所得

ホ　外国居住者等所得相互免除法第七条第六項に規定する特定対象事業所得、外国居住者等所得相互免除法第十一条第五項に規定する特定対象国際運輸業所得、外国居住者等所得相互免除法第十五条第九項の規定の適用がある同項に規定する特定対象配当等又は同条第十項の規定の適用がある同項に規定する特定非課税対象利子

二　前号ニに掲げる所得につき外国居住者等所得相互免除法第七条第七項（外国居住者等所得相互免除法第十一条第六項、第十五条第十二項又は第十九条第六項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第五条の十四第五項及び第七項並びに第五条の十五第十二項から第十五項までの規定を準用する。この場合において、同条第十四項中「同条第十四項」とあるのは「復興財確法第三十三条第四項第二号において準用する復興財確法第十八条第十四項」と、「第十三項の規定及び同条第十三項」とあるのは「第五条の三十一第四項第二号において準用する第十三項の規定及び復興財確法第三十三条第四項第二号において準用する復興財確法第十八条第十三項」と読み替えるものとする。

三　第一号ニ又はホに掲げる所得につき外国居住者等所得相互免除法第七条第八項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第七項又は第十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第十項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第八項又は第十五条第十四項において準用する場合を含む。）、第十二項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第九項又は第十五条第十五項において準用する場合を含む。）、第十四項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十項又は第十五条第十六項において準用する場合を含む。）、第十六項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十一項又は第十五条第十七項において準用する場合を含む。）又は第十八項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十二項又は第十五条第十八項において準用する場合を含む。）の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該所得につきこれらの規定により外国居住者等所得相互免除法第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除する前の税率により計算した所得税の額を第五条の六第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

5　外国居住者等所得相互免除法第三十二条第一項の規定は、同項に規定する所得税等の非課税等に関する規定若しくは同項に規定する租税特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等所得相互免除法第十五条第三十項の規定が適用されないことにより、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等に関し、その内容が異なることとなった場合について準用する。

6　外国居住者等所得相互免除法第三十二条第二項及び第三項の規定は、同条第一項の国税庁長官の確認があったことにより、居住者の各年分の防衛特別所得税の額又は非居住者である外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の防衛特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

7　外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項の規定は、居住者又は非居住者である外国居住者等が第五条の十九第二項各号に掲げる金額につき外国居住者等所得相互免除法第三十二条第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第五条の十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は非居住者である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項中「第七条第四項（同項の表所得税法第百五十三条の項及び法人税法第五十三条の項に係る部分に限る。）」と、「同条第四項の表所得税法第百

第八十一条の項」とあるのは「同表所得税法第百五十三条の項」と、「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）」とあるのは「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第六項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

8　外国居住者等所得相互免除法第三十二条第六項の規定は、第六項において準用する同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項の規定又は第六項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七条第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

9　第一項に定めるもののほか、租税条約等実施特例法の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　相手国居住者等配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等をいう。以下この号において同じ。）又は次に掲げる配当等（同項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。）のうち、限度税率（租税条約等実施特例法第二条第五号に規定する限度税率をいう。以下この号において同じ。）を定める租税条約（租税条約等実施特例法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下この号において同じ。）の規定の適用があるものであつて当該相手国居住者等配当等若しくは当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率（ニに掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する住民税をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度税率とする。第三号において「適用限度税率」という。）が租税条約等実施特例法第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所得税法及び租税特別措置法の規定に規定する税率以下であるもの（以下この項において「限度税率適用配当等」という。）又は所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの（以下この項において「免除適用配当等」という。）については、第五条の五及び第五条の二十四から第五条の二十六までの規定（ハに掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受けるニに掲げる配当等に係るものについては、同条の規定）は、適用しない。

イ　租税条約等実施特例法第三条の二第三項に規定する株主等配当等

ロ　租税条約等実施特例法第三条の二第五項に規定する相手国団体配当等

ハ　租税条約等実施特例法第三条の二第七項に規定する第三国団体配当等

ニ　租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等

二　限度税率適用配当等又は免除適用配当等（前号ハに掲げる配当等に係るものに限る。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十三項において準用する所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第五条の十四第五項及び第七項並びに第五条の十五第十二項から第十五項までの規定を準用する。この場合において、同条第十四項中「同条第十四項」とあるのは「復興財確法第三十三条第九項第二号において準用する復興財確法第十八条第十四項」と、「第十三項の規定及び同条第十三項」とあるのは「第五条の三十一第九項第二号において準用する第十三項の規定及び復興財確法第三十三条第九項第二号において準用する復興財確法第十八条第十三項」と読み替えるものとする。

三　限度税率適用配当等又は免除適用配当等（第一号ハ又は二に掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を第五条の六第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

10　租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する合意が行われたことにより、居住者の各年分の防衛特別所得税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の防衛特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

11　租税条約等実施特例法第七条第四項（同項の表所得税法第百五十三条の項に係る部分に限る。）の規定は、居住者又は相手国居住者等が第五条の十九第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第五条の十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、同表所得税法第百五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例）（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第十項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

12　租税条約等実施特例法第七条第五項の規定は、第十項において準用する同条第一項又は第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

13　前各項に定めるもののほか、防衛特別所得税に係る所得税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節　罰則

第五条の三十二　偽りその他不正の行為により、第五条の十四第一項第二号に規定する防衛特別所得税の額（第五条の十一の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした防衛特別所得税の額）又は第五条の十四第五項第一号若しくは第四号イに規定する防衛特別所得税の額につき防衛特別所得税を免れたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた防衛特別所得税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

3　第一項に規定するもののほか、第五条の十四第一項若しくは第五項又は第五条の十八第三項において準用する所得税法第百五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）、第五条の十八第四項において準用する同法第百五十一条の五第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）若しくは第五条の十八第六項において準用する同法第百五十一条の六第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第五条の十四第一項第二号に規定する防衛特別所得税の額（第五条の十一の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした防衛特別所得税の額）又は第五条の十四第五項第一号若しくは第四号イに規定する防衛特別所得税の額につき防衛特別所得税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の免れた防衛特別所得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第五条の三十三　偽りその他不正の行為により、第五条の二十六から第五条の二十八までの規定により徴収されるべき防衛特別所得税を免れたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた防衛特別所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその免れた防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第五条の三十四　第五条の二十六から第五条の二十八までの規定により徴収して納付すべき防衛特別所得税を納付しなかったときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の納付しなかった防衛特別所得税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかった防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第五条の三十五　正当な理由がなくて第五条の十四第一項若しくは第五項又は第五条の十八第三項において準用する所得税法第百五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）、第五条の十八第四項において準用する同法第百五十一条の五第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）若しくは第五条の十八第六項において準用する同法第百五十一条の六第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第五条の三十六　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第五条の三十第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二　第五条の三十第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第五条の三十七　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五条の三十二から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により第五条の三十二第一項若しくは第三項、第五条の三十三第一項又は第五条の三十四第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3　人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六条第一号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第十六号中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第十条第一号中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第十六条第一項中「（平成二十六年法律第十一号）」を削る。

第十七条第一項中「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この条及び次条において「復興財確法」という。）第三十三条第一項」及び「復興財確法第三十三条第一項」を「第五条の三十一第一項」に改め、同条第二項中「復興財確法第三十三条第一項」を「第五条の三十一第一項」に改め、同条第四項中「復興財確法第三十三条第一項」を「第五条の三十一第一項」に、「法人税法第百四十四条の二の二第一項」を「同法第百四十四条の二の二第一項」に改める。

第十八条第一項中「」において」の下に「第五条の三十一第一項、」を加え、「復興財確法」を「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第三項において「復興財確法」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十三条第一項」を「第五条の三十一第一項、第四十三条第一項」に改める。

第三十五条第二項中「（令和五年法律第六十九号）」を削る。

第四十三条第一項の表法人税法第二十六条第一項第三号の項中「令和五年法律第六十九号。」を削り、同表地方法人税法第二十四条の項中「（令和五年法律第六十九号）」を削り、同表租税特別措置法第九条の三の二第七項の項及び租税特別措置法第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の項を削り、同表租税特別措置法第四十二条の十二の六第十八項の項中「及び特別措置法」を「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）」に改め、同表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第三十六項の項中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び「令和五年法律第六十九号。」」を削り、同条第十六項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同条第十八項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この条において「」を削り、「」という。）第七条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二十五項中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第五十八条第二項中「防衛特別法人税」を「防衛特別税」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　附則第五十一条の三の規定　令和八年十月一日

附則第四十四条第四項中「新消費税法」を「消費税法」に改め、「事業者（」の下に「特定少額資産販売事業者（同法第二条第一項第七号の三に規定する特定少額資産販売事業者をいう。次項において同じ。）を除き、」を加え、「、消費税法」を「、同法」に改め、同条第五項中「事業者」の下に「（特定少額資産販売事業者を除く。）」を加える。

附則第四十五条第一項中「この条及び附則第五十一条の二第四項」を「附則第五十一条の三まで」に改め、同条第三項中「附則第五十一条の二」の下に「及び第五十一条の三」を加える。

附則第五十一条の二第一項中「適格請求書発行事業者（新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法」を「適格請求書発行事業者（消費税法第五十七条の三第三項の規定により同法」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「新消費税法第五十七条の二第一項の登録（新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法」を「同法第五十七条の二第一項の登録（同法第五十七条の三第三項の規定により同法」に、「含む。）、消費税法」を「含む。次条第一項において同じ。）、同法」に、「新消費税法第三十条から第三十七条までの規定により新消費税法」を「同法第三

十条から第三十七条までの規定により同法」に、「消費税法第三十条第二項」を「同条第二項」に、「合計額は、新消費税法第三十条から」を「合計額は、同条から同法」に、「おける新消費税法」を「おける新消費税法」に、「課税仕入れ（新消費税法」を「課税仕入れ（同法」に、「改正前の消費税法」を「改正前の同法」に、「一の事業者」を「一の者」に、「新消費税法第三十条第八項第一号ニ」を「同法第三十条第八項第一号ニ」に、「十億円」を「一億円」に、「）を新消費税法」を「）を消費税法」に、「新消費税法第二条第一項第九号の二」を「同法第二条第一項第九号の二」に、「いい、消費税法」を「いい、同法」に改め、「第五条の規定による改正後の同法」を削り、「金額を新消費税法」を「金額を消費税法」に改める。

附則第五十三条第一項中「同日以後三年を経過する日」を「令和十三年九月三十日」に、「新消費税法」を「消費税法」に、「百分の五十」を「、次の各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　適用期限の翌日から令和十年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の七十五

二　令和十年十月一日から令和十二年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の三十

附則第五十三条第四項中「おける新消費税法」を「おける消費税法」に、「は、新消費税法」を「は、同法」に、「百分の五十」を「当該控除対象課税仕入れに係る同項各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める割合」に、「と、新消費税法」を「と、同法」に、「受けるもの」を「受ける同項の控除対象課税仕入れに係るもの」に改める。

第十五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第十条のうち租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定中「令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで」を「令和十二年一月一日から令和十六年十二月三十一日まで」に改める。

附則第一条第八号ロを次のように改める。

ロ　削除

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　第十条中租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定　令和十二年一月一日

附則第十四条第一項及び第三項中「令和八年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改める。

附則第十六条第二項中「含む。」を「国際最低課税残余額」に改める。

第十六条　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「同年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改め、同条第二項第二号中「つき」を「つき、」に、「令和八年新法人税法」を「法人税法」に、「又は外国」を「若しくは外国」に、「こと」を「こと又は前項（第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第一号若しくは第百四十五条の六第一項第一号に定める金額の計算が行われていること」に改め、同条第三項中「同年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改め、同条第四項第二号中「つき」を「つき、」に、「令和八年新法人税法」を「法人税法」に、「又は外国」を「若しくは外国」に、「こと」を「こと又は前項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第二号若しくは第百四十五条の六第一項第二号に定める金額の計算が行われていること」に改める。

6　前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十二条第一項中「事業者（新消費税法」を「事業者（消費税法」に、「課税仕入れ（新消費税法」を「課税仕入れ（同法」に、「改正前の消費税法」を「改正前の同法」に、「一の事業者」を「一の者」に、「新消費税法第三十条第八項第一号ニ」を「同法第三十条第八項第一号ニ」に、「十億円」を「一億円」に、「）を新消費税法」を「）を消費税法」に、「新消費税法第二条第一項第九号の二」を「同法第二条第一項第九号の二」に、「いい、消費税法」を「いい、同法」に改め、「第五条の規定による改正後の同法」を削り、「金額を新消費税法」を「金額を消費税法」に改める。

附則第五十三条第一項中「同日以後三年を経過する日」を「令和十三年九月三十日」に、「新消費税法」を「消費税法」に、「百分の五十」を「、次の各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　適用期限の翌日から令和十年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の七十五

二　令和十年十月一日から令和十二年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の三十

附則第五十三条第四項中「おける新消費税法」を「おける消費税法」に、「は、新消費税法」を「は、同法」に、「百分の五十」を「当該控除対象課税仕入れに係る同項各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める割合」に、「と、新消費税法」を「と、同法」に、「受けるもの」を「受ける同項の控除対象課税仕入れに係るもの」に改める。

第十五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第十条のうち租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定中「令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで」を「令和十二年一月一日から令和十六年十二月三十一日まで」に改める。

附則第一条第八号ロを次のように改める。

ロ　削除

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　第十条中租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定　令和十二年一月一日

附則第十四条第一項及び第三項中「令和八年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改める。

附則第十六条第二項中「含む。」を「国際最低課税残余額」に改める。

第十六条　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「同年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改め、同条第二項第二号中「つき」を「つき、」に、「令和八年新法人税法」を「法人税法」に、「又は外国」を「若しくは外国」に、「こと」を「こと又は前項（第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第一号若しくは第百四十五条の六第一項第一号に定める金額の計算が行われていること」に改め、同条第三項中「同年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改め、同条第四項第二号中「つき」を「つき、」に、「令和八年新法人税法」を「法人税法」に、「又は外国」を「若しくは外国」に、「こと」を「こと又は前項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第二号若しくは第百四十五条の

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定及び同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第七十条の規定　令和八年五月一日

二　第四条の規定（同条中国際観光旅客税法第二十七条第一項の改正規定を除く。）及び附則第二十二条の規定　令和八年七月一日

三　第十四条の規定（同条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条の改正規定を除く。）及び附則第九十条の規定　令和八年十月一日

四　次に掲げる規定　令和八年十二月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項第三十二号の改正規定（同号ロに係る部分を除く。）、同項第三十三号及び第三十四号の改正規定、同法第二十八条第三項の改正規定、同法第八十六条第一項第一号の改正規定並びに同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第九条、第十一条第二項から第四項まで、第十二条及び第十三条第二項の規定

ロ　第七条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定、同法第二章第三節中第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十六の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定並びに附則第三十四条、第三十六条並びに第四十五条第一項及び第四項の規定

五　次に掲げる規定　令和九年一月一日

イ　第一条中所得税法第三十五条に一項を加える改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第百二十条の改正規定、同法第二百三条の三の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分を除く。）並びに附則第五条、第八条、第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定

ロ　第七条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第九条の九第一項の改正規定、同法第二十五条の二の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の三の十一第四項第六号の改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十六の二第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十一条の十七の改正規定（同条第一項中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同条第二項第七号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項及び第三項の改正規定（「又は」を「、第三十八条の二第四項又は」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「第三十七条の十四の二第二十七項」の下に「、第三十八条の二第四項」を加える部分及び「第三十六項まで」の下に「、第三十八条の二第五項から第九項まで」を加える部分を除く。）、同法第四十二条の三第六項第二号の改正規定（「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改める部分に限る。）、同項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第五号及び第六号の改正規定（「第三十七条の十四第三十七項」を「第三十七条の十四第四十六項」に改める部分に限る。）並びに同法第七十条の六の八第二項第一号及び第七十条の六の十第二項第一号の改正規定並びに附則第三十三条、第四十二条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条、第四十七条、第六十八条、第九十五条（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第三十四条の改正規定に限る。）及び第九十八条の規定

ハ　第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二の二第一項の改正規定

ニ　第十二条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定を除く。）及び附則第八十八条の規定

ホ　第十三条の規定（同条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十五項の改正規定を除く。）並びに附則第八十九条第一項及び第九十二条の規定

六　次に掲げる規定　令和九年四月一日

イ　第六条の規定（同条中国税徴収法第百五十九条第一項の改正規定を除く。）

ロ　第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第百二条の二第一項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める部分を除く。）、同法第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定

ハ　第十一条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九条第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十九条第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定並びに附則第八十七条第一項及び第二項の規定

ニ　附則第二十条第二項から第五項までの規定

七　次に掲げる規定　令和九年十月一日

イ　第四条中国際観光旅客税法第二十七条第一項の改正規定

ロ　第五条の規定（同条中国税通則法第三十四条の六第三項の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。）並びに附則第二十三条及び第百二条の規定

ハ　第六条中国税徴収法第百五十九条第一項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る。）

ニ　第八条の規定

ホ　第九条の規定（同条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条に一項を加える改正規定を除く。）

ヘ　第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の三の改正規定、同法第十条の三の二の改正規定、同法第十条の三の三の改正規定、同法第十条の四の改正規定、同法第十条の五第九項の改正規定、同法第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る。）及び同法第十三条の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項に係る部分及び同条第三項に係る部分を除く。）並びに附則第七十一条の規定

ト　附則第二十一条の規定　令和十年一月一日

八　次に掲げる規定　令和十年一月一日

イ　第七条中租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号の改正規定（「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。）、同項第十五号の改正規定（「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第五項」を「第六項」に、「第八項」を「第九項」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とする改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定、同法第四十二条の三第三項及び第五項の改正規定（「第三十一条の二第八項」を「第三十一条の二第九項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の四第十九項第二号ハの改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）、

同法第六十二条の三第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第九項」を「第十項」に、「第十一項」を「第十二項」に改める部分に限る。）、同項第十三号及び第十四号の改正規定（「第七項」を「第八項」に改める部分に限る。）、同項第十五号の改正規定（「第七項」を「第八項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定、同条第十五項を同条第十六項とする改正規定、同条第十四項の改正規定、同項を同条第十五項とする改正規定、同条第十三項の改正規定、同項を同条第十四項とする改正規定、同条第十二項の改正規定、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）並びに同条第四項の改正規定並びに附則第三十七条第三項及び第四十五条第三項の規定

ロ　第十三条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十五項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）

九　次に掲げる規定　令和十年四月一日

イ　第三条の規定（同条中消費税法別表第二第十一号ロの改正規定を除く。）並びに附則第十七条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定

ロ　第五条中国税通則法第七十四条の二の改正規定

ハ　第七条中租税特別措置法第八十六条の五第十三項の改正規定

ニ　第九条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条に一項を加える改正規定

ホ　第十四条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条の改正規定

十　次に掲げる規定　次号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項第十六号の改正規定、同項第二十五号の改正規定、同法第二十二条第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の改正規定、同法第四十八条の二第一項の改正規定（「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）」を削る部分を除く。）及び同法第六十九条第二項の改正規定並びに附則第四条、第六条第一項及び第七条の規定

ロ　第七条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改める部分を除く。）、同法第九条の四の二第一項の改正規定、同法第三十七条の十三第三項及び第九項第二号の改正規定、同法第二章第四節第九款の次に一款を加える改正規定、同法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定、同法第四十一条の十九第二項の改正規定（同項第七号に係る部分を除く。）、同法第四十二条の二の二第一項及び第三項の改正規定（「又は」を「、第三十八条の二第四項又は」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第三十七条の十四の二第二十七項」の下に「、第三十八条の二第四項」を加える部分及び「第三十六項まで」の下に「、第三十八条の二第五項から第九項まで」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の三第六項第二号の改正規定（「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改める部分を除く。）並びに同項第五号及び第六号の改正規定（「第三十七条の十四第三十七項」を「第三十七条の十四第四十六項」に改める部分を除く。）並びに附則第二十五条、第三十九条及び第四十三条の規定

ハ　第十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定

十一　第一条中所得税法第四十八条の二第一項の改正規定（「（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）」を削る部分に限る。）並びに同法第二百二十四条の三第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに附則第六条第二項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

十二　次に掲げる規定　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

イ　第六条中国税徴収法第百五十九条第一項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分を除く。）

ロ　第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定（「、領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第百二条の二第一項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める部分に限る。）

十三　第七条中租税特別措置法第十条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第三号の次に一号を加える改正規定、同法第四十二条の五の改正規定、同法第四十二条の十三第一項第四号の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十八条の三の四第二項及び第四項の改正規定（「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の五第二項、第四十二条の六第三項」に改める部分に限る。）　産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

十四　第七条中租税特別措置法第十条の四第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第十条の五の三第一項の改正規定、同法第十条の五の五第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分及び「百分の五十」を「百分の三十」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十号を同項第九号とする部分を除く。）、同条第六項の改正規定（「前条第七項」を「第十条の五の五第七項」に改める部分に限る。）、同法第十九条第一項第一号の改正規定（「又は」を「、第十条の五の六又は」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の四第十九項第二号イの改正規定（「並びに」を「、第四十二条の十二の七第二項及び第三項並びに」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十一の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定、同法第四十二条の十二の六第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分及び「百分の五十」を「百分の三十」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十六号を同項第十五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同項第十六号を同項第十五号とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定（「前条第十二項」を「第四十二条の十二の六第十二項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十四第一項の表に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定（「第七項」の下に「又は第四十二条の十二の七第二項若しくは第三項」を加える部分に限る。）、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「若しくは」を「、第四十二条の十二の七第一項若しくは」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「又は」を「、第四十二条の十二の七又は」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の十三第一項の改正規定（同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める部分に限る。）並びに同法第六十八条の三の四第二項及び第四項の改正規定（「並びに」を「、第四十二条の十二の七第三項及び第八項並びに」に改める部分に限る。）　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

十五　第七条中租税特別措置法第十条の四第一項第一号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第九号の次に一号を加える改正規定、同項第十号の改正規定（「前号」を「第九号」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。）、同項第十五号の改正規定（「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改める部分に限る。）、同項第十六号の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十一の二第一項第一号の改正規定、同法第六十二条の三第四項第九号の次に一号を加える改正規定、同項第十号の改正規定（「前号」を「第九号」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。）、同項第十五号の改正規定（「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改める部分に限る。）及び同項第十六号の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。）

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十六　第七条中租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二の改正規定、同法第三十三条の三第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第三十三条の六第一項の改正規定（「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十四条第一項第三号の二の改正規定、同法第六十五条第一項第四号の改正規定及び同条第七項の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十七　第七条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第九号の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第九号の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

十八　第七条中租税特別措置法第四十一条の十七第一項の改正規定（「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める部分に限る。）　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十九　第七条中租税特別措置法第八十条の二の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分及び同条ただし書を削る部分を除く。）並びに附則第六十九条第二項及び第三項の規定　金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

（勤労学生の定義等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第二条第一項（第三十二号（ロに係る部分を除く。）、第三十三号及び第三十四号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第二十八条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（給与所得に関する経過措置）

第三条　新所得税法第二十八条の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第二十八条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（譲渡所得に関する経過措置）

第四条　新所得税法第三十三条第三項から第五項までの規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（雑所得に関する経過措置）

第五条　新所得税法第三十五条第五項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用する。

（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法に関する経過措置）

第六条　新所得税法第四十八条の二第一項の規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第十一号に定める日から同条第十号に定める日の前日までの間における新所得税法第四十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「暗号資産につき」とあるのは、「暗号資産（金融商品取引法第二条第四十九項（定義）に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）につき」とする。

（損益通算に関する経過措置）

第七条　新所得税法第六十九条第二項の規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（ひとり親控除に関する経過措置）

第八条　新所得税法第八十一条の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（基礎控除に関する経過措置）

第九条　新所得税法第八十六条の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第八十六条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（確定申告書の添付書類に関する経過措置）

第十条　新所得税法第百二十条第六項及び第七項（これらの規定を所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、令和九年一月一日以後に令和八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十一条　新所得税法第二百三条の三の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この項及び次項並びに附則第四十四条並びに第四十五条第二項及び第三項において「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2　居住者に対し、公的年金等で政令で定めるもの（以下この項及び次項並びに次条第一項において「特定公的年金等」という。）の支払者が令和八年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする場合において、第一号に掲げる所得税の額の合計額が同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しなければならない。

一　令和八年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額の合計額

二　新所得税法第二百三条の三（第一号イ及び第四号に係る部分に限る。）並びに第七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の十五の三（第二項第一号に係る部分に限る。）及び第四十一条の十六の二第三項の規定の適用があるものとした場合における令和八年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収されるべき税額

3　前項の場合において、同項に規定する超過額を令和八年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない超過額（当該超過額のうちにまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下この項及び次項において「過納額」という。）があるときは、前項に規定する支払者は、その過納額を還付する。

4　過納額の還付の手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条　前条第二項に規定する支払者が、同項の居住者に対して令和八年十二月一日以後その年最後に支払う特定公的年金等につき所得税及び復興特別所得税を徴収する場合における同項から同条第四項までの規定の適用については、同条第二項中「掲げる所得税の額」とあるのは「掲げる所得税及び復興特別所得税の額」と、「掲げる税額」とあるのは「掲げる合計額」と、「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と、同項第一号中「の合計額」とあるのは「及び第十二条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「旧特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「税額」とあるのは「税額及び旧特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収されるべき税額の合計額」と、同条第三項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「次条第一項の規定により読み替えて適用する前二項」とする。

2　第十二条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（附則第八十八条第三項及び第四項において「旧特別措置法」という。）第二十八条第九項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第十一項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する前条第二項又は第三項の規定による所得税及び復興特別所得税の充当又は還付があった場合について準用する。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十三条　新所得税法別表第二から別表第四までの規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2　新所得税法別表第五の規定は、令和八年分の所得税については、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについては、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十四条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（次条及び附則第十六条において「新法人税法」という。）の規定は、内国法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び法人（人格のない社団等を含む。）の施行日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

第十五条　新法人税法第八十二条の三第七項、第十一項及び第十四項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十三条の規定にかかわらず、内国法人の令和八年一月一日以後に開始する対象会計年度について適用する。この場合において、同日から同年三月三十一日までの間に開始した対象会計年度における新法人税法第八十二条の三第七項、第十一項及び第十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	第二項第一号から第三号まで	
第十一項	第六項から第九項までの規定は、これらの規定	第七項の規定は、同項の同項
	第一項	第六項から第九項までのいずれか
場合（	所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「改正法」という。）附則第十六条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定により読み替えられた第百五十条の三第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループをいい、旧国際最低課税額等報告事項等法人税法第八十二条の二第一項	第七項
（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定	場合（改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた	の規定

第十四項		
第六項から第八項まで及び前三項	第七項及び第十一項	
第四項に	旧法人税法第八十二条の二第四項に	
第六項及び第七項中「第二項第一号	第七項中「第八十二条の二第二項第一号	
「第四項第一号から第三号まで」と、第八項中「第二項第一号イ」とあるのは「第四項第一号イ」と、同項各号中「構成会社等の所在地国における」とあるのは「共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の」と、「係る当該特定多国籍企業グループ等の」とあるのは「係る」と、第十一項中「第六項から第九項まで」とあるのは「第六項から第八項までの規定」と、「ついて第六項から第八項までの規定」とあるのは「ついて第六項から第九項まで」と、第十二項中「第二項第一号」とあるのは「第四項第一号」と、前項中「第二項第三号若しくは」とあるのは「第四項第三号若しくは」と、「第四項第三号ハ」とあるのは「第四項第三号ハ」	、「第八十二条の二第四項第一号から第三号まで」	

（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）

第十六条　新法人税法第百五十条の三第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十九条第一項の規定にかかわらず、令和八年一月一日以後に開始する対象会計年度に係る新法人税法第百五十条の三第一項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等について適用する。この場合において、同日から同年三月三十一日までの間に開始した対象会計年度に係る同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等に係る同項から同条第三項まで及び同条第七項から第九項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	又は当該特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地国が我が国であるものに限る。第四項において同じ。）を有する構成会社等である外国法人（以下	（以下
第一項第一号イ	第八十二条の三第二項第一号イ(3)	所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二条の規定（同法附則第一条第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第八十二条の二第二項第一号イ(3)
第一項第一号ロ	又は各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を課する	を課する
第八十二条の三第一項	第八十二条の二第一項	旧法人税法第八十二条の二第一項

第一項第二号	第八十二条の二第一項（除外会社等に関する特例）、第八十二条の三第六項から第九項まで、第十二項若しくは第十三項（これらの規定（同条第八項を除く。）を同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第八十二条の十一第四項（国際最低課税残余額）	旧法人税法第八十二条の二第六項から第八項まで、第十一項若しくは第十二項（これらの規定（同条第八項を除く。）を同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第八十二条の三第一項（除外会社等に関する特例）の規定、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十五条（国際最低課税額に関する経過措置）の規定により読み替えられた第八十二条の三第七項（国際最低課税額）（同条第十四項において準用する場合を含む。）
第一項第三号	第八十二条の二第一項	旧法人税法第八十二条の三第一項
第三項	事項及び次項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項	事項
第七項	又は前項の規定の適用を受けるグループ国内最低課税額報告対象法人は、第三項又は前項	は、同項
	又は当該グループ国内最低課税額報告対象法人の納税地	の納税地
第九項	又はグループ国内最低課税額報告対象法人が最初に第一項、第四項	が最初に第一項
	、グループ国内最低課税額報告事項等又は	又は
	他の法人又は当該特定多国籍企業グループ等に係る第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等であつた他の法人	他の法人
	、第四項、第五項及び	及び

2　前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十六条第二項の規定の適用については、同項中「令和六年新法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法人税法」と、「特例）」とあるのは「その他」と、「は、」とあるのは「は、」と、「」とする」とあるのは「の規定その他」とする」とする。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定により読み替えられた新法人税法第百五十条の三第一項の規定による令和八年一月一日から同年三月三十一日までの間に開始した対象会計年度に係る同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等の提供に関し必要な事項は、政令で定める。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十七条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則第二十一条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、令和十年四月一日以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第十九条までにおいて同じ。）及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）並びに同日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条において同じ。）に係る消費税について適用し、同日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び同日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに同日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第十八条　第三条の規定による改正前の消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者の令和十年四月一日を含む課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）において、新消費税法が当該課税期間の基準期間（消費税法第二条第一項第十四号に規定する基準期間をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）又は特定期間（消費税法第九条の二第四項に規定する特定期間をいう。次項及び第四項において同じ。）の初日から施行されていたものとし、かつ、附則第二十条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして計算した当該課税期間の基準期間における課税売上高（新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）又は特定期間における課税売上高（消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高をいう。次項及び第四項において同じ。）が千万円を超えるときは、当該事業者の同月一日から当該課税期間の末日までの間に行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項及び附則第二十一条第四項において同じ。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。附則第二十一条第四項において同じ。）については、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。この場合における消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第十一条又は第十二条第一項から第六項まで」とあるのは、「第十一条、第十二条第一項から第六項まで又は所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十八条第一項」とする。

2　令和十年四月一日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高については、当該基準期間又は当該特定期間の初日が同月一日前であるときは、新消費税法が当該基準期間又は当該特定期間の初日から施行されていたものとし、かつ、附則第二十条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、消費税法第九条第二項又は第九条の二第二項の規定により計算する。

3　第一項又は前項の規定の適用を受ける課税期間に係る基準期間において特定少額資産の譲渡（新消費税法第二条第一項第八号の六に規定する特定少額資産の譲渡をいう。次項において同じ。）に該当する資産の譲渡等を行っていた事業者が、前二項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条第二項の規定にかかわらず、新消費税法が令和九年十月一日から施行されていたものとし、かつ、附則第二十条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、同日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高（当該期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額から当該期間中に行った消費税法第九条第二項第一号に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。次項において同じ。）に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

4　第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税期間に係る特定少額資産の譲渡に該当する資産の譲渡等を行っていた事業者が、これらの規定により特定期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条の二第二項の規定にかかわらず、新消費税法が令和九年十月一日から施行されていたものとし、かつ、附則第二十条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、同日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高を特定期間における課税売上高とすることができる。

5　第一項の規定の適用を受ける事業者が、令和十年四月一日から同日を含む課税期間の末日までの間にあった消費税法第十条第一項に規定する相続により、被相続人の事業を承継した場合における同項の規定の適用については、同項中「又は前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十八条第一項の規定により」とする。

6　第一項の規定の適用を受ける事業者が、令和十年四月一日から同日を含む課税期間の末日までの間に行った消費税法第十一条第一項に規定する合併又は同法第十二条第五項に規定する吸収分割に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「又は第九条の二第一項の規定により」とあるのは、「第九条の二第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十八条第一項の規定により」とする。

（相続があった場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置）

第十九条　令和十年四月一日以後に消費税法第十条第一項に規定する相続があった場合における同項又は同条第二項に規定する被相続人の基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が同月一日前であるときは、新消費税法が当該基準期間の初日から施行されていたものとし、かつ、次条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、消費税法第九条第二項の規定により計算する。

2　令和十年四月一日以後に消費税法第十一条第一項若しくは第三項に規定する合併があった場合における同条各項に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額又は同法第十二条第七項に規定する分割等があった場合における同条第一項から第四項までに規定する基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額若しくは同条第五項に規定する吸収分割があった場合における同項若しくは同条第六項に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額については、これらの期間の初日が同月一日前であるときは、新消費税法が当該期間の初日から施行されていたものとし、かつ、次条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、消費税法第十一条各項又は第十二条第一項から第六項までの規定に基づく政令の規定により計算する。

3　消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が令和十年四月一日以後である場合における同項に規定する基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額については、当該期間の初日が同月一日前であるときは、新消費税法が当該期間の初日から施行されていたものとし、かつ、次条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、消費税法第十二条の三第一項の規定に基づく政令の規定により計算する。

（第二種プラットフォーム事業者の指定等に関する経過措置）

第二十条　新消費税法第十五条の三第二項及び第三項の規定は、令和十年四月一日以後に終了する課税期間から適用する。

2　前項の規定にかかわらず、国税庁長官は、新消費税法が令和九年一月一日から施行されていたものとして計算したプラットフォーム事業者（新消費税法第十五条の二第一項に規定するプラットフォーム事業者をいう。以下この項において同じ。）の同日から同年三月三十一日までの期間における、当該プラットフォーム事業者の提供する同条第一項に規定するデジタルプラットフォームを介

して行われる新消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡に係る同条第二項に規定する対価の額のうち当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額に四を乗じて得た金額が五十億円を超える場合には、令和十年四月一日前においても、当該プラットフォーム事業者を、同項の規定の例により、同項の指定をするものとする。この場合において、当該指定は、同日において同項の規定により行われたものとみなし、そのみなされる指定は、同項後段の規定にかかわらず、同日に、その効力を生ずる。

3　前項前段の規定により新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けるべき者は、令和九年六月三十日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

4　国税庁長官は、第二項前段の規定により新消費税法第十五条の三第二項の指定を行った場合又は次項の規定による同条第六項前段の届出書の提出を受けた場合には、令和十年四月一日前においても、同条第四項及び第六項後段の規定の例により、同条第四項の規定による通知及び公表並びに同条第六項後段の規定による公表をするものとする。

5　第二項前段の規定により新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者は、前項の規定による同条第四項の通知を受けた場合又は前項の規定により同条第四項の規定による公表をされた事項に変更があった場合には、令和十年四月一日前においても、同条第五項及び第六項前段の規定の例により、同条第五項の通知及び同条第六項前段の届出書の提出をしなければならない。

（特定少額資産販売事業者の登録等に関する経過措置）

第二十一条　新消費税法第五十七条の七第一項の登録を受けようとする事業者は、令和十年四月一日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。

2　前項の規定により新消費税法第五十七条の七第二項の申請書を提出した事業者（次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があったときは、令和十年四月一日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

3　税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の七第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、令和十年四月一日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

4　第一項の規定により新消費税法第五十七条の七第二項の申請書を提出した事業者（消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者を除く。）の登録開始日（新消費税法第五十七条の七第一項の登録がされた日と令和十年四月一日とのいずれか遅い日をいう。以下この項において同じ。）を含む課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸収分割があったことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（国際観光旅客税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第四条の規定による改正後の国際観光旅客税法（次項において「新国際観光旅客税法」という。）第十五条の規定は、令和八年七月一日以後に締結される運送契約及び同日前に締結された運送契約（同日前に本邦からの出国の日を定めたものを除く。）に基づく国際観光旅客等（国際観光旅客税法第二条第一項第三号に規定する国際観光旅客等をいう。以下この項において同じ。）の当該出国に係る国際観光旅客税について適用し、同月一日前に締結された運送契約（同日前に本邦からの出国の日を定めたものに限る。）に基づく同月一日以後の国際観光旅客等の当該出国に係る国際観光旅客税については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、運送契約その他の契約において運賃の領収とは別に国際観光旅客税を徴収することとされているときは、同項の規定にかかわらず、当該国際観光旅客税については、新国際観光旅客税法第十五条の規定を適用する。

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　令和九年十月一日前に第五条の規定による改正前の国税通則法（以下この条及び附則第七十一条において「旧国税通則法」という。）第十一章第一節の規定により記録命令付差押え（旧国税通則法第百三十二条第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。）に係る旧国税通則法第百三十二条第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第二十四条　新租税特別措置法第三条（第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項第一号に規定する特定公社債以外の公社債（租税特別措置法第二条第一項第五号に規定する公社債をいう。附則第三十八条において同じ。）の利子について適用する。

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第九条の四の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に定める日以後の同項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用する。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第十条（第七項を除く。）の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十条第七項の規定は、個人の令和九年分以後において生ずる同条第八項第七号に規定する控除しきれない金額について適用する。

3　個人の令和八年分以前の第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条第七項に規定する特別試験研究費の額については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十条の二の規定は、令和九年分以後の所得税について適用する。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第十条の五の規定は、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日以後に同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取得等（同条第一項に規定する取得等をいう。）をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

について施行日前に同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十八条　旧租税特別措置法第十条の五第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項に規定する計画の認定を受けた個人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る同条第三項第三号に規定する適用年の年分の所得税については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十九条　新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　個人の令和九年分以後の所得税について前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第十条の五の規定の適用を受ける場合には、新租税特別措置法第十条の五の四第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する控除対象雇用者給与等支給増加額は、当該控除対象雇用者給与等支給増加額から旧租税特別措置法第十条の五の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等（旧租税特別措置法第十条の五の四第五項第二号に規定する給与等をいう。）の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額とする。

（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第十条の五の五第一項及び第三項の規定は、個人が取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する生産工程効率化等設備で施行日以後に受ける同項に規定する特定認定に係る同項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載されたものについて適用し、個人が取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する生産工程効率化等設備で施行日前に受けた同項に規定する特定認定に係る同項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載されたものについては、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第十条の六第五項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項第九号中「第十条の五の五第三項」とあるのは「前条第三項」と、同条第二項中「、第十条の五の四第三項又は前条第四項」とあるのは「又は第十条の五の四第三項」と、同条第三項中「、第十条の五の四第四項第九号又は前条第五項」とあるのは「又は第十条の五の四第四項第九号」とする。

3　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六第二項、第三項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「第十条第七項、第十条の二の二第二項」とあるのは「第十条第七項」と、同条第三項中「第十条第八項第七号、第十条の二の二第四項第五号」とあるのは「第十条第八項第七号」と、同条第五項中「第三号、第三号の二（第十条の二の二第一項に係る部分に限る。）」とあるのは「第三号」と、同条第六項中「第十条の二第三項、第十条の二の二第五項」とあるのは「第三項」とする。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三十二条　旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する特定総合効率化計画について施行日前に同項に規定する認定を受けた個人が令和九年三月三十一日以前に取得又は建設をした同項に規定する倉庫用建物等（施行日以後に同項に規定する倉庫業の用に供した同項に規定する倉庫用建物等にあっては、やむを得ない事情により施行日の前日までにその用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。

2　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十九条第二項の規定の適用については、同項中「、第十条の二第一項又は第十条の二の二第一項」とあるのは、「又は第十条の二第一項」とする。

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第三十三条　新租税特別措置法第二十五条の二の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第二十七条の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項）につき新租税特別措置法第二十七条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第三十五条　新租税特別措置法第二十八条の二第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（給与所得控除の最低控除額等の特例に関する経過措置）

第三十六条　新租税特別措置法第二十九条の四第四項の規定は、令和八年分の所得税については、同年中に支払うべき所得税法第百九十条第一号に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて適用する。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項）につき新租税特別措置法第二十九条の四の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十七条　新租税特別措置法第三十一条の二（第二項第十号及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2　老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号。以下この項において「区分所有法等改正法」という。）第三条の規定による改正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「旧円滑化法」という。）第百十三条に規定する認定買受計画（区分所有法等改正法附則第五条第八項の規定によりなお従前の例によることとされる旧円滑化法第百十一条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のものを含む。第六項及び附則第六十二条第三項において「認定買受計画」という。）は、新租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号に規定する認定除却等計画とみなして、同条の規定を適用する。

3　新租税特別措置法第三十一条の二第五項の規定は、個人が令和十年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

4　新租税特別措置法第三十三条の三第六項及び第七項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第六項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第六項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第三十四条の二（第二項第二十二号及び第二十二号の二に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った同項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6　認定買受計画は、新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十二号の二に規定する認定除却等計画とみなして、同条の規定を適用する。

7　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）の譲渡については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十八条　新租税特別措置法第三十七条の十第三項（第八号ロに係る部分に限る。）の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同号に規定する特定公社債以外の公社債の同号に規定する償還により施行日以後に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産について適用する。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過措置）

第三十九条　新租税特別措置法第三十八条の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三の規定は、新租税特別措置法第三十八条の二第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡について適用する。

2　新租税特別措置法第三十八条の二第四項から第九項までの規定は、同条第四項の暗号資産取引業者が附則第一条第十号に定める日の属する年の翌年の一月一日以後に同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で行う同項の特定暗号資産についての同項に規定する行為について適用する。

（居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十条　新租税特別措置法第四十条の四の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第八項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第十項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条の七の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第八項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第十項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分適用

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十三条　新租税特別措置法第四十一条の十四第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

（公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置）

第四十四条　新租税特別措置法第四十一条の十五の三第二項第一号の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

（令和八年分以後の各年分の基礎控除等の特例に関する経過措置）

第四十五条　令和七年分の所得税に係る旧租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項に規定する基礎控除の額については、なお従前の例による。

２　新租税特別措置法第四十一条の十六の二第三項の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定及び新租税特別措置法第四十一条の十五の三の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

３　新租税特別措置法第四十一条の十六の二第四項の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定及び新租税特別措置法第四十一条の十五の三の規定は、令和十年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

４　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項）につき新租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する経過措置）

第四十六条　新租税特別措置法第四十一条の十七の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定の基準所得金額の課税の特例に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第四十一条の十九の三第十項から第十六項までの規定は、同条第一項に規定する特定個人、個人又は同条第七項に規定する特例対象個人が、当該特定個人、個人又は特例対象個人の所有する同条第一項に規定する居住用の家屋について同条第十項に規定する特例対象高齢者等居住改修工事等、同条第十一項に規定する特例対象一般断熱改修工事等、同条第十二項に規定する特例対象多世帯同居改修工事等、同条第十三項に規定する特例対象住宅耐震改修若しくは特例対象耐久性向上改修工事等又は同条第十六項に規定する特例対象子育て対応改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和八年一月一日以後に当該特定個人、個人又は特例対象個人の居住の用に供する場合について適用する。

（非居住者又は外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第四十九条　新租税特別措置法第四十一条の二十一の規定は、同条第一項の非居住者が施行日以後に有することとなる当該非居住者に係る同項に規定する国内源泉所得又は同項の外国法人が施行日以後に支払を受けるべき当該外国法人に係る同項に規定する国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の非居住者が施行日前に有することとなった当該非居住者に係る同項に規定する国内源泉所得又は同項の外国法人が施行日前に支払を受けるべき当該外国法人に係る同項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第五十条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第六十二条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十一条　新租税特別措置法第四十二条の四（第七項を除く。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度（同条第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度を除く。）分の法人税及び同項第三号の通算法人に係る租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人（以下附則第五十八条までにおいて「通算親法人」という。）の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の新租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する適用対象事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度（旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度を除く。）分の法人税及び旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

２　新租税特別措置法第四十二条の四第七項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度（同条第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度を除く。）において生ずる同条第十九項第十号に規定する控除しきれない金額及び同条第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度において生ずる同項第十三号イに掲げる金額について適用する。

３　法人の施行日前に開始した事業年度（旧租税特別措置法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第三号の通算法人の同条第十八項において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度（以下この項において「適用対象事業年度」という。）を除く。）の同条第七項に規定する特別試験研究費の額及び同条第十八項において準用する同条第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度の同条第七項に規定する特別試験研究費の額については、なお従前の例による。

４　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の四第八項（第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第十四項及び第十九項の規定の適用については、同条第八項第六号ロ及び第七号並びに第十四項中「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「次条第二項」と、同条第十九項第二号イ中「から第四十二条の五まで」とあるのは「、次条」とする。

５　新租税特別措置法第四十二条の四の二の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度（同条第二項において準用する新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の新租税特別措置法第四十二条の四の二第二項において準用する新租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する適用対象事業年度（以下この項において「適用対象事業年度」という。）を除く。）分の法人税及び新租税特別措置法第四十二条の四の二第二項において準用する新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

6　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の四の二第二項の規定の適用については、同項の表前条第十四項の項の中欄中「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「次条第二項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から」と、同項の下欄中「第四十二条の五第二項第二号」とあるのは「から」とする。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第四十二条の十第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等（平成三十一年三月三十一日以前に受けた同項第一号に規定する財務省令で定める確認に係る同項に規定する事業実施計画に同日において記載されているもの（以下この条において「経過特定機械装置等」という。）を除く。）について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する特定機械装置等（経過特定機械装置等を含む。）については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第四十二条の十二の規定は、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日以後に同項又は同条第二項に規定する認定を受ける法人が取得等（同条第一項に規定する取得等をいう。）をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十四条　旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項に規定する計画の認定を受けた法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る同条第六項第三号に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十五条　法人の施行日以後に開始する事業年度において前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、新租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する控除対象雇用者給与等支給増加額は、当該控除対象雇用者給与等支給増加額から旧租税特別措置法第四十二条の十二の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等（旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第五項第三号に規定する給与等をいう。）の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額とする。

（生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十六条　新租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項及び第二項の規定は、法人が取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する生産工程効率化等設備で施行日以後に受ける同項に規定する特定認定に係る同項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載されたものについて適用し、法人が取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する生産工程効率化等設備で施行日前に受けた同項に規定する特定認定に係る同項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載されたものについては、なお従前の例による。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第五十七条　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三第一項から第三項まで、第五項、第七項及び第八項の規定の適用については、同条第一項第三号中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「第四十二条の四の二第二項」と、同条第二項中「第四十二条の四第七項、第四十二条の五第二項」とあるのは「第四十二条の四第七項」と、同条第三項中「第四十二条の四第十九項第十号、第四十二条の五第五項第五号」とあるのは「第四十二条の四第十九項第十号」と、同条第五項中「第四号、第四号の二（第四十二条の五第一項に係る部分に限る。）」とあるのは「第四号」と、同条第七項中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「第四十二条の四の二第二項」と、「第四号又は第四号の二（第四十二条の五第一項に係る部分に限る。）」とあるのは「又は第四号」と、同条第八項中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「第四十二条の四の二第二項」と、「第四十二条の四の二第四項、第四十二条の五第六項」とあるのは「第四十二条の四の二第四項」とする。

2　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項第十四号中「第四十二条の十二の六第二項」とあるのは「前条第二項」と、同項第十五号中「第四十二条の十二の六第三項」とあるのは「前条第三項」と、同条第二項中「、第四十二条の十二の六第四項若しくは第七項又は前条第三項」とあるのは「又は前条第四項若しくは第七項」と、同条第三項中「、第四十二条の十二の六第五項若しくは第八項又は前条第四項」とあるのは「又は前条第五項若しくは第八項」とする。

3　新租税特別措置法第四十二条の十三第七項の規定は、同項に規定する通算法人に係る通算親法人の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同項に規定する適用対象事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の十三第七項に規定する通算法人に係る通算親法人の施行日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同項に規定する適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に関する経過措置）

第五十八条　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「第四十二条の四の二第二項」と、同条第四項中「第四十二条の五第一項若しくは第二項若しくは同条第三項第二号において準用する第四十二条の四第十四項、第四十二条の六第二項」とあるのは「第四十二条の六第二項」と、同項第二号中「又は第四十二条の五第一項の規定」とあるのは「の規定」と、「第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第四十二条の五第三項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とあるのは「場合　同項第六号ロ」とする。

2　新租税特別措置法第四十二条の十四第四項（新租税特別措置法第四十二条の四第四項及び第十四項に係る部分に限る。）の規定は、新租税特別措置法第四十二条の四第四項又は第十四項の規定により新租税特別措置法第四十二条の十四第四項に規定する通算法人の施行日以後に開始する同項に規定する五年内事業年度（新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額から控除された金額及び新租税特別

措置法第四十二条の四第四項又は第十四項の規定により同条第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度に該当する新租税特別措置法第四十二条の十四第四項に規定する五年内事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額について適用する。

3　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十四第四項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の六第三項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の六第三項」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第五十九条　旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する特定総合効率化計画について施行日前に同項に規定する認定を受けた法人が令和九年三月三十一日以前に取得又は建設をした同項に規定する倉庫用建物等（施行日以後に同項に規定する倉庫業の用に供した同項に規定する倉庫用建物等にあっては、やむを得ない事情により施行日の前日までにその用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。

2　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の四の二第一項又は第四十二条の五第一項」とあるのは、「又は第四十二条の四の二第一項」とする。

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十条　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは、「第四十二条の四の二第二項」とする。

（土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第六十一条　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第九項並びに第六十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは、「第四十二条の四の二第二項」とする。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十二条　新租税特別措置法第六十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第九項及び第十項の規定は、法人が施行日以後に行う同号に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条第一項第六号に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十五条の四第一項（第二十二号及び第二十二号の二に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　認定買受計画は、新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十二号の二に規定する認定除却等計画とみなして、同条の規定を適用する。

4　法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）の譲渡をした場合における施行日前に取得（建設及び製作を含む。以下この項及び次項において同じ。）をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第六十三条　新租税特別措置法第六十六条の六の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第八項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第十項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第十項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分課税対象金額について適用し、法人が施行日以後に同表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

2　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七の規定の適用については、同条第九項中「第四十二条の五第八項、第四十二条の六第九項」とあるのは、「第四十二条の六第九項」とする。

3　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七の規定の適用については、同条第九項中「、第四十二条の十二の六第十七項又は第四十二条の十二の七第十一項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の六第十七項」とする。

4　新租税特別措置法第六十六条の九の二の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第八項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第十項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

5　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定の適用については、同条第八項中「第四十二条の五第八項、第四十二条の六第九項」とあるのは、「第四十二条の六第九項」とする。

6　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定の適用については、同条第八項中「、第四十二条の十二の六第十七項又は第四十二条の十二の七第十一項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の六第十七項」とする。

（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十四条　新租税特別措置法第六十六条の十三第一項、第十一項及び第十三項（第五号並びに第八号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の十三第十項（第二号に係る部分に限る。）、第十二項及び第十三項（第一号、第四号及び第八号（イ及びロに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定は、同条第一項に規定する特定株式を発行した法人が施行日以後に行われる合併により解散する場合について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する特定株式を発行した法人が施行日前に行われた合併により解散する場合については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十六条の十三第十三項（第一号、第三号から第五号まで、第八号及び第九号に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する設定法人を租税特別措置法第二条第二項第三号に規定する被合併法人とする合併について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第六十六条の十三第十一項に規定する設定法人を同号に規定する被合併法人とする合併については、なお従前の例による。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第六十五条　新租税特別措置法第六十七条の五第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第六十七条の十六第五項の規定は、同条第一項の外国法人が施行日以後に有することとなる同項に規定する対象国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十六第一項の外国法人が施行日前に有することとなった同項に規定する対象国内源泉所得については、なお従前の例による。

（認定株式分配に係る課税の特例に関する経過措置）

第六十七条　施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の二第一項の認定を受けた法人が行う同項に規定する現物分配については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第六十八条　新租税特別措置法第七十条の六の八第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和九年分以後の所得税に係る青色申告書（所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表に計上されている新租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産に係る贈与税について適用し、令和八年分以前の所得税に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている旧租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産について同条第一項の規定の適用を受けた特例事業受贈者（租税特別措置法第七十条の六の八第二項第二号に規定する特例事業受贈者をいう。）に係る旧租税特別措置法第七十条の六の八第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、特例受贈事業用資産（租税特別措置法第七十条の六の八第一項に規定する特例受贈事業用資産をいい、同条第五項第三号の規定により同号の特例受贈事業用資産とみなされたものを含む。）に係る令和九年分以後の各年分の事業所得（所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得をいう。第四項において同じ。）につき、新租税特別措置法第二十五条の二第一項の規定の適用を受ける場合（所得税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける場合及び新租税特別措置法第二十五条の二第四項に規定する場合に該当しない場合を除く。第四項において同じ。）又は同条第四項の規定の適用を受ける場合における当該各年分の青色申告書は、旧租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する青色申告書とみなす。

3　新租税特別措置法第七十条の六の十第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和九年分以後の所得税に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている同号に規定する特定事業用資産（租税特別措置法第七十条の六の十第三十項の規定の適用を受ける同項の特例受贈事業用資産を含む。）に係る相続税について適用し、令和八年分以前の所得税に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている旧租税特別措置法第七十条の六の十第二項第一号に規定する特定事業用資産（租税特別措置法第七十条の六の十第三十項の規定の適用を受けた同項の特例受贈事業用資産を含む。次項において同じ。）に係る相続税については、なお従前の例による。

4　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第七十条の六の十第二項第一号に規定する特定事業用資産について同条第一項の規定の適用を受けた特例事業相続人等（租税特別措置法第七十条の六の十第二項第二号に規定する特例事業相続人等をいう。）に係る旧租税特別措置法第七十条の六の十第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、特例事業用資産（租税特別措置法第七十条の六の十第一項に規定する特例事業用資産とみなされたものを含む。）に係る令和九年分以後の各年分の事業所得につき、新租税特別措置法第二十五条の二第一項の規定の適用を受ける場合又は同条第四項の規定の適用を受ける場合における当該各年分の青色申告書は、旧租税特別措置法第七十条の六の十第二項第一号に規定する青色申告書とみなす。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第六十九条　老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号。以下この項において「区分所有法等改正法」という。）附則第五条第五項第一号に掲げる組合は新租税特別措置法第七十六条第一項に規定する施行者と、区分所有法等改正法附則第五条第五項第二号に掲げる組合は新租税特別措置法第七十六条第二項に規定する組合とそれぞれみなして、同条第一項及び第二項の規定を適用する。

2　附則第一条第十九号に定める日前に金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）第一条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）附則第八条第三項若しくは第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される同法第五条第一項の経営強化計画若しくは同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項の経営強化計画又は同法附則第八条第三項若しくは第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される同法第九条第一項の変更後の経営強化計画若しくは同法附則第九条第三項の規定により適用される同法第十九条第一項の変更後の経営強化計画が提出された場合には、これらの経営強化計画又は変更後の経営強化計画を新租税特別措置法第八十条の二に規定する経営強化計画又は変更後の経営強化計画とみなして、同条の規定を適用する。

3　新租税特別措置法第八十条の二の規定（同条に規定する組織再編成等実施計画に係る部分に限る。）は、附則第一条第十九号に定める日以後に新租税特別措置法第八十条の二に規定する組織再編成等実施計画が提出される場合における同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第八十条の二に規定する実施計画が提出された場合における同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

４　施行日から令和九年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「第三十条の四第二項第九号イ⑵」とあるのは、「第三十条の四第二項第十一号イ⑵」とする。

５　新租税特別措置法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する計画認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する計画認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

６　新租税特別措置法第八十三条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第七十条　令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項の規定の適用を受けた検査自動車（租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。次項において同じ。）に係る旧租税特別措置法第九十条の十二第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

２　新租税特別措置法第九十条の十二第四項第一号イ、第二号又は第三号に掲げる検査自動車のうち、同条第一項第四号イ⑵に規定するエネルギー消費効率が、同号イ⑵に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であり、かつ、同号イ⑵に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるものとして財務省令で定めるもので令和九年五月一日から令和十年四月三十日までの間において同条の規定の適用がないものについて当該期間内に租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税については、同法第九十条の十一から第九十条の十一の三までの規定は、適用しない。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十一条　令和九年十月一日前に第十条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約等実施特例法」という。）第十条の三の規定及び旧租税条約等実施特例法第十条の四において準用する旧国税通則法第十一章第一節の規定により記録命令付差押え（旧租税条約等実施特例法第十条の三第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。）に係る旧租税条約等実施特例法第十条の三第三項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十二条　施行日前に第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十条第一項に規定する指定を受けた個人が令和十年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等（施行日以後に事業（同項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した同条第一項に規定する特定機械装置等にあっては、やむを得ない事情により施行日の前日までに事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号。以下この項及び第三項において「旧復興特区法」という。）」と、「同法」とあるのは「旧復興特区法」と、「令和八年三月三十一日までの期間」とあるのは「令和十年三月三十一日までの期間」と、同項第一号中「令和八年三月三十一日」とあるのは「令和十年三月三十一日」と、同条第三項中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「旧復興特区法」と、同条第十一項中「並びに」とあるのは「並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の」とする。

２　前項の規定の適用がある場合における第十一条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）の規定の適用については、新震災特例法第十条第一項から第四項までの規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第十条の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十三条　新震災特例法第十条の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十条の二第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十四条　施行日前に旧震災特例法第十条の三第一項に規定する指定を受けた個人が同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五条　新震災特例法第十条の三の規定は、施行日以後に同条第一項の表の各号の第一欄に規定する認定又は指定を受ける個人の同項に規定する適用年の年分の所得税について適用し、施行日前に旧震災特例法第十条の三の二第一項の表の各号の第一欄に規定する認定又は指定を受けた個人の同項に規定する適用年の年分の所得税については、なお従前の例による。

２　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十条の三第一項の規定の適用については、同項中「第十条から第十条の二の二まで」とあるのは、「第十条又は第十条の二」とする。

（個人の特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第七十六条　個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

（個人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

第七十七条　個人が令和九年三月三十一日以前に取得又は製作をした旧震災特例法第十一条の二第一項に規定する被災代替船舶（施行日以後に事業の用に供した同項に規定する被災代替船舶にあっては、やむを得ない事情により施行日の前日までに事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等に関する経過措置）

第七十八条　新震災特例法第十一条の五第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧震災特例法第十一条の五第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

（東日本大震災によって被害を受けた住宅被災者が住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第七十九条　新震災特例法第十三条の二の規定は、同条第一項に規定する住宅被災者が令和八年一月一日以後に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が同日前に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十条　施行日前に旧震災特例法第十七条の二第一項に規定する指定を受けた法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第八十六条までにおいて同じ。）が令和十年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二第一項に規定する特定機械装置等（施行日以後に事業の用に供した同項に規定する特定機械装置等にあっては、やむを得ない事情により施行日の前日までに事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この項及び次項において「旧復興特区法」という。）」と、「同法」とあるのは「旧復興特区法」と、「令和八年三月三十一日までの期間」とあるのは「令和十年三月三十一日までの期間」と、同項第一号中「令和八年三月三十一日」とあるのは「令和十年三月三十一日」と、同条第二項中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「旧復興特区法」と、同条第十四項中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四から第四十二条の五まで」と、「第四十二条の十一の三第二項、第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二第二項」と、「第七項」とあるのは「第七項、第四十二条の十二の七第二項及び第三項」と、「規定並びに」とあるのは「規定並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における新震災特例法の規定の適用については、新震災特例法第十七条の二第一項から第三項までの規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第十七条の二の規定その他これに類する規定として政令で定める規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

3　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四から第四十二条の五まで」とあるのは、「第四十二条の四、第四十二条の四の二」とする。

4　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「、「第七項」とあるのは「第七項、第四十二条の十二の七第二項及び第三項」と、「規定」とあるのは、「、「規定」とする。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十一条　新震災特例法第十七条の二の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十七条の二第十四項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四から第四十二条の五まで」とあるのは、「第四十二条の四、第四十二条の四の二」とする。

3　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十七条の二第十四項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の七第二項及び第三項並びに」とあるのは、「並びに」とする。

（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十二条　施行日前に旧震災特例法第十七条の三第一項に規定する指定を受けた法人が同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十三条　新震災特例法第十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一項の表の各号の第一欄に規定する認定又は指定を受ける法人の同項に規定する適用年度分の法人税について適用し、施行日前に旧震災特例法第十七条の三の二第一項の表の各号の第一欄に規定する認定又は指定を受けた法人の同項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四から第四十二条の五まで」とあるのは、「第四十二条の四又は第四十二条の四の二」とする。

（法人の特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第八十四条　法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

（法人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

第八十五条　法人が令和九年三月三十一日以前に取得又は製作をした旧震災特例法第十八条の二第一項に規定する被災代替船舶（施行日以後に事業の用に供した同項に規定する被災代替船舶にあっては、やむを得ない事情により施行日の前日までに事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。

2　法人税法第四条の三に規定する受託法人に対する前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第十八条の二の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等に関する経過措置）

第八十六条　新震災特例法第十八条の九第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧震災特例法第十八条の九第二項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者等に係る登録免許税の特例に関する経過措置）

第八十七条　第十一条の規定（附則第一条第六号ハに掲げる改正規定に限る。以下この項及び次項において同じ。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九条第一項の規定は、令和九年四月一日以後に同項に規定する被災者等（次項において「新被災者等」という。）が新築又は取得をする同条第一項に規定する代替建物の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九条第一項に規定する被災者等（次項において「旧被災者等」という。）が新築又は取得をした同条第一項に規定する代替建物の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　第十一条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条第一項の規定は、令和九年四月一日以後に新被災者等が取得をする同法第三十九条第一項の規定の適用を受ける建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧被災者等が取得をした第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九条第一項の規定の適用を受ける建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　新震災特例法第四十条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する者が取得をする同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧震災特例法第四十条の二第一項に規定する者が取得をした同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　旧震災特例法第四十条の三に規定する実施区域内の土地に関する権利を有する者が、施行日前に当該実施区域外の土地の所有権の取得をした場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条　第十二条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）第十三条及び第十八条第五項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　新特別措置法第二十七条、第二十八条（第五項（第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び第三十条第一項の規定は、令和九年一月一日以後に生ずる所得に対する所得税について適用し、同日前に生じた所得に対する所得税については、なお従前の例による。

3　新特別措置法第二十八条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和九年一月一日以後に発行される同号に規定する割引債について適用し、同日前に発行された旧特別措置法第二十八条第五項第二号に規定する割引債については、なお従前の例による。

4　新特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第三十三条第二項の規定は、令和九年一月一日以後に生ずる同条第一項に規定する対象所得に対する所得税に係る同条第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額について適用し、同日前に生じた旧特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第一項に規定する対象所得に対する所得税に係る同条第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額については、なお従前の例による。

（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八十九条　令和九年一月一日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における第十三条の規定による改正後の我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項において「新特別措置法」という。）第五条の二第七号の規定の適用については、同号中「、第三十八条の三第五項又は」とあるのは、「又は」とする。

2　施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新特別措置法第四十三条第二十五項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは、「第四十二条の四の二第二項」とする。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条　第十四条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次項及び第三項において「新二十八年改正法」という。）附則第五十一条の二第六項の規定は、令和八年十月一日以後に終了する特例対象課税期間（同項に規定する特例対象課税期間をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に終了する特例対象課税期間については、なお従前の例による。

2　令和八年十月一日から令和十年三月三十一日までの間における新二十八年改正法附則第五十一条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「特定少額資産の譲渡（消費税法第二条第一項第八号の六に規定する特定少額資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するもの及び同法」とあるのは「消費税法」と、「（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）の合計額」とあるのは「の合計額」とする。

3　新二十八年改正法附則第五十二条第一項（同項に規定する控除対象課税仕入れに係る部分に限る。）の規定は、令和八年十月一日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第九十一条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第三項中「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に、「又は同条第二十一項」を「（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等に」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等に」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第四項中「同条第十項」を「同条第六項」に、「第十三条第一項」を「第十三条の二第一項」に、「同法第十三条の二第一項」を「同項」に、「同条第十五項及び第十八項」を「同条第十一項及び第十四項」に、「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十八項」に、「又は同条第二十一項」を「（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第十八項」に、「同項

に規定する特例認定住宅等の新築等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第五項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十二項」に改め、同条第六項中「同条第三項第二号」を「同条第三項第一号」に、「各年又は令和三年」を「、平成三十年又は令和三年」に、「各年」を「又は平成三十年」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

第六条の二第一項中「同条第十項に」を「同条第六項に」に、「第十三条第一項」を「第十三条の二第一項」に改め、「ものをいう。」の下に「第十七項及び」を加え、「同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号」を「同条第三項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号」を「同条第四項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号」に、「、同条第十項」を「、同条第六項」に、「同条第十一項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号」に、「、同条第六項」を「同条第七項第一号イ中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同号ロ中」に、「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、」を「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、同号イ中」に、「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第五号ロ中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第八項」に、「同条第十五項及び第十八項」を「同条第十一項及び第十四項」に改め、同条第二項中「第四十一条の二第三項第二号」を「第四十一条の二第三項第一号」に、「各年又は令和三年」を「、平成三十年又は令和三年」に、「各年」を「又は平成三十年」に、「同項第二号」に、「第四十一条第十六項」を「第四十一条第二十項」に、「又は同条第二十一項」を「（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等に」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等に」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築取得等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第四項ただし書中「同条第十五項」を「同条第十一項」に改め、同条第五項中「第四十一条第十一項第一号」を「第四十一条第七項第一号ロ」に改め、同項ただし書中「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十八項」を「同条第十四項」に改め、同条第八項中「同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号」を「同条第三項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号」を「同条第四項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号」に、「、同条第十項」を「、同条第六項」に、「同条第十一項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号」に、「、同条第六項」を「同条第七項第一号イ中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同号ロ中」に、「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、」を「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、同号イ中」に、「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第五号ロ中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第八項」に、「同条第十五項及び第十八項」を「同条第十一項及び第十四項」に、「同条第十一項中」を「同条第十一項中」に、「同法第四十一条の二第三項第二号」を「同法第四十一条の二第三項第一号」に、「同条第三項第二号」を「同条第三項第一号」に、「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に、「又は同条第二十一項」を「（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等に」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等に」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築取得等（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条の二に次の一項を加える。

２　十月旧法人税法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等であって、附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた清算所得に対する法人税を課されるものが、清算中に我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律

第六十九号）第五条の六第四号イ及びロに掲げる所得につき同法第三章の二の規定により防衛特別所得税を課された場合には、十月旧法人税法第二編第三章、第百二十九条第一項、第百三十五条及び第百三十七条の規定の適用については、その課された防衛特別所得税の額は、当該内国普通法人等の当該清算所得に対する法人税（当該内国普通法人等の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。）の額から控除をされるべき所得税の額とみなす。

第九十三条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中租税特別措置法第八十八条の八の改正規定を削る。

第十一条中租税特別措置法第八十九条第十一項、第十二項及び第二十二項の改正規定を削る。

附則第一条第十二号を次のように改める。

十二　第七条及び第八条の規定並びに附則第二十六条の規定　令和十六年四月一日

附則第八十二条を次のように改める。

第八十二条　削除

第九十四条　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十八条第二項中「第十一項及び第十二項第一号」を「第十三項及び第十四項第一号」に改める。

附則第百三十六条第二項中「四年新震災特例法第十七条の二第三項の」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「令和八年旧効力震災特例法」という。）第十七条の二第三項の」に、「既に四年新震災特例法」を「既に令和八年旧効力震災特例法」に、「おいて四年新震災特例法」を「おいて令和八年旧効力震災特例法」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「四年新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改め、同条第十項中「四年新震災特例法第十七条の二の三第三項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第三項」に、「四年新震災特例法第十七条の二の三第二項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項」に改め、同条第十一項及び第十二項中「四年新震災特例法第十七条の二の三第四項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第四項」に改め、同条第十三項中「四年新震災特例法第十七条の二の三第七項において準用する四年新震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第七項において準用する同法」に改め、「と、「」の下に「令和八年旧効力震災特例法」を加え、「第十七条の二の三第三項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第三項」に改め、同条第十四項中「四年新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に、「、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三まで」を「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項及び第三項並びに第十七条の三の二」に改める。

第九十五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条中「第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件」を「第二十五条の二第五項の規定の適用を受けるために必要とされる要件」に改める。

附則第八十三条第二項中「特定復興産業集積区域（新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「令和八年旧効力震災特例法」という。）第十七条の二第三項の項において同じ。）に」を「（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）に」に、「を新震災特例法」を「を令和八年旧効力震災特例法」に改め、同項第二号中「新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改める。

附則第九十五条第二項中「特定復興産業集積区域（新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「令和八年旧効力震災特例法」という。）」に、「をいう。以下この項において同じ。）に」を「（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）に」に、「を新震災特例法」を「を令和八年旧効力震災特例法」に改め、同項第一号イ及び第二号中「新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第九十六条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「課税の特例（第三十七条―第四十二条）」及び「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（第四十三条）」を「削除」に改める。

第三章第二節第二款及び第三款を次のように改める。

第二款　削除

第三十七条から第四十二条まで　削除

第三款　削除

第四十三条　削除

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第九十七条　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この条において「旧復興特区法」という。）第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による指定を受けた個人事業者又は法人に関する旧復興特区法第三十七条第二項から第五項まで（旧復興特区法第三十八条第二項又は第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表並びに旧復興特区法第四十三条の規定による地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置については、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第九十八条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第九十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（物価上昇局面における基礎控除等の対応）

第百一条　令和十年分以後の所得税の基礎控除の額については、政府において、二年ごとに、直前の見直し後の所得税の基礎控除の額に当該見直し後二年間における総務省において作成する全国消費者物価指数の変化率を乗じて得た額を基準として見直しを行うことを基本とするものとし、給与所得控除の最低保障額についても、同様とする。

（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第百二条　電磁的記録提供命令（第五条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第百三十二条第一項又は第十条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の三第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り新国税通則法第百三十一条第一項に規定する犯則事件又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の二に規定する必要犯則情報と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十三号

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条並びに第三条の見出し及び同条第一項中「令和三年度から令和七年度まで」を「令和八年度から令和十二年度まで」に改める。

本則に次の一条を加える。

（行財政改革の徹底）

第五条　政府は、経済・財政一体改革を推進する中で、歳出及び歳入の改革、持続可能な社会保障制度を構築するための改革（現役世代の社会保険料負担を含む国民負担を軽減するための施策の実施を含む。）その他の行財政改革を徹底するものとする。

2　政府は、前項に規定する行財政改革の一環として、租税特別措置（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。）及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の適正化について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（次項において「旧法」という。）第三条第一項及び第二項並びに第四条の規定は、令和八年六月三十日までの間、なおその効力を有する。

2　旧法第三条第一項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により発行した公債については、同条第四項の規定は、なおその効力を有する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十三号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第十一条第二項及び第四項（同項の規定を同法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号、第三十一号イ及び第三十二号ロ、第九条第一項第五号、第三十三条第三項、第四十条第一項、第四十二条第一項、第四十四条、第四十八条の二第二項、第四十九条、第五十七条第八項、第六十二条第一項、第六十九条第一項、第七十二条第一項、第百三十二条第四項、第百三十五条第一項第二号、第百七十七条第一項、第二百三条の七並びに第二百二十五条第一項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「資金決済に関する法律第二条第十四項」を「金融商品取引法第二条第四十九項」に改める。

第六条第八号ロ中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」を「貯留権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に、「試掘権」を「試掘権を含む。）」に改める。

第十一条の二第二項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第十一条の三第二項中「掲げる事項に」を「定める事項に」に改め、同項第一号中「及び専門課程」を削り、同号ハ中「夜間その他特別な時間において授業を行う場合には、その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。」を「次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　夜間その他特別な時間において授業を行う場合　その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。

(2)　通信による教育を行う場合　次に掲げる事項

(i)　その一年の対面により行う授業の授業時間数が百二十時間以上であること。

(ii)　その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した単位数が十三単位以上であり、かつ、その修業期間を通ずる単位数が二十三単位以上であること。

第十一条の三第二項第二号中「前号に」を「前三号に」に改め、同号イ中「前号イ及びニ」を「第一号イ及びニ並びに前号ロ」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校の同法第百二十五条第一項に規定する専門課程及び同法第百二十五条の二第一項（専攻科）に規定する専攻科（以下この号において「専攻科」という。）の課程　次に掲げる事項（専攻科の課程にあつては、ロに掲げる事項を除く。）

イ　前号イ、ロ及びニに掲げる事項

ロ　その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した単位数が三十一単位以上であること（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項）。

(1)　夜間その他特別な時間において授業を行う場合　その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した単位数が十七単位以上であり、かつ、その修業期間を通ずる単位数が三十一単位以上であること。

(2)　通信による教育を行う場合　次に掲げる事項

(i)　その修業期間を通ずる対面により行う授業の授業時間数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した授業時間数が百二十時間以上であること。

(ii)　(1)に定める事項

三　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校の同法第百二十五条第一項に規定する一般課程　次に掲げる事項

イ　第一号イ及びニに掲げる事項

ロ　その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、それぞれの修業期間が一年以上であつて一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間）が二年以上であること。

ハ　その一年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数）が六百八十時間以上であること（通信による教育を行う場合には、第一号ハ(2)に定める事項）。

第二十条の二第一号中「第四号」を「第五号及び第六号」に改め、同条第二号中「及び第四号」を「並びに次号、第五号及び第六号」に改め、同号ト中「以上」の下に「六十五キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

チ　その通勤の距離が片道六十五キロメートル以上七十五キロメートル未満である場合　一月当たり四万五千七百円

リ　その通勤の距離が片道七十五キロメートル以上八十五キロメートル未満である場合　一月当たり五万二千七百円

ヌ　その通勤の距離が片道八十五キロメートル以上九十五キロメートル未満である場合　一月当たり五万九千六百円

ル　その通勤の距離が片道九十五キロメートル以上である場合　一月当たり六万六千四百円

第二十条の二第四号中「である者」の下に「及び次号に規定する者」を加え、「トまで」を「ルまで」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「及び次号」を「並びに次号及び第六号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者で当該交通用具の駐車のための施設（当該施設がその者の勤務する場所又は通勤の経路における駅、停留所その他の施設の周辺にあることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。以下この号及び第六号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（その通勤の距離が片道二キロメートル未満である者及び同号に規定する者を除く。）が受ける通勤手当　前号イからルまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからルまでに定める金額と一月当たりの当該駐車場等の料金に相当する金額として財務省令で定める金額（当該金額が五千円を超えるときは、五千円。第六号において「駐車場等料金相当額」という。）との合計額

第二十条の二に次の一号を加える。

六　通勤のため交通機関又は有料の道路を利用するほか、併せて自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者で駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（当該交通用具を使用する距離が片道二キロメートル未満である者を除く。）が受ける通勤手当又は通勤用定期乗車券　その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額又は定期乗車券の価額、当該交通用具を使用する距離につき第二号イからルまでに定める金額及び駐車場等料金相当額の合計額（一月当たりの金額が十五万円を超えるときは、一月当たり十五万円）

第八十一条の次に次の一条を加える。

（不足額に相当する金額の控除の順序）

第八十一条の二　法第三十三条第三項（譲渡所得）に規定する不足額に相当する金額の同項の規定による控除は、同項第三号に掲げる所得に係る残額、同項第一号に掲げる所得に係る残額又は同項第二号に掲げる所得に係る残額から順次控除するものとする。

第八十七条中「第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産」を「第二条第一項第十六号（定義）に規定する暗号資産で事業所得の基因となるもの」に改める。

第八十九条第七号中「第十一条第一項第二十五号」を「第十一条第一項第二十七号」に改める。

第九十三条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百四十九条（権利消滅期日における権利の帰属等）を「第十五条の二第二項（賃貸借の終了請求）（同法第十五条の四第一項（配偶者居住権の消滅請求）において準用する場合を含む。）、第百二十二条第二項（賃貸借の終了請求）（同法第百二十四条第一項（配偶者居住権の消滅請求）において準用する場合を含む。）若しくは第百六十三条の十五第二項（賃貸借の終了請求）（同法第百六十三条の十七第一項（配偶者居住権の消滅請求）において準用する場合を含む。）に、「同法第百五十三条（補償金）に規定する権利」を「賃貸借の終了若しくは配偶者居住権」に改める。

第百十九条の二第一項中「同項に」を「法第二条第一項第十六号（定義）に」に改め、同項第一号中「第四十八条の二第一項」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第百十九条の四第二項中「又は」を「、譲渡所得の金額又は」に改める。

第百十九条の五第二項中「事業所得の金額」の下に「、譲渡所得の金額」を加える。

第百二十条の二第一項第五号中「鉱業権」の下に「及び貯留権」を加え、同号ロ中「生産高比例法」を「生産高等比例法（当該鉱業権又は貯留権の取得価額をこれらの資産の耐用年数（これらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数）の期間内におけるこれらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定数量又は注入予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各年における当該鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額をその年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。）」に改める。

第百二十三条第三項第三号を次のように改める。

三　旧生産高比例法　生産高比例法（第百二十条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、生産高等比例法）

第百二十五条第二号ロ中「及び第五号」を削り、同号に次のように加える。

ハ　第百二十条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産　生産高等比例法

第百三十二条第一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ中「又は生産高比例法」を「、生産高比例法又は生産高等比例法」に改め、「鉱区」の下に「又は貯留区域」を、「採掘数量」の下に「又は注入数量」を加える。

第百三十四条第一項第二号中「生産高比例法」の下に「、生産高等比例法」を加える。

第百六十五条第二項第一号中「同項の学校の」の下に「学生又は」を加える。

第百六十八条中「第三十三条第三項各号（譲渡所得の金額）を「第三十三条第三項第一号又は第二号（譲渡所得）に改める。

第百七十八条第二項第一号中「まず、」を削り、「第三十三条第三項第一号」を「第三十三条第三項第二号」に、「の計算上控除すべき金額とし、当該所得の金額の計算上控除しきれない損失の金額があるときは、これを当該年分の」を「、同項第一号に掲げる所得の金額又は」に、「控除すべき金額とする」を「順次控除すべき金額とする」に改め、同項第二号中「第三十三条第三項第一号」を「第三十三条第三項第三号」に、「の計算上控除すべき金額とし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、これを当該翌年分の」を「、同項第一号に掲げる所得の金額又は」に、「控除すべき金額とする」を「順次控除すべき金額とする」に改める。

第百九十八条第三号中「及び」を「又は」に、「（譲渡所得の金額」を「又は第三号（譲渡所得」に改め、「同項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第六号中「及び」を「又は」に改める。

第二百五条第一項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第二百二十二条の二第三項第五号中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に改める。

第二百二十五条の十六第二項第一号ハ中「及びヨ」を「に規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号ヨ」に改める。

第二百六十六条第一項第二号中「譲渡所得の金額）」を「譲渡所得）」に改め、同条第三項第一号中「第三十三条第三項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

第二百九十一条の二第二項第一号ハ中「及びヨ」を「に規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号ヨ」に改める。

第三百一条第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンション建替組合、同法第百十六条（マンション敷地売却事業」を「マンション再生組合、同法第百九条（マンション等売却事業」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、同法第百六十三条の二（マンション除却事業の実施）に規定するマンション除却組合」に改める。

第三百十九条の十二中「百十八万円」を「百二十二万円」に改める。

第三百五十二条の二第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンション建替組合、同法第百十六条（マンション敷地売却事業」を「マンション再生組合、同法第百九条（マンション等売却事業」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、同法第百六十三条の二（マンション除却事業の実施）に規定するマンション除却組合」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条の二第二項の改正規定及び第二百五条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第八条、第九条第二項から第七項まで及び第十条の規定　令和八年十二月一日

二　第二百二十二条の二第三項第五号の改正規定及び第三百十九条の十二の改正規定並びに附則第九条第一項の規定　令和九年一月一日

三　第五条の改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日

四　第六条第八号ロの改正規定、第八十九条第七号の改正規定、第百二十条の二第一項第五号の改正規定、第百二十三条第三項第三号の改正規定、第百二十五条第二号の改正規定、第百三十二条第一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロの改正規定、第百三十四条第一項第二号の改正規定、第二百二十五条の十六第二項第一号ハの改正規定並びに第二百九十一条の二第二項第一号ハの改正規定並びに附則第七条の規定　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

五　第八十一条の次に一条を加える改正規定、第八十七条の改正規定、第百十九条の二第一項の改正規定、第百十九条の四第二項の改正規定、第百十九条の五第二項の改正規定、第百六十八条の改正規定、第百七十八条第二項の改正規定、第百九十八条第三号の改正規定（「及び」を「又は」に改める部分を除く。）及び第二百六十六条第三項第一号の改正規定並びに附則第五条の規定　第三号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（ひとり親の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第十一条の二第二項の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新令第十一条の二第二項の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（勤労学生の範囲に関する経過措置）

第三条　新令第十一条の三第二項の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非課税とされる通勤手当に関する経過措置）

第四条　新令第二十条の二の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けるべき通勤手当及びこれに類する手当（施行日前に受けるべき通勤手当及びこれに類する手当の差額として追給されるもの（以下この条において「特定差額追給手当」という。）を除く。）について適用し、施行日前に受けるべき改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二十条の二に規定する通勤手当（施行日以後に受けるべき特定差額追給手当を含む。）については、なお従前の例による。

（贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産の範囲に関する経過措置）

第五条　新令第八十七条の規定は、附則第一条第五号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（収用に類するやむを得ない事由に関する経過措置）

第六条　新令第九十三条の規定は、施行日以後に発生する所得税法第四十四条に規定するやむを得ない事由について適用し、施行日前に発生した同条に規定するやむを得ない事由については、なお従前の例による。

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第七条　新令第百二十条の二第一項、第百二十三条第三項、第百二十五条、第百三十二条第一項及び第百三十四条第一項の規定は、附則第一条第四号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第四号に定める日前に取得をされた旧令第百二十条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産につき既にそのよるべき償却の方法として同項第三号イ(2)に規定する生産高比例法（以下この項において「生産高比例法」という。）を選定している場合（旧令第百二十三条第三項の規定により生産高比例法を選定したものとみなされている場合及びその償却の方法を届け出なかったことにより旧令第百二十五条第二号ロに定める方法によるべきこととされている場合を含む。）には、当該減価償却資産については、新令第百二十条の二第一項第五号ロに規定する生産高等比例法を選定したものとみなす。

（雑損控除の適用を認められる親族の範囲等に関する経過措置）

第八条　新令第二百五条第一項（所得税法施行令第二百四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年分以後の所得税又は同年以後の各年において生ずる所得税法第七十一条の二第二項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和七年分以前の所得税又は同年以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例による。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新令第二百五条第一項の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条　新令第三百十九条の十二の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百三条の七に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき同条に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）附則第十一条第二項に規定する政令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等（所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　厚生労働大臣が支給する公的年金等

二　国家公務員共済組合連合会が支給する公的年金等

三　地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する公的年金等

四　日本私立学校振興・共済事業団が支給する公的年金等

五　地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする公的年金等

六　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による公的年金等

七　執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による公的年金等

八　前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める公的年金等

3　改正法附則第十一条第三項の規定により還付をする場合には、その還付をすべき金額に相当する金額は、同条第二項に規定する特定公的年金等（次項において「特定公的年金等」という。）の支払者が所得税法第二百三条の二の規定を適用する場合において、同項に規定する特定公的年金等の支払者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該特定公的年金等に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長は、改正法附則第十一条第三項の規定により還付すべき金額のうちまだ還付されていない金額を同条第二項に規定する居住者に還付する。

一　特定公的年金等の支払者でなくなったこと又は所得税法第二百三条の二の規定により徴収して納付すべき所得税の額がなくなったことにより改正法附則第十一条第三項の規定による還付をすべき金額の全部又は一部を還付することができないこととなった場合

二　改正法附則第十一条第三項の規定による還付をすべきこととなった日の属する月の翌月一日から起算して二月を経過した後において、なお当該還付をすべき金額の全部を還付するに至らない場合

4　前項の規定の適用を受けようとする同項に規定する支払者は、同項各号のいずれかに該当することとなった旨を記載した書面に、各人別の改正法附則第十一条第三項の規定による還付をすべき金額及び当該金額のうちまだ還付をされていない部分の金額その他必要な事項を記載した明細書を添付して、これを前項の税務署長に提出しなければならない。

5　前項の規定の適用を受けようとする同項に規定する支払者は、同項各号のいずれかに該当することとなった旨を記載した書面に、各人別の改正法附則第十一条第三項の規定による還付をすべき金額及び当該金額のうちまだ還付をされていない部分の金額その他必要な事項を記載した明細書を添付して、これを前項の税務署長に提出しなければならない。

6　改正法附則第十一条第二項から第四項までの規定の適用がある場合における所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十一条第二項から第四項まで（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）」とする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、改正法附則第十一条第二項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第十条　改正法附則第十二条第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　前条第三項から第七項までの規定の適用については、同条第三項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、「第二百三条の二」とあるのは「第二百三条の二及び改正法第十二条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。次項第一号において「旧特別措置法」という。）第二十八条第一項」と、同条第四項中「、改正法」とあるのは「、改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同項第一号中「第二百三条の二」とあるのは「第二百三条の二及び旧特別措置法第二十八条第一項」と、「所得税の額」とあるのは「金額」と、「改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同項第二号及び同条第五項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同条第六項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、「附則第十一条第二項から第四項まで（）」とあるのは「附則第十二条第一項（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する同法附則第十一条第二項から第四項まで（）」と、同条第七項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」とする。

二　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六条第十五号の規定の適用については、同号中「第四節」とあるのは、「第四節及び所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法附則第十一条第二項から第四項まで」とする。

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

法人税法施行令及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十四号

法人税法施行令及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七目　資産に係る控除対象外消費税額等（第百三十九条の四・第百三十九条の五）」を「第七目　資産に係る控除対象外消費税額等（第百三十九条の四・第百三十九条の五）　第八目　転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額（第百三十九条の五の二）」に改める。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一　物品販売業（動植物その他通常物品といわないものの販売業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第四号（業務の範囲）に掲げる業務として行う物品販売業

ロ　脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第百十一条第一項第七号（業務の範囲）に掲げる業務として行う物品販売業

第十三条第八号ロ中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」を「貯留権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に、「試掘権」を「試掘権を含む。）」に改める。

第四十八条の二第一項第五号中「鉱業権」の下に「及び貯留権」を加え、同号ロ中「生産高比例法」を「生産高等比例法（当該鉱業権又は貯留権の取得価額をこれらの資産の耐用年数（これらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数）の期間内におけるこれらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定数量又は注入予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に当該事業年度における当該鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。）」に改め、同条第三項中「同項第三号イ(2)」の下に「又は第五号ロ」を加え、「残存採掘予定数量（同号イ(2)」を「残存採掘予定数量等（同項第三号イ(2)」に、「から同号イ(2)」を「又は同項第五号ロに規定する採掘予定数量若しくは注入予定数量からこれらの規定」に改め、「採掘数量」の下に「又は注入数量」を加える。

第四十八条の三中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　内国法人の有する次の各号に掲げる減価償却資産（そのよるべき償却の方法として旧定率法又は定率法を採用しているものに限る。）につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第四十八条第一項及び前条第一項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産に係る第四十八条第一項第一号イ(2)又は前条第一項第一号イ(2)に規定する損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

一　第百二十三条の三第三項（適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等）の規定の適用を受けた同項に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた減価償却資産　その適用に係る適格合併により当該減価償却資産の移転をした当該適格合併に係る被合併法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

二　第百二十三条の五（適格現物出資における被現物出資法人の資産及び負債の取得価額）の規定の適用を受けた同条に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた減価償却資産　その適用に係る適格現物出資により当該減価償却資産の移転をした当該適格現物出資に係る現物出資法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

三　第百三十九条の五の二第一項から第三項まで（転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額）の規定の適用を受けた減価償却資産　その適用に係る同条第一項の内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等、同条第二項の公共法人又は同条第三項の公共法人若しくは公益法人等若しくは人格のない社団等の収益事業以外の事業又は公共法人の事業に係るものに限る。）

第四十九条の二に次の一項を加える。

6　第一項の規定の適用を受けるリース賃貸資産が第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産である場合において、当該減価償却資産であるリース賃貸資産につき当該各号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額は、当該リース賃貸資産に係る第三項に規定する損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

第五十一条第三項第三号を次のように改める。

三　旧生産高比例法　生産高比例法（第四十八条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、生産高等比例法）

第五十三条第二号ロ中「及び第五号」を削り、同号に次のように加える。

ハ　第四十八条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産　生産高等比例法

第五十四条に次の一項を加える。

7　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第三項（第二号に係る部分を除く。）の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産に係る同項に規定する償却費として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

第五十七条第十項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る前項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産についてした同項に規定する償却の額に含まれるものとする。

第五十九条第一項第二号中「又は生産高比例法」を「、生産高比例法又は生産高等比例法」に改め、「鉱区」の下に「又は貯留区域」を、「採掘数量」の下に「又は注入数量」を加える。

第六十一条第一項第二号中「生産高比例法」の下に「、生産高等比例法」を加え、同条に次の一項を加える。

4　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第一項及び第二項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産についてしたこれらの規定に規定する償却の額に含まれるものとする。

第六十一条の二に次の一項を加える。

８　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第一項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産についてした同項に規定する償却の額に含まれるものとする。

第六十二条中「がある」を「（当該減価償却資産が第四十八条の三第二項第三号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産である場合において、当該減価償却資産につき同号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額を除く。）がある」に、「当該資産に」を「その有する減価償却資産に」に、「当該資産の」を「当該減価償却資産の」に改め、同条に次の一項を加える。

２　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産につき同号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額を除く。）がある。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（適格合併により収益事業以外の事業に属する繰延資産の移転を受けた場合等のその償却限度額）

第六十四条の二　内国法人の次の各号に掲げる繰延資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、その繰延資産に係る前条第一項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、同項第一号に規定する償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに含まれるものとする。

一　第百二十三条の三第三項（適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等）の規定の適用を受けた同項に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた繰延資産　その適用に係る適格合併によりその繰延資産の移転をした当該適格合併に係る被合併法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

二　第百二十三条の五（適格現物出資における被現物出資法人の資産及び負債の取得価額）の規定の適用を受けた同条に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた繰延資産　その適用に係る適格現物出資によりその繰延資産の移転をした当該適格現物出資に係る現物出資法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

三　第百三十九条の五の二第一項から第三項まで（転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額）の規定の適用を受けた繰延資産　その適用に係る同条第一項の内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等、同条第二項の公共法人又は同条第三項の公共法人若しくは公益法人等若しくはそれぞれ同条第一項から第三項までの規定に規定する時前にした償却の額（公益法人等若しくは人格のない社団等の収益事業以外の事業又は公共法人の事業に係るものに限る。）

第六十五条中「前条第一項第二号」を「第六十四条第一項第二号（繰延資産の償却限度額）」に、「がある」を「（その繰延資産が前条第三号に掲げる繰延資産である場合において、その繰延資産につき同号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額を除く。）がある」に、「その繰延資産に」を「その終了の時の繰延資産に」に改め、同条に次の一項を加える。

２　内国法人の前条各号に掲げる繰延資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は、その繰延資産に係る法第三十二条第六項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する損金の額に算入されなかつたものとする。

第七十三条第二項第二十二号中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改める。

第七十九条第九号中「第十一条第一項第二十五号」を「第十一条第一項第二十七号」に改める。

第九十二条の二に次の一条を加える。

（収益事業以外の事業に属していた減価償却資産につき圧縮記帳をした場合の取得価額）

第九十二条の三　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第八十条の二第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の取得価額）、第八十三条の二第一項（工事負担金で取得した固定資産等の取得価額）及び第八十七条の二第一項（保険金等で取得した固定資産等の取得価額）の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産に係るこれらの規定に規定する償却費として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

第百十三条の二第四項第二号中「除く。）」を「除く。）。」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第五十七条第十一項第二号の内国法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（法第五十七条第十一項第二号ハに掲げるものに該当する事実を除く。）。

第百十八条の七第二項第二号中「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に改める。

第百十九条の三第六項第二号イ中「含む」の下に「ものとし、法第二条第十二号の十六イ（定義）に掲げる行為による譲渡で法第六十一条の二第十四項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金算入）の規定の適用を受けるもののうち、当該行為により当該他の通算法人が当該譲渡をした法人との間に完全支配関係を有することとなるものを除く」を加え、「当該譲渡の」を「当該株式の譲渡の」に改め、同条第七項第二号中「（定義）」を削り、同条第十項中「（有価証券の譲渡益又は譲渡損益の益金又は損金算入）」を削る。

第百三十一条の六を次のように改める。

第百三十一条の六　削除

第百三十一条の七第二項第二号中「、第十二項又は第十四項」を「若しくは第十四項から第十六号まで、第十三項又は第十五項」に改め、「（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第十号中「第三十九条の二十四の二第十七項」を「第三十九条の二十四の二第二十項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第六十六条の十三第十四項又は第十六項」を「第六十六条の十三第十六項又は第十九項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　租税特別措置法第四十二条の四の二第二項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する同法第四十二条の四第八項第四号から第七号まで、第十三項又は第十五項

第二編第一章第一節第四款に次の一目を加える。

第八目　転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額

第百三十九条の五の二　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となつた場合には、その資産及び負債（以下この項において「転用資産等」という。）のその収益事業に属することとなつた時における帳簿価額は、当該転用資産等の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額であるものとして、当該公益法人等又は人格のない社団等のその時の属する事業年度の所得の金額を計算する。

２　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時において有する資産及び負債（その収益事業に属する資産及び負債に限る。以下この項において「公益法人等移行時資産等」という。）のその時における帳簿価額は、当該公益法人等移行時資産等の価額としてその時においてその帳簿に記載されていた金額であるものとして、当該公益法人等のその時の属する事業年度の所得の金額を計算する。

3　公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時において有する資産及び負債（公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合にあつては、その収益事業以外の事業に属していた資産及び負債に限る。以下この項において「普通法人等移行時資産等」という。）のその時における帳簿価額は、当該普通法人等移行時資産等の価額としてその時においてその帳簿に記載されていた金額であるものとして、当該普通法人又は協同組合等のその時の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する。

第百三十九条の十第二項第一号ロ中「若しくは同条第十八項において準用する同条第八項第六号ロ」を「、同法第四十二条の四の二第二項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ」に、「第四十二条の十二の五第三項」を「第四十二条の十二の五第二項」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同号ハ中「第九項」を「第十項」に改め、同項第二号中「並びにロ及びハ」を「及びロからニまで」に改め、同号ロ中「第十三項（同条第七項又は第十三項」を「第十四項（同項」に、「若しくは同条第十八項において準用する同条第十三項」を「、同法第四十二条の四の二第一項（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）若しくは同条第二項において準用する同法第四十二条の四第十四項」に、「第四十二条の十一の三第二項」を「第四十二条の十二第二項」に改め、「、第四十二条の十二（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）」及び「又は第二項」を削り、「若しくは第四十二条の十二の六第二項」を「、第四十二条の十二の六第二項」に、「）の」を「）若しくは第四十二条の十二の七第二項若しくは第三項（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の」に改め、同号ハ中「特定復興産業集積区域に」を「企業立地促進区域等に」に、「企業立地促進区域等」を「避難解除区域等」に、「第十七条の二の三第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は第十七条の三から第十七条の三の三まで（特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」を「第十七条の三（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第十七条の三の二（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」に改め、同号に次のように加える。

ニ　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項又は第三項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

第百四十二条第一項中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第百四十五条の十五第三項第一号ハ中「及び夕」を「に規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号夕」に改める。

第百四十八条第二項第一号イ中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第百五十五条の五第二号及び第百五十五条の三十七第十二項中「第八十二条の三第十四項」を「第八十二条の三第十五項」に改める。

第百五十九条の三十九第二号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第百五十五条の四十二の次に次の一条を加える。

（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）

第百五十五条の四十二の二　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国に係る法第八十二条の三第二項第一号から第三号まで（国際最低課税額）に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度に係る法第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額には、当該対象会計年度に係る国別特別税額控除等相当額（当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の特別税額控除等相当額（適格給付付き税額控除額等に該当するものを除く。）の合計額（当該合計額が、当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る第百五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する特定費用の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額又は同項第二号に規定する特定資産に係る償却費の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額のいずれか多い金額に百分の五・五の割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該金額）をいう。第四項において同じ。）を含むものとして、当該所在地国に係る法第八十二条の三第二項第一号イ(3)に規定する国別実効税率及び同号イに規定する当期国別国際最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額の計算を行うものとする。

2　前項の場合において、同項のグループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項に、同項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る特別税額控除等相当額（適格給付付き税額控除額等に該当するものに限る。以下この項及び第六項において「特別給付付き税額控除等相当額」という。）についてこの項の規定の適用を受けようとする旨が含まれているときにおける前項の規定の適用については、同項中「の合計額（」とあるのは、「及び次項に規定する特別給付付き税額控除等相当額の合計額（」とする。この場合において、当該特別給付付き税額控除等相当額は、財務省令で定めるところにより、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び調整後対象租税額から減算する。

3　前二項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特別税額控除等相当額　特別税額控除等規定の適用により構成会社等の対象租税が軽減され、又は免除される金額として財務省令で定めるところにより計算した金額をいう。

二　特別税額控除等規定　税額控除等規定のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のみがその適用を受けることができることとされているものその他財務省令で定めるものを除く。）をいう。

イ　構成会社等が各対象会計年度において支出した金額（当該税額控除等規定の施行前に支出した金額を除く。）を基礎として対象租税が軽減され、又は免除される金額（その課税標準から控除し、又はその課税標準に含めないこととされる金額を含む。ロにおいて同じ。）を計算することとされていること。

ロ　構成会社等が各対象会計年度においてその所在地国で生産した有形資産（当該税額控除等規定の施行前に生産したものを除く。）の数量その他これに準ずるものを基礎として対象租税が軽減され、又は免除される金額を計算することとされていること。

三　税額控除等規定　構成会社等の所在地国の租税に関する法令におけるその対象租税を軽減し、又は免除することとする規定のうち、次に掲げるものをいう。

イ　当該構成会社等の対象租税の額から一定の金額を控除することとする規定

ロ　当該構成会社等の対象租税の額の計算において、課税標準とされる所得の金額から一定の金額を控除することとする規定

ハ　当該構成会社等の対象租税の額の計算において、課税標準とされる所得の金額に一定の金額を含めないこととする規定

ニ　イからハまでに掲げるものに準ずるものとして財務省令で定める規定

四　適格給付付き税額控除額等　第百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する適格給付付き税額控除額又は同号に規定する適格適用者変更税額控除額をいう。

4　過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国について第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合には、当該過去対象会計年度に係る当該所在地国の第百五十五条の四十第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算国別調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度に係る当該所在地国の国別特別税額控除等相当額を含むものとして、当該所在地国に係る同号に規定する再計算国別実効税率及び同項に規定する再計算当期国別国際最低課税額の計算を行うものとする。

5　法第八十二条の三第三項の規定は、第一項の所在地国を所在地国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の四十二の二第一項から第四項まで（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

6　第二項の構成会社等が特別給付付き税額控除等相当額の一部について同項の規定の適用を受けようとする場合の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第百五十五条の四十三第二号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第百五十五条の四十七第二号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第百五十五条の四十九の次に次の一条を加える。

（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）

第百五十五条の四十九の二　第百五十五条の四十二の二第一項から第四項まで及び第六項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）の規定は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る法第八十二条の三第四項第一号イ(3)（国際最低課税額）に規定する国別実効税率及び同号イに規定する当期国別国際最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額並びに第百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する第百五十五条の四十第二項第三号（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算国別実効税率及び同項に規定する再計算当期国別国際最低課税額の計算について準用する。この場合において、第百五十五条の四十二の二第一項中「第八十二条の三第二項第一号から第三号まで」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号から第三号まで」と、「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ(3)(i)」と、「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十八第一項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第百五十五条の三十八第一項第一号」と、「第八十二条の三第二項第一号イ(3)に」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ(3)に」と、同条第三項第四号中「第百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）とあるのは「第百五十五条の十八第四項（個別計算所得等の金額の計算）において準用する同条第二項第十二号」と、同条第四項中「第百五十五条の四十第二項第三号イ」とあるのは「第百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する第百五十五条の四十第二項第三号イ」と読み替えるものとする。

2　法第八十二条の三第五項の規定は、前項において準用する第百五十五条の四十二の二第一項の所在地国を所在地国とする法第八十二条の三第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する同令第百五十五条の四十二の二第一項から第四項まで（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

第百五十五条の五十第二号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第百五十五条の五十五第一項中「第八十二条の三第七項第一号」を「第八十二条の三第八項第一号」に改め、同条第二項中「第八十二条の三第七項第二号」を「第八十二条の三第八項第二号」に改め、同条第三項中「第八十二条の三第八項」を「第八十二条の三第九項」に改め、同条第五項中「第八十二条の三第八項第一号イ」を「第八十二条の三第九項第一号イ」に改め、同条第六項中「第八十二条の三第八項第一号ロ」を「第八十二条の三第九項第一号ロ」に改め、同条第七項中「第八十二条の三第八項」を「第八十二条の三第九項」に改める。

第百五十五条の五十六中「第八十二条の三第十三項」を「第八十二条の三第十四項」に、「同条第七項各号」を「同条第八項各号」に改める。

第百五十五条の五十九第七項中「同項第一号」を「会社等別国際最低課税額等（同項第一号」に、「から」を「をいう。第九項において同じ。）から」に改め、同条に次の一項を加える。

9　法第八十二条の十一第四項に規定する政令で定める金額は、同項の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国とする構成会社等ごとの第一号に掲げる金額の合計額と当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等ごとの第二号に掲げる金額の合計額とを合計した金額とする。

一　当該構成会社等の会社等別国際最低課税額等から当該構成会社等の法第八十二条の十一第二項第一号に規定する国際最低課税額等を控除した残額

二　当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等から当該共同支配会社等の法第八十二条の十一第二項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額を控除した残額

第百五十五条の六十八の次に次の一条を加える。

（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）

第百五十五条の六十八の二　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（法第八十二条の十九第二項各号（国内最低課税額）に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度に係る法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額には、当該対象会計年度に係る国内特別税額控除等相当額（我が国を所在地国とする全ての構成会社等の第百五十五条の四十二の二第三項第一号（国別特別税額控除等相当額）に規定する特別税額控除等相当額（同条第二項に規定する特別給付付き税額控除等相当額に該当するものを除く。）の合計額（当該合計額が、我が国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る第百五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する特定費用の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額又は同項第二号に規定する特定資産に係る償却費の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額のいずれか多い金額に百分の五・五の割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該金額）をいう。第三項において同じ。）を含むものとして、法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)に規定する国内実効税率及び同号イに規定する当期グループ国内最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額の計算を行うものとする。

2　前項の場合において、同項のグループ国内最低課税額報告事項等又はグループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項に、同項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。以下この条において同じ。）に係る特別給付付き税額控除等相当額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）についてこの項の規定の適用を受けようとする旨が含まれているときにおける前項の規定の適用については、同項中「の合計額（」とあるのは、「及び次項に規定する特別給付付き税額控除等相当額の合計額（」とする。この場合において、当該特別給付付き税額控除等相当額は、財務省令で定めるところにより、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び法第八十二条の十九第二項第一号イに規定する国内調整後対象租税額から減算する。

3　過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合には、当該過去対象会計年度に係る第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する再計算国内グループ調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度に係る国内特別税額控除等相当額を含むものとして、同号に規定する再計算国内実効税率及び同項に規定する再計算当期グループ国内最低課税額の計算を行うものとする。

4　法第八十二条の三第三項（国際最低課税額）の規定は、第一項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちに同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の六十八の二第一項から第三項まで（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

5　第二項の構成会社等が特別給付付き税額控除等相当額の一部について同項の規定の適用を受けようとする場合の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）

第百五十五条の七十六の二　第百五十五条の六十八の二第一項から第三項まで及び第五項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）の規定は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る法第八十二条の十九第五項第一号イ(3)（国内最低課税額）に規定する国内実効税率及び同号イに規定する当期グループ国内最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額並びに第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第百五十五条の六十四第二項第三号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する再計算国内実効税率及び同項に規定する再計算当期グループ国内最低課税額の計算について準用する。この場合において、第百五十五条の六十八の二第一項中「第八十二条の十九第二項各号」とあるのは「第八十二条の十九第五項各号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ(3)(i)」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ(3)(i)」と、「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十八第一項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第百五十五条の三十八第一項第一号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ(3)に」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ(3)に」と、同条第二項中「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と、同条第三項中「第百五十五条の六十四第二項第三号イ」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第百五十五条の六十四第二項第三号イ」と読み替えるものとする。

2　法第八十二条の三第五項（国際最低課税額）の規定は、前項において準用する第百五十五条の六十八の二第一項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のうちにその所在地国を我が国とする法第八十二条の三第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の七十六の二第一項（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）において準用する同令第百五十五条の六十八の二第一項から第三項まで（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

第百五十五条の七十九第一項中「第八十二条の三第七項第一号」を「第八十二条の三第八項第一号」に、「第八十二条の三第七項第二号」を「第八十二条の三第八項第二号」に、「第八十二条の三第九項」に改め、同条第二項中「第八十二条の三第八項第一号イ」を「第八十二条の三第九項第一号イ」に、「第八十二条の三第八項第一号ロ」を「第八十二条の三第九項第一号ロ」に、「第八十二条の三第八項」を「第八十二条の三第九項」に改める。

第百五十五条の八十中「第八十二条の三第七項第一号」を「第八十二条の三第八項第一号」に、「第八十二条の三第七項第二号」を「第八十二条の三第八項第二号」に改める。

第百七十五条第二項第一号中「決定」を「命令」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第百三十五条第四項の適用法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第百八十三条第三項第一号八中「及び夕」を「に規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号夕」に改める。

第百九十四条第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

第二百十四条第一項中「再計算国別国際最低課税額の特例）」の下に「、第百五十五条の四十二の二第一項若しくは第二項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）」を、「準用する第百五十五条の四十一第一項」の下に「、第百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する第百五十五条の四十二の二第一項若しくは第二項」を加え、同条第四項中「第百五十五条の七十第二項」を「第百五十五条の六十八の二第一項若しくは第二項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）（法第百四十五条の六第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。）、第百五十五条の七十第二項」に、「又は」を「、第百五十五条の七十六の二第一項（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）において準用する第百五十五条の六十八の二第一項若しくは第二項（法第百四十五条の六第三項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。）又は」に改める。

（法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第二項本文の規定の適用を受ける経過リース資産が法人税法施行令第四十八条の三第二項各号に掲げる減価償却資産である場合において、当該減価償却資産である経過リース資産につき当該各号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額は、当該経過リース資産に係る第四項に規定する損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行令第百三十九条の十第二項第一号ハの改正規定、同令第百四十二条第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）、同令第百四十八条第二項第一号イの改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）及び同令第百九十四条第一項の改正規定　令和十年一月一日

二　第一条中法人税法施行令第十三条第八号ロの改正規定、同令第四十八条の二の改正規定、同令第五十一条第三項第三号の改正規定、同令第五十三条第二号の改正規定、同令第五十九条第一項第二号の改正規定、同令第六十一条第一項第二号の改正規定、同令第七十九条第九号の改正規定、同令第百四十五条の十五第三項第一号ハの改正規定並びに次条第二項及び第三項の規定　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

三　第一条中法人税法施行令第百十三条の二第四項の改正規定及び同令第百七十五条第二項の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

四　第一条中法人税法施行令第百十八条の七第二項第二号の改正規定　資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行の日

五　第一条中法人税法施行令第百三十九条の十第二項第二号ロの改正規定（「若しくは第四十二条の十二の六第二項」を「、第四十二条の十二の六第二項」に、「）の」を「）若しくは第四十二条の十二の七第二項若しくは第三項（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の」に改める部分に限る。）　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第二編第一章第一節第二款第五目から第七目まで（新令第四十八条の二第一項及び第三項、第五十一条第三項、第五十三条、第五十九条第一項並びに第六十一条第一項を除く。）の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の減価償却資産の償却費の計算について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の減価償却資産の償却費の計算については、なお従前の例による。

2　新令第四十八条の二第一項及び第三項、第五十一条第三項、第五十三条、第五十九条第一項並びに第六十一条第一項の規定は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度の償却限度額（法人税法施行令第四十八条第一項に規定する償却限度額をいう。以下この項及び附則第十条において同じ。）の計算について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

3　前条第二号に定める日前に取得をされた第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第四十八条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産につき既にそのよるべき償却の方法として同項第三号イ(2)に規定する生産高比例法（以下この項において「生産高比例法」という。）を選定している場合（旧令第五十一条第三項の規定により生産高比例法を選定したものとみなされている場合及びその償却の方法を届け出なかったことにより旧令第五十三条第二号ロに定める方法によるべきこととされている場合を含む。）には、当該減価償却資産については、新令第四十八条の二第一項第五号ロに規定する生産高等比例法を選定したものとみなす。

（適格合併により収益事業以外の事業に属する繰延資産の移転を受けた場合等のその償却限度額等に関する経過措置）

第三条　新令第六十四条の二及び第六十五条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の繰延資産の償却費の計算について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の繰延資産の償却費の計算については、なお従前の例による。

（収益事業以外の事業に属していた減価償却資産につき圧縮記帳をした場合の取得価額に関する経過措置）

第四条　新令第九十二条の三の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例に関する経過措置）

第五条　新令第百十九条の三第六項の規定は、内国法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額に関する経過措置）

第六条　新令第百三十九条の五の二の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

第七条　新令第百五十五条の四十二の二及び第百五十五条の四十九の二の規定は、内国法人の令和八年一月一日以後に開始する対象会計年度について適用する。この場合において、同日から同年三月三十一日までの間に開始した対象会計年度におけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第百五十五条の四十二の二第一項	当該特定多国籍企業グループ等	所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「改正法」という。）附則第十六条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により読み替えられた法第百五十五条の三第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等をいい、当該特定多国籍企業グループ等
	法第八十二条の三第二項第一号から第三号まで	所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二条の規定（同法附則第一条第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び第五項において「旧法人税法」という。）第八十二条の二第一項第一号から第三号まで
	（法	（改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法
	（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定	の規定
	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)
	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)に	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)に
第百五十五条の四十二の二第五項	法第八十二条の三第三項	旧法人税法第八十二条の二第三項
第百五十五条の十九の二第一項	法第八十二条の三第四項第一号イ(3)	所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二条の規定（同法附則第一条第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（次項において「旧法人税法」という。）第八十二条の二第四項第一号イ(3)

第八十二条の三第二項第一号から第三号まで	第八十二条の二第二項第一号から第三号まで	
第八十二条の三第四項第一号から第三号まで	第八十二条の二第四項第一号から第三号まで	
第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)	第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)	
第八十二条の三第四項第一号イ(3)(i)	第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)	
第八十二条の三第二項第一号イ(3)に	第八十二条の二第二項第一号イ(3)に	
第八十二条の三第四項第一号イ(3)に	第八十二条の二第四項第一号イ(3)に	
第百五十五条の四十九の二第二項	法第八十二条の三第五項	旧法人税法第八十二条の二第五項

（国内最低課税額の計算に関する経過措置）

第八条　新令第百五十五条の六十八の二及び第百五十五条の七十六の二の規定は、法人の施行日以後に開始する対象会計年度について適用する。

（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）

第九条　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。次項において「改正法」という。）附則第十六条第一項の規定の適用がある場合における新令第二百十四条第一項から第三項まで及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	法第百五十条の三第一項第二号	所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。次項、第三項及び第七項において「改正法」という。）附則第十六条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項第二号
	特例）、第百五十五条の四十二の二第一項若しくは第二項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）	特例）
	において準用する第百五十五条の四十一第一項、第百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する第百五十五条の四十二の二第一項若しくは第二項、第百五十五条の五十一第二項	、第百五十五条の五十一第二項
	又は	又は
	の規定	の規定、法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十四号。

	第二項	法第百五十条の三第一項第三号	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項第三号	以下この項において「改正令」という。）附則第七条の規定により読み替えられた第百五十五条の四十二の二第二項の規定により読み替えられた第百五十五条の四十九の二第二項若しくは第百五十五条の五十一第二項若しくは第百五十五条の五十一第二項の規定により読み替えられた第百五十五条の四十一第一項、第百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）又は改正令附則第七条の規定により読み替えられた第百五十五条の四十一第一項、第百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の五十一第二項若しくは第百五十五条の五十一第二項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項第三号
	第三項	法第百五十条の三第三項に	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第三項に	
	第三項第一号	法第百五十条の三第三項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第三項	
	第三項第二号	法第百五十条の三第一項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項	
		及びグループ国内最低課税額報告事項等（法第百五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）又はこれら	又はこれ	
		及びグループ国内最低課税額報告事項等又はこれら	又はこれ	
		（同項第二号において「当局間合意」という。）であつて、同条第三項	であつて、改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第三項	
	第七項	又はグループ国内最低課税額報告対象法人（法第百五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法人をいう。以下この項において同じ。）が同条第九項	が改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第九項	
		又はグループ国内最低課税額報告対象法人の特定多国籍企業グループ等に係る第三項及び前項	の特定多国籍企業グループ等に係る第三項	
		第三項各号及び前項各号	同項各号	

2　前項に定めるもののほか、改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた改正法第二条の規定による改正後の法人税法第百五十条の三第一項の規定による令和八年一月一日から同年三月三十一日までの間に開始した対象会計年度に係る同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等の提供に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）附則第七条第七項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の償却限度額の計算について適用する。

（法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十一条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項、第三項及び第五項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改める。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「係る新令」を「係る法人税法施行令」に、「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改める。

第十三条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第九項中「新法人税法施行令第六十二条」を「法人税法施行令第六十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第十二条第三項中「新法人税法施行令第六十五条」を「法人税法施行令第六十五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

地方法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十五号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第四項及び第二十九条第四項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同条第五項第一号中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十六条第二項第一号中「決定」を「命令」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二十九条第四項の適用法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十六号

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第百条並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第八号の六及び第十六号、第四条第三項第一号、第七条第一項第五号、第十五条第十五項、第十五条の三第四項、第六項、第十二項及び第十七項、第三十条第六項及び第七項、第三十七条第一項第一号、第四十条第六項、第五十七条の七第四項、第九項、第十項第一号、第十一項及び第十二項、第五十九条の二第一項並びに別表第二第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「適格請求書発行事業者」の下に「（特定少額資産販売事業者」を、「電気通信利用役務の提供」の下に「（特定少額資産の譲渡」を、「適格請求書発行事業者」の下に「、特定少額資産販売事業者」を、「、電気通信利用役務の提供」の下に「、特定少額資産の譲渡」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

五　確定申告書の提出期限　申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。以下この号において同じ。）の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の申告書の提出期限）をいう。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（通信販売の方法）

第二条の三　法第二条第一項第八号の六に規定する政令で定める方法は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第五十九条第一項第六号（輸入申告の手続）に規定する通信販売の方法とする。

第五条第八号ロ中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」を「貯留権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に、「試掘権」を「試掘権を含む。」」に改める。

第六条第一項第四号中「、」を「、貯留権、」に、「又は樹木採取権　鉱業権」を「、漁業権若しくは入漁権又は樹木採取権　鉱業権」に改め、「採石場」の下に「、貯留権に係る貯留区域」を、「試掘区域」の下に「、漁業権若しくは入漁権に係る漁場」を加え、同項第八号中「営業権又は漁業権若しくは入漁権　これらの権利」を「営業権　営業権」に改める。

第九条第一項第一号中「第四号及び第四項並びに第十一条」を「以下第十一条まで」に改め、「該当するものを除く。）」の下に「並びに暗号資産（金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。次条第三項第十一号において同じ。）」を加え、同条第四項中「、資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産」を削る。

第十条第三項第十一号中「又は登録国債」を「、登録国債若しくは暗号資産又は電子決済手段」に改める。

第十七条第二項第六号中「第六条第一項第四号から第八号まで」を「第六条第一項第五号、第七号又は第八号」に改め、同項第七号ハ中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　国内に所在する不動産（不動産の上に存する権利を含む。）の売買、交換又は貸借の代理又は媒介

第二十八条第一項中「並びに第三十九条第六項」を「、第三十九条第六項並びに第四十条第五項」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　法人課税信託等の固有事業者が特定少額資産販売事業者である場合における当該法人課税信託等の受託事業者については、法第五十七条の七第一項の登録を受けたものとみなして、法及びこの政令の規定を適用する。この場合において、法第八条の二第二項第一号中「特定少額資産販売事業者」とあるのは「第十五条第三項に規定する受託事業者に係る同条第一項に規定する法人課税信託等の同条第四項に規定する固有事業者」と、法第五十七条の八第一号中「当該特定少額資産販売事業者」とあるのは「当該特定少額資産の譲渡を行つた第十五条第三項に規定する受託事業者に係る同条第一項に規定する法人課税信託等の同条第四項に規定する固有事業者」とする。

第二十九条の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条第一項中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、「第五項第一号」の下に「及び次条」を加え、「同条第二項」を「法第十五条の二第二項」に改め、同条第二項中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「その課税期間」を「同項の課税期間」に改め、同条第三項中「電気通信利用役務の提供」を「もの」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改める。

第三十条を次のように改める。

（第二種プラットフォーム事業者が合併等を行つた場合の取扱い等）

第三十条　事業者が、第二種プラットフォーム事業者（法第十五条の三第一項に規定する第二種プラットフォーム事業者をいう。以下この項及び第五項において同じ。）のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合には、当該事業を承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（第二種プラットフォーム事業者を除く。次項において「合併法人等」という。）は、当該合併若しくは分割又は譲受けがあつた日に同条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合においては、同項後段の規定は、適用しない。

2　合併法人等についての法第十五条の三第三項本文、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第三項本文中「前項の規定により第二種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、同項の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）までに」とあるのは「消費税法施行令第三十条第一項に規定する合併法人等に該当することとなつた者は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく」と、同条第四項中「第二項の規定により」とあるのは「消費税法施行令第三十条第一項の規定により第二項の規定による指定を受けたものとみなされる」と、「指定した」とあるのは「把握した」と、同条第五項中「前項の通知を受けた」とあるのは「前項の」とする。

3　法第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項第一号の国外事業者及び同項第二号の事業者の法第三十条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定の適用については、法第三十条第二項第一号、第三十二条第一項第二号イ及び第四項第二号イ、第三十四条第一項並びに第三十五条中「課税資産の譲渡等に」とあるのは、「課税資産の譲渡等（第十五条の三第一項の規定の適用を受けるものを含む。）に」とする。

4　法第十五条の三第四項、第六項又は第十二項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

5　法第十五条の三第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第二種プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称

二　第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称

三　法第十五条の三第二項の指定の効力が生ずる年月日

第四十六条の二第一項中「法律」を「法第八条の二第一項その他の法律」に改める。

第四十八条第二項第一号中「、暗号資産」を削り、同条第五項中「（以下この項において「有価証券等」という。）」を削り、「又は同条第一項第四号」を「、同条第一項第一号に掲げる暗号資産の譲渡をした場合又は同項第四号」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「当該譲渡に」を「これらの譲渡に」に、「当該有価証券等又は金銭債権」を「これら」に改める。

第四十九条第一項第一号ハ⑷中「いう」を「いい、特定金属くずに該当するものを除く」に改め、同号ハ⑷を同号ハ⑸とし、同号ハ⑶の次に次のように加える。

⑷　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二条第四号（定義）に規定する特定金属くず買受業を営む同法第三条第一項（特定金属くず買受業の届出）の届出を行つた事業者が、他の者から買い受けた特定金属くず（同法第二条第三号に規定する特定金属くずをいう。⑸において同じ。）

第五十一条第四項中「（昭和二十九年政令第百五十号）」を削る。

第五十七条第二項第一号中「課税資産の譲渡等」の下に「（特定少額資産の譲渡に該当するもの及び法第七条第一項、法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、「以下」を「特定少額資産の譲渡に係るものを除く。以下」に改め、同条第三項第一号中「（法第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第五項第七号中「から」を「（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）から」に改め、「消費税額」の下に「（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）」を加える。

第六十一条を次のように改める。

（課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除に係る書類の保存方法）

第六十一条　法第四十条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第二項に規定する書類を整理し、同条第一項に規定する課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつた日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間、これを当該事業者の納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存（当該書類が電磁的記録（第四十九条第十項に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）である場合にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。）をしなければならない。

2　前項に規定する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

第六十三条の二第二項中「、第七十条の十三並びに第七十一条第二項及び第五項」を「並びに第七十条の十三」に改め、「、第七十一条第二項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第五項において同じ。）」と」を削る。

第七十条の三中「ようとする」の下に「特定国外事業者（」を、「特定国外事業者」の下に「をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第七十条の五第一項第四号中「法第五十七条の二第五項第一号に規定する」を削る。

第七十条の十四の次に次の二条を加える。

（特定国外事業者に係る特定少額資産販売事業者の登録申請書の添付書類）

第七十条の十五　法第五十七条の七第一項の登録を受けようとする特定国外事業者は、同条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

（特定少額資産販売事業者登録簿の登載事項等）

第七十条の十六　法第五十七条の七第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名又は名称及び登録番号

二　登録年月日

三　法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

四　特定国外事業者以外の国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

2　法第五十七条の七第四項、第九項又は第十一項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

3　法第五十七条の七第十項第一号に規定する政令で定める日は、同号の届出書の提出があつた日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して十五日前の日とする。

第七十一条第一項中「法律」を「法第八条の二第一項その他の法律」に改め、同条第二項中「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。第五項において同じ。）を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同条第五項中「の末日の翌日から二月を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改める。

第七十一条の二第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第六十一条第一項に規定する電磁的記録

第七十六条第四項中「、第七十条の十三並びに第七十一条第二項及び第五項」を「並びに第七十条の十三」に改め、「、第七十一条第二項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第五項において同じ。）」と」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の改正規定、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に一条を加える改正規定、第二十八条の改正規定、第二十九条（見出しを含む。）の改正規定、第三十条の改正規定、第四十六条の二第一項の改正規定、第五十一条第四項の改正規定、第五十七条の改正規定、第六十一条の改正規定、第六十三条の二第二項の改正規定、第七十条の三の改正規定、第七十条の五第一項第四号の改正規定、第七十条の十四の次に二条を加える改正規定、第七十一条の改正規定、第七十一条の二第一項の改正規定及び第七十六条第四項の改正規定並びに附則第五条の規定　令和十年四月一日

二　第五条第八号ロの改正規定及び第六条第一項第四号の改正規定（「、貯留権」に改める部分及び「採石場」の下に「、貯留権に係る貯留区域」を加える部分に限る。）　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

三　第九条の改正規定、第十条第三項第十一号の改正規定及び第四十八条の改正規定並びに附則第三条（第三項を除く。）の規定　第五号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

四　第四十九条第一項第一号ハの改正規定及び附則第四条の規定　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から起算して三月を経過する日の翌日

五　附則第三条第三項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定等に関する経過措置）

第二条　改正後の消費税法施行令（以下「新令」という。）第六条第一項第四号（貯留権に係る部分を除く。次項において同じ。）及び第八号並びに第十七条第二項第六号及び第七号の規定は、令和八年十月一日以後に事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）及び同日以後に事業者が行う課税仕入れ（同法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下同じ。）に係る消費税について適用し、同日前に事業者が行った資産の譲渡等及び同日前に事業者が行った課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日までに締結した契約に基づき、同年十月一日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に事業者が行う課税仕入れに係る新令第六条第一項第四号及び第八号並びに第十七条第二項第六号及び第七号の規定の適用については、なお従前の例による。

（暗号資産の譲渡等に関する経過措置）

第三条　新令第九条第一項及び第四項並びに第十条第三項の規定並びに新令第四十八条第二項及び第五項（これらの規定を消費税法施行令第五十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に定める日（以下この条において「暗号資産適用日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び暗号資産適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れに係る消費税について適用し、暗号資産適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び暗号資産適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、暗号資産適用日前に国内において事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が行う調整対象固定資産（同法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物の同項第二号に規定する保税地域からの引取り（以下この項及び第五項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。）を行った場合（当該事業者（同法第三十三条第一項に規定する相続人、合併により当該事業を承継した同項に規定する合併法人及び分割により当該事業を承継した同項に規定する分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る同法第三十三条第一項に規定する第三年度の課税期間の末日において当該調整対象固定資産を有している場合に限る。）における当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る同法第三十三条第一項に規定する第三年度の課税期間における通算課税売上割合及び同項に規定する仕入れ等の課税期間における同項に規定する課税売上割合の計算における新令第十条第三項の規定並びに新令第四十八条第二項及び第五項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

3　附則第一条第五号に定める日から暗号資産適用日の前日までの間における改正前の消費税法施行令第九条第四項の規定の適用については、同項中「資金決済に関する法律第二条第十四項」とあるのは、「金融商品取引法第二条第四十九項」とする。

4　事業者が、暗号資産適用日前に国内において行った新令第九条第一項第一号に規定する暗号資産又は電子決済手段（以下この条において「暗号資産等」という。）の貸付けに係る課税仕入れにつき、暗号資産適用日以後に消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

5　暗号資産等の貸付けを行う事業者が、国内における暗号資産等の貸付けに係る業務の用に供するため、暗号資産適用日前に国内において調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、当該事業者（消費税法第三十四条第一項に規定する相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した同項に規定する相続人、合併により当該事業を承継した同項に規定する合併法人及び分割により当該事業を承継した同項に規定する分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を暗号資産適用日以後引き続き当該業務の用に供している間は、当該調整対象固定資産については、同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供しているものとみなして、同法第三十四条の規定を適用する。

6　事業者が、暗号資産適用日前に国内において行った暗号資産等の貸付けにつき、消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

7　事業者が暗号資産適用日前に国内において行った暗号資産等の貸付けの対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）に係る売掛金その他の債権につき、同法第三十九条第一項に規定する事実が生じたため、当該暗号資産等の貸付けの同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった暗号資産等の貸付けに係る同項の規定による消費税額の控除及び同条第三項の規定による消費税額の加算については、なお従前の例による。

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等に関する経過措置）

第四条　新令第四十九条第一項の規定は、附則第一条第四号に定める日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

（合併があった場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置）

第五条　令和十年四月一日以後に開始する消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）に係る同法第十一条第四項に規定する基準期間における課税売上高又は同法第十二条第三項に規定する基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の計算については、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十八条第二項の規定の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この政令（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

国税徴収法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十七号

国税徴収法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第七十六条第一項第四号及び第百八十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（特定電子移転財産権の差押えに関する手続）

第三十二条の二　第二十三条（差押動産等の管理）の規定は、法第七十二条の二第一項（特定電子移転財産権の差押えの手続及び効力発生時期）の規定による特定電子移転財産権（法第七十二条第一項（特許権等の差押えの手続及び効力発生時期）に規定する特定電子移転財産権をいう。）の徴収職員の管理について準用する。

第三十四条中「給料等の差押禁止の基礎となる金額」を「給与の差押禁止」に、「十万円」を「十万七千円」に、「四万五千円」を「四万八千円」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の次に一条を加える改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十八号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の四」を「第十九条の四の二」に、「第八節　譲渡所得等」を「第七節の四　譲渡所得等」に、「第八節の二　有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の八―第二十五条の十五）」を「第八節　有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の八―第二十五条の十五）　第八節の二　特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の十五の二・第二十五条の十五の三）」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の四」に改める。

第一条の四第三項中「に規定する政令」を「及び第五号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第三条第一項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同条第五項中「第三条第一項第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第一号中「同項第四号」の下に「又は第五号」を、「した法人」の下に「又は同号に規定する該当することとなる法人（次項第一号及び第二号において「対象者等同族会社」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

6　法第三条第一項第五号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第三条第一項第五号に規定する特定法人（以下この項において「特定法人」という。）が同族会社公社債（対象者等同族会社が発行する公社債をいう。以下この項において同じ。）の利子の支払を受ける場合において、同号に規定する対象者その他の政令で定める者（以下この項において「対象者等」という。）が特定法人公社債（当該特定法人が発行する公社債をいう。以下この号において同じ。）の利子の支払を受けるときにおける当該特定法人公社債につき次に掲げる契約が締結されていることにより、当該対象者等が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合

イ　当該特定法人公社債に係る債務を担保するため、当該同族会社公社債を担保に供することとされている契約

ロ　当該特定法人公社債に係る債務につき当該対象者等同族会社が保証を行うこととされている契約（ハに掲げる契約を除く。）

ハ　当該特定法人公社債に係る債務につき保証人が保証を行う場合における当該保証に係る求償権を担保するため、当該同族会社公社債を担保に供することとされている契約

二　対象者等が特定法人公社債（特定法人が発行する公社債をいう。以下この号及び次号において同じ。）の利子の支払を受ける場合において、特定株主等（法第三条第一項第五号に規定する支払の確定した日において当該特定法人公社債を発行した特定法人の株主（以下この号において「特定法人株主」という。）又は当該特定法人株主と特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該特定法人株主その他の財務省令で定める者をいう。）が対象者等同族会社から同族会社公社債の利子の支払を受けるときにおける当該特定法人公社債につき次に掲げる契約が締結されていることにより、当該対象者等が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合

イ　当該特定法人公社債に係る債務を担保するため、当該同族会社公社債を担保に供することとされている契約

ロ　当該特定法人公社債に係る債務につき当該対象者等同族会社が保証を行うこととされている契約（ハに掲げる契約を除く。）

ハ　当該特定法人公社債に係る債務につき保証人が保証を行う場合における当該保証に係る求償権を担保するため、当該同族会社公社債を担保に供することとされている契約

三　前二号に掲げる場合のほか、特定法人公社債又は同族会社公社債に係る債務の弁済に関する契約、当該特定法人公社債に係る債務の保証に関する契約その他の契約の内容その他の状況からみて、対象者等が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合

7　第三項及び第四項の規定は、前項第二号に規定する特殊の関係のある法人について準用する。この場合において、第三項中「法第三条第一項第四号及び第五号に規定する政令で定める」とあるのは「第六項第二号に規定する」と、同項第一号中「法第三条第一項第四号又は第五号」とあるのは「第六項第二号」と、「対象者」とあるのは「特定法人株主」と、同項第二号及び第三号中「対象者」とあるのは「特定法人株主」と読み替えるものとする。

第四条の三第一項第二号中「に掲げる」を「又は第五号に掲げる」に改め、同条第四項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第四条の六の二第三十六項中「第三十七条の十四の二第二十八項から第三十項まで」を「第三十七条の十四第四十二項から第四十四項まで」に改める。

第四条の七の二第一項第一号中「又は同項第二号」を「、同項第二号に掲げる投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び同条第二十四項に規定する外国投資信託又は法第九条の四の二第一項第三号」に、「（次号」を「（同号」に改め、同項第二号中「又は」を「当該証券投資信託等が同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類するもの）又は」に改める。

第五条の二の二中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第九条の八第一項の金融商品取引業者等は、同条第二項に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかつたものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等（次項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）につき法第八条の三第三項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収した所得税を納付する場合には、所得税法第二百二十条の規定にかかわらず、その納付の際、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に財務省令で定める計算書を添付しなければならない。

3　前項の場合において同項の金融商品取引業者等は、第二十五条の十三の六第一項の規定により備え付ける帳簿に、前項の非課税口座内上場株式等の配当等の額及び当該非課税口座内上場株式等の配当等について法第八条の三第三項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収した所得税の額に関する事項を明らかにしなければならない。

第五条の三第三項中「額が」を「額及び法第十条第四項の規定により控除をすべき金額が」に、「の額を」を「の額及び同項の規定による控除をすべき金額を」に、「に法第十条第七項」を「に同条第七項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第二号中「第七項第二号」を「第六項第二号及び第十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「並びに法」の下に「第十条の二第一項、」を加え、「第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項」を「第十条の五第三項」に、「第四項まで」を「第三項まで」に改め、「第十条の五の五第三項」の下に「、第十条の五の六第三項及び第四項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「又は第四項」を「、第四項又は第七項」に、「同条第八項第二号」を「同条第八項第三号」に、「適用年（以下この条」を「対象年（以下この項」に、「「適用年」を「「対象年」に、「法第十条第八項第三号」を「同号」に、「の計算」を「（第十五項において「比較試験研究費の額」という。）の計算」に、「、基準年から適用年」を「、基準年から対象年」に、「試験研究費の額は、次」を「試験研究費の額（同条第八項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）は、次」に改め、同項各号中「適用年」を「対象年」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「、適用年」の下に「（同項第二号に規定する適用年をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「同号」を「同条第八項第八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項中「第十二項第二号、第十四項」を「第九項第二号、第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の二項を加える。

14　法第十条第八項第九号に規定する政令で定めるものは、他の者に委託する試験研究のうち国外において行われるもので、医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。）に係る試験研究で当該医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されていると認められるものとして財務省令で定めるものに限る。）に関するもの以外のものとする。

15　法第十条第七項の規定の適用を受けようとする個人のその適用を受けようとする年において、当該個人の比較試験研究費の額が零である場合には、同項に規定するその年分の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に該当しないものとする。

第五条の四を次のように改める。

（特別試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第五条の四　法第十条の二第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の二第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

2　法第十条の二第一項第一号に規定する政令で定める金額は、その年分の同号に規定する控除対象特別試験研究費の額のうち次項第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げる試験研究に係る同条第二項第二号に規定する控除対象特別試験研究費の額に相当する金額（以下この項において「特別試験研究機関等研究費の額」という。）とし、同条第一項第二号に規定する政令で定める金額は、その年分の同項第一号に規定する控除対象特別試験研究費の額（当該特別試験研究機関等研究費の額を除く。）のうち次項第三号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる試験研究に係る同条第二項第二号に規定する控除対象特別試験研究費の額に相当する金額とする。

3

法第十条の二第二項第一号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一　特別研究機関等（次のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等

ロ　国立研究開発法人

ハ　福島国際研究教育機構

ニ　国立健康危機管理研究機構

二　大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校（これらのうち構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社が設置するものを除く。）又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該大学等の役割分担並びにその内容、当該個人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨並びにその明細、当該大学等が当該費用の額のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該個人及び当該大学等に帰属する旨並びにその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

三　特定新事業開拓事業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第六項に規定する新事業開拓事業者のうちその設立の日以後の期間が十五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものをいい、特別研究機関等、大学等及び次に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該特定新事業開拓事業者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該特定新事業開拓事業者の役割分担並びにその内容、当該個人及び当該特定新事業開拓事業者が当該試験研究に要する費用を分担する旨並びにその明細、当該特定新事業開拓事業者が当該費用の額のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人及び当該特定新事業開拓事業者に帰属する旨並びにその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ　当該個人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の二十五以上を有している法人（当該法人が法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人である場合には、他の通算法人（同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）を含む。）

ロ　当該個人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する当事者間の支配の関係がある法人

四　成果活用促進事業者（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者その他これに準ずる者で財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者並びに前号イ及びロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究（当該成果活用促進事業者の行う同条第一項第三号ハに掲げる研究開発その他これに準ずる研究開発として財務省令で定めるもの（第十一号において「成果実用化研究開発」という。）に該当するものに限る。）で、当該成果活用促進事業者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該成果活用促進事業者の役割分担並びにその内容、当該個人及び当該成果活用促進事業者が当該試験研究に要する費用を分担する旨並びにその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人及び当該成果活用促進事業者に帰属する旨並びにその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

五　他の者（特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者並びに第三号イ及びロに掲げるものを除く。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該他の者の役割分担並びにその内容、当該個人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨並びにその明細、当該他の者が当該費用の額のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人及び当該他の者に帰属する旨並びにその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

六　技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究組合法第三条第一項第一号に規定する試験研究で、当該技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第十三条第一項に規定する事業計画（当該定款若しくは規約又は事業計画において、当該試験研究における当該個人及び当該個人以外の当該技術研究組合の組合員の役割分担並びにその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

七　特別研究機関等に委託する試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

八　大学等に委託する試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

九　特定中小企業者等（法第十条第八項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの及び法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者で法人税法第二条第三十六号に規定する青色申告書を提出するもの（第十三号において「中小事業者等」という。）、同法別表第二に掲げる法人その他試験研究を行う機関として財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等、第三号イ及びロに掲げるもの並びに当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を除く。以下この号及び第十三号において同じ。）のうち試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものに委託する試験研究（委任契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定（以下この項において「委任契約等」という。）により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下第十二号までにおいて同じ。）で、当該特定中小企業者等とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該特定中小企業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該特定新事業開拓事業者が再委託を行うものを除く。）

十　特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該特定新事業開拓事業者とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該特定新事業開拓事業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該特定新事業開拓事業者が再委託を行うものを除く。）

イ　その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が工業化研究として財務省令で定めるもの（以下この項において「工業化研究」という。）に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該特定新事業開拓事業者に委託する試験研究が当該個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）。

ロ　その委託する試験研究が主として当該特定新事業開拓事業者の有する知的財産権等（法第十条の二第二項第一号に規定する知的財産権その他これに準ずるものとして財務省令で定めるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。以下第十二号までにおいて同じ。）を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該特定新事業開拓事業者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。

十一　成果活用促進事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（当該成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当するものに限る。）で、当該成果活用促進事業者とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該成果活用促進事業者が再委託を行うものを除く。）

イ　その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該成果活用促進事業者に委託する試験研究が当該個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）。

ロ　その委託する試験研究が主として当該成果活用促進事業者の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該成果活用促進事業者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。

十二　他の者（特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者並びに第三号イ及びロに掲げるものを除く。）に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該他の者とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ　その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該他の者に委託する試験研究が当該個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）。

ロ　その委託する試験研究が主として当該他の者の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該他の者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。

十三　特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）からその有する知的財産権（法第十条の二第二項第一号に規定する知的財産権をいう。以下この号において同じ。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、当該特定中小企業者等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該知的財産権の設定又は許諾の期間及び条件、当該個人が当該特定中小企業者等に対して支払う当該知的財産権の使用料の明細（当該試験研究の進捗に応じて当該知的財産権の使用料を支払う場合には、その旨を含む。）その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

十四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十六項に規定する希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用再生医療等製品又は同法第七十七条の四に規定する特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品に関する試験研究で、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一項第二号の規定による助成金の交付を受けてその対象となつた期間に行われるもの

十五　次に掲げる要件の全てを満たす試験研究

イ　当該個人の使用人である次に掲げる者（ロ(1)及びハ(3)において「新規高度研究業務従事者」という。）に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

(1)　博士の学位を授与された者（外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む。(2)において同じ。）で、その授与された日から五年を経過していないもの

(2)　博士の学位を授与された者（(1)に掲げる者を除く。）のうち、その授与された日から五年以内に当該個人の使用人（当該個人に係る第三号イ及びロに掲げる法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。(3)において同じ。）又は使用人を含む。）となつたもので、その使用人となつた日から五年を経過していないもの

(3)　他の者（第三号イ及びロに掲げるものを除く。）の役員又は使用人として十年以上専ら研究業務に従事していた者で、当該個人の使用人（当該個人に係る同号イ及びロに掲げる法人の役員又は使用人を含む。）となつた日から五年を経過していないもの

ロ　当該個人のその年分の新規高度人件費割合（(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合をいう。ロにおいて同じ。）をその年の前年分の新規高度人件費割合で除して計算した割合が一・〇三以上である場合又は当該個人のその年の前年分の新規高度人件費割合が零である場合（その年分又は当該前年分の(2)に掲げる金額が零である場合を除く。）にその年において行う試験研究（工業化研究に該当するものを除く。）であること。

(1)　工業化研究に該当する試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額（法第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額をいう。(2)及び次項において同じ。）のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

(2)　試験研究費の額のうち当該個人の使用人である者に対する人件費の額

ハ　次に掲げる要件のいずれかに該当する試験研究であること。

(1)　その内容に関する提案が広く一般に又は広く当該個人の試験研究に専ら従事する当該個人の使用人に募集されたこと。

(2)　その内容がその試験研究に専ら従事する当該個人の使用人から提案されたものであること。

(3)　その試験研究に従事する者が広く一般に又は広く当該個人の使用人に募集され、当該試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

4　法第十条の二第二項第一号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める試験研究費の額とする。

一　前項第一号、第七号及び第十四号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

二　前項第二号から第五号まで及び第八号から第十二号までに掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額として当該個人が負担するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

三　前項第六号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る前条第四項第三号に掲げる費用の額

四　前項第十三号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る法第十条第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち前項第十三号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料に係る試験研究費の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。）

五　前項第十五号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る同号ロ(1)に掲げる金額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。）

第五条の五第四項第二号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第五条の六を削る。

第五条の五の三第一項中「第十条の四の二第一項」を「第十条の五第一項」に、「いう」を「いう。次項第一号において同じ」に、「三千五百万円」を「四千五百万円」に改め、「中小事業者」の下に「（次項において「中小事業者」という。）」を加え、同条第二項中「第十条の四の二第三項」を「第十条の五第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第十条の五第一項第一号に規定する政令で定める要件（中小事業者にあつては、第二号及び第三号に掲げる要件）とする。

一　一の特定業務施設（法第十条の五第一項に規定する特定業務施設をいう。第七項において同じ。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が十億円以上のものであること。

二　次に掲げる特定雇用者の数を合計した数が六十人（中小事業者にあつては、二十人）以上のものであること。

イ　特定建物等（法第十条の五第一項第一号に規定する特定建物等をいう。イ及び第七項において同じ。）を事業の用に供した日の属する年（以下この号において「供用年」という。）に新たに雇用された特定雇用者で当該供用年の十二月三十一日において対象施設（当該特定建物等に係る地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号に規定する特定業務施設をいう。ロ及び次号において同じ。）に勤務するもの（以下この号において「特定新規雇用者」という。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該特定新規雇用者の数

ロ　供用年において集中地域（地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域をいう。ロにおいて同じ。）内にある事業所から対象施設に転勤した特定雇用者（当該供用年において集中地域以外の地域内にある事業所（当該対象施設を除く。）に勤務していた者及び特定新規雇用者を除く。）で当該供用年の十二月三十一日において当該対象施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数

三　法第十条の五第一項又は第三項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る対象施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として六十人（中小事業者にあつては、二十人）以上の数が記載された当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係るものであること。

3　前項第二号に規定する特定雇用者とは、法第十条の五第五項第一号に掲げるもののうち次に掲げる要件を満たすものをいう。

一　その個人との間で労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

二　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者でないこと。

第五条の五の三に次の三項を加える。

5　法第十条の五第五項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、同項の離職者がいないことを証明する財務省令で定める書類を取得し、かつ、当該書類を保存している場合とする。

6　法第十条の五第五項第一号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該個人の親族

二　当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等に該当しないものに限る。）によつて生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

7　個人がその取得等（法第十条の五第一項に規定する取得等をいう。）をした特定建物等（当該特定建物等に係る特定業務施設が同項第一号に規定する政令で定める要件を満たす場合における当該特定建物等に限る。）につき同項又は同条第三項の規定の適用を受ける場合には、当該特定建物等につきこれらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該特定業務施設が第二項第三号に掲げる要件を満たすことを証する書類として財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条の五の三を第五条の六とする。

第五条の六の三第二項中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第五条の六の四第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第十条の五の四第四項」を「第十条の五の四第三項」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「第十条の五の四第五項第一号」を「第十条の五の四第四項第一号」に改め、同項第三号中「給与等」を「法第十条の五の四第四項第二号に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十項中「第十条の五の四第五項第一号」を「第十条の五の四第四項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「第十条の五の四第五項第三号」を「第十条の五の四第四項第四号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「第十条の五の四第五項第四号」を「第十条の五の四第四項第五号」に改め、「次項各号及び第十九項において同じ。」を削り、「同条第五項第三号」を「同項第四号」に、「。第十九項」を「。第十項」に、「第十八項まで」を「この条」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　法第十条の五の四第四項第八号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号の適用年の前年に係る給与等支給額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。

第五条の六の四第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項中「同条第五項第七号」を「同条第四項第八号」に、「比較教育訓練費の額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「の教育訓練費の額」を「の給与等の支給額（当該適用年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、前項の給与等支給額）に、「教育訓練費の額（個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第一項第二号イに規定する教育訓練費の額をいう。第十九項を除き、以下この条において同じ。）」を「給与等支給額」に改め、同項第一号中「及び第十九項」及び「及び同項」を削り、「教育訓練費の額に」を「給与等支給額に」に、「月別教育訓練費の額」を「月別給与等支給額」に改め、同項第二号中「教育訓練費の額に」を「給与等支給額に」に、「月別教育訓練費の額」を「月別給与等支給額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十七項中「月別教育訓練費の額」を「月別給与等支給額」に、「教育訓練費の額を」を「給与等支給額を」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十八項及び第十九項を削り、同条第二十項中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「同条第五項第五号イ」を「同条第四項第六号イ」に、「同項第十号」を「同項第八号」に改め、同項第一号中「第十条の五の四第五項第十号」を「第十条の五の四第四項第八号」に、「第十八項」を「第九項」に改め、同項第二号中「前項の規定によりみなされた第十六項」を「第十項」に、「場合　前項」を「場合　同項又は前項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十一項中「第十三項及び第十六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十二項中「又は第二項」を削り、「同条第五項第四号」を「同条第四項第五号」に、「百分の三」を「百分の四」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十三項中「第十条の五の四第三項」を「第十条の五の四第二項」に、「同条第五項第十号」を「同条第四項第八号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十四項中「第十条の五の四第四項」を「第十条の五の四第三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十五項及び第二十六項を削る。

第五条の六の五第二項中「第十条の五の五第三項第一号」を「第十条の五の五第三項第一号イ」に、「同条第三項第二号ロ」を「同条第三項第二号イ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の六の六　法第十条の五の六第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本及び開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されるものを除く。）とする。

2　法第十条の五の六第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる当該特定生産性向上設備等（同項に規定する特定生産性向上設備等をいう。第二号及び第四号において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該個人がその年（当該特定生産性向上設備等に係る法第十条の五の六第一項に規定する確認を受けた日以後五年を経過する日の属する年にあつては、その年の一月一日から当該五年を経過する日までの期間に限る。第四号において同じ。）において取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作をして国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。同号において同じ。）に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が四十万円以上のものに限る。）で、当該特定生産性向上設備等の投資に関する計画として財務省令で定めるもの（以下この号及び第四号において「投資計画」という。）と同一の投資計画に記載されたものの取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該特定生産性向上設備等である工具又は器具及び備品を含む。）

三　建物　一の建物の取得価額が千万円以上のもの

四　建物附属設備及び構築物　一の建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該個人がその年において取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は建設をして国内にある当該個人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）で、当該特定生産性向上設備等の投資計画と同一の投資計画に記載されたものの取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該特定生産性向上設備等である建物附属設備を含む。）

五　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの

3　法第十条の五の六第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の六第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

4　法第十条の五の六第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の五の六第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。

5　法第十条の五の六第九項第一号ロに規定する政令で定める場合は、第八項第二号に掲げる金額が零を超える場合とする。

6　法第十条の五の六第九項第二号イに規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

7　法第十条の五の六第九項第二号イに規定する政令で定めるものは、所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち所得税法施行令第六条各号に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

8　法第十条の五の六第九項各号列記以外の部分に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一　法第十条の五の六第九項の年分（次号及び第十二項において「対象年分」という。）の基準所得金額

二　対象年分の前年分の基準所得金額（当該対象年分の前年において事業を開始した場合には、当該基準所得金額に十二を乗じてこれを当該対象年分の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）

9　前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

10　第八項に規定する基準所得金額とは、法第二十五条の二第一項及び第四項の規定を適用しないで計算した場合のその年分の事業所得の金額をいう。

11　法第十条の五の六第九項に規定する個人が恒久的施設を有する非居住者である場合には、第八項に規定する基準所得金額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源泉所得の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該各号に定める金額は、法第二十五条の二第一項及び第四項の規定を適用しないで計算した金額とする。

一　所得税法第百六十四条第一号イに掲げる国内源泉所得　その年分の同法第百六十五条第二項に規定する恒久的施設帰属所得に係る事業所得の金額

二　所得税法第百六十四条第一号ロに掲げる国内源泉所得　その年分の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る事業所得の金額

12　法第十条の五の六第九項に規定する個人の対象年分に係る同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

第五条の七第二項中「第十条第十二項」を「第十条第十三項、第十条の二第四項」に改め、「、第十条の四の二第七項」を削り、「第十条の五の四第十項及び」を「第十条の五の四第九項、」に、「の規定に」を「及び第十条の五の六第十一項の規定に」に改め、同条第三項中「第十条の六第五項第一号イ(2)」を「第十条の六第五項第一号ロ」に改め、同条第八項及び第九項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十項中「同項第一号イ」を「同項第一号」に、「同号イに」を「同号に」に、「同号イ又はロに定める」を「同号に掲げる」に改める。

第五条の八第二項第一号中「するもの」の下に「で、同法第三十九条の二第二項第二号に規定する認定事業基盤強化事業者が製造したもの」を加える。

第六条の二中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第七条第二項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「割合」の下に「（次号において「公共施設面積割合」という。）」を加え、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において「都市利便増進施設整備費用額」という」を、「こと」の下に「（事業区域の全部又は一部が法第十四条第二項第一号に掲げる地域内にある場合には、都市利便増進施設整備費用額が十億円以上であること及び公共施設面積割合が百分の十以上であること。）」を加える。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条　削除

第十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条に次の一号を加える。

二　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第十五条の規定

第十五条第二項、第十六条の二第二項及び第十六条の三第五項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十八条の二第二項各号中「六十五万円」を「六十九万円」に改める。

第十八条の五第一項中「五百人」を「四百人」に改める。

第二章第七節の二中第十九条の四の次に次の一条を加える。

（給与所得控除の最低控除額等の特例）

第十九条の四の二　法第二十九条の四第二項の規定の適用がある場合における法第四十一条の三の十一第二項の規定の適用については、同条第四項第五号中「同条第四項の規定の適用がある場合には、同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額」とあるのは、「第二十九条の四第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額」とする。

２　前項に定めるもののほか、法第二十九条の四第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十条の二第三項中「第三十一条の二第二項第三号及び第四号」を「第三十一条の二第二項第四号及び第五号」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第五号」を「第三十一条の二第二項第六号」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第九項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第四条第二項第六号」を「マンション敷地売却事業に係る同法第百九条第一項」を「マンション等売却事業に係るマンション（同法第二条第一項第一号」に、「決議特定要除却認定マンション」を「マンションをいう。以下この項において同じ。）」に、「土地」を「土地又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地」に改め、「同法第二条第一項第一号に規定する」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項から第二十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十三項第四号中「第二十五項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第二十三項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に、「第二十三項」を「第二十一項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第九項又は第十一項」を「第七項又は第九項」に改め、同項を同条第二十五項とする。

第二十二条第一項中「港湾法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を加え、同条第二十二項第二号中「道路法」の下に「（昭和二十七年法律第百八十号）」を加える。

第二十二条の三第二項中「第百十八条の二十五の三第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に改め、同条第四項第一号中「第百十一条第三項」に改め、同項第二号中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改め、同条第八項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第六号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「同項第十九号」を「同法第二条第一項第三十五号」に、「とする」を「並びに同法第二条第一項第十三号に規定する再建敷地の敷地共有持分等（同法第五条第二項第二号に規定する敷地共有持分等をいう。）とする」に改め、同条第九項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第二十二条の六第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第六号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「同項第十四号」を「同法第二条第一項第三十号」に、「。）を」を「。）又は同法第二条第十三号に規定する再建敷地の敷地共有持分等をいう。以下この項において同じ。）を」に、「に対応して」を「又は当該再建敷地の敷地共有持分等に対応して」に、「同条第一項第七号」を「同法第二条第一項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第二項第四号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改め、同項第五号中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改め、同項第七号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第二十二条の八第十一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第二十三項第二号中「第二条第一項」を「（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項」に改め、同条第二十五項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「つきマンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「つきマンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同項第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「又は」を「若しくは」に、「次号」を「以下この号及び次号」に、「同法第二条第一項第六号」を「同法第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション又は申出人等の有していた滅失したマンション（同法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。）」に、「受ける」を「受け、又は受けていた」に改め、同項第二号中「施行マンション」を「再生前マンション若しくは滅失したマンション」に、「若しくは事業を営む」を「、若しくは有していた若しくは事業を営み、若しくは営んでいた」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第七号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第二十四条の二第三項第一号イ中「次に」を「⑴又は⑵に」に、「当該家屋」を「当該建築後使用されたことのない家屋」に、「、法第四十一条第二十七項に規定する特定居住用家屋に該当するもの」を「⑶に掲げる家屋を除き、当該建築後使用されたことのない家屋を令和十年一月一日以後に当該個人の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合にあつては⑷に掲げる家屋」に改め、同号イに次のように加える。

⑶　法第四十一条第二十四項に規定する特定居住用家屋に該当するもの

⑷　災害危険区域等（建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域（⑷において「災害危険区域」という。）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域（⑷において「地すべり防止区域」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域（⑷において「急傾斜地崩壊危険区域」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域（⑷において「土砂災害特別警戒区域」という。）又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（⑷において「浸水被害防止区域」という。）をいう。⑷において同じ。）内において建築された家屋（当該家屋の一部が災害危険区域等内にある場合における当該家屋を含み、災害危険区域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。）内にある家屋にあつては、当該家屋の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（⑷において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をした当該家屋に限る。）に該当するもの（当該家屋に係る建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けた時において、当該家屋の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合における当該家屋を除く。）

第二十五条第四項第一号中「第一号」を「第二号」に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。次条第二項及び第六項において同じ。）」を削り、「下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。次条第六項において同じ。）」を加え、「百分の三十」を「百分の四十」に改め、同条第五項中「同項第一号中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」に改める。

第二十五条の二第二項中「第一号の下欄に掲げる買換資産」を「第二号の下欄に掲げる買換資産（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、同条第六項中「の第一号」を「の第二号」に、「百分の七十」を「百分の六十」に改める。

第二章第八節を同章第七節の四とする。

第二十五条の八第十項中「法第三十七条の十第三項第八号」を「法第三十七条の十第三項第八号イ及びロ」に、「は同号」を「は同号イ及びロ」に、「それぞれ」を「同条第六項及び第七項の規定は同号ロに規定する政令で定める場合について、それぞれ」に、「」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号」と、同条第五項中「第三条第一項第四号」を「及び第五号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号イ及びロ」と、同項第一号中「第三条第一項第四号又は第五号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号イ又はロ」と、同条第五項中「第三条第一項第四号及び第五号」に、「第三十七条の十第三項第八号」と、同項第一号」を「第三十七条の十第三項第八号イ及びロ」と、同項第一号」に改め、「同項第四号」の下に「又は第五号」を加え、「同号」を「同号イ又はロ」に、「交付」と」を「交付」と、「同号」とあるのは「同号ロ」と、同条第六項中「第三条第一項第五号に規定する政令」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号ロに規定する政令」と、同項第一号中「第三条第一項第五号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号ロ」と、「利子の支払を受ける場合」とあるのは「償還（同号に規定する償還をいう。以下この号及び次号において同じ。）により金銭又は金銭以外の資産の交付を受ける場合」と、「同号」とあるのは「同条第三項第八号ロ」と、「利子の支払を受けるとき」とあるのは「償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるとき」と、同項第二号中「利子の支払」とあるのは「償還により金銭又は金銭以外の資産の交付」と、「第三条第一項第五号に規定する支払の確定した日」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還の日」と、同条第七項中「第三条第一項第四号及び第五号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号イ及びロ」と、「第三条第一項第四号又は第五号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号イ又はロ」と」に改め、同条第十七項中「（昭和三十二年法律第二十八号）」を削る。

第二十五条の十の二第十四項第二十七号ハ中「同条第二十項」を「同条第十八項」に改め、同項第三十号中「同条第二十二項、第二十九項又は第三十二項」を「同条第二十項、第二十六項又は第三十項」に改め、同項第三十一号中「同条第十一項」を「同条第十七項」に、「同条第十二項の」を「同条第十八項の」に改め、同項第三十二号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十八項」に改める。

第二十五条の十一の二第十三項中「又は」を「、第三十八条の二第一項又は」に、「及び法」を「、法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額及び法」に改め、同条第二十項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同条第二十項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改める。

第二十五条の十二の三第十八項中「又は」を「、第三十八条の二第一項又は」に改め、「中」の下に「含む。」を加え、「又は」とあるのは「又は」を「」とあるのは「含む。」に、「及び」を「、法」に改め、同条第二十四項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同条第二十一項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改める。

第二十五条の十二の三第十八項中「又は」を「、第三十八条の二第一項又は」に改め、「中」の下に「含む。」を加え、「又は」とあるのは「又は」を「」とあるのは「含む。」に、「及び」を「、法」に改め、同条第二十四項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同条第二十項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改める。

第二十五条の十二の三第十八項中「又は」を「、第三十八条の二第一項又は」に改め、「中」の下に「含む。」を加え、「又は」とあるのは「又は」を「」とあるのは「含む。」に、「及び」を「、法」に改め、同条第二十四項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得

の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の三第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）

の課税に係る七条の定の金の所得

所得金額、租税特別措置法第三十七条の十一第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三第七項に規定する譲渡損失の繰越控除等）の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の三第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）

に改める。

第二十五条の十三第一項中「及び第四項」を「、第四項及び第三十七項」に改め、同条第二項中「及び第二十五条の十三の六」を「、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七第四項」に、「譲渡をいう。以下この項及び次項」を「譲渡をいう。第七項を除き、以下この条」に改め、同条第四項第一号中「掲げる事由」の下に「又は同条第六項に規定する契約不履行等事由」を加え、同条第五項中「（法第三十七条の十四第五項第一号の口座を開設しようとする年（以下この項において「口座開設年」という。）の一月一日において十八歳以上である者に限る。）」を削り、「同条第一項」を「法第三十七条の十四第一項」に、「及び第二十五条の十三の六において「金融商品取引業者等」を「、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七第四項において「金融商品取引業者等」に、「同項」を「（法第三十七条の十四第五項第一号の」に、「同号の」を「法第三十七条の十四第五項第一号の」に、「に、その口座開設年」を「に、その口座を開設しようとする年（以下この項において「口座開設年」という。）」に、「法第三十七条の十四第十項の」を「同条第十六項の」に、「同条第五項第九号」を「同条第五項第十一号」に、「第三十七条の十四第五項第十号」を「第三十七条の十四第五項第十二号」に、「第三十七条の十四第十項に」を「第三十七条の十四第十六項に」に、「同項第九号」を「同項第十一号」に、「第六号イ若しくはハ」を「第六号ロ(1)若しくはハ(1)」に、「同条第十項」を「同条第十六項」に、「第三十三項、第三十四項及び第三十八項」を「第四十四項、第四十五項及び第四十九項」に、「第六項から第三十三項まで」を「第十二項から第三十九項まで」に、「及び第二十五条の十三の六において「非課税口座」を「、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七第四項において「非課税口座」に、「同項第三号」を「法第三十七条の十四第五項第三号」に、「第三十七条の十四第十九項後段」を「第三十七条の十四第二十五項後段」に改め、同条第六項第一号中「第二十三項第一号」を「第二十七項第一号」に、「同条第二十三項」を「同条第二十九項」に、「法第三十七条の十四第五項第二号イ(1)」を「同号イ(1)」に改め、同条第七項中「第六号」を「第六号二」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三の七」を「第二十五条の十三の七第一項」に改め、同条第八項第一号及び第九項中「第二十一項第一号並びに第二十五項第一号及び第二号」を「第十九項及び第三十五項」に改め、同条第十二項第十号中「第三十項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同条第十五項中「第二十三項第三号ロ」を「第二十七項第三号ロ」に改め、同条第十七項及び第十八項を削り、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「次に掲げる事項」を「同条第四項各号に掲げる事由に係るものを含むものとし、次項において準用する第十二項第一号、第四号又は第十一号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除く。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該累積投資勘定が設けられている同条第五項第四号の口座が開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者（相続又は遺贈による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等の同条第四項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第二十一項第一号」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項から第二十五項までを削り、同条第二十六項中「第三十七条の十四第五項第六号ロ(1)(i)」を「第三十七条の十四第五項第六号ロ(1)(i)」に、「第二十八項第一号」を「第二十三項第一号」に、「第二十八項及び第三十一項」を「第二十三項及び第二十九項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第五項第六号」を「第三十七条の十四第五項第六号ロ」に改め、「次号」の下に「及び第二十四項」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第二十七項を同条第二十二項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

24　法第三十七条の十四第五項第六号ロ(1)(ii)に規定する政令で定める金額は、同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に設けられた同条第四項第一号に規定する未成年者特定累積投資勘定（以下この条において「未成年者特定累積投資勘定」という。）に係る特定累積投資上場株式等の購入の代価の額を当該特定累積投資上場株式等の取得価額とみなして、当該特定累積投資上場株式等を銘柄ごとに区分し、当該非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年十二月三十一日に、当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に受け入れている当該特定累積投資上場株式等の譲渡があつたものとして所得税法施行令第二編第一章第四節第三款の規定に準じて計算した場合に算出される当該特定累積投資上場株式等の取得費の額に相当する金額とする。

25　第二十二項の規定は前項の規定により所得税法施行令第二編第一章第四節第三款の規定に準じて計算する場合について、第二十三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は前項の規定により同項に規定する特定累積投資上場株式等の取得費の額に相当する金額を計算する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三項第三号中「対象非課税口座内上場株式等と当該対象非課税口座内上場株式等」とあるのは「次項に規定する未成年者特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等と当該特定累積投資上場株式等」と、「第二十一項」とあるのは「同項」と、同項第四号中「対象非課税口座内上場株式等が」とあるのは「次項に規定する未成年者特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等が」と、「当該対象非課税口座内上場株式等」とあるのは「当該特定累積投資上場株式等」と、「第二十一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

26　第二十五条の十三第二十九項中「第三十七条の十四第五項第六号ロ」を「第三十七条の十四第五項第六号ロ(2)」に、「第九項」を「及び第九項」に、「第二十五項第一号及び第二号」を「並びに第三十五項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　法第三十七条の十四第五項第六号ハに規定する政令で定める上場株式等は、次に掲げる上場株式等とする。

一　継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて法第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)に掲げるもの

二　法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等

三　法第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)に掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの

イ　その上場株式等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの

ロ　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口（ロにおいて「投資口」という。）又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款（当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類するもの。ハにおいて「委託者指図型投資信託約款」という。）、同法第六十七条第一項に規定する規約（当該投資口が同法第二条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類するもの）又は信託法第三条第一号に規定する信託契約において法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（第十五項第二号に規定する目的によるものを除く。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

ハ　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款に第十五項第一号及び第三号の定めがあるもの以外のもの

第二十五条の十三第三十項中「第三十七条の十四第五項第六号ハ」を「第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)」を「第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)(i)」に、「第二十六項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「第三十七条の十四第五項第六号ニ」を「第三十七条の十四第五項第六号ハ(2)」に、「第二十五項第二号」を「第三十五項第三号」に改め、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の二項を加える。

31　法第三十七条の十四第五項第六号ホ(1)(i)に規定する災害、疾病その他の政令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由（当該事由が生じたことにつき財務省令で定めるところにより非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の納税地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に当該事由が生じた日から一年を経過する日までに提出した場合における当該事由に限る。）とする。

一　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその居住の用に供している家屋であつてその者又はその者と生計を一にする親族が所有しているものについて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたこと。

二　その年の前年十二月三十一日（その年中に出生した者にあつてはその年十二月三十一日とし、同年の中途において死亡した者にあつてはその死亡の日とする。）において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者を所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族とする者（以下この項において「扶養者」という。）が、当該扶養者又はその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払つた同法第七十三条第一項に規定する医療費の金額の合計額が二百万円を超えたこと。

三　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の扶養者が、配偶者と死別し、若しくは離婚したこと又は当該扶養者の配偶者が所得税法施行令第十一条各号に掲げる者に該当することとなつたこと（これらの事由が生じた日の属する年の十二月三十一日（その扶養者が同年の中途において死亡した場合には、その死亡の日）においてその扶養者が所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦（同項第三十四号に規定する扶養親族を有するものに限る。）又は同項第三十一号に規定するひとり親に該当し、又は該当することが見込まれる場合に限る。）。

四　当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又はその者の扶養者が、所得税法第二条第一項第二十九号に規定する特別障害者に該当することとなつたこと。

五　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の扶養者が、雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者若しくは同法第十三条第三項に規定する特定理由離職者に該当することとなつたこと又は経営の状況の悪化によりその営む事業を廃止したことその他これらに類する事由

32　法第三十七条の十四第五項第六号ホ(1)(i)に規定する災害等による返還等その他政令で定める事由は、同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する同号イの口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等の金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたこと（第三十九項第一号において「上場廃止事由」という。）による当該口座からの払出しとする。

第二十五条の十三第四十四項中「第二十三項第三号イ」を「第二十七項第三号イ」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十三項中「第四十項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十二項中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十一項を同条第五十二項とし、同条第四十項中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に「同条第二十八項」を「同条第三十四項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第三十四項」を「第四十五項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項中「第十七項本文（第二十四項において準用する場合を含む。）、第二十一項第二号イ、第二十五項第三号イ又は」を削り、同項を同条第四十八項とし、同条第三十六項中「第三十四項」を「第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十五項中「第三十七条の十四第八項（同条第二十六項」を「第三十七条の十四第十四項（同条第三十二項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「第三十六項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項中「第三十七条の十四第十二項」に改め、「住所」の下に「（国内に住所を有しない者にあつては、同条第十四項に規定する財務省令で定める場所。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「第三十五項」を「第四十六項」に、「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に、「第三十八項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同項の前に次の十一項を加える。

33　法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する政令で定める譲渡は、同号の特定累積投資上場株式等の譲渡であつて法第三十七条の十一第四項第一号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限る。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、法第三十七条の十四第五項第六号イの口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないものに限る。）とする。

34　法第三十七条の十四第五項第六号ホ(3)に規定する政令で定める金銭その他の資産は、次に掲げるものとする。

一　上場株式等に係る法第九条の八第一項に規定する配当等で、法第三十七条の十四第五項第六号イの口座が開設されている金融商品取引業者等が国内における法第九条の八第一項に規定する支払の取扱者でないもの

二　前項に規定する投資信託の終了による譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が法第三十七条の十四第五項第六号イの口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないもの

35　法第三十七条の十四第五項第六号トに規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの非課税口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、次号に規定するもの、第二十六項において準用する第十二項第一号、第四号又は第十一号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除く。以下この号において同じ。）があつた場合には、当該特定累積投資勘定が設けられている同条第五項第六号イの口座を開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者（相続又は遺贈による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等の同条第四項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること。

二　未成年者特定累積投資勘定からの非課税口座内上場株式等の全部又は一部の払出しで法第三十七条の十四第五項第六号イの口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第一号に規定する基準年（第三十七項及び第三十八項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに生じたもの（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除く。以下この号において同じ。）があつた場合には、当該未成年者特定累積投資勘定が設けられている当該口座を開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（相続又は遺贈による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等の同条第四項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること。

三　法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの非課税口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第三十項において準用する第十二項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除く。以下この号において同じ。）があつた場合には、当該特定非課税管理勘定が設けられている同条第五項第六号イの口座を開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者（相続又は遺贈による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等の同条第四項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること。

36　法第三十七条の十四第五項第九号に規定する政令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

一　法第三十七条の十四第五項第九号の法人と同号の金融商品取引業者等との間に同号の法人が当該金融商品取引業者等の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資（次号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を直接に保有する場合における当該関係

二　法第三十七条の十四第五項第九号の金融商品取引業者等との間に前号に掲げる関係がある法人が当該金融商品取引業者等以外の法人（以下この号において「他の法人」という。）の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を直接に保有する場合における当該金融商品取引業者等と当該他の法人の関係

37　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設している非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等につき、第二十六項において準用する第十二項第四号に規定する事由が生じたことにより、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定累積投資上場株式等以外の株式等を取得した場合には、当該事由が生じたことによる当該未成年者特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の非課税口座からの払出し（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに生じたものに限る。）は法第三十七条の十四第四項第一号、第五項第六号ホ、第六項第二号又は第八項第一号ロに規定する移管又は返還に該当しないものとして、同条及びこの条の規定を適用する。

38　第二項及び第三項の規定は、非課税口座及び法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第六項に規定する契約不履行等事由が生じた場合に同項第一号から第三号までの規定により非課税口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、第二項中「当該非課税口座内上場株式等の」とあるのは「法第三十七条の十四第六項第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の」と、第三項中「に非課税口座内上場株式等」とあるのは「に法第三十七条の十四第六項第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等」と読み替えるものとする。

39　法第三十七条の十四第八項第二号に規定する政令で定める金額は、次に掲げる特定累積投資上場株式等の同条第五項第二号イに規定する取得対価の額及びその特定累積投資上場株式等の取得に要した費用の額とする。

一　上場廃止事由が生じた特定累積投資上場株式等

二　第三十三項に規定する投資信託の終了による譲渡（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、法第三十七条の十四第八項の非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないものに限る。）があつた特定累積投資上場株式等

40　法第三十七条の十四第八項の金融商品取引業者等は、同項の規定により徴収した所得税を納付する場合には、その納付の際、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に財務省令で定める計算書を添付しなければならない。

41　法第三十七条の十四第八項の規定により徴収して納付すべき所得税の納税地は、同項の非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地とする。

42　法第三十七条の十四第八項の規定により徴収した所得税を納付する同項の金融商品取引業者等は、第二十五条の十三の六第一項の規定により備え付ける帳簿に、法第三十七条の十四第八項各号に掲げる金額及び同項の規定により徴収した所得税の額に関する事項を明らかにしなければならない。

43　法第三十七条の十四第十項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五まで並びに第百二十一条第一項及び第三項の規定の適用については、法第三十七条の十一第六項において準用する法第三十七条の十第六項第一号の規定及び第二十五条の九第十三項において準用する第二十五条の八第十五項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十四第十項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受ける場合には、同条第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された同項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十四第十項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受ける場合には、同条第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された同項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得等の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額）とあるのは「前条第一項」と、「合計額（」とあるのは「合計額（租税特別措置法第三十七条の十四第十項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受ける同条第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された同項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得等の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を除く。）」とする。

二　所得税法第百二十一条第一項の規定の適用については、同項中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

三　所得税法第百二十一条第三項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは「合計額（租税特別措置法第三十七条の十四第十項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受ける同条第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された同項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を除く。）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額）と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

第二十五条の十三の二第一項中「前条第三十五項」を「前条第四十六項」に改め、同条第四項中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に改め、同条第五項中「第三十四項」を「第四十項」に、「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十二項」に、「同条第八項」を「同条第十四項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十二項」に改め、同条第七項中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十九項」に改め、「よる」の下に「同項第一号に規定する」を加える。

第二十五条の十三の三第一項中「第三十四項」を「第四十項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十二項」に、「同条第八項」を「同条第十四項」に改める。

第二十五条の十三の六第二項中「第三十七条の十四第七項後段」を「第三十七条の十四第十三項後段」に、「第三十項後段」を「第三十六項後段」に、「第二十一項第一号」を「第十九項」に、「第二十五項第一号若しくは第二号」を「第三十五項各号」に改め、同条第三項中「第三十七条の十四第六項後段」を「第三十七条の十四第十二項後段」に、「第三十七条の十四第十三項」を「同条第十九項」に、「同条第十六項」を「同条第十二項」に、「同条第二十九項各号」を「同条第二十五条の十三第十七項各号」に、「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同条第五項中「非課税口座開設届出書」の下に「、法第三十七条の十四第五項第六号ホ(1)(ii)に規定する書類、同項第十号ロ(2)に規定する書類」を加え、「第三十七条の十四第十三項」を「同条第十九項」に、「同条第十六項」を「同条第十二項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十九項各号」に、「第二十五条の十三第十七項各号」に、「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同条第六項中「届出書」の下に「、書類」を加え、「、依頼書及び書類（第二十五条の十三第十七項第二号に規定する書類を除く。以下この項において同じ。）」を「及び依頼書」に、「、依頼書又は書類」を「又は依頼書」に改める。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第四十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　第二十五条の十の十第三項及び第四項の規定は法第三十七条の十四第四十三項の金融商品取引業者等が同項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得る場合について、第二十五条の十の十第七項の規定は法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者で非課税口座を開設していたものがその年分の第二十五条の十の十第七項に規定する確定申告書を提出する場合において、その年中に当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）につき法第三十七条の十四第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等（同条第一項第一号イに規定する株式等をいう。）の譲渡がないときについて、それぞれ準用する。

第二十五条の十三の八第十一項第一号中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二十項中「第三十三項から第三十五項まで」を「第四十四項から第四十六項まで」に、「第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」を「第四十九項及び第五十一項から第五十四項まで」に、「及び第二十五条の十三の五から前条まで」を「、第二十五条の十三の五、第二十五条の十三の六及び前条（第四項を除く。）」に改め、同項の表第二十五条の十三第二項の項中「及び第二十五条の十三の六」を「、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七第四項」に改め、同表第二十五条の十三の七第四項の項中「第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由」の下に「又は同条第六項に規定する契約不履行等事由」を加え、同表第二十五条の十三第七項の項中「第三十七条の十四第五項第二号及び第六号」を「第三十七条の十四第五項第二号及び第六号ニ」に改め、同表第二十五条の十三第三十三項の項中「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に、「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十二項」に、「第三十八項」を「第四十九項」に、「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同表第二十五条の十三の七第四項の項中「第三十七条の十四第四項各号」を「第三十七条の十四第五項各号」に、「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第四十七項」に改め、同項を同表第二十五条の十三第三十八項の項中「第二十五条の十三第三十一項」を「第二十五条の十三第四十項」に改め、同表第二十五条の十三第四十一項に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三の二第四項の項中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に改め、同表第二十五条の十三第四十二項の項中「第二十五条の十三第五十一項」を「第二十五条の十三第五十三項」に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三の二第四項の項中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に改め、同表第二十五条の十三第四十四項の項中「第二十五条の十三第三十七項」を「第二十五条の十三第四十六項」に、「同条第八項」を「同条第十四項」に改め、同表第二十五条の十三の三第一項の項中「第三十四項」を「第四十項」に、「同条第二十六項」を「同条第十二項」に、「同条第八項」を「同条第十四項」に改め、同表第二十五条の十三第二項の項中「第三十七条の八」を「第三十六項後段」に、「第三十項後段」を「第三十六項後段」に、「第二十一項第一号」を「第十九項」に、「第二十五項第一号若しくは第二号」を「第三十五項各号」に改め、同表第二十五条の十三の六第四項の項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十一項」に、「第十八項」を「第二十四項」に改め、同表第二十五条の十三の六第五項の項中「勘定廃止通知書」を「法第三十七条の十四第五項第六号ホ(1)(ii)に規定する書類、同項第十号ロ(2)に規定する書類、勘定廃止通知書」に、「法第三十七条の十四第十三項」を「同条第十九項」に、「同条第十六項」を「同条第十二項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十九項各号」に、「第二十五条の十三第十七項第二号（同条第二十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を「第二十五条の十三第二十一項」に、「書類」を「書面」に改め、同表第二十五条の十三第三十一項に、「通知書、書類」を「書面」に、「通知書、書類」を「書類、通知書、書面」に改め、同表第二十五条の十三第三十二項の項中「第二十五条の十三第四十項」を「第二十五条の十三第四十九項」に改め、同表第二十五条の十三第三十八項の項中「第二十五条の十三第三十八項」を「第二十五条の十三第四十九項」に改め、同表第二十五条の十三第四十項の項中「第二十五条の十三第五十一項」を「第二十五条の十三第五十四項」に改め、同表第二十五条の十三第四十二項の項中「第二十五条の十三第五十三項」を「第二十五条の十三第五十五項」に改め、同表第二十五条の十三第四十四項の項中「第二十五条の十三第五十五項」を「第二十五条の十三第五十七項」に改め、同表第二十五条の十三第四十六項の項中「第二十五条の十三第五十七項」を「第二十五条の十三第五十九項」に改め、同表第二十五条の十三第四十七項の項中「第二十五条の十三第五十八項」を「第二十五条の十三第六十項」に改め、同表第二十五条の十三第四十八項の項中「第二十五条の十三第五十九項」を「第二十五条の十三第六十一項」に改め、同表第二十五条の十三第四十九項の項中「第二十五条の十三第六十項」を「第二十五条の十三第六十二項」に改め、同表第二十五条の十三第五十項の項中「第二十五条の十三第六十一項」を「第二十五条の十三第六十三項」に改め、同表第二十五条の十三第五十一項の項中「第二十五条の十三第六十二項」を「第二十五条の十三第六十四項」に改め、同表第二十五条の十三第五十二項の項中「第二十五条の十三第六十三項」を「第二十五条の十三第六十五項」に改め、同表第二十五条の十三第五十三項の項中「第二十五条の十三第六十四項」を「第二十五条の十三第六十六項」に改め、同表第二十五条の十三第五十四項の項中「第二十五条の十三第六十五項」を「第二十五条の十三第六十七項」に改め、同表第二十五条の十三第五十五項の項中「第二十五条の十三第六十六項」を「第二十五条の十三第六十八項」に改め、同表第二十五条の十三第五十六項の項中「第二十五条の十三第六十七項」を「第二十五条の十三第六十九項」に改め、同表第二十五条の十三第五十七項の項中「第二十五条の十三第六十八項」を「第二十五条の十三第七十項」に改め、同表第二十五条の十三第五十八項の項中「第二十五条の十三第六十九項」を「第二十五条の十三第七十一項」に改め、同表第二十五条の十三第五十九項の項中「第二十五条の十三第七十項」を「第二十五条の十三第七十二項」に改め、同表第二十五条の十三第六十項の項中「第二十五条の十三第七十一項」を「第二十五条の十三第七十三項」に改め、同表第二十五条の十三第六十一項の項中「第二十五条の十三第七十二項」を「第二十五条の十三第七十四項」に改め、同表第二十五条の十三第六十二項の項中「第二十五条の十三第七十三項」を「第二十五条の十三第七十五項」に改め、同表第二十五条の十三第六十三項の項中「第二十五条の十三第七十四項」を「第二十五条の十三第七十六項」に改め、同表第二十五条の十三第六十四項の項中「第二十五条の十三第七十五項」を「第二十五条の十三第七十七項」に改め、同表第二十五条の十三第六十五項の項中「第二十五条の十三第七十六項」を「第二十五条の十三第七十八項」に改め、同表第二十五条の十三第六十六項の項中「第二十五条の十三第七十七項」を「第二十五条の十三第七十九項」に改め、同表第二十五条の十三第六十七項の項中「第二十五条の十三第七十八項」を「第二十五条の十三第八十項」に改め、同表第二十五条の十三第六十八項の項中「第二十五条の十三第七十九項」を「第二十五条の十三第八十一項」に改め、同表第二十五条の十三第六十九項の項中「第二十五条の十三第八十項」を「第二十五条の十三第八十二項」に改め、同表第二十五条の十三第七十項の項中「第二十五条の十三第八十一項」を「第二十五条の十三第八十三項」に改め、同表第二十五条の十三第七十一項の項中「第二十五条の十三第八十二項」を「第二十五条の十三第八十四項」に改め、同表第二十五条の十三第七十二項の項中「第二十五条の十三第八十三項」を「第二十五条の十三第八十五項」に改め、同表第二十五条の十三第七十三項の項中「第二十五条の十三第八十四項」を「第二十五条の十三第八十六項」に改め、同表第二十五条の十三第七十四項の項中「第二十五条の十三第八十五項」を「第二十五条の十三第八十七項」に改め、同表第二十五条の十三第七十五項の項中「第二十五条の十三第八十六項」を「第二十五条の十三第八十八項」に改め、同表第二十五条の十三第七十六項の項中「第二十五条の十三第八十七項」を「第二十五条の十三第八十九項」に改め、同表第二十五条の十三第七十七項の項中「第二十五条の十三第八十八項」を「第二十五条の十三第九十項」に改め、同表第二十五条の十三第七十八項の項中「第二十五条の十三第八十九項」を「第二十五条の十三第九十一項」に改め、同表第二十五条の十三第七十九項の項中「第二十五条の十三第九十項」を「第二十五条の十三第九十二項」に改め、同表第二十五条の十三第八十項の項中「第二十五条の十三第九十一項」を「第二十五条の十三第九十三項」に改め、同表第二十五条の十三第八十一項の項中「第二十五条の十三第九十二項」を「第二十五条の十三第九十四項」に改め、同表第二十五条の十三第八十二項の項中「第二十五条の十三第九十三項」を「第二十五条の十三第九十五項」に改め、同表第二十五条の十三第八十三項の項中「第二十五条の十三第九十四項」を「第二十五条の十三第九十六項」に改め、同表第二十五条の十三第八十四項の項中「第二十五条の十三第九十五項」を「第二十五条の十三第九十七項」に改め、同表第二十五条の十三第八十五項の項中「第二十五条の十三第九十六項」を「第二十五条の十三第九十八項」に改め、同表第二十五条の十三第八十六項の項中「第二十五条の十三第九十七項」を「第二十五条の十三第九十九項」に改め、同表第二十五条の十三第八十七項の項中「第二十五条の十三第九十八項」を「第二十五条の十三第百項」に改め、同表第二十五条の十三第八十八項の項中「第二十五条の十三第九十九項」を「第二十五条の十三第百一項」に改め、同表第二十五条の十三第八十九項の項中「第二十五条の十三第百項」を「第二十五条の十三第百二項」に改め、同表第二十五条の十三第九十項の項中「第二十五条の十三第百一項」を「第二十五条の十三第百三項」に改め、同表第二十五条の十三第九十一項の項中「第二十五条の十三第百二項」を「第二十五条の十三第百四項」に改め、同表第二十五条の十三第九十二項の項中「第二十五条の十三第百三項」を「第二十五条の十三第百五項」に改め、同表第二十五条の十三第九十三項の項中「第二十五条の十三第百四項」を「第二十五条の十三第百六項」に改め、同表第二十五条の十三第九十四項の項中「第二十五条の十三第百五項」を「第二十五条の十三第百七項」に改め、同表第二十五条の十三第九十五項の項中「第二十五条の十三第百六項」を「第二十五条の十三第百八項」に改め、同表第二十五条の十三第九十六項の項中「第二十五条の十三第百七項」を「第二十五条の十三第百九項」に改め、同表第二十五条の十三第九十七項の項中「第二十五条の十三第百八項」を「第二十五条の十三第百十項」に改め、同表第二十五条の十三第九十八項の項中「第二十五条の十三第百九項」を「第二十五条の十三第百十一項」に改め、同表第二十五条の十三第九十九項の項中「第二十五条の十三第百十項」を「第二十五条の十三第百十二項」に改め、同表第二十五条の十三第百項の項中「第二十五条の十三第百十一項」を「第二十五条の十三第百十三項」に改め、同表第二十五条の十三第百一項の項中「第二十五条の十三第百十二項」を「第二十五条の十三第百十四項」に改め、同表第二十五条の十三第百二項の項中「第二十五条の十三第百十三項」を「第二十五条の十三第百十五項」に改め、同表第二十五条の十三第百三項の項中「第二十五条の十三第百十四項」を「第二十五条の十三第百十六項」に改め、同表第二十五条の十三第百四項の項中「第二十五条の十三第百十五項」を「第二十五条の十三第百十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百五項の項中「第二十五条の十三第百十六項」を「第二十五条の十三第百十八項」に改め、同表第二十五条の十三第百六項の項中「第二十五条の十三第百十七項」を「第二十五条の十三第百十九項」に改め、同表第二十五条の十三第百七項の項中「第二十五条の十三第百十八項」を「第二十五条の十三第百二十項」に改め、同表第二十五条の十三第百八項の項中「第二十五条の十三第百十九項」を「第二十五条の十三第百二十一項」に改め、同表第二十五条の十三第百九項の項中「第二十五条の十三第百二十項」を「第二十五条の十三第百二十二項」に改め、同表第二十五条の十三第百十項の項中「第二十五条の十三第百二十一項」を「第二十五条の十三第百二十三項」に改め、同表第二十五条の十三第百十一項に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百十二項の項中「第二十五条の十三第百二十二項」を「第二十五条の十三第百二十四項」に改め、同表第二十五条の十三第百十三項の項中「第二十五条の十三第百二十三項」を「第二十五条の十三第百二十五項」に改め、同表第二十五条の十三第百十四項の項中「第二十五条の十三第百二十四項」を「第二十五条の十三第百二十六項」に改め、同表第二十五条の十三第百十五項の項中「第二十五条の十三第百二十五項」を「第二十五条の十三第百二十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百十六項の項中「第二十五条の十三第百二十六項」を「第二十五条の十三第百二十八項」に改め、同表第二十五条の十三第百十七項の項中「第二十五条の十三第百二十七項」を「第二十五条の十三第百二十九項」に改め、同表第二十五条の十三第百十八項の項中「第二十五条の十三第百二十八項」を「第二十五条の十三第百三十項」に改め、同表第二十五条の十三第百十九項に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百二十項に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百二十一項の項中「第二十五条の十三第百二十九項」を「第二十五条の十三第百三十一項」に改め、同表第二十五条の十三第百二十二項の項中「第二十五条の十三第百三十項」を「第二十五条の十三第百三十二項」に改め、同表第二十五条の十三第百二十三項の項中「第二十五条の十三第百三十一項」を「第二十五条の十三第百三十三項」に改め、同表第二十五条の十三第百二十四項の項中「第二十五条の十三第百三十二項」を「第二十五条の十三第百三十四項」に改め、同表第二十五条の十三第百二十五項の項中「第二十五条の十三第百三十三項」を「第二十五条の十三第百三十五項」に改め、同表第二十五条の十三第百二十六項の項中「第二十五条の十三第百三十四項」を「第二十五条の十三第百三十六項」に改め、同表第二十五条の十三第百二十七項の項中「第二十五条の十三第百三十五項」を「第二十五条の十三第百三十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百二十八項の項中「第二十五条の十三第百三十六項」を「第二十五条の十三第百三十八項」に改め、同表第二十五条の十三第百二十九項の項中「第二十五条の十三第百三十七項」を「第二十五条の十三第百三十九項」に改め、同表第二十五条の十三第百三十項の項中「第二十五条の十三第百三十八項」を「第二十五条の十三第百四十項」に改め、同表第二十五条の十三第百三十一項の項中「第二十五条の十三第百三十九項」を「第二十五条の十三第百四十一項」に改め、同表第二十五条の十三第百三十二項の項中「第二十五条の十三第百四十項」を「第二十五条の十三第百四十二項」に改め、同表第二十五条の十三第百三十三項の項中「第二十五条の十三第百四十一項」を「第二十五条の十三第百四十三項」に改め、同表第二十五条の十三第百三十四項の項中「第二十五条の十三第百四十二項」を「第二十五条の十三第百四十四項」に改め、同表第二十五条の十三第百三十五項の項中「第二十五条の十三第百四十三項」を「第二十五条の十三第百四十五項」に改め、同表第二十五条の十三第百三十六項の項中「第二十五条の十三第百四十四項」を「第二十五条の十三第百四十六項」に改め、同表第二十五条の十三第百三十七項の項中「第二十五条の十三第百四十五項」を「第二十五条の十三第百四十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百三十八項の項中「第二十五条の十三第百四十六項」を「第二十五条の十三第百四十八項」に改め、同表第二十五条の十三第百三十九項の項中「第二十五条の十三第百四十七項」を「第二十五条の十三第百四十九項」に改め、同表第二十五条の十三第百四十項の項中「第二十五条の十三第百四十八項」を「第二十五条の十三第百五十項」に改め、同表第二十五条の十三第百四十一項に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百四十二項の項中「第二十五条の十三第百四十九項」を「第二十五条の十三第百五十一項」に改め、同表第二十五条の十三第百四十三項の項中「第二十五条の十三第百五十項」を「第二十五条の十三第百五十二項」に改め、同表第二十五条の十三第百四十四項の項中「第二十五条の十三第百五十一項」を「第二十五条の十三第百五十三項」に改め、同表第二十五条の十三第百四十五項の項中「第二十五条の十三第百五十二項」を「第二十五条の十三第百五十四項」に改め、同表第二十五条の十三第百四十六項の項中「第二十五条の十三第百五十三項」を「第二十五条の十三第百五十五項」に改め、同表第二十五条の十三第百四十七項の項中「第二十五条の十三第百五十四項」を「第二十五条の十三第百五十六項」に改め、同表第二十五条の十三第百四十八項の項中「第二十五条の十三第百五十五項」を「第二十五条の十三第百五十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百四十九項の項中「第二十五条の十三第百五十六項」を「第二十五条の十三第百五十八項」に改め、同表第二十五条の十三第百五十項の項中「第二十五条の十三第百五十七項」を「第二十五条の十三第百五十九項」に改め、同表第二十五条の十三第百五十一項の項中「第二十五条の十三第百五十八項」を「第二十五条の十三第百六十項」に改め、同表第二十五条の十三第百五十二項の項中「第二十五条の十三第百五十九項」を「第二十五条の十三第百六十一項」に改め、同表第二十五条の十三第百五十三項の項中「第二十五条の十三第百六十項」を「第二十五条の十三第百六十二項」に改め、同表第二十五条の十三第百五十四項の項中「第二十五条の十三第百六十一項」を「第二十五条の十三第百六十三項」に改め、同表第二十五条の十三第百五十五項の項中「第二十五条の十三第百六十二項」を「第二十五条の十三第百六十四項」に改め、同表第二十五条の十三第百五十六項の項中「第二十五条の十三第百六十三項」を「第二十五条の十三第百六十五項」に改め、同表第二十五条の十三第百五十七項の項中「第二十五条の十三第百六十四項」を「第二十五条の十三第百六十六項」に改め、同表第二十五条の十三第百五十八項の項中「第二十五条の十三第百六十五項」を「第二十五条の十三第百六十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百五十九項の項中「第二十五条の十三第百六十六項」を「第二十五条の十三第百六十八項」に改め、同表第二十五条の十三第百六十項の項中「第二十五条の十三第百六十七項」を「第二十五条の十三第百六十九項」に改め、同表第二十五条の十三第百六十一項の項中「第二十五条の十三第百六十八項」を「第二十五条の十三第百七十項」に改め、同表第二十五条の十三第百六十二項の項中「第二十五条の十三第百六十九項」を「第二十五条の十三第百七十一項」に改め、同表第二十五条の十三第百六十三項の項中「第二十五条の十三第百七十項」を「第二十五条の十三第百七十二項」に改め、同表第二十五条の十三第百六十四項の項中「第二十五条の十三第百七十一項」を「第二十五条の十三第百七十三項」に改め、同表第二十五条の十三第百六十五項の項中「第二十五条の十三第百七十二項」を「第二十五条の十三第百七十四項」に改め、同表第二十五条の十三第百六十六項の項中「第二十五条の十三第百七十三項」を「第二十五条の十三第百七十五項」に改め、同表第二十五条の十三第百六十七項の項中「第二十五条の十三第百七十四項」を「第二十五条の十三第百七十六項」に改め、同表第二十五条の十三第百六十八項の項中「第二十五条の十三第百七十五項」を「第二十五条の十三第百七十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百六十九項の項中「第二十五条の十三第百七十六項」を「第二十五条の十三第百七十八項」に改め、同表第二十五条の十三第百七十項の項中「第二十五条の十三第百七十七項」を「第二十五条の十三第百七十九項」に改め、同表第二十五条の十三第百七十一項の項中「第二十五条の十三第百七十八項」を「第二十五条の十三第百八十項」に改め、同表第二十五条の十三第百七十二項の項中「第二十五条の十三第百七十九項」を「第二十五条の十三第百八十一項」に改め、同表第二十五条の十三第百七十三項の項中「第二十五条の十三第百八十項」を「第二十五条の十三第百八十二項」に改め、同表第二十五条の十三第百七十四項の項中「第二十五条の十三第百八十一項」を「第二十五条の十三第百八十三項」に改め、同表第二十五条の十三第百七十五項の項中「第二十五条の十三第百八十二項」を「第二十五条の十三第百八十四項」に改め、同表第二十五条の十三第百七十六項の項中「第二十五条の十三第百八十三項」を「第二十五条の十三第百八十五項」に改め、同表第二十五条の十三第百七十七項の項中「第二十五条の十三第百八十四項」を「第二十五条の十三第百八十六項」に改め、同表第二十五条の十三第百七十八項の項中「第二十五条の十三第百八十五項」を「第二十五条の十三第百八十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百七十九項の項中「第二十五条の十三第百八十六項」を「第二十五条の十三第百八十八項」に改め、同表第二十五条の十三第百八十項の項中「第二十五条の十三第百八十七項」を「第二十五条の十三第百八十九項」に改め、同表第二十五条の十三第百八十一項の項中「第二十五条の十三第百八十八項」を「第二十五条の十三第百九十項」に改め、同表第二十五条の十三第百八十二項の項中「第二十五条の十三第百八十九項」を「第二十五条の十三第百九十一項」に改め、同表第二十五条の十三第百八十三項の項中「第二十五条の十三第百九十項」を「第二十五条の十三第百九十二項」に改め、同表第二十五条の十三第百八十四項の項中「第二十五条の十三第百九十一項」を「第二十五条の十三第百九十三項」に改め、同表第二十五条の十三第百八十五項の項中「第二十五条の十三第百九十二項」を「第二十五条の十三第百九十四項」に改め、同表第二十五条の十三第百八十六項の項中「第二十五条の十三第百九十三項」を「第二十五条の十三第百九十五項」に改め、同表第二十五条の十三第百八十七項の項中「第二十五条の十三第百九十四項」を「第二十五条の十三第百九十六項」に改め、同表第二十五条の十三第百八十八項の項中「第二十五条の十三第百九十五項」を「第二十五条の十三第百九十七項」に改め、同表第二十五条の十三第百八十九項の項中「第二十五条の十三第百九十六項」を「第二十五条の十三第百九十八項」に改め、同表第二十五条の十三第百九十項の項中「第二十五条の十三第百九十七項」を「第二十五条の十三第二百項」に改め、同表第二十五条の十三第百九十一項の項中「第二十五条の十三第百九十八項」を「第二十五条の十三第二百一項」に改め、同表第二十五条の十三第百九十二項の項中「第二十五条の十三第二百項」を「第二十五条の十三第二百二項」に改め、同表第二十五条の十三第百九十三項の項中「第二十五条の十三第二百一項」を「第二十五条の十三第二百三項」に改め、同表第二十五条の十三第百九十四項の項中「第二十五条の十三第二百二項」を「第二十五条の十三第二百四項」に改め、同表第二十五条の十三第百九十五項の項中「第二十五条の十三第二百三項」を「第二十五条の十三第二百五項」に改め、同表第二十五条の十三第百九十六項の項中「第二十五条の十三第二百四項」を「第二十五条の十三第二百六項」に改め、同表第二十五条の十三第百九十七項の項中「第二十五条の十三第二百五項」を「第二十五条の十三第二百七項」に改め、同表第二十五条の十三第百九十八項の項中「第二十五条の十三第二百六項」を「第二十五条の十三第二百八項」に改め、同表第二十五条の十三第百九十九項の項中「第二十五条の十三第二百七項」を「第二十五条の十三第二百九項」に改め、同表第二十五条の十三第二百項の項中「第二十五条の十三第二百八項」を「第二十五条の十三第二百十項」に改め、同表第二十五条の十三第二百一項の項中「第二十五条の十三第二百九項」を「第二十五条の十三第二百十一項」に改め、同表第二十五条の十三第二百二項の項中「第二十五条の十三第二百十項」を「第二十五条の十三第二百十二項」に改め、同表第二十五条の十三第二百三項の項中「第二十五条の十三第二百十一項」を「第二十五条の十三第二百十三項」に改め、同表第二十五条の十三第二百四項の項中「第二十五条の十三第二百十二項」を「第二十五条の十三第二百十四項」に改め、同表第二十五条の十三第二百五項の項中「第二十五条の十三第二百十三項」を「第二十五条の十三第二百十五項」に改め、同表第二十五条の十三第二百六項の項中「第二十五条の十三第二百十四項」を「第二十五条の十三第二百十六項」に改め、同表第二十五条の十三第二百七項の項中「第二十五条の十三第二百十五項」を「第二十五条の十三第二百十七項」に改め、同表第二十五条の十三第二百八項の項中「第二十五条の十三第二百十六項」を「第二十五条の十三第二百十八項」に改め、同表第二十五条の十三第二百九項の項中「第二十五条の十三第二百十七項」を「第二十五条の十三第二百十九項」に改め、同表第二十五条の十三第二百十項の項中「第二十五条の十三第二百十八項」を「第二十五条の十三第二百二十項」に改め、同表第二十五条の十三第二百十一項の項中「第二十五条の十三第二百十九項」を「第二十五条の十三第二百二十一項」に改め、同表第二十五条の十三第二百十二項の項中「第二十五条の十三第二百二十項」を「第二十五条の十三第二百二十二項」に改め、同表第二十五条の十三第二百十三項の項中「第二十五条の十三第二百二十一項」を「第二十五条の十三第二百二十三項」に改め、同表第二十五条の十三第二百十四項の項中「第二十五条の十三第二百二十二項」を「第二十五条の十三第二百二十四項」に改める。

第二十五条の十三の六第二項中「第三十七条の十四第七項後段」を「第三十七条の十四第十三項後段」に、「第三十六項後段」を「第三十七条の十四第三十一項後段」を「第十九項」に、「第二十五項第一号若しくは第二号」を「第三十五項各号」に改め、同条第三項中「第三十七条の十四第六項後段」を「第三十七条の十四第十二項後段」に、「第三十七条の十四第十三項」を「同条第十九項」に、「同条第十六項」を「同条第十二項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十九項各号」に、「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十一項」に、「第十八項」を「第二十四項」に改め、同条第五項中「非課税口座開設届出書」の下に「、法第三十七条の十四第五項第六号ホ(1)(ii)に規定する書類、同項第十号ロ(2)に規定する書類」を加え、「第三十七条の十四第十三項」を「同条第十九項」に、「同条第十六項」を「同条第十二項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十九項各号」に、「第二十五条の十三第十七項各号」に、「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同条第六項中「届出書」の下に「、書類」を加え、「、依頼書及び書類（第二十五条の十三第十七項第二号に規定する書類を除く。以下この項において同じ。）」を「及び依頼書」に、「、依頼書又は書類」を「又は依頼書」に改める。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第四十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　第二十五条の十の十第三項及び第四項の規定は法第三十七条の十四第四十三項の金融商品取引業者等が同項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得る場合について、第二十五条の十の十第七項の規定は法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者で非課税口座を開設していたものがその年分の第二十五条の十の十第七項に規定する確定申告書を提出する場合において、その年中に当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）につき法第三十七条の十四第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等（同条第一項第一号イに規定する株式等をいう。）の譲渡がないときについて、それぞれ準用する。

第二十五条の十三の八第十一項第一号中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二十項中「第三十三項から第三十五項まで」を「第四十四項から第四十六項まで」に、「第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」を「第四十九項及び第五十一項から第五十四項まで」に、「及び第二十五条の十三の五から前条まで」を「、第二十五条の十三の五、第二十五条の十三の六及び前条（第四項を除く。）」に改め、同項の表第二十五条の十三第二項の項中「及び第二十五条の十三の六」を「、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七第四項」に改め、同表第二十五条の十三の七第四項の項中「第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由」の下に「又は同条第六項に規定する契約不履行等事由」を加え、同表第二十五条の十三第七項の項中「第三十七条の十四第五項第二号及び第六号」を「第三十七条の十四第五項第二号及び第六号ニ」に改め、同表第二十五条の十三第三十三項の項中「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に、「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十二項」に、「第三十八項」を「第四十九項」に、「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同表第二十五条の十三の七第四項の項中「第三十七条の十四第四項各号」を「第三十七条の十四第五項各号」に、「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第四十七項」に改め、同項を同表第二十五条の十三第三十八項の項中「第二十五条の十三第三十一項」を「第二十五条の十三第四十項」に改め、同表第二十五条の十三第四十項の項中「第二十五条の十三第三十一項」を「第二十五条の十三第四十一項」に改め、同表第二十五条の十三第四十一項に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三の二第四項の項中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に改め、同表第二十五条の十三第四十二項の項中「第二十五条の十三第五十一項」を「第二十五条の十三第五十三項」に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三第四十四項の項中「第二十五条の十三第五十三項」を「第二十五条の十三第五十五項」に改め、同表第二十五条の十三第四十六項の項中「第二十五条の十三第五十五項」を「第二十五条の十三第五十七項」に改め、同表第二十五条の十三第四十七項の項中「第二十五条の十三第五十六項」を「第二十五条の十三第五十八項」に改め、同表第二十五条の十三第四十八項の項中「第二十五条の十三第五十七項」を「第二十五条の十三第五十九項」に改め、同表第二十五条の十三第四十九項の項中「第二十五条の十三第五十八項」を「第二十五条の十三第六十項」に改め、同表第二十五条の十三第五十項の項中「第二十五条の十三第五十九項」を「第二十五条の十三第六十一項」に改め、同表第二十五条の十三第五十一項の項中「第二十五条の十三第六十項」を「第二十五条の十三第六十二項」に改め、同表第二十五条の十三第五十二項の項中「第二十五条の十三第六十一項」を「第二十五条の十三第六十三項」に改め、同表第二十五条の十三第五十三項の項中「第二十五条の十三第六十二項」を「第二十五条の十三第六十四項」に改め、同表第二十五条の十三第五十四項の項中「第二十五条の十三第六十三項」を「第二十五条の十三第六十五項」に改め、同表第二十五条の十三第五十五項の項中「第二十五条の十三第六十四項」を「第二十五条の十三第六十六項」に改め、同表第二十五条の十三第五十六項の項中「第二十五条の十三第六十五項」を「第二十五条の十三第六十七項」に改め、同表第二十五条の十三第五十七項の項中「第二十五条の十三第六十六項」を「第二十五条の十三第六十八項」に改め、同表第二十五条の十三第五十八項の項中「第二十五条の十三第六十七項」を「第二十五条の十三第六十九項」に改め、同表第二十五条の十三第五十九項の項中「第二十五条の十三第六十八項」を「第二十五条の十三第七十項」に改め、同表第二十五条の十三第六十項の項中「第二十五条の十三第六十九項」を「第二十五条の十三第七十一項」に改め、同表第二十五条の十三第六十一項の項中「第二十五条の十三第七十項」を「第二十五条の十三第七十二項」に改め、同表第二十五条の十三第六十二項の項中「第二十五条の十三第七十一項」を「第二十五条の十三第七十三項」に改め、同表第二十五条の十三第六十三項の項中「第二十五条の十三第七十二項」を「第二十五条の十三第七十四項」に改め、同表第二十五条の十三第六十四項の項中「第二十五条の十三第七十三項」を「第二十五条の十三第七十五項」に改め、同表第二十五条の十三第六十五項の項中「第二十五条の十三第七十四項」を「第二十五条の十三第七十六項」に改め、同表第二十五条の十三第六十六項の項中「第二十五条の十三第七十五項」を「第二十五条の十三第七十七項」に改め、同表第二十五条の十三第六十七項の項中「第二十五条の十三第七十六項」を「第二十五条の十三第七十八項」に改め、同表第二十五条の十三第六十八項の項中「第二十五条の十三第七十七項」を「第二十五条の十三第七十九項」に改め、同表第二十五条の十三第六十九項の項中「第二十五条の十三第七十八項」を「第二十五条の十三第八十項」に改め、同表第二十五条の十三第七十項の項中「第二十五条の十三第七十九項」を「第二十五条の十三第八十一項」に改め、同表第二十五条の十三第七十一項の項中「第二十五条の十三第八十項」を「第二十五条の十三第八十二項」に改め、同表第二十五条の十三第七十二項の項中「第二十五条の十三第八十一項」を「第二十五条の十三第八十三項」に改め、同表第二十五条の十三第七十三項の項中「第二十五条の十三第八十二項」を「第二十五条の十三第八十四項」に改め、同表第二十五条の十三第七十四項の項中「第二十五条の十三第八十三項」を「第二十五条の十三第八十五項」に改め、同表第二十五条の十三第七十五項の項中「第二十五条の十三第八十四項」を「第二十五条の十三第八十六項」に改め、同表第二十五条の十三第七十六項の項中「第二十五条の十三第八十五項」を「第二十五条の十三第八十七項」に改め、同表第二十五条の十三第七十七項の項中「第二十五条の十三第八十六項」を「第二十五条の十三第八十八項」に改め、同表第二十五条の十三第七十八項の項中「第二十五条の十三第八十七項」を「第二十五条の十三第八十九項」に改め、同表第二十五条の十三第七十九項の項中「第二十五条の十三第八十八項」を「第二十五条の十三第九十項」に改め、同表第二十五条の十三第八十項の項中「第二十五条の十三第八十

二　当該特定暗号資産の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額

三　当該特定暗号資産の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額

2　その年において法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等」という。）を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該特定暗号資産の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第百二十条第八項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡による事業所得を除く。）」とする。

3　法第三十八条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十一条第四項	、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項及び第三章（税額の計算）において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）の見積額につき第三章（税額の計算）及び同法第百二十三条第一項及び第二項、第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第三項、第二号並びに第百六十条第三項
及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）	
、その年分の総所得金額	、その年分の総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項及び第三章（税額の計算）において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
当該総所得金額	当該総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
第八十九条（税率）	第八十九条（税率）及び同法第三十八条の二第一項
総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに
第三章（税額の計算）	第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項
課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

4　法第三十八条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の二第二項	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第十七条第四項第五号、第百七十九条第一項イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条第二項、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項	
総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第二百五十八条第一項	
総所得金額、退職所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額
して課税総所得金額	して課税総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に係る課税譲渡所得等の金額
の課税総所得金額	の課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）
第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第五項第一号イ	
第二百六十一条第一号	
の総所得金額	の総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）

第二百六十六条	課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定に準じて
	の規定に準じて	

5　法第三十八条の二第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

6　法第三十八条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法第百十二条第一項の規定により提出する申請書の記載に関し必要な事項は、財務省令で定める。

7　法第三十八条の二第四項の報告書の様式は、財務省令で定める。

8　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第三十八条の二第六項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第二十五条の十五の三　法第三十八条の三第一項の規定による特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（同条第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一　控除する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額が前年以前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二　所得税法第七十一条第一項の規定による控除が行われる場合には、まず、法第三十八条の三第一項の規定による控除を行った後、所得税法第七十一条第一項の規定による控除を行う。

2　法第三十八条の三第二項に規定する特定暗号資産の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の譲渡（次項において「特定暗号資産の譲渡」という。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額とする。

3　法第三十八条の三第二項に規定する控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定暗号資産の譲渡をした日の属する年分の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この条において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）の計算上生じた損失の金額とする。

4　その年の翌年以後又はその年において法第三十八条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき所得税法第百二十条第一項の規定による申告書及び提出することができる同法第百二十二条第一項又は第百二十三条第一項の規定による申告書には、同法第百二十条第一項各号若しくは第百二十二条第一項各号又は第百二十三条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一　その年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額

二　その年の前年以前三年内の各年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（法第三十八条の三第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。次項第二号において同じ。）

三　その年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額がある場合には、その年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額

四　第二号に掲げる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該損失の金額を控除しないで計算した場合のその年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

五　法第三十八条の三第一項の規定により翌年以後において特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額

六　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

5　法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額

二　その年の前年以前三年内の各年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額

三　その年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額がある場合には、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額又は純損失の金額（所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。次号において同じ。）

四　第二号に掲げる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額がある場合には、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額並びに当該損失の金額を控除しないで計算した場合のその年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額又は純損失の金額

五　法第三十八条の三第一項の規定により翌年以後において特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額

六　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

6　法第八条の四第一項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条の十第一項、第三十七条の十一第一項又は第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第三号及び第四号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法第二十八条の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「及び山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額、法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

7　所得税法第百二十条第三項から第九項までの規定は、法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出について準用する。この場合において、同法第百二十条第五項及び第七項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

8　法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法第三十八条の二第二項の規定により読み替えられた所得税法の規定の適用については、同項第三号中「これらの規定」とあるのは「同法第七十一条第一項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同法第七十二条第一項各号列記以外の部分中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（租税特別措置法第三十八条の三第一項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下同じ。）」と、同項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同法第七十三条から第八十七条までの規定」と、「あるのは、」とあるのは「あるのは」とする。

9　法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合における前条第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十条第一項第一号、第百二十三条第一項及び第二項第二号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第三項第二号並びに第百六十条第三十八条の三第一項の規定の適用後の金額とする。

10

前二項に定めるもののほか、法第三十八条の三第一項又は第五項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第四十号の規定の適用については、同号中「確定申告書及び」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する第百二十三条第一項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）の規定による申告書を含む。）及び」とする。

二　所得税法第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「確定申告書」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する第百二十三条第一項（特定暗号資産の譲渡損失に係る確定損失申告書）（第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下第二百三十三条までにおいて同じ。）」とする。

三　所得税法第百二十二条第二項の規定の適用については、同項中「次条第一項（租税特別措置法第三十八条の三第五項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する場合を含む。）」とする。

四　所得税法第百二十五条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「を記載した」とあるのは、「の記載（財務省令で定める記載を含む。）をした」とする。

五　所得税法第百二十七条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「事項」とあるのは、「事項その他財務省令で定める事項」とする。

六　所得税法第百二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「純損失の金額若しくは雑損失の金額」とあるのは「純損失の金額、雑損失の金額若しくは租税特別措置法第三十八条の三第二項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（第百五十五条において「特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」という。）」と、「の規定による申告書」とあるのは「の規定による申告書又は同法第三十八条の三第五項において準用する第百二十三条第一項（特定暗号資産の譲渡損失に係る確定損失申告書）の規定による申告書」と、「同条第二項各号に掲げる事項」とあるのは「それぞれ第百二十三条第二項各号に掲げる事項その他財務省令で定める事項又は同法第三十八条の三第五項において準用する第百二十三条第一項に規定する政令で定める事項」とする。

七　所得税法第百五十二条の規定の適用については、同条中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号若しくは第八号」と、「に掲げる金額」とあるのは「又は第八号」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。

八　所得税法第百五十三条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第百二十三条第二項第一号若しくは」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号又は」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。

九　所得税法第百五十五条の規定の適用については、同条中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額若しくは特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「の規定の適用」とあるのは「若しくは租税特別措置法第三十八条の三第一項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用」とする。

十　所得税法第百五十七条の規定の適用については、同条第一項中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号」と、「若しくは第七号」とあるのは「又は第七号」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」と、同条第四項中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号」と、「若しくは第七号」とあるのは「又は第七号その他財務省令で定める規定」とする。

11

法第三十八条の二第一項の規定の適用があり、かつ、法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合又は同条第五項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、前条第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の二第二項	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項の繰越控除）の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第二百十九条において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
第十七条第四項第五号	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第九十七条第二項	確定申告書	確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する法第百二十三条第一項（特定暗号資産の譲渡損失に係る確定損失申告書）（法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。）以下第三百三十条までにおいて同じ。）
	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第百七十九条第一号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百十九条第二項第二号	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項の繰越控除）の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第三項までにおいて「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項及び第二百二十二条第二項	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第二百五十八条第一項第二号	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項の繰越控除）の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第三項までにおいて「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
第二百五十八条第一項第三号	の総所得金額	の総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
	課税総所得金額	課税総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（以下「特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」という。）

第二百五十八条第一項第四号	課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
	第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項
第二百五十八条第三項第一号及び第二号	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第二百五十八条第五項第一号イ	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第二百六十一条第一号	の総所得金額	の総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）
	課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第二百六十二条第一項から第三項まで及び第五項	において準用する場合	並びに租税特別措置法施行令第二十五条の十五の三第七項（確定所得申告書の添付書類の添付等の準用）において準用する場合
第二百六十六条第一項及び第二項	課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
	の規定に準じて	及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定に準じて
第二百六十六条第三項	課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額

12　法第三十八条の三第五項の規定の適用がある場合における国税通則法第七十四条の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「する場合の確定申告）」とあるのは、「する場合の確定申告）若しくは租税特別措置法第三十八条の三第五項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する所得税法第百二十三条第一項（特定暗号資産の譲渡損失に係る確定損失申告書）」とする。

13　法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合における前条第五項の規定により読み替えられた災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同項中「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

第二十五条の十九の三第二項中「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第二号に掲げる要件」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては第一号に掲げる要件に該当することを要せず、当該事業年度終了の時における貸借対照表（これに準ずるものを含む。以下この節及び次節において同じ。）に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第二号に掲げる要件に該当することを要しない。

第二十五条の十九の三第二項第二号中「（これに準ずるものを含む。以下この節及び次節において同じ。）」を削り、同条第四項中「、第六号に掲げる要件を」を「第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第七号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第五項第一号中「、ハに掲げる要件を」を「ハに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはニに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同項第二号中「、ロに掲げる要件を」を「ロに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはハに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同項第三号中「、トに掲げる要件を」を「トに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはチに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第七項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に改め、同条第二十二項第一号中「第二十五条の二十二の三第八項第二号」を「第二十五条の二十二の三第六項第二号」に改める。

第二十五条の二十第五項第一号中「第四十条の六第七項各号」を「第四十条の四第七項各号」に、「第六十六条の六第五項各号」を「第六十六条の六第七項各号」に改める。

第二十五条の二十二に次の一項を加える。

3　法第四十条の四第二項第十号に規定する政令で定める日は、同項第八号に規定する清算部分対象外国関係会社又は同項第九号に規定する清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日と同項第十号に規定する該当しないこととなつた事業年度終了の日以後五年を経過した日とのいずれか早い日とする。

第二十五条の二十二の二第一項中「第四十条の四第五項第一号」を「第四十条の四第七項第一号」に改め、同条第二項第四号に次のただし書を加える。

ただし、当該最も高い税率が適用されることが通常見込まれないこと、当該最も高い税率が適用される所得の額の区分が極めて限定されていることその他の事情により、この号本文の規定によることが著しく不適当であると認められる場合は、この限りでない。

第二十五条の二十二の三第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十条の四第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第八項各号列記以外の部分」に、「第八項第四号」を「第六項第四号」に、「第四十条の四第六項に」を「第四十条の四第八項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第四十条の四第六項第一号」を「第四十条の四第八項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第四十条の四第六項第一号」を「第四十条の四第八項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第四十条の四第六項第一号」を「第四十条の四第八項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十条の四第六項第二号」を「第四十条の四第八項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十条の四第六項第二号」を「第四十条の四第八項第二号」に改め、同項第四号中「同条第八項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十条の四第六項第四号」を「第四十条の四第八項第四号」に、「第十一項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第四十条の四第六項の」を「第四十条の四第八項の」に、「第四十条の四第六項第四号」を「第四十条の四第八項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「第四十条の四第六項」を「第四十条の四第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第四十条の四第六項第六号」を「第四十条の四第八項第六号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第四十条の四第六項第一号」を「第四十条の四第八項第一号」に、「第四十条の四第六項第七号」を「第四十条の四第八項第七号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第四

十条の四第六項第七号の二イ」を「第四十条の四第八項第七号の二イ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第四十条の四第六項第七号の二ロ」を「第四十条の四第八項第七号の二ロ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に、「第二十二項及び第二十三項」を「第二十項及び第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に、「第二十三項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第四十条の四第六項の」を「第四十条の四第八項の」に、「第十九項」を「第十七項」に、「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第十七項」に、「第二十一項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十項」を「第十八項」に、「第四十条の四第六項第十号」を「第四十条の四第八項第十号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第四十条の四第六項第十一号」を「第四十条の四第八項第十一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第九項から第十二項まで」を「第七項から第十項まで」に、「第四十条の四第六項第十一号ニ」を「第四十条の四第八項第十一号ニ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第十四項」を「第十二項」に、「第四十条の四第六項第十一号ト」を「第四十条の四第八項第十一号ト」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第四十条の四第六項第十一号ヲ」を「第四十条の四第八項第十一号ヲ」に改め、「事業年度（この下に「当該事業年度が特例清算事業年度（同条第二項第十号に規定する特例清算事業年度をいう。次項及び次条第二項第三号において同じ。）である場合には解散直前事業年度（法第四十条の四第二項第十号に規定する該当しないこととなつた事業年度の前事業年度をいう。次項において同じ。）とし、」を加え、「には」を「には」に改め、「前事業年度」の下に「とする。」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第四十条の四第六項第十一号ヲ」を「第四十条の四第八項第十一号ヲ」に、「の人件費」を「（当該事業年度が特例清算事業年度である場合には、解散直前事業年度）の人件費」に、「（当該」を「（当該事業年度が特例清算事業年度である場合には解散直前事業年度とし、当該」に、「には」を「には」に改め、「前事業年度」の下に「とする。」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第四十条の四第七項」を「第四十条の四第九項」に、「同条第六項第四号」を「同条第八項第四号」に改め、「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には」及び「）とする。」を削り、「第四十条の四第十項第一号」を「第四十条の四第十二項第一号」に、「第六十六条の六第十項第一号」を「第六十六条の六第十二項第一号」に、「第四十条の四第六項第四号」を「第四十条の四第八項第四号」に改め、「清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第二十八項とする。

第二十五条の二十二の四第一項中「第四十条の四第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第十項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に、「同条第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第八項に」に改め、同条第二項中「第四十条の四第十項に」に改め、同条第二項中「第四十条の四第八項第一号」を「第四十条の四第十項第一号」に、「部分対象外国関係会社のうち、その設立の日から同日以後五年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していないもの及びその解散の日から同日以後三年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していない」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その設立の日から同日以後五年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していない部分対象外国関係会社

二　その解散の日から同日以後三年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していない部分対象外国関係会社（前号に掲げるものを除く。）

三　当該事業年度が特例清算事業年度である場合における部分対象外国関係会社（前二号に掲げるものを除く。）

第二十五条の二十二の四第五項から第八項までの規定中「第四十条の四第八項第一号」を「第四十条の四第十項第一号」に改め、同条第九項中「第四十条の四第九項第二号」を「第四十条の四第十一項第二号」に、「同条第八項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第四十条の四第十項第一号」を「第四十条の四第十二項第一号」に、「第六十六条の六第十項第一号」を「第六十六条の六第十二項第一号」に、「第四十条の四第八項第四号」を「第四十条の四第十項第四号」に改める。

第二十五条の二十二の五中「第四十条の四第十項第三号」を「第四十条の四第十二項第三号」に改める。

第二十五条の二十三第一項中「第四十条の四第六項」を「第四十条の四第八項」に、「第四十条の四第八項」を「第四十条の四第十項」に改める。

第二十五条の二十四第一項及び第二項中「第六項」を「第八項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同条第三項中「第四十条の四第十三項」を「第四十条の四第十六項」に改める。

第二十五条の二十六第六項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に、「第四十条の七第六項第九号」を「第四十条の七第八項第九号」に改め、同条第十七項第一号中「第四十条の七第五項各号」を「第四十条の七第七項各号」に、「第六十六条の九の二第五項各号」を「第六十六条の九の二第七項各号」に改め、同条第二十一項中「第二十五条の二十二第一項及び第二項」に改め、同条第二十二項中「同条第五項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　法第四十条の七第二項第十一号に規定する政令で定める日は、同項第九号に規定する清算部分対象外国関係法人又は同項第十号に規定する清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日と同項第十一号に規定する該当しないこととなつた事業年度終了の日以後五年を経過した日とのいずれか早い日とする。

第二十五条の二十七第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十条の七第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の七第八項各号列記以外の部分」に、「第八項第四号」を「第六項第四号」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十五条の二十二の三第四項」を「第二十五条の二十二の三第二項」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十五条の二十二の三第五項」を「第二十五条の二十二の三第三項」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四十条の七第八項第一号」に、「第二十五条の二十二の三第六項」を「第二十五条の二十二の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二十五条の二十二の三第七項」を「第二十五条の二十二の三第五項」に、「第四十条の七第六項第二号」を「第四十条の七第八項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十条の七第六項第二号」を「第四十条の七第八項第二号」に、「第二十五条の二十二の三第七項」を「第二十五条の二十二の三第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十条の七第六項第四号」を「第四十条の七第八項第四号」に、「第二十五条の二十二の三第七項又は第十項」を「第二十五条の二十二の三第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第二十五条の二十二の三第十一項及び第十二項」を「第二十五条の二十二の三第九項及び第十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第二十五条の二十二の三第十三項」を「第二十五条の二十二の三第十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第二十五条の二十二の三第十五項」を「第二十五条の二十二の三第十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第二十五条の二十二の三第十六項」を「第二十五条の二十二の三第十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第二十五条の二十二の三第十七項」を「第二十五条の二十二の三第十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第二十五条の二十二の三第十八項」を「第二十五条の二十二の三第十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第二十五条の二十二の三第十九項」を「第二十五条の二十二の三第十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第二十五条の二十二の三第二十項」を「第二十五条の二十二の三第十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第二十五条の二十二の三第二十一項」を「第二十五条の二十二の三第十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第二十五条の二十二の三第二十二項」を「第二十五条の二十二の三第十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第二十五条の二十二の三第二十三項」を「第二十五条の二十二の三第二十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第二十五条の二十二の三第二十四項」を「第二十五条の二十二の三第二十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第二十五条の二十二の三第二十五項」を「第二十五条の二十二の三第二十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十五条の二十二の三第二十六項」を「第二十五条の二十二の三第二十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第二十五条の二十二の三第二十七項」を「第二十五条の二十二の三第二十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第二十五条の二十二の三第二十八項」を「第二十五条の二十二の三第二十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第二十五条の二十二の三第二十九項」を「第二十五条の二十二の三第二十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第二十五条の二十二の三第三十項」を「第二十五条の二十二の三第二十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第二十五条の二十二の三第三十一項」を「第二十五条の二十二の三第二十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第二十五条の二十二の三第三十二項」を「第二十五条の二十二の三第二十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「第二十五条の二十二の三第三十三項」を「第二十五条の二十二の三第三十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「第二十五条の二十二の三第三十四項」を「第二十五条の二十二の三第三十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「第二十五条の二十二の三第三十五項」を「第二十五条の二十二の三第三十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「第二十五条の二十二の三第三十六項」を「第二十五条の二十二の三第三十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「第二十五条の二十二の三第三十七項」を「第二十五条の二十二の三第三十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「第二十五条の二十二の三第三十八項」を「第二十五条の二十二の三第三十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「第二十五条の二十二の三第三十九項」を「第二十五条の二十二の三第三十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項中「第二十五条の二十二の三第四十項」を「第二十五条の二十二の三第三十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十九項中「第二十五条の二十二の三第四十一項」を「第二十五条の二十二の三第三十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項中「第二十五条の二十二の三第四十二項」を「第二十五条の二十二の三第三十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十一項中「第二十五条の二十二の三第四十三項」を「第二十五条の二十二の三第四十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十二項中「第二十五条の二十二の三第四十四項」を「第二十五条の二十二の三第四十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十三項中「第二十五条の二十二の三第四十五項」を「第二十五条の二十二の三第四十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十四項中「第二十五条の二十二の三第四十六項」を「第二十五条の二十二の三第四十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十五項中「第二十五条の二十二の三第四十七項」を「第二十五条の二十二の三第四十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十六項中「第二十五条の二十二の三第四十八項」を「第二十五条の二十二の三第四十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十七項中「第二十五条の二十二の三第四十九項」を「第二十五条の二十二の三第四十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十八項中「第二十五条の二十二の三第五十項」を「第二十五条の二十二の三第四十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十九項中「第二十五条の二十二の三第五十一項」を「第二十五条の二十二の三第四十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十項中「第二十五条の二十二の三第五十二項」を「第二十五条の二十二の三第四十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十一項中「第二十五条の二十二の三第五十三項」を「第二十五条の二十二の三第五十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十二項中「第二十五条の二十二の三第五十四項」を「第二十五条の二十二の三第五十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十三項中「第二十五条の二十二の三第五十五項」を「第二十五条の二十二の三第五十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十四項中「第二十五条の二十二の三第五十六項」を「第二十五条の二十二の三第五十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十五項中「第二十五条の二十二の三第五十七項」を「第二十五条の二十二の三第五十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十六項中「第二十五条の二十二の三第五十八項」を「第二十五条の二十二の三第五十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十七項中「第二十五条の二十二の三第五十九項」を「第二十五条の二十二の三第五十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十八項中「第二十五条の二十二の三第六十項」を「第二十五条の二十二の三第五十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十九項中「第二十五条の二十二の三第六十一項」を「第二十五条の二十二の三第五十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十項中「第二十五条の二十二の三第六十二項」を「第二十五条の二十二の三第五十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十一項中「第二十五条の二十二の三第六十三項」を「第二十五条の二十二の三第六十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十二項中「第二十五条の二十二の三第六十四項」を「第二十五条の二十二の三第六十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十三項中「第二十五条の二十二の三第六十五項」を「第二十五条の二十二の三第六十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十四項中「第二十五条の二十二の三第六十六項」を「第二十五条の二十二の三第六十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十五項中「第二十五条の二十二の三第六十七項」を「第二十五条の二十二の三第六十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十六項中「第二十五条の二十二の三第六十八項」を「第二十五条の二十二の三第六十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十七項中「第二十五条の二十二の三第六十九項」を「第二十五条の二十二の三第六十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十八項中「第二十五条の二十二の三第七十項」を「第二十五条の二十二の三第六十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十九項中「第二十五条の二十二の三第七十一項」を「第二十五条の二十二の三第六十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十項中「第二十五条の二十二の三第七十二項」を「第二十五条の二十二の三第六十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十一項中「第二十五条の二十二の三第七十三項」を「第二十五条の二十二の三第七十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十二項中「第二十五条の二十二の三第七十四項」を「第二十五条の二十二の三第七十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十三項中「第二十五条の二十二の三第七十五項」を「第二十五条の二十二の三第七十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十四項中「第二十五条の二十二の三第七十六項」を「第二十五条の二十二の三第七十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十五項中「第二十五条の二十二の三第七十七項」を「第二十五条の二十二の三第七十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十六項中「第二十五条の二十二の三第七十八項」を「第二十五条の二十二の三第七十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十七項中「第二十五条の二十二の三第七十九項」を「第二十五条の二十二の三第七十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十八項中「第二十五条の二十二の三第八十項」を「第二十五条の二十二の三第七十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十九項中「第二十五条の二十二の三第八十一項」を「第二十五条の二十二の三第七十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十項中「第二十五条の二十二の三第八十二項」を「第二十五条の二十二の三第七十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十一項中「第二十五条の二十二の三第八十三項」を「第二十五条の二十二の三第八十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十二項中「第二十五条の二十二の三第八十四項」を「第二十五条の二十二の三第八十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十三項中「第二十五条の二十二の三第八十五項」を「第二十五条の二十二の三第八十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十四項中「第二十五条の二十二の三第八十六項」を「第二十五条の二十二の三第八十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十五項中「第二十五条の二十二の三第八十七項」を「第二十五条の二十二の三第八十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十六項中「第二十五条の二十二の三第八十八項」を「第二十五条の二十二の三第八十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十七項中「第二十五条の二十二の三第八十九項」を「第二十五条の二十二の三第八十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十八項中「第二十五条の二十二の三第九十項」を「第二十五条の二十二の三第八十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十九項中「第二十五条の二十二の三第九十一項」を「第二十五条の二十二の三第八十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十項中「第二十五条の二十二の三第九十二項」を「第二十五条の二十二の三第八十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十一項中「第二十五条の二十二の三第九十三項」を「第二十五条の二十二の三第九十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十二項中「第二十五条の二十二の三第九十四項」を「第二十五条の二十二の三第九十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十三項中「第二十五条の二十二の三第九十五項」を「第二十五条の二十二の三第九十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十四項中「第二十五条の二十二の三第九十六項」を「第二十五条の二十二の三第九十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十五項中「第二十五条の二十二の三第九十七項」を「第二十五条の二十二の三第九十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第九十六項中「第二十五条の二十二の三第九十八項」を「第二十五条の二十二の三第九十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第九十七項中「第二十五条の二十二の三第九十九項」を「第二十五条の二十二の三第九十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第九十八項中「第二十五条の二十二の三第百項」を「第二十五条の二十二の三第九十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第九十九項中「第二十五条の二十二の三第百一項」を「第二十五条の二十二の三第九十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第百項中「第二十五条の二十二の三第百二項」を「第二十五条の二十二の三第九十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第百一項中「第二十五条の二十二の三第百三項」を「第二十五条の二十二の三第百項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十九項とし、同条第百二項中「第二十五条の二十二の三第百四項」を「第二十五条の二十二の三第百一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百項とし、同条第百三項中「第二十五条の二十二の三第百五項」を「第二十五条の二十二の三第百二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百一項とし、同条第百四項中「第二十五条の二十二の三第百六項」を「第二十五条の二十二の三第百三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二項とし、同条第百五項中「第二十五条の二十二の三第百七項」を「第二十五条の二十二の三第百四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三項とし、同条第百六項中「第二十五条の二十二の三第百八項」を「第二十五条の二十二の三第百五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四項とし、同条第百七項中「第二十五条の二十二の三第百九項」を「第二十五条の二十二の三第百六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百五項とし、同条第百八項中「第二十五条の二十二の三第百十項」を「第二十五条の二十二の三第百七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百六項とし、同条第百九項中「第二十五条の二十二の三第百十一項」を「第二十五条の二十二の三第百八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百七項とし、同条第百十項中「第二十五条の二十二の三第百十二項」を「第二十五条の二十二の三第百九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百八項とし、同条第百十一項中「第二十五条の二十二の三第百十三項」を「第二十五条の二十二の三第百十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百九項とし、同条第百十二項中「第二十五条の二十二の三第百十四項」を「第二十五条の二十二の三第百十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十項とし、同条第百十三項中「第二十五条の二十二の三第百十五項」を「第二十五条の二十二の三第百十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十一項とし、同条第百十四項中「第二十五条の二十二の三第百十六項」を「第二十五条の二十二の三第百十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十二項とし、同条第百十五項中「第二十五条の二十二の三第百十七項」を「第二十五条の二十二の三第百十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十三項とし、同条第百十六項中「第二十五条の二十二の三第百十八項」を「第二十五条の二十二の三第百十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十四項とし、同条第百十七項中「第二十五条の二十二の三第百十九項」を「第二十五条の二十二の三第百十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十五項とし、同条第百十八項中「第二十五条の二十二の三第百二十項」を「第二十五条の二十二の三第百十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十六項とし、同条第百十九項中「第二十五条の二十二の三第百二十一項」を「第二十五条の二十二の三第百十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十七項とし、同条第百二十項中「第二十五条の二十二の三第百二十二項」を「第二十五条の二十二の三第百十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十八項とし、同条第百二十一項中「第二十五条の二十二の三第百二十三項」を「第二十五条の二十二の三第百二十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十九項とし、同条第百二十二項中「第二十五条の二十二の三第百二十四項」を「第二十五条の二十二の三第百二十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十項とし、同条第百二十三項中「第二十五条の二十二の三第百二十五項」を「第二十五条の二十二の三第百二十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十一項とし、同条第百二十四項中「第二十五条の二十二の三第百二十六項」を「第二十五条の二十二の三第百二十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十二項とし、同条第百二十五項中「第二十五条の二十二の三第百二十七項」を「第二十五条の二十二の三第百二十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十三項とし、同条第百二十六項中「第二十五条の二十二の三第百二十八項」を「第二十五条の二十二の三第百二十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十四項とし、同条第百二十七項中「第二十五条の二十二の三第百二十九項」を「第二十五条の二十二の三第百二十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十五項とし、同条第百二十八項中「第二十五条の二十二の三第百三十項」を「第二十五条の二十二の三第百二十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十六項とし、同条第百二十九項中「第二十五条の二十二の三第百三十一項」を「第二十五条の二十二の三第百二十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十七項とし、同条第百三十項中「第二十五条の二十二の三第百三十二項」を「第二十五条の二十二の三第百二十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十八項とし、同条第百三十一項中「第二十五条の二十二の三第百三十三項」を「第二十五条の二十二の三第百三十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十九項とし、同条第百三十二項中「第二十五条の二十二の三第百三十四項」を「第二十五条の二十二の三第百三十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十項とし、同条第百三十三項中「第二十五条の二十二の三第百三十五項」を「第二十五条の二十二の三第百三十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十一項とし、同条第百三十四項中「第二十五条の二十二の三第百三十六項」を「第二十五条の二十二の三第百三十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十二項とし、同条第百三十五項中「第二十五条の二十二の三第百三十七項」を「第二十五条の二十二の三第百三十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十三項とし、同条第百三十六項中「第二十五条の二十二の三第百三十八項」を「第二十五条の二十二の三第百三十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十四項とし、同条第百三十七項中「第二十五条の二十二の三第百三十九項」を「第二十五条の二十二の三第百三十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十五項とし、同条第百三十八項中「第二十五条の二十二の三第百四十項」を「第二十五条の二十二の三第百三十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十六項とし、同条第百三十九項中「第二十五条の二十二の三第百四十一項」を「第二十五条の二十二の三第百三十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十七項とし、同条第百四十項中「第二十五条の二十二の三第百四十二項」を「第二十五条の二十二の三第百三十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十八項とし、同条第百四十一項中「第二十五条の二十二の三第百四十三項」を「第二十五条の二十二の三第百四十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十九項とし、同条第百四十二項中「第二十五条の二十二の三第百四十四項」を「第二十五条の二十二の三第百四十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十項とし、同条第百四十三項中「第二十五条の二十二の三第百四十五項」を「第二十五条の二十二の三第百四十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十一項とし、同条第百四十四項中「第二十五条の二十二の三第百四十六項」を「第二十五条の二十二の三第百四十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十二項とし、同条第百四十五項中「第二十五条の二十二の三第百四十七項」を「第二十五条の二十二の三第百四十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十三項とし、同条第百四十六項中「第二十五条の二十二の三第百四十八項」を「第二十五条の二十二の三第百四十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十四項とし、同条第百四十七項中「第二十五条の二十二の三第百四十九項」を「第二十五条の二十二の三第百四十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十五項とし、同条第百四十八項中「第二十五条の二十二の三第百五十項」を「第二十五条の二十二の三第百四十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十六項とし、同条第百四十九項中「第二十五条の二十二の三第百五十一項」を「第二十五条の二十二の三第百

一項」に、「第四十条の七第六項第六号」を「第四十条の七第八項第六号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十二項」に、「第四十条の七第六項第七号」を「第四十条の七第八項第七号」に、「第四十条の七第六項第八項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に、「第四十条の四第六項第七号」を「第四十条の四第八項第七号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第二十五条の二十二の三第十五項」を「第二十五条の二十二の三第十三項」に、「第四十条の七第六項第七号の二イ」を「第四十条の七第八項第七号の二イ」に、「第二十五条の二十二の三第十六項」を「第二十五条の二十二の三第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第四十条の七第六項第八号」を「第四十条の七第八項第八号」に、「第十七項及び第十八項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第二十五条の二十二の三第十八項」を「第二十五条の二十二の三第十六項」に、「第四十条の七第六項第八号」を「第四十条の七第八項第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第四十条の七第六項第九号」を「第四十条の七第八項第九号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第四十条の七第六項第九号」を「第四十条の七第八項第九号」に、「第二十五条の二十二の三第二十一項」を「第二十五条の二十二の三第十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第二十五条の二十二の三第二十二項及び第二十三項」を「第二十五条の二十二の三第二十項及び第二十一項」に、「第十六項」を「第十四項」に、「同条第十九項又は第二十一項」を「同条第十七項又は第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十五項」に、「第四十条の七第六項第十号」を「第四十条の七第八項第十号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第二十五条の二十二の三第二十五項」を「第二十五条の二十二の三第二十三項」に、「第四十条の七第六項第十一号イ」を「第四十条の七第八項第十一号イ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第二十五条の二十二の三第九項から第十二項まで」を「第二十五条の二十二の三第七項から第十項まで」に、「第四十条の七第六項第十一号ニ」を「第四十条の七第八項第十一号ニ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十二項」に、「第四十条の七第六項第十一号ト」を「第四十条の七第八項第十一号ト」に、「第四十条の四第六項第一号」を「第四十条の四第八項第一号」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に、「第四十条の四第六項第七号」を「第四十条の四第八項第七号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十五条の二十二の三第二十六項」に、「第四十条の七第六項第十一号ヲ」を「第四十条の七第八項第十一号ヲ」に、「第二十五条の二十二の三第二十九項」を「第二十五条の二十二の三第二十七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二十六項中「同条第二項第十号」とあり、及び「法第四十条の四第二項第十号」とあるのは、「法第四十条の七第二項第十一号」と読み替えるものとする。

第二十五条の二十七第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第四十条の七第七項」を「第四十条の七第九項」に、「同条第六項第四号」を「同条第八項第四号」に改め、「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には」及び「）とする。」を削り、「第四十条の七第十項第一号」を「第四十条の七第十二項第一号」に、「第六十六条の九の二第十二項第一号」を「第六十六条の九の二第十項第一号」に、「第四十条の七第六項第四号」を「第四十条の七第八項第四号」に改め、「（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第二十三項とする。

第二十五条の二十八第一項中「第四十条の七第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の七第十項各号列記以外の部分」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「第四十条の七第八項第一号」を「第四十条の七第十項第一号」に改め、同条第七項中「第四十条の七第九項第二号」を「第四十条の七第十一項第二号」に、「同条第八項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第六十六条の九の二第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の九の二第十項各号列記以外の部分」に、「第四十条の七第十項第一号」を「第四十条の七第十二項第一号」に、「第六十六条の九の二第十二項第一号」を「第六十六条の九の二第十項第一号」に、「第四十条の七第十項第四号」を「第四十条の七第十二項第四号」に改める。

第二十五条の二十九中「第四十条の七第十項第三号」を「第四十条の七第十二項第三号」に改める。

第二十五条の三十第一項中「第四十条の七第六項」を「第四十条の七第八項」に、「第四十条の七第十項」に改める。

第二十五条の三十一第一項及び第三項中「第六項」を「第八項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同条第四項中「第四十条の七第十四項」を「第四十条の七第十七項」に改める。

第二十六条第四項中「既存住宅のうち」を「特定増改築等をした家屋で」に改め、同条第六項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同条第七項第二号中「第二十六項第二号」を「第二十七項第二号」に改め、同条第九項各号、第十項第一号から第三号まで、第四号イからハまで及び第五号、第十二項各号、第十三項第二号、第十四項、第十六項各号、第十七項各号並びに第十八項中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同条第四十項中「第二十三項」を「第二十四項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に、「第三十三項第三号」を「第三十八項第三号」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十九項を同条第四十七項とし、同条第四十一条第二十七項」を「第四十一条第二十四項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

44　法第四十一条第二十七項に規定する政令で定める期間は、同項の個人、当該個人の配偶者又は当該個人の二親等以内の親族が同項の家屋の存する場所に居住していた期間とする。

45　法第四十一条第二十七項に規定する政令で定める家屋は、同項の個人、当該個人の配偶者又は当該個人の二親等以内の親族がその居住の用に供し、又は供していた家屋のうちこれらの者が主としてその居住の用に供し、又は供していたと認められるものとする。

第二十六条第三十六項中「第四十一条第二十三項」を「第四十一条第二十項」に改め、同項第三号中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十五項中「第四十一条第二十二項に規定する工事」を「第四十一条第十九項に規定する増改築等工事」に、「その他」を「、当該増改築等工事をした家屋が居住用家屋に該当するものであることその他」に改め、「を満たす工事」及び「を満たす工事」を削り、同項第一号中「第四十一条第二十二項」を「第四十一条第十九項」に改め、「工事（次号から第四号までにおいて「」を削り、「」という」を「（同項に規定する増改築等工事をいう。以下この項並びに次項第一号及び第二号において同じ」に、「同項」を「同条第十九項」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「工事に」を「増改築等工事に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　増改築等工事をした家屋が法第四十一条第一項に規定する居住用家屋に該当すること。

第二十六条第三十五項を同条第四十項とし、同項の次に次の一項を加える。

41　法第四十一条第十九項に規定する増改築等工事に要した費用の額が百万円を超えるものであること、当該増改築等工事をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第四十一条第十九項に規定する特例増改築等に係る増改築等工事に要した同項に規定する費用の額が百万円を超えること。

二　増改築等工事をした家屋が法第四十一条第十六項に規定する小規模居住用家屋に該当すること。

三　前項第三号に掲げる要件

第二十六条第三十四項中「第四十一条第二十二項」を「第四十一条第十九項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十三項中「第四十一条第二十二項」を「第四十一条第十九項」に改め、同項第五号中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十二項中「第二十項」を「第二十一項」に、「第四十一条第二十一項第一号」を「第四十一条第十八項第一号」に、「、第二十一項」を「、第二十二項」に、「同条第二十一項第二号」を「同条第十八項第二号」に、「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に、「同条第二十一項第三号」を「同条第十八項第三号」に、「第二十四項」を「第二十五項」に、「同条第二十一項第四号」を「同条第十八項第四号」に、「第二十六項」を「第二十七項」に、「同条第二十一項の」を「同条第十八項の」に、「第四十一条第十項第一号」を「第四十一条第六項第一号」に、「第三十一項各号」を「第三十一項各号」に、「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第六項第二号」に、「第四十一条第二十一項第二号」を「第四十一条第十八項第二号」に、「第四十一条第十項第三号」を「第四十一条第六項第三号」に、「第四十一条第六項第三号」に、「第四十一条第十八項第三号」に、「第四十一条第二十一項第三号」を「第四十一条第十八項第三号」に、「第四十一条第十項第四号」を「第四十一条第六項第四号」に、「第四十一条第二十一項第四号」を「第四十一条第十八項第四号」に、「第四十一条第十項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同項の次に次の四項を加える。

33　法第四十一条第十七項に規定する建築後使用されたことのある小規模居住用家屋で耐震基準に適合するものとして政令で定めるものは、同項に規定する小規模居住用家屋で、第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの又は確認を受けたもののうち建築後使用されたことのあるものとする。

34　法第四十一条第十七項に規定する特定増改築等をした家屋で政令で定めるものは、同項に規定する特定増改築等をした家屋で新築された日から起算して十年を経過したものとする。

35　第七項の規定は、法第四十一条第十七項の個人が取得をした同項に規定する特例既存住宅又は同項に規定する特例増改築等をした家屋の当該特例増改築等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合について準用する。この場合において、第七項中「第四十一条第一項の個人が新築をし、若しくは」とあるのは「第四十一条第十七項の個人が」と、「居住用家屋若しくは既存住宅」とあるのは「特例既存住宅」と、「これらの家屋」とあるのは「に当該特例既存住宅」と、「これらの家屋及び」とあるのは「当該特例既存住宅及び」と、「増改築等をした家屋の当該増改築等」とあるのは「特例増改築等をした家屋の当該特例増改築等」と、「同項の」とあるのは「同条第一項の」と、同項第一号中「居住用家屋又は既存住宅」とあるのは「特例既存住宅」と、「居住用家屋の新築若しくは取得又は当該既存住宅の取得」とあるのは「特例既存住宅の取得」と、「これらの家屋の第一項各号」とあるのは「当該特例既存住宅の第三十一項各号」と、同項第二号中「第一項第二号」とあるのは「第三十一項第二号」と、同項第三号中「増改築等」とあるのは「特例増改築等」と読み替えるものとする。

36　法第四十一条第十八項に規定する特定増改築等をした家屋で政令で定めるものは、同項に規定する特定増改築等をした家屋で新築された日から起算して十年を経過したものとする。

第二十六条第三十項中「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第四十一条第十九項」を「第四十一条第十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項中「第四十一条第十七項」を「第四十一条第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第四十一条第十五項」を「第四十一条第十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第四十一条第十二項」を「第四十一条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「第四十一条第十項」を「第四十一条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第四十一条第八項」を「第四十一条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「第四十一条第六項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第四十一条第四項」を「第四十一条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第四十一条第二項」を「第四十一条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第四十一条第六項第二号」を「第四十一条第二項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第六項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20　法第四十一条第六項に規定する特定増改築等をした家屋で政令で定めるものは、同項に規定する特定増改築等をした家屋で新築された日から起算して十年を経過したものとする。

第二十六条の二第八項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、」を削り、「(同条第六項」を「(同条第十五項若しくは第十八項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に、「十一年内とする。」を「、十一年内」に改め、同項第一号ロ中「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改め、同号ホ中「同条第二十七項」に改め、同号ホ中「第四十一条第十項」を「第四十一条第六項」に改め、同号ヘ中「第四十一条第十五項」を「第四十一条第十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十三項」に改め、同号ト中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第十四項」に、「同条第十九項」を「同条第十五項」に改め、同項第二号ニ中「第四十一条第十項」を「第四十一条第六項」に、「認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のもの」を「既存認定住宅等の取得」に、「同条第十項」を「同項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改め、「(当該住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合に限る。)」を削り、同号ホ中「第四十一条第九項」に改め、同号ヘ中「第四十一条第二十項又は第二十一項」を「第四十一条第十六項から第十八項まで」に改める。

第二十六条の三第二項第一号中「同条第十項」を「同条第六項」に、「又は居住日」を「、居住日」に、「場合　次」を「場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合　次」に改める。

第二十六条の四を次のように改める。

第二十六条の四　削除

第二十六条の七第六項中「次に掲げる家屋」を「第一号又は第二号に掲げる家屋（建築後使用されたことのない家屋を令和十年一月一日以後に当該個人の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合にあつては、第三号に掲げる家屋を除く。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三　災害危険区域等（建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域（以下この号において「災害危険区域」という。）、地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域（以下この号において「地すべり防止区域」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域（以下この号において「急傾斜地崩壊危険区域」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域（以下この号において「土砂災害特別警戒区域」という。）又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域（以下この号において「浸水被害防止区域」という。）をいう。以下この号において同じ。）内において建築された家屋（当該家屋の一部が災害危険区域等内にある場合における当該家屋を含み、災害危険区域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。）内にある家屋にあつては、当該

家屋の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この号において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をした当該家屋に限る。）に該当するもの（当該家屋に係る建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けた時において、当該家屋の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合における当該家屋を除く。）

第二十六条の十七第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に、同法第百六十三条の二に規定するマンション除却組合」に改める。

第二十六条の二十六第六項中「又は第三十七条の十一第一項」を「、第三十七条の十一第一項又は第三十八条の二第一項」に、「及び法」を「、法」に、「」とする」を「及び法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする」に改め、同条第十一項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法第四十一条の十五第一項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）

に改め、同表第二百六十一条第二

所得金額	の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法第四十一条の十五第一項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）

に改め、同表第二百六十一条第二十七号の項を削る。

第二十六条の二十七第一項中「百十八万円」を「百二十二万円」に、「百六十八万円」を「百七十二万円」に、「九十万円」を「九十五万円」に改める。

第二十六条の二十七の二の見出し中「令和七年分」を「令和八年分」に改め、同条第一項中「第四十一条の十六の二第三項に規定する政令」を「第四十一条の十六の二第四項に規定する政令」に改め、同条第二項中「令和八年以後の各年」を「令和九年」に改め、「公的年金等」の下に「（次項において「公的年金等」という。）」を加え、「百十八万円」を「百二十二万円」に、「百五十五万円」を「百六十四万円」に、「百六十八万円」を「百七十二万円」に、「二百五万円」を「二百十四万円」に、「九十万円」を「九十五万円」に、「百二十七万円」を「百三十七万円」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令和十年以後の各年において、居住者が公的年金等の支払を受ける場合における所得税法施行令第三百十九条の十二及び前条の規定の適用については、同令第三百十九条の十二中「百二十二万円」とあるのは「百五十九万円」と、前条第一項中「所得税法施行令」とあるのは「次条第三項の規定により読み替えて適用する所得税法施行令」と、「百二十二万円」とあるのは「百五十九万円」と、「百七十二万円」とあるのは「二百九万円」と、「九十五万円」とあるのは「百三十二万円」とする。

第二十六条の二十七の三第二項中「同項」を「同条第一項第一号」に、「第五項まで」を「この項及び次項」に改め、「。第五項において同じ」を削り、「（同条第一項」を「（次項及び第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　法第四十一条の十七第二項第三号に規定する政令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品である法第四十一条の十七第一項に規定する一般用医薬品等のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

第二十六条の二十七の三第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第二項、第三項若しくは第五項」を「又は第二項から第四項まで」に改め、「定め、又は第四項の規定により日を」を削り、同項を同条第六項とする。

第二十六条の二十七の四第一項及び第二十六条の二十八第一項中「又は」を「、第三十八条の二第二項第三号又は」に改める。

第二十六条の二十八の二第三項中「学生等」を「学生」に改め、同条第八項中「又は」を「、第三十八条の二第二項第三号又は」に改める。

第二十六条の二十八の三第七項中「又は」を「、第三十八条の二第二項第三号又は」に改める。

第二十六条の二十八の五第二十九項を同条第三十六項とし、同条第二十八項を同条第三十五項とし、同条第二十七項中「第四十一条の十九の三第十四項」を「第四十一条の十九の三第十三項」に、同条第二十六項中「第四十一条の十九の三第十二項」を「第四十一条の十九の三第十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十五項中「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十四項中「第四十一条の十九の三第八項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「第四十一条の十九の三第四項」を「第四十一条の十九の三第三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項中「第四十一条の十九の三第二項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「第四十一条の十九の三第一項」を「第四十一条の十九の三第十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「第四十一条の十九の三第八項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「第四十一条の十九の三第四項」を「第四十一条の十九の三第三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「第四十一条の十九の三第二項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第四十一条の十九の三第一項」を「第四十一条の十九の三第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第四十一条の十九の三第八項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第四十一条の十九の三第四項」を「第四十一条の十九の三第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第四十一条の十九の三第二項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四十一条の十九の三第一項」を「第四十一条の十九の三第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第二項中「第四十一条の十九の三第八項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

19　法第四十一条の十九の三第十項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第四項第一号及び第三号に掲げる要件

二　高齢者等居住改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋（法第四十一条の十九の三第十項に規定する小規模居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）に該当すること。

20　法第四十一条の十九の三第十一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第七項第一号及び第三号に掲げる要件

二　一般断熱改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当すること。

21　法第四十一条の十九の三第十二項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第十項第一号及び第三号に掲げる要件

二　多世帯同居改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当すること。

22　法第四十一条の十九の三第十三項に規定する耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、住宅耐震改修をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第十一項第一号及び第三号に掲げる要件

二　住宅耐震改修をした家屋が小規模居住用家屋に該当すること。

23　法第四十一条の十九の三第十三項に規定する耐久性向上改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、耐久性向上改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第十四項第一号及び第三号に掲げる要件

二　耐久性向上改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当すること。

24　法第四十一条の十九の三第十六項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第十七項第一号及び第三号に掲げる要件

二　子育て対応改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第十六項中「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　子育て対応改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第十六項中「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　子育て対応改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「同条第十四項」を「同条第二十二項」に、「及び第十六項」を「、第十七項及び第二十四項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「その他」を「、当該耐久性向上改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであることその他」に改め、「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　耐久性向上改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「同条第十三項」を「同条第二十一項」に、「及び第十三項」を「、第十四項及び第二十三項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「その他」を「、当該住宅耐震改修をした家屋が居住用家屋に該当するものであることその他」に改め、「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第一号中「この項」の下に「及び第二十二項第二号」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　住宅耐震改修をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　多世帯同居改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「同条第十二項」を「同条第二十項」に、「及び第九項」を「、第十項及び第二十一項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　一般断熱改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「同条第十一項に」を「同条第十九項に」に、「及び第六項」を「、第七項及び第二十項第二号」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十九項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　高齢者等居住改修工事等をした家屋が居住用家屋（法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）に該当すること。

第二十六条の二十八の五第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「同条第十項」を「同条第十八項」に、「及び第三項」を「、第四項及び第十九項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人の所有する居住の用に供する家屋で政令で定めるものは、同項に規定する特定個人が所有するその居住の用に供する家屋とし、その者がその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第二十六条の三十第一項第一号中「この項、次項及び第四項第一号ロ」を「この条」に、「この項に」を「この項及び第十二項に」に改め、同項第三号イ中「第六項第一号ヘ」を「次項第一号ヘ」に改め、同号に次のように加える。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、当該業務執行であつて、当該業務執行を行う者又は当該業務執行を行う者と特殊の関係のある者その他の当該業務執行を行う者の利害関係人と当該投資組合事業に係る投資組合（法第四十一条の二十一第四項第二号に規定する投資組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の有限責任組合員（同項第三号に規定する有限責任組合員をいう。第十二項において同じ。）との利益が相反する取引を行うこと。

第二十六条の三十第六項から第八項までを削り、同条第五項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項第三号中「第二項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項第一号中「第十項に」を「第十一項に」に改め、同号イ中「第九項」を「第十項」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同号ロ中「第二項各号」を「第五項各号」に、「又はロ」を「からハまで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「第四項第一号及び第五項第三号」を「第七項第一号及び第八項第三号」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項第二号中「第九項及び第十項第二号」を「第十項及び第十一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項第三号ハに規定する業務執行を行う者と特殊の関係のある者とは、次に掲げる者をいう。

一　次に掲げる個人

イ　当該業務執行を行う者（個人に限る。ロからニまでにおいて同じ。）の親族

ロ　当該業務執行を行う者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該業務執行を行う者の使用人

ニ　イからハまでに掲げる者以外の者で当該業務執行を行う者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ホ　ロからニまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

ヘ　当該業務執行を行う者（法人に限る。）の役員及び当該役員に係る法人税法施行令第七十二条各号に掲げる者

二　当該業務執行を行う者と他の者との間にいずれか一方の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が他方の者（法人に限る。）を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

三　当該業務執行を行う者と他の者（法人に限る。）との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該業務執行を行う者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

3　前項第二号又は第三号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一　当該一方の者が法人を支配している場合における当該法人

二　前号若しくは次号に掲げる法人又は当該一方の者及び前号若しくは次号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

4　法人税法施行令第四条第三項及び第六項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

第二十六条の三十第十八項及び第十九項を削り、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項第一号中「同条第四項第二号に規定する」及び「（次号及び次条において「投資組合」という。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十二項第一号

中「及び」を「、法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額及び」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六項各号」を「第九項において準用する第二項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第四項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第二項各号」を「第五項各号」に改め、同項第一号中「第二項第一号」を「第五項第一号」に、「第五項第三号」を「第八項第三号」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該組合契約が投資組合契約である場合であつて、当該投資組合契約において、当該投資組合契約によつて成立する投資組合に組合員等委員会（法第四十一条の二十一第一項第三号に規定する政令で定める合議体をいう。次号及び第三号において同じ。）を設置する旨が定められているときは、百分の五十）」を加え、同項第二号中「第五項第三号」を「第八項第三号」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該組合契約が投資組合契約である場合であつて、当該投資組合契約において、当該投資組合契約によつて成立する投資組合に組合員等委員会を設置する旨が定められているときは、百分の五十）」を加え、同項第三号中「百分の二十五」の下に「（当該組合契約が投資組合契約である場合であつて、当該投資組合契約において、当該投資組合契約によつて成立する投資組合に組合員等委員会を設置する旨が定められているときは、百分の五十）」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　法第四十一条の二十一第一項第三号に規定する政令で定める合議体は、投資組合の無限責任組合員（同条第四項第五号に規定する無限責任組合員をいう。以下この項において同じ。）が行う当該投資組合に係る投資組合事業に係る業務執行の一部について当該投資組合の有限責任組合員若しくは無限責任組合員又はこれらの者が指名する者（以下この項において「有限責任組合員等」という。）が助言をし、意見を述べ、又は承認（当該有限責任組合員等の過半数をもつて行われるものに限る。）をすることができる有限責任組合員等から構成される合議体とする。

第二十六条の三十第九項中「第四項」を「第七項」に、「第二項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の前に次の一項を加える。

9　第二項から第四項までの規定は、前項第二号に規定する一の非居住者又は外国法人と特殊の関係のある者について準用する。この場合において、第二項第一号イ中「業務執行を行う者（個人に限る。ロからニまでにおいて同じ。）」とあり、及び同号ロからニまでの規定中「業務執行を行う者」とあるのは「非居住者」と、同号ヘ中「業務執行を行う者（法人に限る。）」とあるのは「外国法人」と、同項第二号中「業務執行を行う者」とあるのは「一の非居住者又は外国法人（次号において「非居住者等」という。）」と、同項第三号中「業務執行を行う者」とあるのは「一の非居住者等」と読み替えるものとする。

第二十六条の三十第二十一項を削り、同条第二十二項を同条第二十一項とする。

第二十六条の三十一第二項中「前条第二項」を「前条第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改める。

第二十七条の三の二中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に、同法第百六十三条の二に規定するマンション除却組合」に改める。

第二十七条の四第三項を次のように改める。

3　法第四十二条の四第十二項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する過去適用等事業年度に係る同項に規定する各欠損金増加額（既に同号の通算法人等の同号の対象事業年度終了の日前に終了した当該通算法人等又は他の通算法人（同項に規定する他の通算法人をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度において当該過去適用等事業年度に係る同条第十二項に規定する各欠損金増加額につき同項の規定の適用がある場合には、当該各欠損金増加額のうち同項各号に定めるところにより加算された金額の計算の基礎となつた金額を除く。）に欠損帰属割合（当該通算法人等又は他の通算法人のうち、当該過去適用等事業年度に係る同項に規定する各欠損金増加額があるもの（以下この項において「欠損増加法人」という。）につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとし、かつ、当該通算法人等又は他の通算法人のうち、欠損増加法人以外の法人につき同項の規定を適用するものとした場合の当該通算法人等の当該過去適用等事業年度の同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額の合計額とする。

第二十七条の四第四項中「第四十二条の四第十一項第一号に」を「第四十二条の四第十二項第一号の税額控除可能額の計算に係る同号に」に、「第四十二条の四第十一項第一号の通算法人等の」を「第四十二条の四第十二項第一号の通算法人等の」に改め、同項第一号及び第二号イ中「第四十二条の四第十二項第一号」を「第四十二条の四第十二項第一号」に改め、同条第八項を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第四十二条の四第十二項第一号の通算繰越控除上限額の計算に係る同号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額を同号の対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに法第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額とする。

第二十七条の四第十二項中「又は第四項の規定の適用を受ける法人が次」を「、第四項又は第七項の規定の適用を受ける法人が次」に、「（第十四項」を「（以下この条」に、「同条第十九項第一号」を「同項第一号」に改め、同項第一号イ及び同条第十四項中「又は第四項」を「、第四項又は第七項」に改め、同条第十六項第一号中「第三十二項」を「第三十項」に改め、同条第二十四項及び第二十五項を削り、同条第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項第一号中「第三十項第二号」を「第二十八項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第三十二項」を「第三十項」に、「第三十一項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第三十二項」を「第三十項」に、「第二十七項」を「第二十五項」に、「第二十八項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項を同条第二十九項とし、同条第三十二項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「第二十七項から第三十一項まで」を「第二十五項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第三十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

32　法第四十二条の四第八項第三号の通算法人若しくは同号イの他の通算法人又は同項第十二号の通算法人若しくは同号に規定する他の繰越通算法人（第二号及び第三十七項において「他の繰越通算法人」という。）に係る第十二項から第十六項まで及び第二十六項から前項までの規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合　これらの規定の適用を受ける法人には同条第八項第三号イの他の通算法人を、適用年度には同号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度を、それぞれ含むものとする。

二　法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける場合　同項の規定の適用を受ける法人には他の繰越通算法人を、適用年度には他の繰越通算法人の同条第八項第十二号に規定する他の繰越適用対象事業年度を、それぞれ含むものとする。

33　法第四十二条の四第十九項第十四号に規定する政令で定めるものは、他の者に委託する試験研究のうち国外において行われるもので、医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品、同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。）に係る試験研究で当該医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されていると認められるものとして財務省令で定めるものに限る。）に関するもの以外のものとする。

34　第二十七条の四第三十四項を次のように改める。

第六項第二号、第八項第二号及び前項に規定する他の者には、これらの規定に規定する試験研究を行う法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含むものとする。

第二十七条の四第三十五項中「（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」を削り、同条に次の二項を加える。

36　法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度（同条第八項第十二号の通算法人の同号に規定する繰越適用対象事業年度（次項において「繰越適用対象事業年度」という。）を除く。）において、当該法人の比較試験研究費の額が零である場合には、同条第七項に規定する各事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に該当しないものとする。

37　法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする同条第八項第十二号の通算法人のその適用を受けようとする繰越適用対象事業年度において、当該通算法人及び他の繰越通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である場合には、同号に規定する合計した金額を超える場合に該当しないものとする。

第二十七条の五を次のように改める。

（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第二十七条の五　法第四十二条の四の二第一項第一号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の同号に規定する控除対象特別試験研究費の額のうち次項第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げる試験研究に係る同条第三項第二号に規定する控除対象特別試験研究費の額に相当する金額（以下この項において「特別試験研究機関等研究費の額」という。）とし、同条第一項第二号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の同項第一号に規定する控除対象特別試験研究費の額（当該特別試験研究機関等研究費の額を除く。）のうち次項第三号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる試験研究に係る同条第三項第二号に規定する控除対象特別試験研究費の額に相当する金額とする。

2　法第四十二条の四の二第三項第一号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一　特別研究機関等（次のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二条第八項に規定する試験研究機関等

ロ　国立研究開発法人

ハ　福島国際研究教育機構

ニ　国立健康危機管理研究機構

二　大学等（学校教育法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校（これらのうち構造改革特別区域法第十二条第二項に規定する学校設置会社が設置するものを除く。）又は国立大学法人法第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該大学等の役割分担並びにその内容、当該法人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨並びにその明細、当該大学等が当該費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該法人及び当該大学等に帰属する旨並びにその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

三　特定新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者のうちその設立の日以後の期間が十五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものをいい、特別研究機関等、大学等及び次に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該特定新事業開拓事業者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該法人及び当該特定新事業開拓事業者が当該試験研究に要する費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨並びにその明細、当該成果活用促進事業者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該特定新事業開拓事業者の役割分担並びにその内容、当該法人及び当該特定新事業開拓事業者が当該費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該特定新事業開拓事業者に帰属する旨並びにその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

四　成果活用促進事業者（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者その他これに準ずる者で財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者及び前号イからハまでに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究（当該成果活用促進事業者の行う同条第一項第三号ハに掲げる研究開発その他これに準ずる研究開発として財務省令で定めるもの（第十一号において「成果実用化研究開発」という。）に該当するものに限る。）で、当該成果活用促進事業者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該成果活用促進事業者の役割分担並びにその内容、当該法人及び当該成果活用促進事業者が当該試験研究に要する費用を分担する旨並びにその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該成果活用促進事業者に帰属する旨並びにその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

五　他の者（特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者及び第三号イからハまでに掲げるものを除く。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担並びにその内容、当該法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨並びにその明細、当該他の者が当該費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該他の者に帰属する旨並びにその内容その他財務省令で定める事項が定められているもの（技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究組合法第三条第一項第一号に規定する試験研究で、当該技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第十三条第一項に規定する事業計画（当該定款若しくは規約又は事業計画において、当該試験研究における当該法人及び当該法人以外の当該技術研究組合の組合員の役割分担並びにその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

七　特別研究機関等に委託する試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているもの（大学等に委託する試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているもの

九　特定中小企業者等（法第十条第八項第六号に規定する中小事業者で法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出するもの及び法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの（第十三号において「中小事業者等」という。）、法人税法別表第二に掲げる法人その他試験研究を行う機関として財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等、第三号イからハまでに掲げるもの及び当該法人が外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を除く。以下この号及び第十三号において同じ。）のうち試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものに委託する試験研究（委託契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定（以下この項において「委託契約等」という。）により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下第十二号までにおいて同じ。）で、当該特定中小企業者等とのその委託に係る委託契約等（当該委託契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該特定中小企業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているもの（当該試験研究の主要な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの及び次号から第十二号までに掲げる試験研究に該当するものを除く。）

十　特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該特定新事業開拓事業者とのその委託に係る委託契約等（当該委託契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該特定新事業開拓事業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該特定新事業開拓事業者が再委託を行うものを除く。）

イ　その委託する試験研究の成果を活用して当該法人が行おうとする試験研究が工業化研究として財務省令で定めるもの（以下この項において「工業化研究」という。）に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該特定新事業開拓事業者に委託する試験研究が当該法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）。

ロ　その委託する試験研究が主として当該特定新事業開拓事業者の有する知的財産権等（法第四十二条の四の二第三項第一号に規定する知的財産権その他これに準ずるものとして財務省令で定めるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。以下第十二号までにおいて同じ。）を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該特定新事業開拓事業者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。

十一　成果活用促進事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（当該成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当するものに限る。）で、当該成果活用促進事業者とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該成果活用促進事業者が再委託を行うものを除く。）

イ　その委託する試験研究の成果を活用して当該法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該成果活用促進事業者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。

ロ　その委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、その委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該特定中小企業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの及び次号から第十二号までに掲げる試験研究に該当するものを除く。）

十　特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該特定新事業開拓事業者とのその委託に係る委任契約等（当該委任

ハ　次に掲げる要件のいずれかに該当する試験研究であること。

(1)　その内容に関する提案が広く一般に又は広く当該法人の試験研究に専ら従事する当該法人の使用人に募集されたこと。

(2)　その内容がその試験研究に専ら従事する当該法人の使用人から提案されたものであること。

(3)　その試験研究に従事する者が広く一般に又は広く当該法人の使用人に若しくは広く当該法人の役員及び使用人に募集され、当該試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

3　法第四十二条の四の二第三項第一号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める試験研究費の額とする。

一　前項第一号、第七号及び第十四号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

二　前項第二号から第五号まで及び第八号から第十二号までに掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額として当該法人が負担するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

三　前項第六号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る前条第六項第三号に掲げる費用の額

四　前項第十三号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち前項第十三号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料に係る試験研究費の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。）

五　前項第十五号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る同号ロ(1)に掲げる金額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。）

4　法第四十二条の四の二第二項において準用する法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第五章並びに地方法人税法第二章第三節及び第五章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十一条第一項第一号に規定する法人税額は、当該法人税額に含まれる法第四十二条の四の二第二項において準用する法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額を控除した金額とする。

二　法人税法第百三十五条第二項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

三　地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額に係る同法第六条第一項に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

四　地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第二十七条の六第五項第二号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十七条の十二を削る。

第二十七条の十一の三中「第四十二条の十一の三第一項」を「第四十二条の十二第一項」に、「いう」を「いう。次項第一号において同じ」に、「三千五百万円」を「四千五百万円」に改め、「除く」の下に「。次項において「中小企業者」という」を加え、同条に次の六項を加える。

2　法第四十二条の十二第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（中小企業者にあつては、第二号及び第三号に掲げる要件）とする。

一　一の特定業務施設（法第四十二条の十二第一項に規定する特定業務施設をいう。第七項において同じ。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が十億円以上のものであること。

二　次に掲げる特定雇用者の数を合計した数が六十人（中小企業者にあつては、二十人）以上のものであること。

イ　特定建物等（法第四十二条の十二第一項第一号に規定する特定建物等をいう。イ及び第七項において同じ。）を事業の用に供した日を含む事業年度（以下この号において「供用年度」という。）に新たに雇用された特定雇用者で当該供用年度終了の日において対象施設（当該特定建物等に係る地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設をいう。ロ及び次号において同じ。）に勤務するもの（以下この号において「特定新規雇用者」という。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定新規雇用者の数

ロ　供用年度において集中地域（地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域をいう。ロにおいて同じ。）内にある事業所から対象施設に転勤した特定雇用者（当該供用年度において集中地域以外の地域内にある事業所（当該対象施設を除く。）に勤務していた者及び特定新規雇用者を除く。）で当該供用年度終了の日において当該対象施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数

三　法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る対象施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として六十人（中小企業者にあつては、二十人）以上の数が記載された当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係るものであること。

3　前項第二号に規定する特定雇用者とは、法第四十二条の十二第四項第一号に掲げるもののうち次に掲げる要件を満たすものをいう。

一　その法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

二　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項に規定する短時間労働者でないこと。

4　法第四十二条の十二第四項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、同項の離職者がいないことを証明する財務省令で定める書類を取得し、かつ、当該書類を保存している場合とする。

5　法第四十二条の十二第四項第一号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　役員（法第四十二条の十二第四項第一号に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族

二　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

6　法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が、同条第四項の期間内に行われた合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（残余財産の全部の分配に該当する同号に規定する現物分配にあつては、同項に規定する認定を受けた日（以下この項において「認定日」という。）の前日から法第四十二条の十二第四項に規定する事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人である場合には、同項の離職者がいないことには、当該合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）の当該認定日から当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日（残余財産の全部の分配に該当する同号に規定する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日）の前日までの期間内において離職者（当該被合併法人等の同項に規定する雇用者であつた者で当該被合併法人等の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて同項に規定する離職をしたものをいう。）がいないことを含むものとする。

7　法人がその取得等（法第四十二条の十二第一項に規定する取得等をいう。）をした特定建物等（当該特定建物等に係る特定業務施設が同項第一号に規定する政令で定める要件を満たす場合における当該特定建物等に限る。）につき同項又は同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該特定建物等につきこれらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該特定業務施設が第二項第三号に掲げる要件を満たすことを証する書類として財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十七条の十一の三を第二十七条の十二とする。

第二十七条の十二の二第一項中「及びハに掲げる規定」を「からニまでに掲げる規定」に改める。

第二十七条の十二の四第二項第一号ロ及び第二号ロ中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十七条の十二の五第一項中「同条第五項第三号」を「同条第四項第三号」に改め、同条第二項中「又は同条第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第四十二条の十二の五第五項第二号に規定する政令」を「第四十二条の十二の五第四項第二号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第五項第二号」を「第四十二条の十二の五第四項第二号」に改め、「及び第十項第一号イ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第四十二条の十二の五第五項第二号」を「第四十二条の十二の五第四項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十二条の十二の五第五項第四号に規定する政令」を「第四十二条の十二の五第四項第五号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第四項第五号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十二条の十二の五第五項第四号」を「第四十二条の十二の五第四項第五号」に、「同項第九号」を「同項第八号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十二条の十二の五第五項第五号に」を「第四十二条の十二の五第四項第六号に」に改め、同項第一号中「第七項第一号」を「第五項第一号」に、「第四十二条の十二の五第五項第五号」を「第四十二条の十二の五第四項第六号」に、「同条第五項第二号」を「同条第四項第二号」に、「以下この条」を「第十三項」に、「法第四十二条の十二の五第五項第四号」を「同条第四項第五号」に、「第十九項及び第二十項」を「第九項及び第十一項」に、「第十八項まで」を「この条」に改め、同項第二号中「第七項第二号イ」を「第五項第二号イ」に、「第四十二条の十二の五第五項第五号」を「第四十二条の十二の五第四項第六号」に改め、同項第三号中「第七項第二号ロ」を「第五項第二号ロ」に、「第四十二条の十二の五第五項第五号」を「第四十二条の十二の五第四項第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法第四十二条の十二の五第四項第九号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第四項第九号の前事業年度の月数が同号の適用年度の月数を超える場合　当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第四項第九号の前事業年度の月数が同号の適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該前事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）以内に終了した各事業年度（イにおいて「前一年事業年度」という。）に係る給与等支給額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを前一年事業年度の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該前事業年度が六月以上である場合　当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第十項及び第十一項中「事業年度（以下第十七項まで）」を「事業年度（以下この条）」に、「同条第五項第八号」を「法第四十二条の十二の五第四項第九号」に、「比較教育訓練費の額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「第十四項」を「第十一項」に、「の教育訓練費の額」を「の給与等の支給額（当該適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（第十一項において「前事業年度」という。）の月数とが異なる場合には、前項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額）に」に、「教育訓練費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号イに規定する教育訓練費の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「給与等支給額」に改め、同項第一号中「一年」を「一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）」に、「第十七項まで」を「この条」に、「教育訓練費の額に」を「給与等支給額に」に、「月別教育訓練費の額」を「月別給与等支給額」に改め、同項第二号中「教育訓練費の額に」を「給与等支給額に」に、「月別教育訓練費の額」を「月別給与等支給額」に、「教育訓練費の額」を「給与等支給額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「比較教育訓練費の額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「第四十二条の十二の五第五項第八号の教育訓練費の額」を「第四十二条の十二の五第四項第九号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と前事業年度の月数とが異なる場合には、第八項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額）に、「教育訓練費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号イに規定する教育訓練費の額をいう。第十九項及び第二十項を除き、以下この条において同じ。）」を「給与等支給額」に改め、同項第一号中「教育訓練費の額から」を「給与等支給額から」に改め、同号イ及びロ中「移転教育訓練費の額」を「移転給与等支給額」に改め、同項第二号中「教育訓練費の額に」を「給与等支給額に」に改め、同号イ及びロ中「月別移転教育訓練費の額」を「月別移転給与等支給額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「月別移転教育訓練費の額」を「月別移転給与等支給額」に、「移転教育訓練費の額を」を「移転給与等支給額を」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「移転教育訓練費の額」を「移転給与等支給額」に、「教育訓練費の額（」を「給与等支給額（」に、「教育訓練費の額）」を「給与等支給額）」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　第九項及び第十一項に規定する基準日とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。

一　適用年度開始の日の前日を含む事業年度（以下この号及び次号において「前事業年度」という。）の月数が当該適用年度の月数に満たない場合で、かつ、当該前事業年度が六月に満たない場合　次に掲げる日のうちいずれか早い日

イ　法第四十二条の十二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする法人（イにおいて「適用法人」という。）が未経過法人に該当し、かつ、当該適用法人がその設立の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併又は分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては当該設立の日から当該前事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとし、その分割等に係る前項に規定する移転給与等支給額が零である場合における当該分割等を除く。イにおいて同じ。）に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合（当該設立の日から当該合併又は分割等の日の前日（残余財産の確定の日）までの期間に係る給与等支給額が零である場合に限る。）における当該合併法人又は分割等に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）以内の日を含む各事業年度（当該被合併法人又は分割法人等の設立の日以後に終了した事業年度に限る。）のうち最も古い事業年度開始の日

ロ　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）以内に終了した各事業年度（設立の日以後に終了した事業年度に限る。）のうち最も古い事業年度開始の日

二　前号に掲げる場合以外の場合　前事業年度開始の日

第二十七条の十二の五第十七項から第二十項までを削り、同条第二十一項中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「同条第五項第六号イ」を「同条第四項第七号イ」に、「同項第十一号」を「同項第九号」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第五項第十一号」を「第四十二条の十二の五第四項第九号」に、「第十八項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第九項又は第十一項の規定の適用を受ける場合　第九項から第十一項まで、第十三項又は前項第一号イの給与等支給額

第二十七条の十二の五第二十一項を同条第十五項とし、同条第二十二項中「第七項、第九項、第十二項から第十五項まで及び第十八項から前項まで」を「第五項、第七項から第十二項まで、第十四項及び前項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十三項中「又は第二項」を削り、「同条第五項第五号」を「同条第四項第六号」に、「百分の三」を「百分の四」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十四項中「第四十二条の十二の五第三項」を「第四十二条の十二の五第二項」に、「同条第五項第十一号」を「同条第四項第九号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十五項中「第四十二条の十二の五第四項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項を同条第二十項とする。

第二十七条の十二の六第一項中「第四十二条の十二の六第二項第一号」を「第四十二条の十二の六第二項第一号イ」に、「同条第二項第二号ロ」を「同条第二項第二号イ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の七　法第四十二条の十二の七第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本及び開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されるものを除く。）とする。

2　法第四十二条の十二の七第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる当該特定生産性向上設備等（同項に規定する特定生産性向上設備等をいう。第二号及び第四号において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度（当該特定生産性向上設備等に係る法第四十二条の十二の七第一項に規定する確認を受けた日以後五年を経過する日以前に開始し、かつ、同日後に終了する事業年度にあつては、当該事業年度開始の日から当該五年を経過する日までの期間に限る。第四号において同じ。）において取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作をして国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。同号において同じ。）に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が四十万円以上のものに限る。）で、当該特定生産性向上設備等の投資に関する計画として財務省令で定めるもの（以下この号及び第四号において「投資計画」という。）と同一の投資計画に記載されたものの取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該特定生産性向上設備等である工具又は器具及び備品を含む。）

三　建物　一の建物の取得価額が千万円以上のもの

四　建物附属設備及び構築物　一の建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は建設をして国内にある当該法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）で、当該特定生産性向上設備等の投資計画と同一の投資計画に記載されたものの取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該特定生産性向上設備等である建物附属設備を含む。）

五　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの

3　法第四十二条の十二の七第八項第一号ロに規定する政令で定める場合は、第六項第二号に掲げる金額が零を超える場合とする。

4　法第四十二条の十二の七第八項第二号イに規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

5　法第四十二条の十二の七第八項第二号イに規定する政令で定めるものは、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第十三条各号に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

6　法第四十二条の十二の七第八項各号列記以外の部分に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

7　法第四十二条の十二の七第八項の事業年度（以下この項及び第十項において「対象年度」という。）の基準所得等金額（当該対象年度開始の日前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。次号において同じ。）以内に終了した各事業年度（最初課税事業年度開始の日前に終了した各事業年度及び外国法人である人格のない社団等の第八項第二号ホに規定する収益事業から生ずるものを有することとなつた日を含む事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間を除く。次号において「前事業年度」という。）の月数を合計した数が当該対象年度の月数に満たない場合には、当該基準所得等金額を当該対象年度の月数で除し、これに当該合計した数を乗じて計算した金額）

一　前事業年度の基準所得等金額（対象年度開始の日から起算して一年前の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の基準所得等金額を当該前事業年度の月数で除し、これに当該一年前の日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額）の合計額

8　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　基準所得等金額　各事業年度のイ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した金額をいう。

イ　当該事業年度の所得の金額（法人税法第六十二条第二項に規定する最後事業年度にあつては、同項に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして計算した場合における所得の金額。次項第二号イ及びロにおいて同じ。）

ロ　法人税法第五十七条、第五十九条、第六十四条の五第一項又は第六十四条の八の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

ハ　法人税法第二十七条、第六十四条の五第三項又は第六十四条の七第六項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額

二　最初課税事業年度　法第四十二条の十二の七第八項に規定する法人が次に掲げる法人に該当する場合におけるそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。

イ　新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は人格のない社団等　その開始した日

ロ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ハ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

ニ　普通法人又は協同組合等に該当していた公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ホ　外国法人　恒久的施設を有することとなつた日（人格のない社団等については、法人税法第百四十一条第一号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日）

9　法第四十二条の十二の七第八項に規定する法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、第六項に規定する基準所得等金額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等　当該事業年度の収益事業から生じた所得の金額及び前項第一号ロに掲げる金額の合計額

二　恒久的施設を有する外国法人　次に掲げる法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得　当該事業年度の恒久的施設帰属所得（同法第百四十二条第一項に規定する恒久的施設帰属所得をいう。イにおいて同じ。）に係る所得の金額（人格のない社団等については、収益事業から生じた所得の金額に限る。）及び同法第百四十二条第二項の規定により同法第五十七条又は第五十九条の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額から同法第百四十二条の二の規定により当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を控除した金額

ロ　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得　当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（人格のない社団等については、収益事業から生じた所得の金額に限る。）及び同法第百四十二条の十の規定により準じて計算する同法第百四十二条第二項の規定により同法第五十七条又は第五十九条の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額から同法第百四十二条の十の規定により同法第百四十二条の二の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を控除した金額

10　法第四十二条の十二の七第八項に規定する法人の対象年度に係る同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

11　法第四十二条の十二の七第九項に規定する政令で定める場合は、同項の法人に次の各号に掲げる事実のいずれかが生じた場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　法人税法第六十四条の九第一項に規定する親法人である当該法人について同項の規定による承認の効力が生じたこと　その承認の効力が生じた日

二　当該法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつたこと　その有することとなつた日

三　当該法人が通算親法人（当該法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の全て）との間に通算完全支配関係を有しなくなつたこと　その有しなくなつた日

12　法第四十二条の十二の七第九項の法人が法人税法施行令第二十四条の三に規定する初年度離脱通算子法人に該当する場合における前項の規定の適用については、当該法人に生じた同項第二号及び第三号に掲げる事実は、これらの号に掲げる事実に該当しないものとする。

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の四第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項」に、「第二十四項」を「第二十四項」に改め、「を法」の下に「第四十二条の四の二第五項、」を加え、「第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項」を「第四十二条の十二第七項」に、「第四十二条の十二の五第十項又は」を「第四十二条の十二の五第九項、」に、「において」を「又は第四十二条の十二の七第十一項において」に改め、同条第三項中「第四十二条の十三第五項第一号イ(2)」を「第四十二条の十三第五項第一号ロ」に改め、同条第七項中「同項第一号イ」を「同項第一号」に、「同号イに」を「同号に」に、「同号イ又はロに定める」を「同号に掲げる」に改め、同条第九項中「第四十二条の四第八項第三号」の下に「（法第四十二条の四の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第二号（同条第十八項」を「法第四十二条の四第八項第二号（法第四十二条の四の二第二項」に、「第三号に」を「第四号に」に改め、同条第十項中「第四十二条の十三第七項第四号」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十三第七項第八号」を「第四十二条の十三第七項第五号」に改め、同項第一号ロ中「第四十二条の十三第七項第四号」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ」に、「同項第三号」を「同号」に改め、同条第十五項中「同条第五項第一号イ」を「同条第五項第一号」に、「同号イに」を「同号に」に、「同号イ又はロに定める」を「同号に掲げる」に改め、同条第十六項中「第四十二条の十三第七項第四号及び第八号」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ及び第五号」に改め、同項第二号中「第四十二条の十三第七項第四号ト又はチ」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ(7)又は(8)」に改める。

第二十七条の十四を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の十四第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する通算法人の同号の五年内事業年度又は当該五年内事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度（第二号において「他の事業年度」という。）における法第四十二条の四第四項の規定の適用について同条第六項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額の合計額に第一号に掲げる金額の同号及び第二号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該通算法人の法第四十二条の四第四項の規定により当該五年内事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（同項の規定の適用について同条第十四項の規定により当該五年内事業年度後の各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額）

二　当該他の通算法人の法第四十二条の四第四項の規定により当該他の事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（同項の規定の適用について同条第十四項の規定により当該他の事業年度後の各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額）の合計額

第二十八条第二項第一号中「するもの」の下に「で、同法第三十九条の二第二項第二号に規定する認定事業基盤強化事業者が製造したもの」を加える。

第二十八条の五第二項中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十九条の二第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「割合」の下に「（次号において「公共施設面積割合」という。）」を加え、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において「都市利便増進施設整備費用額」という」を、「こと」の下に「（事業区域の全部又は一部が法第四十七条第三項第一号に掲げる地域内にある場合には、都市利便増進施設整備費用額が十億円以上であること及び公共施設面積割合が百分の十以上であること。）」を加える。

第二十九条の三を削る。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

第三十条第三項第一号中「又は第四十六条から第四十八条まで」を「、第四十六条又は第四十七条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

第三十二条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

第三十二条の二第七項中「第十一条第一項第二十五号」を「第十一条第一項第二十七号」に改める。

第三十三条の四第三項、第三十三条の五第一項、第三十五条第二項及び第三項、第三十六条第十五項、第三十七条第七項、第三十七条の二第二項並びに第三十七条の三第四項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改める。

第三十八条の四第十項第三号イ中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改め、同号ロ中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改め、同条第十三項中「第六十二条の三第四項第三号及び第四号」を「第六十二条の三第四項第四号及び第五号」に改め、同条第十四項中「第六十二条の三第四項第五号」を「第六十二条の三第四項第六号」に改め、同条第十五項及び第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第四条第二項第六号」に、「マンションの再生等の円滑化に関する法律第一項第九号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第一項第十号」に、「マンション等売却事業に係るマンション（同法第二条第一項第一号」に、「決議特定要除却認定マンション」を「マンションをいう。以下この項において同じ。）」に、「土地」を「土地又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地」に改め、「同法第二条第一項第一号に規定する」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項を同条第二十項とし、同条第二十三項から第三十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十三項第四号中「第三十五項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十四項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「第三十三項第一号」を「第三十一項第一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に、「第三十三項」を「第三十一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項中「第六十二条の三第十項」を「第六十二条の三第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十九項を同条第三十七項とし、同条第四十項中「第六十二条の三第十項」を「第六十二条の三第十一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十一項中「第六十二条の三第十項」を「第六十二条の三第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十二項中「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」を同条第四十項とし、同条第四十三項中「第六十二条の三第十一項」を「第六十二条の三第十二項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十四項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十五項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十六項中「第十九項又は第二十一項」を「第十七項又は第十九項」に改め、同項を同条第四十四項とする。

第三十八条の五第二十四項中「前条第三十九項」を「前条第三十七項」に改め、同条第二十五項中「前条第四十一項」を「前条第三十九項」に、「第六十二条の三第十項」を「第六十二条の三第十一項」に改める。

第三十九条の二第二項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「同項第十九号」を「同法第二条第一項第三十五号」に、「とする」を「並びに再建敷地（同法第二条第一項第十三号に規定する再建敷地をいう。第五項において同じ。）の敷地共有持分等（同法第五条第二項第二号に規定する敷地共有持分等をいう。第五項において同じ。）とする」に改め、同条第五項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第二条第一項第六号」を「第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、「価額（」の下に「当該権利変換計画に記載された権利が当該法人の有する再建敷地の敷地共有持分等である場合（以下この項において「マンション再建の場合」という。）には、当該再建敷地の敷地共有持分等に対応して取得する同法第二条第一項第十四号に規定する再生後マンションに係る敷地利用権の価額の概算額（以下この項において「再建後敷地利用権の概算額」という。）が当該再生後マンションに関する権利の価額の概算額と当該再建後敷地利用権の概算額との合計額のうちに占める割合を、当該敷地共有持分等の価額に乗じて計算した金額。」を加え、「同条第一項第七号」を「同法第二条第一項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「概算額（」の下に「マンション再建の場合には、当該再建後敷地利用権の概算額。」を加え、「異なる場合に」を「異なるとき」に改め、同条第十一項第一号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改め、同項第二号中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改める。

第三十九条の五第十二項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第二十六項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「者又は」を「者若しくは」に、「の有する同法第二条第一項第六号」を「（以下この項においてこれらの者を「申出人等」という。）の有する同法第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション又は申出人等の有していた滅失したマンション（同法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。）」に、「受ける」を「受け、又は受けていた」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第三十九条の七第二十九項第一号中「第一号」を「第二号」に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を削り、「下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を加え、「百分の七十」を「百分の六十」に改める。

第三十九条の十三の二第一項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第三十三項第二号イ及びロ中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第三十九条の十三の三第三項第二号イ及びロ中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第十項」を「同条第十項」に改める。

第三十九条の十四の三第六項中「当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第二号に掲げる要件」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては第一号に掲げる要件に該当することを要せず、当該事業年度終了の時における貸借対照表（これに準ずるものを含む。以下この節及び次節において同じ。）に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第二号に掲げる要件に該当することを要しない。

第三十九条の十四の三第六項第二号中「（これに準ずるものを含む。以下この節及び次節において同じ。）」を削り、同条第八項中「、第六号に掲げる要件を」を「第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第七号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第九項第一号中「、ハに掲げる要件を」を「ハに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはニに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同項第二号中「、ロに掲げる要件を」を「ロに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはハに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同項第三号中「、トに掲げる要件を」を「トに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはチに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第十一項中「同条第六項第九号」を「同条第八項第九号」に改める。

第三十九条の十五第一項第四号ロ中「第三十九条の十七の三第七項」を「第三十九条の十七の三第五項」に改め、同条第五項第一号中「第六十六条の六第五項各号」を「第六十六条の六第七項各号」に、「第四十条の四第五項各号」を「第四十条の四第七項各号」に改め、同条第八項中「第六十六条の六第十一項」を「第六十六条の六第十四項」に改める。

第三十九条の十七に次の一項を加える。

10　法第六十六条の六第二項第十号に規定する政令で定める日は、同項第八号に規定する清算部分対象外国関係会社又は同項第九号に規定する清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日と同項第十号に規定する該当しないこととなつた事業年度終了の日以後五年を経過した日とのいずれか早い日とする。

第三十九条の十七の二第一項中「第六十六条の六第五項第一号」を「第六十六条の六第七項第一号」に改め、同条第二項第四号に次のただし書を加える。

ただし、当該最も高い税率が適用されることが通常見込まれないこと、当該最も高い税率が適用される所得の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により、この号本文の規定によることが著しく不適当であると認められる場合は、この限りでない。

第三十九条の十七の三第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第六十六条の六第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」に、「第十項第四号」を「第八項第四号」に、「第六十六条の六第六項に」を「第六十六条の六第八項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第六十六条の六第六項第一号」を「第六十六条の六第八項第一号」に、「第六項に」を「第六十六条の六第六項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第六十六条の六第六項第一号」を「第六十六条の六第八項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第六十六条の六第六項第一号イ」を「第六十六条の六第八項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第六十六条の六第六項第一号ロ」を「第六十六条の六第八項第一号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第六項の」を「第四項の」に、「第六十六条の六第六項第一号ロ」を「第六十六条の六第八項第一号ロ」に、「第六項中」を「第四項中」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六十六条の六第六項第二号」を「第六十六条の六第八項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第六十六条の六第六項第二号」を「第六十六条の六第八項第二号」に改め、同項第四号中「同条第八項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第六十六条の六第六項第四号」を「第六十六条の六第八項第四号」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第六十六条の六第六項第四号」を「第六十六条の六第八項第四号」に、「第六項の」を「第六十六条の六第八項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第六十六条の六第六項」を「第六十六条の六第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第六十六条の六第六項第六号」を「第六十六条の六第八項第六号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第六十六条の六第六項第一号」を「第六十六条の六第八項第一号」に、「第六十六条の六第六項第七号」を「第六十六条の六第八項第七号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第六十六条の六第六項第七号の二イ」を「第六十六条の六第八項第七号の二イ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第六十六条の六第六項第七号の二ロ」を「第六十六条の六第八項第七号の二ロ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第六十六条の六第六項第八号」を「第六十六条の六第八項第八号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第六十六条の六第六項第八号」を「第六十六条の六第八項第八号」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第六十六条の六第六項第九号」を「第六十六条の六第八項第九号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第六十六条の六第六項第九号」を「第六十六条の六第八項第九号」に、「第二十五項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第六十六条の六第六項第八項の」を「第六十六条の六第八項第八項の」に、「第二十一項」を「第十九項」に、「第六十六条の六第六項第八号」を「第六十六条の六第八項第八号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十三項を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「第二十三項」を「第二十一項」に、「第六十六条の六第六項第十号」を「第六十六条の六第八項第十号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第六十六条の六第六項第十一号」を「第六十六条の六第八項第十一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第十一項から第十四項まで」を「第九項から第十二項まで」に、「第六十六条の六第六項第十一号ニ」を「第六十六条の六第八項第十一号ニ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第十六項」を「第十四項」に、「第六十六条の六第六項第十一号ト」を「第六十六条の六第八項第十一号ト」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第六十六条の六第六項第十一号ヲ」を「第六十六条の六第八項第十一号ヲ」に改め、「事業年度（」の下に「当該事業年度が特例清算事業年度（同条第二項第十号に規定する特例清算事業年度をいう。次項及び次条第三項第三号において同じ。）である場合には解散直前事業年度（法第六十六条の六第二項第十号に規定する該当しないこととなつた事業年度の前事業年度をいう。次項において同じ。）とし、」を加え、「には、」を「には」に改め、「前事業年度」の下に「とする。」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「第六十六条の六第六項第十一号ヲ」を「第六十六条の六第八項第十一号ヲ」に、「の人件費」を「当該事業年度が特例清算事業年度である場合には、解散直前事業年度）の人件費」に、「当該」を「当該事業年度が特例清算事業年度である場合には解散直前事業年度とし、当該」に、「には、」を「には」に改め、「前事業年度」の下に「とする。」を加え、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「第六十六条の六第七項」を「第六十六条の六第九項」に、「同条第六項第四号」を「同条第八項第四号」に改め、「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には」及び「）とする。」を削り、「第六十六条の六第十項第一号」を「第六十六条の六第十二項第一号」に、「第四十条の四第十項第一号」を「第四十条の四第十二項第一号」に、「第六十六条の六第六項第四号」を「第六十六条の六第八項第四号」に改め、「清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第三十項とする。

第三十九条の十七の四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「同条第八項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項に」を「第六十六条の六第十項に」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改め、同条第三項中「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第四項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改める。

第三十九条の十七の六第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の七第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の八第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の九第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十一第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十二第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十三第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十五第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十六第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十七第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十八第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十九第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十一第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十二第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十三第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十五第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十六第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十七第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十八第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十九第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十一第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十二第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十三第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十五第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十六第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十七第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十八第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十九第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十一第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十二第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十三第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十五第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十六第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十七第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十八第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十九第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五十第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五十一第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五十二第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五十三第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五十四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八

第三十九条の十八第四項中「第六十六条の六第六項」を「第六十六条の六第八項」に改め、同条第五項中「第六十六条の六第八項」を「第六十六条の六第十項」に改め、同条第八項各号及び第九項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第十二項中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第二十六項中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第二十九項各号中「第六項」を「第八項」に改める。

第三十九条の二十第一項、第三項及び第四項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第五項中「第六十六条の六第十三項」を「第六十六条の六第十六項」に改める。

第三十九条の二十の二第一項第二号中「第三十九条の二十の四第八項」を「第三十九条の二十の四第六項」に改める。

第三十九条の二十の三第六項中「同条第六項第九号」を「同条第八項第九号」に、「第六十六条の九の二第六項第九号」を「第六十六条の九の二第八項第九号」に改め、同条第十七項第一号中「第六十六条の九の二第五項各号」を「第六十六条の九の二第七項各号」に、「第四十条の七第五項各号」を「第四十条の七第七項各号」に改め、同条第二十一項中「第三十九条の十七（第一項及び第二項を除く。）」を「第三十九条の十七第三項から第九項まで」に改め、同条第二十二項中「同条第五項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　法第六十六条の九の二第二項第十一号に規定する政令で定める日は、同項第九号に規定する清算部分対象外国関係法人又は同項第十号に規定する清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日と同項第十一号に規定する該当しないこととなつた事業年度終了の日以後五年を経過した日とのいずれか早い日とする。

第三十九条の二十の四第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第六十六条の九の二第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の九の二第八項各号列記以外の部分」に、「第八項第四号」を「第六項第四号」に、「第六十六条の九の二第六項に」を「第六十六条の九の二第八項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第三十九条の十七の三第六項」を「第三十九条の十七の三第四項」に、「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第八項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第三十九条の十七の三第四項」を「第三十九条の十七の三第二項」に、「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第八項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第八項第一号」に、「第三十九条の十七の三第五項」を「第三十九条の十七の三第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三十九条の十七の三第九項」を「第三十九条の十七の三第七項」に、「第六十六条の九の二第八項第二号」を「第六十六条の九の二第六項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第六十六条の九の二第六項第二号」を「第六十六条の九の二第八項第二号」に、「第三十九条の十七の三第九項」を「第三十九条の十七の三第七項」に改め、同項第四号中「同条第六項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六十六条の九の二第八項第四号」を「第六十六条の九の二第六項第四号」に、「第三十九条の十七の三第十項」を「第三十九条の十七の三第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第三十九条の十七の三第十三項及び第十四項」を「第三十九条の十七の三第十一項及び第十二項」に、「同条第十一項又は第十二項」を「同条第九項又は第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第三十九条の十七の三第十五項」を「第三十九条の十七の三第十三項」に、「第六十六条の九の二第八項第六号」を「第六十六条の九の二第六項第六号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第三十九条の十七の三第十六項」を「第三十九条の十七の三第十四項」に、「第六十六条の九の二第八項第七号」を「第六十六条の九の二第六項第七号」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第六項第一号」に、「第六十六条の九の二第八項第一号」を「第六十六条の九の二第六項第一号」に、「第六十六条の六第八項第七号」を「第六十六条の六第六項第七号」に、「第六十六条の九の二第八項第七号の二イ」を「第六十六条の九の二第六項第七号の二イ」に、「第三十九条の十七の三第十五項」に、「第六十六条の九の二第六項第七号の二イ」を「第三十九条の十七の三第十七項」を「第六十六条の九の二第八項第七号の二イ」に、「第三十九条の十七の三第十八項」を「第三十九条の十七の三第十六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第六十六条の九の二第六項第八号」を「第六十六条の九の二第八項第八号」に、「第十七項及び第十八項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第三十九条の十七の三第二十項」を「第三十九条の十七の三第十八項」に、「第六十六条の九の二第六項第八号」を「第六十六条の九の二第八項第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第六十六条の九の二第六項第八号」を「第六十六条の九の二第八項第八号」に、「第十九項」を「第十七項」に、「第三十九条の十七の三第二十一項」を「第三十九条の十七の三第十九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第六十六条の九の二第六項第八号」を「第六十六条の九の二第八項第八号」に、「第三十九条の十七の三第二十二項」を「第三十九条の十七の三第二十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第六十六条の九の二第八項第九号」を「第六十六条の九の二第六項第九号」に、「第三十九条の十七の三第二十三項」を「第三十九条の十七の三第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第三十九条の十七の三第二十四項及び第二十五項」を「第三十九条の十七の三第二十二項及び第二十三項」に、「第十六項」を「第十四項」に、「同条第二十一項又は第二十三項」を「同条第十九項又は第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十五項」に、「第六十六条の九の二第六項第十号」を「第六十六条の九の二第八項第十号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第三十九条の十七の三第二十七項」を「第三十九条の十七の三第二十五項」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号に」を「第六十六条の九の二第八項第十一号に」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号イ」を「第六十六条の九の二第八項第十一号イ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第三十九条の十七の三第十一項から第十四項まで」を「第三十九条の十七の三第九項から第十二項まで」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号ニ」を「第六十六条の九の二第八項第十一号ニ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第三十九条の十七の三第十六項」を「第三十九条の十七の三第十四項」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号ト」を「第六十六条の九の二第八項第十一号ト」に、「第六十六条の六第六項第一号」を「第六十六条の六第八項第一号」に、「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第八項第一号」に、「第六十六条の六第六項第七号」を「第六十六条の六第八項第七号」に、「第六十六条の九の二第八項第七号」を「第六十六条の九の二第六項第七号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第三十九条の十七の三第二十八項」を「第三十九条の十七の三第二十六項」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号ヲ」を「第六十六条の九の二第八項第十一号ヲ」に、「第三十九条の十七の三第二十一項」を「第三十九条の十七の三第二十九項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二十八項中「同条第二項第十号」とあり、及び「法第六十六条の六第二項第十号」とあるのは、「法第六十六条の九の二第二項第十一号」と読み替えるものとする。

第三十九条の二十の四第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第六十六条の九の二第七項」を「第六十六条の九の二第九項」に、「同条第六項第四号」を「同条第八項第四号」に改め、「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には」及び「）とする。」を削り、「第六十六条の九の二第十項第一号」を「第六十六条の九の二第十二項第一号」に、「第四十条の七第十二項第一号」に、「第六十六条の九の二第六項第四号」を「第六十六条の九の二第八項第四号」に改め、「（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第二十三項とする。

第三十九条の二十の五第一項中「第六十六条の九の二第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の九の二第十項各号列記以外の部分」に改め、同条第二項から第七項までの規定中「第六十六条の九の二第八項第一号」を「第六十六条の九の二第十項第一号」に改め、同条第八項中「第六十六条の九の二第九項第二号」を「第六十六条の九の二第十一項第二号」に、「同条第八項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第四十条の七第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の七第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の九の二第十項第一号」を「第四十条の七第十二項第一号」に、「第六十六条の九の二第八項第四号」を「第六十六条の九の二第十項第四号」に改める。

第三十九条の二十の六中「第六十六条の九の二第十項第三号」を「第六十六条の九の二第十二項第三号」に改める。

第三十九条の二十の七第十一項中「第六十六条の九の二第六項」を「第六十六条の九の二第八項」に、「第六十六条の九の二第八項」を「第六十六条の九の二第十項」に、「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第三十九条の二十の九第一項及び第四項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第五項中「第六十六条の九の二第十四項」を「第六十六条の九の二第十七項」に改める。

第三十九条の二十二の二を削る。

第三十九条の二十四第二項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、同法第百六十三条の二に規定するマンション除却組合」に改める。

第三十九条の二十四の二第一項第一号を次のように改める。

一　当該株式が法第六十六条の十三第一項各号に掲げる株式のいずれかに該当するものであること。

第三十九条の二十四の二第一項第二号イ中「資本金の額の増加に伴う払込みにより交付される」を「法第六十六条の十三第一項第一号に掲げる」に改め、同項第三号中「第二条第二十七項」を「第二条第二十八項」に改め、同条第二項中「同項各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額」を「二百億円（当該特定株式が同項第一号に掲げる株式に該当する場合には、五十億円）」に、「当該金額」を「二百億円（当該特定株式が同号に掲げる株式に該当する場合には、五十億円）」とする。」に改め、同条第三項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第八項第二号中「第六十六条の十三第十項」を「第六十六条の十三第十項各号」に改め、同項第三号中「第六十六条の十三第十項に規定する末日」を「第六十六条の十三第十項各号に定める日」に改め、同項第四号中「同条第十項に規定する末日」を「同条第十項第一号に定める日」に、「当該末日」を「同号に定める日」に改め、同条第二十一項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第十一項又は第十五項」を「第十三項又は第十七項」に、「同項第一号」を「同条第二項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項」を「第十七項」に、「第六十六条の十三第十三項」を「第六十六条の十三第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第六十六条の十三第十三項に規定する政令」を「第六十六条の十三第十五項に規定する政令」に、「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項第一号イ中「第六十六条の十三第十三項」を「第六十六条の十三第十五項」に改め、同号ロ(2)中「第十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第六十六条の十三第十三項」を「第六十六条の十三第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第六十六条の十三第十二項第二号」を「第六十六条の十三第十四項第二号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第六十六条の十三第十二項第一号」を「第六十六条の十三第十一項第六号」を「第六十六条の十三第十三項第六号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第六十六条の十三第十一項第六号」を「第六十六条の十三第十三項第六号」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　法第六十六条の十三第二項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額（同条第一項第三号に掲げる株式に該当する同項に規定する特定株式（第一号及び第二号において「特定株式」という。）に係るものに限る。第一号及び第二号において「引継特別勘定の金額」という。）を有する同条第十三項に規定する設定法人に係る同項（第八号ロに係る部分に限る。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　引継特別勘定の金額に係る特定株式の法第六十六条の十三第十三項第八号ロの取得の日は、当該特定株式につき同条第一項の規定の適用を受けた法人における当該特定株式の取得の日とする。

二　法第六十六条の十三第十三項第八号ロの設定法人には、引継特別勘定の金額に係る特定株式を有していた法人を含むものとする。

第三十九条の二十四の二第十項中「第六十六条の十三第十一項第五号」を「第六十六条の十三第十三項第五号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六十六条の十三第十一項第一号に」を「第六十六条の十三第十三項第一号に」に改め、同項第一号中「第六十六条の十三第十一項第一号」を「同条第十一項第一号」に、「同条第十一項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　前項（第三号に係る部分を除く。）の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額（同条第十一項の特定株式に係るものに限る。）を有する同条第十一項に規定する設定法人に係る同項の規定の適用について準用する。この場合において、前項第一号中「第六十六条の十三第十項」とあり、及び同項第二号中「第六十六条の十三第十項各号」とあるのは「第六十六条の十三第十一項」と、同項第四号中「同条第十項第一号に定める日」とあるのは「同条第十一項に規定する三年を経過する日」と、「同号に定める日」とあるのは「当該三年を経過する日」と読み替えるものとする。

10　法第六十六条の十三第二項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額（同条第十二項の特定株式に係るものに限る。）を有する同条第十二項に規定する設定法人に係る同項の規定の適用については、同項に規定する合併事業年度以前の各事業年度には、当該特別勘定の金額に係る同項の特定株式を有していた法人の各事業年度を含むものとする。

第三十九条の二十八第一項第一号中「五百人」を「四百人」に改める。

第三十九条の三十一第四項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改める。

第三十九条の三十二の三第十二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、「掲げる資産」の下に「のうち再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項第一号から第四号までに掲げるエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備に該当するもの」を加える。

第三十九条の三十三第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九条の三十三の二第一項中「特例適用投資組合契約等（」を削り、「係る投資組合契約」の下に「（法第四十一条の二十一第四項第一号に規定する投資組合契約をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「をいう。以下この条において同じ」を「（以下この項及び次項において「特例適用投資組合契約等」という」に改め、同項第二号中「第二十六条の三十第二項」を「第二十六条の三十第五項」に改め、同項第三号中「が同条第四項第三号」を「が同令第百七十八条第四項第三号」に改める。

第三十九条の三十四の二第一項第四号中「百分の九十」を「百分の八十」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「係る」の下に「現物分配法人及び」を加え、同号を同項第五号とし、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改める。

第三十九条の三十六第六号中「附則第五十二条第五項又は第五十三条」を「附則第五十三条」に改め、「第四十七条の二又は」を削り、同条に次の一号を加える。

十一　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

第三十九条の三十七第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、同法第百六十三条の二に規定するマンション除却組合」に改める。

第四十条の五第四項第五号中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

第四十条の七の八第一項第一号ロ及び第四十条の七の十第一項第一号中「年、その前年」を「年分、その前年分」に、「前々年」を「前々年分」に、「第二十五条の二第三項」を「第二十五条の二第四項（令和八年分以前の年分にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法第二十五条の二第三項）」に改める。

第四十条の八の十一第一項の表法第七十条の七の九第一項の項及び法第七十条の七の十第一項の項中「令和八年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第二項第五号中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

第四十二条の三の見出し中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第一項中「マンション建替事業は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第七号」を「マンション再生事業は、マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同項第四号」を「同項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第七十六条第一項ただし書に規定する政令で定める部分は、同項第三号の土地に関する権利の価額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額に対応する部分とする。

一　法第七十六条第一項第三号に掲げる登記を受ける者がマンションの再生等の円滑化に関する法律第五十八条第一項の権利変換計画において当該登記に係る土地について旧権利（同項第二号の再生前マンションの敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、同項第五号の隣接施行敷地権又は同項第八号の施行底地権をいう。）を有する者として定められた者であり、かつ、当該旧権利の種別（所有権又は同法第二条第一項第三十六号に規定する借地権（以下この号において「借地権」という。）の別をいう。以下この号において同じ。）と当該土地に関する権利の種別とが同一である場合　当該土地に関する権利の持分の割合から当該旧権利の持分の割合を控除した割合を当該土地に関する権利の持分の割合で除して計算した割合（当該旧権利がその者が単独で有する所有権若しくは借地権である場合又は当該控除した割合が零を下回る場合には、零）

二　前号に掲げる場合以外の場合　一

第四十二条の三第三項を削り、同条第四項中「第七十六条第三項ただし書」を「第七十六条第四項ただし書」に改め、同項各号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四十二条の六の次に次の一条を加える。

（登記の税率の軽減を受ける区域の範囲等）

第四十二条の七　法第八十一条の二第一項に規定する政令で定める区域は、特に重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する区域とする。

2　法第八十一条の二第一項に規定する政令で定める建物は、その建物の新築、取得、増築、改築、修繕又は模様替に要する費用について、政府の補助で財務省令で定めるもの（以下この項において「補助」という。）を受けた建物又は当該補助を受けることが確実であると見込まれる建物のうち、医療の確保に資するものとして財務省令で定めるものとする。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第四十三条の二第一項中「次に掲げる要件の全てを満たす」を削り、「都市再生事業のうち、第一号及び第二号に掲げる要件（」に、「都市の国際競争力の強化に資する建築物として財務省令で定めるものの整備を伴うものに限る。）」を「次に掲げる要件の全て）を満たすもの」に改め、同項第二号中「次のイ又はロ」を「イ又はロに掲げる要件（当該都市再生事業が法第八十三条第二項の規定の適用に係るものである場合にあつては、イに掲げる要件又はロ及びハに掲げる要件）」に改め、同号イ中「割合」の下に「（ハにおいて「公共施設面積割合」という。）」を加え、同号に次のように加える。

ハ　公共施設面積割合が百分の十以上であること。

第四十三条の二第一項に次の一号を加える。

三　都市の国際競争力の強化に資する建築物として財務省令で定めるものの整備を伴うものであること。

第四章中第四十四条の三の次に次の一条を加える。

（登記の免税を受ける土地の範囲）

第四十四条の四　法第八十四条の五の二に規定する政令で定めるものは、地盤の液状化により同条の地図における土地の境界が当該土地の筆界（同条に規定する筆界をいう。）と相違することとなつた土地として法務大臣及び国土交通大臣が指定するものとする。

2　法務大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により土地を指定したときは、これを告示する。

第四十五条第一項第二号中「関税法」の下に「（昭和二十九年法律第六十一号）」を加える。

第四十六条の二第二項中「、同令第七十一条第二項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。第五項において同じ。）」と」を削る。

第五十一条の二第一号中「平成二十一年天然ガス車基準」を「平成二十一年天然ガス軽中量車基準」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、「（令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率以上）」を削り、同号ロ(2)中「百分の百六十二（令和七年四月三十日までの間は、百分の百五十）」を「百分の百七十三」に改め、同号ハ及びニを削り、同号ホ中「ニに掲げる自動車を除く」を「法第九十条の十二第一項第四号ハに規定する貨物自動車をいう。第四号ハ及びニにおいて同じ」に改め、同号ホ(2)中「第九十条の十二第一項第四号ニ(2)を「第九十条の十二第一項第四号ハ(2)」に改め、「に百分の九十を乗じて得た数値」を削り、同号ホを同号ハとし、同項第三号ロ及び第四号イ(2)中「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、「（令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率以上）」を削り、同号ロ中「乗合自動車」の下に「（法第九十条の十二第一項第四号ロに規定する乗合自動車をいう。ニにおいて同じ。）（令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）」を加え、同号ロ(1)中「に適合する」を「又は法第九十条の十二第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準に適合する」に改め、同号ハ(2)中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同号ニ(2)中「（法第九十条の十二第一項第六号ニ(2)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率をいう。次項第二号及び第八号において同じ。）に百分の百五」を「に百分の百十」に改め、同条第二項第一号中「平成二十一年天然ガス車基準」を「平成二十一年天然ガス軽中量車基準」に改め、同項第五号中「法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定する」を削り、「であつて」を「（法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定する基準エネルギー消費効率をいう。第十号において同じ。）であつて」に改め、同項に次の一号を加える。

十　平成二十七年度基準エネルギー消費効率　基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。

第五十二条の二第二項中「学生等」を「学生」に改める。

第五十五条第二項中「第二十六条第二十二項（同条第三十七項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五十一条の二の改正規定　令和八年五月一日

二　目次の改正規定（「第十九条の四」を「第十九条の四の二」に改める部分に限る。）、第十八条の二第二項各号の改正規定、第二章第七節の二中第十九条の四の次に一条を加える改正規定及び第二十六条の二十七の二の見出しの改正規定　令和八年十二月一日

三　第四条の六の二第三十六項の改正規定、第五条の二の二の改正規定、第五条の七第八項及び第九項の改正規定、第十五条第二項、第十六条の二第二項及び第十六条の三第五項の改正規定、第二十五条の十の二の改正規定、第二十五条の十三の改正規定、第二十五条の十三の二の改正規定、第二十五条の十三の三第一項の改正規定、第二十五条の十三の六の改正規定、第二十五条の十三の七の改正規定、第二十五条の十三の八の改正規定、第二十六条の二十七第一項の改正規定、第二十六条の二十七の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「公的年金等」の下に「（次項において「公的年金等」という。）」を加える部分を除く。）、第二十六条の二十七の三の改正規定並びに附則第四十条の七の八第一項第一号ロ及び第四十条の七の十第一項第一号の改正規定並びに附則第十二条及び第十三条第一項の規定　令和九年一月一日

四　第二十条の二第二十六項の改正規定（「第二十三項」を「第二十一項」に改める部分を除く。）、第二十六条の二十七の二第二項の改正規定（「公的年金等」の下に「（次項において「公的年金等」という。）」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、第三十八条の四第三十六項の改正規定（「第三十三項」を「第三十一項」に改める部分を除く。）、同条第三十七項の改正規定、同条第三十八項の改正規定（「第三十七項」を「第四十項の改正規定、同条第四十一項の改正規定、同条第四十二項の改正規定（「第三十七項」を「第三十五項」に改める部分を除く。）、同条第四十三項の改正規定、同条第四十四項の改正規定、同条第四十五項の改正規定及び第三十八条の五第二十五項の改正規定（「前条第四十一項」を「前条第三十九項」に改める部分を除く。）並びに附則第十三条第二項の規定　令和十年一月一日

五　第四十六条の二第二項の改正規定　令和十年四月一日

六　目次の改正規定（「第十九条の四」を「第十九条の四の二」に改める部分及び「第四十四条の二」を「第四十四条の四」に改める部分を除く。）、第四条の七の二第一項の改正規定、第二章第八節を同章第七節の四とする改正規定、第二十五条の十一の二第十三項の改正規定、第二十五条の十二の三第十八項の改正規定、同章第八節の二を同章第八節とし、同節の次に一節を加える改正規定、第二十六条の二十六第六項の改正規定、第二十六条の二十七の四第一項及び第二十六条の二十八第一項の改正規定、第二十六条の二十八の二第八項の改正規定、第二十六条の二十八の三第七項の改正規定並びに第二十六条の三十第十二項第一号の改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

七　第五条の三第八項の改正規定（「第十条の五の五第三項」の下に「、第十条の五の六第三項及び第四項」を加える部分に限る。）、第五条の六の五の次に一条を加える改正規定、第五条の七第二項の改正規定（「の規定に」を「及び第十条の五の六第十一項の規定に」に改める部分に限る。）、第二十七条の十二の六の次に一条を加える改正規定、第二十七条の十三第二項の改正規定（「において」を「又は第四十二条の十二の七第十一項において」に改める部分に限る。）及び第三十九条の二十四の二第一項第三号の改正規定並びに附則第六条の規定　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

八　第二十二条の三第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二条の六第二項第四号の改正規定、同項第五号の改正規定、第三十八条の四第十項第三号の改正規定及び第三十九条の二第十一項の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

九　第二十二条の八第十一項の改正規定及び第三十九条の五第十二項の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

十　第三十二条の二第七項の改正規定　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第五条の五第四項第二号の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和八年分の所得税に係る新令第五条の五第四項第二号の規定の適用については、同号中「次号」とあるのは「以下この号及び次号」と、「工具（」とあるのは「工具（令和八年四月一日前に取得又は製作をしたものにあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに、同日以後に取得又は製作をしたものにあつては」と、「ものに」とあるのは「ものに、それぞれ」とする。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　新令第五条の六第一項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の五第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画についてこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取得等（同条第一項に規定する取得等をいう。）をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の四の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　新令第五条の六の三第二項の規定は、新法第十条の五の三第一項に規定する特定中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧法第十条の五の三第一項に規定する特定中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条　改正法附則第二十九条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、新法第十条の五の四第一項の個人又は同条第二項に規定する中小事業者のこれらの規定の適用を受けようとする年（以下この条において「適用年」という。）に係る新法第十条の五の四第四項第六号イに規定する雇用者給与等支給額を当該適用年の十二月三十一日における旧法第十条の五第三項第四号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が地方事業所基準雇用者数（同条第一項第二号イに規定する地方事業所基準雇用者数をいう。）を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数）を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額とする。

一　当該個人又は中小事業者が当該適用年において改正法附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年の特定新規雇用者基礎数（同項第二号イに規定する特定新規雇用者基礎数をいう。次号イにおいて同じ。）と当該適用年の特定非新規雇用者基礎数（同項第二号ロに規定する特定非新規雇用者基礎数をいう。次号ロにおいて同じ。）とを合計した数

二　当該個人又は中小事業者が当該適用年において改正法附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五第二項の規定の適用を受ける場合における当該適用年の同条第三項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数から当該個人又は中小事業者が当該適用年において改正法附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年の次に掲げる数を合計した数を控除した数

イ　特定新規雇用者基礎数のうち旧法第十条の五第三項第十号に規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

ロ　特定非新規雇用者基礎数のうち旧法第十条の五第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　附則第一条第七号に定める日から令和八年十二月三十一日までの間における新令第五条の六の六第十項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「第四項」とあるのは、「第三項」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第七条　施行日から附則第一条第七号に定める日の前日までの間における新令第五条の七第二項の規定の適用については、同項中「、第十条の五の五第八項」とあるのは、「及び第十条の五の五第八項」とする。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第八条　新令第五条の八第二項第一号の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする新法第十一条第一項に規定する特定船舶（個人が施行日前に締結した契約に基づき施行日以後に取得をする新令第五条の八第一項に規定する海洋運輸業の用に供される船舶（以下この項において「経過船舶」という。）を除く。）について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十一条第一項に規定する特定船舶（経過船舶を含む。）については、なお従前の例による。

2　新令第六条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

3　新令第七条第二項第三号の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措置法第十四条第二項に規定する特定都市再生建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした同項に規定する特定都市再生建築物については、なお従前の例による。

4　改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十五条の規定に基づく改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第八条の規定は、なおその効力を有する。

（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第九条　新令第十八条の五第一項の規定は、新法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第十条　新令第二十四条の二第三項の規定は、個人が令和八年一月一日以後に行う新法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡に係る同項に規定する買換資産について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡に係る同項に規定する買換資産については、なお従前の例による。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

第十一条　新令第二十六条の七第六項の規定は、個人が令和八年一月一日以後に行う新法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産の同号に規定する買換資産について適用し、個人が同日前に行った旧法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産の同号に規定する特定譲渡に係る同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

（公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置）

第十二条　新令第二十六条の二十七第一項の規定により読み替えられた所得税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十三号）による改正後の所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号。次条において「新所得税法施行令」という。）第三百十九条の十二の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の七に規定する公的年金等（以下この条及び次条において「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

（令和八年分以後の各年分の基礎控除等の特例に関する経過措置）

第十三条　新令第二十六条の二十七の二第二項の規定により読み替えられた新所得税法施行令第三百十九条の十二の規定及び新令第二十六条の二十七の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2　新令第二十六条の二十七の二第三項の規定により読み替えられた新所得税法施行令第三百十九条の十二の規定及び新令第二十六条の二十七の規定は、令和十年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十四条　新令第二十七条の六第五項第二号の規定は、租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等（以下この条において「中小企業者等」という。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、中小企業者等の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　中小企業者等の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における新令第二十七条の六第五項第二号の規定の適用については、同号中「次号」とあるのは「以下この号及び次号」と、「工具（」とあるのは「工具（令和八年四月一日前に取得又は製作をしたものにあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに、同日以後に取得又は製作をしたものにあつては」と、「ものに」とあるのは「ものに、それぞれ」とする。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十五条　新令第二十七条の十二第一項の規定は、新法第四十二条の十二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日以後に同項又は同条第二項に規定する認定を受ける法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条及び附則第十九条において同じ。）が取得等（新法第四十二条の十二第一項に規定する取得等をいう。）をする当該認定に係る同条第一項又は第二項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、旧法第四十二条の十一の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十六条　新令第二十七条の十二の四第二項第一号ロ及び第二号ロの規定は、新法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十七条　改正法附則第五十五条に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、新法第四十二条の十二の五第一項の法人又は同条第二項に規定する中小企業者等のこれらの規定の適用を受けようとする事業年度（以下この条において「適用年度」という。）に係る新法第四十二条の十二の五第四項第七号イに規定する雇用者給与等支給額を当該適用年度終了の日における旧法第四十二条の十二第六項第四号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が地方事業所基準雇用者数（同条第一項第二号イに規定する地方事業所基準雇用者数をいう。）を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数）を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額とする。

一　当該法人又は中小企業者等が当該適用年度において改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の特定新規雇用者基礎数（同項第二号イに規定する特定新規雇用者基礎数をいう。次号イにおいて同じ。）と当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数（同項第二号ロに規定する特定非新規雇用者基礎数をいう。次号ロにおいて同じ。）とを合計した数

二　当該法人又は中小企業者等が当該適用年度において改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の同条第六項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数から当該法人又は中小企業者等が当該適用年度において改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の次に掲げる数を合計した数を控除した数

イ　特定新規雇用者基礎数のうち旧法第四十二条の十二第六項第十号に規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

ロ　特定非新規雇用者基礎数のうち旧法第四十二条の十二第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第十八条　施行日から附則第一条第七号に定める日の前日までの間における新令第二十七条の十三第二項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の六第十七項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の六第十七項」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十九条　新令第二十八条第二項第一号の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする新法第四十三条第一項に規定する特定船舶（法人が施行日前に締結した契約に基づき施行日以後に取得をする新令第二十八条第一項に規定する海洋運輸業の用に供される船舶（以下この項において「経過船舶」という。）を除く。）について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十三条第一項に規定する特定船舶（経過船舶を含む。）については、なお従前の例による。

2　新令第二十八条の五第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

3　新令第二十九条の二第一項第三号の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措置法第四十七条第三項に規定する特定都市再生建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした同項に規定する特定都市再生建築物については、なお従前の例による。

4　改正法附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十八条の規定に基づく旧令第二十九条の三の規定は、なおその効力を有する。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第二十条　新令第三十九条の二十八第一項第一号の規定は、新法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第二十一条　新令第三十九条の三十二の三第十二項の規定は、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同項に規定する投資法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第二十二条　旧令第三十九条の三十三第二項及び第三項の外国法人が施行日前に有することとなった租税特別措置法第六十七条の十六第一項に規定する対象国内源泉所得については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十三条　新令第四十二条の三第二項の規定は、施行日以後に新法第七十六条第一項第三号の土地に関する権利を取得する場合における同号に掲げる登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十六条第一項第三号の土地に関する権利を取得した場合における同号に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（地方揮発油税法施行令等の一部改正）

第二十四条　地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び第八十二条」を削る。

（法人税法施行令等の一部改正）

第二十五条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条中「第五条の三」を「第五条の四」に、「同条第十項第三号イ」を「同条第三項第三号イ」に改める。

附則第四十三条第二項中「第二十七条の四の」を「第二十七条の四及び第二十七条の五の」に、「同条第十六項第二号」を「同令第二十七条の四第十六項第二号」に、「第二十七条の四第二十四項第三号イ」を「第二十七条の五第二項第三号イ」に、「第二十七条の四第二十四項第三号ロ」を「第二十七条の五第二項第三号ロ」に改める。

附則第五十条第三項中「新租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十九項（新租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十七項（同令」に、「は、新租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十九項各号」を「は、同令第三十八条の四第三十七項各号」に、「し、新租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十九項各号」を「し、租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十七項各号」に改める。

附則第五十七条中「第三十九条の二十四の二第二十項」を「第三十九条の二十四の二第二十三項」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部改正）

第二十六条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項中「。第十五項第一号ロ(1)」を「。第十八項第一号ロ(1)」に、「同条第十五項第一号ロ(1)」を「同条第十八項第一号ロ(1)」に改める。

第二十七条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第五項中「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「第三十項」を「第二十八項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二十八条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第二号中「第二十六条第二十二項（同条第三十二項」を「第二十六条第二十三項（同条第三十七項」に改める。

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第二十九条　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第五号中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三十条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十八条の四第三十九項第一号」を「第三十八条の四第三十七項第一号」に、「前条第三十九項」を「前条第三十七項」に改める。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十九号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第四条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号を同条第九号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　限度税率が百分の八である場合　百分の六・八

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第六条の二第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第五項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第九号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　租税特別措置法第三十八条の二第一項の規定　同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定の適用後の金額）

附　則

この政令は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百一号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三十八条」の下に「、第三十八条の二」を加える。

第二条第二号中「（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の六」を「第四十二条の四の二（第二項（措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号の規定を準用する部分に限る。）を除く。）、第四十二条の六」に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の七」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改め、同条第十一号中「から第六十六条の十一の二まで」を「、第六十六条の十一」に、「第十一項まで及び第十五項」を「第十三項まで及び第十七項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「令和九年一月一日」を「令和十二年一月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項の規定　令和九年四月一日

二　第一条中租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第一条第一号の改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

三　第一条中租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条第二号の改正規定（「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の七」に改める部分に限る。）　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

2　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和九年四月一日以後に終了する事業年度において次の各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）附則第五十四条又は第六十二条第四項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。

一　改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧措置法」という。）第四十二条の十二の規定

二　改正法附則第六十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十五条の八第七項又は第八項の規定

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第八十条第二項及び第八十五条第二項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第一項及び第六項、第十条の二第七項、第十条の三第一項及び第三項第三号、第十条の三の二第二項第三号、第十条の四、第十一条第一項、第十一条の三、第十三条の二第十三項、第十四条、第十七条の二第一項及び第五項、第十七条の二の二第六項第四号、第十七条の三第一項及び第三項第五号、第十七条の三の二第二項第六号、第十七条の四、第十七条の五第一項及び第三項、第十八条第一項、第十八条の五第一項、第十八条の七、第二十三条、第三十九条第一項、第四十条の二第一項、第四十七条第一項、第四十九条第一項並びに第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の二」を「第三十二条」に改める。

第一条第三項中「「事業年度」、「確定申告書」、「中間申告書」」を削り、「第六号」を「第三号」に、「第十号」を「第五号」に改め、「事業年度、確定申告書、中間申告書」を削る。

第十二条の二を削る。

第十二条の二の二第一項中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第一号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　法第十条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一　法第十条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる個人　福島復興再生特別措置法第七十五条の二に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、当該個人の同法第七十五条の四第一項の規定による報告に係る財務省令で定める書類に記載されたもの（当該報告につき、当該個人が同号の第四欄に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類の交付を受けた場合における当該記載されたものに限る。）

二　法第十条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる個人　次に掲げる減価償却資産のうち当該個人の福島復興再生特別措置法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたもの

イ　法第十条第一項の表の第三号の第五欄のイに規定する特定事業（ロにおいて「特定事業」という。）の用に供する福島復興再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産

ロ　特定事業以外の福島復興再生特別措置法第八十四条第一項に規定する新産業創出等推進事業の用に供する同法第八十五条の五に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物

第十二条の二の二第四項を削り、同条第五項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、「税額計算特例規定」の下に「（所得税法第九十三条、第九十五条、第百六十五条の五及び第百六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の二第一項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の五第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項から第三項まで、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第三項及び第四項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項から第八項まで並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定をいう。以下第十二条の三の二までにおいて同じ。）」を、「給与所得の金額」の下に「（租税特別措置法第四十一条の三の十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該給与所得の金額からこれらの規定による控除をした残額。以下第十二条の三の二までにおいて同じ。）」を、「譲渡所得の金額」の下に「（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下第十二条の三の二までにおいて同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十条の二第四項」を「第十条第四項」に、「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第十条第六項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第百二十条の二第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

第十二条の二の二第八項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、「事業所得税額計算特例規定」の下に「（租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の二第一項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の五第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項から第三項まで、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第三項及び第四項の規定をいう。以下第十二条の三の二までにおいて同じ。）」を加え、「第五条の三第八項」を「第五条の三第七項」に改め、同条を第十二条の二とする。

第十二条の二の三第一項中「第十条の二の二第一項」を「第十条の二第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同条第四項中「第十条の二の二第四項」を「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の二第三項」に改め、同条第五項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に、「第五条の三第八項」を「第五条の三第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第十条の二第七項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の規定とする。

第十二条の二の三を第十二条の二の二とする。

第十二条の三を削る。

第十二条の三の二第一項から第七項までの規定中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同条第八項中「第十条の三の二第一項の表の第三号の第三欄」を「第十条の三第一項の表の第三号の第三欄」に改め、同項第一号中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同項第三号中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に、「に関する」を「（同号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業に限る。）に関する」に改め、同条第九項中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、「事業所得税額計算特例規定」の下に「（租税特別措置法第十条の五の四第一項から第三項までの規定を除く。次条第七項において同じ。）」を加え、「第五条の三第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第十条の三第三項第三号に規定する政令で定める規定は、前条第五項に定める規定とする。

第十二条の三の二を第十二条の三とする。

第十二条の三の三第一項から第五項までの規定中「第十条の三の三第一項」を「第十条の三の二第一項」に改め、同条第六項中「第十条の三の三第一項」を「第十条の三の二第一項」に、「第五条の三第八項」を「第五条の三第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十条の三の二第二項第三号に規定する政令で定める規定は、第十二条の二の二第五項に定める規定とする。

第十二条の三の三を第十二条の三の二とする。

第十二条の四中「、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定」を削り、「第十条の三の三第五項、第十条の三の二第五項及び第十条の三の三第四項の」を「第十条の三第六項及び第十条の三の二第四項の規定並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の震災特例法第十条第十一項の」に、「（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」を「（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」に改め、「（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」を「（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」に、「第十条の二の二第三項及び第四項」を削り、「（特定復興産業集積区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」を「（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」に、「（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」を「（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」に、「第十条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」を「第十条の四第一項（所得税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する政令で定める」に改め、同条を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

法第十条の四第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「令和八年旧効力震災特例法」という。）第十条第三項及び第四項の規定とする。

2　法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における同条第一項に規定する同項各号に定める金額に類する金額として政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十条第三項の規定にあっては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、同条第四項の規定にあっては同項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。

3　法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における同条第一項に規定する調整前事業所得税額に類する金額として政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十条第三項に規定する事業所得等に係る所得税額とする。

4　法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における同条第二項に規定する政令で定める規定は、令和八年旧効力震災特例法第十条第四項の規定とする。

5　法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における同条第三項に規定する政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十条第五項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものとする。

第十二条の五を削る。

第十三条第一項第一号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前条第一項に規定する」を「新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる」に改める。

第十三条の二を削る。

第十三条の二の二に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項又は第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条又は第十一条の二の規定

第十三条の二の二を第十三条の二とし、第十三条の二の三を第十三条の二の二とする。

第十三条の五第一項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十二項」に、「第四十一条の十九の四第十二項」を「第四十一条の十九の四第十三項」に改める。

第十五条の二第四項第二号を次のように改める。

二　法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた住宅被災者が同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得」とあるのは「居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等（震災特例法第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等をいう。以下この条において同じ。）が居住用家屋の新築等若しくは買取再販住宅の取得」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和十年から令和十二

年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等（第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は震災特例法第十三条の二第四項の規定により第四十一条」と、「当該居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得」とあるのは「当該居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等若しくは買取再販住宅の取得」と、「令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等（同条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は震災特例法第十三条の二第四項の規定により第四十一条」と、同条第四項、第七項及び第八項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得」とあるのは「住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等若しくは買取再販住宅の取得」と、「令和六年若しくは令和七年」とあるのは「令和八年若しくは令和九年」と、「住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得」とあるのは「住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等」と、「令和八年」とあるのは「令和十年」と、「第四十一条第六項」とあるのは「あり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等（第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により第四十一条」とする。

第十五条の二第四項第三号中「と、」を「と、「法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この号において「住宅の新築取得等」という。）が法第四十一条第一項」と、「、同項」とあるのは「若しくは同項」と、「、同条第六項に規定する認定住宅等の新築等」に、「ものである場合又は居住日の属する年が」を「」とあるのは「に該当する」と、「」に、「であり、かつ、その居住に係る同条第一項」を「」とあるのは「令和八年若しくは令和九年」と、「同条第一項」に、「同条第十項」を「同条第六項」に、「」とあるのは「又は」を「同項に規定する買取再販認定住宅等の取得」とあるのは「住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等」と、「又は居住日」とあるのは「、居住日」と、「令和八年」とあるのは「令和十年」と、「で同項」とあるのは「であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（同条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項」に改め、同条第五項中「、居住日の属する年が」を「同条第四項第三号中「と、」を「と、「法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この号において「住宅の新築取得等」という。）が法第四十一条第一項」と、「、同項」とあるのは「若しくは同項」と、「、同条第六項に規定する認定住宅等の新築等」に、「ものである場合又は居住日の属する年が」を「」とあるのは「に該当する」と、「」に、「であり、かつ、その居住に係る同条第一項」を「」とあるのは「令和八年若しくは令和九年」と、「同条第一項」に、「同条第十項」を「同条第六項」に、「」とあるのは「又は」を「同項に規定する買取再販認定住宅等の取得」とあるのは「住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等」と、「又は居住日」とあるのは「、居住日」と、「令和八年」とあるのは「令和十年」と、「で同項」とあるのは「であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（同条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項」に改め、同条第五項中「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項」を「同条第四項第三号中「と、」を「と、「法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が法第四十一条第一項」と、「、同項」とあるのは「若しくは同項」と、「、認定住宅等の新築等（同条第六項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項において同じ。）若しくは買取再販認定住宅等の取得をいう。以下この項において同じ。）に該当する」とあるのは「に該当する」と、「」に、「であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（同条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項」と、

第十七条の二の三中「第十七条の二の三第一項」を「第十七条の二の二第一項」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十七条の二の二第六項第四号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の規定

二　前号に掲げる規定に係る法第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　第一号に掲げる規定に係る法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第十七条の二の三を第十七条の二の二とする。

第十七条の三を削る。

第十七条の三の二第一項から第五項までの規定中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同条第六項中「第十七条の三の二第一項の表の第三号の第三欄」を「第十七条の三第一項の表の第三号の第三欄」に改め、同項第一号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同項第三号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に、「に関する」を「（同号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業に限る。）に関する」に改め、同条に次の一項を加える。

7　法第十七条の三第三項第五号に規定する政令で定める規定は、前条第二項各号に掲げる規定とする。

第十七条の三の二を第十七条の三とする。

第十七条の三の三中「第十七条の三の三第一項」を「第十七条の三の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第十七条の三の二第二項第六号に規定する政令で定める規定は、第十七条の二の二第二項各号に掲げる規定とする。

第十七条の三の三を第十七条の三の二とする。

第十七条の四第二項中「第十七条の二の三第八項、第十七条の三第五項、第十七条の三の二第五項又は第十七条の三の三第六項又は第十七条の三の二第四項」に、「の規定」を「以下この項において同じ。）及び令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第十一項から第十三項までの規定」に、「とする」を「と、令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第十一項中「規定を」とあるのは「規定（第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定を含む。）を」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十三項中「同法第七十条の二」とあるのは「法人税法第七十条の二」とする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定」を削り、「第十七条の三の三第一項の」を「第十七条の四第一項に規定する政令で定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

法第十七条の四第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「令和八年旧効力震災特例法」という。）第十七条の二第二項及び第三項の規定とする。

2　法第十七条の四第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十三の規定を読み替えて適用する場合における同条第一項に規定する同項各号に定める金額に類する金額として政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第二項の規定にあっては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、同条第三項の規定にあっては同項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。

3　法第十七条の四第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十三の規定を読み替えて適用する場合における同条第二項に規定する政令で定める規定は、令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第三項の規定とする。

4　法第十七条の四第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十三の規定を読み替えて適用する場合における同条第三項に規定する政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第四項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものとする。

第十七条の五を削る。

第十七条の四の二中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第二十七条の十四」を「第二十七条の十四第二項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十七条の五第一項第五号に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「令和八年旧効力震災特例法」という。）第十七条の二第二項の規定又は同条第三項の規定とする。

2　法第十七条の五第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における同項に規定する政令で定める割合は、百分の二十とし、同項に規定する政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第二項に規定する百分の二十に相当する金額とする。

第十七条の四の二を第十七条の五とする。

第十八条第一項第一号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前条第一項に規定する」を「新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる」に改める。

第十八条の二及び第十八条の三を次のように改める。

第十八条の二及び第十八条の三　削除

第十八条の四第一項に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項又は第八十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第一項又は第十八条の二第一項の規定

第十八条の六第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項又は第八十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二又は第十八条の二の規定

第十八条の六第二項中「並びに」を「及び」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第二十一条に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項又は第八十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二又は第十八条の二の規定

第二十二条から第二十六条まで　削除

第二十九条の二第五項第一号中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加える。

第三十条第一項並びに第二項第二号及び第四号中「又は特別区の区長」を削る。

第三十一条の二第一項中「次に掲げる者」を「同項に規定する被災農用地（以下この条において「被災農用地」という。）の所有者であることにつき、当該被災農用地の所在地の市町村長から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により被災農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項第二号中「法第四十条の二第一項に規定する」を「（以下この条において「被災農用地」という。）」及び「農業委員会（当該被災農用地が対象区域内農用地である場合には、当該対象区域内農用地の所在地の市町村長）」を「市町村長」に改め、同項第五号中「代わる」の下に「法第四十条の二第一項に規定する」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十一条の三中「第四十条の二の二第一項」を「第四十条の三第一項」に改める。

第三十二条の二を削る。

第三十七条第一項第一号及び第二項第二号中「、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を削り、同項第六号を次のように改める。

六　指定金融機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合　指定金融機関が、東日本大震災により被害を受けた者に対して危機対応業務として行う特定資金の貸付け

第三十九条第一項、第二項第二号及び第四号並びに第三項中「又は特別区の区長」を削る。

第四十条第一項中「次に掲げる者」を「同項第一号に規定する対象区域内農用地（以下この条において「対象区域内農用地」という。）の所有者又は対象区域内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者であることにつき、当該対象区域内農用地の所在地の市町村長から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により対象区域内農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項第二号中「法第五十条第一項第一号に規定する被災農用地（以下この条において「被災農用地」という。）若しくは」、「被災農用地若しくは」及び「当該被災農用地の所在地の農業委員会又は」を削り、同項第三号中「被災農用地若しくは」及び「当該被災農用地の所在地の農業委員会又は」を削り、同項第四号中「被災農用地又は」を削り、「第二項第二号」を「前項第二号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「被災農用地の所在地の農業委員会又は」を削り、同項を同条第三項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十条の改正規定及び第三十九条の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十二条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項第一号中「第七項」とあるのは「第七項、第十条の二第一項」と、「第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項」とあるのは「第十条の五第三項」と、「第四項まで、第十条の五の五第三項」とあるのは「第三項まで、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第三項及び第四項」と、同条第八項中「第七項」とあるのは「第七項、第十条の二第一項」と、「第七項、第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項」とあるのは「第十条の五第三項」と、「第四項まで並びに第十条の五の五第三項」とあるのは「第三項まで、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第三項及び第四項」と、「第五条の三第八項」とあるのは「第五条の三第七項」と、「は「規定並びに」とあるのは「は「規定並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の」とする。

2　この政令の施行の日（次条において「施行日」という。）から経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四項まで」とあるのは「第四項まで」と、「第三項まで、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第三項及び第四項」とあるのは「第三項まで」と、「第四項まで並びに第十条の五の五第三項」とあるのは「第四項まで」と、「第三項まで、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第三項及び第四項」とあるのは「第三項まで」とする。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　施行日から経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の二第五項及び第八項の規定の適用については、同条第五項中「第十条の五の六第三項及び第四項、第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第一項」と、同条第八項中「第三項まで、」とあるのは「第三項まで並びに」と、「並びに第十条の五の六第三項及び第四項の規定」とあるのは「の規定」とする。

（個人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

第四条　改正法附則第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十一条の二の規定に基づく旧令第十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五条　改正法附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法（次項各号において「旧効力震災特例法」という。）第十七条の二の規定に基づく旧令第十七条の二の規定は、なおその効力を有する。

2　改正法附則第八十条第二項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　旧効力震災特例法第十七条の二の規定に係る改正法第十一条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号において「新法」という。）第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十二条の二第一項又は第四項の規定

二　旧効力震災特例法第十七条の二の規定に係る新法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定（法人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

第六条　改正法附則第八十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法（次項において「旧効力震災特例法」という。）第十八条の二の規定に基づく旧令第十八条の二の規定は、なおその効力を有する。

2　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の三に規定する受託法人（他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項において同じ。）のうちいずれかの法人が同法第四条の三に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。）に対する旧効力震災特例法第十八条の二の規定の適用については、同条第一項中「百分の二十（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の二十四）」とあるのは、「百分の二十」とする。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の一部の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十三条の二第四項、第十八条第十五項、第二十八条第十一項（同法第三十条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第五項及び次条第二項」を「第六項及び次条第三項」に改め、同条第二項中「第五項及び次条」を「第六項並びに次条第一項及び第三項」に改め、同条第三項及び第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第七項中「第五項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　所得税法施行令第二百五十八条第四項の規定は、特定居住者（所得税法第百二条に規定するその年において非居住者であった期間を有する居住者である者又はその出国の日までの間に非居住者であった期間を有するその年の中途において出国をする居住者をいう。次条第二項において同じ。）が法第十三条の二第一項の規定による控除を行う場合について準用する。この場合において、同令第二百五十八条第四項中「受けた」とあるのは「受けた東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される」と、「所得税の額に」とあるのは「所得税の額のみを特別措置法第十条（基準所得税額）に規定する基準所得税額として特別措置法第十三条（個人に係る復興特別所得税の税率）の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に」と、「（法）とあるのは「（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法」と、「及び法」とあるのは「及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法」と、「を第一項第四号の所得税の額」とあるのは「が当該所得税の額とその年分の第一項第四号の所得税の額とのうちいずれか少ない金額を超える場合に限り、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

第二条の二に次の一項を加える。

9　特定非居住者（その年の十二月三十一日（その年の中途において死亡した場合には、その死亡の日）において非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。以下この項において同じ。）である者でその年において居住者（同条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）であった期間を有するもの又はその年の中途において出国（同条第一項第四十二号に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）をする非居住者でその年の一月一日からその出国の日までの間に居住者であった期間を有するものをいう。次条第四項において同じ。）の法第十三条の二第二項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、第五項において準用する所得税法施行令第二百五十八条第四項の規定に準じて計算した金額とする。

第三条の見出しを「（外国税額の控除）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　所得税法施行令第二百五十八条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、特定居住者が法第十四条第一項の規定による控除を行う場合について準用する。この場合において、同号中「第九十三条」とあるのは「第九十二条」と、「所得税の額に」とあるのは「所得税の額のみを東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十条（基準所得税額）に規定する基準所得税額として同法第十三条（個人に係る復興特別所得税の税率）及び第十三条の二（分配時調整外国税相当額の控除）の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に」と、「を第一項第四号の所得税の額」とあるのは「がこれらの所得の金額について法第八十九条から第九十三条までの規定により計算したその年分の所得税の額に当該割合を乗じて計算した金額を超える場合に限り、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

第三条に次の一項を加える。

4　特定非居住者の法第十四条第二項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、第二項において準用する所得税法施行令第二百五十八条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定に準じて計算した金額とする。

第四条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第六条第一項中「所得税法施行令」を「法第十八条第六項の規定の適用がある場合における所得税法施行令」に、「は、法第十八条第六項において準用する所得税法第百三十五条第一項第二号（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する」を「の適用については、同令第二百六十六条第二項第二号中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額」とする」に改め、同条第二項中「第四条第二項及び第三項」を「第四条」に改め、同条第三項中「（平成二十三年法律第百十七号）」を削り、同条第四項中「及び前項」を「及び第六項並びに前項」に改め、同条第六項中「第二百六十六条の二第四項」の下に「及び第六項」を、「第二百六十六条の三第十項」の下に「及び第十三項」を加える。

第七条第一項の表第二百六十七条第五項の項中「（平成二十四年政令第十六号）」を削り、同表第二百六十九条の項中「準用する法第百三十九条第三項（予納税額の還付）若しくは」を「準用する法第百三十九条第三項（予納税額の還付）若しくは」に改め、同条第二項中「第四条第二項及び第三項」を「第四条」に改める。

第七条の二中「第百五十一条の六第一項」を「第百五十一条の六第一項第四号」に改める。

第八条第二項及び第九条中「第四条第二項及び第三項」を「第四条」に改める。

第十条第三項第一号の二中「第五条の二の三第一項」を「第五条の二の二第二項」に、「第九条の九第二項」を「第九条の八第二項」に、「みなされた」を「される」に、「未成年者口座内上場株式等の配当等」を「非課税口座内上場株式等の配当等」に改め、「、第九条の二第二項」を削り、同項第三号の二中「第二十五条の十三の八第二十二項及び第二十三項」を「第二十五条の十三第四十項及び第四十一項」に、「第三十七条の十四の二第八項」を「第三十七条の十四第八項」に改め、同条第四項中「第四条第二項及び第三項」を「第四条」に改める。

第十一条中「所得税法施行令第四編第一章第二節（第三百十一条を除く。）の規定は、」を削り、「ついて準用する。この場合において」を「おける所得税法施行令第四編第一章第二節（第三百十一条を除く。）の規定の適用については」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同条の表第三百十二条の項中「特別措置法（」の下に「平成二十三年法律第百十七号。」を加える。

第十三条第一項の表所得税法施行令の項中「」第十八条第六項」を「」第十八条第四項」に、「第十八条第六項において準用する」を「第十八条第六項の規定により適用する」に、「第三条第一項（外国税額の控除限度額の計算」を「（平成二十四年政令第十六号）第三条第一項（外国税額の控除」に、

第二百八十一条の二第二項	所得税	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された復興特別所得税

を

第二百五十八条第五項第二号	の控除限度額	の控除限度額及び復興特別所得税控除限度額（復興特別所得税に関する政令第三条第二項（外国税額の控除）において準用する前号に規定する控除限度額をいう。）
第二百八十一条の二第二項	所得税	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された復興特別所得税

に、「第三条第二項（外国税額の控除限度額の計算」を「第三条第三項（外国税額の控除」に改め、同表租税特別措置法施行令の項中

「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額

を

第九条の三の二第一項	第九条の三の二第一項及び特別措置法第二十八条第一項	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

に、

「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
及び	並びに	
所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額	

を

第五条の二の二第三項	及び	
第九	第九条の三の二第一項及び特別措置法第二十八条第一項	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
所得	所得税の額	

に、

第五条の二の三第二項		

に、

第二十五条の十三の八第二項	第三十七条の十四の二第八項及び特別措置法第二十八条第一項の	所得税及び復興特別所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
所得税を	法第三十七条の十四の二第八項	
同項	所得税及び復興特別所得税を	
の額	第三十七条の十四の二第八項及び特別措置法第二十八条第一項の	

を

第二十五条の十三第四十二項	第三十七条の十四の二第八項及び特別措置法第二十八条第一項の	所得税及び復興特別所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
第三十七条の十四第八項	所得税を納付する	
同項	所得税及び復興特別所得税を納付する	
の額	第三十七条の十四第八項及び特別措置法第二十八条第一項の	

に、

第二十五条の十七第四十項	の額	
第二十六条の四の四	所得税につき法第四十一条の三の四第二号	第二百六十一条第二号

を

第二十五条の十七第四十項	の額	
第二十六条の四の四	所得税につき法第四十一条の三の四第二号	第二百六十一条第二号

に、「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同表災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の項中

第九条第三項第三号	所得税	所得税及び復興特別所得税
第十条第一項第四号及び第六号	所得税	所得税及び復興特別所得税

を

第九条第三項第三号並びに第十条第一項第四号及び第六号	所得税	所得税及び復興特別所得税

に改め、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律

施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の項及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の項中「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に、「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同表国税通則法施行令の項中「所得税で同法」を「予定納税に係る所得税で同法」に、「所得税等で所得税法」を「予定納税に係る所得税等で所得税法」に、「所得税（当該所得税」を「予定納税に係る所得税（当該予定納税に係る所得税等」を「予定納税に係る所得税等（当該予定納税に係る所得税等」に改め、同表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項中

同法第二条第一項第五号	所得税法第二条第一項第五号

を

同法第二条第一項第五号及び第四項	控除限度額。

に、

第七条の十九第三項	国税の控除限度額
第七条の十九第五項	から当該前年以前三年内の各年の国税の
の同項	に当該前年以前三年内の各年の国税の
第七条の十九第六項	が当該前年以前三年内の各年の国税の
同項に規定する道府県民税	、当該前年以前三年内の各年の国税の

を

第七条の十九第三項	国税の控除限度額
第七条の十九第五項及び第六項	国税の控除限度額

に、

所得税法第二条第一項第五号	控除限度額に復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第二百五十八条第五項第二号に規定する復興特別所得税控除限度額を加算した金額。
から第四項まで	

を

所得税法第九十五条第一項に規定する	所得税控除限度額（当該年において非居住者であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合には、当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（以下この条において「所得税及び復興特別所得税控除限度額」という。）に係る所得税の控除限度額
から当該前年以前三年内の各年の同法第七条の十九第一項に規定する道府県民税の控除限度額	

に、

第四十八条の九の二第四項	国税の控除限度額
第四十八条の九の二第六項	から当該前年以前三年内の各年の国税の
同条第四項	に当該前年以前三年内の各年の国税の
各年の同項	が当該前年以前三年内の各年の国税の
同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項	、当該前年以前三年内の各年の国税の
第四十八条の九の二第七項	所得税の控除限度額
所得税法第九十五条第一項に規定する	所得税控除限度額（当該年において非居住者であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合には、当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（以下この条において「所得税及び復興特別所得税控除限度額」という。）に係る所得税の控除限度額
から当該前年以前三年内の各年の所得税法第七条の十九第一項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項	所得税の控除限度額

を

第四十八条の九の二第四項、第六項及び第七項	国税の控除限度額
所得税法第九十五条第一項に規定する	所得税控除限度額（当該年において非居住者であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合には、当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（以下この条において「所得税及び復興特別所得税控除限度額」という。）に係る所得税の控除限度額
から当該前年以前三年内の各年の所得税法第七条の十九第一項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項	所得税の控除限度額

に改め、同条第二項の表租税特別措置法の項中「徴収される所得税は」の下に「、政令で定めるところにより、同項」を、「復興特別所得税は」の下に「、政令で定めるところにより、前項」を加え、同条第三項中「、所得税又は」を「、所得税及び」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年一月一日から施行する。

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例に関する経過措置）

2　改正後の復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第四条の三第四項の規定は、この政令の施行の日以後に生ずる東日本大震災か

らの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第五条の二の二第五項の給与又は報酬に対する所得税に係る同項の特定社会保険料について適用し、同日前に生じた同項の給与又は報酬に対する所得税に係る同項の特定社会保険料については、なお従前の例による。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「同条第十一項第一号」を「同条第七項第一号ロ」に改め、同項第二号中「同条第二十二項」を「同条第十九項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第七項第一号ロ」に改める。

第四条の二第一項第一号中「同条第十一項第一号」を「同条第七項第一号ロ」に改め、同項第二号中「同条第二十二項」を「同条第十九項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第七項第一号ロ」に改め、同条第十二項中「第二十六条第三十三項各号」を「第二十六条第三十八項各号」に改め、同条第二十一項中「第二十六項、第二十七項」を「第二十七項、第二十八項」に、「第二十九項」を「第三十項」に、「同条第二十六項第一号、第二十七項第一号」を「同条第二十七項第一号、第二十八項第一号」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五号

防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第十六条第一項及び第四項、第三十九条第四項第三号並びに第四十三条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛特別法人税に関する政令（令和七年政令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「金額（」を「金額を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（」に、「税額加算規定に」を「基準法人税額から当該税額加算規定に」に、「合計額）」を「合計額」に、「課税標準法人税額」を「課税事業年度の法第十三条第二項第二号イに掲げる金額が当該課税事業年度の同号イに規定する加算前基準法人税額」に、「金額を」を「金額）を」に改め、同項第一号中「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。次号及び次項において「復興財確法」という。）第三十三条第一項」を「法第五条の三十一第一項」に改め、同項第二号中「第四十三条第一項及び復興財確法」を「第五条の三十一第一項及び第四十三条第一項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）」に改め、同条第二項中「復興財確法第三十三条第一項」を「法第五条の三十一第一項」に改め、同条第五項第一号中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「金額（」を「金額を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（」に、「税額加算規定に」を「基準法人税額から当該税額加算規定に」に、「合計額）」を「合計額」に、「課税標準法人税額」を「通算課税事業年度の法第十三条第二項第二号イに掲げる金額が当該通算課税事業年度の同号イに規定する加算前基準法人税額」に、「金額を」を「金額）を」に改め、同項第二号中「金額（」を「金額を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（」に、「当該税額加算規定」を「当該基準法人税額から当該税額加算規定」に、「合計額）」を「合計額」に、「課税標準法人税額が当該基準法人税額」を「他の課税事業年度の法第十三条第二項第二号イに掲げる金額が当該他の課税事業年度の同号イに規定する加算前基準法人税額」に、「金額を」を「金額）を」に改める。

第四条第一項中「復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項」を「防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項」に改め、同条第二項中「復興特別所得税に関する政令第十三条第一項」を「防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項」に改める。

第十八条第二項第一号中「決定」を「命令」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三十九条第四項の適用法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第十九条第一項の表租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十三項の項及び租税特別措置法施行令第四条の九第九項、第四条の十第五項、第四条の十一第五項及び第五条第五項の項を削り、同条第二項中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第九項又は」を「第十項又は」に改め、同項第一号中「第九項」を「第十項」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定、第四条の改正規定及び第十九条第一項の改正規定　令和九年一月一日

二　第十九条第二項の改正規定（「第九項又は」を「第十項又は」に改める部分に限る。）及び同項第一号の改正規定　令和十年一月一日

三　第十八条第二項の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

防衛特別所得税に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百六号

防衛特別所得税に関する政令

内閣は、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第三章の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において、「防衛特別所得税申告書」とは、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条の二第八号に規定する防衛特別所得税申告書をいう。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第二条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第五条の三第二項の規定を適用する場合について準用する。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第三条　法第五条の十第一項に規定する政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第六項及び次条第三項において同じ。）の額を除く。）及び当該その年分の所得税の額のみを東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この項、第七条第一項及び第十二条第二項において「復興財確法」という。）第十条に規定する基準所得税額として復興財確法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額の合計額とする。

2　法第五条の十第一項の規定により防衛特別所得税の額から控除する金額は、前項に規定するその年分の所得税の額のみを基準所得税額（法第五条の六に規定する基準所得税額をいう。第六項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）として法第五条の九の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額を限度とする。

3　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第六項」とあるのは「以下この項、第六項」と、「当該その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額（附帯税の額を除く。）の合計額（以下この項において「合計所得税額」という。）並びに当該合計所得税額」と、前項中「前項に規定するその年分の所得税の額」とあるのは「その年分の合計所得税額」とする。

4　租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「第六項」とあるのは「以下この項、第六項」と、「当該その年分の所得税の額」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）の合計額（以下この項及び次項において「合計所得税額」という。）並びに当該合計所得税額」と、第二項中「前項に規定するその年分の所得税の額」とあるのは「その年分の合計所得税額」とする。

5　所得税法施行令第二百五十八条第四項の規定は、特定居住者（所得税法第百二条に規定するその年において非居住者であった期間を有する居住者又はその出国の日までの間に非居住者であった期間を有するその年の中途において出国をする居住者をいう。次条第二項において同じ。）が法第五条の十第一項の規定による控除を行う場合について準用する。この場合において、同令第二百五十八条第四項中「受けた」とあるのは「受けた我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項において「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される」と、「所得税の額に」とあるのは「所得税の額のみを特別措置法第五条の六（基準所得税額）に規定する基準所得税額として特別措置法第五条の九（個人に係る防衛特別所得税の税率）の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に」と、「（法）」とあるのは「特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法」と、「及び法」とあるのは「及び特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法」と、「を第一項第四号の所得税の額」とあるのは「が復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第二条の二第五項（分配時調整外国税相当額の控除）において準用するこの項に規定するいずれか少ない金額及び同条第五項において準用するこの項に規定する復興特別所得税の額に相当する金額とその年分の第一項第四号の所得税の額のみを東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十条（基準所得税額）に規定する基準所得税額として同法第十三条（個人に係る復興特別所得税の税率）の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額とのうちいずれか少ない金額の合計額を超える場合に限り、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額」と読み替えるものとする。

6　法第五条の十第二項に規定する政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二編第一章から第四章までの規定に準じて計算した所得税の額（同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第五条の九の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額とする。

7　租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第百六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）」とする。

8　租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第百六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における第六項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）」とする。

9　特定非居住者（その年の十二月三十一日（その年の中途において死亡した場合には、その死亡の日）において非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。以下この項において同じ。）である者でその年において居住者（同条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）であった期間を有するもの又はその年の中途において出国（同条第一項第四十二号に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）をする非居住者でその年の一月一日からその出国の日までの間に居住者であった期間を有するものをいう。次条第四項において同じ。）の法第五条の十第二項の規定により防衛特別所得税の額から控除する金額は、第五項において準用する所得税法施行令第二百五十八条第四項の規定に準じて計算した金額とする。

（外国税額の控除）

第四条　法第五条の十一第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の居住者のその年分の法第五条の二第七号に規定する確定申告書に係る基準所得税額につき法第五条の九及び第五条の十の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百二十二条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

２　所得税法施行令第二百五十八条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、特定居住者が法第五条の十一第一項の規定による控除を行う場合について準用する。この場合において、同号中「第九十三条」とあるのは「第九十二条」と、「所得税の額に」とあるのは「所得税の額のみを我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の六（基準所得税額）に規定する基準所得税額として同法第五条の九（個人に係る防衛特別所得税の税率）及び第五条の十（分配時調整外国税相当額の控除）の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額に」と、「を第一項第四号の所得税の額」とあるのは「がこれらの所得の金額について法第八十九条から第九十三条までの規定により計算したその年分の所得税の額に当該割合を乗じて計算した金額及びその年分の復興特別所得税に関する政令第三条第二項（外国税額の控除）において準用するこの号に規定する控除限度額の合計額を超える場合に限り、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額」と読み替えるものとする。

３　法第五条の十一第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の非居住者のその年分の同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第五条の九及び第五条の十の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百九十二条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

４　特定非居住者の法第五条の十一第二項の規定により防衛特別所得税の額から控除する金額は、第二項において準用する所得税法施行令第二百五十八条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定に準じて計算した金額とする。

（予定納税）

第五条　法第五条の十三第三項の規定により納付があったものとされる防衛特別所得税の額（第三項及び第四項において「防衛特別所得税納付額」という。）及び復興特別所得税の額の合計額（以下この条において「特別所得税合計納付額」という。）に一円未満の端数がある場合又は特別所得税合計納付額の全額が一円未満である場合において、その端数金額又は全額（以下この項において「端数金額等」という。）に第一号に掲げる合計額を加算した金額から第二号に掲げる合計額を控除した金額（以下この項において「調整後端数金額等」という。）が五十銭以下であるときは、その端数金額等を切り捨てるものとし、その調整後端数金額等が五十銭超であるときは、その端数金額等を一円とする。

一　その特別所得税合計納付額に係る法第五条の十三第三項に規定する納付すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により切り捨てられた額の合計額

二　その特別所得税合計納付額に係る法第五条の十三第三項に規定する納付すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により一円とされた額を一円から控除した額の合計額（当該一円とされた額がない場合には、零）

２　前項の規定の適用がある場合における法第五条の十三第三項の規定により納付があったものとされた所得税の額は、同項の納付額から前項の規定を適用して計算した特別所得税合計納付額に相当する額を控除した額に相当する額とする。

３　防衛特別所得税納付額に一円未満の端数がある場合又は防衛特別所得税納付額の全額が一円未満である場合において、その端数金額又は全額（以下この項において「端数金額等」という。）に第一号に掲げる合計額を加算した金額から第二号に掲げる合計額を控除した金額（以下この項において「調整後端数金額等」という。）が五十銭以下であるときは、その端数金額等を一円とする。

一　その防衛特別所得税納付額に係る法第五条の十三第三項に規定する納付すべき防衛特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により一円とされた額を一円から控除した額の合計額（当該一円とされた額がない場合には、零）

二　その防衛特別所得税納付額に係る法第五条の十三第三項に規定する納付すべき防衛特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により一円とされた額の合計額（当該一円とされた額がない場合には、零）

４　前項の規定の適用がある場合における法第五条の十三第三項の規定により納付があったものとされた復興特別所得税の額は、第一項の規定を適用して計算した特別所得税合計納付額から前項の規定を適用して計算した防衛特別所得税納付額に相当する額を控除した額に相当する額とする。

（課税標準及び税額の申告）

第六条　所得税法施行令第二百六十三条（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、同令第二百六十三条第一項に規定する申告書と併せて提出する防衛特別所得税申告書について準用する。

２　法第五条の十四第一項第三号に規定する政令で定める金額は、所得税法第百六十一条第一項第六号に掲げる対価につき法第五条の二十六第一項の規定により徴収された防衛特別所得税の額のうち同条第八項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額とする。

（申告による納付等）

第七条　法第五条の十五第五項の規定及び復興財確法第十八条第五項の規定の適用がある場合においては、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第六条第一項の規定は適用せず、所得税法施行令第二百六十六条第二項及び第三項（これらの規定を同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第二百六十六条第二項第二号中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」とする。

２　第五条の規定は、法第五条の十五第三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により納付があったものとされる防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額又は防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

３　所得税法施行令第二百六十六条の二（第三項及び第四項を除く。）の規定は、法第五条の十五第七項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の二第六項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額」と、同項第二号中「法第百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の十四第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と読み替えるものとする。

４　法第五条の十五第七項に規定する納税猶予分の所得税額の端数計算並びに当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の端数計算については、所得税法施行令第二百六十六条の二第四項及び第六項、前項において準用する同条第六項並びに復興特別所得税に関する政令第六条第三項において準用する所得税法施行令第二百六十六条の二第六項及び復興特別所得税に関する政令第六条第四項の規定にかかわらず、これらの額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

５　所得税法施行令第二百六十六条の三（第三項及び第六項から第十項までを除く。）の規定は、法第五条の十五第九項又は第十項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の三第四項中「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額」と、「所得税に係る同項に規定する確定申告期限」とあるのは「所得税に係る防衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書の提出期限」と、「所得税に係る法第百五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る防衛特別所得税に係る我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第五条の十八第六項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する法第百五十一条の六第一項」と、同条第十一項中「所得税につき法第百五十一条の六第一項」

とあるのは「所得税に係る防衛特別所得税につき特別措置法第五条の十八第六項において準用する法第百五十一条の六第一項」と、「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額」と、「同項（同条第三項」とあるのは「特別措置法第五条の十五第十項（申告による納付等）（同条第十一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第十項」と、同条第十三項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額」と、同項第二号中「法第百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「特別措置法第五条の十四第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、同条第十四項中「所得税額の合計額」とあるのは「所得税額の合計額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額」と、「贈与の日」と」とあるのは「贈与の日」と、「法第百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「特別措置法第五条の十四第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、」と読み替えるものとする。

6　第四項の規定は、法第五条の十五第九項に規定する贈与納税猶予分の所得税額並びに当該贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額又は同条第十項に規定する相続等納税猶予分の所得税額並びに当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額について準用する。この場合において、第四項中「第二百六十六条の二第四項及び第六項」とあるのは「第二百六十六条の三第十項及び第十三項」と、「前項において準用する同条第六項」とあるのは「次項において準用する同条第十三項」と、「第六条第三項」とあるのは「第六条第五項」と、「第二百六十六条の二第六項」とあるのは「第二百六十六条の三第十三項」と、「第六条第六項において準用する同条第四項」と読み替えるものとする。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第八条　法第五条の十六第一項、第三項、第四項又は第八項の規定により還付する防衛特別所得税については、所得税法施行令第二編第五章第三節第一款（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）及び第二百九十七条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「確定申告書」とあるのは「防衛特別所得税申告書」と、「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百六十七条第一項	法第百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第百三十九条第一項若しくは第二項（予納税額の還付）	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の十六第一項又は第三項若しくは第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百六十七条第一項第二号	法第百三十八条第二項	特別措置法第五条の十六第二項
第二百六十七条第四項	法第百三十八条第一項又は第百三十九条第一項若しくは第二項	特別措置法第五条の十六第一項又は第三項若しくは第四項
第二百六十七条第五項	第二百六十三条第二項本文	防衛特別所得税に関する政令第六条第一項（課税標準及び税額の申告）において準用する第二百六十三条第二項本文
第二百六十八条第一項	法第百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）	特別措置法第五条の十六第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第二百六十八条第一項第一号	法第百二十条第二項各号（予納税額の意義）	特別措置法第五条の十四第四項各号（課税標準及び税額の申告）
第二百六十八条第二項	法第百三十九条第一項又は第二項（予納税額の還付）	特別措置法第五条の十六第三項又は第四項
第二百六十八条第三項	法第百三十八条第一項又は第百三十九条第一項又は第二項	特別措置法第五条の十六第一項の規定による還付金と同条第三項又は第四項
第二百六十八条第一号	法第百三十八条第一項	特別措置法第五条の十六第一項
第二百六十八条第三項第二号	法第百三十九条第一項又は第二項	特別措置法第五条の十六第三項又は第四項
第二百六十九条	法第百三十九条第一項（予納税額の還付）	特別措置法第五条の十六第三項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
	法第百三十九条第三項若しくは	特別措置法第五条の十六第七項において準用する法第百三十九条第三項（予納税額の還付）若しくは特別措置法第五条の二十一第七項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する法
	法第百三十九条第一項若しくは第百六十条第一項	特別措置法第五条の十六第三項若しくは第五条の二十一第三項
	法第百三十九条第三項に	特別措置法第五条の十六第七項において準用する法第百三十九条第三項に
第二百七十条	法第百三十九条第二項（予納税額の還付）	特別措置法第五条の十六第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百七十条第一号	法第百三十九条第一項	特別措置法第五条の十六第三項
	法第百三十九条第二項又は第百六十条第二項（更正等による予納税額の還付）	特別措置法第五条の十六第四項又は第五条の二十一第四項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第二百七十条第二号	
法第百三十九条第一項又は第百六十条第一項	特別措置法第五条の十六第三項又は第五条の二十一第三項
法第百二十条第一項第三号（確定所得申告）	特別措置法第五条の十四第一項第二号（課税標準及び税額の申告）
同項第四号	同項第三号
第二百九十七条第一項	
法第百七十三条第一項（退職所得の選択課税による還付）	特別措置法第五条の十四第六項（課税標準及び税額の申告）
第二百九十七条第三項	
法第百七十三条第一項第三号	特別措置法第五条の十四第六項第三号
同条第二項	特別措置法第五条の十六第八項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

2　第五条の規定は、法第五条の十六第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があったものとされる防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額又は防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（修正申告の特例）

第九条　所得税法施行令第二百七十三条の二（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第五条の十八第六項において準用する所得税法第百五十一条の六第一項第四号（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事由について準用する。

（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第十条　法第五条の二十一第一項、第三項又は第四項の規定により還付する防衛特別所得税については、所得税法施行令第二百七十七条及び第二百七十八条（これらの規定を同令第二百九十五条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百七十七条第二項	
第二百六十八条	防衛特別所得税に関する政令第八条第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する第二百六十八条
法第百五十九条第一項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の二十一第一項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百七十七条第三項	
法第百五十九条第一項	特別措置法第五条の二十一第一項
第二百七十八条第二項	
法第百六十条第一項（更正等による予納税額の還付）	特別措置法第五条の二十一第四項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第二百七十八条第一項第一号	
法第百六十条第一項	特別措置法第五条の二十一第三項
法第百二十条第二項各号（確定所得申告）	特別措置法第五条の十四第四項各号（課税標準及び税額の申告）
法第百三十九条第二項（予納税額の還付）又は第百六十条第二項	特別措置法第五条の十六第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）又は第五条の二十一第四項
法第百三十九条第一項又は第百六十条第一項	特別措置法第五条の十六第三項又は第五条の二十一第三項
法第百二十条第一項第三号	特別措置法第五条の十四第一項第二号
同項第四号	同項第三号
第二百七十八条第三項	
第二百六十八条	防衛特別所得税に関する政令第八条第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する第二百六十八条
法第百六十条第一項又は第二項	特別措置法第五条の二十一第三項又は第四項
第二百六十九条	同令第八条第一項において準用する第二百六十九条
法第百六十条第一項	特別措置法第五条の二十一第三項

2　第五条の規定は、法第五条の二十一第六項の規定により還付があったものとされる防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額又は防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（課税標準の端数計算等）

第十一条　第五条の規定は、法第五条の二十二第四項若しくは第五項（これらの規定を法第五条の二十九第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分された防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額若しくは防衛特別所得税の額又は法第五条の二十三第二項（法第五条の二十九第三項において準用する場合を含む。）の規定により充当があったものとされる防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額若しくは防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（源泉徴収義務等）

第十二条　法第五条の二十六第四項の規定により読み替えて適用される法第五条の十四第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の六の二第十三項第二号に掲げる金額のうち防衛特別所得税の額に相当する部分の金額（法第五条の二十六第三項の規定により控除された金額又は法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）とする。

2　前項の規定は、法第五条の二十六第五項において準用する同条第四項の規定により読み替えて適用される復興財確法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、前項中「防衛特別所得税」とあるのは、「復興特別所得税」と読み替えるものとする。

3　法第五条の二十六第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定する上場株式等の配当等に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額から控除すべき法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号に定める金額のうちに第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第十三項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、まず同号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

4　次の各号に掲げる規定は、法第五条の二十六第一項又は第六項の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき防衛特別所得税について、それぞれ準用する。この場合において、租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第九項各号及び第十四項並びに第二十六条の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係る防衛特別所得税の額」と読み替えるものとする。

一　租税特別措置法施行令第三条の二の二第四項の規定　租税特別措置法第六条第二項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

二　租税特別措置法施行令第五条の二の二第二項の規定　租税特別措置法第九条の八第二項に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかったものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等につき同法第八条の三第三項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

三　租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第七項から第十二項まで及び第十四項の規定　租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項又は第三項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

四　租税特別措置法施行令第二十五条の十の十三第十三項から第十五項まで及び第十七項の規定　租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき同法第三条の三第三項、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項又は第三十七条の十一の六第七項（同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付に係る部分を除く。）の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

五　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第四十項及び第四十一項の規定　租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

六　租税特別措置法施行令第二十六条の十第一項及び第二項、第二十六条の十二第二項、第二十六条の十三第四項及び第五項並びに第二十六条の十四の規定　租税特別措置法第四十一条の十二第三項、第五項又は第六項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

七　租税特別措置法施行令第二十六条の十七第九項から第十一項までの規定　租税特別措置法第四十一条の十二の二第二項から第四項までの規定により徴収及び納付をすべき所得税

八　租税特別措置法施行令第二十六条の三十二第一項の規定　租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

5　租税特別措置法施行令第二十五条の十の十三第十三項から第十五項まで及び第十七項の規定は、法第五条の二十六第七項の規定により、租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項（同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付に係る部分に限る。）の規定により還付をすべき所得税と併せて還付をすべき防衛特別所得税及び復興特別所得税について準用する。

6　第五条の規定は、法第五条の二十六第十項（法第五条の二十七第二項及び第五条の二十八第三項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定により納付があったものとされる防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額又は防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（年末調整）

第十三条　法第五条の二十八第一項の規定による充当又は納付が行われる場合における所得税法施行令第四編第一章第二節（第三百十一条を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三百十二条	特例）	特例）、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）又は第五条の二十八第一項若しくは第二項（年末調整）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）
第三百十三条第一項第一号	の規定により	、特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）若しくは第五条の二十八第一項若しくは第二項（年末調整）及び復興財確法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により
	所得税の額	金額
第三百十五条	の規定	、特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）及び復興財確法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定
	の額	、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額
第三百十六条第一項第三号	の規定	、特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）及び第五条の二十八第一項若しくは第二項（年末調整）並びに復興財確法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定
	の額	、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第三百十六条第一項第五号	法第百九十条	特別措置法第五条の二十八第一項

（納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例）

第十四条　防衛特別所得税及び所得税に係る納税の猶予及び担保については、国税通則法及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の規定による納税の猶予の申請、担保の提供その他の手続は、併せて行わなければならないものとする。この場合において、同令第十五条第一項中「納付手続」とあるのは、「納付手続（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第九項（源泉徴収義務等）において準用する場合を含む。）」とする。

（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）

第十五条　法第三章の二の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

所得税法施行令第九十七条第一項第一号	の規定	（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の十五第四項（申告による納付等）において準用する場合及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財確法」という。）第十八条第四項（申告による納付等）において準用する場合を含む。）の規定
所得税法施行令第九十七条第一項第二号	の規定	（特別措置法第五条の十五第六項の規定により適用する場合を含む。）の規定

| | | |

所得税法施行令第三百六条の二第二項	所得税の額	所得税法施行令第三百六条の二第三項	所得税	所得税法施行令第三百六条の二第七項	係る所得税の額	租税特別措置法施行令第四条の二第九項の表第二百五十八条第四項の項	受けた租税特別措置法	租税特別措置法施行令第四条の二第十二項	法第八条の四第三項第四号（租税特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	所得税の額に係る	金額（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される	について同令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される	とする
所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額		所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税		所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額		受けた我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法		我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第八条の四第三項第四号		特別措置法第五条の三十一第一項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	金額（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される第十五条第一項の規定により読み替えて適用される		（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項第一号に規定する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第十三項第一号に掲げる金額（第四条の九第一項に規定する金額をいう。）に別措置法第五条の二十六第三項（第四条の九第一項に限る。）とする

| | | | | | | | | |

特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項	所得税の額	法第九条の三の二第六項の規定により読み替えて適用される所得税の額の三の二第九条第七項及び法第百二十四条第一項第十三号
所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税の額	第十三項第二号
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第十三項第二号	同条第三項	同条第三項
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	金額に	金額又は特別措置法第五条の二十六第三項の規定により控除された金額に
金額又は特別措置法第五条の二十六第三項の規定により控除された金額に	法第九条の三の二第七項	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項
所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税の額	所得税の額
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第七項	第四条の九第七項	第四条の九第七項
所得税の額	所得税の額	所得税の額
受けた租税特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	受けた租税特別措置法	受けた租税特別措置法
「租税特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	「租税特別措置法	「租税特別措置法
防衛特別所得税に係る政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	租税特別措置法	租税特別措置法
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第七項	租税特別措置法第九条の三の二第七項	租税特別措置法第九条の三の二第七項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	（租税特別措置法	（租税特別措置法

特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	租税特別措置法	租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項の表百一の項
（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	（租税特別措置法	租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項の表百二の項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項の表百三の項
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	同条第三項	同条第三項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第十三項第二号	第十三項第二号	第十三項第二号
所得税の額	所得税の額	所得税の額
所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税の額	所得税の額
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第七項	第四条の九第七項	第四条の九第七項
所得税の額	所得税の額	所得税の額
防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（	租税特別措置法施行令（	租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項の表百四の項
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	同条第三項	同条第三項
所得税の額から同項各号	所得税の額から同項各号	所得税の額から同項各号
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第五条の二十六第三項	法第九条の三の二第三項	法第九条の三の二第三項
所得税の額から特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号	所得税の額から同項各号	所得税の額から同項各号
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第十四項	第四条の九第十四項	第四条の九第十四項
所得税の額、防衛特別所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号	同条第三項	同条第三項
特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第五条の二十六第三項	所得税の額から同項各号	所得税の額から同項各号
所得税の額、防衛特別所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号	法第九条の三の二第三項	法第九条の三の二第三項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第十四項	第四条の九第十四項	第四条の九第十四項
所得税の額、防衛特別所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号	同条第三項	同条第三項

租税特別措置法施行令第四条の九第二項各号	税率	税率に百分の百二・一を乗じて得た率
租税特別措置法施行令第四条の九第三項	第二百十二条	第二百十二条、特別措置法第五条の二十六第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第二十八条第一項
	所得税を	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を
租税特別措置法施行令第四条の九第六項及び第七項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第四条の九第八項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	「租税特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	「特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	及び	並びに
	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額
租税特別措置法施行令第九条の九第九項の表第二項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六第四項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六第四項
租税特別措置法施行令第九条の九第九項の表第三項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第九条の九第九項の表第二百九十九条の二第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

租税特別措置法施行令第四条の九第十項	租税特別措置法施行令第四条の九第十項の表第二百一条の二第三項の項	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	租税特別措置法第九条の六第四項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第四項	
租税特別措置法施行令第四条の九第十一項	租税特別措置法施行令第四条の九第十項及び第十四条の十第一項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第四条の九第十四項	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
	「租税特別措置法	「特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
	及び	並びに	
	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額	
租税特別措置法施行令第四条の九第十五項の表第二百十九条第二項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	租税特別措置法第九条の六第四項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第四項	
租税特別措置法施行令第四条の九第十五項の表第三項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
租税特別措置法施行令第四条の九第十五項の表第三項の項の二第二項	租税特別措置法	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	

| | | |

租税特別措置法施行令第五条第五項の表第百四十九条第三項の項の表第二項の項	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六の四第四項
租税特別措置法施行令第五条第五項の表第百四十九条第三項の項の表第三項の項	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法
租税特別措置法施行令第五条第五項の表第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法
租税特別措置法施行令第五条第五項の表第二百二条の二第三項の項	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法
租税特別措置法施行令第五条第五項の表第二百二条の二第三項の項の表第二項の項	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法
租税特別措置法施行令第五条第五項	租税特別措置法施行令
租税特別措置法施行令第五条第十項	所得税の額
租税特別措置法施行令第五条の二第三項	は、
	及び
	所得税の額

防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六の四第四項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法
特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	租税特別措置法
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六の四第四項
特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	租税特別措置法
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六の四第四項
防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）	

租税特別措置法施行令第二十五条の十七第四十項	の額	の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額
租税特別措置法施行令第二十六条の十七第八項	長は	長は、復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
	所得税の額	所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三第四項	控除した金額を控除した金額	控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額と当該残額との合計額を控除した金額
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の二第五項第三号及び第四号	調整所得税額を控除した金額	調整所得税額を控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額と当該残額との合計額
租税特別措置法施行令第三十九条の十八第二十三項	所得税等の額を	所得税等の額及び防衛特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
	同条第四項	法第六十六条の七第四項
租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第八項	所得税等の額を	所得税等の額及び防衛特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）第三条の第一項	第二百三条の二	第二百三条の二、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の二十六第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第三条の二第二項及び第三項	第二百三条の二	第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第三条の二第四項	第二百三条の二	第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項の
	所得税の	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第三条の二第五項及び第六項	第二百三条の二	第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第四条第二項	所得税を	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第四条第三項	所得税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第四条第四項	第百八十三条	第百八十三条、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
	同条	これら
	同法第二百三条の二	所得税法第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第五条	第二百三条の二	第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第六条	前二条	防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項の規定により読み替えられた前二条
	所得税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第八条第一項	第二百四条第一項の	第二百四条第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項の

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第三条	所得税	第四条第二項	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第八条第四項	所得税	第四条第二項	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えられた第四条第二項
		「記載された同条」とあるのは「記載された同項」と、「期間又は当該通知に係る同法第二百三条の二	「期間又は当該通知に係る所得税法第二百三条の二、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
		、「これらの」とあるのは「同項の」と読み替える	読み替える
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第二項	所得税の	第二百四条第一項の	第二百四条第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項の
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第二項	所得税の	第百八十三条	第百八十三条、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第三項	所得税		所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第十条第三項	所得税の	第二百四条第一項	第二百四条第一項、特別措置法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第十条第三項	所得税の		所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第十条の二	により、		により、特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される
	又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	、特別措置法第五条の二十一第一項若しくは第三項又は復興財確法
	租税特別措置法	所得税の額は	令和九年一月一日以後に発行された租税特別措置法
	相当する金額	定める金額	相当する金額及び当該源泉徴収による所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の額
外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第一項各号	所得税の額は	所得税の額及び防衛特別所得税の額は	所得税の額及び防衛特別所得税の額
外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第二項	定める金額	定めるところにより計算した所得税の額及び防衛特別所得税の額	定めるところにより計算した所得税の額及び防衛特別所得税の額
外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第二項各号	相当する金額	相当する金額及び当該株主等対象償還差益に対する所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の額	
外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第三項	による	によるものとし、当該外国居住者等に対して租税条約等実施特例法第三条の三第二項の規定により還付する防衛特別所得税の額は、防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項の規定により読み替えられた租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定にかかわらず、零とする	
外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第五項	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る防衛特別所得税の還付請求書とを併せて	

外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第六項	第二十六条の十四（これらの規定を防衛特別所得税に関する政令第十二条第四項において準用する場合を含む。）	所得税及び防衛特別所得税に	第二十六条の十四（これらの規定を防衛特別所得税に関する政令第十二条第四項において準用する場合を含む。）
外国居住者等所得相互免除法施行令第二十条	」とあるのは、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた	所得税及び防衛特別所得税に	」とあるのは、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた
外国居住者等所得相互免除法施行令第二十二条第一項（第二十二条第一項（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二十二条同条第三項中	「による申告書を」とあるのは「による所得税の申告書と当該所得税に係る防衛特別所得税の申告書とを併せて」と、「とあるのは、又は対象源泉徴収防衛特別税額（同項に規定する対象源泉徴収防衛特別税額をいう。以下この条において同じ。）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収されたものがあるとあるのは、これらの事実のその徴収されるべき総務省令で定める事項を記載した明細書を、それぞれ」と、同条第二項中「額で」と「その納付の」とあるのは「当該所得税の額の納付の日、その納付された対象源泉徴収防衛特別税額その他必要な事項を記載した届出書」と、同条第三項中	外国居住者等所得相互免除法施行令第二十二条第一項（第二十二条第一項（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二十二条同条第三項中	「による申告書を」とあるのは「による所得税の申告書と当該所得税に係る防衛特別所得税の申告書とを併せて」と、「とあるのは、又は対象源泉徴収防衛特別税額（同項に規定する対象源泉徴収防衛特別税額をいう。以下この条において同じ。）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収されたものがあるとあるのは、これらの事実のその徴収されるべき総務省令で定める事項を記載した明細書を、それぞれ」と、同条第二項中「額で」と「その納付の」とあるのは「当該所得税の額の納付の日、その納付された対象源泉徴収防衛特別税額その他必要な事項を記載した届出書」と、同条第三項中
外国居住者等所得相互免除法施行令第二十二条	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項第二号	所得税及び防衛特別所得税に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項第二号
同法	読み替える	外国居住者等所得相互免除法施行令第二十二条	読み替える
所得税に	所得税及び防衛特別所得税に	同法	所得税及び防衛特別所得税に
所得税の還付	所得税及び防衛特別所得税の還付	所得税の還付	所得税及び防衛特別所得税の還付
還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る防衛特別所得税の還付請求書とを併せて	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る防衛特別所得税の還付請求書とを併せて

租税条約等実施特例政令第三条第一項	租税特別措置法	令和九年一月一日以後に発行された租税特別措置法	租税特別措置法
	所得税の額は	所得税の額及び防衛特別所得税の額は	所得税の額は
	定めるところにより計算した所得税の額	定めるところにより計算した所得税の額及び防衛特別所得税の額	定めるところにより計算した所得税の額
租税条約等実施特例政令第三条第一項各号	所得税が	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税が	所得税が
	相当する金額	相当する金額を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の額	相当する金額
租税条約等実施特例政令第三条第二項	所得税の免除	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の免除	所得税の免除
	所得税の額は	所得税の額及び防衛特別所得税の額は	所得税の額は
	定める金額	定めるところにより計算した所得税の額及び防衛特別所得税の額	定める金額
租税条約等実施特例政令第三条第二項各号	所得税が	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税が	所得税が
	相当する金額	相当する金額及び当該株主等償還差益に対する所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の額	相当する金額
租税条約等実施特例政令第三条第三項	による	によるものとし、当該外国法人に対して同条第二項の規定により還付する防衛特別所得税の額は、前項の規定にかかわらず、零とする	により計算した還付する所得税の額
租税条約等実施特例政令第三条第三項第二号	により計算した金額	により計算した還付する所得税の額	
租税条約等実施特例政令第三条第七項	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る防衛特別所得税の還付請求書とを併せて	
租税条約等実施特例政令第三条第八項	第二十六条の十四（これらの規定を防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十二条第四項において準用する場合を含む。）	第二十六条の十四（これらの規定を防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十二条第四項において準用する場合を含む。）	
租税条約等実施特例政令第四条の三第五項	租税条約等実施特例政令第四条の三第四項	租税条約等実施特例政令第四条の三第三項	租税条約等実施特例政令第四条の三第二項
	租税条約等実施特例政令第四条の三第三項	租税条約等実施特例政令第四条の三第二項	租税条約等実施特例政令第四条の三第一項
	法第五条の二第五項に規定する	法第五条の二第五項に規定する	法第五条の二第五項に規定する
	とする	とする	とする
	還付請求書	還付請求書	還付請求書
	これを	これを	これを
	所得税の還付請求書	所得税の還付請求書	所得税の還付請求書
	これと当該相手国居住者等の氏名及び住所又は居所、当該特定社会保険料の金額その他の総務省令で定める事項を記載した当該所得税に係る防衛特別所得税の還付請求書（総務省令、財務省令で定める書類の添付があるものに限る。）とを併せて	とし、同条第五項に規定する徴収された防衛特別所得税の額のうち特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該百分の二十を乗じて計算した金額に百分の一を乗じて計算した金額とする	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の三十一第一項の規定により読み替えられた法第五条の二の二第五項に規定する徴収された所得税の額のうち

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）			
第五条の三十一第一項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）	第三十三条第一項	復興特別所得税
防衛特別所得税に			
を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）			
復興特別所得税に			
として同法			
として特別措置法			
及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の十三（予定納税）の規定により納付すべき防衛特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」	（以下「予定納税に係る所得税」	国税通則法施行令第五条第一号	
予定納税に係る所得税等で所得税法	予定納税に係る所得税で同法		
第三国団体配当等に対する所得税及び防衛特別所得税	第三国団体配当等に対する所得税	国税通則法施行令第五条第二号	
所得税及び防衛特別所得税（	所得税（	国税通則法施行令第五条第三号	
防衛特別所得税並びに源泉徴収による所得税及び防衛特別所得税	源泉徴収による所得税		
よる所得税及び防衛特別所得税	よる所得税	国税通則法施行令第五条第四号及び第五号	
予定納税に係る所得税等	予定納税に係る所得税	国税通則法施行令第十三条第二項第一号	
所得税法、特別措置法	所得税法	国税通則法施行令第二十三条第一項	
予定納税に係る所得税等（当該予定納税に係る所得税等	予定納税に係る所得税（当該予定納税に係る所得税	国税通則法施行令第二十四条第一項第一号	
（源泉徴収）及び特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）	（源泉徴収）	国税通則法施行令第四十一条第二項第一号	
の徴収）（特別措置法第五条の二十六第九項において準用する場合を含む。）	の徴収）		

国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十号	国税徴収法第十五条第一項第三号	国税徴収法第七十六条第一項	国税徴収法第七十六条第一項第一号
（昭和四十年法律第三十三号）	所得税（	の規定	所得税に
強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）	所得税及び防衛特別所得税（	、特別措置法第五条の二十六第一項若しくは第二項（年末調整）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。第四項第一号において「復興財確法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額に
	納付すべき所得税	ついては	
	納付すべき所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税	ついては、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず	

法人税法施行令第百四十九条第二項第一号	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第百四十九条第二項第一号	
法第六十九条の二第一項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項	
法人税法施行令第百四十九条第三項の表第三項の項	第百四十九条第二項第一号	防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される第百四十九条第二項第一号
（法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法	
法人税法施行令第百九十二条の二	第六十九条の二第一項（「とあるのは、「特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法	
法人税法施行令第二百一条の二各号	係る所得税の額	防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される第百四十九条第二項第一号
法第百四十四条の二の二第一項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第百四十四条の二の二第一項	
法人税法施行令第二百一条の二第二項	防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号	
法人税法施行令第二百一条の二第三項の表第二項の項	第二百一条の二第二項第一号	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号
（法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法	
法人税法施行令第二百一条の二第三項の表第三項の項	第二百一条の二第二項第一号	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号
（法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法	
地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）第四条第一項及び第二項	おける防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される	
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十四条第三項	納税猶予分の所得税額並びに同法	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る特別措置法第五条の十五第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る防衛特別所得税の額を含む。以下この項及び同号ロにおいて同じ。）を

同法第百三十七条の二第十三項	所得税法第百三十七条の二第十三項（特別措置法第五条の十五第七項において準用する場合を含む。同号イにおいて同じ。）	
同条第一項	所得税法第百三十七条の二第一項	
第百三十七条の三第十五項	第百三十七条の三第十五項（特別措置法第五条の十五第九項及び第十項において準用する場合を含む。同号ロにおいて同じ。）	
なった同条第四項	なった所得税法第百三十七条の三第四項	
相続税法第三十五条第四項第一号	の規定（）の規定及び特別措置法第五条の十八第四項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する所得税法第百五十一条の五第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定	
相続税法第三十五条第四項第二号	の規定（特別措置法第五条の十八第四項において準用する場合を含む。）の規定	
相続税法第三十五条第四項第三号	の規定（）の規定	以下この号において同じ。）の規定及び特別措置法第五条の十八第六項において準用する所得税法第百五十一条の六第一項の規定
相続税法第三十五条第四項第四号	の規定（特別措置法第五条の十八第六項において準用する場合を含む。）の規定	
相続税法第三十五条第四項第五号	の規定（）の規定	以下この号において同じ。）の規定及び特別措置法第五条の十九第六項（更正の請求の特例）において準用する所得税法第百五十三条の五の規定
相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第三条第一項第一号	所得税額	所得税額及び当該所得税額に係る防衛特別所得税額
相続税法施行令第三条第二項	相続等納税猶予分の所得税額	相続等納税猶予分の所得税額（当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の十五第十項（申告による納付等）（同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用に係る防衛特別所得税の額を含む。第八条第三項において同じ。）を
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十九第二項	控除限度額（	控除限度額に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この項及び第四十八条の九の二第二十三項において「復興財確法」という。）第十四条第一項の政令で定めるところにより計算した金額及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項及び第四十八条の九の二第二十三項において「特別措置法」という。）第五条の十一第一項の政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額（

同法第二条第一項第五号及び第四項	控除限度額。	国税の控除限度額	所得税法第二条第一項第五号から第四項まで
	控除限度額に防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第二百五十八条第五項第二号に規定する復興特別所得税控除限度額及び同号に規定する防衛特別所得税控除限度額を加算した金額。		
地方税法施行令第七条の十九第五項及び第六項	国税の控除限度額	国税の控除限度額	所得税の控除限度額
地方税法施行令第四十八条の二第二項	並びに	並びに	、復興財確法第十四条の規定並びに
地方税法施行令第四十八条の九の二第四項、第六項及び第七項	国税の控除限度額	国税の控除限度額	所得税の控除限度額
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第七十六条及び第二百四十二条	所得税	所得税	所得税及び防衛特別所得税
民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百四十一条第二項	次	次	は、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、次
民事再生法第二百四十一条第二項第七号イ	所得税、	所得税、	所得税、防衛特別所得税、復興特別所得税、
会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百二十九条及び	所得税	所得税	所得税及び防衛特別所得税

2　法第五条の三十一第二項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第百二十八条	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十四条	徴収された所得税	徴収された所得税及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された防衛特別所得税
		同法第二百十五条	所得税法第二百十五条
		特例）	特例）又は特別措置法第五条の二十六第八項
		同項	所得税法第二百十二条第一項又は特別措置法第五条の二十六第一項
		みなされる同法	みなされる所得税法
	法人税法施行令第百四十条の二第一項第一号	対する所得税	対する所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税
	法人税法施行令第百四十条の二第一項第二号	以外の所得税	以外の所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税
	租税特別措置法第四十一条の十二第四項	徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項	徴収される所得税及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収される防衛特別所得税は、政令で定めるところにより、前項
	租税特別措置法施行令第二十六条の十第三項	所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税及び防衛特別所得税
		所得税と同条第三項	所得税及び防衛特別所得税と同条第三項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の二十六第一項及び第二項
		所得税の額	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の額
	租税特別措置法施行令第二十六条の十第一項	所得税と控除する所得税の額	所得税及び防衛特別所得税と控除する所得税及び防衛特別所得税の額
		当該所得税の額	当該所得税及び防衛特別所得税の額

所得税の税率を乗じて計算した金額	所得税の税率を乗じて計算した金額及びその計算した金額に特別措置法第五条の二十六第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された防衛特別所得税の税率を乗じて計算した金額の合計額	租税特別措置法施行令第二十六条の十一第二項	
その所得税の額	その所得税及び防衛特別所得税の額		
次条第一項	次条第一項及び特別措置法第五条の二十六第六項（第二号に係る部分に限る。）		
法人税法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令		
徴収された所得税の額	徴収された所得税の額及び特別措置法第五条の二十六第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された防衛特別所得税の額		
同条第四項	法第四十一条の十二第四項		
法人税法	特別措置法第五条の三十一第二項の規定によりみなして適用する法人税法		
租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令	外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第七項	
金額から	金額から防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられる		
法人税法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令		
所得税が	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税が	租税条約等実施特例政令第三条第九項	
租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令		
金額から	金額から防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される		
法人税法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令		

3　第一項に定めるもののほか、所得税及び防衛特別所得税に係る国税通則法及び国税通則法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税又は防衛特別所得税に係る国税通則法施行令第二十四条第三項の規定による申請書の提出は、併せて行わなければならないものとする。

二　国税通則法第六十六条第六項及び第六十八条第四項並びに国税通則法施行令第二十七条の二の規定の適用については、所得税及び防衛特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

4　法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定の適用がある場合における第六条第二項の規定の適用については、同項中「金額と」とあるのは、「金額及び集団投資信託（所得税法第百七十六条第三項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）の第十五条第一項の規定により読み替えて適用される同令第二百六十四条に規定する収益の分配に係る控除外国所得税の額（同法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定により当該集団投資信託の同令第三百六条の二第一項に規定する収益の分配（同法第百七十条の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するもの、租税特別措置法第三条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等並びに同法第八条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等及び配当等を除く。以下この項において同じ。）に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額から控除すべき同令第三百条第一項に規定する外国所得税の額に、当該集団投資信託の同条第二項又は同令第三百六条の二第一項に規定する収益の分配（所得税法第百八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限り、同法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。以下この項において同じ。）の額の総額のうちに支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が同法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の同令第三百条第九項又は第三百六条の二第七項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額）をいう。）のうち当該支払を受けた収益の分配に係る所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を超える金額と」とする。

5　法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定の適用がある場合における復興特別所得税に関する政令第五条第二項の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項中」とあるのは「復興特別所得税に関する政令第五条第二項中」と、「第十五条第一項」とあるのは「防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項」と、「及び復興特別所得税の額の合計額を超える金額」とあるのは「を超える金額（当該収益の分配に係る復興特別所得税の額を限度とする。）」と読み替えるものとする。

6　この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のための手続その他これらの執行に関し必要な細則は、財務省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年一月一日から施行する。

（財務省組織令の一部改正）

2　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の三中「復興特別所得税」の下に「、防衛特別所得税」を加える。

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百七号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置に関する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第二十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第二十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第四条の規定による改正前の国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十五条の規定の適用がある場合における国際観光旅客税法施行令（平成三十年政令第百六十一号）第七条の規定の適用については、同条第四号中「他の」とあるのは、「、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第二十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第四条の規定による改正前の国際観光旅客税法第十五条の規定の適用を受ける者又は他の」とする。

附　則

この政令は、令和八年七月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八号

消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の三第六項及び第百六十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置）

第二十一条の三　二十八年改正法附則第五十一条の三第一項に規定する個人事業者である適格請求書発行事業者の同項の規定の適用を受ける課税期間における消費税法施行令第二十五条の五第一項第二号及び第七十五条第八項の規定の適用については、同号中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の三第一項」と、同項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の三第一項」とする。

附則第二十三条第二項中「新令」を「消費税法施行令」に、「百分の五十」を「一からその課税仕入れに係る所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十三条第一項各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める割合を控除して得た率」に改める。

附則第二十四条中「令和十一年九月三十日」を「令和十三年九月三十日」に改める。

附　則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百九号

国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第二条第二項及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号中「第四項（」の下に「これらの規定を」を加え、同条第二十一号中「（令和五年法律第六十九号）」の下に「第五条の十六第一項、第三項、第四項若しくは第八項、第五条の二十一第一項、第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用する災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四条の二第一項第三号中「（復興特別所得税」の下に「及び防衛特別所得税」を加え、「及び復興特別所得税」を「、復興特別所得税及び防衛特別所得税」に改め、同条第四項中「百二・一分の百又は百二・一分の二・一」を「百二・一分の百、百二・一分の一・一又は百二・一分の一」に、「所得税又は復興特別所得税」を「所得税、復興特別所得税又は防衛特別所得税」に改める。

第四条の四の見出し中「端数計算」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定を適用して第四条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項の規定により計算した歳入に組み入れるべき所得税、復興特別所得税又は防衛特別所得税の金額の合計額が、前項の規定を適用しないで同条第四項において読み替えて準用する同条第二項の規定により計算した歳入に組み入れるべき所得税、復興特別所得税又は防衛特別所得税の金額の合計額を超えるときは、その超える金額を所得税に係る歳入への組入金の金額から減額し、前項の規定を適用しないで同条第四項において読み替えて準用する同条第二項の規定により計算した歳入に組み入れるべき所得税、復興特別所得税又は防衛特別所得税の金額の合計額に満たないときは、その満たない金額を所得税に係る歳入への組入金の金額に加算するものとする。

附則第九項及び第十九項中「第四条の四」を「第四条の四第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年分以前の所得税（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第十六条第一項並びに第十八条第二項及び第十三項の規定により復興特別所得税を併せて納付すべき所得税に限る。）及び当該所得税と併せて納付すべき復興特別所得税又は令和九年一月一日前に徴収すべき所得税（復興財確法第二十八条第一項の規定により復興特別所得税を併せて徴収すべき所得税に限る。）及び当該所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税に係る受入金又は支払金については、なお従前の例による。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

府　令

○内閣府令第三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）法第十七条の二第二項第二号及び第三十七条の規定に基づき、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特定業務施設において常時雇用する従業員） **第三十一条**　法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める常時雇用する従業員の数 イ　拡充型事業を行おうとする場合　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に集中地域（法第五条第四項第五号イに規定する集中地域をいう。以下同じ。）にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数 ロ　移転型事業を行おうとする場合　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数、当該特定業務施設に集中地域（法第十七条の二第一項第一号に規定する地域（以下「特定集中地域」という。）を除く。）にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数	（特定業務施設において常時雇用する従業員） **第三十一条**　法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数（移転型事業を行おうとする場合にあっては、当該特定業務施設に法第十七条の二第一項第一号に規定する地域（第三十三条第二号及び第三十六条第二項において「特定集中地域」という。）にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数を含む。）

二　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に集中地域にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）

第三十三条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる第三十一条第一号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ又はロに定める常時雇用する従業員の数が五人以上（中小企業者の場合は、一人以上）であること。

二　［略］

（実施状況の報告）

第三十六条　［略］

2　前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類（特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設の整備を行った場合にあっては、これらの施設の整備を行ったことを証する書類を含む。）及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。

備考　表中の［一］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）

第三十三条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が五人以上（中小企業者の場合は、一人以上）であること。

二　［同上］

（実施状況の報告）

第三十六条　［同上］

2　前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類（特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設の整備を行った場合にあっては、これらの施設の整備を行ったことを証する書類を含む。）及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。

別記様式第十五を次のように改める。

別記様式第１５（第２８条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（移転型事業）

年　月　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第17条の２第１項の規定に基づき、同項第１号に掲げる事業（移転型事業）に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

１　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

（１）　特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

①　整備目的

②　整備内容

ア）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務 福利厚生施設	特定業務 児童福祉施設

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあっては、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号又は第３項各号の施設も併せて記載すること。

イ）整備場所

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・土地

区分	購入	賃貸	用途変更
特定業務施設			
特定業務福利厚生施設			
特定業務児童福祉施設			

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、用途変更欄に「○」を記載すること。

・建物

区分	新築	増築	購入 （新築）	購入 （中古）	賃貸	用途変更
特定業務施設						
特定業務 福利厚生施設						
特定業務 児童福祉施設						

エ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	㎡	㎡	
建物	延べ床面積	㎡	㎡	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			

	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載すること。
※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。
※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。
※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。
※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。
※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ）特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

用途	利用定員数	利用見込み従業員数	備考
	人	人	

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号の施設ごとに記載すること。

カ）特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

用途	利用定員数	利用見込み従業員の児童数	備考
	人	人	

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第３項各号の施設ごとに記載すること。

キ）事業期間　　整備計画認定日　～令和　　年　月　日

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して５年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。
なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③　特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア）特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　　年　　月	
着工	令和　　年　　月	
完成	令和　　年　　月	
事業供用開始	令和　　年　　月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。
※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ）特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　　年　　月	
着工	令和　　年　　月	
完成	令和　　年　　月	
事業供用開始	令和　　年　　月	

※特定業務福利厚生施設等を整備する場合に記載すること。
※特定業務福利厚生施設等を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。
※複数の特定業務福利厚生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

（２）　特定業務施設で行う業務

①　移転等を行う業務

移転等を行う業務部門	事業所	備考

※「移転等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。
※「事業所」の欄は、移転等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。
※商業事業部門は、専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。
※サービス事業部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

②　特定業務施設で行う業務

③　組織体制（事業実施前・事業実施後）

（事業実施前）
（事業実施後）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。
※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

２　特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時	合計	事業供用開始日から１年間
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人	人
みなし転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人
集中地域（特定集中地域を除く。）にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「１期目」の欄は認定の日から１期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※「みなし転勤者数」の欄は、（３）に定める減少が見込まれる従業員数又は（３）に定める定年退職者及び自己都合退職者の合計数のうち、いずれか少ない数を上限とした新規採用者数を記載すること。

※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

（３）　特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時	事業供用開始日から１年間
減少が見込まれる従業員数	人	人	人	人	人	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の合計数	人	人	人	人	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。「１期目」の欄は認定の日から１期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間の従業員の減少数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

（４）　新規採用者及び集中地域にある他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

（５）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

（１）　特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考

土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

（２）　特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は３（１）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

４　特例措置の活用の希望

特例措置内容		活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証		□希望する　□希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）		□希望する　□希望しない
	上乗せ措置の適用（注１）	□希望する　□希望しない
	中古資産に対する適用（注２）	□希望する　□希望しない

注１）租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の５第１項第１号又は第 42 条の 12 第１項第１号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

注２）租税特別措置法第 10 条の５第１項第２号若しくは第３項第２号又は第 42 条の 12 第１項第２号若しくは第２項第２号の規定により特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

※設備投資に対する課税の特例措置を活用する場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

５．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく男女の賃金の額の差異の公表について

男女の賃金の額の差異	□公表している	□公表していない

（１）　（公表している場合）公表先

□　厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」

□　その他（　　）

（２）　（公表していない場合）その理由

□　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 20 条第１項又は第２項による公表の義務付けの対象外であるため

□　その他（　　）

別記様式第十六を次のように改める。

別記様式第１６（第２８条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（拡充型事業）

年　月　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第17条の２第１項の規定に基づき、同項第２号に掲げる事業（拡充型事業）に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

１　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

（１）　特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

①　整備目的

②　整備内容

ア）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務 福利厚生施設	特定業務 児童福祉施設

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあっては、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号又は第３項各号の施設も併せて記載すること。

イ）整備場所

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・土地

区分	購入	賃貸	用途変更
特定業務施設			
特定業務福利厚生施設			
特定業務児童福祉施設			

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、用途変更欄に「○」を記載すること。

・建物

区分	新築	増築	購入 （新築）	購入 （中古）	賃貸	用途変更
特定業務施設						
特定業務 福利厚生施設						
特定業務 児童福祉施設						

エ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	㎡	㎡	
建物	延べ床面積	㎡	㎡	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			

	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ）特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

用途	利用定員数	利用見込み従業員数	備考
	人	人	

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号の施設ごとに記載すること。

カ）特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

用途	利用定員数	利用見込み従業員の児童数	備考
	人	人	

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第３項各号の施設ごとに記載すること。

キ）事業期間　　整備計画認定日　～令和　　年　月　日

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して５年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③　特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア）特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　　年　　月	
着工	令和　　年　　月	
完成	令和　　年　　月	
事業供用開始	令和　　年　　月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ）特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　　年　　月	
着工	令和　　年　　月	
完成	令和　　年　　月	
事業供用開始	令和　　年　　月	

※特定業務福利厚生施設等を整備する場合に記載すること。

※特定業務福利厚生施設等を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

（２）　特定業務施設で行う業務

①　拡充等を行う業務

拡充等を行う業務部門	事業所	備考

※「拡充等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※「事業所」の欄は、拡充等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

※商業事業部門は専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。

※サービス事業部門は調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

②　特定業務施設で行う業務

③　組織体制（事業実施前・事業実施後）

（事業実施前）
（事業実施後）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

２　特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「１期目」の欄は認定の日から１期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※転勤者数は、集中地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

（３）　新規採用者及び集中地域にある他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

（４）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	１期目	２期目	３期目	４期目	５期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

（１）　特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

（２）　特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は３（１）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

４　特例措置の活用の希望

特例措置内容		活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証		□希望する　□希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）		□希望する　□希望しない
	上乗せ措置の適用（注１）	□希望する　□希望しない
	中古資産に対する適用（注２）	□希望する　□希望しない

注１）租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の５第１項第１号又は第 42 条の 12 第１項第１号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

注２）租税特別措置法第 10 条の５第１項第２号若しくは第３項第２号又は第 42 条の 12 第１項第２号若しくは第２項第２号の規定により特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

※設備投資に対する課税の特例措置を活用する場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

５．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく男女の賃金の額の差異の公表について

男女の賃金の額の差異	□公表している	□公表していない

（１）（公表している場合）公表先

□ 厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」

□ その他（　　）

（２）（公表していない場合）その理由

□ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第20条第１項又は第２項による公表の義務付けの対象外であるため

□ その他（　　）

別記様式第二十三を次のように改める。

別記様式第２３（第３６条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（移転型事業）

年　　月　　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（移転型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第36条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備状況

①　特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備状況

②　特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月　日	

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務施設を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

③　特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月　日	

※特定業務福利厚生施設等を整備した場合に記載すること。

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

④　組織体制

（報告時）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

２　特定業務施設における雇用実績

（１）特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時 （令和　年　月）	報告時 （令和　年　月）	増減

特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

（２） 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時（令和　年　月）	報告時（令和　年　月）	増減	事業供用開始日から１年間
①新規採用者数	人	人	人	人
みなし転勤者数	人	人	人	人
②特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人
③他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人
④他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人	人
合計（①＋②＋③－④）	人	人	人	人

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「みなし転勤者数」の欄は、（３）に定める減少した従業員数又は（３）に定める定年退職者及び自己都合退職者の合計数のうち、いずれか少ない数を上限とした新規採用者数を記載すること。

※「③他の事業所からの転勤者数」の欄は、令和８年３月31日以前に認定を受けた場合は特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数を、令和８年４月１日以降に認定を受けた場合は集中地域（特定集中地域を除く。）にある他の事業所からの転勤者数を記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業供用開始日から１年未経過の場合には記載することを要しない。

（３）特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	前回報告時（令和　年　月）	報告時（令和　年　月）	増減	事業供用開始日から１年間
減少した従業員数	人	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の合計数	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業供用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間に減少した従業員数を記載すること。

※「事業供用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第33条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業供用開始日から１年未経過の場合には記載することを要しない。

（４）新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※令和８年４月１日以降に認定を受けた場合にあっては、他の事業所からの転勤者の職種については、集中地域にある他の事業所からの転勤者の職種を記載すること。

（５） 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時（令和　年　月）	報告時（令和　年　月）	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　特定業務福利厚生施設等の用途、利用人数及び利用した従業員数又は従業員の児童数

（１）特定業務福利厚生施設の用途、利用した人数及び利用した従業員数

用途	利用した人数	利用した従業員数	備考
	人	人	

※特定業務福利厚生施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第２項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

（２）特定業務児童福祉施設の用途、利用した人数及び利用した従業員の児童数

用途	利用した人数	利用した従業員の児童数	備考
	人	人	

※特定業務児童福祉施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第３項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

4　特例措置の活用実績

特例措置内容		活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証		□有　□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）		□有 □特別償却　□税額控除 適用年度：令和　　年度 取得価額：　　千円 □無
	上乗せ措置の適用（注１）	□有　□無
	中古資産に対する適用（注２）	□有　□無

注１）租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の５第１項第１号又は第 42 条の 12 第１項第１号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除の選択適用を受けたものをいう。

注２）租税特別措置法第 10 条の５第１項第２号若しくは第３項第２号又は第 42 条の 12 第１項第２号若しくは第２項第２号の規定により特別償却又は税額控除の選択適用を受けたものをいう。

旧特例措置内容（注）	活用の有無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有　□無

注）令和８年３月 31 日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者のみ活用可能。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第二十四を次のように改める。

別記様式第２４（第３６条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（拡充型事業）

年　　月　　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（拡充型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第 36 条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備状況

①　特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備状況

②　特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月　日	

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務施設を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

③　特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業供用開始	令和　年　月　日	

※特定業務福利厚生施設等を整備した場合に記載すること。

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

④　組織体制

（報告時）

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

２　特定業務施設における雇用実績

（１）　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時 （令和　年　月）	報告時 （令和　年　月）	増減

特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時（令和　年　月）	報告時（令和　年　月）	増減
①新規採用者数	人	人	人
②他の事業所からの転勤者数	人	人	人
③他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人
合計（①＋②－③）	人	人	人

※「報告時」の欄は、認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「②他の事業所からの転勤者数」の欄は、令和８年４月１日以降に認定を受けた場合にあっては、集中地域にある他の事業所からの転勤者数を記載すること。

（３）　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※令和８年４月１日以降に認定を受けた場合にあっては、他の事業所からの転勤者の職種については、集中地域にある他の事業所からの転勤者の職種を記載すること。

（４）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時（令和　年　月）	報告時（令和　年　月）	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　特定業務福利厚生施設等の用途、利用人数及び利用した従業員数又は従業員の児童数

（１）特定業務福利厚生施設の用途、利用した人数及び利用した従業員数

用途	利用した人数	利用した従業員数	備考
	人	人	

※特定業務福利厚生施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第２項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

（２）特定業務児童福祉施設の用途、利用した人数及び利用した従業員の児童数

用途	利用した人数	利用した従業員の児童数	備考
	人	人	

※特定業務児童福祉施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第３項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

４　特例措置の活用実績

特例措置内容		活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証		□有　□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）		□有 □特別償却　□税額控除 適用年度：令和　　年度 取得価額：　　千円 □無
	上乗せ措置の適用（注１）	□有　□無
	中古資産に対する適用（注２）	□有　□無

注１）租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の５第１項第１号又は第 42 条の 12 第１項第１号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除の選択適用を受けたものをいう。

注２）租税特別措置法第 10 条の５第１項第２号若しくは第３項第２号又は第 42 条の 12 第１項第２号若しくは第２項第２号の規定により特別償却又は税額控除の選択適用を受けたものをいう。

旧特例措置内容（注）	活用の有無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有　□無

注）令和８年３月 31 日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者のみ活用可能。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十七条の二及び第二十七条の三の規定に基づき、総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

（総合特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十六条第一項の指定法人の要件） **第十五条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業（同項第二号イ又はロに掲げるもののうち第一条第一項（第四号、第七号及び第八号を除く。）、第二項（第三号及び第五号から第八号までを除く。）及び第三項（第四号から第六号までを除く。）に掲げるものに限るものとし、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業に該当するものを除く。以下この条から第十七条までにおいて「特定国際戦略事業」という。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。 ［三～五　略］	（法第二十六条第一項の指定法人の要件） **第十五条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業（同項第二号イ又はロに掲げるもののうち第一条第一項（第八号を除く。）、第二項（第三号及び第五号から第八号までを除く。）及び第三項（第四号から第六号までを除く。）に掲げるものに限るものとし、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業に該当するものを除く。以下この条から第十七条までにおいて「特定国際戦略事業」という。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。 ［三～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。） イ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの (1)　［略］ (2)　高度な細胞の再生及び移植による再生医療（以下この(2)及び第十一条の二第二号イ(1)において「高度再生医療」という。）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。） (3)　［略］	（法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。） イ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの (1)　［同上］ (2)　高度な細胞の再生及び移植による再生医療（以下この(2)並びに第十一条の二第二号イ(1)及び(3)において「高度再生医療」という。）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。） (3)　［同上］

(4)　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十八項に規定する治験をいう。）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(5)　［略］

(6)　高度な医療を提供する医療施設又は医療設備（(7)及び(8)において「高度医療施設等」という。）の整備又は運営に関する事業

(7)・(8)　略

［ロ・ハ　略］

［二～四　略］

（法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業）

第十条　法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号（同号イ(1)から(4)まで及び(6)並びにロ(2)（大規模な集会施設、宿泊施設若しくは文化施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に係る部分に限る。）及び(5)から(9)までに限る。）及び第二号に掲げる事業とする。

（法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業）

第十一条の二　法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　［略］

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの

(1)・(2)　略

［削る。］

ロ　［略］

［削る。］

三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

(4)　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十八項に規定する治験をいう。第十一条の二第二号イ(3)において同じ。）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(5)　［同上］

(6)　高度な医療を提供する医療施設又は医療設備（(7)及び(8)並びに第十一条の二第二号イ(4)において「高度医療施設等」という。）の整備又は運営に関する事業

(7)・(8)　同上

［ロ・ハ　同上］

［二～四　同上］

（法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業）

第十条　法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号（同号イ(1)から(6)まで並びにロ(2)（大規模な集会施設、宿泊施設若しくは文化施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に係る部分に限る。）及び(5)から(9)までに限る。）及び第二号に掲げる事業とする。

（法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業）

第十一条の二　法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　［同上］

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの

(1)・(2)　同上

(3)　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験その他の臨床研究若しくは高度再生医療の研究開発に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業

(4)　高度医療施設等の運営に関する事業

ロ　［同上］

三　［同上］

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業適応計画の認定の申請） **第十一条の二**　（略） 2　（略） 3　連携事業計画（事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第一項第二号ロ①(1)(イ)（注３）①に規定する連携事業計画をいう。以下この項において同じ。）を含むエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、当該連携事業計画に係る特定大企業等（同号ロ①(1)(イ)に規定する特定大企業等をいう。）とその連携事業者（同号ロ①(1)(イ)（注３）に規定する連携事業者をいう。）との間の当該連携事業計画に係る合意及びその内容を明らかにする書類その他の当該連携事業計画における取組が連携事業（同号ロ①(1)(イ)（注３）に規定する連携事業をいう。）に該当することを明らかにする書類を添付しなければならない。 4　主務大臣は、認定申請書及び前二項の書類のほか、事業適応計画が法第二十一条の二十二第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。 5・6　（略） （事業再編計画の認定の申請） **第十二条**　（略） 2　（略） 3　特定剰余金配当をする事業者及び配当株式発行関係事業者等（特定剰余金配当の配当財産とする株式を発行した関係事業者又は外国関係法人（配当財産が持分又は株式若しくは持分に類似するものである場合にあっては、当該持分又は株式若しくは持分に類似するものを交付した	（事業適応計画の認定の申請） **第十一条の二**　（略） 2　（略） （新設） 3　主務大臣は、認定申請書及び前項の書類のほか、事業適応計画が法第二十一条の二十二第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。 4・5　（略） （事業再編計画の認定の申請） **第十二条**　（略） 2　（略） 3　特定剰余金配当に係る関係事業者又は外国関係法人（以下「関係事業者等」という。）が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。

外国関係法人）をいう。以下この項において同じ。）が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特定剰余金配当事業者等（特定剰余金配当をする事業者並びにその関係事業者及びその外国関係法人をいう。以下この号及び第三号において同じ。）の事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。）のうちいずれかの事業について、当該特定剰余金配当事業者等によってその経営資源を集中させるものとして特定されていることを証する書類

二　配当株式発行関係事業者等の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。）について、前号の特定されている事業以外のものであり、かつ、当該主要な事業が当該配当株式発行関係事業者等において引き続き行われることが見込まれることを証する書類

三　特定剰余金配当事業者等（特定剰余金配当をする事業者の関係事業者及び外国関係法人にあっては、当該特定剰余金配当をする事業者との間に第三条又は第四条に規定する関係が継続することが見込まれているものに限る。）の第一号の特定されている事業及び配当株式発行関係事業者等の前号の主要な事業について、事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当により、生産性が相当程度向上することを示す書類

4・5　（略）

（募集事項の通知等を要しない場合）

第二十六条　法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百一条第五項に規定する法第百四十七条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業者である株式会社が会社法第二百一条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

一～五　（略）

（特定中堅企業者に関する主務省令で定める要件）

第三十一条の三　法第三十四条の二第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一～五　（略）

六　直前の三事業年度のいずれかの事業年度において次のいずれかの要件に該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　教育訓練費（その国内雇用者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第四項第一号又は第四十二条の十二の五第四項第二号に規定する国内雇用者をいう。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で事業再編の実施に関する指針で定めるものをいう。）の額の売上高の額に対する割合が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合以上であること。

(1)～(4)　（略）

一　関係事業者等から当該関係事業者等の特定役員（社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう。）に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みであることを証する書類

二　関係事業者等の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。次号において同じ。）を開始した日から法第二十三条第一項の認定の申請の日までの期間が十年を超えないことを証する書類

三　関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）が確認したことを証する書類

4・5　（略）

（募集事項の通知等を要しない場合）

第二十六条　法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百一条第五項に規定する法第百四十七条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業者である株式会社が会社法第二百一条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

一～五　（略）

（特定中堅企業者に関する主務省令で定める要件）

第三十一条の三　法第三十四条の二第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一～五　（略）

六　直前の三事業年度のいずれかの事業年度において次のいずれかの要件に該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　教育訓練費（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第六号又は第四十二条の十二の五第五項第七号に規定する教育訓練費をいう。）の額の売上高の額に対する割合が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合以上であること。

(1)～(4)　（略）

様式第十八を次のように改める。

様式第十八（第11条の２第１項関係）

事業適応計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法（以下「法」という。）第21条の22第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

事業適応計画

１．事業適応の目標

（１）事業適応に係る事業の目標

（２）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標

２．事業適応の内容及び実施時期

（１）事業適応に係る事業の内容

①　事業適応の類型

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

③　事業適応の具体的内容

（２）事業適応を行う場所の住所

（３）事業適応に伴う設備投資等の内容

（４）事業適応の実施時期

①　事業適応の開始時期及び終了時期

②　毎事業年度の実施予定

（５）事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

①　必要な資金の額及び調達方法の概要

②　必要な資金の額及び調達方法

３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

４．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

４．第11条の２第２項及び第３項の書類並びに同条第４項の規定による求めに係る書類を添付すること。

（記載要領）

１．事業適応の目標

（１）事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）にあっては、別表１により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和３年財務省・経済産業省告示第６号。以下「実施指針」という。）第３項第２号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。

（２）下記２．（１）①で記載する事業適応の類型（複数記載する場合はその全て）に応じ、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標（実施指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。また、生産工程効率化等設備に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち事業所又は事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量が増加する計画を策定する者は、今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大により、市場の獲得を目指す旨を記載し、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち２．（２）に記載する住所において既に２．（１）①に記載する産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている者は、本認定申請書の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（６以上の事業年度において生産及び販売を行っている場合は、前事業年度を含む連続する５事業年度）の生産数量及び販売数量を事業年度別に記載する。

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

２．事業適応の内容及び実施時期

（１）事業適応に係る事業の内容を記載する。

①　法第２条第12項各号に掲げる事業適応の類型（①情報技術事業適応及び②エネルギー利用環境負荷低減事業適応）のいずれに該当するか（複数該当する場合は全て）を記載する。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画を申請する場合には、生産する産業競争力基盤強化商品を半導体・自動車・鉄鋼・基礎化学品・燃料のうちから選択し記載する。また、半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記載すること。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和７年経済産業省令第16号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第１号イに規定する半導体。
	パワー半導体（けい素）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。
	パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（２）に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（３）に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第３条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載する。

③　事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、次の事項を説明する。

（イ）情報技術事業適応にあっては、実施指針第２項第１号ハに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。

（ロ）エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあっては、１．（２）に記載する目標の達成に向けた具体的な取組の内容。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち、連携事業計画（実施指針第１項第２号ロ①(1)（イ）（注３）①に規定する連携事業計画をいう。以下同じ。）を含むものにあっては、当該連携事業計画に係る特定大企業等（同号ロ①(1)（イ）に規定する特定大企業等をいう。以下同じ。）とその連携事業者（同号ロ①(1)（イ）（注３）に規定する連携事業者をいう。以下同じ。）との間の当該連携事業計画等に係る合意の内容など、当該連携事業計画における取組の内容が連携事業（同号ロ①(1)（イ）（注３）に規定する連携事業をいう。）に該当することが明らかとなるよう具体的に記載する。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係る事業適応計画にあっては、産業競争力基盤強化商品省令において定める産業競争力基盤強化商品の要件が満たされることが明確となるよう、生産及び販売する商品の詳細を記載する。

（２）事業適応を行う場所の住所を記載する。

（３）上記（１）①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、別表２により、事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。

（４）事業適応の実施時期について記載する。

①　事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
②　別表３により、毎事業年度の実施予定を記載する。
（５）事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては任意記載事項とする。
①　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
②　必要な資金の額及び調達方法は、別表４により記載する。
３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程
原則、第11条の２第２項第５号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。
４．その他
資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、別表５により必要な事項を記載する。
産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、以下の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）を記載する。
（１）付加価値の創出を実現するための生産性の向上及び需要の拡大に関する現状の取組及び今後の取組方針、並びに事業適応を実施する事業所における産業競争力基盤強化商品の販売を行う事業年度ごとの付加価値率の数値目標
（２）生産及び販売する産業競争力基盤強化商品に応じて事業分野別実施指針に定める、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針、及び当該取組方針に係る数値目標
（３）生産活動の安定化に向けた現状の取組及び今後の取組方針。具体的には、主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組の方針
（４）継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた現状の取組及び今後の取組方針
加えて、自動車、鉄鋼、基礎化学品又は燃料の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、（５）の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）
（５）当該産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の定量的な削減量（次に掲げる産業競争力基盤強化商品の区分に応じ次に定める商品との比較）及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性
①　自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。）　自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるもの）
②　鉄鋼　高炉又は転炉を使用して製造された鉄鋼
③　基礎化学品　化学製品の原材料である化学品であって化石燃料に由来するもの
④　燃料　化石燃料

別表１（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）

環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法

（注）外部評価機関（第11条の２第２項第８号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表２－１（情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容）

情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容

（１）全ての設備等

	事業者名	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1							
2							
3							
合計							（　）

（注）
１．「種類」は、ソフトウェアや機械及び装置、繰延資産など、税務上の種類を記載すること。
２．「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。繰延資産については、当該繰延資産に係るソフトウェア等の機能について記載すること。
３．「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。

（２）上記（１）のうちデータ連携に必要なソフトウェア等

	ソフトウェア等の名称	ソフトウェア等の機能	「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」における役割
1			
2			

（注）ソフトウェア等とは、取得又は製作をするソフトウェア及び情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアでその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出の対象となるものをいう。

別表２－２（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

（１）事業者及び事業所の概要

中小企業者等、特定大企業等及び連携	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量（原油換算）3,000 キロリットル以

事業者の該当の有無			上の該当の有無

（注）

1．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

2．「中小企業者等、特定大企業等及び連携事業者の該当の有無」は、いずれかに該当する場合はその「該当する区分」を、該当しない場合は「無」と記載すること。なお、「中小企業者等」とは、租税特別措置法第10条の５の５第３項第１号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の６第２項第１号に規定する中小企業者をいう。

3．「エネルギー使用量（原油換算）3,000キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

（２）生産工程効率化等設備の内容

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率（%）	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1							
2							
3							
					合計		

（注）

1．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

2．「種類」は、生産工程効率化等設備の税務上の区分（機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物又は車両及び運搬具）を記載すること。

3．「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。

4．「炭素生産性の向上率」は、生産工程効率化等設備に関する命令（令和３年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第３号）に基づき、計算した値を記載すること。ただし、設備が車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）の場合にあっては、併せて鉄道業の事業適応の実施に関する指針（令和６年国土交通省告示第289号）第４号に規定する「エネルギー利用環境負荷低減事業適応についての要件」に基づき、計算した値を記載すること。なお、設備の導入前は、基準年度（実施指針に規定する基準年度を用いる。）の値とし、設備の導入後は、設備を導入する年度の値とする。ただし、設備を導入する年度については、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあっては、その翌年度とすることができる。

（３）半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内容

	種類	設備等の名称	数量	新規投資	事業供用時期	合計金額（千円）
1						
2						
3						
				合計		

（注）

1．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び生産工程効率化等設備の導入に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

2．「種類」は、半導体生産用資産（租税特別措置法第42条の12の６第３項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第６項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）及びこれらとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産（以下「特定減価償却資産」という。）の税務上の区分（機械及び装置、建物、建物附属設備、構築物）を記載すること。

3．特定減価償却資産は、当該特定産業競争力基盤強化商品の生産設備が設置された工場に現にある申請者が取得した生産設備（当該事業適応計画の認定の日以前に取得したものも含む。）及び自動車産業の事業適応の実施に関する指針（令和３年経済産業省告示第160号）第３号ロ（２）に規定する生産設備に該当するものを記載すること。

4．「設備等の名称」は、生産及び販売を計画する産業競争力基盤強化商品に係る半導体生産用資産又は特定商品生産用資産（以下「半導体生産用資産等」という。）及び特定減価償却資産の具体的な内容を記載する。

5．「新規投資」は、当該半導体生産用資産等の取得が、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和６年法律第45号）の施行の日以後における、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定にて、新規導入される設備の価額や当該投資の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合、「○」を記載する。

6．「事業供用時期」は、半導体生産用資産等の事業供用を予定する年月を記載する。既に事業の用に供している特定減価償却資産については、「事業供用済」と記載する。

7．「合計金額」は、半導体生産用資産等については予定する取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と本認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額を記載する。

別表２－３（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

（注）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内

容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表３－１（事業適応の実施時期）

事業適応の実施時期

年　度	実　施　内　容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

（注）

１．計画の実施期間に応じて年度ごとに記載する。

２．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表３－２（半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売計画）

年度	産業競争力基盤強化商品の名称	生産数量	販売数量	主な販売先

（注）

１．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始日以後10年以内の日を含む各事業年度のうち、生産又は販売を予定している年度における計画を記載すること。

２．「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品省令第１号イ及びロ（１）から（３）まで、第２号イ及びロ、第３号、第４号イからナまで並びに第５号イ及びロに掲げるもののいずれに該当するかを記載すること。

３．産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量は、産業競争力基盤強化商品省令の要件を満たすものの数量（燃料にあっては、化石燃料に係る部分を除く。）を記載するものとし、その単位は、生産及び販売を行う産業競争力基盤強化商品に応じてそれぞれ以下のとおりとする（以下同じ。）。

（１）半導体：枚（200ミリウエハー換算）

（２）自動車：台

（３）鉄鋼：トン

（４）基礎化学品：トン

（５）燃料：リットル

別表４（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

費用＼調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額						

（注）

１．「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

２．法第21条の24第１項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

別表５（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

（１）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

（２）　自社の事業活動における気候変動の重要性

（３）　環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

（注）

１．外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

２．公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、（３）の記載は要しない。

様式第十九を次のように改める。

様式第十九（第12条関係）

事業再編計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第23条第１項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業再編の目標
２．事業再編の内容
３．事業再編の実施時期
４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
５．事業再編に伴う労務に関する事項
６．その他

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．事業再編の目標
（１）事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
（２）生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第１号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
２．事業再編の内容
（１）事業再編に係る事業の内容を記載する。
①　計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。
②　事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
③　②の記載中において、次の説明を記載する。
イ　当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
ロ　当該事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
ハ　内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
ニ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
（２）事業再編を行う場所の住所を記載する。
（３）関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が法第２条第15項の関係事業者若しくは法第28条第１項の特定関係事業者又は法第２条第16項の外国関係法人であることの説明を記載する。
（４）別表１により、事業再編を実施するための措置の内容については、事業の構造の変更及び分野又は方式の変更ごとに法第２条第17項各号に掲げる事業活動に照らして記載する。
（５）別表２により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。
（６）別表３により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
３．事業再編の実施時期
（１）事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
（２）別表４により、毎事業年度の実施予定を記載する。
４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
（１）必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
（２）必要な資金の額及び調達方法は、別表５により記載する。
５．事業再編に伴う労務に関する事項
（１）事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（５）まで同じ。）
（２）事業再編の終了時期の従業員数
（３）事業再編に充てる予定の従業員数
（４）（３）中、新規採用される従業員数
（５）事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数
６．その他
（１）令第12条第１号又は第２号に該当するものは、次の事項を記載する。
①　事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第12条第１号又は第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
（２）令第12条第１号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
（３）令第12条第２号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項は、別表６により記載する。
（４）法第28条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表７により記載する。
（５）法第29条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表８により記載する。
（６）法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表９により記載する。
（７）法第31条の特例措置（会社法第465条第１項の規定の適用についての特例措置を除く。）の適用を受ける場合にあっては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表10により記載する。
（８）産業競争力強化法施行規則第12条第３項に規定する特定剰余金配当をする事業者及び配当株式発行関係事業者等の事業の成長発展が見込まれる場合にあっては、要件の内容を別表11により記載する。

別表１

事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第２条第17項第１号の要件			
	イ　合併		
	ロ　会社の分割		
	ハ　株式交換		
	ニ　株式移転		
	ホ　株式交付		
	ヘ　事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）		
	ト　出資の受入れ		
	チ　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
	リ　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
	ヌ　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
	ル　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
	ヲ　会社又は外国法人の設立又は清算		
	ワ　有限責任事業組合に対する出資		
	カ　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		
法第２条第17項第２号の要件			
	イ　新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
	ロ　商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化		
	ハ　商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化		
	ニ　新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による商品の生産に係る費用低減		

（注）

１．事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。

２．実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。

（１）合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。

（２）会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

（３）株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。

（４）株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。

（５）株式交付については、株式交付をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。

（６）事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

（７）事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

（８）出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。

（９）他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

（10）関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並び

に譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。

(11) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該外国法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

(12) 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の譲渡（当該株式等を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。

(13) 会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。

(14) 会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。

(15) 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第８条第１項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。

(16) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表２

事業再編に伴う設備投資の内容

（単位：百万円）

	設備投資所要資金額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表３

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

（土地）　（単位：㎡）

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

（家屋）　（単位：㎡）

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

（注）譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表４

事業再編の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	

別表５

事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

調達先／費用	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額					

（注）

１．「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。

２．社債又は資金の借入れについて法第34条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

３．産業競争力強化法施行規則第12条第４項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表６

１．事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

（単位：百万円）

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	（　年　月期現在）	（　年　月期現在）
国内売上高合計額の算出の根拠		

２．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

（注）
１．事業再編関連措置を行う事業者が３者以上の場合は、１．中「乙」に続けて、３者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
２．国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
３．国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第２項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。
４．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表７

事業再編に伴う二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

①　（二以上の事業者が共同して事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載） 当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容	
②　（法第28条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる行為又は同条第５項の株式等売渡請求（以下別表７において「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載） 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容	

（注）①には、二以上の事業者が共同して事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。
②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表８

事業再編に伴う法第29条第１項に規定する株式の併合の内容

①　資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
②　一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

（注）①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。
②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表９

事業再編に伴う法第30条第１項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

①　（公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の２第６項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表９において同じ。）の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
②　（公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限	
③　①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
④　法第30条第１項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数	
⑤　法第30条第１項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することと	

なる事業者の株式の数	

（注）

１．①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

２．②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。

３．公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。

４．公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。

５．⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表10

事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

①　特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
②　事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	

（注）①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第１項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあってはその旨、当該場合以外の場合にあってはその旨及びその理由も記載する。

別表11

特定剰余金配当をする事業者及び配当株式発行関係事業者等の事業の成長発展の見込みの内容

①　特定剰余金配当事業者等（特定剰余金配当をする事業者並びにその関係事業者及びその外国関係法人をいう。以下別表11において同じ。）の事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。）のうちいずれかの事業について、特定剰余金配当事業者等によってその経営資源を集中させるものとして特定されていること	
②　①の事業が当該特定剰余金配当事業者等（特定剰余金配当をする事業者の関係事業者及び外国関係法人にあっては、当該特定剰余金配当をする事業者との間に産業競争力強化法施行規則第３条又は第４条に規定する関係が継続することが見込まれているものに限る。）において引き続き行われることが見込まれること	
③　配当株式発行関係事業者等（特定剰余金配当の配当財産とする株式を発行した関係事業者又は外国関係法人（配当財産が持分又は株式若しくは持分に類似するものである場合にあっては、当該持分又は株式若しくは持分に類似するものを交付した外国関係法人）をいう。以下別表11において同じ。）の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。）について、①の特定されている事業以外のものであること	
④　③の主要な事業が当該配当株式発行関係事業者等において引き続き行われることが見込まれること	
⑤　①の特定されている事業について、生産性向上に関する目標の達成が見込まれること	
⑥　③の主要な事業について、生産性向上に関する目標の達成が見込まれること	

（注）

１．①には、産業競争力強化法施行規則第12条第３項第１号に掲げる書類の添付に加え、①の特定されている事業について具体的な内容を記載するとともに、どのように特定したかを具体的に記載する。

２．②には、事業再編実施後の取組の方向性、特定剰余金配当をする事業者並びにその関係事業者及びその外国関係法人であって、当該特定剰余金配当をする事業者との間に産業競争力強化法施行規則第３条又は第４条に規定する関係が継続することが見込まれている者における①の特定されている事業の継続見込み及び成長発展の見込みを具体的に記載する。

３．③には、産業競争力強化法施行規則第12条第３項第２号に掲げる書類の添付に加え、③の主要な事業について具体的な内容を記載する。また、その事業が主要な事業であることについて、配当株式発行関係事業者等の行う事業に属する収入金額若しくは損益の状況、従業員の数又は固定資産の状況等を総合的に勘案して、定量的に記載する。

４．④には、産業競争力強化法施行規則第12条第３項第２号に掲げる書類の添付に加え、事業再編実施後の取組の方向性、当該配当株式発行関係事業者等における③の主要な事業の継続見込み及び成長発展の見込みを具体的に記載する。

５．⑤及び⑥には、産業競争力強化法施行規則第12条第３項第３号に掲げる書類の添付に加え、生産性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。ただし、⑤において、①の特定されている事業が事業再編計画の対象となった事業部門と同一の場合には、その旨を記載するとともに、同規則第12条第２項第３号に掲げる書類を添付する。

様式第二十八を次のように改める。

様式第二十八（第17条関係）

特別事業再編計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第24条の２第１項の規定に基づき、特別事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．特別事業再編の目標
２．特別事業再編の内容
３．特別事業再編の実施時期
４．他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績
５．特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
６．特別事業再編に伴う労務に関する事項
７．その他

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．特別事業再編の目標
（１）特別事業再編に係る事業の目標（特別事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
（２）生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第１号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
２．特別事業再編の内容
（１）特別事業再編に係る事業の内容を記載する。
①　計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。
②　事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて特別事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
③　②の記載中において、次の説明を記載する。
イ　当該特別事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
ロ　当該特別事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
ハ　内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
ニ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
（２）特別事業再編を行う場所の住所を記載する。
（３）特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者、関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該他の事業者又は当該関係事業者、当該外国関係法人が法第24条の２第４項の特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者、法第２条第

15項の関係事業者若しくは法第28条第１項の特定関係事業者又は法第２条第16項の外国関係法人であることの説明を記載する。

（４）別表１により、特別事業再編のために行う措置の内容については、事業の構造の変更及び分野又は方式の変更ごとに法第２条第17項第２号に掲げる事業活動の要件及び同条第18項各号に掲げる特別事業再編のために行う措置に照らして記載する。

（５）別表２により、特別事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。

（６）別表３により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

３．特別事業再編の実施時期

（１）特別事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

（２）別表４により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績

別表５により、申請の日前５年以内における他の事業者（関係事業者及び外国関係法人を除く。）の経営の支配又は経営資源の取得の実績を記載する。

５．特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（１）必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

（２）必要な資金の額及び調達方法は、別表６により記載する。

６．特別事業再編に伴う労務に関する事項

（１）特別事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者、特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（５）まで同じ。）

（２）特別事業再編の終了時期の従業員数

（３）特別事業再編に充てる予定の従業員数

（４）（３）中、新規採用される従業員数

（５）特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

（６）雇用者給与等支給額（租税特別措置法第10条の５の４第４項第７号又は第42条の12の５第４項第８号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）の改善を示す数値目標

（７）雇用者給与等支給額を改善する旨を特別事業再編計画の期間内において従業員に表明する旨

７．その他

（１）令第12条第１号又は第２号に該当するものは、次の事項を記載する。

①　事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第12条第１号又は第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

（２）令第12条第１号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

（３）令第12条第２号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項は、別表７により記載する。

（４）法第28条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表８により記載する。

（５）法第29条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表９により記載する。

（６）法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表10により記載する。

（７）法第31条の特例措置（会社法第465条第１項の規定の適用についての特例措置を除く。）の適用を受ける場合にあっては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表11により記載する。

別表１

特別事業再編のために行う措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する措置
法第２条第17項第２号の要件		
イ　新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
ロ　商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化		
ハ　商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化		
ニ　新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による商品の生産に係る費用低減		

法第２条第18項の要件	実施する措置の内容及びその実施する時期	措置の相手方となる他の事業者の関係	期待する措置
一　吸収合併			
二　吸収分割			
三　株式交換			
四　株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）			

	五　事業又は資産の譲受け			
	六　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）			

（注）

１．特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編のために行う措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。

２．実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。

（１）吸収合併については、吸収合併する会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに合併比率及び合併期日を記載する。

（２）吸収分割については、吸収分割する会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに吸収分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

（３）株式交換については、株式交換をする会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。

（４）株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、株式交付に際して譲り受ける株式に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。

（５）事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産に係る事業者の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。

（６）他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）を記載する。

３．措置の相手方となる他の事業者との関係については、当該措置を行う前における当該他の事業者の株式保有比率及び当該他の事業者の役員のうち申請事業者の派遣役員が占める割合を記載する。

４．期待する措置について、租税特別措置法第80条第２項の特例措置の適用を受ける場合にあっては、申請事業者が中小企業者又は中堅企業者であって、登録免許税法の施行地に本店又は主たる事務所（個人にあっては、住所又は居所）を有する法第２条第18項に規定する中小企業者又は中堅企業者である場合に限られる。

５．法第２条第18項各号に掲げる措置については、特別事業再編計画に従って行う他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の対価として交付する金銭その他の財産の価額が1億円以上であることを「実施する措置の内容及びその実施する時期」の欄に記載する。

別表２

特別事業再編に伴う設備投資の内容

（単位：百万円）

	設備投資所要資金額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表３

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

（土地）　（単位：㎡）

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

（家屋）　（単位：㎡）

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

（注）譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表４

特別事業再編の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表５

申請の日前５年以内における他の事業者（関係事業者及び外国関係法人を除く。）の経営の支配又は経営資源の取得の実績等

法第２条第18項の要件	措置の内容及び実施時期	措置の相手方となった他の事業者との関係	対価として交付した金銭その他の財産の価額（対価の額が１億円以上のものに限る。）	措置の相手方となった他の事業者の特別事業再編計画への関与
一　吸収合併				
二　吸収分割				
三　株式交換				
四　株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）				
五　事業又は資産の譲受け				
六　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）				

（注）

１．実施した措置の内容については、次の事項を記載する。

（１）吸収合併については、吸収合併した会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。

（２）吸収分割については、吸収分割した会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。

（３）株式交換については、株式交換をした会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。

（４）株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、株式交付に際して譲り受ける株式に係る会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。

（５）事業又は資産の譲受けについては、譲り受けた事業又は資産に係る事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名並びに譲り受けた事業又は資産の内容を記載する。

（６）他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、取得した株式又は持分に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに取得した株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）を記載する。

２．措置の相手方となった他の事業者との関係については、当該措置を行う前における当該他の事業者の株式保有比率及び当該他の事業者の役員のうち申請事業者の派遣役員が占める割合を記載するとともに、当該他の事業者が外国法人でないことを記載する。

３．措置の相手方となった他の事業者の特別事業再編計画への関与については、当該他の事業者が、当該特別事業再編計画による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を目指す事業部門に含まれている場合には、〇印を記載する。

４．対価として交付した金銭その他の財産の価額については、1億円以上であることを記載する。

別表６

特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

調達先／費用	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所 要 額					

（注）

１．「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。

２．出資について法第33条の規定に基づく中小企業投資育成株式会社による出資を受ける期待がある場合には、その旨を「備考」に記載する。

３．社債又は資金の借入れについて法第34条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

４．産業競争力強化法施行規則第17条第４項に規定する特別事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表７

１．事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

（単位：百万円）

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	（　年　月期現在）	（　年　月期現在）
国内売上高合計額の算出の根拠		

２．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

（注）

１．事業再編関連措置を行う事業者が３者以上の場合は、１．中「乙」に続けて、３者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。

２．国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。

３．国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第２項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（特別事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。

４．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表８

特別事業再編に伴う二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

①　（二以上の事業者が共同して特別事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載） 当該二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容	
②　（法第28条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる行為又は同条第５項の株式等売渡請求（以下別表８において「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載） 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容	

（注）①には、二以上の事業者が共同して特別事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。

②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表９

特別事業再編に伴う法第29条第１項に規定する株式の併合の内容

①　資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
②　一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

（注）①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。

②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表10

特別事業再編に伴う法第30条第１項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

①　（公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の２第６項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表10において同じ。）の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
②　（公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限	
③　①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
④　法第30条第１項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数	
⑤　法第30条第１項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

（注）

１．①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

２．②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。

３．公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。

４．公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。

５．⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表11

特別事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

①　特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
②　事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	

（注）①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第１項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあってはその旨、当該場合以外の場合にあってはその旨及びその理由も記載する。

様式第四十八の二を次のように改める。

様式第四十八の二（第48条第１項関係）

年度における認定特別事業再編計画の実施状況報告書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで認定を受けた特別事業再編計画の　　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．特別事業再編計画の目標の達成状況
２．実施した特別事業再編計画の内容及び適用を受けた措置の内容
３．特別事業再編計画に伴う労務に関する事項
４．表明保証保険契約（他の会社の株式又は持分の取得に基因し、又は関連して生ずる損害を補填する保険に係る契約）の締結（□有／□無）
（当該契約を締結している場合）
５．支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）は５億円以下である（□）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．特別事業再編計画の目標の達成状況
（１）特別事業再編に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
（２）生産性の向上を示す数値の達成状況（認定特別事業再編計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
（３）財務内容の健全性の向上を示す数値（認定特別事業再編計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
（４）需要の開拓を示す数値を記載する。
２．実施した特別事業再編計画の内容及び適用を受けた措置の内容については、次の別表により、認定特別事業再編事業者及び関係事業者又は外国関係法人が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
（１）法第33条第１項の規定の適用を受けた投資事業有限責任組合から資金を調達した場合であって、様式第19の別表５（注）２．に記載した措置を実施したときは、その旨を記載する。
（２）社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
（３）指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。また、特別事業再編計画においては、設備投資額が指定金融機関からの融資額よりも金額が少ない場合にはその理由も併せて記載する。
（４）中小企業投資育成株式会社による出資等を受けた場合には、その旨を記載する。
（５）株式会社日本政策金融公庫から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
３．特別事業再編計画に伴う労務に関する次の事項について、計画と実績を対比させて記載する。
（３）から（６）までについては、最終年度の報告において計画期間全体の数値も報告する。また、特別事業再編計画の初年度の報告においては、計画の期間内において雇用者給与等支給額（租税特別措置法第10条の５の４第４項第７号又は第42条の12の５第４項第８号に規定する雇用者給与等支給額をいう。）を改善する旨を従業員に表明した旨を証する書面を添付する。
（１）特別事業再編計画の開始時期の従業員数
（２）当該事業年度末の従業員数
（３）当該事業年度中、特別事業再編計画に充てた従業員数
（４）（３）のうち、新規採用された従業員数
（５）特別事業再編計画に伴い当該事業年度中に出向し、又は解雇された従業員数
（６）雇用者給与等支給額の額及び前年度からの増加率
４．表明保証保険契約の締結
表明保証保険契約の締結については、締結の有無について記載し、締結をしている場合には、支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）を証する書類を添付する。

別表
実施した特別事業再編計画の内容及び適用を受けた措置の内容

区　分	計　画	実　績
実施内容等		

附　則

（施行期日）
１　この命令は、令和八年四月一日から施行する。
（経過措置）
２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（この命令による改正前の産業競争力強化法施行規則様式第十九を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
３　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

復興庁令

○復興庁令第二号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十四条第一項、第八十五条の二第一項及び第四項、第八十五条の五並びに第八十五条の七の規定に基づき、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第八十四条第一項の復興庁令で定める事業） **第三十九条**　法第八十四条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野のいずれかに該当する事業であって、次に掲げるもの イ　新たな製品若しくは新技術の研究開発の推進又はその成果の活用に資する事業 ロ　企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業 ハ　先進的な技術の活用又は既存の技術の改良若しくは高度化による新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業 二　前号に掲げる事業のほか、新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域（法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域をいう。以下同じ。）における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるもの ［号を削る。］ ２　前項第二号に掲げる事業は、法第八十五条の六に規定する新産業創出等推進事業に含まれないものとする。 （新産業創出等推進事業実施計画の認定の申請） **第四十条**　法第八十五条の二第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（以下この項において「申請者」という。）は、新産業創出等推進事業実施計画（同項に規定する新産業創出等推進事業実施計画をいう。次項及び第三項において同じ。）その他の事項について記載した別記様式第二十九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。 ［一～四　略］ ２　［略］ ３　認定事業者（法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）である法人について合併又は分割があったときは、認定新産業創出等推進事業実施計画（同条第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画をいう。以下同じ。）に係る新産業創出等推進事業（法第八十四条第一項に規定する新産業創出等推進事業をいう。以下同じ。）の全部を承継した法人に係る同条第二項第二号に規定する実施期間は、同条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた新産業創出等推進事業実施計画の実施期間とする。	（法第八十四条第一項の復興庁令で定める事業） **第三十九条**　法第八十四条第一項の復興庁令で定める事業は、法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他の復興庁令で定める分野のいずれかに該当する事業であって、次に掲げるものとする。 一　新たな製品若しくは新技術の研究開発の推進又はその成果の活用に資する事業 二　企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業 三　先進的な技術の活用又は既存の技術の改良若しくは高度化による新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業 ［項を加える。］ （新産業創出等推進事業実施計画の認定の申請） **第四十条**　法第八十五条の二第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（以下この項及び次項において「申請者」という。）は、新産業創出等推進事業実施計画（同項に規定する新産業創出等推進事業実施計画をいう。第三項及び第四項において同じ。）その他の事項について記載した別記様式第二十九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。 ［一～四　同上］ ２　［同上］ ３　認定事業者（法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）である法人について合併又は分割があったときは、認定新産業創出等推進事業実施計画（同項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画をいう。以下この項において同じ。）に係る新産業創出等推進事業の全部を承継した法人に係る同条第二項第二号に規定する実施期間は、同条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた新産業創出等推進事業実施計画の実施期間とする。

（認定新産業創出等推進事業実施計画の変更の認定の申請）

第四十一条　法第八十五条の二第四項の規定により認定新産業創出等推進事業実施計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、当該変更の内容その他の事項について記載した別記様式第三十一による申請書に前条第一項各号に掲げる書類のうち当該認定新産業創出等推進事業実施計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

［２・３　略］

（法第八十五条の五の復興庁令で定める減価償却資産）

第四十三条　法第八十五条の五の復興庁令で定める減価償却資産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一の上欄に掲げる器具及び備品のうち、認定新産業創出等推進事業実施計画に係る新産業創出等推進事業（第三十九条第一項第一号に掲げる事業に限る。以下この条及び次条において同じ。）の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、当該新産業創出等推進事業の用に供することを直接の目的とするものとする。

（法第八十五条の七の復興庁令で定める労働者）

第四十四条　法第八十五条の七の復興庁令で定める労働者は、次に掲げる者とする。

一　［略］

二　次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）

イ　平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に雇用されていた者

ロ　［略］

三　認定事業者（第三十九条第一項第一号に掲げる事業を行うものに限る。）の事業所において雇用する労働者のうち、次に掲げる者（前二号に掲げる者を除く。）

［イ・ロ　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この庁令は、令和八年四月一日から施行する。

○復興庁令第三号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条から第十九条までを次のように改める。

第八条から第十九条まで　削除

別記様式第二の一から別記様式第七の十四までを次のように改める。

別記様式第二の一から別記様式第七の十四まで　削除

附　則

この庁令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

（認定新産業創出等推進事業実施計画の変更の認定の申請）

第四十一条　法第八十五条の二第四項の規定により認定新産業創出等推進事業実施計画（同条第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画をいう。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定事業者は、当該変更の内容その他の事項について記載した別記様式第三十一による申請書に前条第一項各号に掲げる書類のうち当該認定新産業創出等推進事業実施計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

［２・３　同上］

（法第八十五条の五の復興庁令で定める減価償却資産）

第四十三条　法第八十五条の五の復興庁令で定める減価償却資産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一の上欄に掲げる器具及び備品のうち、認定新産業創出等推進事業実施計画に係る新産業創出等推進事業の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、当該新産業創出等推進事業の用に供することを直接の目的とするものとする。

（法第八十五条の七の復興庁令で定める労働者）

第四十四条　法第八十五条の七の復興庁令で定める労働者は、次に掲げる者とする。

一　［同上］

二　次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）

イ　平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域（法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域をいう。ロにおいて同じ。）内に所在する事業所に雇用されていた者

ロ　［同上］

三　認定事業者の事業所において雇用する労働者のうち、次に掲げる者（前二号に掲げる者を除く。）

［イ・ロ　同上］

省令

○総務省令第五十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十三条及び福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十六条等の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令

（東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
所得税法等の一部を改正する法律附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 （旧復興特区法第四十三条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号。以下「旧復興特区法」という。）第四十三条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四条第九項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和八年三月三十一日（所得税法等改正法附則第七十二条第一項又は第八十条第一項の規定によりなおその効力を有する同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「旧震災特例法」という。）第十条又は第十七条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、令和十年三月三十一日）までの間に、旧震災特例法第十条第一項、第十条の五第一項、第十七条の二第一項又は第十七条の五第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（当該事業を実施する個人事業者又は法人で旧復興特区法第三十七条第一項又は旧復興特区法第三十九条第一項に規定する指定事業者に該当するものであつて認定日から令和八年三月三十一日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。以下「指定事業者」という。）について、当該対象施設等の所在する道県が、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該道県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係るものとして次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 （法第四十三条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四十三条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第四条第九項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第一項、第十条の五第一項、第十七条の二第一項又は第十七条の五第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（当該事業を実施する個人事業者又は法人で法第三十七条第一項又は法第三十九条第一項に規定する指定事業者に該当するものであつて認定日から令和八年三月三十一日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。以下「指定事業者」という。）について、当該対象施設等の所在する道県が、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該道県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係るものとして次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　同上］

（福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条　福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十五年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十六条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画の法第十八条第四項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和十一年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十条第一項、第十七条の二第一項又は第二十五条の二の二第一項の表の第一号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「企業立地施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第二十条第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象認定事業者」という。）について、福島県が、当該企業立地施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（福島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該企業立地施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　略］ （法第三十八条に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）から令和十一年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二第一項、第十七条の二の二第一項又は第二十五条の二の三第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「復興再生施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第三十八条の確認を受けた者に限る。以下「対象確認事業者」という。）について、福島県が、法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内において当該復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該復興再生施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　略］ （法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合） **第三条**　法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画の法第七十四条第三項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和十一年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条第一項、第十七条の二第一項又は第二十五条の二の二第一項の表の第二号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第七十五条の二の指定を受けた者に限る。以	（法第二十六条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画の法第十八条第四項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十条の二第一項の表の第一号の第五欄、第十七条の二の二第一項の表の第一号の第五欄又は第二十五条の二の二第一項の表の第一号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「企業立地施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第二十条第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象認定事業者」という。）について、福島県が、当該企業立地施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（福島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該企業立地施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　同上］ （法第三十八条に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「復興再生施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第三十八条の確認を受けた者に限る。以下「対象確認事業者」という。）について、福島県が、法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内において当該復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該復興再生施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　同上］ （法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合） **第三条**　法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画の法第七十四条第三項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二第一項の表の第二号の第五欄、第十七条の二の二第一項の表の第二号の第五欄又は第二十五条の二の二第一項の表の第二号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した

下「対象指定事業者」という。）について、福島県が、当該特定事業活動施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特定事業活動施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

［二・三　略］

（法第八十五条の八に規定する総務省令で定める場合）

第四条　法第八十五条の八に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　事業税　法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画の法第八十四条第四項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和十一年三月三十一日までの間に震災特例法第十条第一項、第十一条第一項、第十七条の二第一項、第十八条第一項、第二十五条の二の二第一項の表の第三号の第五欄又は第二十六条第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「新産業創出等推進事業施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第八十五条の二第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象新産業創出認定事業者」という。）について、福島県が、当該新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該新産業創出等推進事業施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

［二・三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第五条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

○財務省令第三号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十二条の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

第三条の二第一項中「の規定により読み替えて適用される」を「において準用する」に改める。

第九条の二第一項中「場合を含む。」の下に「、第三十八条の三第五項」を加え、「含む。以下第九条の四まで」を「含む。以下この条及び第九条の四」に改める。

第十五条第一項第五号中「第五条の二第五項」を「第五条の二の二第五項」に改める。

第十七条第三項中「第二条第二項」を「第九条第二項」に、「第三条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附　則

この省令は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の二第一項の改正規定及び第十五条第一項第五号の改正規定　令和八年四月一日

二　第十七条第三項の改正規定　令和九年四月一日

者（法第七十五条の二の指定を受けた者に限る。以下「対象指定事業者」という。）について、福島県が、当該特定事業活動施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特定事業活動施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

［二・三　同上］

（法第八十五条の八に規定する総務省令で定める場合）

第四条　法第八十五条の八に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　事業税　法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画の法第八十四条第四項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に震災特例法第十条の二第一項の表の第三号の第五欄、第十一条第一項、第十七条の二の二第一項の表の第三号の第五欄、第十八条第一項、第二十五条の二の二第一項の表の第三号の第五欄又は第二十六条第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「新産業創出等推進事業施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第八十五条の二第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象新産業創出認定事業者」という。）について、福島県が、当該新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該新産業創出等推進事業施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

［二・三　同上］

○財務省令第十七号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）の一部の施行に伴い、並びに所得税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十三号）附則第九条第二項第八号、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百二十条第六項、第二百二十条、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項及び第三項並びに第二百二十八条第二項並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二十条の二第三号、第百二十三条第一項、第百四十四条第一項第一号ホ、第二百十七条第四号、第二百六十二条第一項第六号及び第五項並びに第二百六十七条第二項の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（非課税とされる通勤手当に係る駐車場等の要件等）

第二条の二　令第二十条の二第三号（非課税とされる通勤手当）に規定する財務省令で定める要件は、同号に規定する交通用具の駐車のための施設が、その受ける同条に規定する通勤手当に係るその者の勤務する場所の周辺又はその者が通勤のため利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあることとする。

2　令第二十条の二第三号に規定する財務省令で定める金額は、同号に規定する駐車場等（以下この項において「駐車場等」という。）の料金の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（その者が二以上の駐車場等を利用する場合には、それぞれの駐車場等の料金の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額）に相当する金額とする。

一　当該駐車場等の料金が月を単位として定められている場合　当該料金の額（一月を超える期間で一月の整数倍の期間を単位として定められている場合にあつては、当該駐車場等の料金の額を当該整数倍の倍数で除して計算した金額）

二　当該駐車場等の料金が年を単位として定められている場合　当該料金の額を十二（一年を超える期間で一年の整数倍の期間を単位として定められている場合にあつては、十二に当該整数倍の倍数を乗じた数）で除して計算した金額

三　当該駐車場等の料金がその利用の都度負担するものとして定められている場合　次に掲げるいずれかの金額

イ　その者が通勤のためその利用の都度負担した当該料金の額の一月間の合計額

ロ　その利用一回に負担すべき当該料金の額に、一月当たりのその者が通勤のため当該駐車場等を利用した回数を乗じて計算した金額

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、その者が通勤のためその利用の都度負担する当該料金の額の一月間の合計額に相当する金額として合理的な方法により計算した金額

四　前三号に掲げる場合以外の場合　年間駐車場等料金相当額（当該駐車場等の料金の額に三百六十五を乗じてこれを当該料金の算定の基礎となつた期間に相当する日数で除して計算した金額その他の合理的な方法により計算した金額をいう。）を十二で除して計算した金額

第二十八条第五号中「坑道及び」を「坑道、」に、「鉱業権」を「減価償却資産の範囲」に、「除く。」を「除く。）及び貯留権」に、「に係る」を「及び貯留権に係る」に改める。

第三十五条中「法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で」を削り、同条各号を次のように改める。

一　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと。

二　法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの

イ　債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ　行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

第四十条の九第一項第一号中「専攻科」を「別科」に改め、同項第二号中「授業時間数が千七百時間」を「単位数が六十二単位」に改める。

第四十条の十を削り、第四十条の十の二を第四十条の十とする。

第四十七条の二第三項第一号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同号イ(1)中「令第二百十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人」を「次に掲げる者」に、「当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第七十八条第二項第三号に規定する寄附金である」を「それぞれ次に定める」に改め、同号イ(1)に次のように加える。

(i)　令第二百十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人　当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第七十八条第二項第三号に規定する寄附金である旨

(ii)　法第七十八条第二項第四号に規定する公益信託の受託者　当該特定寄附金が当該公益信託に係る信託事務に関連する同号に規定する寄附金である旨

第四十七条の二第三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第十一項第一号中「生徒」を「学生又は生徒」に改め、同号イ中「掲げる事項」を「定める事項」に、「該当する」を「、同項第三号に掲げる課程である場合には同号に定める事項に、同項第四号に掲げる課程である場合には同号に定める事項に該当する」に改め、同号ロ中「掲げる事項」を「定める事項」に、「該当する」を「、同項第三号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に定める事項に、同項第四号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に定める事項に該当する」に改め、同項第二号中「第十一条の三第二項第二号に掲げる事項」を「第十一条の三第二項第四号に定める事項」に改め、同条第十四項第一号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　確定申告書に社会保険料控除（法第七十四条第二項第五号（社会保険料控除）に掲げる社会保険料に係るものに限る。）に関する事項を記載する場合　当該申告書に記載した令第二百六十二条第一項第二号に規定する社会保険料の金額

第五十三条第一項第六号中「未成年者口座内上場株式等の配当等」を「非課税口座内上場株式等の配当等」に改め、同項第七号中「第九条の九第二項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）」を「第九条の八第二項（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）」に、「みなされた」を「される」に、「未成年者口座内上場株式等の配当等」を「非課税口座内上場株式等の配当等」に改め、「、第九条の二第二項」を削り、同項第九号中「第三十七条の十四の二第八項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）」を「第三十七条の十四第八項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）」に、「未成年者口座が」を「非課税口座が」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四の二第二十八項若しくは第三十七条の十四第四十二項若しくは第四十三項ただし書」を「第三十七条の十四第四十二項若しくは第四十三項ただし書」に改める。

第六十条第二項中「第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）」を「第二条第一項第十六号（定義）」に改める。

第六十六条の七の二中「第四十条の十二」を「第四十条の十二」に、「おいて」を「おいて準用する」に、「の規定を準用する財務省令で定める書類」に改める。

別表第二㊱の表の備考5中「第29条の４第１項」を「第29条の３」に、「同項」を「同条」に改める。

別表第五㈠の表の備考２⑼中「に掲げる」を「又は第５号に掲げる」に、「該当」を「租税特別措置法第３条第１項第５号該当」に改める。

別表第五㈨の表の備考２⑾中「第37条の10第３項第８号」を「第37条の10第３項第８号イ」に改め、「同族会社」の次に「又は同号ロに規定する特定法人」を、「総合課税適用分」の次に「又は「租税特別措置法第37条の10第３項第８号により総合課税適用分」」を加え、同表の備考２⑿ヨ中「第37条の14第12項」を「第37条の14第18項」に、「同条第７項第２号」を「同条第13項第２号」に、「同条第21項第２号」を「同条第27項第２号」に改め、同表の備考２⑿ロ中「第37条の14第22項」を「第37条の14第28項」に、「同条第21項第２号」を「同条第27項第２号」に改める。

別表第五㈩の表の備考１中「第90条の５の」を削り、「規定する市場デリバティブ取引に該当するもの」の次に「（租税特別措置法第41条の14第１項第２号に規定する金融商品先物取引等に該当するものを除く。）」を加え、「暗号資産デリバティブ取引のうち同号」を「暗号資産デリバティブ取引のうち法第224条の５第１項第４号」に改め、「店頭デリバティブ取引に該当するもの」の次に「（租税特別措置法第41条の14第１項第２号に規定する金融商品先物取引等に該当するものを除く。）をいう。４⑺において同じ。）、市場特定暗号資産デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ取引のうち法第224条の５第１項第４号に規定する市場デリバティブ取引に該当するもの（租税特別措置法第41条の14第１項第２号に規定する金融商品先物取引等に該当するものに限る。）をいう。４⑺において同じ。）、店頭特定暗号資産デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ取引のうち法第224条の５第１項第６号に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの（租税特別措置法第41条の14第１項第２号に規定する金融商品先物取引等に該当するものに限る。）」を加え、同表の備考４㈦中「店頭暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と」の次に「、市場特定暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあつては「市場特定暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、店頭特定暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあつては「店頭特定暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と」を加える。

別表第六㈠の表の備考２⑷中「租税特別措置法」の次に「第29条の４第４項の規定の適用がある場合には同項の規定に規定する給与所得の金額に相当する金額とし、同法」を加え、「、当該」を「残額とする。」に改め、同表の備考２⑸中「租税特別措置法」の次に「第29条の４第４項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とし、同法」を加え、「、当該」を「当該」に、「残額」を「残額とする」に改め、同表の備考２⑿ニ中「、同条第10項」を「又は同条第６項」に改め、「又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する住宅の増改築等」及び「又は第41条の３の２第18項」を削り、「第41条第16項」を「第41条第12項」に改め、同表の備考２⑿ヌ中「に規定する特例住宅借入金等の金額若しくは同条第10項」を削り、「若しくは同条第15項」を「、同条第11項」に、「若しくは同条第18項」を「又は同条第14項」に改め、「又は同法第41条の３の２第１項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第５項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額若しくは同条第８項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額」を削り、同表の備考２⑿ミを削り、同表の備考２⑿ヲを同表の備考２⑿ミに、同表の備考２⑿ワをヨに、同表の備考２⑿カをワに改める。

別表第六㈡の表の備考２⑷イ中「令和７年法律第13号）附則第10条第３項」を「令和８年法律第12号）附則第11条第２項」に改める。

別表第七㈠の表の備考２⑼ト中「同条第１項第１号から第４号まで」を「同条第１項各号」に改める。

別表第八㈡の表の備考２⑻中「第37条の10第３項第８号」を「第37条の10第３項第８号イ」に改め、「同族会社」の次に「又は同号ロに規定する特定法人」を、「総合課税適用分」」の次に「又は「租税特別措置法第37条の10第３項第８号により総合課税適用分」」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第六㈠の改正規定（同表の備考２⑷に係る部分及び同表の備考２⑸に係る部分に限る。）及び別表第六㈢の表の備考２⑷㈠の改正規定並びに附則第五条並びに第六条第三項及び第四項の規定　令和八年十二月一日

二　第四十七条の二第十四項第一号の改正規定、第五十三条の改正規定及び別表第五㈨の表の備考２⑿の改正規定　令和九年一月一日

三　第二十八条第五号の改正規定　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

四　第三十五条の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

五　第六十条第二項の改正規定及び別表第五㈩の改正規定並びに附則第六条第二項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第四十条の九第一項第二号の規定は、個人がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した同項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（特定公益信託の信託財産の運用の方法等に関する経過措置）

第三条　所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令第二百十七条の二第三項第八号の規定に基づく改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第四十条の十第二項の規定は、なおその効力を有する。

（確定所得申告書に添付すべき書類等に関する経過措置）

第四条　個人が所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により同項に規定する金銭を所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして同条第一項の規定を適用する場合には、旧規則第四十七条の二第三項第二号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「法第七十八条第三項の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この号において「令和六年改正法」という。）附則第三条第一項（寄附金控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の」と、同号イ中「法第七十八条第三項」とあるのは「令和六年改正法附則第三条第一項」と、同号ロ中「令第二百十七条の二第三項」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）附則第四条（特定公益信託の要件等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令第二百十七条の二第三項」とする。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十三号）附則第九条第二項第八号に規定する財務省令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等（所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付である公的年金等

二　総務大臣が外国人（日本国政府又はその機関との契約に基づき勤務した外国人が退職した場合におけるその勤務した期間が十七年以上であり、かつ、その勤務した期間における功績が顕著であると総務大臣が認めた当該外国人に限る。）に支給する終身の年金である公的年金等

（書式に関する経過措置）

第六条　新規則別表第五㈠、別表第五㈹（同表の備考2㈾に係る部分に限る。）及び別表第八㈢に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十五条第一項又は第二百二十八条第二項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書について適用し、施行日前にこれらの規定により提出したこれらの規定に規定する調書については、なお従前の例による。

2　新規則別表第五㈭に定める書式は、附則第一条第五号に定める日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

3　新規則別表第六㈠（同表の備考2㈣に係る部分及び同表の備考2㈤に係る部分に限る。）に定める書式は、令和八年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

4　新規則別表第六㈢に定める書式は、令和八年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき同項に規定する公的年金等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

5　前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書又は源泉徴収票に、新規則別表第五㈠、別表第五㈹、別表第五㈭、別表第六㈠、別表第六㈢及び別表第八㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

○財務省令第十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）の一部及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十四号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、並びに法人税法を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

法人税法施行規則等の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号を次のように改める。

五　医師会法人等の受ける診療報酬又は利用料の額が、当該事業年度を通じて、次に掲げる当該診療報酬又は利用料の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であること。

イ　ロに掲げるもの以外のもの　健康保険法基準額（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第八十五条第二項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第八十五条の二第二項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。ロにおいて同じ。）その他これに準ずる額以下の額

ロ　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）　健康保険法基準額に三を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているもの

第五条の二第一項第一号を次のように改める。

一　当該農業協同組合連合会が自費患者から受ける診療報酬の額が次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であり、かつ、その行う診療の程度が健康保険法第七十二条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

イ　ロに掲げるもの以外のもの　健康保険法基準額（健康保険法第七十六条第二項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第八十五条第二項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第八十五条の二第二項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。ロにおいて同じ。）その他これに準ずる額以下の額

ロ　医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）　健康保険法基準額に三を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないもの

第六条第二号ニ及びホ中「、ロ又はハ」を「からハまで」に改め、同号ト中「、ロ、ハ又はニ」及び「、ロ、ハ及びニ」を「からニまで」に改め、同条第三号中「健康保険法第七十六条第二項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第八十五条第二項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これらに準ずる額以下」を「次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額」に、「が同法」を「が健康保険法」に、「次号のイ」を「次号イ」に改め、同号に次のように加える。

イ　ロに掲げるもの以外のもの　健康保険法基準額（健康保険法第七十六条第二項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第八十五条第二項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額、同法第八十五条の二第二項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。ロにおいて同じ。）その他これに準ずる額以下の額

ロ　医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）　健康保険法基準額に三を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているもの

第六条第四号中「次の」を削り、同号ロ中「第十一条第二号」を「第十一条第一項第二号」に改め、同条第六号中「、ヘ又はトに規定する」を「からトまでに掲げる」に改める。

第七条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「技芸教授業」を「収益事業の範囲」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「専攻科」を「別科」に、「修業期間」を「修業期間。次号において同じ。」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　その一年間の授業時間数（普通科、別科その他これらに準ずる区別がある場合には、それぞれの授業時間数。イにおいて同じ。）が六百八十時間以上であること（学校教育法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校の課程にあつては、次に掲げる当該課程の区分に応じそれぞれ次に定める事項に該当すること。）。

イ　学校教育法第百二十五条第一項（専修学校の課程）に規定する高等課程又は一般課程　次に掲げる学科の区分に応じそれぞれ次に定める事項に該当すること。

(1)　昼間学科（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第一号（学科）に規定する昼間学科をいう。ロ(1)において同じ。）　その一年間の授業時間数が八百時間以上であること。

(2)　夜間等学科（専修学校設置基準第四条第一項第二号に規定する夜間等学科をいう。ロ(2)において同じ。）　その一年間の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。

(3)　通信制の学科（専修学校設置基準第四条第一項第三号に規定する通信制の学科をいう。ロ(2)において同じ。）　その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数で除して計算した単位数が十七単位以上であること。

ロ　学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程　その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数で除して計算した単位数が次に掲げる学科の区分に応じそれぞれ次に定める単位以上であること。

(1)　昼間学科　三十一単位

(2)　夜間等学科又は通信制の学科　十七単位

ハ　学校教育法第百二十五条の二第一項（専攻科）に規定する専攻科の課程　その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数で除して計算した単位数が三十一単位以上であること。

第七条第四号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第五号及び第六号中「行なわれ」を「行われ」に改める。

第十四条第五号中「坑道及び」を「坑道、」に、「鉱業権」を「減価償却資産の範囲」に、「除く。」を「除く。）及び貯留権」に、「に係る」を「及び貯留権に係る」に改める。

第二十二条の四第六号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション再生組合、同法第百十六条（マンション等売却事業」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、同法第百六十三条の二（マンション除却事業の実施）に規定するマンション除却組合」に改める。

第二十三条の二第一項第一号中「専攻科」を「別科」に改め、同項第二号中「授業時間数が千七百時間」を「単位数が六十二単位」に改める。

第二十三条の四を削る。

第二十四条第四号を次のように改める。

四　法第三十七条第五項に規定する公益信託の信託財産とするために寄附金を支出した場合　当該寄附金が当該公益信託に係る信託事務に関連する同項に規定する寄附金である旨の当該公益信託の受託者が証する書類

第二十五条の二中「法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で」を削り、同条各号を次のように改める。

一　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと。

二　法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの

イ　債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ　行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

第二十六条の四第三項中「第百十三条の二第四項第二号」を「第百十三条の二第四項第三号」に改める。

第二十七条の十四第二号中「第二十条の二十三第七号」を「第二十条の二十二第七号」に改め、同条第九号及び第十号を次のように改める。

九　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の七第十一項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）（同法第六十五条の八第十六項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項第六号に掲げる事項に準ずる事項

十　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の七第十一項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）（同法第六十五条の八第十六項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項第六号に掲げる事項に準ずる事項

第二十七条の十四第十二号を次のように改める。

十二　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の七第十一項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）（同法第六十五条の八第十六項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項第六号に掲げる事項に準ずる事項

第二十七条の十四に次の一号を加える。

十三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の七第十一項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）（同法第六十五条の八第十六項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）及び第六十五条の八第三項の規定の適用に係る租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項第六号及び第五項第六号に掲げる事項に準ずる事項

第三十八条の三中「第八十二条の三第七項各号」を「第八十二条の三第八項各号」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第三十八条の十六第十六項中「第八十二条の三第十三項」を「第八十二条の三第十四項」に改め、同条第二十四項中「第三十八条の二十八第二十九項第一号」を「第三十八条の二十八第三十項第一号」に改める。

第三十八条の二十七第三項第一号中「所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を加える。

第三十八条の二十八第三項第一号二中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ヲ(1)(ii)及び(2)(ii)中「（当該」を「（当該繰延税金資産のうち第二十項第一号又は第二号に掲げる金額を除く。(ii)において同じ。）（当該」に改め、同項第二号ロ中「第二十項又は第二十一項」を「第二十一項又は第二十二項」に改め、同条第四項第一号イ中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項第四号中「並びに次条第七項及び第九項第二号ロ」を削り、同条第十一項第二号中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第十三項第三号中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同条第十六項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同条第十七項中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同条第十九項中「次項並びに第二十一項」を「第二十一項並びに第二十二項」に改め、同条第三十二項を同条第三十三項とし、同条第二十七項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十六項中「第二十二項又は第二十四項」を「第二十三項又は第二十五項」に、「第二十一項又は第二十二項」を「第二十二項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20　移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債のうちに次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとする。

一　令和三年十二月一日以後にされた国若しくは地域又はその地方公共団体との税額控除等（対象租税の額から一定の金額を控除することその他の対象租税を軽減し、又は免除することをいう。以下この号において同じ。）に係る取決め（当該税額控除等の額に係る繰延税金資産を計上するためにされたものに限る。）が存在することその他これに準ずる事由により計上された繰延税金資産

二　法人税に相当する税に関する法令（令和三年十二月一日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に新たに制定されたものに限る。次号において同じ。）の規定により、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債

三　法人税に相当する税に関する法令の規定により、当該法令が施行された日を含む対象会計年度の五対象会計年度前の対象会計年度開始の日前に生じた欠損の金額が繰り越されることにより計上された繰延税金資産

第三十八条の二十九第七項中「（特定外国子会社合算税制等に係るものを除く。第二号において同じ。）」を削り、同条第九項第二号を次のように改める。

二　特定配分可能当期対象租税額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ　配分可能当期対象租税額のうち配分会社等に適用される特定法人税法に係る部分の金額（所得税法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収の方法又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに類するものにより課される部分の金額を除く。）

ロ　イの配分会社等に係る特定調整後国外所得金額等以外の所得の金額（適格給付付き税額控除額又は令第百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格適用者変更税額控除額を当該所得の金額に係る益金の額としていない場合にはこれらの金額を当該所得の金額に加算した金額とし、同条第三項第十一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除の額を当該所得の金額に係る益金の額としている場合には当該税額控除の額を当該所得の金額から減算した金額とする。）のみについてイの特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額として当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

第三十八条の三十二第九項第二号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第三十八条の三十四の次に次の一条を加える。

（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）

第三十八条の三十四の二　令第百五十五条の四十二の二第一項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）に規定する特定費用の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、同項の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の同項の対象会計年度に係る特定費用の額（令第百五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）中「有形資産（次号に規定する特定資産を除く。）」とあるのを「有形資産」と読み替えた場合における同号に掲げる金額につき、同条第二項から第四項までの規定に準じて計算した金額をいう。）の合計額とする。

2　令第百五十五条の四十二の二第一項に規定する特定資産に係る償却費の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、同項の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の同項の対象会計年度に係る特定償却費の額（令第百五十五条の三十八第一項第二号中「の帳簿価額を基礎として財務省令で定めるところにより計算した金額」とあるのを「に係る償却費の額」と、第三十八条の三十一第七項（構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）中「の同号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額」とあるのを「に係る償却費の額」と、同条第八項中「第五項」とあるのを「令第百五十五条の三十八第一項（第二号に係る部分に限る。）」と、「の同項各号に定める金額は、当該金額」とあるのを「に係る同項第二号に規定する償却費の額は、当該償却費の額」と読み替えた場合における同号に掲げる金額につき、令第百五十五条の三十八第二項から第四項までの規定に準じて計算した金額をいう。）の合計額とする。

3　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（令第百五十五条の四十二の二第一項に規定する国別特別税額控除等相当額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る令第百五十五条の四十二の二第一項に規定するいずれか多い金額に百分の五・五の割合を乗じて計算した金額は、減価償却資産総額に百分の一の割合を乗じて計算した金額とする。

4　前項に規定する減価償却資産総額とは、令第百五十五条の四十二の二第一項の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の減価償却資産の額（令第百五十五条の三十八第一項第二号中「をいう」とあるのを「をいい、減価償却資産又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに相当するものに限る」と読み替えた場合における同号に掲げる金額につき、同条第二項から第四項までの規定に準じて計算した金額をいう。）の合計額をいう。

5　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において第三項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において、第三項の規定は、適用しない。

6　第三項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

7　第五項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに第三項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

8　第五項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度以後の各対象会計年度における第二項の規定の適用については、第三項に規定する減価償却資産総額の計算の基礎となつた資産は、令第百五十五条の三十八第一項第二号に規定する特定資産に該当しないものとする。

9　令第百五十五条の四十二の二第二項の対象会計年度において同項の構成会社等に係る特別給付付き税額控除等相当額（同項に規定する特別給付付き税額控除等相当額をいう。以下この項、第十三項及び第十四項において同じ。）について同条第二項前段の規定の適用がある場合には、同条第一項の規定による同項の所在地国に係る法第八十二条の三第二項第一号イ(3)（国際最低課税額）に規定する国別実効税率及び同号イに規定する当期国別国際最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額及び特定国別調整後対象租税額の計算については、当該特別給付付き税額控除等相当額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び調整後対象租税額から減算する。

10　令第百五十五条の四十二の二第三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる特別税額控除等規定（同項第二号に規定する特別税額控除等規定をいい、構成会社等の所在地国における投資又は特定の事業を促進するために特別にその対象租税を軽減し、又は免除することとするものに限る。）の区分に応じ当該各号に定める金額を基礎として、当該所在地国の対象租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額とする。

一　令第百五十五条の四十二の二第三項第三号イに掲げる規定　当該規定の適用により、各対象会計年度に係る当該構成会社等の対象租税の額から控除された金額

二　令第百五十五条の四十二の二第三項第三号ロに掲げる規定　当該規定の適用により、各対象会計年度に係る当該構成会社等の対象租税の額の計算上課税標準から控除された金額（当該規定が同項第二号イに掲げる要件を満たすものであり、かつ、当該金額が当該対象租税の額の計算上通常その課税標準から控除できるものである場合にあつては、当該金額のうち当該構成会社等に係る同号イに規定する支出した金額を超える部分の金額に限る。）

三　令第百五十五条の四十二の二第三項第三号ハに掲げる規定　当該規定の適用により、各対象会計年度に係る当該構成会社等の対象租税の額の計算上課税標準に含まれないこととされた金額

四　第十二項第一号に掲げる規定　各対象会計年度に係る当該構成会社等の対象租税の額の計算上通常の税率を適用して計算した場合における対象租税の額から、当該規定の適用により通常の税率より低い税率により計算した当該対象会計年度に係る当該構成会社等の対象租税の額を控除した金額

五　第十二項第二号に掲げる規定　前各号の規定に準じて計算した金額

11　令第百五十五条の四十二の二第三項第二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げるものとする。

一　国若しくは地域又はその地方公共団体との対象租税に係る取決めが存在することその他これに準ずる事由に基づき当該対象租税が軽減され、又は免除される金額を計算することとする規定

二　個別計算所得等の金額に含まれない収入等を得るために構成会社等が各対象会計年度において支出した金額のみを基礎として対象租税が軽減され、又は免除される金額を計算することとする規定

三　令第百五十五条の四十二の二第三項第二号イに掲げる要件を満たす税額控除等規定（同項第三号に規定する税額控除等規定をいう。以下この号において同じ。）の適用により対象租税の額が軽減され、又は免除される金額が、当該金額の計算の基礎となる同項第二号イに規定する支出した金額を超えることとなる当該税額控除等規定

12　令第百五十五条の四十二の二第三項第三号ニに規定する財務省令で定める規定は、次に掲げるものとする。

一　構成会社等の対象租税の額の計算において通常の税率より低い税率を適用することとする規定

二　令第百五十五条の四十二の二第三項第三号イからハまで又は前号に掲げる規定に準ずる規定

13　令第百五十五条の四十二の二第四項の構成会社等の所在地国について同項の規定の適用がある場合において、同項の過去対象会計年度において当該構成会社等に係る特別給付付き税額控除等相当額について同条第二項前段の規定の適用があつたときは、同条第四項の規定による当該所在地国に係る令第百五十五条の四十第二項第三号（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算国別実効税率及び同項に規定する再計算当期国別国際最低課税額の計算については、当該特別給付付き税額控除等相当額を当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び調整後対象租税額から減算する。

14　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る特別給付付き税額控除等相当額についてこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該特別給付付き税額控除等相当額の一部につき令第百五十五条の四十二の二第二項の規定を適用することができる。

第三十八条の三十五第四項第二号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第三十八条の三十七第一項中「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第三十八条の三十八の次に次の一条を加える。

（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）

第三十八条の三十八の二　第三十八条の三十四の二第一項から第八項まで（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）の規定は、令第百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する令第百五十五条の四十二の二第一項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）に規定するいずれか多い金額に百分の五・五の割合を乗じて計算した金額について準用する。この場合において、第三十八条の三十四の二第一項中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十八第一項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する令第百五十五条の三十八第一項第一号」と、同条第二項中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十八第一項第二号」とあるのは「第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第一項第二号」と、「第三十八条の三十一第七項」とあるのは「第三十八条の三十六第二項（共同支配会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第三十八条の三十一第八項」と、「第百五十五条の三十八第一項（二）とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する令第百五十五条の三十八第一項（二）と、「第百五十五条の三十八第二項」とあるのは「第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第二項」と、同条第四項中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十八第一項第二号」とあるのは「第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第一項第二号」と、同条第八項中「第百五十五条の三十八第一項第二号」とあるのは「第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第一項第二号」と読み替えるものとする。

2　第三十八条の三十四の二第九項、第十三項及び第十四項の規定は、令第百五十五条の四十九の二第一項において準用する令第百五十五条の四十二の二第二項に規定する特別給付付き税額控除等相当額について準用する。この場合において、第三十八条の三十四の二第九項中「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ(3)」と、同条第十三項中「第百五十五条の四十第二項第三号」とあるのは「第百五十五条の四十第二項第三号」と読み替えるものとする。

3　第三十八条の三十四の二第十項の規定は令第百五十五条の四十九の二第一項において準用する令第百五十五条の四十二の二第三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八条の三十四の二第十一項の規定は令第百五十五条の四十九の二第一項において準用する令第百五十五条の四十二の二第三項第二号に規定する財務省令で定める規定について、第三十八条の三十四の二第十二項の規定は令第百五十五条の四十九の二第一項において準用する令第百五十五条の四十二の二第三項第三号ニに規定する財務省令で定める規定について、それぞれ準用する。

第三十八条の三十九第一項中「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第三十八条の四十三第四項に次の一号を加える。

五　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等について、移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された第三十八条の二十八第二十項第一号及び第二号（調整後対象租税額の計算）に掲げる繰延税金資産及び繰延税金負債がないものとされない場合

第三十八条の四十三の次に次の一条を加える。

（最終親会社等の所在地国に関する適用免除基準）

第三十八条の四十三の二　法第八十二条の三第七項（国際最低課税額）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件その他の国際的に認められた要件とする。

一　その国又は地域の租税に関する法令（令和十一年一月一日前に制定されたものに限る。次号及び第四号において同じ。）において、百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

二　その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額に照らして過少であると認められる場合において租税の適正な負担を求めるため当該会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して百分の十五以上の税率により租税（自国内最低課税額に係る税を除く。）を課することとされていること。

三　その国又は地域における法第八十二条の三第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)に規定する国別実効税率が基準税率を下回ることとなる可能性が低いこと。

四　その国又は地域の租税に関する法令において、他の会社等に持分を直接又は間接に有される会社等（以下この号において「子会社等」という。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない場合その他の場合において、当該子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であつて、原則として当該子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること。

五　その国又は地域の租税に関する法令において、会社等の所得に対する租税の額からその国又は地域以外の国又は地域の租税に関する法令により当該会社等の所得に対して課される租税の額を控除することができる規定（自国内最低課税額に係る税の額を控除することができるものに限る。）が設けられていること。

第三十八条の四十四第四項中「第八十二条の三第八項」を「第八十二条の三第九項」に改め、同条第五項中「第八十二条の三第八項第一号イ」を「第八十二条の三第九項第一号イ」に改める。

第三十八条の四十五第一項中「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第三十八条の五十第五項中「とする」を「とし、同号に規定する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税に関する法令の規定が最も早く施行されたと国際的に認められる日として財務省令で定める日は、令和六年十二月三十一日とする」に改め、同条に次の一項を加える。

6　法第八十二条の十一第四項に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　その国又は地域の租税に関する法令（令和八年一月一日において施行されていたものに限る。次号において同じ。）において、百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

二　その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額に照らして過少であると認められる場合において租税の適正な負担を求めるため当該会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して百分の十五以上の税率により租税（自国内最低課税額に係る税を除く。）を課することとされていること。

三　その国又は地域における法第八十二条の三第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)（国際最低課税額）に規定する国別実効税率が基準税率を下回ることとなる可能性が低いこと。

第三十八条の五十九の次に次の一条を加える。

（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）

第三十八条の五十九の二　令第百五十五条の六十八の二第一項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）に規定する特定費用の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、我が国を所在地国とする全ての構成会社等の同項の対象会計年度に係る第三十八条の三十四の二第一項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）に規定する特定費用の額の合計額とする。

2　令第百五十五条の六十八の二第一項に規定する特定資産に係る償却費の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、我が国を所在地国とする全ての構成会社等の同項の対象会計年度に係る第三十八条の三十四の二第二項に規定する特定償却費の額の合計額とする。

3　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（令第百五十五条の六十八の二第一項に規定する国内特別税額控除等相当額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る令第百五十五条の六十八の二第一項に規定するいずれか多い金額に百分の五・五の割合を乗じて計算した金額は、減価償却資産総額に百分の一の割合を乗じて計算した金額とする。

4　前項に規定する減価償却資産総額とは、我が国を所在地国とする全ての構成会社等の第三十八条の三十四の二第四項に規定する減価償却資産の額の合計額をいう。

5　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において第三項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第六項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において、第三項の規定は、適用しない。

6　第三項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

7　第五項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに第三項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

8　第五項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度以後の各対象会計年度における第二項の規定の適用については、第三項に規定する減価償却資産総額の計算の基礎となつた資産は、令第百五十五条の三十八第一項第二号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する特定資産に該当しないものとする。

9　令第百五十五条の六十八の二第二項の対象会計年度において同項の構成会社等に係る特別給付付き税額控除等相当額（同項に規定する特別給付付き税額控除等相当額をいう。以下この条において同じ。）について同項前段の規定の適用がある場合には、令第百五十五条の六十八の二第一項の規定による法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)（国内最低課税額）に規定する国内実効税率及び同号イに規定する当期グループ国内最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額及び特定国別調整後対象租税額の計算については、当該特別給付付き税額控除等相当額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び同項第一号イに規定する国内調整後対象租税額から減算する。

10　令第百五十五条の六十八の二第三項の構成会社等について同項の規定の適用がある場合において、同項の過去対象会計年度において当該構成会社等に係る特別給付付き税額控除等相当額について同条第二項前段の規定の適用があつたときは、同条第三項の規定による令第百五十五条の六十四第二項第三号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する再計算国内実効税率及び同項に規定する再計算当期グループ国内最低課税額の計算については、当該特別給付付き税額控除等相当額を当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び法第八十二条の十九第二項第一号イに規定する国内調整後対象租税額から減算する。

11　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る特別給付付き税額控除等相当額についてこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第六項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該特別給付付き税額控除等相当額の一部につき令第百五十五条の六十八の二第二項の規定を適用することができる。

第三十八条の六十四の次に次の一条を加える。

（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）

第三十八条の六十四の二　第三十八条の五十九の二第一項から第八項まで（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）の規定は、令第百五十五条の七十六の二第一項（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）において準用する令第百五十五条の六十八の二第一項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）において準用する。この場合において、第三十八条の五十九の二第一項中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する第三十八条の三十四の二第一項」と、同条第二項中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第三十八条の三十四の二第二項」とあるのは「第三十八条の三十八の二第一項において準用する第三十八条の三十四の二第二項」と、同条第四項中「全ての構成会社等の第三十八条の三十四の二第四項」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の第三十八条の三十八の二第一項において準用する第三十八条の三十四の二第四項」と、同条第八項中「第百五十五条の三十八第一項第二号」とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する令第百五十五条の三十八第一項第二号」と読み替えるものとする。

2　第三十八条の五十九の二第九項から第十一項までの規定は、令第百五十五条の七十六の二第一項において準用する令第百五十五条の六十八の二第二項に規定する特別給付付き税額控除等相当額について準用する。この場合において、第三十八条の五十九の二第九項中「第八十二条の十九第二項第一号イ⑶」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ⑶」と、同条第十項中「第百五十五条の六十四第二項第三号」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する令第百五十五条の六十四第二項第三号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と読み替えるものとする。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）

第五十九条の二　青色申告法人は、当該青色申告法人に係る関連者との間で次に掲げる取引（法第二十二条第三項第二号（各事業年度の所得の金額の計算の通則）に掲げる費用の額の基因となるものに限る。以下この条において「関連者間取引」という。）を行つた場合において、当該関連者間取引に関して受領し、又は作成した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは当該写しを、これらの書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合には当該電磁的記録を、それぞれ含む。）で、前条第一項その他法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているものに次の各号に掲げる当該関連者間取引の区分に応じ当該各号に定める事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項（次項において「特定事項」という。）を明らかにする書類（以下この条において「特定事項記載書類」という。）を取得し、又は作成し、当該特定事項記載書類を整理し、前条第二項に規定する起算日から七年間、これを納税地又は当該関連者間取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

一　当該関連者が当該青色申告法人に対して行う工業所有権等（工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの、著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号の二（定義）に規定するプログラムの同項第一号に規定する著作物をいう。以下この号及び第七項において同じ。）の譲渡又は貸付け（工業所有権等に係る権利の設定その他工業所有権等を使用させる行為を含む。以下この号において同じ。）　次に掲げる事項

イ　その譲渡又は貸付けに係る工業所有権等の明細

ロ　その譲渡又は貸付けに係る工業所有権等の当該青色申告法人において果たす機能

ハ　その譲渡又は貸付けに係る対価の額の明細及び当該対価の額の設定の方法

二　当該関連者が当該青色申告法人に対して行う役務の提供のうち次に掲げるもの　次に掲げる役務の提供の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　次に掲げるもののいずれかに該当する事業活動で、当該事業活動に要する費用の全部又は一部をその役務の提供を受ける者（以下この号において「役務被提供者」という。）が負担することを定めている契約又は協定に基づき行うもの　当該契約又は協定に基づいて行つた当該事業活動の内容及び当該契約又は協定に基づき当該青色申告法人が負担することとなる費用の額の計算の方法

⑴　その役務の提供をする者（以下この号において「役務提供者」という。）が有する産業、商業又は学術に関する知識経験その他の当該役務提供者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝その他の事業活動

⑵　専用資産（専ら役務被提供者（当該役務被提供者に係る関連者を含む。）及び役務提供者の事業の用に供することを目的とする資産をいう。）を当該役務被提供者に使用させる行為並びにその使用に係る当該専用資産の維持及び管理

ロ　役務提供者が役務被提供者に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供その他の役務の提供で当該役務提供者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの（イに掲げるものを除く。）　当該役務の提供の明細及び内容並びに当該役務の提供に係る対価の額の明細及び計算の方法

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、これらの役務の提供に類するもの　当該役務の提供の明細及び内容並びに当該役務の提供に係る対価の額の明細及び計算の方法

2　前項の場合において、同項の規定による保存に係る特定事項記載書類に記載すべき特定事項を電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第五号（定義）に規定する電子取引により取得したときは、当該特定事項に係る関連者間取引については、同項の規定は、適用しない。

3　この条において、関連者とは、法人で、第一項の青色申告法人との間に次に掲げる関係のあるものをいう。

一　二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下第五項までにおいて「発行済株式等」という。）の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係

二　二の法人が同一の者（当該者が個人である場合には、当該個人及びこれと法第二条第十号（定義）に規定する政令で定める特殊の関係のある個人。第五号において同じ。）によつてそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

三　次に掲げる事実その他これに類する事実（次号及び第五号において「特定事実」という。）が存在することにより二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係（前二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　当該他方の法人の役員の二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、当該一方の法人の役員若しくは使用人を兼務している者又は当該一方の法人の役員若しくは使用人であつた者であること。

ロ　当該他方の法人がその事業活動の相当部分を当該一方の法人との取引に依存して行つていること。

ハ　当該他方の法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該一方の法人からの借入れにより、又は当該一方の法人の保証を受けて調達していること。

四　一の法人と次に掲げるいずれかの法人との関係（前三号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　当該一の法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ロ　イ又はハに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ハ　ロに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

五　二の法人がそれぞれ次に掲げるいずれかの法人に該当する場合における当該二の法人の関係（イに規定する一の者が同一の者である場合に限るものとし、前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　一の者が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ロ　イ又はハに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ハ　ロに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

4　前項第一号の場合において、一方の法人が他方の法人の発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の法人の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の法人の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

5　前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に掲げる割合の合計割合）をいう。

一　前項の他方の法人の株主等である法人の発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資が同項の一方の法人により所有されている場合　当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二　前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の法人との間にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を当該一方の法人又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資が当該一方の法人又は他の出資関連法人によつて所有されているものに限る。）によつて所有されている場合に限る。）　当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

6　第四項の規定は、第三項第二号、第四号及び第五号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

7　第一項の青色申告法人に係る関連者が他の者（当該青色申告法人に係る他の関連者を除く。以下この項において「非関連者」という。）に対して行う譲渡等取引（第一項第一号に規定する譲渡若しくは貸付け又は同項第二号イからハまでに掲げる役務の提供をいう。以下この項において同じ。）に係る工業所有権等又は役務が当該青色申告法人に譲渡等取引によつて移転又は提供をされることが当該関連者と非関連者との間で譲渡等取引を行つた時において契約その他によりあらかじめ定まつている場合で、かつ、当該移転又は提供に係る対価の額が当該青色申告法人と当該関連者との間で実質的に決定されていると認められる場合における当該青色申告法人と当該非関連者との譲渡等取引は、当該青色申告法人と当該関連者との間で行われた取引とみなして、第一項の規定を適用する。

8　第一項又は前項の規定を適用する場合において、関連者に該当するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。

前条第三項、第五項及び第六項の規定は、特定事項記載書類の保存について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項各号に掲げる帳簿書類の」とあるのは「次条第一項に規定する特定事項記載書類の」と、同項の表の第一号中「第一項第三号に掲げる書類（帳簿代用書類に該当するものを除く。）」とあり、及び同表の第二号中「第一項各号に掲げる帳簿書類」とあるのは「次条第一項に規定する特定事項記載書類」と読み替えるものとする。

第一項の規定の適用がある場合における第二十六条の三第一項（欠損金に係る帳簿書類の保存）の規定の適用については、同項に規定する帳簿書類及び同項に規定する書類には、特定事項記載書類を含むものとする。

第六十条の二第一項中「第百七十五条第二項第三号」を「第百七十五条第二項第四号」に改める。

第六十二条中「前編第四章」の下に「（第五十九条の二（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）を除く。）」を加える。

第六十六条第一項中「次条第二項」の下に「及び第六十七条の二（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）」を加える。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）

第六十七条の二　内国法人である普通法人等は、当該普通法人等に係る関連者との間で関連者間取引（関連者を第五十九条の二第一項（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）の関連者と、当該普通法人等を同項の青色申告法人と、それぞれみなした場合における同項各号に掲げる取引（法第二十二条第三項第二号（各事業年度の所得の金額の計算の通則）に掲げる費用の額の基因となるものに限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行つた場合において、当該関連者間取引に関して受領し、又は作成した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは当該写しを、これらの書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合には当該電磁的記録を、それぞれ含む。）で、前条第二項その他法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているものに当該みなした場合における第五十九条の二第一項各号に掲げる当該関連者間取引の区分に応じ当該各号に定める事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項（次項において「特定事項」という。）を明らかにする書類（以下この条において「特定事項記載書類」という。）を取得し、又は作成し、当該特定事項記載書類を整理し、第五十九条第二項（帳簿書類の整理保存）に規定する起算日から七年間、これを納税地又は当該関連者間取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

2　前項の場合において、同項の規定による保存に係る特定事項記載書類に記載すべき特定事項を電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第五号（定義）に規定する電子取引により取得したときは、当該特定事項に係る関連者間取引については、同項の規定は、適用しない。

3　この条において、関連者とは、法人で、第一項の普通法人等との間に第五十九条の二第三項各号に掲げる関係のあるものをいう。

4　第五十九条の二第四項から第六項までの規定は前項に規定する関係について、同条第七項の規定は第一項の普通法人等に係る関連者が他の者（当該普通法人等に係る他の関連者を除く。）に対して行う同条第七項に規定する譲渡等取引について、それぞれ準用する。

5　第一項の規定又は前項において準用する第五十九条の二第七項の規定を適用する場合において、関連者に該当するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。

6　第五十九条第三項、第五項及び第六項の規定は、特定事項記載書類の保存について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項各号に掲げる帳簿書類の」とあるのは「第六十七条の二第一項（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）に規定する特定事項記載書類の」と、同項の表の第一号中「第一項第三号に掲げる書類（帳簿代用書類に該当するものを除く。）」とあり、及び同表の第二号中「第一項各号に掲げる帳簿書類」とあるのは「第六十七条の二第一項に規定する特定事項記載書類」と読み替えるものとする。

7　第一項の規定の適用がある場合における第二十六条の三第一項（欠損金に係る帳簿書類の保存）の規定の適用については、同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する帳簿及び書類には、特定事項記載書類を含むものとする。

第六十八条第五項第四号イ中「第七項」を「第八項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項第二号中「第八十二条の三第七項（同条第十三項」を「第八十二条の三第八項（同条第十四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第八十二条の三第七項又は第八項」を「第八十二条の三第八項又は第九項」に改め、同号イ中「第八十二条の三第七項又は第八項」を「第八十二条の三第八項又は第九項」に改め、同項第二号中「第八十二条の三第七項（同条第十三項」を「第八十二条の三第八項（同条第十四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に、「」、」を「」、第三十八条の三十四の二第三項若しくは第十四項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）、第三十八条の三十八の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する第三十八条の三十四の二第三項、第三十八条の三十八の二第一項において準用する第三十八条の三十四の二第三項」に改め、同条第九項中「第三十八条の二十八第二十一項」を「第三十八条の二十八第二十二項」に、「第二十三項」を「第二十四項、第三十八条の五十九の二第三項若しくは第十一項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）（法第百四十五条の六第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。次項において同じ。）」に、「又は」を「、」に、「の規定」を「、第三十八条の六十四の二第一項（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）において準用する第三十八条の五十九の二第三項（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。）又は第三十八条の六十四の二第二項において準用する第三十八条の五十九の二第十一項（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定」に改め、同条第十六項中「第三十八条の二十八第二十一項」を「第三十八条の二十八第二十二項」に、「第二十三項」を「第二十四項、第三十八条の五十九の二第三項」に、「又は同条第八項」を「、同条第八項」に、「の規定」を「又は第三十八条の六十四の二第一項において準用する第三十八条の五十九の二第三項の規定」に改める。

別表二十三の㈠中「試掘権」を「貯留権」に改める。

（法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二十三項中「法人税法施行令第百五十五条の三第二項第九号に規定する」を削り、「いずれかが改正法附則第十四条第一項又は第三項」を「いずれかがこれら」に改め、「同号に規定する」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十三項の」を「第十五項の」に、「、第十四項」を「、第十六項」に、「第十三項第二号イ」を「第十五項第二号イ」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第二十項」を「第二十二項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第十四項」を「第十六項」に、「第十七項」を「第十

九項」に、「第十四項第二号」を「第十六項第二号」に、「第十四項の」を「第十六項の」に、「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項第二号」を「第十六項第二号」に、「、第十四項」を「、第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十一項から第十四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十項中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された特定繰延税金資産等がある場合における前項の法人税等調整額は、当該特定繰延税金資産等がないものとした場合の当該法人税等調整額とする。

附則第三条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「税務処理（新規則」を「税務処理（法人税法施行規則」に改め、「（新規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）」及び「（新規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　移行対象会計年度（法人税法施行令第百五十五条の三第二項第九号に規定する移行対象会計年度をいう。第十一項及び第二十五項において同じ。）前の対象会計年度において計上された特定繰延税金資産等（繰延税金資産（法人税法施行規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）又は繰延税金負債（法人税法施行規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）がある場合における前項の法人税等調整額は、当該特定繰延税金資産等がないものとした場合の当該法人税等調整額とする。

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「新令和五年改正規則附則第三条第一項」を「法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号。以下「令和五年改正規則」という。）附則第三条第一項」に、「新令和五年改正規則附則第三条第二項」を「令和五年改正規則附則第三条第四項及び第十項」を「令和五年改正規則附則第三条第四項、第五項及び第十二項」に、「新令和五年改正規則附則第三条第五項」を「令和五年改正規則附則第三条第六項」を「令和五年改正規則附則第三条第七項」に、「新令和五年改正規則附則第三条第七項」を「令和五年改正規則附則第三条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項及び第十項」を「同条第十項から第十二項まで」に改め、同条第二項中「新令和五年改正規則附則第三条第十一項」を「令和五年改正規則附則第三条第十三項」に、「第十九項」を「第二十一項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に、「第十四項に」を「第十六項に」に、「同条第十三項第二号イ」を「同条第十五項第二号イ」に、「第十八項に」を「第二十項に」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に改め、同条第三項中「新令和五年改正規則附則第三条第十三項から第十九項まで及び第二十三項」を「令和五年改正規則附則第三条第十五項から第二十一項まで及び第二十五項」に、「新令和五年改正規則附則第三条第十五項第二号イ」を「令和五年改正規則附則第三条第十五項第二号イ」に、「第十八項に」を「第二十項に」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行規則第十四条第五号の改正規定及び同令別表二十三の㈠の改正規定　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

二　第一条中法人税法施行規則第二十五条の二の改正規定、同令第二十六条の四第三項の改正規定及び同令第六十条の二第一項の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

（収益事業の範囲に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第五号及び第六条第三号の規定は、公益法人等のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、公益法人等の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　新規則第七条第二号の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第三条　新規則第二十三条の二第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

（特定公益信託の信託財産の運用の方法等に関する経過措置）

第四条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令第七十七条の四第三項第八号の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（次条において「旧規則」という。）第二十三条の四第二項の規定は、なおその効力を有する。

（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等に関する経過措置）

第五条　法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第三十七条第六項の規定により同項に規定する金銭の額を法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額とみなして同条第九項の規定を適用する場合には、旧規則第二十四条第四号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「令第七十七条の四第三項（」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）附則第四条（特定公益信託の要件等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令第七十七条の四第三項（」と、「法第三十七条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第八条（寄附金の損金不算入に関する経過措置）」と、「令第七十七条の四第三項に」とあるのは「同項に」とする。

（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する経過措置）

第六条　新規則第三十八条の二十八及び第三十八条の四十三第四項第五号の規定並びに第二条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号。第三項において「新令和五年改正規則」という。）附則第三条の規定は、内国法人の施行日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

2　施行日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年七月一日以後に終了するものを除く。以下この条において「特定対象会計年度」という。）において、新規則第三十八条の二十八第二十項第二号に規定する法人税に相当する税に関する法令が令和六年十一月十九日前に制定された場合における繰延税金資産（同条第三項第一号イに規定する繰延税金資産をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該特定対象会計年度に係る繰延税金資産のうち同号に掲げる金額（以下この項及び次項において「特定繰延税金資産」という。）は、当該特定繰延税金資産（基準税率（法人税法第八十二条第三十一号に規定する基準税率をいう。以下この項において同じ。）を上回る法人税法施行規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する適用税率により算出された特定繰延税金資産にあっては、当該特定繰延税金資産が基準税率により算出されたものとした場合の当該算出された金額）に百分の八十の割合を乗じて計算した金額とする。

3　前項の場合において、令和六年十一月十九日以後の同項の法令の改正又は会計方針の変更その他の事情（以下この項において「法令改正等」という。）により、特定繰延税金資産につき特定対象会計年度において取り崩される金額が増加することとなったときにおける法人税法施行令第百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額（当該特定繰延税金資産に係る部分に限る。）並びに新令和五年改正規則附則第三条第四項及び第十項の法人税等調整額（当該特定繰延税金資産に係る部分に限る。）については、その増加することとなった金額はないものとみなして、同号並びに同条第四項及び第十項の規定を適用する。

4　前二項の規定は、特定対象会計年度に係る法人税法第八十二条の十九第二項第一号イ又は第五項第一号イに規定する国内調整後対象租税額を計算する場合については、適用しない。

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

第七条　法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十四号）附則第七条の規定の適用がある場合における新規則第三十八条の三十四の二及び第三十八条の三十八の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条の三十四の二第三項	グループ国際最低課税額等報告事項等（	グループ国際最低課税額等報告事項等（所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項、第五項及び第十四項において「改正法」という。）附則第十六条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等をいう。第五項及び第十四項において同じ。）（
	（法	（改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法
	（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定	の規定
第三十八条の三十四の二第五項	（法	（改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法
第三十八条の三十四の二第九項	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)	所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二条の規定（同法附則第一条第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)
第三十八条の三十四の二第十四項	（法	（改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法
第三十八条の三十八の二第二項	第八十二条の三第二項第一号イ(3)	第八十二条の二第二項第一号イ(3)
	第八十二条の三第四項第一号イ(3)	第八十二条の二第四項第一号イ(3)

2　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。附則第九条において「改正法」という。）附則第十五条の規定の適用がある場合における新規則第三十八条の四十三の二の規定の適用については、同条第三号中「法第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二条の規定（同法附則第一条第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)」とする。

（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例に関する経過措置）

第八条　新規則第五十九条の二の規定は、同条第一項の青色申告法人の施行日以後に開始する事業年度に行う同項に規定する関連者間取引について適用する。

2　新規則第六十七条の二の規定は、同条第一項の普通法人等の施行日以後に開始する事業年度に行う同項に規定する関連者間取引について適用する。

（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）

第九条　改正法附則第十六条第一項の規定の適用がある場合における新規則第六十八条（第十一項から第十七項までを除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	法第百五十条の三第一項（又は同条第四項のグループ国内最低課税額報告対象法人（同項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法人をいう。）が同条第一項又は第四項	所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この条において「改正法」という。）附則第十六条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項（が同条第一項
	同条第一項に	同項に
	又はグループ国内最低課税額報告事項等（法第百五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等をいう。以下この条において同じ。）を法第百五十条の三第一項又は第四項	を同項
第二項	法第百五十条の三第一項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項
	又はグループ国内最低課税額報告事項等を入力して	を入力して
第三項	又はグループ国内最低課税額報告事項等を送信する	を送信する
第四項	法第百五十条の三第一項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項
第五項	法第百五十条の三第一項第一号イ	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項第一号イ
第五項第二号	次に掲げる事項	イからハまでに掲げる事項及びこれらの事項について参考となるべき事項
	若しくは第四項に規定する	に規定する
	当該事項又はこれ	これらの事項又は当該これらの事項
	又は第六項の規定	の規定
第五項第三号	若しくは第四項に規定する	に規定する
	又は第六項の規定	の規定
第五項第四号イ	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)	所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二条の規定（同法附則第一条第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下第七項までにおいて「旧法人税法」という。）第八十二条の二第二項第一号イ(3)
	第八項（これらの規定を同条第十四項において準用する場合を含む。）又は同条第九項	第七項（これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。）又は同条第八項
第五項第四号イ(2)	各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税	法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）第一条の規定（同令附則第一条第一号（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号（対象租税の範囲）に掲げる税
第五項第四号ロ	法第八十二条の三第二項第一号	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号

第六項	
第六項第一号	次に掲げる事項
第六項第一号イ(1)	法第八十二条の三第二項第一号イ(1)
第六項第一号イ(2)	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)
第六項第一号ロ(2)	法第八十二条の三第二項第四号
第六項第一号ハ	の法第八十二条の三第二項第一号
第六項第一号ハ(1)	法第八十二条の三第二項第一号イ(1)
第六項第一号ハ(2)	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)
第六項第一号ハ(3)	法第八十二条の三第二項第一号ロ
第六項第一号ハ(4)	法第八十二条の三第二項第一号ニ
第六項第一号ニ	の法第八十二条の三第二項第四号
第六項第一号ニ(1)	法第八十二条の三第二項第四号イ(1)
第六項第一号ニ(2)	法第八十二条の三第二項第四号イ(2)
第六項第一号ニ(3)	法第八十二条の三第二項第四号ロ
第六項第一号ニ(4)	法第八十二条の三第二項第四号ニ
第六項第一号ホ	（法第八十二条の三第一項
第六項第一号ホ(1)	法第八十二条の三第一項
第六項第一号ホ(2)	法第八十二条の三第一項第一号イ
第六項第二号	及び国際最低課税残余額（法第八十二条の十一第一項又は第百四十五条の二第一項（国際最低課税残余額）に規定する国際最低課税残余額をいう。次号において同じ。）の計算
第六項第四号	法第百五十条の三第一項
第六項第四号イ	令第二百十四条第三項第二号
	同条第三項
	同条第一項

法第百五十条の三第一項第一号ロ	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項第一号ロ
次の各号	第一号、第二号又は第四号
当該各号	これらの号
）　次に掲げる事項	）　イからホまで及びトに掲げる事項
法第八十二条の三第二項第一号イ(1)	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(1)
法第八十二条の三第二項第一号イ(3)	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)
法第八十二条の三第二項第四号	旧法人税法第八十二条の二第二項第四号
の法第八十二条の三第二項第一号	の旧法人税法第八十二条の二第二項第一号
法第八十二条の三第二項第一号イ(1)	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(1)
法第八十二条の三第二項第一号イ(3)	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)
法第八十二条の三第二項第一号ロ	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号ロ
法第百五十条の三第一項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項
法第八十二条の三第二項第一号ニ	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号ニ
の法第八十二条の三第二項第四号	の旧法人税法第八十二条の二第二項第四号
法第八十二条の三第二項第四号イ(1)	旧法人税法第八十二条の二第二項第四号イ(1)
法第八十二条の三第二項第四号イ(2)	旧法人税法第八十二条の二第二項第四号イ(2)
法第八十二条の三第二項第四号ロ	旧法人税法第八十二条の二第二項第四号ロ
法第八十二条の三第二項第六号ハ	旧法人税法第八十二条の二第二項第六号ハ
法第八十二条の三第二項第四号ニ	旧法人税法第八十二条の二第二項第四号ニ
（法第八十二条の三第一項	（旧法人税法第八十二条の二第一項
法第八十二条の三第一項	旧法人税法第八十二条の二第一項
法第八十二条の三第一項第一号イ	旧法人税法第八十二条の二第一項第一号イ
及び国際最低課税残余額（法第八十二条の十一第一項又は第百四十五条の二第一項（国際最低課税残余額）に規定する国際最低課税残余額をいう。次号において同じ。）の計算	の計算
法第百五十条の三第一項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項
同条第三項	第百五十条の三第三項
同条第一項	第百五十条の三第一項
	法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十四号。第八項及び第九項において「改正令」という。）附則第九条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により読み替えられた令第二百十四条第三項第二号

第六項第四号ロ	前二号に定める事項及び	第二号に定める事項及び
	前二号に定める事項に	同号に定める事項に
第七項	次の各号	第一号又は第二号
	当該各号	これらの号
第七項第一号	法第八十二条の三第六項（同条第十四項	旧法人税法第八十二条の二第六項（同条第十三項
第七項第一号イ	法第八十二条第三十三号	旧法人税法第八十二条第三十一号（定義）
第七項第二号	法第八十二条の三第八項（同条第十四項	旧法人税法第八十二条の二第七項（同条第十三項
	同条第九項の規定　同条第八項又は第九項	同条第八項の規定　同条第七項又は第八項
第七項第二号イ	法第八十二条の三第八項又は第九項	旧法人税法第八十二条の二第七項又は第八項
第七項第二号ロ	法第八十二条の三第二項第一号	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号
第八項	令第二百十四条第一項	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えられた令第二百十四条第一項
	第三十八条の二十八第二十一項、第二十二項若しくは第二十四項	法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年財務省令第十八号。以下この項及び次項において「改正規則」という。）第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（次項において「旧法人税法施行規則」という。）第三十八条の二十八第二十項、第二十一項若しくは第二十三項
	又は	若しくは
	とする	）の規定
第九項	令第二百十四条第二項	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えられた令第二百十四条第一項
	第三十八条の二十二項若しくは第二十四項、第三十八条の三十四の二第三項において準用する第三十八条の三十四の二第三項又は	又は改正規則附則第七条第一項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えられた第三十八条の三十四の二第三項若しくは第十四項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）、第三十八条の二十八第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する改正規則附則第七条第一項の規定により読み替えられた第三十八条の三十八の二第二項において準用する改正規則附則第七条第一項の規定により読み替えられた第三十八条の三十四の二第二項の規定とする
	とする	旧法人税法施行規則第三十八条の二十八第二十一項若しくは第二十三項の規定、
第十項	次に掲げる事項	第一号に掲げる事項
		又は改正規則附則第七条第一項の規定により読み替えられた第三十八条の三十四の二第三項若しくは第三十八条の三十八の二第一項において準用する改正規則附則第七条第一項の規定により読み替えられた第三十八条の三十四の二第三項の規定とする

第十項第一号	これらの法人のうち内国法人については、当該内国法人の内国法人届出事項
第十八項	第十九項第一号
第十九項	法第百五十条の三第七項
	同条第七項
	同条第八項
	次に掲げる事項
	内国法人届出事項
	第十九項
	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第七項
	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第七項
	法第百五十条の三第八項
	内国法人届出事項

２　前項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第十五号）附則第三条の規定の適用については、同条中「新規則」とあるのは、「法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年財務省令第十八号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた法人税法施行規則」とする。

（各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に関する経過措置）

第十条　第三条の規定による改正後の法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年財務省令第十九号）附則第八条の規定は、法人の施行日以後に開始する対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について適用する。

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「おける新規則」を「おける法人税法施行規則」に改め、同条第一号中「新規則」を「法人税法施行規則」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二号中「新規則」を「法人税法施行規則」に改める。

○財務省令第十九号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、消費税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

消費税法施行規則等の一部を改正する省令

（消費税法施行規則の一部改正）

第一条　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第一条第一項中「電気通信利用役務の提供」の下に「、「特定少額資産の譲渡」」を加え、「昭和六十三年法律第百八号。」を削り、「第七号」の下に「、第七号の二、第八号」を加え、「第九号、第九号の二」を「第八号の六から第九号の二まで」に改め、「、電気通信利用役務の提供」の下に「、特定少額資産の譲渡」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　この省令において「確定申告書の提出期限」とは、消費税法施行令（以下「令」という。）第一条第二項第五号に規定する確定申告書の提出期限をいう。

第一条の二中「消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。）第二条の四第二項第一号」を「令第二条の五第二項第一号」に改める。

第五条第一項中「各号に定める書類」の下に「（当該書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。第二十三条の三第三項第二号ロを除き、以下同じ。）を含む。）」を加え、「の末日の翌日から二月（清算中の法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）について残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。）を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同項第一号中「もの」を「書類（当該資産の譲渡又は貸付けに係る対価を、現金により、又はその相手方が支払つた事実が明らかでない方法により受領する場合（以下この項において「現金等により受領する場合」という。）には、当該書類及び当該資産の仕向国における輸入に係る法第三十条第九項第五号に掲げる書類に相当する書類として国税庁長官が指定するもの（以下この項において「指定書類」という。）」に改め、同項第二号中「定める書類」の下に「（当該資産の譲渡又は貸付けに係る対価を現金等により受領する場合には、当該書類及び当該資産の仕向国における輸入に係る指定書類）」を加え、同条第三項中「の末日の翌日から二月を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に、「保存」を「保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前項に規定する」を「同項各号に定める書類に係る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項に規定する」を「第一項各号に定める書類に係る」に、「、第一項」を「、同項」に改め、同項を同条第五項とする。

第八条第五項及び第九条第七項中「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改める。

第十一条の五の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条第一項中「第十五条の二第三項」の下に「（令第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「この条」の下に「及び次条」を、「この号」の下に「及び同条第一項第一号」を加え、同項第二号中「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第三号ロ中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（第二種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者である旨の届出書の記載事項等）

第十一条の六　法第十五条の三第三項（令第三十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　その提供するデジタルプラットフォームの名称

三　次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第十五条の三第二項に規定する合計額が五十億円を超えることとなつた法第十五条の二第一項に規定するプラットフォーム事業者　その課税期間の初日及び末日並びに当該合計額

ロ　令第三十条第一項の規定の適用を受けることとなつた同項に規定する合併法人等　その合併若しくは分割又は譲受けがあつた年月日及びその事業を承継させ、又は譲り渡した法第十五条の三第一項に規定する第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称

四　その他参考となるべき事項

2　法第十五条の三第六項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　変更の内容

三　その他参考となるべき事項

3　法第十五条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　その提供するデジタルプラットフォームの名称

三　法第十五条の三第七項に規定する合計額が五十億円以下である場合に該当する各課税期間の初日及び末日

四　その他参考となるべき事項

4　法第十五条の三第十項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　そのデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した年月日

三　前号のデジタルプラットフォームの名称

四　その他参考となるべき事項

5　法第十五条の三第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その課税期間において法第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる資産の譲渡の別に区分した同条第二項に規定する対価の額の合計額及びその明細

二　その課税期間において法第十五条の三第十五項の規定の適用を受ける同項に規定する課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りに係る法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額並びにその明細

三　その他参考となるべき事項

第十五条の三中「限る」の下に「ものとし、令第四十九条第一項第一号ハ(4)に規定する特定金属くずに該当するものを除く」を加える。

第十五条の七第一項中「（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第十六条第一項中「同項各号」を「当該各号」に、「書類（当該書類に係る電磁的記録を含む。）」に、「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月とする。次項及び第三項において同じ。）を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同条第二項中「」を」を「とし、これらの書類に係る電磁的記録を含む。）を」に、「の末日の翌日から二月を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同条第三項中「第一項及び前項」を「前二項」に、「の末日の翌日から二月を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に、「保存」を「保存（これらの規定による電磁的記録の保存を除く。）」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前項に規定する」を「これらの規定に規定する書類に係る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項に規定する」を「第一項及び第二項に規定する書類に係る」に、「第一項又は第二項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とする。

第十七条第五項中「を行つた」を「（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）を行つた」に改める。

第十八条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号ロ中「又は金融機関」を「、金融機関」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたことにより債権の切捨てがあつたこと。

第十九条中「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除に係る書類の電磁的記録による保存方法）

第十九条の二　令第六十一条第一項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2　令第六十一条第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第二十条第一号中「以下第二十二条まで、第二十三条の二及び第二十三条の五」を「第二十三条の三第六項を除き、以下第二十三条の四まで」に改める。

第二十二条第三項中「事項を」を「事項（第五号及び第六号に掲げる事項にあつては、当該申告書に係る課税期間において法第十五条の三第一項第一号に掲げる資産の譲渡について同項の規定の適用を受ける同号の国外事業者が当該申告書を提出する場合に限る。）を」に改め、同項第一号中「申告書に係る」を削り、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　当該課税期間中に行つた法第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる資産の譲渡の別に区分した同条第二項に規定する対価の額の合計額及びその明細

六　当該課税期間中に行つた課税貨物の保税地域からの引取りに係る法第三十条第八項第三号に掲げる事項その他の当該課税貨物に関する事項

第二十三条の三を削り、第二十三条の四を第二十三条の三とし、第二十三条の五を第二十三条の四とする。

第二十六条第一項第一号ハ中「法人」の下に「（人格のない社団等を含む。第六号ロ及び第二十六条の四において同じ。）」を加える。

第二十六条の二第一項第一号中「以下この号、次項第一号及び第三項第一号」を「次号を除き、以下この条」に、同項第二号中「次号」を「次号及び第二十六条の十第一項」に、「同項第二号イ」を「法第五十七条の二第五項第二号イ」に、「次条第一号」を「以下この章」に改め、同項第三号中「第二十六条の七第一項及び第二十六条の九」を「以下この章」に改める。

第二十六条の三第一号中「（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）」を削り、「同条第六項第二号ハ」を「法第五十七条の二第六項第二号ハ」に改め、「書面をいう」の下に「。第二十六条の十一第一号において同じ」を加える。

第二十六条の七第一項中「（法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同条第四項中「の末日の翌日から二月を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改める。

第二十六条の九の次に次の二条を加える。

（特定少額資産販売事業者の登録申請書の記載事項等）

第二十六条の十　法第五十七条の七第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　申請者が特定国外事業者である場合には、その旨並びに税務代理人の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三　申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所等の所在地

四　その他参考となるべき事項

2　法第五十七条の七第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号（法第五十七条の七第四項の登録番号をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二　変更の内容

三　その他参考となるべき事項

3　法第五十七条の七第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二　法第五十七条の七第一項の登録の取消しを求める旨

三　その他参考となるべき事項

（特定国外事業者に係る特定少額資産販売事業者の登録申請書の添付書類）

第二十六条の十一　令第七十条の十五に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面

二　その他参考となるべき書類

第二十七条第一項第一号ハ中「課税資産の譲渡等（」の下に「特定少額資産の譲渡に該当するもの及び」を加え、同条第六項中「書類に記載され」を「書類（これらの書類に係る電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載され、又は記録され」に、「第八項及び第九項」を「次項及び第八項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に、「前項に規定する」を「同項に規定する書類に係る」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項及び前項」を「前二項」に、「第七項に規定する」を「第六項に規定する書類に係る」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十七条の二第一項中「第七十一条の二第一項第九号」を「第七十一条の二第一項第十号」に、「第五条第四項に規定する電磁的記録及び第十六条第四項」を「第五条第一項並びに第十六条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第八号」を「第九号」に、「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「第十六条第六項」を「第十六条第五項、第十九条の二第二項」に、「当該」を「これらの」に改める。

第二十九条　削除

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「附則第四条の二」の下に「及び第四条の三」を加える。

附則第四条中「この条及び次条において」を削る。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

（適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置）

第四条の三　二十八年改正法附則第五十一条の三第一項に規定する個人事業者である適格請求書発行事業者の同項の規定の適用を受ける課税期間における消費税法施行規則第二十二条第四項及び第二十七条第四項の規定の適用については、同令第二十二条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の三第一項」と、同令第二十七条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の三第一項」と、「同項の」とあるのは「これらの」とする。

第三条　消費税法施行規則の一部を改正する省令（令和七年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定中「記載されたもの」を「記載された書類（当該資産の譲渡に係る対価を現金等により受領する場合には、当該書類及び当該資産の仕向国における輸入に係る指定書類）」に改める。

第六条第一項に各号を加える改正規定のうち同項第一号中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　令和九年四月一日

二　附則第五条の規定　令和九年十月一日

三　第一条の規定（同条中消費税法施行規則第五条第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同令第十五条の三の改正規定及び同令第十八条の改正規定を除く。）　令和十年四月一日

四　第一条中消費税法施行規則第十五条の三の改正規定及び附則第三条の規定　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から起算して三月を経過する日の翌日

五　第一条中消費税法施行規則第十八条の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

（輸出取引等の証明に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（次条及び附則第四条において「新規則」という。）第五条第一項第一号及び第二号の規定は、令和八年十月一日以後にするこれらの規定に規定する輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けについて適用し、同日前にした第一条の規定による改正前の消費税法施行規則第五条第一項第一号及び第二号に規定する輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けについては、なお従前の例による。

（古物に準ずるものの範囲に関する経過措置）

第三条　新規則第十五条の三の規定は、附則第一条第四号に定める日以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条及び附則第五条において同じ。）が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

（改正法附則第二十条第三項の規定による届出書の記載事項）

第四条　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。第二号及び次条において「改正法」という。）附則第二十条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　新規則第十一条の六第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二　改正法附則第二十条第二項に規定する合計額に四を乗じて得た金額

三　その他参考となるべき事項

（特定少額資産販売事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置）

第五条　改正法第三条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新法」という。）第五十七条の七第一項の登録を受けようとする事業者（改正法附則第二十一条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。）が、新法第五十七条の七第二項の申請書を提出する場合には、当該申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一　申請者が個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）を有する場合には、個人番号

二　申請者の行う事業の内容

三　申請者が法人である場合には、消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度の開始及び終了の日

○財務省令第二十号

国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第七十九条第二項第四号の規定に基づき、国税徴収法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令

国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を第十条とする。

第二条第一項中「徴収職員」の下に「（法第二条第十一号（定義）に規定する徴収職員をいう。）」を加え、同条を第九条とする。

第一条の七を第八条とする。

第一条の六第一項中「第一条の二（に」を「第三条（に」に、「第一条の二第一項」を「第三条第一項」に、「第一条の五第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第一条の五を第六条とし、第一条の四を第五条とし、第一条の三を第四条とする。

第一条の二第一項中「第一条の五第一項」を「第六条第一項」に、「第一条の五第二項」を「第六条第二項」に改め、同項第一号中「又は名称」を削り、同項第六号及び同条第二項第一号中「第一条の五第三項」を「第六条第三項」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（差押えに係る不動産の差押えの解除の申出の手続等）

第二条　法第七十九条第二項第四号（差押えの解除の要件）の申出をしようとする滞納者（法第二条第九号（定義）に規定する滞納者をいう。）は、その氏名（法人にあつては、名称。次条第一項第一号において同じ。）及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）並びに次に掲げる事項を記載した申出書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一　法第七十九条第二項第四号の差押えに係る不動産（次号及び次項において「差押不動産」という。）の名称、数量、性質及び所在

二　差押不動産の売却価額

三　その他参考となるべき事項

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　差押不動産の売却を証する書類

二　差押不動産の鑑定評価書その他これに類する書類

三　差押不動産の登記事項証明書

3　法第七十九条第二項第四号イに規定する時価に相当するものとして財務省令で定める価額は、前項第二号に掲げる書類に基づき、国税局長、税務署長又は税関長が算定した価額とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年四月一日から施行する。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

2　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三条第三項」を「第十条第三項」に改める。

○財務省令第二十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十一号）の一部及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項第一号」の下に「及び第三項第一号」を加え、同条第二項第一号中「の施行令第一条の四第五項第一号」を「又は施行令第一条の四第五項第一号に規定する対象者等同族会社の同号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　施行令第一条の四第六項第二号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　施行令第一条の四第六項第二号に規定する特定法人公社債の利子の法第三条第一項第五号に規定する支払の確定した日において、第一項に規定する方法により判定した場合に当該特定法人公社債の利子の支払をした同号に規定する特定法人が同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる法人税法第二条第十四号に規定する株主等のうち、その者を法人税法施行令第七十一条第一項の役員であるとした場合に同項第五号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主等（次号において「特定株主等」という。）である個人

二　特定株主等である法人が個人と施行令第一条の四第七項において準用する同条第三項に規定する特殊の関係のある法人となる場合における当該個人

三　前二号に掲げる個人（以下この項において「特定個人」という。）の親族

四　特定個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

五　特定個人の使用人

六　前三号に掲げる者以外の者で、特定個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

七　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

第五条の五の二中「第五条の二の二」を「第五条の二の二第一項」に改め、同条第二号イ中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の三項を加える。

2　施行令第五条の二の二第二項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　施行令第五条の二の二第二項の所得税の納付をする法第九条の八第一項に規定する金融商品取引業者等の同項に規定する営業所の名称及び所在地

二　その月において施行令第五条の二の二第二項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより法第九条の八第一項の規定の適用がなかつたものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等（以下この項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）につき法第八条の三第三項（同条第二項第二号に係る部分に限る。次号において同じ。）又は第九条の三の二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

三　その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第九条の八第一項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等につき法第八条の三第三項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収して納付すべき所得税の額
四　その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第九条の八第一項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等の額の総額
五　その他参考となるべき事項

3　前項の計算書の書式は、別表第七㈡による。

4　国税庁長官は、前項の別表第七㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第五条の六第一項中「第五条の三第六項第一号」を「第五条の三第五項第一号」に改め、同条第二項中「第五条の三第七項第一号」を「第五条の三第六項第一号」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第三項から第二十五項までを削り、同条に次の一項を加える。

3　施行令第五条の三第十四項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる臨床試験とする。

一　我が国と同等の水準にあると認められる施行令第五条の三第十四項に規定する医薬品等（次号において「医薬品等」という。）の臨床試験の実施に関する制度を有している国又は地域（以下この号及び次号において「特定国等」という。）において当該制度に基づき実施される臨床試験（当該特定国等の規制当局に届出をして実施されるもので、当該規制当局に対する届出書その他の書類において当該届出をしたことが明らかにされている場合における当該臨床試験に限る。）

二　特定国等を含む複数の国又は地域において同一の計画に基づいて実施される同一の医薬品等に関する臨床試験（当該特定国等において実施される臨床試験が前号に掲げる臨床試験に該当するものである場合における当該医薬品等に関する臨床試験に限る。）で当該特定国等以外の国又は地域において実施されるもの（当該国又は地域の規制当局に届出をして実施されるもので、当該規制当局に対する届出書その他の書類において当該届出をしたことが明らかにされている場合における当該臨床試験に限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、科学的な質及び成績の信頼性が確保されている臨床試験であることにつき厚生労働大臣の確認を受けた臨床試験

第五条の七を次のように改める。

（特別試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第五条の七　施行令第五条の四第三項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該個人が法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項）とする。

一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）
三　当該試験研究の実施期間
四　当該試験研究に係る施行令第五条の四第三項第二号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
五　当該試験研究の実施場所
六　当該試験研究の用に供される設備の明細
七　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
八　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

2　施行令第五条の四第三項第三号に規定する財務省令で定める要件は、研究開発型新事業開拓事業者（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第二条第三号に掲げるものをいう。）であること（当該新事業開拓事業者（同項第三号に規定する新事業開拓事業者をいう。）と共同して行う試験研究又は当該新事業開拓事業者に委託する試験研究に係る法第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額が生じた年分の確定申告書に当該新事業開拓事業者に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）第四条第五項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類の写しとして当該新事業開拓事業者から交付を受けたものの添付がある場合に限る。）とする。

3　施行令第五条の四第三項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第五条の四第三項第三号に規定する特定新事業開拓事業者（第十六項第三号及び第二十一項において「特定新事業開拓事業者」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
四　当該試験研究の実施場所
五　当該試験研究の用に供される設備の明細
六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

4　施行令第五条の四第三項第四号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（法第十条の二第一項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

一　研究開発成果活用促進事業者（特別研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）別表第三に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）から同法第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号及び第三号において同じ。）が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該研究開発成果活用促進事業者に限る。）　当該研究開発成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうちその出資をした特別研究開発法人が株主等（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等をいう。次号及び第三号において同じ。）として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

二　国立大学等成果活用促進事業者（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人から同法第二十二条第一項第八号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第七号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活用促進事業者に限る。）　当該国立大学等成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

三　公立大学成果活用促進事業者（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人から同法第二十一条第二号ハに掲げる出資を受ける同号ハに規定する者に該当する法人（当該公立大学法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該公立大学成果活用促進事業者に限る。）　当該公立大学法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

5　施行令第五条の四第三項第四号に規定する財務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発とする。

一　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第三条第二項第一号に掲げる事業として行う研究開発

二　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二項第二号ロに掲げる研究開発

6　施行令第五条の四第三項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究が施行令第五条の四第三項第四号に規定する成果活用促進事業者（以下この条において「成果活用促進事業者」という。）の行う同号に規定する成果実用化研究開発（第十七項第二号において「成果実用化研究開発」という。）に該当する旨

三　当該試験研究の実施期間

四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

五　当該試験研究の実施場所

六　当該試験研究の用に供される設備の明細

七　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

八　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

7　施行令第五条の四第三項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第五条の四第三項第五号に規定する他の者（第二十一項第四号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この章において同じ。）の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究の実施場所

五　当該試験研究の用に供される設備の明細

六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

8　施行令第五条の四第三項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究の実施場所

9　施行令第五条の四第三項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該個人が法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項）とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）
三　当該試験研究の実施期間
四　当該試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

10　施行令第五条の四第三項第九号に規定する機関として財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

11　施行令第五条の四第三項第九号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一　当該試験研究を行うために必要な拠点を有していること。
二　前号の拠点において、当該試験研究を行うために必要な設備を有していること。

12　施行令第五条の四第三項第九号に規定するその他の財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。
一　当該事務を履行することに対する報酬を支払うこととされていないこと（当該報酬の支払に係る債務（当該事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償に係る債務を含む。）がその契約若しくは協定に基づく他の報酬又はその契約若しくは協定に基づき引き渡す物品の対価の支払に係る債務と区分されていないことを含む。）。
二　当該事務の履行により得られる成果に対する報酬、仕事の結果に対する報酬又は物品の引渡しの対価を支払うこととされていること。
三　当該事務に着手する時において当該事務の履行により得られる成果の内容が具体的に特定できていること（当該成果を得ること、仕事を完成すること又は物品を引き渡すことを主たる目的としている場合を含む。）。
四　その委託の終了後における当該事務の経過及び結果の報告を要しないこととされていること。
五　当該事務を履行することに対する報酬の支払及び当該事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償を要しないこととされていること。

13　施行令第五条の四第三項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第五条の四第三項第九号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
四　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨
五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

14　施行令第五条の四第三項第十号イに規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該個人が行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第十条第八項第一号イ⑴又は⑵に掲げる費用の額を所得税法施行令第百三条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産の取得価額に算入することとなるものとする。
一　当該個人にとつて、基礎研究（特別な応用又は用途を直接に考慮することなく、仮説及び理論を形成するため又は現象及び観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的な試験研究をいう。）又は応用研究（特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる試験研究又は既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する試験研究をいう。）に該当することが明らかである試験研究
二　当該個人にとつて、工業化研究（前号に規定する基礎研究及び応用研究並びに実際の経験から得た知識を活用し、付加的な知識を創出して、新たな製品等（製品、半製品、役務の提供、技術の提供、装置、仕組み、工程その他これらに準ずるもの及びこれらの素材をいう。以下この号において同じ。）の創出又は製品等の改良を目的とする試験研究をいう。）に該当しないことが明らかである試験研究

15　施行令第五条の四第三項第十号ロに規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号ロに規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用する権利で受託者が対価を支払つて当該個人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

16　施行令第五条の四第三項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る特定新事業開拓事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
四　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨
五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

17　施行令第五条の四第三項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究が成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当する旨
三　当該試験研究の実施期間
四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
五　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨
六　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

18　施行令第五条の四第三項第十二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第五条の四第三項第十二号に規定する他の者（第二十一項第九号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

19　施行令第五条の四第三項第十三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第五条の四第三項第十三号に規定する知的財産権（次号及び第二十二項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該個人が行う試験研究のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容
二　当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第五条の四第三項第九号に規定する中小事業者等（第二十二項において「中小事業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
三　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法

20　施行令第五条の四第四項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた年分の確定申告書に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。
一　施行令第五条の四第三項第一号に掲げる試験研究　法第十条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人の申請に基づき、当該個人の各年分の法第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第五条の四第三項第一号に規定する契約又は協定において当該個人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る施行令第五条の四第三項第一号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長、同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額
二　施行令第五条の四第三項第七号に掲げる試験研究　法第十条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額
三　施行令第五条の四第三項第十四号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち、法第十条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

21　施行令第五条の四第四項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた年分の確定申告書に当該各号の監査及び確認（第一号イ又は第五号イに定める金額にあつては、これらの規定の認定）に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。
一　施行令第五条の四第三項第二号に掲げる試験研究　当該個人が共同して当該試験研究を行う次に掲げる当該大学等の区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　指定大学等（大学等のうち経済産業大臣が定める要件を満たすものとして経済産業大臣が指定するものをいう。以下この号及び第五号において同じ。）　当該個人の申請に基づき、当該個人の各年分の法第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が施行令第五条の四第三項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものとして当該指定大学等の長が認定した金額
ロ　指定大学等以外の大学等　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が施行令第五条の四第三項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額
二　施行令第五条の四第三項第三号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定新事業開拓事業者の確認を受けた金額
三　施行令第五条の四第三項第四号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額
四　施行令第五条の四第三項第五号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

五　施行令第五条の四第三項第八号に掲げる試験研究　当該個人が委託する当該試験研究に係る次に掲げる当該大学等の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　指定大学等　当該個人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が施行令第五条の四第三項第八号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものとして当該指定大学等の長が認定した金額

ロ　指定大学等以外の大学等　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が施行令第五条の四第三項第八号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

六　施行令第五条の四第三項第九号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

七　施行令第五条の四第三項第十号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定新事業開拓事業者の確認を受けた金額

八　施行令第五条の四第三項第十一号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

九　施行令第五条の四第三項第十二号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

22　施行令第五条の四第四項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該個人の各年分の法第十条第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち施行令第五条の四第三項第十三号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該個人が特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）に対して支払つたものに係る法第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した年分の確定申告書に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

23　施行令第五条の四第四項第五号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該個人の各年分の同条第三項第十五号ロ(1)に掲げる金額であつて同号に掲げる試験研究に係るものであることにつき、当該金額を支出した年分の確定申告書に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、かつ、第三号に規定する者が同項第十五号イに規定する新規高度研究業務従事者（第三号において「新規高度研究業務従事者」という。）であることを明らかにする書類その他の当該試験研究が同項第十五号イからハまでに掲げる要件の全てを満たすことを明らかにする書類を保存することにより証明がされた金額とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る新規高度研究業務従事者の氏名及び役職

四　当該試験研究に係る当該年分の施行令第五条の四第三項第十五号ロ(1)に掲げる金額

24　経済産業大臣は、第二十一項第一号イの規定により要件を定め、又は大学等を指定したときは、これを告示する。

第五条の九を次のように改める。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の九　施行令第五条の六第二項第二号イ及びロに規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第一項又は第三項に規定する個人の同号イに規定する対象施設の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該個人の同条第一項に規定する雇用促進計画の達成状況のうち当該対象施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

2　法第十条の五第五項に規定する財務省令で定める理由は、同条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする個人の都合による労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第二項第四号に規定する労働者の解雇とする。

3　施行令第五条の六第五項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第一項又は第三項に規定する個人の同条第一項に規定する特定建物等に係る同項に規定する特定業務施設（当該個人が当該特定業務施設（同項に規定する特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）を二以上有する場合には、当該二以上の特定業務施設のうちいずれか一の特定業務施設）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第十条の五第五項に規定する離職者がいないことを確認できるものに限る。）の写しとする。

4　施行令第五条の六第七項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第一項又は第三項に規定する認定（これらの規定に規定する変更の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（施行令第五条の六第七項に規定する特定建物等に係る特定業務施設が記載されているものに限る。）の写しとする。

第五条の十二第一項中「第十条の五の四第二項第三号ロ」を「第十条の五の四第一項第二号ロ」に改め、「第八条第一項第三号」の下に「又は第三号の二」を加え、同条第二項中「第十条の五の四第三項第三号イ」を「第十条の五の四第二項第二号イ」に改め、同条第三項中「第十条の五の四第三項第三号ハ」を「第十条の五の四第二項第二号ハ」に、「又は第三号」を「から第三号の二まで」に改め、同条第四項中「第五条の六の四第十一項」を「第五条の六の四第六項」に改め、同項第二号中「第五条の六の四第十項」を「第五条の六の四第五項」に改め、同条第五項から第八項までを削る。

第六条の二を削る。

第九条の三第三項中「農用地等（施行令第十六条の二第一項に規定する農用地等をいう。）」を「施行令第十六条の二第一項各号に掲げる固定資産」に改める。

第九条の六第一項中「第二十五条の二第三項」を「第二十五条の二第四項」に改め、同条第二項中「第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件（同号イに掲げる場合に係る当該要件に限る。）を満たす」を「第二十五条の二第五項第一号に掲げる場合に該当する」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「（法第二十五条の二第四項第一号」を「（法第二十五条の二第五項第一号」を「第二十五条の二第五項第二号」に、「要件（同号ロに掲げる場合に係る当該要件に限る。）を満たす」を「場合に該当する」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第八項中「第二十五条の二第四項第一号ロ(1)」を「第二十五条の二第五項第二号イ」に、「第二十五条の二第四項第二号イ」に、「同号ロ(2)」を「同号ロ」に改め、同条第十項中「第二十五条の二第四項第一号ロ(2)」を「第二十五条の二第四項第二号ロ」に、「同号ロ」を「同条第七項」に改め、同条第十一項中「第二十五条の二第四項第二号に掲げる要件を満たすものとして同項の規定により同条第三項」を「第二十五条の二第四項」に、「同号」を「同条第七項」に改め、同条第十二項を削る。

第十一条の四の次に次の一条を加える。

（給与所得控除の最低控除額等の特例）

第十一条の五　法第二十九条の四第四項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第九十三条の規定の適用については、同条第一項第三号中「その金額に応じて法別表第五により求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額」とあるのは、「租税特別措置法第二十九条の四第四項（給与所得控除の最低控除額等の特例）の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額」とする。

第十三条の三第一項第六号を削り、同項第五号中「第三十一条の二第二項第五号」を「第三十一条の二第二項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第三十一条の二第二項第四号」を「第三十一条の二第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十一条の二第二項第三号」を「第三十一条の二第二項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の二中「第三十一条の二第二項第二号の二」を「第三十一条の二第二項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号イ中「第二十条の二第七項各号」を「第二十条の二第五項各号」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　法第三十一条の二第二項第九号の二に掲げる土地等の譲渡　当該土地等の買取りをする同号に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者から交付を受けた次に掲げる書類

イ　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十二条の二第三項の都道府県知事又は同条第五項の経済産業大臣の当該土地等の買取りに係る同条第一項に規定する地域経済牽引事業用地整備計画が同条第三項若しくは第五項又は同法第十二条の三第一項の承認を受けたものである旨を証する書類の写し

ロ　経済産業大臣の当該土地等に係る法第三十一条の二第二項第九号の二に規定する承認地域経済牽引事業用地整備（ハにおいて「承認地域経済牽引事業用地整備」という。）が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものである旨を証する書類の写し

ハ　当該土地等の買取りをする者の当該土地等を承認地域経済牽引事業用地整備の用に供するために買い取つた旨を証する書類

第十三条の三第一項第十号イ中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「場合」を「場合（ロに掲げる場合を除く。）」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「第二十条の二第九項」を「第二十条の二第七項」に改め、同号ロ中「隣接施行敷地」を「隣接施行敷地権」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンションが」を「建替前マンション又は同号に規定する滅失したマンションで同号に規定する再建敷地の上に存していたものが」に、「第二十条の二第十項」を「第二十条の二第八項」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同条第九項」を「同条第七項」に、「施行マンションの」を「建替前マンション又は当該滅失したマンションの」に改め、同項第十一号中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「認定買受計画に第五項」を「認定除却等計画又は第五項に規定する計画に第六項」に、「当該記載」を「これらの計画に記載」に改め、同項第十二号イ中「第二十条の二第十三項各号」を「第二十条の二第十一項各号」に改め、同号ロ中「第二十条の二第十五項各号」を「第二十条の二第十四項各号」に改め、同項第十三号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号ロ中「第二十条の二第十五項各号」を「第二十条の二第十三項各号」に改め、同号に次のように加える。

ハ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第十三条の三第一項第十四号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第十三条の三第一項第十五号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号に次のように加える。

ホ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第十三条の三第一項第十六号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十条の二第二十六項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第二十条の二第二十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第二十六項」を「同条第二十四項」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項第一号中「第十項第一号イ」を「第十一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に、「第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十四項」に改め、同項第四号中「第二十条の二第二十四項」を「第二十条の二第二十四項」に改め、同項第五号中「第二十条の二第二十三項、第二十五項又は第二十六項」を「第二十条の二第二十一項、第二十三項又は第二十四項」に、「同条第二十四項から第二十六項まで」を「同条第二十二項から第二十四項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十条の二第二十三項第四号」を「第二十条の二第二十一項第四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二十条の二第二十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第二十条の二第二十一項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第二十三項又は第二十五項」を「同条第二十一項又は第二十三項」に、「同条第二十三項に」を「同条第二十一項に」に、「十二月三十一日（同条第二十五項」を「十二月三十一日（同条第二十三項」に、「、同条第二十四項」を「、同条第二十二項」に改め、同項第一号ロ中「第二十条の二第二十三項各号」を「第二十条の二第二十一項各号」に、「同条第二十五項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十九項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号ハ中「第二十条の二第二十二項から第二十四項まで」を「同条第二十項から第二十二項まで」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に、「同条第二十三項若しくは第二十四項」を「同条第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同号ニ中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十一項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十九項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十二項又は第二十三項」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に、「同条第二十三項若しくは第二十四項」を「同条第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同号ニ中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十一項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十九項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十二項又は第二十三項」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に、「同条第二十三項若しくは第二十四項」を「同条第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同号ホ中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十一項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十九項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十二項又は第二十三項」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に、「同条第二十三項若しくは第二十四項」を「同条第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同号ヘ中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十一項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十九項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十二項又は第二十三項」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に、「同条第二十三項若しくは第二十四項」を「同条第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第十三条の三第八項第二号に次のように加える。

ホ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第十三条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十条の二第二十項第四号」を「第二十条の二第十三項第二号ハ」を「第二十条の二第十一項第二号ハ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「認定買受計画」を「認定除却等計画又は前項に規定する計画」に改め、同項第一号中「決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地」を「除却した後の土地又は売却敷地」に、「除却後の土地」を「除却後の土地等」に改め、同項第二号及び第三号中「除却後の土地」を「除却後の土地等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第三十一条の二第二項第十一号に規定する財務省令で定める計画は、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）第五十八条第一項第六号若しくは第七号又は第二項第六号若しくは第七号に規定する計画とする。

第十三条の五第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第十四条第五項第三号イ中「同項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同項第五号の四中「第十四条第一項」の下に「（同法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示又は同法第三十六条の二第一項」を加え、同項第五号の七イ中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「同項」を「同法第七十九条第三項」に改め、同号ハ中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改め、同項第五号の八中「による防災街区整備事業」を「（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業」に改める。

第十七条の二第一項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同項第二十五号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第五号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に改め、同項第二十六号中「マンション敷地売却事業」の下に「又はマンション除却敷地売却事業」を加え、「決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画又は第十八項に規定する計画」に、「マンションに」を「新たに建築されるマンションに」に改め、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　法第三十四条の二第二項第二十二号の二に規定する財務省令で定める計画は、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第五十八条第一項第七号又は第二項第七号に規定する計画とする。

第十八条の四第六項を次のように改める。

6　法第三十六条の二第七項において準用する法第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類は、取得をした買換資産に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で当該買換資産の取得をしたこと、当該買換資産に係る家屋の床面積（施行令第二十四条の二第三項第一号に規定する個人が居住の用に供する部分の同号イ(1)又は(2)の床面積をいう。）が五十平方メートル以上であること及び当該買換資産に係る土地の面積（施行令第二十四条の二第三項第二号に規定する土地の面積をいう。）が五百平方メートル以下であることを明らかにする書類のほか、次に掲げる書類とする。

一　当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号イに掲げる建築後使用されたことのない家屋（令和十年一月一日以後に当該個人の居住の用に供したもの又は供する見込みであるものに限る。）である場合においては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該買換資産に係る家屋が同号イ(4)に掲げる家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類

二　当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号イに掲げる建築後使用されたことのない家屋（令和六年一月一日以後に当該個人の居住の用に供したもの又は供する見込みであるものに限る。）である場合においては、当該買換資産に係る家屋が第十八条の二十一第八項第一号チに規定する法第四十一条第二十四項に規定する特定居住用家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類

三　当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号ロ又はハに掲げる建築後使用されたことのある家屋である場合においては、当該買換資産に係る家屋がその取得の日以前二十五年以内に建築されたものであることを明らかにする書類若しくはその写し又は第二項に規定する書類

四　当該取得をした者が当該買換資産を施行令第二十四条の二第十項に規定する日までに居住の用に供していない場合においては、その旨及びその居住の用に供する予定年月日その他の事項を記載した書類

第十八条の五第四項第一号ハを削り、同項第二号中「若しくは地方防衛局長（当該買換資産の所在地が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）」を削り、「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同項第三号イ中「次号イ」を「次号イ(1)」に改め、同号ロ中「次号ロ」を「次号イ(2)」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　表の第二号の下欄に掲げる資産　次に掲げる書類

イ　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（ロ(1)において「指定都市」という。）の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である場合　総務大臣の当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

ロ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定めるいずれかの書類）

(1)　当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイに掲げる区域内である場合　次に掲げるいずれかの書類（当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する大都市の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事（当該買換資産の所在地が指定都市の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長。(i)及び(ii)において同じ。）の当該買換資産の所在地が当該大都市の区域に係る同欄のイに規定する地区の区域内である旨を証する書類を含む。）

(i)　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(1)に掲げる防災再開発促進地区の区域内である旨を証する書類

(ii)　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(2)に掲げる特定都市再生緊急整備地域内の区域内である旨を証する書類

(iii)　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長（当該買換資産の所在地が特別区の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する特別区の区長。(2)において同じ。）の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(3)に掲げる都市機能誘導区域内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のロに掲げる被災市街地復興推進地域内の区域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のロに掲げる被災市街地復興推進地域内の区域内である旨を証する書類

第十八条の九第一項中「第一条の四第五項」を「第一条の四第五項第一号」に改め、「者について」の下に「、第二条第三項の規定は施行令第二十五条の八第十項において準用する施行令第一条の四第六項第二号に規定する財務省令で定める者について」を加える。

第十八条の十一第十四項を次のように改める。

14　施行令第二十五条の十の二第十四項第二十三号に規定する財務省令で定める金融商品取引業者等は、同号の金融商品取引業者等との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の金融商品取引業者等とする。

第十八条の十三第三項第一号ロ⑵中「調書」の下に「若しくは民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により同法第九十一条の二第一項に規定するファイルに記録されたものに限る。）若しくは同法第百六十条第一項に規定する電子調書（同条第二項の規定により同法第九十一条の二第一項に規定するファイルに記録されたものに限る。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子判決書若しくは当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの」を加える。

第十八条の十四の二第二項第二号中「第二十五条の十三の八第三十二項」を「第二十五条の十三の七第四項」に、「第十八条の十五の十一第一項」を「第十八条の十五の九第一項」に、「未成年者口座年間取引報告書」を「非課税口座年間取引報告書」に、「第三十七条の十四の二第二十九項本文」を「第三十七条の十四第四十三項本文」に改め、「及び第七項」の下に「（これらの規定を第十八条の十五の九第五項において準用する場合を含む。以下この号、次条第八項第五号、第十八条の十五の二第二項第五号及び第十八条の十五の二の二第三項第二号において同じ。）」を加え、「同条第六項」を「第十八条の十三の五第六項」に改める。

第十八条の十五の三第二項第一号中「第十三項、第十八項第一号及び第十九項第一号」を「第十八項、第二十三項第一号及び第二十四項第一号」に、「第二十一項各号」を「第二十六項各号」に、「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に改め、同項第三号中「第三十項第六号及び第三十二項第四号」を「第三十五項第六号及び第三十七項第四号」に、「第九条の八各号」を「第九条の八第一項各号」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「第二十五条の十三第二十項」を「第二十五条の十三第十八項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7　施行令第二十五条の十三第三十一項に規定する所轄税務署長の確認は、同項に規定する非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から当該所轄税務署長への次に掲げる事項を記載した書面による申出（同項各号に掲げる事由が生じた日から十一月を経過する日までに行われるものに限る。）を受けて行われるものとする。

一　その者の氏名、生年月日及び住所

二　現に当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　施行令第二十五条の十三第三十一項各号に掲げる事由の詳細及びその事由が生じた年月日

四　その他参考となるべき事項

8　前項の書面には、施行令第二十五条の十三第三十一項各号に掲げる事由が生じたことを明らかにする書類を添付しなければならない。

9　法第三十七条の十四第五項第六号ホ⑴⑵に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十四第五項第六号ホ⑴⑵の書類（次号及び第十八条の十五の八において「特定累積投資上場株式等移管等依頼書」という。）の提出（同項第六号ホ⑴⑵に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二　当該特定累積投資上場株式等移管等依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定（法第三十七条の十四第四項第一号に規定する未成年者特定累積投資勘定をいう。第十二項第三号イ、第二十八項第三号及び第三十三項第七号において同じ。）に記載若しくは記録又は保管の委託がされる同条第五項第六号ロに規定する特定累積投資上場株式等（以下この号及び次号において「特定累積投資上場株式等」という。）の当該非課税口座から同条第四項第一号に規定する他の保管口座への移管又は当該特定累積投資上場株式等に係る有価証券の同条第五項第六号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者への返還を依頼する旨

四　当該移管又は返還をしようとする特定累積投資上場株式等の種類、銘柄及び数若しくは持分の割合又は価額

五　当該移管又は返還の基因となる事由（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）の詳細

六　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の三第十項中「同条第十項、第十一項若しくは第十四項第二号」を「同条第十六項、第十七項若しくは第二十項第二号」に、「同条第十九項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十項若しくは第二十二項」を「同条第二十六項若しくは第二十八項」に、「同条第五項第九号」を「同条第五項第十一号」に、「次項第二号及び第二十八項第五号イ」を「第十二項第二号及び第三十三項第五号イ」に、「同条第五項第十号」を「同条第五項第十二号」に、「次項第二号及び第二十六項から第二十八項まで」を「第十二項第二号及び第三十一項から第三十三項まで」に、「第三十七条の十四第五項第十二号」に改め、同条第四十一項中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に、「第二十五条の十三第四十項に」を「第二十五条の十三第五十一項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第四十項」を「第二十五条の十三第五十一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十九項中「第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第三十六項に規定する財務省令」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十六項」に改め、同項を同

条第四十四項とし、同条第三十八項中「第三十五項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第四十項」に、「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより」を「同項の権限を付与した状態で国税庁長官が定める期間」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十六項を同条第四十一項とし、同条第三十五項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十四項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十四項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十三項中「第三十七条の十四第二十八項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第三十四項に規定する財務省令」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第三十四項」に、「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項第四号及び第五号中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十二項中「第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第三十一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項第四号及び第五号中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十九項第二号に」を「第三十七条の十四第二十九項第二号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十三項第二号に」を「第三十七条の十四第二十九項第二号」に、「第三十七条の十四第二十三項に」を「第三十七条の十四第二十九項に」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項中「第三十七条の十四第二十三項第一号に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十九項第一号に規定する財務省令」に改め、同項第二号中「に係る法第三十七条の十四第二十三項第一号」を「（出国の日の属する年の一月一日において十八歳未満である者又はその年中に出生した者にあつては、当該継続適用届出書提出者を扶養する親族を含む。）に係る法第三十七条の十四第二十九項第一号」に、「支払者（」を「支払をする者（」に改め、同項第三号中「命令」の下に「（出国の日の属する年の一月一日において十八歳未満である者又はその年中に出生した者にあつては、当該継続適用届出書提出者を扶養する親族に係る当該転任の命令を含む。）」を加え、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第三十七条の十四第二十一項第一号及び第二号」を「第三十七条の十四第二十七項第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十六項」を「第十一項第二号」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第二十六項」を「第十一項第二号」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十六項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十八項中「第三十七条の十四第二十六項」に改め、同項第五号イ中「第十一項第三号イ」を「第十二項第三号イ」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十六項」に改め、同項第五号イ中「第十一項第三号イ」を「第十二項第三号イ」に改め、同号ロ中「第十一項第三号ロ」を「第十二項第三号ロ」に改め、同号ハ中「第十二項第三号」を「第十三項第三号」に改め、同項第七号中「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、「特定累積投資勘定」の下に「（未成年者特定累積投資勘定を除く。）」を加え、同項を同条第三十三項とし、同条第二十七項中「第三十七条の十四第十九項後段」を「第三十七条の十四第二十五項後段」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項中「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項第二号中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十五項中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項第一号中「第三十項に」を「第三十五項に」に、「同条第二十九項第一号」を「第三十項第六号及び第三十二項第二号」を「第三十五項第六号及び第三十七項第二号」に、「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十九項」に、「第三十項及び第三十一項」を「第三十五項及び第三十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第十九項」に改め、同項第二号中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「第三十七条の十四第十三項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第十九項に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第十四項」を「第三十七条の十四第十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「第三十七条の十四第十二項」を「第三十七条の十四第十六項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第三十七条の十四第十項」を「第三十七条の十四第十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第二十五条の十三第三十五項」を「第二十五条の十三第四十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第三十七条の十四第十三項第二号」を「第三十七条の十四第十七項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第三十七条の十四第七項第一号」を「第三十七条の十四第十三項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十二項」に、「同条第六項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項中「第二十五条の十三第四十四項」を「第二十五条の十三第四十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第二十五条の十三第三十三項の」を「第二十五条の十三第四十四項の」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第三十五項」を「第二十五条の十三第四十六項」に、「第三十七条の十四第八項」を「第三十七条の十四第十四項」に、「第二十二項第二号」を「第二十七項」に、「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「第三十七条の十四第六項第十二号」を「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項第四号中「特定累積投資勘定」の下に「（法第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の四項を加える。

14　第一項の規定は、施行令第二十五条の十三第三十八項において準用する同条第三項に規定する財務省令で定める基準について準用する。この場合において、第一項中「第三十七条の十四第一項」とあるのは、「第三十七条の十四第六項第一号から第三号までの規定による同条第一項」と読み替えるものとする。

15　施行令第二十五条の十三第四十項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　法第三十七条の十四第八項の規定により徴収した所得税を納付する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

二　その月において法第三十七条の十四第八項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

三　その月において法第三十七条の十四第八項の規定により徴収して納付すべき所得税の額

四　その月において法第三十七条の十四第八項の規定により所得税を徴収すべき非課税口座に係る同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額の総額

五　その他参考となるべき事項

16　前項の計算書の書式は、別表第七㈡による。

17　国税庁長官は、前項の別表第七㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十五の三第十一項中「第三十七条の十四第五項第九号」を「第三十七条の十四第十一号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十九項」に、「第二十三項及び第二十四項」を「第二十八項及び第二十九項」に、「第二十三項に」を「第二十八項に」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十九項」に、「第十項」を「前項」に改め、同項第三号イ中「特定累積投資勘定をいう。以下この号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法第三十七条の十四第五項第十号ロ⑵に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十四第五項第十号ロ⑵の書類（次号及び第十八条の十五の八において「特定課税未成年者口座払出依頼書」という。）の提出（同項第十号ロ⑵に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二　当該特定課税未成年者口座払出依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該特定課税未成年者口座（法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座をいう。第十八条の十五の九第二項第十一号及び第十二号において同じ。）に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産の払出しを依頼する旨

四　当該払出しをしようとする金銭の額又は金銭以外の資産の価額

五　当該払出しの基因となる事由（法第三十七条の十四第五項第十号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）の詳細

六　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の四第五項第二号中「前条第十一項第二号」を「前条第十二項第二号」に改める。

第十八条の十五の五第一号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十九項」に、「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同条第二号中「第十八条の十五の三第十一項第二号」を「第十八条の十五の三第十二項第二号」に改める。

第十八条の十五の七第二項第二号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十九項」に改める。

第十八条の十五の八第一項第二号中「第二十五条の十三第十七項第二号（同条第二十四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」に、「書類又は通知書」を「書面、通知書又は書類」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項、第二十項若しくは第二十八項」を「第三十七条の十四第十二項、第二十一項、第二十四項、第二十六項若しくは第三十四項」に改め、同条第三項中「第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」に改め、同条第四項中「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」の下に「、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」を加える。

第十八条の十五の九第二項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十九項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同項第二号中「第十八条の十五の三第十一項第二号」を「第十八条の十五の三第十二項第二号」に改め、同項第四号中「第六号イ若しくはハ」を「第六号ロ⑴若しくはハ⑴」に改め、同項第六号中「第九条の八第一項」に改め、同項第七号中「その年の施行令第二十五条の十三第三十九項に規定する」を「当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行令第二十五条の十三第五十項に規定する基準日（以下この号において「基準日」という。）の属する年の一月一日において十八歳以上である場合には、その年の」に改め、同項第九号中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）」に改め、同項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一　その年が当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年の前年以前の各年である場合には、当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座に、その年十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の時）において預入れ又は預託がされている金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

十二　その年中に当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由（法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由をいう。以下この号において同じ。）が生じた場合には、その旨及び当該契約不履行等事由が生じた日並びに次に掲げる事項

イ　当該契約不履行等事由が生じたことにより、法第九条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用がなかつたものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額、当該非課税口座を開設した日から当該契約不履行等事由が生じた日までの間に当該非課税口座において交付を受けた所得税法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配の額の合計額、当該非課税口座内上場株式等の配当等につき徴収された所得税の額、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る第十八条の十三の五第二項第十号トに規定する控除外国所得税相当額及び控除所得税相当額並びに当該非課税口座内上場株式等の配当等につきその支払の際に課された同号チに規定する外国所得税の額の合計額

ロ　当該契約不履行等事由が生じた非課税口座に係る法第三十七条の十四第八項第一号に掲げる金額、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額及び同項の規定により徴収された所得税の額

第十八条の十五の九に次の二項を加える。

5　第十八条の十三の五第六項及び第七項の規定は、法第三十七条の十四第四十二項又は第四十三項ただし書の規定により交付された非課税口座年間取引報告書に記載がされた第二項第十二号ロに掲げる事項に係る第十八条の十第二項において準用する第十八条の九第二項の記載について準用する。

6　第十八条の十三の五第十項及び第十一項の規定は、施行令第二十五条の十三の七第四項において準用する施行令第二十五条の十の十第三項の規定により法第三十七条の十四第四十三項の金融商品取引業者等が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得る場合について準用する。

第十八条の十五の十第二項第一号中「第十八条の十五の三第二十一項各号」を「第十八条の十五の三第二十六項各号」に、「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に改め、同項第三号中「第九条の八各号」を「第九条の八第一項各号」に改め、同条第十七項第一号中「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に改め、同条第二十五項中「第十四項から第十六項まで、第二十項、第二十一項、第二十二項（第二号に限る。）、第二十九項、第四十項及び第四十一項」を「第十九項から第二十一項まで、第二十五項から第二十七項まで、第三十四項、第四十五項及び第四十六項」に、「第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項の表第十八条の十五の三第十四項の項中「第十八条の十五の三第十九項」に、「第二十二項第二号」を「第二十七項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十一項の項中「第十八条の十五の三第二十一項」を「第十八条の十五の三第二十六項」に、「第三十七条の十四第八項」を「第三十七条の十四第十四項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十九項の項中「第十八条の十五の三第二十四項」を「第十八条の十五の三第二十九項」に、「第三十七条の十四第二十一項第一号」を「第三十七条の十四第二十七項第一号」に、「第三十七条の十四第二十一項に」を「第三十七条の十四第二十七項に」に、「第三十七条の十四第二十六項」に、「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同表第十八条の十五の三第四十項及び第四十一項の項中「第十八条の十五の三第四十五項」を「第十八条の十五の三第四十六項」に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第十八条の十五の四第五項の項中「前条第十一項第二号」を「前条第十二項第二号」に改め、同表第十八条の十五の五の項中「第十八条の十五の三第十一項第二号」を「第十八条の十五の三第十二項第二号」に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号（同条第二十四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」に、「書類又は通知書」を「書面、通知書」に改め、「又は書類」を削り、同表第十八条の十五の八第二項の項中「第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項若しくは第二十八項」を「第三十七条の十四第十二項、第二十一項、第二十四項、第二十六項若しくは第三十四項」に改め、同表第十八条の十五の八第三項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」を「未成年者口座非課税口座開設届出書」に、「特定累積投資上場株式等移管等依頼書」を「特定課税未成年者口座払出依頼書」に改め、同表第十八条の十五の八第四項の項中「第十八条の十五の五の項中「第十八条の十五の三第十一項第二号」を「第十八条の十五の三第十二項第二号」に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号（同条第二十四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」に、「書類又は通知書」を「書面、通知書」に改め、「又は書類」を削り、同表第十八条の十五の八第二項の項中「第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項若しくは第二十八項」を「第三十七条の十四第十二項、第二十一項、第二十四項、第二十六項若しくは第三十四項」に改め、同表第十八条の十五の八第三項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」に改め、同表第十八条の十五の八第四項の項中「未成年者口座非課税口座開設届出書」の下に「、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」を加える。

第十八条の十六を削り、第十八条の十七を第十八条の十六とし、同条の次に次の二条を加える。

第十八条の十七　施行令第二十五条の十五の二第二項の規定により確定申告書に添付すべき同項の明細書は、法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得のそれぞれについて作成するものとし、当該明細書には、次の各号に掲げる所得の区分に応じ当該各号に定める項目別の金額その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

一　事業所得又は雑所得　次に掲げる項目

イ　総収入金額については、特定暗号資産（法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産をいう。以下この項及び同号ニ並びに次条第一項において同じ。）による収入金額

ロ　必要経費については、特定暗号資産の取得価額、特定暗号資産の譲渡のために要した委託手数料、管理費及びその他の経費の別

二　譲渡所得　次に掲げる項目

イ　総収入金額については、特定暗号資産の譲渡による収入金額

ロ　取得費及び譲渡に要した費用については、特定暗号資産の取得費、特定暗号資産の譲渡のために要した委託手数料及びその他の経費の別

2　法第三十八条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第四十六条第二号の規定の適用については、同号中「の総所得金額」とあるのは「の総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額、同項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」とする。

3　法第三十八条の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条の二第四項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この号及び第三号において「対象者」という。）の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所）及び個人番号（個人番号を有しない対象者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））

二　暗号資産取引業者（法第三十八条の二第四項の暗号資産取引業者をいう。以下この号及び次号ハにおいて同じ。）の名称、本店又は同項に規定する営業所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない暗号資産取引業者にあつては、名称及び本店又は同項に規定する営業所の所在地）

三　その年において対象者との間で行つた特定暗号資産についての行為（法第三十八条の二第四項に規定する行為をいう。ホにおいて同じ。）に係る当該特定暗号資産の種類ごとの次に掲げる事項

イ　特定暗号資産の名称

ロ　その年の一月一日及び十二月三十一日において対象者のために管理をしている特定暗号資産の総数量

ハ　その年において対象者が行つた特定暗号資産の取得（暗号資産取引業者への買付けの委託による取得又は暗号資産取引業者からの取得に限る。）の対価の額の合計額及び当該取得をした特定暗号資産の総数量

ニ　その年において対象者が行つた特定暗号資産の譲渡の対価の額の合計額及び当該譲渡をした特定暗号資産の総数量

ホ　その年において対象者との間で行つた特定暗号資産についての行為に係る手数料その他当該行為のために要した費用の額の合計額

四　その他参考となるべき事項

４　法第三十八条の二第四項の報告書の書式は、別表第七の二による。

５　国税庁長官は、別表第七の二の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第十八条の十七の二　施行令第二十五条の十五の三第二項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、法第三十八条の二第一項の規定により特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。

２　法第三十八条の三第三項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第三十八条の三第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（以下この条において「特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」という。）の計算に関する明細書（当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の記載があるものに限る。）

二　施行令第二十五条の十五の二第二項に規定する明細書

３　法第三十八条の三第三項に規定する控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類は、同条第一項の規定によりその年において控除すべき特定暗号資産に係る譲渡損失の金額及びその計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書とする。

４　施行令第二十五条の十五の三第四項第六号に規定する財務省令で定める事項は、法第三十八条の三第一項の規定によりその年において控除すべき特定暗号資産に係る譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎その他参考となるべき事項とする。

５　施行令第二十五条の十五の三第五項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書又は当該申告書を提出することができる場合に該当するときの施行令第二十五条の十五の三第十項第六号の規定により読み替えて適用される同法第百二十七条第三項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二　施行令第二十五条の十五の三第五項第三号の純損失若しくは各種所得（所得税法第二条第一項第二十一号に規定する各種所得をいう。以下この号において同じ。）の基因となる資産若しくは事業の所在地又は当該純損失若しくは各種所得の生じた場所（各種所得（当該純損失の金額の計算の基礎となつた各種所得を含む。）の生じた場所が当該各種所得に係る収入金額の支払者の居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所（以下この号において「本店等」という。）の所在地となる場合には、当該支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店等の所在地若しくは法人番号）

三　法第三十八条の三第一項の規定によりその年において控除すべき特定暗号資産に係る譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎

四　所得税法施行規則第四十七条第三項第四号から第十六号まで、第十八号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる事項

五　その他参考となるべき事項

６　次の各号に掲げる記載、事項又は規定は、当該各号に定める記載、事項又は規定とする。

一　施行令第二十五条の十五の三第十項第四号の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十五条第一項から第三項までに規定する財務省令で定める記載　施行令第二十五条の十五の三第四項各号に掲げる事項の記載

二　施行令第二十五条の十五の三第十項第五号の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十七条第一項及び第二項並びに施行令第二十五条の十五の三第十項第六号の規定により読み替えて適用される同法第百二十七条第三項に規定する財務省令で定める事項　施行令第二十五条の十五の三第四項各号に掲げる事項

三　施行令第二十五条の十五の三第十項第七号の規定により読み替えて適用される所得税法第百五十二条、同項第八号の規定により読み替えて適用される同法第百五十三条各号列記以外の部分並びに同項第十号の規定により読み替えて適用される同法第百五十七条第一項及び第四項に規定する財務省令で定める規定　施行令第二十五条の十五の三第四項第一号若しくは第五号又は第五項第一号若しくは第五号

７　法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、「同項に規定する」とあるのは「同法第三十八条の二第一項に規定する」とする。

第十八条の二十第四項中「、同項第六号に掲げる要件を」を「同項第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表又はこれに準ずるものに計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては同項第七号に掲げる要件を、それぞれ」に、「、第六号に掲げる要件を」を「第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表又はこれに準ずるものに計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第七号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第八項中「、同号ハに掲げる要件を」を「同号ハに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては同号ニに掲げる要件を、それぞれ」に、「、第三号に掲げる要件を」を「第三号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第四号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第十四項中「、同号トに掲げる要件を」を「同号トに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては同号チに掲げる要件を、それぞれ」に、「、第六号に掲げる要件を」を「第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第七号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第二十項中「第二十五条の二十二の三第七項」を「第二十五条の二十二の三第五項」に改め、同条第二十一項中「第二十五条の二十二の三第二項」に改め、同条第二十二項及び第二十三項中「第四十条の四第六項第五号」を「第

四十条の四第八項第五号」に改め、同条第二十四項中「第四十条の四第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第八項各号列記以外の部分」に、「同条第六項第五号」を「同条第八項第五号」に改め、同条第二十五項中「第四十条の四第六項」を「第四十条の四第八項」に改め、同条第二十六項及び第二十七項中「第四十条の四第六項第五号」を「第四十条の四第八項第五号」に改め、同条第二十九項中「第四十条の四第六項第六号」を「第四十条の四第八項第六号」に改め、同条第三十一項中「第四十条の四第六項第七号」を「第四十条の四第八項第七号」に、「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十二項」に改め、同条第三十二項中「第四十条の四第六項第十一号ホ」を「第四十条の四第八項第十一号ホ」に改め、同条第三十三項中「第四十条の四第六項第十一号ヘ」を「第四十条の四第八項第十一号ヘ」に改め、同条第三十四項中「第四十条の四第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第十項各号列記以外の部分」に改め、同条第三十六項中「第四十条の四第十一項」を「第四十条の四第十四項」に改め、同条第三十七項中「第四十条の四第十二項」を「第四十条の四第十五項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に改め、同条第三十九項中「第四十条の四第十二項」を「第四十条の四第十五項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に、「第四十条の四第十一項」を「第四十条の四第十四項」に改める。

第十八条の二十の二第三項中「第二十五条の二十七第四項」を「第二十五条の二十七第二項」に、「第二十五条の二十二の三第二項」に改め、同条第四項中「第二十五条の二十七第七項」を「第二十五条の二十七第五項」に、「第二十五条の二十二の三第七項」を「第二十五条の二十二の三第五項」に改め、同条第五項から第八項までの規定中「第四十条の七第六項第五号」を「第四十条の七第八項第五号」に改め、同条第九項中「第四十条の七第六項第六号」を「第四十条の七第八項第六号」に改め、同条第十項中「第四十条の七第六項第七号」を「第四十条の七第八項第七号」に、「第二十五条の二十七第十二項及び第二十三項」を「第二十五条の二十七第十項及び第二十一項」に、「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十二項」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に改め、同条第十一項中「第四十条の七第六項第十一号ホ」を「第四十条の七第八項第十一号ホ」に改め、同条第十二項中「第四十条の七第六項第十一号ヘ」を「第四十条の七第八項第十一号ヘ」に改め、同条第十三項中「第四十条の七第十一項」を「第四十条の七第十一項」に改め、同条第十四項及び第十六項中「第四十条の七第十二項」を「第四十条の七第十項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に改める。

第十八条の二十一第一項第一号ロ中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同条第七項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第九項」に改め、同項第一号中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に、「次項第一号ヌ」を「次項第一号ヲ」に、「同条第十四項」を「同条第十項」に改め、同項第二号中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十項」に、「次項第一号ヌ」を「次項第一号ヲ」に改め、同条第八項中「この条」を「この条並びに」に改め、「並びに第十八条の二十三の二の二第十一項」を削り、同項第一号中「同条第二十項」を「同条第十六項」に、「又は同条第十項」を「又は同条第六項」に、「(同条第二十一項」を「(同条第十八項」に改め、同号イ中「第二十五項に規定する補助金等の額」を「第二十六項に規定する補助金等の額」に、「第二十五項に規定する住宅取得等資金の額」を「第二十六項に規定する住宅取得等資金の額」に改め、同号イ(3)中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同号イ(4)中「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改め、同号イ(5)中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改め、同号ロ中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同号ロ(1)中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同号ハ中「第四十一条第十項第一号」を「第四十一条第六項第一号」に改め、同号ニ中「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第六項第二号」に改め、同号ホ中「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第六項第二号」に、「第二十六条第二十三項」に改め、同号ヘ中「第四十一条第十項第三号」を「第四十一条第六項第三号」に改め、同号ト中「第四十一条第十項第四号」を「第四十一条第六項第四号」に改め、同号チ中「同条第二十七項」を「同条第二十四項」に、「(当該」を「(その」に、「次に掲げる家屋のいずれか」を「同条第十六項の規定により当該居住用家屋とみなされる同項に規定する特例居住用家屋」に、「次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める書類」を「当該家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認(ヌにおいて「建築確認」という。)を受けているものであることを証する書類」に改め、同号ヌ中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第九項」に、「同条第十四項」を「同条第六項」に、「(ヌ」を「(ヲ」に改め、同号ヲを同号ヨとし、同号リを同号ルとし、同号チの次に次のように加える。

リ　その家屋が令和十年一月一日以後に法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該家屋が同条第二十五項に規定する対象外エネルギー消費性能向上住宅に該当しないことを明らかにする書類

ヌ　その家屋が令和十年一月一日以後に法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該家屋が同条第二十六項に規定する居住用家屋等に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類でその家屋に係る建築確認を受けた時において当該家屋の建築をする土地の全部が同項に規定する災害危険区域等(ヌにおいて「災害危険区域等」という。)外にあつたことを明らかにする書類(その家屋が災害危険区域等内において新築をされたものである場合において、当該家屋(当該家屋の一部が災害危険区域等内にある場合における当該家屋を含み、同項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない同項に規定する災害危険区域内にある当該家屋にあつては、同項に規定する勧告に従わないで建築をした当該家屋に限る。)が同条第二十七項に規定する特定建替えにより新築されたものであることにより同条第二十六項本文の規定の適用を受けなかつたときにおける当該家屋であるときにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類でその家屋が当該特定建替えにより新築されたものであることを明らかにする書類)

第十八条の二十一第八項第二号中「同条第二十項」を「同条第十六項」に、「同条第六項」に、「(同条第二十一項」を「(同条第十八項」に改め、同号イ(3)中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同号イ(4)中「第四十一条第十六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改め、同号ロ中「第四十一条第十項第一号」を「第四十一条第六項第一号」に改め、同号ハ中「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第六項第二号」に改め、同号ニ中「第四十一条第十項第三号」を「第四十一条第六項第二号」に、「第二十六条第二十二項」を「第二十六条第二十三項」に改め、同号ホ中「第四十一条第十項第三号」を「第四十一条第六項第三号」に改め、同号ヘ中「第四十一条第十項第四号」を「第四十一条第六項第四号」に改め、同号ト中「ヌまで」を「ヲまで」に改め、同項第三号中「既存住宅(次号」を「既存住宅(同条第十七項の規定により当該既存住宅とみなされた同項に規定する特例既存住宅である場合には、四十平方メートル以上五十平方メートル未満」を加え、同号ハ中「第四十一条第十項に規定する認定住宅等」を「第四十一条第六項に規定する認定住宅等」に改め、同号イ(4)中「第四十一条第十六項」に改め、同号ハ中「第四十一条第二十項」を

第十八条の二十一第八項第三号ハに次のように加える。

(3)　当該既存住宅が法第四十一条第六項第二号に規定する特定建築物に該当する家屋である場合　施行令第二十六条第二十三項に規定する市町村長又は特別区の区長の同項の規定による証明書

(4)　当該既存住宅が法第四十一条第六項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅に該当する家屋である場合　第十六項に規定する書類

(5)　当該既存住宅が法第四十一条第六項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅に該当する家屋である場合　第十七項に規定する書類

第十八条の二十一第八項第三号ニ中「又は同条第十項」を「（同条第十七項の規定により当該買取再販住宅の取得とみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得を含む。）又は同条第六項」に、「である場合」を「若しくは同条第十八項に規定する特例買取再販認定住宅等の取得である場合」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同号ホ中「第一号リ及びヌ」を「第一号ル及びヲ」に改め、同項第四号ロ中「第二十七項」を「第二十八項」に、「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同号ニ中「第一号リ」を「第一号ル」に改め、同号第九項中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同条第十項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし」を削り、「同条第十項」を「同条第六項」に、「又は同条第十五項若しくは第十八項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に、「十一年内とする」を「、十一年内」に、「第二十二項第六号」を「第二十三項第一号」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第十三項中「第二十六条第二十項（同条第三十二項」を「第二十六条第二十一項（同条第三十二項」に、「第二十六条第二十二項（同条第三十七項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十五項中「第二十六条第二十二項（同条第三十二項」を「第二十六条第二十三項（同条第三十七項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条第十六項中「第二十六条第二十三項（同条第三十二項」を「第二十六条第二十四項（同条第三十七項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改め、同条第十七項中「第二十六条第二十四項（同条第三十二項」を「第二十六条第二十五項（同条第三十七項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改め、同条第二十九項中「第二十六条第三十八項」を「第二十六条第四十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十一項中「第二十六条第三十六項第三号」を「第二十六条第四十二項第三号」に、「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二十六条第三十六項第一号」を「第二十六条第四十二項第一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第二十六条第三十三項第一号」を「第二十六条第三十八項第一号」に改め、同項第二号中「第二十六条第三十三項第二号」を「第二十六条第三十八項第二号」に改め、同項第三号中「第二十六条第三十三項第三号」を「第二十六条第三十八項第三号」に改め、同項第四号中「第二十六条第三十三項第四号」を「第二十六条第三十八項第四号」に改め、同項第五号中「第二十六条第三十三項第五号」を「第二十六条第三十八項第五号」に改め、同項第六号中「第二十六条第三十三項第六号」を「第二十六条第三十八項第六号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十六条第三十三項」を「第二十六条第三十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　第一項の規定は、施行令第二十六条第三十三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた家屋又は確認を受けた家屋について準用する。

第十八条の二十二第二項第二号中「同条第十項」を「同条第六項」に改める。

第十八条の二十三第二項中「第十八条の二十一第二十六項」を「第十八条の二十三の二第十一項」に改め、「並びに第十八条の二十三の二第十一項」を削り、同条第三項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、」を削り、「同条第十項」を「同条第六項」に、「又は同条第十五項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項」に、「第十八項」を「第十四項」に、「十一年内とする」を「、十一年内」に改め、同条第六項中「同条第十項」を「同条第六項」に、「又は同条第十五項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項」に、「第十八項」を「第十四項」に改める。

第十八条の二十三の二を削る。

第十八条の二十五第十一項第一号中「する書類」の下に「並びに当該買換資産に係る家屋が建築後使用されたことのない家屋（令和十年一月一日以後に当該個人の居住の用に供したもの又は供する見込みであるものに限る。）である場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該買換資産に係る家屋が施行令第二十六条の七第六項第三号に掲げる家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類」を加える。

第十九条の二第二十二項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「（町村にあつては、福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村に限る。）」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「又は令和六年度の一般会計補正予算（第1号）」を「、令和六年度の一般会計補正予算（第1号）又は令和七年度の一般会計補正予算（第1号）」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　法第四十一条の八第一項第五号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子で次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　民法第八百七十七条の規定により現に二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下この項において「二十歳以上である子等」という。）を扶養している者（同条の規定により現に母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第三項に規定する児童を扶養しているものを除く。）であること。

ロ　その者が扶養している二十歳以上である子等が二十歳に達した日の前日が属する月において母子家庭高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。ハにおいて同じ。）の支給を受けていた者であること。

ハ　ロの母子家庭高等職業訓練促進給付金に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）第六条の九の二に規定する資格を取得するため、その者が扶養している二十歳以上である子等が二十歳に達した後も引き続き母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号の養成機関において修業する者であること。

ニ　その者を母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものと、その者の法第四十一条の八第一項第五号に掲げる給付金の請求をする日が属する月を母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十八条第一項第一号に規定する請求月と、それぞれみなしたならば同項各号のいずれかに該当する者であること。

二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第二項に規定する配偶者のない男子で次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　前号イに掲げる要件

ロ　その者が扶養している二十歳以上である子等が二十歳に達した日の前日が属する月において父子家庭高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の十において準用する同法第三十一条第二号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。ハにおいて同じ。）の支給を受けていた者であること。

ハ　ロの父子家庭高等職業訓練促進給付金に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第六条の十七の七第二項において準用する同令第六条の九の二に規定する資格を取得するため、その者が扶養している二十歳以上である子等が二十歳に達した後も引き続き母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の十において準用する同法第三十一条第二号の養成機関において修業する者であること。

ニ　その者を母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものと、その者の法第四十一条の八第一項第五号に掲げる給付金の請求をする日が属する月を母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第三十一条の九第二項において準用する同令第二十八条第一項第一号に規定する請求月と、それぞれみなしたならば同項各号のいずれかに該当する者であること。

15　法第四十一条の八第一項第五号に規定する財務省令で定める給付金は、令和八年度の予算における母子家庭等対策費補助金を財源の一部として都道府県、市町村（町村にあつては、福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村に限る。第二十項において同じ。）又は特別区から給付される給付金とする。

第十九条の十の二（見出しを含む。）中「令和七年分」を「令和八年分」に改める。

第十九条の十の二の二第一項中「第四十一条の十七第四項」を「第四十一条の十七第三項」に改め、同項第四号中「、第三項又は第五項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「第四十一条の十七第四項」を「第四十一条の十七第三項」に改める。

第十九条の十の五第十四項第二号イ(2)中「学生等」を「学生」に改める。

第十九条の十の六第八項第一号ホ(2)及びヘ(2)中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第十九条の十一の三第一項中「第二十六条の二十八の五第十七項」を「第二十六条の二十八の五第十八項」に改め、同条第二項中「第二十六条の二十八の五第十九項」を「第二十六条の二十八の五第二十六項」に改め、同条第四項中「第二十六条の二十八の五第二十一項」を「第二十六条の二十八の五第二十二項」に改め、同条第五項中「第二十六条の二十八の五第二十三項」を「第二十六条の二十八の五第三十項」に改め、同条第六項中「第二十六条の二十八の五第二十五項」を「第二十六条の二十八の五第三十二項」に改め、同条第七項中「第二十六条の二十八の五第二十六項」を「第二十六条の二十八の五第三十三項」に改め、同条第八項中「第二十六条の二十八の五第二十七項」を「第二十六条の二十八の五第三十四項」に、「第四十一条の十九の三第十五項」を「第四十一条の十九の三第二十三項」に改め、同条第十項中「第四十一条の十九の三第十九項」を「第四十一条の十九の三第二十四項」に改め、同条第十一項中「第二十六条の二十八の五第四項」を「第二十六条の二十八の五第五項」に改め、同項第三号ロ中「第二十六条の二十八の五第七項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に改め、同項第四号ロ中「第二十六条の二十八の五第十一項」を「第二十六条の二十八の五第十二項」に改め、同項第七号ロ中「第二十六条の二十八の五第十四項」を「第二十六条の二十八の五第十五項」に改め、同条第十二項中「第四十一条の十九の三第十九項」を「第四十一条の十九の三第二十七項」に改め、同項第一号中「第二十六条の二十八の五第三項第三号イ又はロ」を「第二十六条第一項第一号又は第二号」に、「以上」を「以上（法第四十一条の十九の三第十項から第十六項までの規定の適用を受ける場合には、四十平方メートル以上五十平方メートル未満）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　その者が法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人（以下この号において「特定個人」という。）に該当する場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　その者が法第四十一条の十九の三第一項に規定する要介護認定（ロにおいて「要介護認定」という。）又は同項に規定する要支援認定（ロにおいて「要支援認定」という。）を受けている者に該当する特定個人として同項の規定の適用を受ける場合　その者の介護保険の被保険者証の写し

ロ　その者が要介護認定又は要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者に該当する特定個人として法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受ける場合　当該親族の介護保険の被保険者証の写し

第十九条の十一の三第十二項第六号中「第十八条の二十一第八項第一号ヲ(1)」を「第十八条の二十一第八項第一号ヌ」に、「、第十八条の二十一第八項第一号ヌ」を「、第十八条の二十一第八項第一号ヲ」に改める。

第十九条の十一の四第一項中「第四十一条の十九の四第五項」を「第四十一条の十九の四第六項」に改め、同項第一号中「第四十一条第十項第一号」を「第四十一条第六項第一号」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条第十項第二号」を「第四十一条第十項第三号」に改め、同項第四号中「第四十一条第六項第三号」に改め、同条第二項中「第四十一条の十九の四第五項」を「第四十一条の十九の四第六項」に改め、同条第三項中「第四十一条の十九の四第五項」を「第四十一条の十九の四第六項」に改め、同項第一号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　その家屋が令和十年一月一日以後に法第四十一条の十九の四第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該家屋が同条第五項に規定する認定住宅等に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類でその家屋に係る同項に規定する確認を受けた時において当該家屋の建築をする土地の全部が同項に規定する災害危険区域等（ハにおいて「災害危険区域等」という。）外にあつたことを明らかにする書類（その家屋が災害危険区域等内において新築をされたものである場合において、当該家屋（当該家屋の一部が災害危険区域等内にある場合における当該家屋を含み、同項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない同項に規定する災害危険区域内にある当該家屋にあつては、同項に規定する勧告に従わないで建築をした当該家屋に限る。）が法第四十一条第二十七項に規定する特定建替えにより新築されたものであることにより法第四十一条の十九の四第五項本文の規定の適用を受けなかつたときにおける当該家屋であるときにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類でその家屋が当該特定建替えにより新築されたものであることを明らかにする書類）

第十九条の十一の四第三項第二号ハ中「前号ハ」の下に「及びニ」を加え、同項第三号ロ及び第四号ロ中「第一号ハ」の下に「及びニ」を加え、同条第四項中「第四十一条の十九の四第六項」を「第四十一条の十九の四第七項」に、「同項第一号ハ」を「同項第一号ニ」に改める。

第十九条の十二第一項中「（以下この条及び次条第一項第三号ロ」に改め、同項第二号中「第二十六条の三十第二項」を「第二十六条の三十第五項」に、「次条第一項」を「次条第一項第三号」に改め、同項第四号イ中「この項、第五項」を「この号、第五項第二号」に、「以下この条及び次条第一項第三号イ」に改め、同項第六号中「第二十六条の三十第二項に」を「第二十六条の三十第五項に」に改め、同号ロ中「第二十六条の三十第六項」を「第二十六条の三十第九項において準用する同条第二項」に改め、同号ハ中「第二十六条の三十第二項各号」を「第二十六条の三十第五項各号」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同号ハ⑴中「第二十六条の三十第九項」を「第二十六条の三十第十項」に改め、同号ハ⑵中「第二十六条の三十第四項第一号イ」を「第二十六条の三十第七項第一号イ」に改め、同項第七号及び第八号を削り、同項第九号を同項第七号とし、同項第十号を同項第八号とし、同条第四項中「、同項」の下に「に規定する当該投資組合契約の内容の変更又は投資組合財産持分割合」を加え、同条第七項から第九項までの規定中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十六項」に改め、同条第十三項中「第二十六条の三十第十七項」を「第二十六条の三十第十九項」に改め、同項第四号中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、同条第十四項中「第二十六条の三十第十七項」を「第二十六条の三十第十九項」に改め、同条第十六項第二号中「第四十一条の二十一第一項第一号から第四号まで」を「第四十一条の二十一第一項各号」に改め、同条第十七項第一号中「第四十一条の二十一第一項」を「第四十一条の二十一第二項」に、「国内源泉所得で同項の恒久的施設に帰せられるもの」を「対象国内源泉所得」に改め、同項第三号中「有する非居住者」を「内部取引」に、「第四十一条の二十一第一項」を「第四十一条の二十一第二項」に、「の規定の適用を受ける者」を「に規定する対象国内源泉所得に係るもの」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　所得税法施行規則第六十八条の三の規定の適用については、同条第一号中「内部取引（」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十一第二項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。」とする。

第十九条の十二第十七項第五号中「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に」及び「に該当するものを含む。）」を削り、「取引」を「規定する内部取引のうち、租税特別措置法第四十一条の二十一第二項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るもの以外のもの」に改める。

第二十条第一項中「第二十七条の四第六項第一号」を「第二十七条の四第七項第一号」に改め、同条第二項中「第二十七条の四第七項第一号」を「第二十七条の四第八項第一号」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第六項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「第二十七条の四第三十項に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十八項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第三十項」を「第二十七条の四第二十八項」に、「同条第三十項」を「同条第二十八項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十九項」を「第二十七条の四第二十七項」に改め、同項第六号イ中「第二十七条の四第三十二項」を「第二十七条の四第三十項第一号イ」に改め、同号イ⑴中「第二十七条の四第三十項第一号イ」を「第二十七条の四第二十八項第一号イ」に改め、同号イ⑵中「第二十七条の四第三十項第一号ロ」を「第二十七条の四第二十八項第一号ロ」に改め、同号ロ⑴中「第二十七条の四第三十項第二号イ」を「第二十七条の四第二十八項第二号イ」に改め、同号ロ⑵中「第二十七条の四第三十項第二号ロ」を「第二十七条の四第二十八項第二号ロ」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の一項を加える。

８　施行令第二十七条の四第三十三項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる臨床試験とする。

一　我が国と同等の水準にあると認められる施行令第二十七条の四第三十三項に規定する医薬品等（次号において「医薬品等」という。）の臨床試験の実施に関する制度を有している国又は地域（以下この号及び次号において「特定国等」という。）において当該制度に基づき実施される臨床試験（当該特定国等の規制当局に届出をして実施されるもので、当該規制当局に対する届出書その他の書類において当該届出をしたことが明らかにされている場合における当該臨床試験に限る。）

二　特定国等を含む複数の国又は地域において同一の計画に基づいて実施される同一の医薬品等に関する臨床試験（当該特定国等において実施される臨床試験が前号に掲げる臨床試験に該当するものである場合における当該医薬品等に関する臨床試験に限る。）で当該特定国等以外の国又は地域において実施されるもの（当該国又は地域の規制当局に届出をして実施されるもので、当該規制当局に対する届出書その他の書類において当該届出をしたことが明らかにされている場合における当該臨床試験に限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、科学的な質及び成績の信頼性が確保されている臨床試験であることにつき厚生労働大臣の確認を受けた臨床試験

第二十条の二を次のように改める。

（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第二十条の二　施行令第二十七条の五第二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該法人が法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項）とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）

三　当該試験研究の実施期間

四　当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第二号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

五　当該試験研究の実施場所
六　当該試験研究の用に供される設備の明細
七　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
八　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

2　施行令第二十七条の五第二項第三号に規定する財務省令で定める要件は、研究開発型新事業開拓事業者（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二条第三号に掲げるものをいう。）であること（当該新事業開拓事業者（同項第三号に規定する新事業開拓事業者をいう。）と共同して行う試験研究又は当該新事業開拓事業者に委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確定申告書等に当該新事業開拓事業者に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第五項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類の写しとして当該新事業開拓事業者から交付を受けたものの添付がある場合に限る。）とする。

3　施行令第二十七条の五第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第三号に規定する特定新事業開拓事業者（第十六項第三号及び第二十一項において「特定新事業開拓事業者」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
四　当該試験研究の実施場所
五　当該試験研究の用に供される設備の明細
六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

4　施行令第二十七条の五第二項第四号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものと共同して行う試験研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

一　研究開発成果活用促進事業者（特別研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第三に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）から同法第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該研究開発成果活用促進事業者に限る。）に限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号及び第三号において同じ。）が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該研究開発成果活用促進事業者に限る。）　当該研究開発成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうちその出資をした特別研究開発法人が株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。次号及び第三号において同じ。）として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し
二　国立大学等成果活用促進事業者（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人から同法第二十二条第一項第八号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第七号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活用促進事業者に限る。）　当該国立大学等成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し
三　公立大学成果活用促進事業者（地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人から同法第二十一条第二号ハに掲げる出資を受ける同号ハに規定する者に該当する法人（当該公立大学法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額が五億円未満であるもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該公立大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該公立大学成果活用促進事業者に限る。）　当該公立大学成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該公立大学法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

5　施行令第二十七条の五第二項第四号に規定する財務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発とする。

一　国立大学法人法施行令第三条第二項第一号に掲げる事業として行う研究開発
二　地方独立行政法人法施行令第四条第二項第二号ロに掲げる研究開発

6　施行令第二十七条の五第二項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究が施行令第二十七条の五第二項第四号に規定する成果活用促進事業者（以下この条において「成果活用促進事業者」という。）の行う同号に規定する成果実用化研究開発（第十七項第二号において「成果実用化研究開発」という。）に該当する旨
三　当該試験研究の実施期間
四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
五　当該試験研究の実施場所
六　当該試験研究の用に供される設備の明細
七　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
八　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

7　施行令第二十七条の五第二項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第五号に規定する他の者（第二十一項第四号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
四　当該試験研究の実施場所
五　当該試験研究の用に供される設備の明細
六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
8　施行令第二十七条の五第二項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究の実施場所
9　施行令第二十七条の五第二項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該法人が法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項）とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）
三　当該試験研究の実施期間
四　当該試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
10　施行令第二十七条の五第二項第九号に規定する機関として財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。
11　施行令第二十七条の五第二項第九号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一　当該試験研究を行うために必要な拠点を有していること。
二　前号の拠点において、当該試験研究を行うために必要な設備を有していること。
12　施行令第二十七条の五第二項第九号に規定するその他の財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。
一　当該事務を履行することに対する報酬を支払うこととされていないこと（当該報酬の支払に係る債務と区分されていないことを含む。）。
二　当該事務を履行するのに必要と認められる費用の弁償に係る債務を含む。）がその契約若しくは協定に基づく他の報酬又はその契約若しくは協定に基づき引き渡す物品の対価の支払に係る債務と区分されていないことを含む。）。
三　当該事務の履行により得られる成果に対する報酬、仕事の結果に対する報酬又は物品の引渡しの対価を支払うこととされていること。
四　当該事務に着手する時において当該事務の履行により得られる成果の内容が具体的に特定できていること（当該成果を得ること、仕事を完成すること又は物品を引き渡すことを主たる目的としている場合を含む。）。
五　その委託の終了後における当該事務の経過及び結果の報告を要しないこととされていること。
13　施行令第二十七条の五第二項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第九号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
四　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨
五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
14　施行令第二十七条の五第二項第十号イに規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該法人が行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用の額を法人税法施行令第三十二条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により棚卸資産の取得価額に算入することとなるものとする。
一　当該法人にとつて、基礎研究（特別な応用又は用途を直接に考慮することなく、仮説及び理論を形成するため又は現象及び観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的な試験研究をいう。）又は応用研究（特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる試験研究又は既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する試験研究をいう。）に該当することが明らかである試験研究
二　当該法人にとつて、工業化研究（前号に規定する基礎研究及び応用研究並びに実際の経験から得た知識を活用し、付加的な知識を創出して、新たな製品等（製品、半製品、役務の提供、技術の提供、装置、仕組み、工程その他これらに準ずるもの及びこれらの素材をいう。以下この号において同じ。）の創出又は製品等の改良を目的とする試験研究をいう。）に該当しないことが明らかである試験研究

15　施行令第二十七条の五第二項第十号ロに規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号ロに規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用する権利で受託者が対価を支払つて当該法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

16　施行令第二十七条の五第二項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る特定新事業開拓事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

17　施行令第二十七条の五第二項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究が成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当する旨

三　当該試験研究の実施期間

四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

五　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

六　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

18　施行令第二十七条の五第二項第十二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第十二号に規定する他の者（第二十一項第九号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

19　施行令第二十七条の五第二項第十三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の五第二項第十三号に規定する知的財産権（次号及び第二十二項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該法人が行う試験研究のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二　当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第二十七条の五第二項第九号に規定する中小事業者等（第二十二項において「中小事業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法

20　施行令第二十七条の五第三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一　施行令第二十七条の五第二項第一号に掲げる試験研究　法第四十二条の四の二第一項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第一号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長、同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額

二　施行令第二十七条の五第二項第七号に掲げる試験研究　法第四十二条の四の二第一項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額

三　施行令第二十七条の五第二項第十四号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち、法第四十二条の四の二第一項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

21　施行令第二十七条の五第三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の監査及び確認（第一号イ又は第五号イに定める金額にあつては、これらの規定の認定）に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一　施行令第二十七条の五第二項第二号に掲げる試験研究　当該法人が共同して当該試験研究を行う次に掲げる当該大学等の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　指定大学等（大学等のうち経済産業大臣が定める要件を満たすものとして経済産業大臣が指定するものをいう。以下この号及び第五号において同じ。）　当該法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が施行令第二十七条の五第二項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものとして当該指定大学等の長が認定した金額

ロ　指定大学等以外の大学等　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が施行令第二十七条の五第二項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二　施行令第二十七条の五第二項第三号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定新事業開拓事業者の確認を受けた金額

三　施行令第二十七条の五第二項第四号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

四　施行令第二十七条の五第二項第五号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

五　施行令第二十七条の五第二項第八号に掲げる試験研究　当該法人が委託する当該試験研究に係る次に掲げる当該大学等の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　指定大学等　当該法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が施行令第二十七条の五第二項第八号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものとして当該指定大学等の長が認定した金額

ロ　指定大学等以外の大学等　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が施行令第二十七条の五第二項第八号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

六　施行令第二十七条の五第二項第九号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

七　施行令第二十七条の五第二項第十号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定新事業開拓事業者の確認を受けた金額

八　施行令第二十七条の五第二項第十一号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

九　施行令第二十七条の五第二項第十二号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

22　施行令第二十七条の五第三項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該法人の各事業年度の法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち施行令第二十七条の五第二項第十三号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該法人が特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）に対して支払つたものに係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

23　施行令第二十七条の五第三項第五号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該法人の各事業年度の同条第二項第十五号ロ(1)に掲げる金額であつて同号に掲げる試験研究に係るものであることにつき、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、かつ、第三号に規定する者が同項第十五号イに規定する新規高度研究業務従事者（第三号において「新規高度研究業務従事者」という。）であることを明らかにする書類その他の当該試験研究が同項第十五号イからハまでに掲げる要件の全てを満たすことを明らかにする書類を保存することにより証明がされた金額とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る新規高度研究業務従事者の氏名及び役職

四　当該試験研究に係る当該事業年度の施行令第二十七条の五第二項第十五号ロ(1)に掲げる金額

24　経済産業大臣は、第二十一項第一号イの規定により要件を定め、又は大学等を指定したときは、これを告示する。

第二十条の七を次のように改める。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の七　施行令第二十七条の十二第二項第二号イ及びロに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する法人の同号イに規定する対象施設の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の同条第一項に規定する雇用促進計画の達成状況のうち当該対象施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

2　法第四十二条の十二第四項に規定する財務省令で定める理由は、同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人の都合による労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第二項第四号に規定する労働者の解雇（第四項において「労働者の解雇」という。）とする。

３　施行令第二十七条の十二第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する法人の同条第一項に規定する特定建物等に係る同項に規定する特定業務施設（当該法人が当該特定業務施設（同項に規定する特定業務施設をいう。以下この項及び第五項において同じ。）を二以上有する場合には、当該二以上の特定業務施設のうちいずれか一の特定業務施設）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第四十二条の十二第四項に規定する離職者（施行令第二十七条の十二第六項の規定の適用がある場合における同項に規定する離職者を含む。）がいないことを確認できるものに限る。）の写しとする。

４　施行令第二十七条の十二第六項に規定する財務省令で定める理由は、同項の被合併法人等の都合による労働者の解雇とする。

５　施行令第二十七条の十二第七項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する認定（これらの規定に規定する変更の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（施行令第二十七条の十二第七項に規定する特定建物等に係る特定業務施設が記載されているものに限る。）の写しとする。

第二十条の十第一項中「第四十二条の十二の五第二項第三号ロ」を「第四十二条の十二の五第一項第二号ロ」に改め、「第八条第一項第三号」の下に「又は第三号の二」を加え、同条第二項中「第四十二条の十二の五第三項第三号イ」を「第四十二条の十二の五第二項第二号イ」に改め、同条第三項中「第四十二条の十二の五第三項第三号ハ」を「第四十二条の十二の五第二項第二号ハ」に、「又は第三号」を「から第三号の二まで」に改め、同条第四項中「第二十七条の十二の五第七項」を「第二十七条の十二の五第六項」に改め、同条第五項から第八項までを削る。

第二十条の十の二第六項第一号中「同条第二項」を「第二項」に改める。

第二十条の二十二を削り、第二十条の二十三を第二十条の二十二とする。

第二十一条の十八の二第三項中「農用地等（施行令第三十七条の二第一項に規定する農用地等をいう。）」を「施行令第三十七条の二第一項各号に掲げる固定資産」に改める。

第二十一条の十九第二項第六号を削り、同項第五号中「第六十二条の三第四項第五号」を「第六十二条の三第四項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第六十二条の三第四項第四号」を「第六十二条の三第四項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第六十二条の三第四項第三号」を「第六十二条の三第四項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の二中「第六十二条の三第四項第二号の二」を「第六十二条の三第四項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号イ中「第三十八条の四第十七項各号」を「第三十八条の四第十五項各号」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　法第六十二条の三第四項第九号の二に掲げる土地等の譲渡　当該土地等の買取りをする同号に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者から交付を受けた次に掲げる書類

イ　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の二第三項の都道府県知事又は同条第五項の経済産業大臣の当該土地等の買取りに係る同条第一項に規定する地域経済牽引事業用地整備計画が同条第三項若しくは第五項又は同法第十二条の三第一項の承認を受けたものである旨を証する書類の写し

ロ　経済産業大臣の当該土地等に係る法第六十二条の三第四項第九号の二に規定する承認地域経済牽引事業用地整備（ハにおいて「承認地域経済牽引事業用地整備」という。）が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものである旨を証する書類の写し

ハ　当該土地等の買取りをする者の当該土地等を承認地域経済牽引事業用地整備の用に供するために買い取つた旨を証する書類

第二十一条の十九第二項第十号イ中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第三十八条の四第十九項」を「第三十八条の四第十七項」に改め、同号ロ中「隣接施行敷地」を「隣接施行建替事業」に、「マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「第三十八条の四第十八項」を「第三十八条の四第十六項」に改め、同号ハ中「隣接施行敷地権」を「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンションが」を「建替前マンションが」を「建替前マンション又は同号に規定する滅失したマンションで同号に規定する再建敷地の上に存していたものが」に、「第三十八条の四第二十項」を「第三十八条の四第十八項」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同条第十九項」を「同条第十七項」に、「施行マンションの」を「建替前マンション又は当該滅失したマンションの」に改め、同項第十一号中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「認定買受計画に第六項」を「認定除却等計画又は第六項に規定する計画に第七項」に、「当該記載」を「これらの計画に記載」に改め、同項第十二号イ中「第三十八条の四第二十三項各号」を「第三十八条の四第二十一項各号」に改め、同号ロ中「第三十八条の四第二十四項各号」を「第三十八条の四第二十二項各号」に改め、同項第十三号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号ロ中「第三十八条の四第二十五項各号」を「第三十八条の四第二十三項各号」に改め、同号に次のように加える。

ハ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において法第六十二条の三第七項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域（以下この項及び第十項において「地すべり防止区域等」という。）内にあるものでないことを明らかにする書類

第二十一条の十九第二項第十四号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第二十一条の十九第二項第十五号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第二十一条の十九第二項第十六号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同条第十七項中「第三十八条の四第四十四項」を「第三十八条の四第四十二項」に改め、同項第一号中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同号イ⑵中「第三十八条の四第三十七項及び第三十八項」を「第三十八条の四第三十五項及び第三十六項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十五項」に改め、同号ロ中「第三十八条の四第三十四項から第三十六項まで」を「第三十八条の四第三十二項から第三十四項まで」に、「第三十八条の四第三十四項に」を「第三十八条の四第三十二項に」に、「同条第三十六項」を「同条第三十四項」に、「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改め、同項第二号ハ中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第六十二条の三第十一項」を「第六十二条の三第十二項」に、「第九項各号」を「第十項各号」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同項第三号中「第三十八条の四第四十一項」を「第三十八条の四第四十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第三十八条の四第三十六項」を「第三十八条の四第三十四項」に、「同条第四十四項」を「同条第四十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に、「第三十八条の四第三十四項」を「第三十八条の四第三十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第三十八条の四第三十

六項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第三十八条の四第三十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第三十六項」を「同条第三十四項」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項第一号中「第十項第一号イ」を「第十一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に、「第三十八条の四第三十四項」を「第三十八条の四第三十五項」に改め、同項第五号中「第三十八条の四第三十四項」を「第三十八条の四第三十五項」に、「第三十五項又は第三十六項」を「第三十八条の四第三十六項」に改め、同項第十二項中「第六十二条の三第七項」を「第六十二条の三第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第三十八条の四第三十三項第四号」を「第三十八条の四第三十四項第四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三十八条の四第三十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第三十八条の四第三十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第三十三項又は第三十五項」を「同条第三十四項又は第三十六項」に、「十二月三十一日（同条第三十五項」を「十二月三十一日（同条第三十六項」に改め、同項第九項中「第三十八条の四第三十三項各号」を「第三十八条の四第三十四項各号」に、「同条第三十五項」を「同条第三十六項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第一号ハ中「第三十八条の四第三十三項」を「第三十八条の四第三十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三十八条の四第三十三項第四号」を「第三十八条の四第三十四項第四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三十八条の四第二十三項第二号ハ」を「第三十八条の四第二十四項第二号ハ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「認定買受計画」を「認定除却等計画又は前項に規定する計画」に改め、同項第一号中「決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地」を「除却した後の土地又は売却敷地」に、「除却後の土地」を「除却後の土地等」に改め、同項第二号及び第三号中「除却後の土地」を「除却後の土地等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第六十二条の三第四項第十一号に規定する財務省令で定める計画は、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第五十八条第一項第六号若しくは第七号又は第二項第六号若しくは第七号に規定する計画とする。

第二十二条の二第四項第二号ロ中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「同項」を「同法第七十九条第三項」に改め、同号ニ中「第百十八条の二十五の三第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に改め、同号ホ中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改め、同項第四号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンション建替等事業（ニ）に、「マンション建替事業」を「マンション再生等事業（ニ）に、「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第七号」を「マンション建替事業」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項第十九号」を「同項第三十五号」に、「同項第五号」を「同項第十号」に改め、同号ロ中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第二十八号」に改める。

第二十二条の五第一項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同項第二十五号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第五号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第五十八条第一項第七号又は第二項第七号に規定する計画とする。

18　法第六十五条の四第一項第二十二号の二に規定する財務省令で定める計画は、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第五十八条第一項第七号又は第二項第七号に規定する計画とする。

第二十二条の七第二項第一号ハを削り、同項第二号中「若しくは地方防衛局長（当該買換資産の所在地が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）」を削り、「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同項第三号イ中「次号イ」を「次号イ(1)」に改め、同号ロ中「次号ロ」を「次号イ(2)」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　表の第二号の下欄に掲げる資産　次に掲げる書類

イ　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である場合　総務大臣の当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

ロ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定めるいずれかの書類）

(1)　当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイに掲げる区域内である場合　次に掲げるいずれかの書類（当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する大都市の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事（当該買換資産の所在地が指定都市の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長。(i)及び(ii)において同じ。）の当該買換資産の所在地が当該大都市の区域に係る同欄のイに規定する地区の区域内である旨を証する書類を含む。）

(i)　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(1)に掲げる防災再開発促進地区の区域内である旨を証する書類

(ii)　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(2)に掲げる特定都市再生緊急整備地域内の区域内である旨を証する書類

(iii)　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長（当該買換資産の所在地が特別区の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する特別区の区長。(2)において同じ。）の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(3)に掲げる都市機能誘導区域内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のロに掲げる被災市街地復興推進地域内の区域内である旨を証する書類　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のロに掲げる被災市街地復興推進地域内の区域内である旨を証する書類

第二十二条の十一第十項中「、同項第六号に掲げる要件を」を「同項第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表又はこれに準ずるものに計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては同項第七号に掲げる要件を、それぞれ」に、「、第六号に掲げる要件を」を「第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表又はこれに準ずるものに計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第七号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第十四項中「、同号ハに掲げる要件を」を「同号ハに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては同号ニに掲げる要件を、それぞれ」に、「、第三号に掲げる要件を」を「第三号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第四号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第二十項中「、同号トに掲げる要件を」を「同号トに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては同号チに掲げる要件を、それぞれ」に、「、第六号に掲げる要件を」を「第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第七号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第三十二項中「第三十九条の十七の三第六項」を「第三十九条の十七の三第四項」に改め、同条第三十三項中「第三十九条の十七の三第九項」を「第三十九条の十七の三第七項」に改め、同条第三十四項及び第三十五項中「第六十六条の六第六項第五号」を「第六十六条の六第八項第五号」に改め、同条第三十六項中「第六十六条の六第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」に、「同条第六項第五号」を「同条第八項第五号」に改め、同条第三十七項中「第六十六条の六第六項」を「第六十六条の六第八項」に改め、同条第三十八項及び第三十九項中「第六十六条の六第六項第五号」を「第六十六条の六第八項第五号」に改め、同条第四十一項中「第六十六条の六第六項第六号」を「第六十六条の六第八項第六号」に改め、同条第四十三項中「第六十六条の六第六項第七号」を「第六十六条の六第八項第七号」に、「第三十九条の十七の三第十六項」を「第三十九条の十七の三第十四項」に改め、同条第四十四項中「第六十六条の六第六項第十一号ホ」を「第六十六条の六第八項第十一号ホ」に改め、同条第四十五項中「第六十六条の六第六項第十一号ヘ」を「第六十六条の六第八項第十一号ヘ」に改め、同条第四十六項中「第六十六条の六第十一項」を「第六十六条の六第十二項」に改め、同条第五十項中「第六十六条の六第十二項」を「第六十六条の六第十五項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に、「第六十六条の六第十一項」を「第六十六条の六第十四項」に改める。

第二十二条の十一の三第四項中「第三十九条の二十の四第四項」を「第三十九条の二十の四第二項」に、「第三十九条の十七の三第六項」を「第三十九条の十七の三第四項」に改め、同条第五項中「第三十九条の二十の四第七項」を「第三十九条の二十の四第五項」に、「第三十九条の十七の三第九項」を「第三十九条の十七の三第七項」に改め、同条第六項から第九項までの規定中「第六十六条の九の二第六項第五号」を「第六十六条の九の二第八項第五号」に改め、同条第十項中「第六十六条の九の二第六項第六号」を「第六十六条の九の二第八項第六号」に改め、同条第十一項中「第六十六条の九の二第六項第七号」を「第六十六条の九の二第八項第七号」に、「第三十九条の二十の四第十二項及び第二十三項」を「第三十九条の二十の四第十項及び第二十一項」に、「第三十九条の十七の三第十六項」を「第三十九条の十七の三第十四項」に、「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第八項第一号」に改め、同条第十二項中「第六十六条の九の二第六項第十一号ホ」を「第六十六条の九の二第八項第十一号ホ」に改め、同条第十三項中「第六十六条の九の二第六項第十一号ヘ」を「第六十六条の九の二第八項第十一号ヘ」に改め、同条第十四項中「第六十六条の九の二第十一項」を「第六十六条の九の二第十四項」に改め、同条第十五項及び第十七項中「第六十六条の九の二第十二項」を「第六十六条の九の二第十五項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に改める。

第二十二条の十三第三項第二号中「株式の」を「株式（当該特別勘定に係る同項に規定する特定株式が同条第二項第二号に規定する増資特定株式である場合にあつては、同条第一項第一号に掲げる株式に限る。）の」に改め、同項第三号中「第六十六条の十三第一項第一号」を「第六十六条の十三第二項第二号」に、「同条第二項」を「同項」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該特別新事業開拓事業者の法第六十六条の十三第一項第三号に掲げる株式に該当する同項に規定する特定株式につき同項の特別勘定を設けている又は設けていた法人が当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合における当該取得をする株式

第二十二条の十三第七項中「同項に規定する末日」を「同項各号に定める日」に改め、同条第十二項中「第六十六条の十三第十八項」を「第六十六条の十三第二十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第三十九条の二十四の二第十三項」を「第三十九条の二十四の二第十二項」を「第三十九条の二十四の二第十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第三十九条の二十四の二第十二項第二号」を「第三十九条の二十四の二第十二項第二号」に、「第六十六条の十三第十三項第五号」を「第六十六条の十三第十三項第五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三十九条の二十四の二第九項第二号」を「第三十九条の二十四の二第十一項第二号」に、「第六十六条の十三第十三項第一号」を「第六十六条の十三第十三項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　法第六十六条の十三第十一項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第四項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。

9　法第六十六条の十三第十二項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特定株式について、第七項の規定に該当する場合とする。

第二十二条の十五第一項中「第五十九条」を「第五十九条の二」に改める。

第二十二条の十九の二第一項中「第六十七条の十六第一項」と、同項第七号中「第二十六条の三十第十八項」とあるのは「第三十九条の三十三第二項」と、同項第八号中「第二十六条の三十第十九項」とあるのは「第三十九条の三十三第三項」を「、第六十七条の十六第一項」に改め、同条第二項第二号中「及び第二項」を「、第二項及び第八項」に改め、同項第四号中「外国法人」を「内部取引」に、「の規定の適用を受ける法人」を「に規定する対象国内源泉所得に係るもの」に改め、同項第五号中「第六十六条」の下に「及び第六十七条」を加え、「同条第一項中「取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」を「同令第六十六条第一項中「内部取引」に、「取引」を「内部取引のうち、租税特別措置法第六十七条の十六第一項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るもの以外のもの」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法人税法施行規則第六十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「内部取引（」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六第一項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。」とする。

第二十二条の十九の三の二第四号中「及び第六十六条第一項」を削り、「同令第六十二条」を「同条」に、「内部取引のうち、」を「内部取引（」に、「以外のもの」を「を除く。）」に改め、同条に次の二号を加える。

五　法人税法施行規則第六十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「内部取引（」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

六　法人税法施行規則第六十六条及び第六十七条の規定の適用については、同令第六十六条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引のうち、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

第二十三条の二の三中「第四十条の二の三第二項第二号」を「第四十条の二の三第二項第一号」に、「第四十条の二の三第二項第一号」に改める。

第二十三条の三第一項中「第四十条の三第四号」を「第四十条の四第四号」に改め、同項第二号中「授業時間数が千七百時間」を「単位数が六十二単位」に改め、同条第二項中「第四十条の三第一号の三」を「第四十条の四第一号の三」に改める。

第二十三条の四を次のように改める。

（公益信託の信託財産とするために相続財産を支出した場合の相続税の非課税の特例を受けるための添付書類）

第二十三条の四　法第七十条第三項の規定の適用を受けようとする者が同条第五項に規定する申告書に添付する財務省令で定める書類は、同条第三項に規定する公益信託の受託者の同項の支出をした財産が当該公益信託の信託財産とするためのものである旨、当該財産を受け入れた年月日及び当該財産の明細並びに当該公益信託の当該財産の使用目的を記載した書類とする。

第二十三条の五の三第二十九項中「国税庁長官は、」の下に「別表第十一㈢から別表第十一㈤までの書式及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを別表第十一㈢から別表第十一㈥までに定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第二十三条の五の四第二項第六号中「（昭和三十九年法律第百二十九号）」を削る。

第二十三条の八の八第二項第二号ハ中「第三号」を「次号」に改め、同項第三号中「第四百四十二条第四号」を「第四百四十二条第二号」に、「同条第五号」を「同条第三号」に、「同条第六号」を「同条第四号」に改める。

第二十五条の二第一項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第三項中「ほか、」を「ほか、当該登記を受ける者が」に、「日を」を「こと及びその日を」に、「及び」を「並びに」に、「ついての判決、」を「係る判決が確定した日又は」に、「又は」を「若しくは」に、「謄本」を「作成の日を証する書類」に改める。

第二十八条の見出し中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に、「同条第一項」を「同項」に、「マンション建替事業（第三号において「マンション建替事業」という。）」を「マンション再生事業」に、「当該マンション建替事業」を「当該マンション再生事業」に、「施行再建マンションの住戸」を「再生後マンションの住戸」に改め、同項第三号イ中「の施行再建マンション」を「の再生後マンション」に改め、「（施行令第四十二条の三第二項に規定する場合にあつては、㈠及び㈡に掲げる事項）」を削り、同号イ㈡を次のように改める。

㈡　当該登記を受ける者が取得する法第七十六条第一項第三号の土地に関する権利の価額に、施行令第四十二条の三第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額

第二十八条第一項第三号イ(3)を削り、同号ロ中「もの」を「者」に改め、同条第二項中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改め、同条第三項中「第七十六条第三項の」を「第七十六条第四項の」に改め、同項第一号中「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条第四項第一号」に改め、同項第二号中「第七十六条第三項第二号」を「第七十六条第四項第二号」に改め、同号イ中「第七十六条第三項」を「第七十六条第四項」に改め、同号イ㈠中「第四十二条の三第四項第一号」を「第四十二条の三第三項第一号」に改め、同号ロ㈠中「第四十二条の三第四項第二号」を「第四十二条の三第三項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第七十六条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定するマンション除却事業に伴い受けるものである旨、当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨及び当該登記に該当する旨の記載があるものを添付しなければならない。

第三十条の三第一項第三号及び第四号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改める。

第三十一条を第三十条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（診療所の用に供する建物を建築した場合の所有権の保存登記等の税率の軽減を受けるための手続等）

第三十一条　法第八十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、その者が診療所（同項に規定する診療所をいう。以下この条において同じ。）の開設者又は管理者であること、当該登記に係る建物が施行令第四十二条の七第一項に規定する区域内に所在すること、当該建物が当該診療所の用に供するものであること及び当該建物に該当すること並びに当該建物の建築又は取得をした日の記載があるものを添付しなければならない。

2　施行令第四十二条の七第二項に規定する財務省令で定める補助は、同条第一項に規定する区域における診療所の承継・開業支援事業のうち施設整備事業に係る補助とする。

3　施行令第四十二条の七第二項に規定する財務省令で定める建物は、最寄りの一般病院（その有する病床が主として医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床である病院のうち、次に掲げる病院以外の病院をいう。）までの移動距離が七・五キロメートル以上となる位置に所在する建物とする。

一　主として理学療法又は作業療法を行う病院

二　その施設の全てが児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設である病院

4　法第八十一条の二第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、その者が診療所の開設者又は管理者であること及び当該登記に係る土地が同条第一項の規定の適用を受ける建物の敷地の用に供するものであること並びに当該土地の取得をした日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の四第二項中「第四十三条の二第一項」を「第四十三条の二第一項第三号」に改める。

第三十一条の七の二を削る。

第三十一条の九の次に次の一条を加える。

（地盤の液状化により被害を受けた土地に係る所有権の移転登記の免税を受けるための手続）

第三十一条の九の二　法第八十四条の五の二の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書で、当該登記に係る土地が施行令第四十四条の四第一項に規定する土地であること、当該登記に係る土地が法第八十四条の五の二に規定する分筆の登記がされたものであること及び当該土地の所有権を取得した者が当該土地に隣接する他の土地の所有権の登記名義人であることの記載があるものを添付しなければならない。

第三十六条第一項中「第三十七条の三の二」を「第三十七条の三」に、「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日」を「に係る消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第一条第二項第五号に規定する確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項（前項又は第三十七条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に、「第一項中」を「前項中」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三十七条の三を削り、第三十七条の三の二を第三十七条の三とする。

第三十七条の四の六第五項中「消費税法施行規則」の下に「（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）」を加える。

第三十七条の四の七第二項中「（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第三十七条の四の十二第一項中「第八号まで」を「第九号まで」に、「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「第十六条第六項」を「第十六条第五項、第十九条の二第二項」に改める。

第四十条の二第一項中「平成二十一年天然ガス車基準」を「平成二十一年天然ガス軽中量車基準」に改め、同条第二項第二号中「百九（令和七年四月三十日までの間は、百）」を「百十六」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同条第三項第二号中「百分の百六十二（令和七年四月三十日までの間は、百分の百五十）」を「百分の百七十三」に、「第十三項及び第十四項」を「第十一項及び第十二項」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第五十一条の二第一項第二号ホ」を「第五十一条の二第一項第二号ハ」に改め、同項第二号中「第十項」を「第八項」に、「が九十」を「が百」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項第二号中「百九（令和七年四月三十日までの間は、百）」を「百十六」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「その旨」の下に「及び第十一項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十項中「九十」を「九十五」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項第二号中「（第四十条の四において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百五」を「が百十」に、「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項から第十六項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十七項中「第十五項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項から第二十一項までを二項ずつ繰り上げる。

第四十条の四第二項中「第四十条の七」を「第四十条の七第二項」に改め、同条第七項第二号中「百（令和七年四月三十日までの間は、九十）」を「百五」に改め、同条第十項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが百五」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第九十条の十二第一項第四号ニ」を「第九十条の十二第一項第四号ハ」に改め、同項第二号中「が百」を「が百五」に、「百五」を「百十五」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第二号中「百（令和七年四月三十日までの間は、九十）」を「百五」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「百（令和七年四月三十日までの間は、九十）」を「百五」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「令和二年度燃費基準達成レベルが百五」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「が百」を「が百五」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第三十四項」を「第三十八項」に、「百（令和七年四月三十日までの間は、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五）」を「百五」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　法第九十条の十二第二項第一号イに規定する乗用自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第二十一項中「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上七十五未満」に改め、同条第二十二項中「第九十条の十二第二項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上」に改め、同条第二十三項中「第九十条の十二第二項第一号ハ」を「第九十条の十二第二項第一号ニ」に改め、同項第二号中「九十五以上百十未満」を「百以上百五未満」に、「百以上百十五未満」を「百十以上百十五未満」に改め、同条第二十四項中「第九十条の十二第二項第一号ニ」を「第九十条の十二第二項第一号ホ」に改め、同項第二号中「が百」を「が百五」に改め、同条第四十一項を同条第四十四項とし、同条第四十項を削り、同条第三十九項中「第九十条の十二第四項第三号イ」を「第九十条の十二第四項第三号」に、「乗用自動車」を「軽油自動車」に、「八十以上九十未満（令和七年四月三十日」を「八十五以上九十五未満（令和九年四月三十日」に、「七十以上八十未満」を「八十以上九十五未満」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十八項第二号中「八十以上九十未満（令和七年四月三十日」を「八十五以上九十五未満（令和九年四月三十日」に、「七十以上八十未満」を「八十以上九十五未満」に改め、同項を同条第三十七項を削り、同条第三十六項中「第九十条の十二第四項第一号ロ」を「第九十条の十二第四項第一号ハ」に改め、同項第二号中「九十以上九十五未満（令和九年四月三十日」を「八十五以上九十五未満（令和九年四月三十日」に、「七十以上八十未満」を「八十以上九十五未満」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十五項第二号中「八十以上九十未満（令和七年四月三十日」を「八十五以上九十五未満（令和九年四月三十日」に、「七十以上八十未満」を「八十以上九十五未満」に改め、同項を同条第三十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

40　法第九十条の十二第四項第一号ロに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第三十四項中「第九十条の十二第三項第三号ハ」を「第九十条の十二第三項第三号ニ」に、「九十五以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）」を「百以上百五未満」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十三項中「第九十条の十二第三項第三号ロ」を「第九十条の十二第三項第三号ハ」に、「九十以上九十五未満」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十二項中「九十以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、八十以上九十未満）」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第三十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

36　法第九十条の十二第三項第三号ロに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十未満である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

第四十条の四第三十一項第二号中「九十以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、八十以上九十未満）」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「第九十条の十二第三項第一号ニ」を「第九十条の十二第三項第一号ホ」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十九項中「第九十条の十二第三項第一号ハ」を「第九十条の十二第三項第一号ニ」に改め、同項第二号中「九十以上九十五未満」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「第九十条の十二第三項第一号ロ」を「第九十条の十二第三項第一号ハ」に改め、同項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが七十以上七十五未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項第二号中「九十以上百未満（令和七年四月三十日までの間は、八十以上九十未満）」を「九十五以上百未満」に改め、同項を同条第二十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

30　法第九十条の十二第三項第一号ロに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第二十六項中「第九十条の十二第二項第二号ロ」を「第九十条の十二第二項第三号ロ」に、「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」を「百以上百五未満」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第九十条の十二第二項第二号イ」を「第九十条の十二第二項第三号ロ」に、「九十五以上百未満」を「百以上百五未満」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項の次に次の二項を加える。

25　法第九十条の十二第二項第二号に規定する石油ガス自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

26　法第九十条の十二第二項第三号イに規定する乗用自動車で財務省令で定めるものは、令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

第四十条の七の見出し中「側方衝突警報装置等」を「衝突被害軽減制動制御装置」に、「貨物自動車」を「乗合自動車」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第九十条の十四第一項に規定する財務省令で定める自動車は、乗車定員十人以上の自動車（立席を有するものを除く。）とする。

第四十条の七第三項中「側方衝突警報装置（」、「側方衝突警報装置をいう。次項において同じ。）及び」及び「（同条第一項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第六項において同じ。）」を削り、同条第四項から第六項までを削る。

別表第七㈠の表中

上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書

を

上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内非課税口座等において契約不履行等事由が生じた配当等の場合の所得税徴収高計算書

と改め、「源泉徴収選択口座内配当等の額」の次に「又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」を加え、同表の備考1及び備考2を次のように改める。

1　この計算書を「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合」の字句を抹消し、次のように記載すること。

⑴　「令和　　年（　　月）分」の空欄には、法第37条の11の４第１項に規定する源泉徴収選択口座（以下「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済による差益に相当する金額の支払又は法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）の交付をした年（源泉徴収選択口座につき施行令第25条の10の11第２項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する年及び月）を記載すること。

⑵　「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
イ　「納付税額」の欄には、法第37条の11の４第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年（施行令第25条の10の11第２項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下１において同じ。）に行われた源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた法第37条の11の４第２項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第25条の10の11第９項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第37条の11の４第３項に規定する満たない部分の金額及び特定費用の金額をいう。ロにおいて同じ。）の総額を控除した金額）を記載すること。
ロ　「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の４第３項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年の還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額の総額を記載すること。
⑶　「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
イ　「納付税額」の欄には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について法第３条の３第３項（同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第８条の３第３項（同条第２項第２号に係る部分に限る。）、第９条の２第２項又は第９条の３の２第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額（法第37条の11の６第６項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から同項の規定により控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を控除した金額）を記載すること。
ロ　「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の６第７項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、法第37条の11の６第６項の規定によりその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を記載すること。
⑷　源泉徴収選択口座内配当等について、法第９条の３の２第３項の規定により控除した同項各号に定める金額（以下⑷及び２⑷において「上場株式配当等控除額」という。）がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。
２　この計算書を「非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等」の字句を抹消し、次のように記載すること。
⑴　「令和　　年（　　月）分」の空欄には、法第37条の14第５項第１号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」という。）につき同条第６項に規定する契約不履行等事由（以下２において「契約不履行等事由」という。）が生じた日の属する年及び月を記載すること。
⑵　「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
イ　「納付税額」の欄には、法第37条の14第８項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その月において法第37条の14第８項の規定により所得税を徴収すべき非課税口座に係る同項第１号に掲げる金額から同項第２号に掲げる金額を控除した金額（３において「契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額」という。）の総額を記載すること。
ロ　「還付税額」の欄には、記載を要しない。
⑶　「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
イ　「納付税額」の欄には、契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の８第１項の規定の適用がなかつたものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等（以下「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）について法第８条の３第３項（同条第２項第２号に係る部分に限る。）又は第９条の３の２第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の８第１項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等の額（３において「契約不履行等事由に係る配当等の額」という。）の総額を記載すること。
ロ　「還付税額」の欄には、記載を要しない。
⑷　契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の８第１項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等について、上場株式配当等控除額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。

別表第七㈠の表の備考３及び備考４を削り、同表の備考５中「又は」を「若しくは」に、「合計額を」を「合計額又は契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額の合計額若しくは契約不履行等事由に係る配当等の額の合計額を」に改め、同表の備考５を同表の備考３とし、同表の備考６を同表の備考４とする。

別表第七（三）

非課税口座年間取引報告書
未成年者口座年間取引報告書

令和　　年分

税務署長　殿

令和　　年　　月　　日

口座開設者	住所（居所）		フリガナ		生年月日	明・大・昭 平・令　・　・
			氏名		個人番号	
					整理番号	

（口座内の上場株式等の取得及び譲渡等の状況）

当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等						その年中に払出しがあつた上場株式等			
勘定年分	勘定の種類	種類	銘柄	株数又は口数	取得対価の額	事由	払出年月日	株数又は口数	譲渡対価の額又は払出し時の金額
				株（口）	千　円		・　・	株（口）	千　円
							・　・		
							・　・		
							・　・		
							・　・		
							・　・		
							・　・		

合計				合計			
年分	非課税(継続)管理・累積投資・特定累積投資 勘定			年分	非課税(継続)管理・累積投資・特定累積投資 勘定		
	特定非課税管理勘定				特定非課税管理勘定		
年分	非課税(継続)管理・累積投資・特定累積投資 勘定			年分	非課税(継続)管理・累積投資・特定累積投資 勘定		
	特定非課税管理勘定				特定非課税管理勘定		
年分	非課税(継続)管理・累積投資・特定累積投資 勘定			年分	非課税(継続)管理・累積投資・特定累積投資 勘定		
	特定非課税管理勘定				特定非課税管理勘定		
年分	非課税(継続)管理・累積投資・特定累積投資 勘定			年分	非課税(継続)管理・累積投資・特定累積投資 勘定		
	特定非課税管理勘定				特定非課税管理勘定		
年分	非課税(継続)管理・累積投資・特定累積投資 勘定			年分	非課税(継続)管理・累積投資・特定累積投資 勘定		
	特定非課税管理勘定				特定非課税管理勘定		

（口座内の配当等の交付状況）

勘定年分	勘定の種類	種類	銘柄	その年中に交付を受けた配当等の額	その年中に交付を受けた特別分配金の額	勘定年分	勘定の種類	種類	銘柄	その年中に交付を受けた配当等の額	その年中に交付を受けた特別分配金の額
				千　円	千　円					千　円	千　円
						合計					

（その年12月31日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額）

特定累積投資勘定	千　円	特定非課税管理勘定	千　円

（その他）

被相続人の死亡年月日	・　・	非課税口座廃止届出書に係る年月日	・　・	届出書の種類	出国届出書 継続適用届出書	提出年月日	・　・
納税管理人	住所（居所）				フリガナ 氏名		

（課税対象所得等の状況）

契約不履行等事由が生じた年月日	課税対象となる配当等に関する事項					（摘要）
	交付を受けた配当等の額の合計額	源泉徴収税額	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額	
・　・	千　円	千　円	千　円	千　円	千　円	
特定課税未成年者口座内の預貯金及び預り金の残高	課税対象となる譲渡所得等に関する事項					
	譲渡対価の額の合計額（①）	取得対価の額及び譲渡に要した費用の額の合計額（②）	譲渡所得等の金額（①－②）	源泉徴収税額		
千　円	千　円	千　円	千　円	千　円		

金融商品取引業者等	所在地			
	名称	（電話）	法人番号	

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

別表第七(三)の表を次のように改める。

別表第七㈢の表の備考１中「第９条の８」を「第９条の８第１項」に、「第37条の14第35項」を「第37条の14第41項」に改め、同表の備考２⑴中「第37条の14第23項」を「第37条の14第29項」に、「同条第25項」を「同条第31項」に、「同条第23項」を「同条第29項」に改め、同表の備考２⑴に次のただし書を加える。

ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に交付する報告書については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。

別表第七㈢の表の備考２⑶中「第18条の15の３第11項第２号」を「第18条の15の３第12項第２号」に改め、同表の備考２㈣中「第６号イ若しくはハ」を「第６号ロ⑴若しくはハ⑴」に改め、同表の備考２⑺イ中「第25条の13第39項第１号」を「第25条の13第50項第１号」に改め、同表の備考２⑺ロ中「第25条の13第39項第２号」を「第25条の13第50項第２号」に改め、同表の備考２⑺に次のように加える。

ハ　当該非課税口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年１月１日において18歳未満である者又はその年中に出生した者である場合には、記載を要しない。

別表第七㈢の表の備考２⑻ロ中「第37条の14第27項」を「第37条の14第33項（第２号及び第３号に係る部分に限る。）」に、「同項」を「同項第２号及び第３号」に改め、同表の備考２⑻の次に次のように加える。

⑼　「課税対象所得等の状況」の欄には、次のように記載すること。

イ　「特定課税未成年者口座内の預貯金及び預り金の残高」の項には、その年が当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の法第37条の14第４項第１号に規定する基準年の前年以前の各年である場合には、当該非課税口座と同時に設けられた同条第５項第９号に規定する特定課税未成年者口座に、その年12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の時）において預入れ又は預託がされている金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を記載すること。

ロ　「課税対象となる配当等に関する事項」の欄には、次のように記載すること。

⑴　「交付を受けた配当等の額の合計額」の項には、法第37条の14第６項に規定する契約不履行等事由（以下この表において「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより、法第９条の８第２項の規定により同条第１項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。

⑵　「特別分配金の額」の項には、非課税口座を開設した日から当該契約不履行等事由が生じた日までの間に当該非課税口座において交付を受けた所得税法第９条第１項第11号に掲げる収益の分配の額の合計額を記載すること。

⑶　「上場株式配当等控除額」の項には、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る第18条の15の９第２項第12号イに規定する控除外国所得税相当額及び控除所得税相当額の合計額を記載すること。この場合において、当該合計額のうちに当該控除所得税相当額があるときは、当該控除所得税相当額を内書すること。

⑷　「外国所得税の額」の項には、当該非課税口座内上場株式等の配当等につきその支払の際に課された第18条の15の９第２項第12号イに規定する外国所得税の額の合計額を記載すること。

ハ　「課税対象となる譲渡所得等に関する事項」の欄には、次のように記載すること。

⑴　「譲渡対価の額の合計額」の項には、契約不履行等事由が生じた非課税口座に係る法第37条の14第８項第１号に掲げる金額を記載すること。

⑵　「取得対価の額及び譲渡に要した費用の額の合計額」の項には、法第37条の14第８項第２号に掲げる金額を記載すること。

⑽　その年中に契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の８第１項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等がある場合には、３⑹の「口座内の配当等の交付状況」の欄の記載方法に準じて、当該非課税口座を開設した日から当該契約不履行等事由が生じた日までの間に交付した非課税口座内上場株式等の配当等について「種類」、「銘柄」、「交付を受けた配当等の額」及び「交付を受けた特別分配金の額」を記載した明細書を作成し、添付すること。この場合において、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る第18条の15の９第２項第12号イに規定する控除外国所得税相当額又は控除所得税相当額があるときは、当該明細書にこれらの金額を記載すること。

⑾　その法第37条の14第１項に規定する営業所に当該非課税口座が開設されていた第18条の15の９第１項の金融商品取引業者等がその年において当該非課税口座に施行令第25条の13第１項に規定する上場株式等を受け入れないこととした場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

別表第七㈢の表の備考３㈠中「及び「その他」」を「、「その他」の欄及び「課税対象所得等の状況」」に改め、同表の備考４を同表の備考５とし、同表の備考３の次に次のように加える。

４　この報告書を非課税口座年間取引報告書として使用する場合において、「課税対象所得等の状況」の欄に記載すべき事項については、当該事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４に準ずる。）の添付をもつて同欄の記載に代えることができる。

別表第七の二

令和　　年分　特定暗号資産取引に関する年間取引報告書

特定暗号資産に係る売買等をした者	住所（居所）			
	氏　名		個　人　番　号	

特定暗号資産の名称	年始数量	年中購入数量	年中購入金額	年中売却数量	年中売却金額	移入数量	移出数量	年末数量	支払手数料
			円		円				円

（摘要）

暗号資産取引業者	所在地			
	名　称	（電話）	法　人　番　号	

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

別表第七㈢の次に次の一表を加える。

備　考

1　この報告書は、法第38条の２第４項の報告書について使用すること。

2　この報告書の記載の要領は、次による。

⑴　「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。

⑵　「特定暗号資産の名称」の欄には、ＢＴＣ、ＥＴＨ、ＸＲＰのように記載すること。

⑶　「年始数量」の欄には、その年の１月１日において対象者（第18条の17第３項第１号に規定する対象者をいう。以下この表において同じ。）のために管理をしている特定暗号資産（法第38条の２第１項に規定する特定暗号資産をいう。以下この表において同じ。）の総数量を記載すること。

⑷　「年中購入数量」の欄には、その年において対象者が取得（第18条の17第３項第３号ハに規定する取得をいう。以下この表において同じ。）をした特定暗号資産の総数量を記載すること。

⑸　「年中購入金額」の欄には、その年において対象者が取得をした特定暗号資産の対価の額の合計額を記載すること。

⑹　「年中売却数量」の欄には、その年において対象者が譲渡（法第38条の２第１項に規定する譲渡をいう。以下この表において同じ。）をした特定暗号資産の総数量を記載すること。

⑺　「年中売却金額」の欄には、その年において対象者が譲渡をした特定暗号資産の対価の額の合計額を記載すること。

⑻　「移入数量」の欄には、その年において受入れ（対象者が行つた取得によるものを除く。）をした特定暗号資産の総数量を記載すること。

⑼　「移出数量」の欄には、その年において移転（対象者が行つた譲渡によるものを除く。）をした特定暗号資産の総数量を記載すること。

⑽　「年末数量」の欄には、その年の12月31日において対象者のために管理をしている特定暗号資産の総数量を記載すること。

⑾　「支払手数料」の欄には、その年において対象者との間で行つた特定暗号資産についての取得又は譲渡に係る手数料その他当該取得又は譲渡のために要した費用の額の合計額を記載すること。

⑿　⑵から⑾までの欄には、特定暗号資産の種類別に記載すること。

⒀　納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。

⒁　対象者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。

3　合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。

別表第六㈠の表中「、同法第41条の３の２第１項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第５項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第８項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等」を削り、同表の備考２中「又は法第41条の３の２第３項各号に規定する増改築等住宅借入金等」を削り、「法第41条第１項に」を「同項に」に、「同条第10項」を「同条第６項」に改め、「若しくは法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する住宅の増改築等（以下この表において「住宅の増改築等」という。）」及び「若しくは当該住宅の増改築等」を削り、同表の備考３⑵中「又は第18条の23の２の２第11項第３号」を削り、「第18条の21第８項第１号ロに」を「同号ロに」に改め、「及び第18条の23の２の２第11項第３号に規定する当初の増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」を削り、同表の備考４中「又は第41条の３の２第３項各号」及び「（当該住宅借入金等が同項第４号に掲げる借入金である場合にあつては「（摘要）」欄に「死亡時一括償還」と記載すること。）」を削り、同表の備考５中「又は法第41条の３の２第３項第２号若しくは第３号に掲げる債務に係る債権者（施行令第26条の４第12項第１号に掲げる借入金に係る債権者を含む。）」を削り、「若しくは同条第10項」を「又は同条第６項」に改め、「又は住宅の増改築等に要した費用の額」を削る。

別表第六㈡の表の備考２⑶中「同条第10項」を「同条第６項」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改める。

第三条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に、「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十二項」に、「第十八条の十五の三第二十六項」を「第十八条の十五の三第二十一項」に改める。

第四条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「令和九年一月一日」を「令和十二年一月一日」に改める。

附則第四条第四項中「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「第三十項」を「第二十八項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に、「第二十九項第六号」を「第六項第六号」に、「同条第三十二項」を「同条第三十項」に改める。

第五条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年財務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第三十七条の四の四第一項の改正規定中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第三十七条の四の六から第三十七条の四の九までの改正規定（同令第三十七条の四の七第二項に係る部分に限る。）中「と、「納税地」とあるのは「当該酒類製造者の消費税に係る納税地」」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第四十条の二の改正規定、同令第四十条の四の改正規定及び同令第四十条の七（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十二条の規定　令和八年五月一日

二　第一条中租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二十九項の改正規定　令和八年九月一日

三　第一条中租税特別措置法施行規則第十一条の四の次に一条を加える改正規定及び同令第十九条の十の二（見出しを含む。）の改正規定　令和八年十二月一日

四　次に掲げる規定　令和九年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行規則第五条の五の二の改正規定、同令第九条の六の改正規定、同令第十八条の十四の二第二項第二号の改正規定、同令第十八条の十五の三の改正規定、同令第十八条の十五の四第五項第二号の改正規定、同令第十八条の十五の五の改正規定、同令第十八条の十五の七第二項第二号の改正規定、同令第十八条の十五の八の改正規定、同令第十八条の十五の九の改正規定、同令第十八条の十五の十の改正規定、同令第十九条の十の二の改正規定、同令別表第七㈡の改正規定及び同令別表第七㈢の改正規定並びに附則第十三条第一項及び第二項の規定

ロ　第二条の規定

ハ　第三条の規定

五　第一条中租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項第十三号に次のように加える改正規定、同項第十四号に次のように加える改正規定、同項第十五号に次のように加える改正規定、同条第十五項の改正規定（「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に改める部分に限る。）、同条第十四項第二号の改正規定（「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に改める部分に限る。）、同条第十二項の改正規定、同条第八項第一号に次のように加える改正規定、同項第二号に次のように加える改正規定、同条第十一項第二項第十三号に次のように加える改正規定、同項第十四号に次のように加える改正規定、同項第十五号に次のように加える改正規定、同条第十七項第一号の改正規定（同号イ⑵に係る部分及び同号ロに係る部分（「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条第十六項の改正規定（「第九項各号」を「第十項各号」に改める部分及び同項第三号に係る部分を除く。）、同条第十四項の改正規定（「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に改める部分に限る。）、同条第十三項第二号の改正規定（「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改める部分に限る。）、同条第十二項の改正規定、同条第九項第一号に次のように加える改正規定及び同項第二号に次のように加える改正規定　令和十年一月一日

六　第一条中租税特別措置法施行規則第三十六条の改正規定、同令第三十七条の三を削り、同令第三十七条の三の二を同令第三十七条の四とする改正規定、同令第三十七条の四の六第五項の改正規定、同令第三十七条の四の七第二項の改正規定及び同令第三十七条の四の十二第一項の改正規定　令和十年四月一日

七　第一条中租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項第九号の次に一号を加える改正規定及び同令第二十一条の十九第二項第九号の次に一号を加える改正規定　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

八　第一条中租税特別措置法施行規則第十四条第五項第五号の四の改正規定　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

九　第一条中租税特別措置法施行規則第十四条第五項第五号の七の改正規定及び同令第二十二条の二第四項第二号の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十　第一条中租税特別措置法施行規則第十七条の二第一項第九号の改正規定及び同令第二十二条の五第一項第九号の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

十一　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十三第三項第一号ロ⑵の改正規定及び同令第二十五条の二の改正規定　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（令和八年五月二十一日）

十二　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十七を削り、同令第十八条の十六を同令第十八条の十六とし、同条の次に二条を加える改正規定及び同令別表第七㈢の次に一表を加える改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

十三　第一条中租税特別措置法施行規則第三十条の三第一項の改正規定　金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　個人が令和八年において特定試験研究（第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第五条の七第二十一項第一号イに規定する指定大学等（以下この条において「指定大学等」という。）と共同して行う試験研究で租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号。以下「改正令」という。）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第五条の三第十項第二号に掲げる試験研究に該当するもの及び指定大学等に委託する試験研究で同項第八号に掲げる試験研究に該当するものをいう。以下この条において同じ。）に係る試験研究費の額（所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）がある場合において、次の各号に掲げる当該特定試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、同年分の租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書（附則第四条第一項において「確定申告書」という。）に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額があるときは、当該金額は、改正法附則第二十六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条第七項の規定の適用に係る第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第五条の六第二十三項に規定する証明がされた金額とみなす。

一　指定大学等と共同して行うもの　当該個人の申請に基づき、当該個人の令和八年分の試験研究費の額のうち当該特定試験研究に要した費用であって当該個人が旧令第五条の三第十項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものとして当該指定大学等の長が認定した金額

二　指定大学等に委託するもの　当該個人の申請に基づき、当該個人の令和八年分の試験研究費の額のうち当該特定試験研究に要した費用であって当該個人が旧令第五条の三第十項第八号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものとして当該指定大学等の長が認定した金額

（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　個人の令和八年分における改正法附則第二十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五の四第二項の規定の適用に係る旧規則第五条の十二第一項に規定する財務省令で定める場合には、同項に規定する認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）第八条第一項第三号の二に規定する事業主の類型に係るものである場合（令和八年十二月三十一日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）を含むものとする。

２　個人の令和八年分における改正法附則第二十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条の五の四第三項の規定の適用に係る旧規則第五条の十二第三項に規定する財務省令で定める場合には、同項に規定する認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第二号の二又は第三号の二に規定する事業主の類型に係るものである場合（同年十二月三十一日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）を含むものとする。

（個人の倉庫用建物等の割増償却に関する経過措置）

第四条　改正法附則第三十二条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国土交通大臣又は旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の当該倉庫用建物等（同項に規定する特定総合効率化計画に記載された取得予定年月日が令和八年三月三十一日以前のものに限る。）がやむを得ない事情により同日までに同項に規定する倉庫業の用に供することができなかったものであることを証する書類の写しを確定申告書に添付することにより証明がされた場合における当該倉庫用建物等とする。

２　改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十五条の規定及び改正令附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第八条の規定に基づく旧規則第六条の二の規定は、なおその効力を有する。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第五条　新規則第十八条の十一第十四項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第十四項第二十三号に規定する特定口座に受け入れる同号に規定する持株会契約等に基づき取得した上場株式等について適用し、施行日前に同号に規定する特定口座に受け入れた同号に規定する持株会契約等に基づき取得した上場株式等については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条及び次条において同じ。）の旧事業年度（施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度（旧法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第三号の通算法人の同条第十八項において準用する同条第八項第二号に規定する通算親法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度を除く。）及び旧法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第三号の通算法人に係る租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の旧法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）において特定試験研究（新規則第二十条の二第二十一項第一号イに規定する指定大学等（以下この条において「指定大学等」という。）と共同して行う試験研究（旧令第二十七条の四第二十四項第二号に掲げる試験研究費の額（旧法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）に係る試験研究に該当するものに限る。）及び指定大学等に委託する試験研究（旧令第二十七条の四第二十四項第八号に掲げる試験研究に該当するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）に係る試験研究費の額（旧法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）がある場合において、次の各号に掲げる当該特定試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該旧事業年度の租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等（附則第八条第一項において「確定申告書等」という。）に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額があるときは、当該金額は、改正法附則第五十一条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の四第七項の規定の適用に係る旧規則第二十条第二十六項に規定する証明がされた金額とみなす。

一　指定大学等と共同して行うもの　当該法人の申請に基づき、当該法人の旧事業年度の試験研究費の額のうち当該特定試験研究に要した費用であって当該法人が旧令第二十七条の四第二十四項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものに限る。）　当該指定大学等の長が認定した金額

二　指定大学等に委託するもの　当該法人の申請に基づき、当該法人の旧事業年度の試験研究費の額のうち当該特定試験研究に要した費用であって当該法人が旧令第二十七条の四第二十四項第八号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものとして当該指定大学等の長が認定した金額

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七条　法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度（以下この条において「旧事業年度」という。）における改正法附則第五十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用に係る旧規則第二十条の十第一項に規定する財務省令で定める場合には、同項に規定する認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第三号の二に規定する事業主の類型に係るものである場合（旧事業年度終了の日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）を含むものとする。

２　法人の旧事業年度における改正法附則第五十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二の五第三項の規定の適用に係る旧規則第二十条の十第三項に規定する財務省令で定める場合には、同項に規定する認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第二号の二又は第三号の二に規定する事業主の類型に係るものである場合（旧事業年度終了の日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）を含むものとする。

（法人の倉庫用建物等の割増償却に関する経過措置）

第八条　改正法附則第五十九条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国土交通大臣又は旧法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の当該倉庫用建物等（同項に規定する特定総合効率化計画に記載された取得予定年月日が令和八年三月三十一日以前のものに限る。）がやむを得ない事情により同日までに同項に規定する倉庫業の用に供することができなかったものであることを証する書類の写しを確定申告書等に添付することにより証明がされた場合における当該倉庫用建物等とする。

２　改正法附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十八条の規定及び改正令附則第十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十九条の三の規定に基づく旧規則第二十条の二十二の規定は、なおその効力を有する。

（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第九条　新規則第二十二条の十三第三項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。

（外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第十条　新規則第二十二条の十九の二の規定は、租税特別措置法第六十七条の十六第一項の外国法人が施行日以後に有することとなった同項に規定する対象国内源泉所得については、なお従前の例による。

（相続税の特例に関する経過措置）

第十一条　新規則第二十三条の三第一項第二号の規定は、施行日以後にする租税特別措置法第七十条第一項の規定の適用を受けるための贈与について適用し、施行日前にした当該贈与については、なお従前の例による。

２　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第五十四条第二項の規定の適用がある場合には、旧規則第二十三条の四第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第五十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法」と、「施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十一号）による改正前の租税特別措置法施行令」とする。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第十二条　改正法附則第七十条第二項に規定する検査自動車で財務省令で定めるものは、新規則第四十条の四第七項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であり、かつ、新規則第四十条の二第二項第二号に規定する令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

（書式に関する経過措置）

第十三条　新規則別表第七㈡に定める書式は、令和九年一月一日以後に改正令による改正後の租税特別措置法施行令第五条の二の二第二項、第二十五条の十の十一第七項、第二十五条の十の十三第十三項又は第二十五条の十三第四十項の規定により添付するこれらの規定に規定する計算書について適用し、同日前に租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第七項又は第二十五条の十の十三第十三項の規定により添付したこれらの規定に規定する計算書については、なお従前の例による。

２　新規則別表第七㈢に定める書式は、令和九年以後の各年において改正法第七条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の十四第四十一項の金融商品取引業者等に開設されている同項の非課税口座に係る同項の報告書及び租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されている同項の未成年者口座に係る同項の報告書について適用し、令和八年以前の各年において旧法第三十七条の十四第三十五項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の非課税口座に係る同項の報告書及び租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の未成年者口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

３　新規則別表第八㈠に定める書式は、施行日以後に租税特別措置法施行令第二十六条の二第一項（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）附則第十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により交付する租税特別措置法施行令第二十六条の二第一項に規定する書類について適用し、施行日前に同項の規定により交付した同項に規定する書類については、なお従前の例による。

４　前三項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める計算書、報告書又は書類に、新規則別表第七㈡、別表第七㈢及び別表第八㈠に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項中「第十七条の二第十九項」を「第十七条の二第二十項」に改める。

附則第十条第四項中「第二十二条の五第十九項」を「第二十二条の五第二十項」に改める。

○財務省令第二十二号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五条第一項第二号の規定に基づき、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第百三十二条」を「第百二十五条の二第一項」に、「専門課程」を「特定専門課程」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の税理士法施行規則第二条の二の規定は、この省令の施行の日以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、同日前に専修学校の専門課程に入学した者については、なお従前の例による。

○財務省令第二十三号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号及び第十二号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十五号中「この条及び第四条」を「この号及び第二十八号イ」に、「第二十八号イ及び第四条」を「同号イ」に改める。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号を次のように改める。

二　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項の規定

附　則

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

○財務省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百二号）の施行に伴い、並びに同法附則第七十二条第一項、第七十七条、第八十条第一項及び第八十五条第一項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第一項の表の第三号の第五欄のイ、第十条の三第一項の表の第三号の第四欄のイ、第十七条の二第一項の表の第三号の第五欄のイ、第三十九条第一項及び第四十条の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の二」を「第十七条」に改める。

第一条第二項中「、「確定申告書」又は「減価償却資産」を「又は「確定申告書」に、「、第二号又は第八号」を「又は第二号」に、「、確定申告書又は減価償却資産」を「又は確定申告書」に改め、同条第三項中「「法人課税信託」又は「減価償却資産」を「又は「法人課税信託」に、「、第二号又は第十号」を「又は第二号」に、「、法人課税信託又は減価償却資産」を「又は法人課税信託」に改める。

第三条の二の二中「第十二条の二の二第二項」を「第十二条の二第三項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十条第一項の表の第三号の第五欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

第三条の二の二を第三条の二とする。

第三条の三を削る。

第三条の三の二第一項中「第十二条の三の二第八項第三号」を「第十二条の三第八項第三号」に改め、同条第二項中「第十条の三の二第四項において準用する法第十条の三第三項」を「第十条の三第四項」に改め、同項第一号中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同号イ中「第十二条の三の二第五項第一号」を「第十二条の三第五項第一号」に改め、同号イ(1)中「労働基準法」の下に「(昭和二十二年法律第四十九号)」を加え、同項第二号中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同号イ中「第十二条の三の二第五項第二号」を「第十二条の三第五項第二号」に改め、同号ロ中「住民基本台帳法」の下に「(昭和四十二年法律第八十一号)」を加え、同項第二号中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同号イ中「第十二条の三の二第六項第一号」を「第十二条の三第六項第一号」に改め、同号ロ中「第十二条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同号イ中「第十二条の三の二第八項第一号」を「第十二条の三第八項第一号」に改め、同号ロ及びハ中「第十二条の三の二第八項第二号」を「第十二条の三第八項第二号」に改め、同号ニ中「第十二条の三の二第八項第三号」を「第十二条の三第八項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十条の三第一項の表の第三号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

第三条の三の二を第三条の三とする。

第三条の五を削る。

第三条の四の見出し中「特定復興産業集積区域」を「新産業創出等推進事業促進区域」に改め、同条第一項中「第十二条の五第二項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項中「第十条の五第四項」を「第十一条第四項」に改め、同項第四号中「第十条の五第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第三条の五とする。

第三条の三の三中「第十条の三の三第三項」を「第十条の三第四項」に、「第十条の三の二第三項」を「第十条の三第一項」に改め、同条第一号中「第十二条の三の三第三項第一号」を「第十二条の三の三第三項第二号」に改め、同条第二号中「第十二条の三の三第三項第二号」を「第十二条の三の三第三項第三号」に改め、同条を第三条の四とする。

第三条の五の三中「第十三条の二の三」を「第十三条の二の二」に改める。

第三条の七第四項中「第十一条の五第二項第一号」を「第十一条の五第二項」に、「同号」を「同項」に、「特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第一号特定住宅被災市町村等」という。）」を「市町村又は福島県」に、「同項第一号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、同項第二号中「第一号特定住宅被災市町村等」を「当該市町村若しくは福島県」に改め、同項第三号中「第一号特定住宅被災市町村等」を「当該市町村又は福島県」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第五条の二第一項第一号中「令和七年」の下に「から令和十二年までの各年」を加え、同条第三項中「同日」の下に「（以下この項において「居住日」という。）」を加え、「係る同項」を「係る同条第一項」に、「住宅の取得等が同項」を「住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」に、「、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第四項」を「（以下この項において「居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第一項に規定する買取再販住宅の取得（以下この項において「買取再販住宅の取得」という。）に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等（租税特別措置法第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は法第十三条の二第四項」に、「場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「場合」を「同条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「、同項」とあるのは「若しくは同項」と、「、同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」と、同条第六項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「、同項」とあるのは「若しくは同項」と、「、同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」と、同条第六項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「、同項」とあるのは「若しくは同項」と、「、同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」とする。

第六条の二の二中「第十七条の二の二第二項に規定する報告」を「第十七条の二第三項第一号に規定する報告」に、「、令第十七条の二の二第二項」を「、同号」に、「福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十七条の二第一項の表の第三号の第五欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

第六条の二の二を第六条の二とする。

第六条の三を削る。

第六条の三の二第一項中「第十七条の三の二第六項第三号」を「第十七条の三第六項第三号」に改め、同条第二項中「第十七条の三の二第四項において準用する法第十七条の三第三項」を「第十七条の三第四項」に改め、同項第一号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第二項第二号」を「第十七条の三第三項第二号」に改め、同項第二号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第四項第一号」を「第十七条の三第四項第一号」に改め、同号ロ中「第十七条の三の二第四項第二号」を「第十七条の三第四項第二号」に改め、同項第三号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第六項第一号」を「第十七条の三第六項第一号」に改め、同号ロ及びハ中「第十七条の三の二第六項第二号」を「第十七条の三第六項第二号」に改め、同号ニ中「第十七条の三の二第六項第三号」を「第十七条の三第六項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十七条の三第一項の表の第三号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

5　法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、同条第三項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「同条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「、同項」とあるのは「居住用家屋の新築等、同項」とあるのは「居住用家屋の新築等若しくは同項」と、「、同条第六項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」とする。

第六条の二の二中「第十七条の二の二第二項に規定する報告」を「第十七条の二第三項第一号に規定する報告」に、「、令第十七条の二の二第二項」を「、同号」に、「福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十七条の二第一項の表の第三号の第五欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

第六条の二の二を第六条の二とする。

第六条の三を削る。

第六条の三の二第一項中「第十七条の三の二第六項第三号」を「第十七条の三第六項第三号」に改め、同条第二項中「第十七条の三の二第四項において準用する法第十七条の三第三項」を「第十七条の三第四項」に改め、同項第一号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第二項第二号」を「第十七条の三第三項第二号」に改め、同項第二号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第四項第一号」を「第十七条の三第四項第一号」に改め、同号ロ中「第十七条の三の二第四項第二号」を「第十七条の三第四項第二号」に改め、同項第三号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第六項第一号」を「第十七条の三第六項第一号」に改め、同号ロ及びハ中「第十七条の三の二第六項第二号」を「第十七条の三第六項第二号」に改め、同号ニ中「第十七条の三の二第六項第三号」を「第十七条の三第六項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十七条の三第一項の表の第三号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

第六条の三の二を第六条の三とする。

第六条の五を削る。

第六条の四の見出し中「特定復興産業集積区域」を「新産業創出等推進事業促進区域」に改め、同条第一項中「第十七条の五第二項」を「第十八条第三項」に改め、同条第二項中「第十七条の五第三項」を「第十八条第四号中「第十七条の五第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第六条の五とする。

第六条の三の三中「法第十七条の三の三第三項」を「法第十七条の三の二第三項」に、「第十七条の三の三第三項」を「第十七条の三の二第一項」に改め、同条第一号中「第十七条の三の三第三項第一号」を「第十七条の三の二第三項第一号」に改め、同条第二号中「第十七条の三の三第三項第二号」を「第十七条の三の二第三項第二号」に改め、同条を第六条の四とする。

第七条第四項中「第十八条の九第二項第一号」を「第十八条の九第二項」に、「同号」を「同項」に、「特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第一号特定住宅被災市町村等」という。）」を「市町村又は福島県」に、「同項第一号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、同項第二号中「第一号特定住宅被災市町村等」を「当該市町村若しくは福島県」に改め、同項第三号中「第一号特定住宅被災市町村等」を「当該市町村又は福島県」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十五条第一項第一号中「滅失した建物」を「滅失し」に改め、「又は特別区の区長」を削り、同項第二号中「次項第四号ハ」を「次項第四号イ及びニ」に改め、同条第二項第四号ハ中「（特別区を含む。ニにおいて同じ。）」及び「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。ニにおいて同じ。）」を削り、同号ニ中「の市町村長」を「（特別区を含む。）の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）」に改め、同条第五項中「又は特別区の区長」を削る。

第十六条第一号イ中「又は特別区の区長」を削り、同号ハ中「場合　同号イ」を「場合には、同号イ」に改める。

第十六条の二第一項中「の各号」及び「者の区分に応じ、当該各号に定める」を削り、同項各号を次のように改める。

一　被災農用地（法第四十条の二第一項に規定する被災農用地をいう。以下この条において同じ。）の所在地の市町村長の証明書で、同項に規定する被災者が農業を営む者であること、当該被災者が令第三十一条の二第一項に規定する者に該当すること、当該被災農用地が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたこと、当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が行われた日、当該警戒区域設定指示等が解除された日（当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。）及び当該被災農用地の面積の記載があるもの

二　被災農用地に代わるものとして取得した農用地（法第四十条の二第一項に規定する農用地をいう。以下この号及び次項第四号において同じ。）の所在地の農業委員会の証明書で、当該農用地が当該被災農用地に代わるものとして取得した農用地であること、当該農用地の面積及びその取得の日の記載があるもの

第十六条の二第二項第四号中「又は市町村長」を削る。

第十六条の三を削る。

第十六条の二の二中「第四十条の二の二第一項」を「第四十条の三第一項」に改め、同条を第十六条の三とする。

第十七条の二を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び第十六条第一号の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項の規定は、令和九年四月一日から施行する。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）附則第七十二条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第一項に規定する公共工事をいう。次条並びに附則第四条第一項及び第五条において同じ。）の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに改正法附則第七十二条第一項に規定する事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第二号に規定する確定申告書をいう。次条において同じ。）に添付することにより証明がされた改正法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十条第一項に規定する特定機械装置等とする。

２　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百二号。以下「改正令」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号。以下「旧令」という。）第十二条の二の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「東日本大震災復興特別区域法施行規則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（令和八年復興庁令第三号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則」とする。

（個人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

第三条　改正法附則第七十七条に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書に添付することにより証明がされた旧法第十一条の二第一項に規定する被災代替船舶とする。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　改正法附則第八十条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書等（改正法第十一条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「新法」という。）第二条第三項第七号に規定する中間申告書で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十二条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法第二条第三項第六号に規定する確定申告書をいう。次条において同じ。）に添付することにより証明がされた旧法第十七条の二第一項に規定する特定機械装置等とする。

２　改正令附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第十七条の二の規定に基づく旧規則第六条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「東日本大震災復興特別区域法施行規則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（令和八年復興庁令第三号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則」とする。

（法人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

第五条　改正法附則第八十五条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた旧法第十八条の二第一項に規定する被災代替船舶とする。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第六条　改正法附則第八十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧被災者等（旧規則第十五条第一項第一号に掲げる者に該当するものに限る。）は、旧規則第十五条第一項の申請書に、同号に定める書類のほか、旧法第三十九条第一項に規定する代替建物の新築又は取得の日を明らかにする書類を添付しなければならない。

２　改正法附則第八十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の旧被災者等（旧規則第十五条第一項第一号に掲げる者に該当するものに限る。）は、旧規則第十六条の申請書に、同条に定める書類のほか、旧法第四十条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の取得の日を明らかにする書類を添付しなければならない。

３　改正法附則第八十七条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十条の二第一項に規定する者（旧規則第十六条の二第一項第一号に掲げる者に該当するものに限る。）は、旧規則第十六条の二第一項の申請書に、同号に定める書類のほか、旧法第四十条の二第一項に規定する被災農用地に代わるものとして取得した同項に規定する農用地の取得の日を明らかにする書類を添付しなければならない。

○財務省令第二十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の一部の施行に伴い、及び復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第五項の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条　削除

第三条第一項第二号中「所得税法施行規則」の下に「（昭和四十年大蔵省令第十一号）」を加える。

第四条第一項中「第二編第三章第二節第二款」を「第五十条」に改め、「又は第五項」及び「又は延納の許可」を削り、同条第二項中「の規定（同令」を「（同令」に改め、「含む。）」の下に「の規定」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　法第十八条第六項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第五十一条及び第五十二条（これらの規定を同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第五十一条第二号中「納付すべき所得税の額」とあるのは「納付すべき所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額の合計額」と、同令第五十二条第三号中「所得税の額及び」とあるのは「所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額の合計額並びに」とする。

第六条第二項中「第五条の二の三第一項」を「第五条の二の二第二項」に、「第二十五条の十三の八第二十二項」を「第二十五条の十三第四十項」に改める。

第七条第一項及び第二項中「若しくは第三十七条の十一の三第七項」を「、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第四十二項」に改め、同条第三項を削る。

第八条第一項中「復興特別所得税に係る次の」を「法第四章の規定の適用がある場合における次の」に改め、同項の表所得税法施行規則の項中「第四十条の十の二」を「第四十条の十」に、「において準用する場合を含む。第一号」を「の規定により適用する場合を含む。第一号」に、「において準用する場合を含む。次号ロ」を「の規定により適用する場合を含む。次号ロ」に、「において準用する場合を含む。第一号」を「の規定により適用する場合を含む。第一号」に改める。

第四十六条第六号ロ	第百十一条第二項第一号に掲げる居住者が同項	第百十一条第二項第一号（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者が法第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）
同項に		法第百十一条第二項に

む。イ及び次号」を「の規定により適用する場合を含む。イ」に、

所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

第四十六条第七号	所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四十六条第八号	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	又は同法	又は特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

を

第四十六条第六号ロ	
第百十一条第二項第一号に掲げる居住者が同項に	
同項に	

に、

第百十一条第二項第一号（特別措置法第十六条第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる居住者が法第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この号において同じ。）に	
法第百十一条第二項に	

第八十三条第一項第三号	租税特別措置法施行令第九十四条の二第一項第八号	同条第一項第四号	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法第四十一条の三の九第一項	同条第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の七第一項

を

第八十三条第一項第三号	租税特別措置法施行令	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令

第十八条の十三の七第六項第六号	及び	
第十八条の二十三の四第二期	第百四条第一項に規定する	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに
	第百四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する第二期	

令第　れるによ

に改め、同表租税特別措置法施行規則の項中

）において法第四十一条の三の六第一項	）において特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第一項	
法第四十一条の三の四第一号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の四第一号	
第二期において法第四十一条の三の六第一項	第二期において特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第一項	
おいて法第四十一条の三の五第一項	おいて特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の五第一項	
おいて法第四十一条の三の六第四項第一号	おいて特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第四項第一号	
及び法第四十一条の三の五第一項	及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の五第一項	
及び法第四十一条の三の六第四項	及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第四項	

を

第十八条の十三の七第六項第六号	及び	及び当る復興合計額

に改め、同条第二項中「同規則」を「同令」に改め、同条第三項第一号中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第四項第一号中「租税条約等実施特例省令第一条第二号」を

該所得税の額に係特別所得税の額の並びに

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この号において「租税条約等実施特例法」という。）第二条第一号」に、「以下この項」を「第三号及び第四号」に、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第二号中「」及び第九項並びに同条第十五項」を「）及び第九項並びに第二条の五第十五項」に改め、同項第四号中「相手国等（」を「租税条約等実施特例省令第十三条の二第一項に規定する一般利子等につきその支払の際に課される相手国等（」に、「同条第八号」を「租税条約等実施特例省令第一条第八号」に、「含む。）」を「含む。以下この号において「相手国等の租税の額」という。）がある場合（当該相手国等の租税の額が当該一般利子等につき所得税法第百八十一条第一項及び第百八十二条の規定により徴収された所得税の額を超える場合に限る。）において当該相手国等の租税の額」に、「場合には」を「ときは」に、「額を」と、」を「額の合計額を」と、」に改める。

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第八条第一項の表所得税法施行規則の項の改正規定（「第四十条の十の二」を「第四十条の十」に改める部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第二十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項及び第十項中「第四十一条第十一項」に、「同条第十五項」を「同条第十一項」に、「第十八項」を「第十四項」に、「同項の」を「つき同項」に、「は「同項」を「は「つき同項」に、「の」と、」を「」と、」に改め、同条第十五項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、」を削り、「同条第十項」を「同条第六項」に、「又は同条第十五項若しくは第十八項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に、「十一年内とする」を「、十一年内」に、「同項の」を「つき同項」に、「は「同項」を「は「つき同項」に、「の」と、「書類」を「」と、「書類」に改める。

第四条の二第十項、第十三項及び第十八項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、」を削り、「同条第十項」を「同条第六項」に、「又は同条第十五項若しくは第十八項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に、「十一年内とする」を「、十一年内」に、「同項の」を「つき同項」に、「は「同項」を「は「つき同項」に、「の」と、「書類」を「」と、「書類」に改め、同条第十九項中「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に、「第二十六条第二十三項」を「第二十六条第二十四項」に改め、「同号イ(4)中「五十平方メートル以上」の下に「（当該既存住宅が法第四十一条第十七項の規定により当該既存住宅とみなされた同項に規定する特例既存住宅である場合には、四十平方メートル以上五十平方メートル未満）」を、「同項第五号イ中「五十平方メートル以上」の下に「（当該増改築等が法第四十一条第十七項の規定により当該増改築等とみなされた同項に規定する特例増改築等である場合には、四十平方メートル以上五十平方メートル未満）」を加え、「同条第十項」を「同条第九項」に改める。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第二十七号

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第三章の二及び防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）の規定に基づき、防衛特別所得税に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

防衛特別所得税に関する省令

（定義）

第一条　この省令において、「防衛特別所得税申告書」とは、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条の二第八号に規定する防衛特別所得税申告書をいう。

2　この省令において、「国内」とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第一号に規定する国内をいう。

（課税標準及び税額の申告）

第二条　法第五条の十四第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　防衛特別所得税申告書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（同項に規定する個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条第三項第二号又は第四十八条第一項第二号に規定する申告書と併せて防衛特別所得税申告書を提出する場合には、これらの規定に規定する死亡をした者の氏名及びその死亡の時における住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

三　その他参考となるべき事項

2　法第五条の十四第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、同項第一号若しくは第二号に掲げる金額又はこれらの金額の計算の基礎に関し、参考となるべき事項とする。

3　所得税法施行規則第四十九条（同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は防衛特別所得税に関する政令（以下「令」という。）第六条第一項において準用する所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十三条第一項に規定する財務省令で定める事項について、所得税法施行規則第六十九条の規定は法第五条の十四第五項第五号に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（申告による納付等）

第三条　所得税法施行規則第五十条（同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、法第五条の十五第四項の規定による防衛特別所得税の納付の延期について準用する。

2　法第五条の十五第五項の規定及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第十八条第五項の規定の適用がある場合においては、復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）第四条第二項の規定は適用せず、所得税法施行規則第五十一条及び第五十二条（これらの規定を同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第五十一条第二号中「納付すべき所得税の額」とあるのは「納付すべき所得税並びに当該所得税に係る防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同令第五十二条第三号中「所得税の額及び」とあるのは「所得税並びに当該所得税に係る防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額並びに」とする。

3　所得税法施行規則第二編第三章第二節第三款（同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、法第五条の十五第七項から第十一項までの規定による防衛特別所得税の納税の猶予について準用する。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第四条　所得税法施行規則第五十三条（同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は令第八条第一項において準用する所得税法施行令第二百六十七条第二項に規定する財務省令で定める事項について、所得税法施行規則第七十一条の規定は令第八条第一項において準用する所得税法施行令第二百九十七条第一項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（源泉徴収義務等）

第五条　法第五条の二十六第九項において準用する所得税法第二百二十条に規定する財務省令で定める計算書は、所得税法施行規則別表第三㈠から別表第三㈥までに定める計算書とする。

2　令第十二条第四項又は第五項において準用する租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の二の二第二項、第二十五条の十の十一第七項、第二十五条の十の十三第十三項及び第二十五条の十三第四十項に規定する財務省令で定める計算書は、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）別表第七㈠に定める計算書とする。

3　令第十二条第四項において準用する租税特別措置法施行令第二十六条の十第一項に規定する財務省令で定める計算書は、租税特別措置法施行規則別表第九㈠に定める計算書とする。

4　令第十二条第四項において準用する租税特別措置法施行令第二十六条の十七第九項に規定する財務省令で定める計算書は、租税特別措置法施行規則別表第九㈡に定める計算書とする。

5　法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項の規定により防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の徴収及び納付をする場合における前各項に規定する計算書には、復興特別所得税に関する省令第六条第五項の規定にかかわらず、その徴収及び納付をすべき、又は控除若しくは猶予をした防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の額の合計額を、それぞれ記載するものとする。

6　法第五条の二十六第一項及び復興財確法第二十八条第一項の規定により防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の徴収及び納付をする場合における第一項から第四項までに規定する計算書に記載すべき租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の三の二第三項の規定により控除した同項各号に定める金額については、復興特別所得税に関する省令第六条第六項の規定にかかわらず、当該金額の記載に代えて、法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除した同項各号に定める金額及び法第五条の二十六第三項の規定により控除した金額の合計額を、それぞれ記載するものとする。

（支払調書等の記載事項の特例）

第六条　法第五条の二十六第一項、第六項又は第七項及び復興財確法第二十八条第一項又は第五項の規定により防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の徴収又は還付をする場合における所得税法第二百二十五条第一項若しくは第二項、第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第二百三十一条第一項、所得税法施行令第三百条第六項若しくは第八項若しくは第三百六条の二第四項若しくは第六項、租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十九項若しくは第三十二項、第四条の九第十一項若しくは第十三項、第四条の十第十項若しくは第十四項、第四条の十一第十項若しくは第十五項、第四条の十一の三第七項若しくは第十七項、第四条の十四第四十二項若しくは第四十四項、第四条の十七第九項若しくは第十九項、第四条の十八第十項若しくは第二十項、第四条の二十第十項若しくは第二十一項、第四条の二十一第十項若しくは第二十二項、第四条の二十二第十項若しくは第二十三項、第四条の二十三第十項若しくは第二十四項、第四条の二十四第十項若しくは第二十五項、第四条の二十五第十項若しくは第二十六項、第四条の二十六第十項若しくは第二十七項、第四条の二十七第十項若しくは第二十八項、第四条の二十八第十項若しくは第二十九項、第四条の二十九第十項若しくは第三十項、第四条の三十第十項若しくは第三十一項、第四条の三十一第十項若しくは第三十二項、第四条の三十二第十項若しくは第三十三項、第四条の三十三第十項若しくは第三十四項、第四条の三十四第十項若しくは第三十五項、第四条の三十五第十項若しくは第三十六項、第四条の三十六第十項若しくは第三十七項、第四条の三十七第十項若しくは第三十八項、第四条の三十八第十項若しくは第三十九項、第四条の三十九第十項若しくは第四十項、第四条の四十第十項若しくは第四十一項、第四条の四十一第十項若しくは第四十二項、第四条の四十二第十項若しくは第四十三項、第四条の四十三第十項若しくは第四十四項、第四条の四十四第十項若しくは第四十五項、第四条の四十五第十項若しくは第四十六項、第四条の四十六第十項若しくは第四十七項、第四条の四十七第十項若しくは第四十八項、第四条の四十八第十項若しくは第四十九項、第四条の四十九第十項若しくは第五十項、第四条の五十第十項若しくは第五十一項、第四条の五十一第十項若しくは第五十二項、第四条の五十二第十項若しくは第五十三項、第四条の五十三第十項若しくは第五十四項、第四条の五十四第十項若しくは第五十五項、第四条の五十五第十項若しくは第五十六項、第四条の五十六第十項若しくは第五十七項、第四条の五十七第十項若しくは第五十八項、第四条の五十八第十項若しくは第五十九項、第四条の五十九第十項若しくは第六十項、第四条の六十第十項若しくは第六十一項、第四条の六十一第十項若しくは第六十二項、第四条の六十二第十項若しくは第六十三項、第四条の六十三第十項若しくは第六十四項、第四条の六十四第十項若しくは第六十五項、第四条の六十五第十項若しくは第六十六項、第四条の六十六第十項若しくは第六十七項、第四条の六十七第十項若しくは第六十八項、第四条の六十八第十項若しくは第六十九項、第四条の六十九第十項若しくは第七十項、第四条の七十第十項若しくは第七十一項、第四条の七十一第十項若しくは第七十二項、第四条の七十二第十項若しくは第七十三項、第四条の七十三第十項若しくは第七十四項、第四条の七十四第十項若しくは第七十五項、第四条の七十五第十項若しくは第七十六項、第四条の七十六第十項若しくは第七十七項、第四条の七十七第十項若しくは第七十八項、第四条の七十八第十項若しくは第七十九項、第四条の七十九第十項若しくは第八十項、第四条の八十第十項若しくは第八十一項、第四条の八十一第十項若しくは第八十二項、第四条の八十二第十項若しくは第八十三項、第四条の八十三第十項若しくは第八十四項、第四条の八十四第十項若しくは第八十五項、第四条の八十五第十項若しくは第八十六項、第四条の八十六第十項若しくは第八十七項、第四条の八十七第十項若しくは第八十八項、第四条の八十八第十項若しくは第八十九項、第四条の八十九第十項若しくは第九十項、第四条の九十第十項若しくは第九十一項、第四条の九十一第十項若しくは第九十二項、第四条の九十二第十項若しくは第九十三項、第四条の九十三第十項若しくは第九十四項、第四条の九十四第十項若しくは第九十五項、第四条の九十五第十項若しくは第九十六項、第四条の九十六第十項若しくは第九十七項、第四条の九十七第十項若しくは第九十八項、第四条の九十八第十項若しくは第九十九項、第四条の九十九第十項若しくは第百項、第四条の百第十項若しくは第百一項、第四条の百一第十項若しくは第百二項、第四条の百二第十項若しくは第百三項、第四条の百三第十項若しくは第百四項、第四条の百四第十項若しくは第百五項、第四条の百五第十項若しくは第百六項、第四条の百六第十項若しくは第百七項、第四条の百七第十項若しくは第百八項、第四条の百八第十項若しくは第百九項、第四条の百九第十項若しくは第百十項、第四条の百十第十項若しくは第百十一項、第四条の百十一第十項若しくは第百十二項、第四条の百十二第十項若しくは第百十三項、第四条の百十三第十項若しくは第百十四項、第四条の百十四第十項若しくは第百十五項、第四条の百十五第十項若しくは第百十六項、第四条の百十六第十項若しくは第百十七項、第四条の百十七第十項若しくは第百十八項、第四条の百十八第十項若しくは第百十九項、第四条の百十九第十項若しくは第百二十項、第四条の百二十第十項若しくは第百二十一項、第四条の百二十一第十項若しくは第百二十二項、第四条の百二十二第十項若しくは第百二十三項、第四条の百二十三第十項若しくは第百二十四項、第四条の百二十四第十項若しくは第百二十五項、第四条の百二十五第十項若しくは第百二十六項、第四条の百二十六第十項若しくは第百二十七項、第四条の百二十七第十項若しくは第百二十八項、第四条の百二十八第十項若しくは第百二十九項、第四条の百二十九第十項若しくは第百三十項、第四条の百三十第十項若しくは第百三十一項、第四条の百三十一第十項若しくは第百三十二項、第四条の百三十二第十項若しくは第百三十三項、第四条の百三十三第十項若しくは第百三十四項、第四条の百三十四第十項若しくは第百三十五項、第四条の百三十五第十項若しくは第百三十六項、第四条の百三十六第十項若しくは第百三十七項、第四条の百三十七第十項若しくは第百三十八項、第四条の百三十八第十項若しくは第百三十九項、第四条の百三十九第十項若しくは第百四十項、第四条の百四十第十項若しくは第百四十一項、第四条の百四十一第十項若しくは第百四十二項、第四条の百四十二第十項若しくは第百四十三項、第四条の百四十三第十項若しくは第百四十四項、第四条の百四十四第十項若しくは第百四十五項、第四条の百四十五第十項若しくは第百四十六項、第四条の百四十六第十項若しくは第百四十七項、第四条の百四十七第十項若しくは第百四十八項、第四条の百四十八第十項若しくは第百四十九項、第四条の百四十九第十項若しくは第百五十項、第四条の百五十第十項若しくは第百五十一項、第四条の百五十一第十項若しくは第百五十二項、第四条の百五十二第十項若しくは第百五十三項、第四条の百五十三第十項若しくは第百五十四項、第四条の百五十四第十項若しくは第百五十五項、第四条の百五十五第十項若しくは第百五十六項、第四条の百五十六第十項若しくは第百五十七項、第四条の百五十七第十項若しくは第百五十八項、第四条の百五十八第十項若しくは第百五十九項、第四条の百五十九第十項若しくは第百六十項、第四条の百六十第十項若しくは第百六十一項、第四条の百六十一第十項若しくは第百六十二項、第四条の百六十二第十項若しくは第百六十三項、第四条の百六十三第十項若しくは第百六十四項、第四条の百六十四第十項若しくは第百六十五項、第四条の百六十五第十項若しくは第百六十六項、第四条の百六十六第十項若しくは第百六十七項、第四条の百六十七第十項若しくは第百六十八項、第四条の百六十八第十項若しくは第百六十九項、第四条の百六十九第十項若しくは第百七十項、第四条の百七十第十項若しくは第百七十一項、第四条の百七十一第十項若しくは第百七十二項、第四条の百七十二第十項若しくは第百七十三項、第四条の百七十三第十項若しくは第百七十四項、第四条の百七十四第十項若しくは第百七十五項、第四条の百七十五第十項若しくは第百七十六項、第四条の百七十六第十項若しくは第百七十七項、第四条の百七十七第十項若しくは第百七十八項、第四条の百七十八第十項若しくは第百七十九項、第四条の百七十九第十項若しくは第百八十項、第四条の百八十第十項若しくは第百八十一項、第四条の百八十一第十項若しくは第百八十二項、第四条の百八十二第十項若しくは第百八十三項、第四条の百八十三第十項若しくは第百八十四項、第四条の百八十四第十項若しくは第百八十五項、第四条の百八十五第十項若しくは第百八十六項、第四条の百八十六第十項若しくは第百八十七項、第四条の百八十七第十項若しくは第百八十八項、第四条の百八十八第十項若しくは第百八十九項、第四条の百八十九第十項若しくは第百九十項、第四条の百九十第十項若しくは第百九十一項、第四条の百九十一第十項若しくは第百九十二項、第四条の百九十二第十項若しくは第百九十三項、第四条の百九十三第十項若しくは第百九十四項、第四条の百九十四第十項若しくは第百九十五項、第四条の百九十五第十項若しくは第百九十六項、第四条の百九十六第十項若しくは第百九十七項、第四条の百九十七第十項若しくは第百九十八項、第四条の百九十八第十項若しくは第百九十九項、第四条の百九十九第十項若しくは第二百項、第四条の二百第十項若しくは第二百一項、第四条の二百一第十項若しくは第二百二項、第四条の二百二第十項若しくは第二百三項、第四条の二百三第十項若しくは第二百四項、第四条の二百四第十項若しくは第二百五項、第四条の二百五第十項若しくは第二百六項、第四条の二百六第十項若しくは第二百七項、第四条の二百七第十項若しくは第二百八項、第四条の二百八第十項若しくは第二百九項、第四条の二百九第十項若しくは第二百十項、第四条の二百十第十項若しくは第二百十一項、第四条の二百十一第十項若しくは第二百十二項、第四条の二百十二第十項若しくは第二百十三項、第四条の二百十三第十項若しくは第二百十四項、第四条の二百十四第十項若しくは第二百十五項、第四条の二百十五第十項若しくは第二百十六項、第四条の二百十六第十項若しくは第二百十七項、第四条の二百十七第十項若しくは第二百十八項、第四条の二百十八第十項若しくは第二百十九項、第四条の二百十九第十項若しくは第二百二十項、第四条の二百二十第十項若しくは第二百二十一項、第四条の二百二十一第十項若しくは第二百二十二項、第四条の二百二十二第十項若しくは第二百二十三項、第四条の二百二十三第十項若しくは第二百二十四項、第四条の二百二十四第十項若しくは第二百二十五項、第四条の二百二十五第十項若しくは第二百二十六項、第四条の二百二十六第十項若しくは第二百二十七項、第四条の二百二十七第十項若しくは第二百二十八項、第四条の二百二十八第十項若しくは第二百二十九項、第四条の二百二十九第十項若しくは第二百三十項、第四条の二百三十第十項若しくは第二百三十一項、第四条の二百三十一第十項若しくは第二百三十二項、第四条の二百三十二第十項若しくは第二百三十三項、第四条の二百三十三第十項若しくは第二百三十四項、第四条の二百三十四第十項若しくは第二百三十五項、第四条の二百三十五第十項若しくは第二百三十六項、第四条の二百三十六第十項若しくは第二百三十七項、第四条の二百三十七第十項若しくは第二百三十八項、第四条の二百三十八第十項若しくは第二百三十九項、第四条の二百三十九第十項若しくは第二百四十項、第四条の二百四十第十項若しくは第二百四十一項、第四条の二百四十一第十項若しくは第二百四十二項、第四条の二百四十二第十項若しくは第二百四十三項、第四条の二百四十三第十項若しくは第二百四十四項、第四条の二百四十四第十項若しくは第二百四十五項、第四条の二百四十五第十項若しくは第二百四十六項、第四条の二百四十六第十項若しくは第二百四十七項、第四条の二百四十七第十項若しくは第二百四十八項、第四条の二百四十八第十項若しくは第二百四十九項、第四条の二百四十九第十項若しくは第二百五十項、第四条の二百五十第十項若しくは第二百五十一項、第四条の二百五十一第十項若しくは第二百五十二項、第四条の二百五十二第十項若しくは第二百五十三項、第四条の二百五十三第十項若しくは第二百五十四項、第四条の二百五十四第十項若しくは第二百五十五項、第四条の二百五十五第十項若しくは第二百五十六項、第四条の二百五十六第十項若しくは第二百五十七項、第四条の二百五十七第十項若しくは第二百五十八項、第四条の二百五十八第十項若しくは第二百五十九項、第四条の二百五十九第十項若しくは第二百六十項、第四条の二百六十第十項若しくは第二百六十一項、第四条の二百六十一第十項若しくは第二百六十二項、第四条の二百六十二第十項若しくは第二百六十三項、第四条の二百六十三第十項若しくは第二百六十四項、第四条の二百六十四第十項若しくは第二百六十五項、第四条の二百六十五第十項若しくは第二百六十六項、第四条の二百六十六第十項若しくは第二百六十七項、第四条の二百六十七第十項若しくは第二百六十八項、第四条の二百六十八第十項若しくは第二百六十九項、第四条の二百六十九第十項若しくは第二百七十項、第四条の二百七十第十項若しくは第二百七十一項、第四条の二百七十一第十項若しくは第二百七十二項、第四条の二百七十二第十項若しくは第二百七十三項、第四条の二百七十三第十項若しくは第二百七十四項、第四条の二百七十四第十項若しくは第二百七十五項、第四条の二百七十五第十項若しくは第二百七十六項、第四条の二百七十六第十項若しくは第二百七十七項、第四条の二百七十七第十項若しくは第二百七十八項、第四条の二百七十八第十項若しくは第二百七十九項、第四条の二百七十九第十項若しくは第二百八十項、第四条の二百八十第十項若しくは第二百八十一項、第四条の二百八十一第十項若しくは第二百八十二項、第四条の二百八十二第十項若しくは第二百八十三項、第四条の二百八十三第十項若しくは第二百八十四項、第四条の二百八十四第十項若しくは第二百八十五項、第四条の二百八十五第十項若しくは第二百八十六項、第四条の二百八十六第十項若しくは第二百八十七項、第四条の二百八十七第十項若しくは第二百八十八項、第四条の二百八十八第十項若しくは第二百八十九項、第四条の二百八十九第十項若しくは第二百九十項、第四条の二百九十第十項若しくは第二百九十一項、第四条の二百九十一第十項若しくは第二百九十二項、第四条の二百九十二第十項若しくは第二百九十三項、第四条の二百九十三第十項若しくは第二百九十四項、第四条の二百九十四第十項若しくは第二百九十五項、第四条の二百九十五第十項若しくは第二百九十六項、第四条の二百九十六第十項若しくは第二百九十七項、第四条の二百九十七第十項若しくは第二百九十八項、第四条の二百九十八第十項若しくは第二百九十九項、第四条の二百九十九第十項若しくは第三百項、第四条の三百第十項若しくは第三百一項、第四条の三百一第十項若しくは第三百二項、第四条の三百二第十項若しくは第三百三項、第四条の三百三第十項若しくは第三百四項、第四条の三百四第十項若しくは第三百五項、第四条の三百五第十項若しくは第三百六項、第四条の三百六第十項若しくは第三百七項、第四条の三百七第十項若しくは第三百八項、第四条の三百八第十項若しくは第三百九項、第四条の三百九第十項若しくは第三百十項、第四条の三百十第十項若しくは第三百十一項、第四条の三百十一第十項若しくは第三百十二項、第四条の三百十二第十項若しくは第三百十三項、第四条の三百十三第十項若しくは第三百十四項、第四条の三百十四第十項若しくは第三百十五項、第四条の三百十五第十項若しくは第三百十六項、第四条の三百十六第十項若しくは第三百十七項、第四条の三百十七第十項若しくは第三百十八項、第四条の三百十八第十項若しくは第三百十九項、第四条の三百十九第十項若しくは第三百二十項、第四条の三百二十第十項若しくは第三百二十一項、第四条の三百二十一第十項若しくは第三百二十二項、第四条の三百二十二第十項若しくは第三百二十三項、第四条の三百二十三第十項若しくは第三百二十四項、第四条の三百二十四第十項若しくは第三百二十五項、第四条の三百二十五第十項若しくは第三百二十六項、第四条の三百二十六第十項若しくは第三百二十七項、第四条の三百二十七第十項若しくは第三百二十八項、第四条の三百二十八第十項若しくは第三百二十九項、第四条の三百二十九第十項若しくは第三百三十項、第四条の三百三十第十項若しくは第三百三十一項、第四条の三百三十一第十項若しくは第三百三十二項、第四条の三百三十二第十項若しくは第三百三十三項、第四条の三百三十三第十項若しくは第三百三十四項、第四条の三百三十四第十項若しくは第三百三十五項、第四条の三百三十五第十項若しくは第三百三十六項、第四条の三百三十六第十項若しくは第三百三十七項、第四条の三百三十七第十項若しくは第三百三十八項、第四条の三百三十八第十項若しくは第三百三十九項、第四条の三百三十九第十項若しくは第三百四十項、第四条の三百四十第十項若しくは第三百四十一項、第四条の三百四十一第十項若しくは第三百四十二項、第四条の三百四十二第十項若しくは第三百四十三項、第四条の三百四十三第十項若しくは第三百四十四項、第四条の三百四十四第十項若しくは第三百四十五項、第四条の三百四十五第十項若しくは第三百四十六項、第四条の三百四十六第十項若しくは第三百四十七項、第四条の三百四十七第十項若しくは第三百四十八項、第四条の三百四十八第十項若しくは第三百四十九項、第四条の三百四十九第十項若しくは第三百五十項、第四条の三百五十第十項若しくは第三百五十一項、第四条の三百五十一第十項若しくは第三百五十二項、第四条の三百五十二第十項若しくは第三百五十三項、第四条の三百五十三第十項若しくは第三百五十四項、第四条の三百五十四第十項若しくは第三百五十五項、第四条の三百五十五第十項若しくは第三百五十六項、第四条の三百五十六第十項若しくは第三百五十七項、第四条の三百五十七第十項若しくは第三百五十八項、第四条の三百五十八第十項若しくは第三百五十九項、第四条の三百五十九第十項若しくは第三百六十項、第四条の三百六十第十項若しくは第三百六十一項、第四条の三百六十一第十項若しくは第三百六十二項、第四条の三百六十二第十項若しくは第三百六十三項、第四条の三百六十三第十項若しくは第三百六十四項、第四条の三百六十四第十項若しくは第三百六十五項、第四条の三百六十五第十項若しくは第三百六十六項、第四条の三百六十六第十項若しくは第三百六十七項、第四条の三百六十七第十項若しくは第三百六十八項、第四条の三百六十八第十項若しくは第三百六十九項、第四条の三百六十九第十項若しくは第三百七十項、第四条の三百七十第十項若しくは第三百七十一項、第四条の三百七十一第十項若しくは第三百七十二項、第四条の三百七十二第十項若しくは第三百七十三項、第四条の三百七十三第十項若しくは第三百七十四項、第四条の三百七十四第十項若しくは第三百七十五項、第四条の三百七十五第十項若しくは第三百七十六項、第四条の三百七十六第十項若しくは第三百七十七項、第四条の三百七十七第十項若しくは第三百七十八項、第四条の三百七十八第十項若しくは第三百七十九項、第四条の三百七十九第十項若しくは第三百八十項、第四条の三百八十第十項若しくは第三百八十一項、第四条の三百八十一第十項若しくは第三百八十二項、第四条の三百八十二第十項若しくは第三百八十三項、第四条の三百八十三第十項若しくは第三百八十四項、第四条の三百八十四第十項若しくは第三百八十五項、第四条の三百八十五第十項若しくは第三百八十六項、第四条の三百八十六第十項若しくは第三百八十七項、第四条の三百八十七第十項若しくは第三百八十八項、第四条の三百八十八第十項若しくは第三百八十九項、第四条の三百八十九第十項若しくは第三百九十項、第四条の三百九十第十項若しくは第三百九十一項、第四条の三百九十一第十項若しくは第三百九十二項、第四条の三百九十二第十項若しくは第三百九十三項、第四条の三百九十三第十項若しくは第三百九十四項、第四条の三百九十四第十項若しくは第三百九十五項、第四条の三百九十五第十項若しくは第三百九十六項、第四条の三百九十六第十項若しくは第三百九十七項、第四条の三百九十七第十項若しくは第三百九十八項、第四条の三百九十八第十項若しくは第三百九十九項、第四条の三百九十九第十項若しくは第四百項、第四条の四百第十項若しくは第四百一項、第四条の四百一第十項若しくは第四百二項、第四条の四百二第十項若しくは第四百三項、第四条の四百三第十項若しくは第四百四項、第四条の四百四第十項若しくは第四百五項、第四条の四百五第十項若しくは第四百六項、第四条の四百六第十項若しくは第四百七項、第四条の四百七第十項若しくは第四百八項、第四条の四百八第十項若しくは第四百九項、第四条の四百九第十項若しくは第四百十項、第四条の四百十第十項若しくは第四百十一項、第四条の四百十一第十項若しくは第四百十二項、第四条の四百十二第十項若しくは第四百十三項、第四条の四百十三第十項若しくは第四百十四項、第四条の四百十四第十項若しくは第四百十五項、第四条の四百十五第十項若しくは第四百十六項、第四条の四百十六第十項若しくは第四百十七項、第四条の四百十七第十項若しくは第四百十八項、第四条の四百十八第十項若しくは第四百十九項、第四条の四百十九第十項若しくは第四百二十項、第四条の四百二十第十項若しくは第四百二十一項、第四条の四百二十一第十項若しくは第四百二十二項、第四条の四百二十二第十項若しくは第四百二十三項、第四条の四百二十三第十項若しくは第四百二十四項、第四条の四百二十四第十項若しくは第四百二十五項、第四条の四百二十五第十項若しくは第四百二十六項、第四条の四百二十六第十項若しくは第四百二十七項、第四条の四百二十七第十項若しくは第四百二十八項、第四条の四百二十八第十項若しくは第四百二十九項、第四条の四百二十九第十項若しくは第四百三十項、第四条の四百三十第十項若しくは第四百三十一項、第四条の四百三十一第十項若しくは第四百三十二項、第四条の四百三十二第十項若しくは第四百三十三項、第四条の四百三十三第十項若しくは第四百三十四項、第四条の四百三十四第十項若しくは第四百三十五項、第四条の四百三十五第十項若しくは第四百三十六項、第四条の四百三十六第十項若しくは第四百三十七項、第四条の四百三十七第十項若しくは第四百三十八項、第四条の四百三十八第十項若しくは第四百三十九項、第四条の四百三十九第十項若しくは第四百四十項、第四条の四百四十第十項若しくは第四百四十一項、第四条の四百四十一第十項若しくは第四百四十二項、第四条の四百四十二第十項若しくは第四百四十三項、第四条の四百四十三第十項若しくは第四百四十四項、第四条の四百四十四第十項若しくは第四百四十五項、第四条の四百四十五第十項若しくは第四百四十六項、第四条の四百四十六第十項若しくは第四百四十七項、第四条の四百四十七第十項若しくは第四百四十八項、第四条の四百四十八第十項若しくは第四百四十九項、第四条の四百四十九第十項若しくは第四百五十項、第四条の四百五十第十項若しくは第四百五十一項、第四条の四百五十一第十項若しくは第四百五十二項、第四条の四百五十二第十項若しくは第四百五十三項、第四条の四百五十三第十項若しくは第四百五十四項、第四条の四百五十四第十項若しくは第四百五十五項、第四条の四百五十五第十項若しくは第四百五十六項、第四条の四百五十六第十項若しくは第四百五十七項、第四条の四百五十七第十項若しくは第四百五十八項、第四条の四百五十八第十項若しくは第四百五十九項、第四条の四百五十九第十項若しくは第四百六十項、第四条の四百六十第十項若しくは第四百六十一項、第四条の四百六十一第十項若しくは第四百六十二項、第四条の四百六十二第十項若しくは第四百六十三項、第四条の四百六十三第十項若しくは第四百六十四項、第四条の四百六十四第十項若しくは第四百六十五項、第四条の四百六十五第十項若しくは第四百六十六項、第四条の四百六十六第十項若しくは第四百六十七項、第四条の四百六十七第十項若しくは第四百六十八項、第四条の四百六十八第十項若しくは第四百六十九項、第四条の四百六十九第十項若しくは第四百七十項、第四条の四百七十第十項若しくは第四百七十一項、第四条の四百七十一第十項若しくは第四百七十二項、第四条の四百七十二第十項若しくは第四百七十三項、第四条の四百七十三第十項若しくは第四百七十四項、第四条の四百七十四第十項若しくは第四百七十五項、第四条の四百七十五第十項若しくは第四百七十六項、第四条の四百七十六第十項若しくは第四百七十七項、第四条の四百七十七第十項若しくは第四百七十八項、第四条の四百七十八第十項若しくは第四百七十九項、第四条の四百七十九第十項若しくは第四百八十項、第四条の四百八十第十項若しくは第四百八十一項、第四条の四百八十一第十項若しくは第四百八十二項、第四条の四百八十二第十項若しくは第四百八十三項、第四条の四百八十三第十項若しくは第四百八十四項、第四条の四百八十四第十項若しくは第四百八十五項、第四条の四百八十五第十項若しくは第四百八十六項、第四条の四百八十六第十項若しくは第四百八十七項、第四条の四百八十七第十項若しくは第四百八十八項、第四条の四百八十八第十項若しくは第四百八十九項、第四条の四百八十九第十項若しくは第四百九十項、第四条の四百九十第十項若しくは第四百九十一項、第四条の四百九十一第十項若しくは第四百九十二項、第四条の四百九十二第十項若しくは第四百九十三項、第四条の四百九十三第十項若しくは第四百九十四項、第四条の四百九十四第十項若しくは第四百九十五項、第四条の四百九十五第十項若しくは第四百九十六項、第四条の四百九十六第十項若しくは第四百九十七項、第四条の四百九十七第十項若しくは第四百九十八項、第四条の四百九十八第十項若しくは第四百九十九項、第四条の四百九十九第十項若しくは第五百項、第四条の五百第十項若しくは第五百一項、第四条の五百一第十項若しくは第五百二項、第四条の五百二第十項若しくは第五百三項、第四条の五百三第十項若しくは第五百四項、第四条の五百四第十項若しくは第五百五項、第四条の五百五第十項若しくは第五百六項、第四条の五百六第十項若しくは第五百七項、第四条の五百七第十項若しくは第五百八項、第四条の五百八第十項若しくは第五百九項、第四条の五百九第十項若しくは第五百十項、第四条の五百十第十項若しくは第五百十一項、第四条の五百十一第十項若しくは第五百十二項、第四条の五百十二第十項若しくは第五百十三項、第四条の五百十三第十項若しくは第五百十四項、第四条の五百十四第十項若しくは第五百十五項、第四条の五百十五第十項若しくは第五百十六項、第四条の五百十六第十項若しくは第五百十七項、第四条の五百十七第十項若しくは第五百十八項、第四条の五百十八第十項若しくは第五百十九項、第四条の五百十九第十項若しくは第五百二十項、第四条の五百二十第十項若しくは第五百二十一項、第四条の五百二十一第十項若しくは第五百二十二項、第四条の五百二十二第十項若しくは第五百二十三項、第四条の五百二十三第十項若しくは第五百二十四項、第四条の五百二十四第十項若しくは第五百二十五項、第四条の五百二十五第十項若しくは第五百二十六項、第四条の五百二十六第十項若しくは第五百二十七項、第四条の五百二十七第十項若しくは第五百二十八項、第四条の五百二十八第十項若しくは第五百二十九項、第四条の五百二十九第十項若しくは第五百三十項、第四条の五百三十第十項若しくは第五百三十一項、第四条の五百三十一第十項若しくは第五百三十二項、第四条の五百三十二第十項若しくは第五百三十三項、第四条の五百三十三第十項若しくは第五百三十四項、第四条の五百三十四第十項若しくは第五百三十五項、第四条の五百三十五第十項若しくは第五百三十六項、第四条の五百三十六第十項若しくは第五百三十七項、第四条の五百三十七第十項若しくは第五百三十八項、第四条の五百三十八第十項若しくは第五百三十九項、第四条の五百三十九第十項若しくは第五百四十項、第四条の五百四十第十項若しくは第五百四十一項、第四条の五百四十一第十項若しくは第五百四十二項、第四条の五百四十二第十項若しくは第五百四十三項、第四条の五百四十三第十項若しくは第五百四十四項、第四条の五百四十四第十項若しくは第五百四十五項、第四条の五百四十五第十項若しくは第五百四十六項、第四条の五百四十六第十項若しくは第五百四十七項、第四条の五百四十七第十項若しくは第五百四十八項、第四条の五百四十八第十項若しくは第五百四十九項、第四条の五百四十九第十項若しくは第五百五十項、第四条の五百五十第十項若しくは第五百五十一項、第四条の五百五十一第十項若しくは第五百五十二項、第四条の五百五十二第十項若しくは第五百五十三項、第四条の五百五十三第十項若しくは第五百五十四項、第四条の五百五十四第十項若しくは第五百五十五項、第四条の五百五十五第十項若しくは第五百五十六項、第四条の五百五十六第十項若しくは第五百五十七項、第四条の五百五十七第十項若しくは第五百五十八項、第四条の五百五十八第十項若しくは第五百五十九項、第四条の五百五十九第十項若しくは第五百六十項、第四条の五百六十第十項若しくは第五百六十一項、第四条の五百六十一第十項若しくは第五百六十二項、第四条の五百六十二第十項若しくは第五百六十三項、第四条の五百六十三第十項若しくは第五百六十四項、第四条の五百六十四第十項若しくは第五百六十五項、第四条の五百六十五第十項若しくは第五百六十六項、第四条の五百六十六第十項若しくは第五百六十七項、第四条の五百六十七第十項若しくは第五百六十八項、第四条の五百六十八第十項若しくは第五百六十九項、第四条の五百六十九第十項若しくは第五百七十項、第四条の五百七十第十項若しくは第五百七十一項、第四条の五百七十一第十項若しくは第五百七十二項、第四条の五百七十二第十項若しくは第五百七十三項、第四条の五百七十三第十項若しくは第五百七十四項、第四条の五百七十四第十項若しくは第五百七十五項、第四条の五百七十五第十項若しくは第五百七十六項、第四条の五百七十六第十項若しくは第五百七十七項、第四条の五百七十七第十項若しくは第五百七十八項、第四条の五百七十八第十項若しくは第五百七十九項、第四条の五百七十九第十項若しくは第五百八十項、第四条の五百八十第十項若しくは第五百八十一項、第四条の五百八十一第十項若しくは第五百八十二項、第四条の五百八十二第十項若しくは第五百八十三項、第四条の五百八十三第十項若しくは第五百八十四項、第四条の五百八十四第十項若しくは第五百八十五項、第四条の五百八十五第十項若しくは第五百八十六項、第四条の五百八十六第十項若しくは第五百八十七項、第四条の五百八十七第十項若しくは第五百八十八項、第四条の五百八十八第十項若しくは第五百八十九項、第四条の五百八十九第十項若しくは第五百九十項、第四条の五百九十第十項若しくは第五百九十一項、第四条の五百九十一第十項若しくは第五百九十二項、第四条の五百九十二第十項若しくは第五百九十三項、第四条の五百九十三第十項若しくは第五百九十四項、第四条の五百九十四第十項若しくは第五百九十五項、第四条の五百九十五第十項若しくは第五百九十六項、第四条の五百九十六第十項若しくは第五百九十七項、第四条の五百九十七第十項若しくは第五百九十八項、第四条の五百九十八第十項若しくは第五百九十九項、第四条の五百九十九第十項若しくは第六百項、第四条の六百第十項若しくは第六百一項、第四条の六百一第十項若しくは第六百二項、第四条の六百二第十項若しくは第六百三項、第四条の六百三第十項若しくは第六百四項、第四条の六百四第十項若しくは第六百五項、第四条の六百五第十項若しくは第六百六項、第四条の六百六第十項若しくは第六百七項、第四条の六百七第十項若しくは第六百八項、第四条の六百八第十項若しくは第六百九項、第四条の六百九第十項若しくは第六百十項、第四条の六百十第十項若しくは第六百十一項、第四条の六百十一第十項若しくは第六百十二項、第四条の六百十二第十項若しくは第六百十三項、第四条の六百十三第十項若しくは第六百十四項、第四条の六百十四第十項若しくは第六百十五項、第四条の六百十五第十項若しくは第六百十六項、第四条の六百十六第十項若しくは第六百十七項、第四条の六百十七第十項若しくは第六百十八項、第四条の六百十八第十項若しくは第六百十九項、第四条の六百十九第十項若しくは第六百二十項、第四条の六百二十第十項若しくは第六百二十一項、第四条の六百二十一第十項若しくは第六百二十二項、第四条の六百二十二第十項若しくは第六百二十三項、第四条の六百二十三第十項若しくは第六百二十四項、第四条の六百二十四第十項若しくは第六百二十五項、第四条の六百二十五第十項若しくは第六百二十六項、第四条の六百二十六第十項若しくは第六百二十七項、第四条の六百二十七第十項若しくは第六百二十八項、第四条の六百二十八第十項若しくは第六百二十九項、第四条の六百二十九第十項若しくは第六百三十項、第四条の六百三十第十項若しくは第六百三十一項、第四条の六百三十一第十項若しくは第六百三十二項、第四条の六百三十二第十項若しくは第六百三十三項、第四条の六百三十三第十項若しくは第六百三十四項、第四条の六百三十四第十項若しくは第六百三十五項、第四条の六百三十五第十項若しくは第六百三十六項、第四条の六百三十六第十項若しくは第六百三十七項、第四条の六百三十七第十項若しくは第六百三十八項、第四条の六百三十八第十項若しくは第六百三十九項、第四条の六百三十九第十項若しくは第六百四十項、第四条の六百四十第十項若しくは第六百四十一項、第四条の六百四十一第十項若しくは第六百四十二項、第四条の六百四十二第十項若しくは第六百四十三項、第四条の六百四十三第十項若しくは第六百四十四項、第四条の六百四十四第十項若しくは第六百四十五項、第四条の六百四十五第十項若しくは第六百四十六項、第四条の六百四十六第十項若しくは第六百四十七項、第四条の六百四十七第十項若しくは第六百四十八項、第四条の六百四十八第十項若しくは第六百四十九項、第四条の六百四十九第十項若しくは第六百五十項、第四条の六百五十第十項若しくは第六百五十一項、第四条の六百五十一第十項若しくは第六百五十二項、第四条の六百五十二第十項若しくは第六百五十三項、第四条の六百五十三第十項若しくは第六百五十四項、第四条の六百五十四第十項若しくは第六百五十五項、第四条の六百五十五第十項若しくは第六百五十六項、第四条の六百五十六第十項若しくは第六百五十七項、第四条の六百五十七第十項若しくは第六百五十八項、第四条の六百五十八第十項若しくは第六百五十九項、第四条の六百五十九第十項若しくは第六百六十項、第四条の六百六十第十項若しくは第六百六十一項、第四条の六百六十一第十項若しくは第六百六十二項、第四条の六百六十二第十項若しくは第六百六十三項、第四条の六百六十三第十項若しくは第六百六十四項、第四条の六百六十四第十項若しくは第六百六十五項、第四条の六百六十五第十項若しくは第六百六十六項、第四条の六百六十六第十項若しくは第六百六十七項、第四条の六百六十七第十項若しくは第六百六十八項、第四条の六百六十八第十項若しくは第六百六十九項、第四条の六百六十九第十項若しくは第六百七十項、第四条の六百七十第十項若しくは第六百七十一項、第四条の六百七十一第十項若しくは第六百七十二項、第四条の六百七十二第十項若しくは第六百七十三項、第四条の六百七十三第十項若しくは第六百七十四項、第四条の六百七十四第十項若しくは第六百七十

所得税法施行規則第七十二条の四第二項	所得税を	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を
所得税法施行規則第七十二条の四第三項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法施行規則第七十二条の六第三項	同条第九項	防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号。以下「防衛特別所得税施行令」という。）第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第三百条第九項
所得税法施行規則第七十二条の六第三項	所得税を	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を
所得税法施行規則第七十三条第二項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法施行規則第七十三条第二項	事項は、	事項は、復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）第八条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、
所得税法施行規則第七十三条第二項第三号ロ	及び	並びに
所得税法施行規則第七十七条第一項	の額	の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法施行規則第七十七条第一項第四号	事項は、	事項は、復興特別所得税に関する省令第八条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、
所得税法施行規則第七十七条第一項第四号	及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
所得税法施行規則第七十七条の六第一項	は、	は、復興特別所得税に関する省令第八条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、
所得税法施行規則第七十七条の六第一項第五号	及び	並びに
	の額	の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法施行規則第八十二条第一項第四号	係る令	係る防衛特別所得税施行令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令
所得税法施行規則第八十二条第一項第五号	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
所得税法施行規則第八十三条第一項第一号	係る令	係る防衛特別所得税施行令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令
	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
所得税法施行規則第八十三条第一項第二号	係る令	係る防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される令
	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
所得税法施行規則第八十三条第三号	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
租税特別措置法施行規則第四条の四第一項第五号	所得税法施行令	防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号。以下「防衛特別所得税施行令」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令
	（施行令	（防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される施行令
租税特別措置法施行規則第五条の二第七項	同条第三項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第五条の二十六第三項
	所得税の額から同項各号	所得税の額、防衛特別所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号
	施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される施行令

租税特別措置法施行規則第五条の二第八項、第五条の四の二第四項第一号及び第十八条の十三の五第二項第十号ト	施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される施行令
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の六第五項第二号	又は同条第三項	又は同条第三項、特別措置法第五条の二十六第一項又は第六項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第二十八条第一項又は第五項
	所得税の徴収	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の六第五項第二号	及び	並びに
	の額	の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の六第五項第三号	及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の六第五項第四号	及び当該所得税の額に係る	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに当該合計額に係る
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の六第五項第五号及び第六号	及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の七第六項	又は第三十七条の十一の六第七項	又は第三十七条の十一の六第七項、特別措置法第五条の二十六第一項、第六項又は第七項及び復興財確法第二十八条第一項又は第五項
	所得税の徴収	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の七第六項第二号	所得税の額	所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の七第六項第三号及び第四号	及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の七第六項第五号	並びに還付をした所得税の額及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに還付をした所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の七第六項第六号	及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十二条第一項ただし書	所得税	所得税、防衛特別所得税
国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）第二条第一項	第九十条の六の三第四項	第九十条の六の三第四項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の三十第二項

2　前項に定めるもののほか、所得税又は防衛特別所得税に係る国税通則法施行規則第二条第三項に規定する通知、同令第七条第三項の規定による保存及び同令第八条の規定による報告は、併せて行わなければならないものとする。

3

第一項に定めるもののほか、防衛特別所得税に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省財務省令第五号。以下「外国居住者等所得相互免除法施行規則」という。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　防衛特別所得税についての外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第十五条第一項、第三項、第五項若しくは第七項から第十項まで、第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第三項若しくは第二十二条第一項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第二十条（同令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る届出、還付その他の手続については、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号。以下「租税条約等実施特例省令」という。）第二条第一項から第四項まで、第十項から第十四項まで若しくは第十七項から第十九項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第一項から第三項まで、第九項から第十三項まで若しくは第十六項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項から第五項まで若しくは第七項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第六項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項から第五項まで、第七項若しくは第九項から第十九項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第六項において準用する租税条約等実施特例省令第三条、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第八項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の二第一項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十、外国居住者等所得相互免除法施行規則第九条において準用する租税条約等実施特例省令第四条第五項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第十条第一項（外国居住者等所得相互免除法施行規則第十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法施行規則第七十条、外国居住者等所得相互免除法施行規則第十条第二項（外国居住者等所得相互免除法施行規則第十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法施行規則第七十一条又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第十三条の二において準用する租税条約等実施特例省令第十四条の二の規定の適用があるものとし、防衛特別所得税又は所得税に係るこれらの規定による届出、還付その他の手続は併せて行わなければならないものとする。

二　前号の場合において、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び第九項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項、第八項、第十四項及び第十五項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで、第八項、第九項、第十五項及び第十六項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第七項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四第一項から第六項までの規定による防衛特別所得税についての届出書、書面又は還付請求書に係る書類の添付は要しないものとする。

4

第一項に定めるもののほか、防衛特別所得税に係る租税条約等実施特例省令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　防衛特別所得税についての租税条約（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下同じ。）の規定（租税条約等実施特例省令第九条の二第二項に規定する特典条項の適用があるものにあっては、同条第一項に規定する特定規定。第三号において同じ。）に基づく軽減又は免除に係る届出、還付その他の手続については、租税条約等実施特例省令第一条の二から第三条まで、第三条の二第一項、第三条の四から第六条まで、第六条の二第五項若しくは第六項、第七条から第九条まで、第九条の五から第九条の十まで又は第十四条の二の規定の適用があるものとし、防衛特別所得税又は所得税に係るこれらの規定による届出、還付その他の手続（法第五条の三十一第九項第一号に規定する限度税率適用配当等（同号に規定する適用限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定に規定する税率と同率であるものに限る。次号において「同率適用配当等」という。）に係るものを除く。）は併せて行わなければならないものとする。

二　前号の場合において、租税条約等実施特例省令第一条の二第一項（第十二号に係る部分を除く。）及び第二項（第十六号に係る部分を除く。）、第二条第五項から第七項まで及び第九項並びに同条第十五項及び第十六項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の二第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第四項から第八項まで、第八項及び第九項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の六第九項において準用する場合を含む。）、第二条の三第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第八項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の七第十項において準用する場合を含む。）、第二条の四第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで、第八項（租税条約等実施特例省令第九条の九第七項において準用する場合を含む。）及び第九項並びに第二条の五第十五項及び第十六項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の九第十項において準用する場合を含む。）、第三条第三項、第三条の四第一項から第六項まで、第四条第二項、第十一項、第十二項、第十三項前段及び第十五項、第六条の二第六項（第一号に係る部分を除く。）、第八条第一項、第二項及び第四項（同条第七項及び第九項において準用する場合を含む。）、第九条の五第一項、第七項、第十項（租税条約等実施特例省令第一条の二第二項第十六号に掲げる書類に係る部分を除く。）、第十一項から第十三項まで及び第十五項、第九条の七第一項及び第八項、第九条の六第一項、第七項、第十項（租税条約等実施特例省令第一条の二第二項第十六号に掲げる書類に係る部分を除く。）、第十一項から第十三項まで及び第十五項、第九条の七第一項及び第八項、第九条の八第一項及び第八項並びに第九条の九第一項及び第八項の規定による防衛特別所得税についての届出書、書面又は還付請求書に係る書類の添付は要しないものとする。ただし、租税条約等実施特例省令第二条の二第一項、第二項前段及び第八項、第二条の三第一項及び第二項前段、第二条の四第一項及び第二項前段、第二条の五第一項及び第二項前段、第三条第三項、第九条の五第一項及び第三項、第九条の六第一項及び第十一項、第九条の七第一項、第九条の八第一項並びに第九条の九第一項の規定による同率適用配当等に係る防衛特別所得税についての届出書又は還付請求書に係る書類の添付については、この限りでない。

三　租税条約等実施特例省令第二条第一項に規定する相手国居住者等配当等又は租税条約等実施特例省令第二条の二第一項に規定する株主等配当等につきこれらの規定に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定により徴収された所得税に係る防衛特別所得税について租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合における租税条約等実施特例省令第二条第八項又は第二条の二第七項の規定により還付を請求することができる防衛特別所得税の額は、当該所得税に係る防衛特別所得税の額とする。

四　租税条約等実施特例省令第十三条の二第一項に規定する一般利子等につきその支払の際に課される相手国等（租税条約等実施特例省令第一条第三号に規定する相手国等をいう。以下この号において同じ。）の租税条約等実施特例省令第一条第八号に規定する租税の額（同条第九号に規定するみなし外国税額を含む。以下この号において「相手国等の租税の額」という。）がある場合（当該相手国等の租税の額が当該一般利子等につき所得税法第百八十一条第一項及び第百八十二条の規定により徴収された所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額を超える場合に限る。）において当該相手国等の租税の額を控除する旨を定める当該相手国等との間の租税条約の規定による防衛特別所得税の還付を受けようとするときは租税条約等実施特例省令第十三条の二の規定の適用があるものとし、防衛特別所得税又は所得税に係る同条第一項の規定による還付請求書の提出又は同条第二項の規定による還付は併せて行わなければならないものとする。この場合において、同条第一項中「書類を」とあるのは「書類（防衛特別所得税に係る還付請求書にあつては、第九号に掲げる書類）を」と、同条第二項中「所得税の額を」とあるのは「所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額の合計額を」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額（当該所得税の額に係る復興特別所得税の額に相当する金額を除く。）」と、「第九十五条」とあるのは「第九十五条並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の十一第一項及び第三項」と、「同条」とあるのは「所得税法第九十五条」と、同条第三項中「が前二項」とあるのは「が前二項（復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）第八条第四項第四号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」と、「所得税の額」とあるのは「所得税の額及び防衛特別所得税の額の合計額」と、「ときは」とあるのは「ときは、同令第八条第四項第四号の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず」と、同項第五号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税」と、同条第四項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額、復興特別所得税の額及び防衛特別所得税の額の合計額」とする。

五　防衛特別所得税に相当する国税の還付金又は過誤納金について国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、租税条約等実施特例省令第十五条の規定の適用があるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年一月一日から施行する。

（防衛特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例に関する経過措置）

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第二条第一項、第十項、第十一項及び第十三項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第一項、第九項、第十項及び第十二項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十二項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項、第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十三項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第七項において準用する租税条約等実施特例省令第三条第一項から第三項まで並びに外国居住者等所得相互免除法施行規則第九条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第四条第五項の規定（以下この項において「届出書等の提出等に関する規定」という。）による所得税の当該届出書等の提出等に関する規定に規定する届出書（当該届出書又は当該届出書につき提出された外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の三第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）及び外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、書面、申請書若しくは書類（以下この項において「届出書等」という。）の提出又は通知事項（当該届出書等に関する規定により通知すべき事項（当該事項又は当該事項につき外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第二条第十四項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第十三項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の三第十三項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第十三項及び外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第十四項の規定により通知すべき事項の通知後にこれらの規定による異動が生じていないものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の通知がされている場合において、施行日以後に支払を受ける外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第一項に規定する対象配当等その他対象国内源泉所得（同法第五条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定に規定する国内源泉所得をいい、当該届出書等の提出等に関する規定に係るものに限る。）につき当該所得税等の非課税等に関する規定の適用を受けることができるときは、施行日において当該届出書等の提出等に関する規定による当該所得税に係る防衛特別所得税の届出書等の提出又は通知事項の通知がされたものとみなして、当該届出書等の提出等に関する規定を適用する。

3　施行日前に租税条約等実施特例省令第二条第一項、第十項、第十一項及び第十三項、第二条の二第一項、第九項、第十項及び第十二項、第二条の三第一項、第七項（租税条約等実施特例省令第九条の七第七項において準用する場合を含む。）、第八項、第九項、第十一項及び第十二項、第二条の四第一項、第七項（租税条約等実施特例省令第九条の八第七項において準用する場合を含む。）、第九項、第十一項及び第十二項、第二条の五第一項、第七項（租税条約等実施特例省令第九条の九第七項において準用する場合を含む。）、第六条第一項及び第二項、第九条第一項、第九条の五第一項、第七項及び第九項、第九条の六第一項、第七項、第九項及び第十三項、第九条の七第一項、第八項及び第十項、第九条の八第一項、第八項及び第十項並びに第九条の九第一項、第八項及び第十項の規定（以下この項において「届出書等の提出等に関する規定」という。）による所得税の当該届出書等の提出等に関する規定に規定する届出書（当該届出書又は当該届出書につき提出された租税条約等実施特例省令第二条第二項（同条第十二項並び